（ガガクレウ）及び吳樂（クレガク）を見よ、

キカハラゲ　黄河原毛　馬の毛色の名、河原毛の黄ばみ多きものを云ふ、保元物語に、黄瓦げなる馬の太くたくましきに云々」、源平盛衰記東使戰本曾條に、武藏國住人勅使河原權三郎有房は、木蘭地の直垂に黑糸威の鎧に白星の甲廿四差たる黑布露の矢黑漆の弓に、黄驃馬に黑漆の鞍置てぞ乘たりける、云々」と見えたり、

キカフヂノクラ　龜甲地鞍　玳瑁にて鞍橋を伏せ包みたる鞍を云ふ、無名裝束抄に、大治五年朝覲行幸の日、少將頼長龜甲地鞍を用ふと見えたり、

キカフノコホリ　城飼郡　所在　遠江國

地原沿革　光仁天皇寶龜二年に始めて見えたり、和名抄に加美（カミ）新井（ニヒヰ）荒木（アラキ）河上（カハカミ）高橋（タカハシ）新野（ニヒノ）鹿城（カラヰ）朝夷（アサヒナ）松淵（マツフチ）土形（ヒヂカタ）狹東（サツカ）の郷あり、應永中既に城東と稱し、また城飼にも作る、天正二年八月德川家康の命により城飼を城東（ジヤウトウ）に改めたる由、武德編年集成に、「えたり、郡名錄「キトウ」と訓み、地誌提要さた之に從へり、明治二十九年佐野郡と合併して小笠郡と改む（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

キガミ　黄紙　江戸幕府訴訟上の文書の名、戟刺官より老中の指揮を仰ぐ書をいふ、其張り紙の黄色なるを以て名づく、寶暦集成絲綸錄、寶暦二年五月の條に、左の如く見えたり、

御仕置伺書本文ニ名所一所ニ寄、相認メ候節之黄紙尚後左之通相認可ル申候、

黄紙認方

此誰儀何々之致方、不屆御座候間何々可ニ申付一候哉、

名所一所ニ相認メ候而、御咎ハ別々ニ相伺候者ハ、右之通黄紙ノ内ニ、一小打仕、認可ル申候、

黄紙認方

此誰々儀、不埒成儀も不ニ相聞一候間、御構御座有間敷候哉、

同斷

此誰々儀、何々之儀不屆御座候間、兩人共何々可ニ申付一候哉、

右の通御構無ニ御座一者、又ハ同樣之御仕置ニ相伺候者ハ、只今迄之通、名前一所ニ相認可ル申候、

桔梗（吉簡、吉干、乞寒）　名義　高麗樂曲、壹越調三十四曲中の一、小曲なり　起原沿革　文獻通考に、乞寒はもと四國外蕃康國の樂といへり、我國傳來詳かならず、見相撲の節、王二人、陪從廿人、劍氣羅脫と相對して之を奏し、又獅樂雜伎とも併奏す、所謂散樂俳優曲なればなり、初め舞ありしかど後世絶えたり（禮樂志）

キカン

ギキ　議貴　六議の一、三位以上の人をいふ、「ギ」の條を見よ、

キギク　黄菊　麴の色目の名、表黄裏青なるを云ふ、九月より十一月の季節に用ふ（胡曹抄、雁衣抄、女官師抄）

キキコマ　聞小間　江戸時代、江戸町民に課したる稅の一、公賣に係る課目を、公役小間の法を標準として徵收することをいふ、即ち公役小間の法を他の課目にも割合ひ、出銀を聞かすといふ意、凡町數の類は皆、これに據て算出するに付、一町小間、總町小間、六消小間、祭禮小間等の名稱あり、其法則に依て、今問に抵當あり、例へば、一町六十間の祭禮小間なれば、一此誰儀何々之致方、不屆御座候間何々可ニ申付一候哉、

名所一所ニ相認メ候而、御咎ハ別々ニ相伺候者ハ、右之通黄紙ノ内ニ、一小打仕、認可ル申候、

黄紙認方

此誰々儀、不埒成儀も不ニ相聞一候間、御構御座有間敷候哉、

同斷

此誰々儀、何々之儀不屆御座候間、兩人共何々可ニ申付一候哉、

右の通御構無ニ御座一者、又ハ同樣之御仕置ニ相伺候者ハ、只今迄之通、名前一所ニ相認可ル申候、

黄紙認方

此誰々儀、不埒成儀も不ニ相聞一候間、御構御座有間敷候哉、

同斷

此誰々儀、何々之儀不屆御座候間、兩人共何々可ニ申付一候哉、

右の通御構無ニ御座一者、又ハ同樣之御仕置ニ相伺候者ハ、只今迄之通、名前一所ニ相認可ル申候、

桔桿（吉簡、吉干、乞寒）　名義　高麗樂曲、壹越調三十四曲中の一、小曲なり　起原沿革　文獻通考に、乞寒はもと四國外蕃康國の樂といへり、我國傳來詳かならず、見相撲の節、王二人、陪從廿人、劍氣羅脫と相對して之を奏し、又獅樂雜伎とも併奏す、所謂散樂俳優曲なればなり、初め舞ありしかど後世絶えたり（禮樂志）

キギス　議貴　六議の一、三位以上の人をいふ、「ギ」の條を見よ、

キギク　黄菊　麴の色目の名、表黄裏青なるを云ふ、九月より十一月の季節に用ふ（胡曹抄、雁衣抄、女官師抄）

キキコマ　聞小間　江戸時代、江戸町民に課したる稅の一、公賣に係る課目を、公役小間の法を標準として徵收することをいふ、即ち公役小間の法を他の課目にも割合ひ、出銀を聞かすといふ意、凡町數の類は皆、これに據て算出するに付、一町小間、總町小間、六消小間、祭禮小間等の名稱あり、其法則に依て、今問に抵當あり、例へば、一町六十間の祭禮小間なれば、一町なりとも、火消小間は五十五間に受け、祭禮小間は五十間に受くる類なり、或は京間を田舍間に更めて受くる町もあり、かく差等あるは、昔し其町々の組合にて定めたるに因れり、又聞小間の割方、寛政以前は町々に依て聊か不同あり、小間割、面割（宅地別なり）坪割、軒役割（家別なり）等の差別ありしが、町法改正の時に、更めて小間割の一法と定められて後、他の割方は皆廢す（江戸課役）

キギスノヒタツカヒ　雉子頓使　名義　副使或は從者なくして、單獨の使のみなるを、俗に忌みていふ詞、「キギス」とは、雉のことをいひ、「ヒタ」とは、「ヒタスラ」、「ヒタモノ」などいひて、物を雜へぬ純一の義にて、單獨の意なり　起原　神代に、天若日子、使命を帶びて天降りせしに、八年を經て尚も復命せざりければ、雉名鳴女を更に遣はして天若日子の狀を問はしめき、是時天若日子弓にて射殺し遂に雉名鳴女返らざりしに因て、後世、凡て大事の使を遣るに、副使從者なども無くて獨りなるをば、雉の頓使といひて忌むことにせしなり（書紀、古事記傳）

キキバンヤク　聞番役　江戸時代、諸侯の留守居役をいふ、「ルスキヤク」を見よ、

キキヤウ　桔梗　麴の色目の名、表二藍、裏青、八月之を着用す、また狩衣、下襲、衣にも用ふ（物具裝束抄、裝束色葉）胡曹抄及び藻鹽草には、表裏共に縹色といひ、雜事抄には、表は薄色の花色ばみたるものといへどもいかゞならん、

キキヤウコバン　桔梗小判　金貨の玩賞品の一、種類四あり（一）重二匁六分、金色中位にて、表に六角内に桔梗を畫きたるもの、上下左右に極印あり、裏に「寶」の字あるもの（二）重第一と同じく、極印

らず、摸造の如し、表裏共に第二に同じきと雖も、只に極印大にして疎、且つ少し細長し（四）重一匁二分、金色上、一名相馬桔梗小判といふ、表には上下に桔梗の畫、中央に小判の文字を極印す（金銀圖錄）

キキヤウノマ　桔梗間　江戸城中表座敷居間の名、襖に桔梗の繪を畫けり、因て名づく、御番醫師の詰所と爲す、江戸城（エドジヤウ）の附圖を見よ（柳營秘鑑）

キキヤウノモン　桔梗紋　紋所の名、桔梗の花を紋にしたるもの、之を家紋となす家は、左の諸家なり、明智、脇坂氏は「桔梗」（別圖の如し）○太田、瀧脇氏は「丸の中に桔梗」○土岐氏は「光琳フト桔梗」（桔梗の變體にて、緣のふときもの）○植村氏は「一字割桔梗」（「イチジヤリキキヤウ」の條參看）を孰も用ふ（武鑑、諸家紋鑑）

キキヤウモン　桔梗門　江戸城門の一、内櫻田門とも云ふ、櫻田口の門にして、且つ前に外櫻田門あるに對して名づく、新安手簡に、泊船門のこと御尋にて候、江城の景境には、確に泊船軒とか覺候、門と申は、古き御目付役所の帳簿にも候と承候、唯今に、櫻田大手御門と申を、五六十年前までは泊船と申きゝ、とあり、又此門を桔梗門といふに付き數說あり、或說に、寛永の頃、將軍上洛の時、歸京の祝儀を表され、此御門を建られ歸京と名付たまひしが、後轉じて桔梗の文字に改めしと、いと覺束なき說なり、又一說に、此門は太田道灌在城の時より存せしものにて、德川家康入國の後までも、屋根の瓦に桔梗の紋付たるが一枚殘りし故、人々桔梗御門と唱へしを、終に其名に定りしなりと云ふ、これ理あるが如く聞えたれども、正しきものには見えず、又南向茶話に桔梗門を吉薛門と記しあるものを見たりといひ、江戸記聞に、吉慶門と書きたる古圖ある由ないへり（御府内備考）

キキヤク　聞役　江戸時代横目付（ヨコメツケ）をいふ、荀子に、十里之國、則將有二百里之聽一注、應猶三耳目一也、或曰謂二間諜者一」とあるに據るか○又九州中國の諸藩に命じて、各其臣二名を長崎に置き、速に其主に告げ、事に從はしむ、是を聞役といふ（外交志稿）

キク　菊　染色の名、裝束色葉に、菊と云は總名にて、葉菊（ハキク）、苔菊（コケボ）、白菊、蘇芳菊（スハウ）、移菊（ウツロヒ）、紅菊、黄菊等の記して數色を擧たり云々」といへり、狩衣、下襲、半臂、衣等なば此色にて染め、九、十、十一月の頃に着用す○襲の色目の名、表白、裏青（或は蘇芳）にて、秋着用す（物具裝束抄、桃華藻葉）

キクアハセ　菊合　名義　人數を左右に番ひ、雙方より菊花を出し、其優劣を爭ふ遊戲を云ふ、是に判者講師讀師等ある時もあり　起原　宇多天皇寛平中行ひしを始めとす、寛平菊合に、題菊、左方占手の菊は、殿上童に立君を女につくりて、花におもてをかざらせてもたせたり、いま九本をば、すはまをつくりてぞしたる、其のすはまのさまはおもひやるべし、面白き所の名をつけつゝ、菊にはゆひつけたり（歌喩右方これも殿上童ちご藤原重時、あはの守ひろしげがむすこ、かれて菊ともおぼすべきすはまを、いとおほきにつくりて、ひとつに植ゑたれば、もて出づるに所せまければ、おしあはせては、一になるべくかまへて、わりて輪をつけて一たびにおしあはせゝいださんとかまへたるを、左方の一もとづゝ出すに驚きて、たびゝに出しければ、あはせはてたれば、いとおもしろき所ひとつなれど、あはするほどはわれていとかたはなり（歌喩）とあるを始めとす、延喜十三年十月十三日殿上侍臣、各左右に分ち、菊花各十本を三番に分たしめ、歌を附して勝負を爭ひし事、著聞集、扶桑略記、躬恒集、玉葉集に見えたり、天曆七年十月十七日清涼殿の東孫庇にて行ひ、長元五年十月上東門院菊合を行ひたり、爾來屢々行はる（著聞集、元輔集、中務集、袋草紙、八雲御抄、無名抄、五月雨日記、合物考）

キクイチモンジ　菊一文字　菊伊太刀（キクヅクリノタチ）を見よ、

ギクウ　義空　系統　唐國の人　事蹟　臨官齊安國師に事へて上首たり、慧・法師の入唐して法を求むるや、皇太后楊氏唐地の禪化を欽し、有道の尊宿を招聘せしむ、「杭州に至り國師に參して曰く、我が國教法甚だ熾んなれども、最上の禪宗は未だ傳ふるあらず、願くは師の一枝の佛法を得て、吾が土宗門の根底となさんと、「國師空を以て其請に充つ、空便ち奏と共に太宰府に著す、勅して空を迎へて京都東寺の四院に館す、太后楊林寺を創建して之に居らしめ、時々道を問ふ、官僚援授を得るもの多しといへども、時機未だ熟せず、傳法人を得ず、數年にして支那に還る（元亨釋書）

キクキリノモン　菊桐紋　菊及び桐の紋を合せていふ詞、皇室の御紋なり、菊紋（キクノモン）或は桐紋（キリノモン）參看、

キクコバン　菊小判　金貨の玩賞品の一、菊寶小判、菊小判の二種あり、其中、菊寶小判に四種類あり（一）重三匁六分五厘、金位中、表に、小き菊紋を上下左右の四箇所に、寶の字を裏に極印す、故に四菊小判とも稱す（二）凡て第一に同じく、表に菊

紋を上下に印するの差あるのみ、一名二菊小判といふ(三)重三匁一分、摸造のものといふ、形は、第一よりも細長く、大なる菊紋を上下に印す(四)重二匁五分、金色中○菊小判は、重一匁七分五厘、金色下、表に、扇形の内に菊を畫きたるもの上下に、中央に菊のみを印す(金銀圖錄)

キクジヤク　菊尺　名義 物をはかる尺度の名、菊の花の寸をさす物ざしなる故にかく名づく○日本曲尺にて六寸餘あり 沿革 世に傳ふ、陶淵明が用ひたる尺なりと、又云晉の尺なりと、又云彭祖の用ひたる物ざしにて、漢の尺なりと、然れど詳かならず、若し日本曲尺の六寸を彼の國尺に當つれば、武王八寸の尺にあたり、夏尺の八寸は、日本の六寸四分なり、日本曲尺にて漢の尺をはかれば、八寸八分餘に當れり、然れど證據なきを以て何れとも定め難し(飲學類聚、古事類苑稱量部)

キクス井ノモン　菊水紋　紋所の名、菊の花に水を畫きたるもの、楠木氏之を家紋となす、諸家系圖纂に據れば、後醍醐天皇正成を召し、御盃を賜はる時、自ら菊花一英を採り、菊は千載の功ありと詔し、之を盃上に浮べられしに、正成之を飲むこと三盃、遂に家紋と爲したるが如し、

キクタノコホリ　菊多郡　所在 陸奥國、今は磐城國 起原沿革 舊常陸國多珂郡に屬す、養老二年五月之を割きて郡と爲し、石城國に屬す、後ち國廢して陸奥に入る、和名抄に、酒(サカキ)河邊、カハノベ)山田(ヤマダ)大野(オホノ)の郷あり、明治初年磐城國を置きて之に屬す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

キクチウチ　菊池氏　姓は藤原、太宰權帥隆家より出づ、其孫太宰少貳同隆、延久二年肥後菊池郡に居住し、因て氏名となす、菊池軍記一卷、後醍醐本系圖共に隆家の子經輔、經輔の子政則、政則の子則隆となす、一世を誤れり、五代隆直に至り、力を平氏に盡し、承久の役王事に勤む、北條義時の爲めに邑を奪はる、四代時隆叔父武本と地を爭ひ、交刺して死す、子武時元弘中詔を奉じて北條英時を討つ、力戰して節に殉ふ、子孫忠烈を繼し、拮据王事に勤む、武重懷良親王を奉じ、南朝に盡す、武政應安七年足利氏に降る、肥後國を安堵せらる、武運其族爲光の爲めに逐はる、後ち歸國す、其子政隆以下一族從はざるもの多く勢なし、惟前永正中阿蘇惟豐に攻られ薩摩に逃る、天文元年武包大友氏に攻められ、肥前高來城にて戰死し、菊池氏滅ぶ○武運の子重爲、肥後米良に居り、菊池を隱し米良と號す、其子孫相繼ぎ、十九代則忠の時、菊池に復す、明治に至り華族に列し男爵を授けらる、其族蕃衍し、西郷、小島、山鹿、合志、迫間、兵藤、藤田、村田、長坂、出田、佐野、堀川、八代、片角、大浦、伊倉、小野崎、林原、加江、城、赤星、林、若宮、中山、村山、甲斐、長瀬、重富等諸氏皆其裔たり(吾妻鏡、太平記、武朝申狀、菊池系圖、家譜)

○政則—則隆—經隆—經賴—經宗—經直
　隆直—隆定—能隆—隆泰—武房—時隆
　武時—武重—武士—武光—武政—武朝
　兼朝—持朝—爲邦—重朝—武運—政隆
　　武經—惟前—武包—重治—武重—武國—武長
　　重爲—國重—重次—重種—重治
　　重綱—重貞—重隆—重直—重孝—則隆
　　則重—則信—則元—則純—則敦—則順
　　祭叔—則忠—武臣

キクチサンバ　テイサンバ)を見よ、

菊池三馬　式亭三馬(シキ

キクチタケシゲ　菊池武重　名號 二郎と稱す 系統 武時入道(寂阿)の長子 事蹟 肥後守たり、後ち左京大夫となる、元弘三年父武時北條英時を博多に攻むるや、命を受けて軍中より歸國し、再擧の計をなさしむ、建武二年新田義真に從ひ足利直義と箱根に戰ふ、先登敵を破る、官軍竹下に敗るゝや、武重の爲めに義真西還するこを得たり、延元元年足利尊氏關を犯す、武重義真に從て大渡に戰ふ利あらず、車駕を護りて延暦寺に至る、又脇屋義助に從て船坂山を攻めて功あり、十月天皇尊氏に給かれて入京す、武重從て拘囚せらる、守者の隙を伺て遁れ還り兵を集む、二年一色範氏來り侵す、武重阿蘇大宮司宇治惟澄と共に之を破る、いまだ歿年を詳かにせず(大日本史)

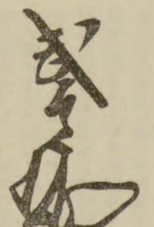
(押花重武)

キクチタケトキ　菊池武時　名號 通稱二郎、剃髮して寂阿といふ 系統 隆盛の二男、兄時隆の死後家を繼ぐ 事蹟 肥後の人、元弘三年後醍醐天皇隱岐を脫して伯耆國船上山に幸するや、武時は、少貳真經、大友真宗等と勤王のことを謀り、密に使を遣はして、これを行在所に奏す、天皇嘉賞し、錦旗を賜うて其義を勵す、時に鎮西探題北條英時博多に在りて其強を恃み、武時を宿敵の視れかな

を覺り、真經真宗に牒して幾ばくの兵を擧げんとす、真宗大勢を願望して來たず答へず、真經もまた王師漠々京師に敗るゝを聞き、疑懼して安ぜず、遂に武時の使者を斬り、首を英時に送る、武時憤怒し、手兵百五十人を率ゐて英時の博多に圍む、兵皆殊死して戰ふ、英時窘迫將に自盡せんとす、會々真經真宗等來りて英時を援ふ、武時克つ能はざるを察し、長子武重に兵五千を分ち、本國に歸りて再擧を圖らしめ、自ら餘兵を督し、奮戰して陣頭に斃る、時に年四十四(大日本史)

キクチタケトシ　菊地武敏　系統 武時の第二子 事蹟 掃部助たり、兵を本國肥後に起して遙に官軍に應ず、延元元年足利尊氏の四走するや、少貳真經、子頼尚を遣はして之を迎へしむ、武敏値知し、兵三千を發して之を水木渡に要し、擊つて其後軍を殲す、尋で真經を太宰府に襲ひ、悉く其器械を焚く、真經退いて內山を保つ、之を圍むこと數日、真經遂に自殺す、武敏勢に乘じて尊氏を筑前に攻め、大に多々良濱に戰ふ、利あらずして本國に歸る、幾干もなくして敵將一色範氏、仁木義長等來り攻むるや、之を支ふること能はず、僅に山に匿れて免る、既にして尊氏退くに及び、復た兵を起し、類に各地を徇ふ、いまだ歿年を詳かにせず(大日本史)

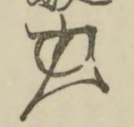
(押花敏武)

キクチタケトモ　菊池武朝　名號 幼字加賀丸、法名神德寺玄轍常朝 系統 武政の子 事蹟 文中三年父卒する時、年僅に十一、肥後守となり左京權大夫に任ず、天授中今川貞世來りて肥後を犯す、武朝水島に迎へ、擊つて之を破り、二歳にして鎭西探題を陷し、進んで筑前府に陣す、拉に於て貞世の弟秋兵を登して來り攻む、武朝憊多に戰うてまた之を破る、三年大內義弘と大に蟠打に戰うて利あらず、翌年貞世再び來を帥ゐて託摩原に至る、武朝敗れて創を被り、族人戰死せる者多し、會々懷良親王來り援け、遂に貞世を走らす、應永十四年卒す、年四十五(大日本史、野史)

キクチタケマサ　菊池武政　名號 幼字二郎、法名悟眞寺忠行 系統 武光の子 事蹟 肥後守に任ず、左京大夫となる、正平二十一年三月師二萬餘を率ゐ、墨碕より船に乘じて赤間關に到り、進んで長門府に入り、大內弘世と戰うて之を破り、また頼を奪うて吉野の朝廷に獻ず、建德元年の秋兵五萬を募り、門司柳浦に到り、東上せんことを圖る、今川貞世の來攻によりて果さず、尋で明年貞世等と肥後國水島に聲、及び合志郡に於て戰ひ、みな之を破る、是年征西將軍懷良親王の旨を奉じ、僧如娃を明に遣はす、文中三年三月足利義滿兵十七萬を率ゐて來り伐つ、武政卽ち泰成親王を奉じて太宰府に次し、弟武敎に兵二萬を授けて之を長門に邀へしめ、連戰皆克つ、義滿因りて九州の諸豪族を誘致す、大友、島津、松浦、秋月以下降るもの多く、武政の兵勢日に盛す、武政來寫敵すべからざるを以て、退いて高良山に次す、義滿長驅して豐後に入り、且つ細川頼之の說を用ひ、菊地氏の封境を全くするを條件として和を行はんとし、旨を武政に諭す、武政之に從ふ、天授二年また兵を出して筑後を抄略し、進んで肥豐に入り、更に進取を圖りしが、會々病に罹りて遂に卒す、年三十五(野史)

キクチタケミツ　菊池武光　名號 豐田十郎と稱す、後ち家を繼ぎて菊池に改む 系統 武時(寂阿)の第八子、武重の弟 事蹟 はじめ兄武重弟武士を養ひて子となし、家を謀りしが、武士早く家務を辭せるを以て、武光入りて本宗を襲ひ肥後守となり、又肥前守となる、是より先後醍醐天皇、皇子懷良親王を以て征西將軍と爲し、出でゝ筑紫を鎭せしむ、興國中に至り、武光、親王を肥後に迎へて之を奉じ、大友氏時、少貳頼尚等と連歲兵を構へ、屢々之に克つ、正平十三年一色直氏、及び其弟範氏を筑前に擊つて之を走らす、茲に於て聲寡大に揚り、九州の諸豪族等來り屬するもの多し、尋で兵五千を率ゐ、島山國久を日向國六筌城に擊ち、また國久の子重隆を三股城に攻めて之を走らす、十四年懷良親王を奉じ、頼尚と筑後川に戰うて大に之を破る(チタゴガハノタタカヒ、參看)明年また親王と共に進んで博多に陣し、兵を分ちて松浦黨を香椎に擊つて之を走らす、文中二年十月卒す(大日本史、野史)

キクチノコホリ　菊池郡　所在 肥後國 起原沿革 古は鞠智に作る、文武天皇二年五月の紀に見えたり、和名抄に、城野、水島(ミヅシマ)辛家、夜關、子養、山門(ヤマト)上甘、曰理(ワタリ)柏原の郷あり、拾芥抄菊地に作り、元祿圖以後菊池に作る、地誌提要に、「キクチ」、「クヽチ」の二訓あり、明治二十九年合志郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

キクチノジンジヤ　菊池神社　所在 肥後國菊池郡隈府村 系統 菊池武時 起原沿革 明治三年之を創建し、十一年一月、別格官幣社に列す、祭日五月五日(官國幣社一覽)

キクチバ　黃朽葉　鬘の色目の名、表裏共に朽葉色の黃ばみたる色にして、支子(クチナシ)に、茜若くは紅を交へて染むと云へり(裝束色葉、四季色目)

キクチン 麹塵 染色の名、青にして且つ黄なるもの、麹の花始めて生ずる時は皆青にして黄なり、青白樣と同じ、桃花薬葉に、青色衣、荊安と紫とにあくをさす、又號二麹塵一云々」と見え、或裝束抄に、麹塵號二青色一、又號二山鳩色一云々」とあり、飾抄、遊遙院裝束抄等に、黄櫨染と同じ樣にいへど譏りなり、袍、大袖、小袖、衣、指貫等をば、此色にて染め、袍は、初め天皇、太上皇、皇后、皇太子、攝政、關白、大臣、納言、參議、侍臣、便に隨て著用せしが、後に天皇、太上天皇の着御となる、「キクヂンノゴハウ」參看(裝束色雜)

キクチンノゴハウ 麹塵御袍 **分類** 麹塵色の御袍を云ふ、天皇着御の御袍なり、青色御袍、青白樣御袍とも稱す、俗に山鳩色の御衣と云ふ **製作** 表は浮線綾練衣にて經朋黄緯黄なり、裏は平絹色朋黄にて表に同じ、紋は竹桐、鳳凰、或は牡丹に長尾鳥、唐草に鳥等にて、緯糸にて付く、染料は綾一疋に刈安草大九十六斤、紫草六斤、灰三石、薪八百四十斤を要す **着用** 臨時祭の庭座、賭弓、弓場始等の時、又朝覲行幸の後出御の節に用ひらる、

紋唐草鳥付絲綾(裝束圖式載)

夏は生衣、冬は練なり、上皇も稀に着御し給ふことあり、臣下は着用するを得ず、殿上六位藏人は年頃の由にて著するを得、枕草子に、殿上六位藏人こそ、なほ

めでたけれ、いみじき公達なれども、えしもき給はぬにや、織物な心にまかせてきたる、青色姿などとめでたけれ」とあるもの是なり、晴の時は、三人返着し、路次供奉して庭上まで參内す、堂上にては一臈一人之を着す(四宮記、飾抄、海人藻芥、胡曹抄、桃花薬葉、名目抄、西三條裝束抄、裝束圖式)

キクチヨウサイ 菊地容齋 **名號** 名は武保、通稱量平、容齋と號す **系譜** 武長の子 **事蹟** 德川幕府の家人たり、幼より文學に志し、まに深く繪畫を好む、十八歳の時、高田圓乘に就きて狩野派の畫を學ぶ、時に畫は一流にのみ泥むべからずとの師說により、流派の如何を問はず、先哲の遺蹟は悉く摸寫修學し、遂に一派を爲す、其畫く處、有職衣冠の人物、南朝の武者、及び官女、遊女、雅俗の人物、山水草木、鳥獸虫魚、或は神社佛閣の畫圖等、みな眞に逼る趣あり、山水に至りては、淺深遠近、高低の位地全備して、幅中に敏思の眺望あり、樹木人家の類は、恰も設立せるに異ならずして、泰西の油畫に髣髴たり、而して其筆意は、探幽、應擧、文晁、三傑の雅趣を拔き、圖は有職古土佐の風に倣ひて新意を出せり、また我國に於ける名臣節婦等を描きたるものなきを慣慨し、遂に前賢故實を著はす、畫中の人物、調度、風俗以下みな正史に基き、悉く本據あり、はじめ之を編せんとし、諸國を遊歷せし時に、大和國に滯在して懷くも後醍醐天皇の御像を寫し奉り、今猶御廚に納めありといふ、後ち明治元年前賢故實集成の時に當り、聖上御東幸の折なれば、其一本を天覽に供し、叡感斜ならずとの勅語を賜はる、八年一月二日日本畫士の稱號を賜ひ、同月七日自畫を獻して恩詩の褒を拜す、九年米國博覽會に奇畫を出品して賞牌を受け、內國勸業博覽會にも赤松麗島等と共に賞牌を得たり、十一年六月十六日歿す、年九十一、谷中天王寺の共葬墓地に葬る(墓碑、扶桑畫人傳)

キクヅ―キクノ

キクヅクリノタチ 菊作太刀 菊花を銘に打たる刀を云ふ、後世菊一文字と呼ぶ、後鳥羽院、則宗貞次等の名高き鍛冶工十二人を撰び、十二月に分ちて、院內に番を勤めさせて刀を作らしめ、院も御手づから作らせ給ひ、其時の御作には十六葉の菊の紋をすゑさせられしと云ふ、尺素往來に、後鳥羽院番鍛冶御作、以二菊爲一銘云々」と見えたり、楠木正成が櫻井驛にて其子正行に訣るゝ時、曾て賜はりし所の太刀を與へしは卽ち是の菊作なりと云ふ(承久軍物語、尺素往來、倭訓栞、本朝軍器考、眞丈雜記)

キクテイウチ 菊亭氏 今出川氏(イマデガハウヂ)を見よ、

キクテイノニフダウサキノウダイジン 菊亭入道前右大臣 今出川兼季(イマデガハカネスエ)を見よ、

キクトウダイ 燈臺(トウダイ)を見よ、

キクトチ 菊綴 素襖、水干、長絹、直垂等の縫目の綻を防ぐ爲めに、組緒を綴り付けて、其餘りを縮れて推し平らめて菊花の如くしたるものを云ふ、蓋し素襖は紋の上に、細き革を結びて付く、後世は全く裝飾とのみなり、色糸にて 8 の形に作り、續飯にて付くるに至れり(眞丈雜記)

キクノエン 菊宴 重陽宴を云ふ、「チヨウヤウ」を見よ、

キクノキセワタ 菊被綿 **分類** 九月九日菊花に綿を被らしめたるゐふ、是は菊の露に身を拭ひ綿を延ぶる樣とせしなり、若し九日に花咲かざる時は、綿にて菊花を作り、九日の夕に菊に合せ置き、露にしめりたるを九日に取りて、身にしめし、老を拭ひ捨て、若にかへるなど云ふまじなひに爲せしなり **起源** 伊勢集に、隣なりける人の許より、九月九日菊にわたかづけにおこせたりける、つとめて取てやるにつけて、數知らず「君が齡なのはへつゝ名たゝる宿の露とならなん」とあれば、此頃より始まりしならん、然れども、正しき行事にはあらざりしなるべし、蓋し菊は仙境にさける花にて、延年の功能あると云へるより、千歳の祝を延ぶる祝とせしなるべし、古今六帖九日貫之の歌に、ぬれきぬと人にいはすな菊の露よはひのぶとぞわがそぼちつる」貫之集に、延長四年九月二十四日法皇六十賀京極御息所被二奉仕一時屏風歌、菊、いかでなほ君が千歳は菊の花折つゝ露にぬれんとぞ思ふ」とあり、此外曾根好忠集、中務集等にも見え、紫式部日記にも、寛弘五年九月九日に、菊の綿を兵部のおもとのもて來て、これとのゝのうへのとりわきていとよう老のこひすて給へとのたまはつるとあれば、菊の露分るばかりに袖ぬれて花の主に千世はゆづらん」など見えたり、猶源氏物語、枕草子、辨內侍日記等にも多く見えたり、後世菊を拜ぶの餘、薬霜を防ぐ爲めと云ひ、或は菊の香を綿にうつして賞せしなりと、或は「咲ざる菊を咲きしと見せん爲めに、赤白黄の綿を花形に作り、枝に挾みしなりと云へるは誤なり(世諺問答、春湊浪話、倭訓栞、松落葉、古今要覽稿)

キクノコホリ 企救郡 **所在** 豐前國

起源沿革 書紀雄略天皇十八年八月の條に見えたるが、聞に作る、又萬葉集にも聞、企玖に作る、續紀天平十二年八月に企救郡始めて見えたり、中世規矩に作る、和名抄に、長野、蒲生の郷あり、元祿圖企敦に作る、以後皆之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

キクノセツク 菊節句 重陽(チヨウヤウ)を見よ、

キクノハナノエン 菊花宴 重陽の宴を云ふ、天皇神泉苑に行幸ありて、乾臨閣にて宴を開かせ給ふなり、「チヨウヤウ」を見よ(內理式)

キクノマ 菊間 江戸幕府江戸城中表座敷居間の名、襖に籬菊を畫けるに因て名づく、三萬石以下の諸第大名、及び諸衆の嫡子、大番頭、兩番頭登城の節詰所と爲す、又同所御樣頰は、詰衆並、同嫡の詰所と爲す、江戸城(エドジヤウ)の附圖を見よ、今左に天保六年度に於ける菊間詰の諸侯を示す(柳營秘鑑、武家格例式)

武藏國部安部

三河奥殿松平

近江山上稲垣

下總多古松平

下野足利戸田

駿河小島松平

大和柳生柳生

河內丹南高木

越後椎谷堀

上野野州佐野村田 酒井

信州岩村田 內藤

安房勝山酒井

丹後峰山京極

常陸牛久山口

下總小見川 內田

下野烏山 大和新庄永井

常陸下妻井上

上總五井有馬

越前鞭山酒井

備中庭瀨板倉

和泉伯太渡邊

武藏金澤米倉

出羽長瀞米津

下總高岡井上

安房館山稲葉

美濃大垣戸田 三河吉田 大岡

また左の諸家は、元菊間詰となる

上總一宮加納

美濃高富本庄

キクノモン 菊紋 **名稱** 紋所の名、菊の花を紋としたるもの、多くは花瓣十六枚あるものを用ふ、專ら皇室の御徽章に用ひ給ふ、稀には臣下にも用ふ **起源沿革** 菊は早く奈良朝より詩歌に顯はれしも、紋所に用ひられしこと詳かならず、本居宣長は、文應元年八月新院(後深草)御幸記に、赤色御袍、窠文中菊八葉云々とある文によりて、菊紋の起りとなし、小中村博士、黑川博士は、之によりて太上天皇御袍の文より出でしものと云へり、然れども、是より數十年前後鳥羽上皇は親ら作らせ給へる刀茎に、十六の菊花文を彫つけさせ給へりと云へば、必ずしも御袍より出でしと云ふべからず、眞丈雜記に、天子の御紋と云ふこと、上古には無之事也、源平合戰の頃より、御幕などに、菊桐の御紋を付始られしなるべきか、菊桐は元來は御裝束の織紋なり、それを武家の定紋の如く、御幕にも何も用ひられしなるべし、黃櫨染と云ふ御裝束には、桐、竹、鳳凰、麒麟の織紋あり、赤色の御袍には、唐草に窠の內に菊の紋あり云々」とあるは、穩なる說なるも、源平頃に幕に菊桐を用ひし事、及び御袍の紋に用ひられし例證見えざれば、信じ難し、但し源平武士以後、諸家にて紋章を用ひしより、朝廷にても御紋章を用ふるに至りしは事實なり、案ずるに菊は、支那にて隱逸なるものとし、仙家の花とも稱し、之にあゆれば齡を延ぶとも云ひて、目出度花なるを以て、御紋章に用ひ給ひしものなるべし、而して後深草上皇以後、上皇法皇共に菊花を用ひさせ給ひしも（是より先上皇の御袍には桐竹鳳凰を用ふ）天皇の用ひ給ふは室町時代よりなるが如し、後花園天皇永享九年十月二十一日室町殿行幸記に、夜御殿裝束の條に、御帳蓋(詩繪菊唐草)御障子之繪(桐竹と鳳凰)云々」又二十五日御鞭の條に、次に主上御直衣、紅の御うち衣、紫の御指貫(御文窠綴)切板敷に出御(中略)次飛鳥井中納言御足をしたゝむ、御具足居二柳筥一、賞任持二參之一、御鞦有紋の紫皮、御紋菊八葉縫物也」とあれば、後花園天皇は、既に菊紋を用ひさせ給ひしこと明なり、千代の松根に載せたる延德元年六月の妙心寺文書に、一菊金之紋付之品々、禁中樣より御寄進の道具に候ゆゑ、

後住へ相渡者也」と見え、又江就記に、正親町院御即位爲ニ御禮一、永祿三年に元就公上洛して御即位料を調進、因レ茲太膳大夫に任じ、菊桐之御紋を拜受也」又毛利系圖にも、同じく菊桐の紋を賜はりしこと見えたれば、此頃は既に御紋章と定まりたりしもの、如し、然れども猶臣下の之を用ひし者ありしと見え、文祿三年豐臣秀吉令して、菊桐紋を臣下の紋に用ふるを禁じたり、茲に於て菊桐は全く皇室專有の御紋章となれり、京都桂宮御幸殿の遣棚の金具には、「二十」葉二十二葉の菊あり、釘隱の金具には十六葉の菊を用ひたり、御幸殿は寛永中の作なれば、十六葉と定まりしは此より後のことなるべし、明治元年正月、仁和寺宮(北白川宮)を征討大將軍となし、錦旗を賜ひて德川慶喜を征ぜしむ、この錦旗には十六葉の御紋章をつけ給へり、これ十六葉の菊御紋章の確定せし時なるべし(是月宮門警衛の諸侯の旗、及び挑燈に菊御紋章を許るし、且つ諸藩出兵の一隊に一流づゝ菊御紋章の旗を下されたり、尋で出征の隊のみに下すこゝなし給へり)二年二月、親王家井に公卿の菊御紋を用ふることを禁じ、同年八月、親王家の菊御紋は十六葉を用ふるを禁じ、裏菊等を用ひて天皇の御紋章に紛れざらしめ、四年六月、皇族に十四葉一重裏菊を用ふるを許し、皇族の外は由緒の有無にかゝはらず之を禁じ、紛敷紋章は改めしむ、七年四月官幣社社殿の裝飾、及び社頭の幕挑燈に、菊紋を用ふるを許す、十三年に、菊紋章及び紛敷紋章を、賣品に畫く事を禁じたり○江戸時代、公卿諸侯等にて

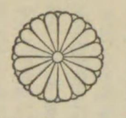
(十六葉菊紋)

(裏菊紋)

菊紋を用ひたる家々は、即ち十六葉の菊は廣幡、足利、京極、毛利、牧野、大谷、上杉、宗の諸氏、裏菊(菊花を裏よりみせたる形)は常磐井氏「十六八重の裏菊」(十六葉の菊の八重になりて、菊形を示せるもの)は、飛鳥井、七條、水無瀨、町尻、櫻井、山井、太秦の諸氏、龜甲內の菊(龜甲の內に菊あるもの)は宇津木氏「青山菊(俗稱にして、抱き菊の葉の上に、菊花あるものは青山氏、十六葉を三つ重れたるものは、秋月氏之を用ひたり(玉勝間、羽倉考、陽春廬雜考、菊桐御紋章考、法令全書)

キグフギヤウ 木具奉行 室町將軍大名の第に赴く時、諸家臨時に置く所の職名、膳部に用ふる器具の事を掌る(武家名目抄)

キクマ 菊間 所在 上總國市原郡 沿革 明治初年水野氏、駿河國沼津より移封、五萬石を領して治す、廢藩の時に至てやむ(明治政覽)

キクマル 菊丸 大納言屋季所持せる笙の名、後ち梶井宮に之を進ず、樂家錄に、近衞基凞所傳に菊丸あり、頭に一重菊を畫くとあれど、同異詳かならず(樂器考)

キクワンチヤウ 擬灌頂 東寺仁和寺の勅願結緣灌頂阿闍梨の宣下以後勤仕以前を云ふ、此阿闍梨は三會の講師に准ずるなり(寺官抄、僧官考)

ギケン 議賢 六議の一、大德行あるものをいふ、「ギ」を見よ、

キゲンセツ 紀元節 名義 神武天皇の御即位を記念する祝日、天皇の御即位は、陰曆にて正月朔日なれど、大陽曆に換算し、二月十一日を以てこれに宛つ、元は元始の義なれども、又年號のことにも用ふることゝなれり、此紀元とは神武天皇御即位の元年を、其間て記る所とし、爲の紀元の始まる日たるを以て紀元節の名とせる者と見えたり 起原沿革 明治五年に始まれり、同年十一月十五日を以て第一月二十九日神武天皇御即位相當に付祝日を被レ定、例年御祭典被二執行一候事と布告せられ、六年三月に、神武天皇即位日を紀元節と稱すべき旨布告せられ、尋で七年以後二月十一日を祭日と改定、爾後變更なし(法令全書、官報、祝祭日講義)

キケンチヤウ 寄見丁 僧侶の役名、御修法の時花を執る役、養和元年後七日法記に、時花(代レ榊)衞士二人(號二寄見丁一)六衞駕丁結番每日一人採進レ之」とあり、

ギコ 議故 六議の一、天皇に侍して殊に接遇を蒙れるものをいふ、「ギ」を見よ、

ギコウ 議功 六議の一、大勳功あるものを云ふ、「ギ」を見よ、

ギコウ 義公 德川光圀の私謚、「トクガハミツクニ」を見よ、

キコニチ 歸己日 又歸忌日とも書す、實は歸亡日にて歸りゆくを忌み、又嫁娶等を忌とする日、吾妻鏡に、曆仁元年十二月二十四日乙丑晴、御逗二留遠州亭一、今日依レ爲二歸己日一也、是無二其憚一之由、陰陽道雖レ勘二申之一、法性寺殿令レ忌御問、被レ追二御佳例一云々」と見えたり、

キサイ 后 「キサキ」の音便、同條を見よ、

キサイマチ 后町 大內裡の常寧殿の異名、「ゾウネイデン」を見よ、

ギサウ 義倉 名義 窮民を賑救せんが爲めに、田租の外戶粟を收め蓄へある倉、賦役令義解に、「凡諸國納二粟一以備二凶荒一、其情願に合へり、故に義倉といふとあり 起原沿革 文武天皇の慶雲に置かれたり、大寶二年二月河內の條に、諸國大風、雜穀損、

及義倉兵器數文始送二于辨官一」と見え、賦役令には、一位以下及び百姓雜色の人等、皆戶粟を取て以て義倉と爲さしめ、上々戶は二石、上中戶は一石六斗、上下戶は一石二斗、中上戶は一石、中々戶は八斗、中下戶は六斗、下上戶は四斗、下中戶は二斗、下々戶は一斗を收め、若稻は二斗、大麥は一斗五升、小麥は二斗、大豆は二斗、小豆は一斗を各粟一斗に當て、皆田租と同時に收めよとあり、慶雲三年詔して中下以下を免じ、元明天皇和銅六年二月復九等の戶に課して更に賓財を以て其等差を定め、和銅の時より率を輕くす、孝謙天皇天平寶字二年五月また中下以下を免ず、嵯峨天皇大同四年四月、五位已上義倉に進むるの數、法に卿て僅に代物を進め未進數多きを以て、封祿を留めて將來を繫す、仁明天皇承和九年十月太政官義倉の物を悲田に充て、鴨河の橋殿を葬葬せしむ、降りて醍醐天皇延喜の年、式を制して之を定む、民部式に、凡京職正稅義倉穀者、省與二主計主稅一共知二出納一、義倉用度帳、京職每年三月進官、即經二省下一察」と見え、又主計式に、凡輸二義倉穀一者、一位五斛、二位四斛、三位三斛、四位二斛、內五位一斛、外五位五斗、上上戶二斛、上中戶一斛六斗、上下戶一斛二斗、中上戶一斛、中中戶八斗、其帳至レ察即更造二帳二通一、一通留レ省、一通留レ寮、若有レ損二去年一、返二却其帳一、若應二賑給一者、國司熟量二貧乏一、入別班二給一斛已下一斗已上一、總所二給用一、不レ得レ過二一年所輸數一、若應二此數一、即言上聽レ裁」といへり、爾後義倉につきて見る所なし(續紀、令義解、三代格、延喜式、大日本租稅志)

キサキ 后 古へは天皇の御妻妾をひろくいひ後は、皇后をいふ、「キサイ」ともいへり、皇后(クワウゴウ)及び嬪后(ヲホギサキ)の條參看、

キサキエ 蚶氣繪 笙の名器、大小二器あり、黑代の寶物にて神靈ありと云ふ、大蚶氣繪、下には人形の一寸許なる刻み、上には鳳凰を彫む、物の形をば竹に殘し、其外をば竹の皮をさきとり、帶より下は黑く、上は新しきやうにし、吹けば手より飛落るやうにて、竹の末のほら〳〵と動くが如し、其帶は二寸許り下りて廻りたるが、吹きしめられては帶の千竹の首にあがるなり、常の笙の如く始の息を荒く吹入つれば、吹息吸息に鼻よりつめたき風いで、吹息つきて吹れざるなり、此器崇德天皇保延四年中火災に罹りたりといふ○小蚶氣繪は、彫刻の大蚶氣繪より疏なるものにて、一條天皇の時、此器一度失せたりしが、御湯殿の下より發見したり、然るに空以て朽ちたるより、其先を切るも、猶其聲美なりと云へり(體源抄、禮樂志)

(大蚶氣繪)

(小蚶氣繪)

キサキノミヤ 皇后宮 皇后をいふ、「クワウゴウ」を見よ、

キサン 歸參 江戶時代、士の罪ありて主人方を逐はれたる者、其罪を赦して復歸せしむるをいふ、

キザン 喜山 足利義政(アシカガヨシマサ)を見よ、

ギザン 義山 名義 字は良照、自ら信阿と號す 起原沿革 俗姓三覺氏、宣次の子、新訓山城華頂山の學僧なり、十五歲にして大和の光傳寺に投じて剃髮し、翌年江戶增上寺に遊學し、呑響上人の室に入る、呑響、義山の非凡なるを知り、命じて下野圓通寺開證和尙の令下に赴かしむ、既にして開證武藏岩槻の淨國寺に遷るに及び、また之に從ふ、開證其偉器なるを喜び、所學を以て悉く義山に授く、後ち辭謝して京に歸る、時に年三十六、是より緣に從ひて居處定ることなし、後ち洛東帶頂山天王神祠の傍に菴居す、四方風を望みて淨徒門に迫る、師道暇恒に四來の爲めに宗書及び他宗の章疏を講說し、また宗書の說議多きを歎じ、普く善本を求めて校正し、印行して初學に便す、水戶光圀、師の德風を聞き篤く請聘すれども固辭して往かず、正德五年靈元上皇宮中に召して法要を問ひ、且つ十念を受け給へり、享保二年十一月十三日寂す、年七十、臘五十六 著書 圓光大師行狀翼贊、同隨聞記、曼荼羅逃奬記、和語燈錄、日講私記等(續東國高僧傳、佛家人名辭書)

キサラギ 二月 二月の古訓、書紀神代卷に見えたり、古事記序に、夾鐘をよめり、奧義抄に、二月は寒して更に衣を着れば「キヌサラキ」と云ふを誤れるなり」といひ、下學集に、此月餘寒殿故衣更着也」といひ、語意に、久佐伎波里月也、草木の芽を張出すは二月也、其久佐伎の三言の約めは伎なれば、伎とのみ云べくも、又草は略くともすべし、佐良と波里は韻通へり」といひ、平田篤胤は、クミ月にていや生と續くなり」とし、跡部光海は、陽氣を更に向ふを云ふ」と云ひ、僕訓栞には氣更に來るの義、陽氣の發達する時なり」と云ひ、類聚名物考には、此月は玄鳥到と月令に見ゆれば、去年の八月に雁來りしが、又更に來るの意か」と云へり、異名に、むめつかさ月、雪消月、椿津月、と云ひ、爲如、如月、仲春、仲陽、孟陽、青帝、青皇など云へり(古今要覽稿)

キシ 騎士 馬寮(メレウ)の條の職員を見よ、

キシ 吉士(吉師) 姓の一種、歸化人の品に用ふ、古事記應神天皇の條に、百濟入貢の人に阿知吉士、和邇吉師の名見えたり、古事記傳に、此にもと新羅國の官、十七等の中の第十四を吉士と云よし、漢籍(北史)に見えたれば、皇國にても、其を取て蕃

人の品に用ひられたりと見えて、繼體卷に、吉士老、敏達卷に吉士金子、吉士木蓮子、吉士譯語彦、又安康卷に難波吉士日香蚊、雄略卷に日鷹吉士、堅磐固安錢、難波吉士赤目子など、なほ卷々に多く見えたり」と云へり、朝鮮古代官名考に、此吉士は約まりて「キ」となる事あり、卽ち阿知吉師を書紀には阿直支に作るが如し、古事記傳に、此人々書紀には吉士とは見えざるを思ふに、此御世には未だ吉士と云稱は無かりけむと、後にかの吉士と云ふものに倣ひて此人々をもおして吉師と語り傳へたるにやあらむ、云々と云へるは、約音キなる事を知らざりしによるなり云々」と見えたり「コニキシ」參看

キ・ジ

キシウケ 記事 按察使(アゼチ)を見よ、

キシウケ 紀州家 德川氏の支族にして紀伊を領せる者、御三家の一、また紀伊家ともいふ「トクガハウケ」の紀州の部を見よ、

ギ・シウモン 宜秋門 大內裡外郭門の一、西面の中門ともいふ、又右衞門の陣ともいふ、拾芥抄、宮の西の偉仗門といふ、內郭の陰明門に相對し、中和院の後と、內膳司との間に在り、大さ三間、南壇四十八間、北墻六十三間、門外に南北の兩舍を設く、右衞門府の陣となす(大內裡圖考證)

ギ・シウモン井ン 宜秋門院 名號 藤原任子、法名浩淨智 系統 月輪關白兼實の第一女、母は季行の女 事績 後鳥羽天皇の皇后、文治五年十一月從三位、建久元年正月女御となる、年十七、同四月中宮と爲り、正治二年六月院號を受く、年二十七、建曆二年正月、院號并宮爵を辭す、建仁元年十月尼と爲る、曆仁元年十二月二十八日崩ず、年六十五(女院小傳)

キ・シウヤキ 紀州燒 名號 紀伊國和歌山に於て製出せる磁器 起原沿革 創業詳かに知り難し、蓋し二百年來の事なるべし、磁器を製す、京都の陶工十世善五郎了全、曾て紀伊侯に聘ぜられ邸中に窯を築き、各種の磁器を製してより較々進歩を見たり、然れども其工に乏しくして盛大を爲す能はず、僅に日用の雜器を製して東京其他近方の諸州に輸送するのみ、其器物は皆紫黃青の三色を班釉するを常とす(古今陶變攷)

ギシキ 儀式 朝廷にて節會、或は祭事の時行ふ式ないふ、延喜の制大中小となす、卽位及び蕃客便表を受くるを大儀、正月元日七日の節會、十七日の大射、十一月の新嘗祭、饗を蕃客に賜ふを中儀、告朔、正月上卯日授位任官、十六日の踏歌、十八日賭射、五月五日、七月二十五日、九月九日、出雲國造神壽詞を奏する日、皇后皇太子册命、百官賀表、遣唐使、及び將軍に節刀を賜ふを小儀と定む、其儀衞の有樣は委しく延喜式に見えたり(延喜式、禮樂志)

キ・シコマ 岸駒 名號 名は駒、字は眞然、華陽、同功館、可親堂、鳩巢樓、虎頭館等の號あり 系統 道久の子 事績 幼より繪畫を好み、四方に歷遊し、後ち京都に留りて有栖川宮家に仕へ、雅樂助と稱す、後ち朝廷に仕へ主殿大屬となり、尋で越前介となれり、晩年北岩倉の里に隱る、曾て廢寺を修理して、これを己が栖居となし、天開窟と號す、年八十八の時(天保七年の冬)藏人所衆に補ぜられ、從五位下越前守に任ぜらる、天保九年十二月五日卒す、年九十、畫風はじめは、沈南蘋を慕ひて、精密なる設色のものをつくりしが、後に至りては、專ら宋人に法をとり、諸家を折衷して一生面を開けり、駒一日東山に遊び、安樂寺を過ぎ、其四壁皆潔淨なるを見、徵に探巢の金岡なりと、つひに墨を紙に題して筆に代へて山水をつくれり、住僧怫然として喜ばず、明日に至り岸駒なることをきき、喜び來りて厚く謝せしといふ、其磊落なる大概かくの如し、其子卓堂(俊)其義子蓮山(文進)其婿畫雲(良)等みなその蕭陶をうけて、畫をよくし世に用ひらる、岸駒歷舉吳春の間に介して、岸派の一格をいだし、其畫を乞ふもの多かりしといへり、またことに其門より河村文鳳、橫山華山、望月玉川、森鳳洲の如きものいでゝ、其流を傳播せり、近世の一名家なりといふべし、維新後圓山派に對して、蓮山の義子竹堂、一種の秀麗なる筆を揮うて、頗に斬新なる意匠の圖をつくりしかば、これが爲めに岸派をして、再び振起せしめたる觀あり き、岸派(キシハ)參看(野史、日本繪畫史)

(東京帝室博物館御所藏)

ギ・ジユウ 擬侍從 天皇卽位の時、或は節會などの時、親王又は公卿などの假に任ぜらるゝ侍從をいふ、その日一日、しかるべき人を選びて侍從の代とするによりてかくは名づく、又侍從代(侍從代)ともいふ、御代始抄に、御卽位の日時は、上卿着陣して辨に仰せて、是を勘へ申さしむ、又擬侍從の事は、上卿例文現等をめして、參議をして是を書かしむ云々、左右に各二人あり、一人は三位、一人は四位の人を用ふ、或は親王を以て三位の侍從に用ふる事もありしなり云々と見えたり、毎年十二月十三日整年元日朝賀の擬侍從を選定す、之を擬侍從定(文殊四記)と云ふ、起源未詳

官式朝賀の條に、前月十三日大臣預點三定殿上侍從四人、左右各二人(三位二人、或以三親王爲之、四位二人)少納言二人、奏賀奏瑞奏關定之」と見えたり、一條天皇正曆中以後、朝賀の儀廢れたれども、猶この定は毎年行はれたりき、年中行事總抄に、朝賀雖二久絕一必有二此定一云々」建武年中行事に、衙前の使の定のついでに元日の擬侍從の定あり、これは朝賀のためなり、朝賀なき時も、猶此定は侍りけるにや、この頃行はれぬ事なれど、おもかげばかりのこりたり」と見えたり、但し源關の時は、朝賀なきを以て行はず、左に江次第所載の擬侍從定の書式を示す、

元日大極殿擬侍從

左

從三位	藤原朝臣基忠
正四位下	源朝臣道良

右

從三位	藤原朝臣保實
從四位上	源朝臣道時

少納言

正五位下	藤原朝臣通輔
從五位上	藤原朝臣公衡

奏賀

正二位	源朝臣雅實

奏瑞

從四位	藤原朝臣實宗

典儀

從五位上	藤原朝臣知家

應德三年十二月二十日

○可レ定二親王一、而今年無二親王一、仍レ所定也○奏賀、定二大納言一、○奏瑞、定歷二少納言一者、或不二必然一、

キ・シツ

キシハ 記室 禪宗の書記の名、岸派 岸駒の創めたる繪畫の流派、其傳統左の如し、キシコマ參看(日本繪畫史)

○岸駒
- 岸雲
  - 岸慶
  - 木田華堂
- 岸直
- 岸文進
  - 岸竹堂
- 河村文鳳
- 村上松堂
- 橫山華山
- 望月玉川
- 森鳳州
- 清水天民
- 白井華陽

キ・ジバシモン 雉子橋門 江戸城門の一、一橋門と清水門との間に在り、見聞集に、關東へ御數萬人の唐人江戸へ來たり、これらをもてなし給ふには、雉子にまさる好物なしとて、諸國より雉子を集め給ふ、此流の、みなかみに鳥屋をつくり、雉子をかぎりなく入おきぬ、其雉子屋のほとりに、橋一ツありけり、それを雉子橋と名づけたり」といへり、是に據れば初めはかりそめの俗稱なりしを、後に其唱へを用ひて遂に門名となる、門衞には、鐵砲五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備へ、萬石以下五千石以上限寄合三年勤仕、番士三人羽織袴著用にて之に詰め、番所の法令一ツ橋に同じ(御府內備考、青標帝)

キ・ジブンコ 雉子文庫(木地文庫) 名義 文庫の一種、板を織物にてはり、下の板に二所宛緒を通すやうにして、上の板の面にて結ぶ、緒は紫村濃(ムラ)の平組なり、又板文庫、小板數とも云ふ、

キ・シツ

キシハ 其傳統左の如し、キシコマ參看(日本繪畫史)

○岸駒
- 岸雲
  - 岸慶
  - 木田華堂
- 岸直
- 岸文進
  - 岸竹堂
- 河村文鳳
- 村上松堂
- 橫山華山
- 望月玉川
- 森鳳州
- 清水天民
- 白井華陽

キ・ジバシモン 雉子橋門 江戸城門の一、一橋門と清水門との間に在り、見聞集に、關東へ御數萬人の唐人江戸へ來たり、これらをもてなし給ふには、雉子にまさる好物なしとて、諸國より雉子を集め給ふ、此流の、みなかみに鳥屋をつくり、雉子をかぎりなく入おきぬ、其雉子屋のほとりに、橋一ツありけり、それを雉子橋と名づけたり」といへり、是に據れば初めはかりそめの俗稱なりしを、後に其唱へを用ひて遂に門名となる、門衞には、鐵砲五挺、弓三張、長柄五筋、持筒二挺、持弓一組を備へ、萬石以下五千石以上限寄合三年勤仕、番士三人羽織袴著用にて之に詰め、番所の法令一ツ橋に同じ(御府內備考、青標帝)

キ・ジブンコ 雉子文庫(木地文庫) 名義 文庫の一種、板を織物にてはり、下の板に二所宛緒を通すやうにして、上の板の面にて結ぶ、緒は紫村濃(ムラ)の平組なり、又板文庫、小板數とも云ふ、

起原沿革 烏丸光廣の孫、解釋由小路紹光始めて之を作る、長八寸七分、幅七寸、厚四分、極上島桐ハシバミ入四方眞黑なり、金高蒔繪菊唐草なること柳荼蹋筆に見えたり、類聚名物考に、この物昔は曾てなき物なり、近き頃より誰人の物ずきにや出たり、世にはしれぬ事にもいへり、大伴家持卿の歌に、春の野にあさる雉子の妻戀に、おのがありかを人にしれつゝ、といふ歌によりて、好事者のいひ出せし名なり、云云」とあり(類聚名物考、安齋隨筆、柳荼隨筆)

キシマノコホリ 杵島郡 所在 肥前國

起原沿革 書紀景行天皇十八年七月の條に、始めて見えたり、和名抄に、多駄、杵島(キシマ)能伊(ノイ)島見(シマミ)の郷あり、地誌提要「キノシマ」と訓めり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

キシマヒ 吉志舞 名義 舞の一種、歌舞品目に、楯節舞と同じといへど誤なり 沿革 其始め詳かならず、神功皇后三韓を征して凱旋せらるゝや、適々大嘗祭に會す、因て安倍氏の祖先舞樂を奏す、之を吉志舞といふ、是が爲め安倍氏世々之を掌る、降りて聖武天皇天平六年三月難波宮に行幸し、攝津職吉志部舞を奏す、清和天皇貞觀元年十一月大嘗會の時、天皇覽樂殿廣廂に宴し、安倍氏吉志舞を奏す、爾後得て知るべからず(禮樂志、歌舞音樂史)

キシン 祈親 七歲父を喪ひ、十三にして興福寺に投じて相宗を學ぶ、聰慧の譽あり、後ち高野山金剛峰寺の廢墟ぜらるを見て、身を修營に委れ、幾于くならずして成る、金剛峯寺の再興ぜらるは、實に所親の力なり(元亨釋書)

ギシン 議親 六議の一、天皇三后の親族を云ふ、「ギ」を見よ、

ギシン 儀宸 皇太子の居所をいふ(節用集)

ギジン 義尋 足利義視（アシカガヨシミ）を見よ、

キシンジャウ 寄進狀 動產、又は不動產を寄進する趣を記して、神社佛閣に納むる文書を云ふ、卽ち國家の安泰ならんことを祈り、一族一家の繁昌ならんことを祈る爲め、田畠或は神馬太刀等を獻ぜし時の書狀なり、今左に、寶簡集所收 畠親房の寄進狀を示す、

可以安寧國海田庄地頭職保補高野山
蓮花藥院勸學料所事

右爲代代祖考及亡息贈從一位右大臣尊可
於當山建立一院始冒追善勤行田畠不足之
素意心中之願念已而如聞者當院學業
殆爲一山傳法之恵命料所錯亂之度
學頭學衆之依怙一向如無今思此事
不勝嘆息然乃趣開彼發願欲保補
件闕乃以當庄地頭職所充料所之猶
奉物理長新進寄院始冒勤行不如雖欲
給之錢無欲屢之學 高祖師見此志
可感者已現得達其理不疑欲保料所復
本學衆安堵者且應衆望且廻思慮追可
計沙汰右藝勅事狀各白如件
正平七年四月一日 源三宮一品沙門（花押）

キジンリウ 機迅流 依田新八郎秀俊の創めたる劍術の流派○秀俊、神保忠順につきて柚流の兵學を學び、又浦上淺右衛門に從つて寶藏院流の槍術を研め、共に其奧を極め、終に自ら刀術を工夫して一流を創む（武家流祖錄）

キシモジン 鬼子母神 佛經にて女相の佛の名、詞利帝母と云ふ、曾て印度大堯國中に在りて千子を生む、最小を愛奴と名づけ、尤も寵愛す、鬼子母常に人の子を取て其子を養育す、佛之を懲さんとして、愛奴を鉢中に藏す、鬼子母大に悲みて之を求むれども得ず、終に佛に歸伏し、吾れ千人の內一子 無きも悲し、今より孩者を殺さず、返りて之を守らんと誓ふ、故に其子皆鬼王となりて、數萬の鬼衆を總べ、五百人は、天上にあり、五百人は、世間にありて人民を護ると云ふ、我國にて兒女の守とし、又は子なきもの、及び兒女の疾病を祈るはこれが爲めなり（寶物集、佛像圖彙、佛教いろは辭典）

キシャ 騎射 名義 馬上にて弓射る式なり、武家には、流鏑馬、犬追物、笠掛、江戸時代の騎射等にて、詳しくは各條に載せて見るべし、（真丈雜記、騎射家傳、武家官位令、吉田家日次記、江戸時代の文書、等參照）

キシャ

キジン——キシャ

キシャウ 祈願 祈禱（キタウ）を見よ、

キシャウダウ 暉章堂 大內裡八省院十二堂の一、次の東堂ともいふ、卯酉の堂なり、明禮堂の西六丈、康樂堂の北九丈五尺、修式堂の東十一丈に在り、長さ七間、朝堂の座者は、少納言、左右辨官にて中を以て上と爲せども、少納言外記東端を以て上と爲す（拾芥抄、大內裡圖考證）

キシャウツギ 起請繼 紙を糊にて繼ぐに、左まへに重ぬるを云ふ、起請文を書くに、白紙に前書をして後に牛王の裏に誓詞を書く定なり、白紙と牛王とを繼ぎ合するに、牛王の方を上に重ぬる故に起請繼と云ふ（真丈雜記）

キシャウモン 起請文 名義 古くは事を發起して、主上に奏請する表文をいひ、後ちには佛神を勸請して赤心を表したる誓詞をいふ、真丈雜記に、起請文といふことは事を發起して主君に請ひ奉る狀のことなり、誓詞を述べたる起請文も、神佛へ對し、神罰佛罰を請ひ奉る文なり」とあるは、其大義を盡したるものとす○後漢書劉盆子の傳に、其余不知書起請之」と見えたり 起源沿革 前者は、其史に見えたるは、三代實錄貞觀十二年二月二十四日の條に、對馬島守小野春風の起請二事を進めたることあるを初めと爲す、其二事とは、保呂衣千領と、納糯帶袋千枚とを造らんことを請ひたるものなりき、此種の起請文は、鎌倉時代まで行はれ、其以後は、專ら誓詞としての起請文のみ行はれしもの〻ごとし、故に前者に關しては省略に從ひ、務めて後者のそれに就きて詳說せんとす、按ずるに、吾國に於て誓約を爲すことは、上代よりの古俗にして、早く「ウケヒ」

式を起し、射馭を習はさしむ（儀制令、真丈雜記、兵志、古事類苑武技部）

キシャウ

キシャウダウ 祈願 祈禱（キタウ）を見よ、

キシャウツギ 起請繼 紙を糊にて繼ぐに、左まへに重ぬるを云ふ、起請文を書くに、白紙に前書をして後に牛王の裏に誓詞を書く定なり、白紙と牛王とを繼ぎ合するに、牛王の方を上に重ぬる故に起請繼と云ふ（真丈雜記）

キシャウモン 起請文 名義 古くは事を發起して、主上に奏請する表文をいひ、後ちには佛神を勸請して赤心を表したる誓詞をいふ、真丈雜記に、起請文といふことは事を發起して主君に請ひ奉る狀のことなり、誓詞を述べたる起請文も、神佛へ對し、神罰佛罰を請ひ奉る文なり」とあるは、其大義を盡したるものとす○後漢書劉盆子の傳に、其余不知書起請之」と見えたり 起源沿革 前者は、其史に見えたるは、三代實錄貞觀十二年二月二十四日の條に、對馬島守小野春風の起請二事を進めたることあるを初めと爲す、其二事とは、保呂衣千領と、納糯帶袋千枚とを造らんことを請ひたるものなりき、此種の起請文は、鎌倉時代まで行はれ、其以後は、專ら誓詞としての起請文のみ行はれしもの〻ごとし、故に前者に關しては省略に從ひ、務めて後者のそれに就きて詳說せんとす、按ずるに、吾國に於て誓約を爲すことは、上代よりの古俗にして、早く「ウケヒ」（「探湯」のことあり（是れ後世の湯起請、火起請の起原なるべし）と雖も、之を文詞に載せて佛神に誓ひたるは、奈良朝以後のことにして、其はじめて見えたるは、平田寺文書に、

綿伍佰疋 綿壹千屯 布壹仟端
稻壹拾萬斤 墾田地壹佰町

以前、捧上件物、以花嚴經爲本、一切大乘小乘經律論抄疏章等、必爲轉讀講說、悉令盡寬、遠限日月、窮未來際、敬納彼寺、永爲學分、依此發願、太上天皇沙彌勝滿（聖武天皇）諸佛擁護、法藥蕩貧、萬病消除、壽命延長、一切所願、皆使滿足、令法久住、拔濟群生、天下太平、兆民快樂、法界有情、共成佛道、

復誓、其後代、有不道之主、邪賊之臣、若犯若破障而不行者、是人必得破辱十方三世諸佛菩薩、一切賢聖之罪、終當墮落大地獄、無數劫中、永無出離、復十方一切諸天、梵王帝釋、四天大王、天龍八部、金剛密跡、護法護塔、大善神王、及普天率土有大威力天神地祇、七廟尊靈、并佐命立功大臣將軍之靈等、共起大禍、永滅子孫、若不犯禍、敬動行者、世世榮福、紹隆子孫、共出塵域、早登覺岸、

天平感寶元年閏五月二十日

奉勅 正一位行左大臣藤原朝臣豐成
右大臣從二位藤原朝臣仲麻呂
大僧都法師行信

これ聖武天皇が、大安寺に下されたる（狩谷棭齋著右京遺文の說による）施入の勅願文にして、直ちに以て起請文と見爲すべからざるや勿論なりと雖も、其實質に於て、將た其樣式に於て、後世の起請文の（文體文）起因が、拙に存すること爭ふべからず、特に所謂「神文」「誓文」と稱する部分（佛神を勸請して誓約したる文詞のある部分の稱）が、右の樣式を學びたるものなることは、一目して燎然たるべし、なほ又起請文なる文字の古籍に見えたるは、古今著聞集に、賀茂阿闍梨と聞えし人、何事の意趣かありけん、慈惠僧正を濫行肉食の人たるよし、不實利口を申したりけるを、僧正聞いて憤りて、起請文を書いて三塔に披露せられけり、其詞に云、若謂令破戒無慙之僧、住持天台坐主者、恐貽疑於先賢、方致怨讐於後輩者、因レ茲今對三寶、披陳此事、戒律の人にそちこと申付けたる報いとて、くるひありきけるとぞ」とあるを初見と爲す、大師に對しての誓詞なるがゆゑに、之を大師勸請の起請と稱したり、ふたや〻下りては、安樂寺の僧が、大治年間北野廟に納めたる起請文あり、吾妻鏡文治二年六月の條に載せたり、これは貴所の威を以て安樂寺の別當職を濫望するを停止せんことを請ひたるものにして、其末尾に「伏願靈廟、明垂冥察、自今以後、有驚爾氏人之許否、暗以豪貴之權威、不測淫分、若致濫望之輩者、高振靈威、立與冥罰、內則天神必加呵責之誡、外亦氏永斷親族之義、云々」とあり、之と前に揭げたる聖武天皇の願文とを比較するに非常に類似せることを認むべし、而して右に述べたる起請文は、皆佛神を勸請して誓約したるものなりと雖も、後世のそれとは多少異なれる所あり、卽ち安樂寺の僧の起請文は、もし非望を抱きたる者あらば、其者に對して冥罰を下さんことを望みたるものにして、冥罰を加ふるの對者は、第三者なれども、下りては佛神が第三者の地位に立つものとす、換言すれば、兩者相互間にて誓約を爲す場合に、第三者たる佛神を勸請し、違約の際には、

キシャ

冥罰を誓約違犯の當人に下さんことを所請したるものなり、かくの如き起請にして史に見えたるは、平清盛が嚴島に於て、高倉院に起請をかゝせ參らせしこと、源平盛衰記にあるを初見とすれども、其文は載せず、また同書に、土佐坊昌俊が、源義經に起請を呈したることを述べて、「昌俊其邊より熊野の牛王尋ね出して、其裏に、上天下界の神祇勸請し奉りて、起請文書き、灰に燒きて呑み云々」とあれども、同じく詳しき事は明かならず、但し神佛を勸請したることと、熊野牛王を用ひたることは、之を以て知るを得べきなり、なほ此事は、後世の書なれども義經記の中にも「熊野の牛王七枚にかゝせ、三枚は八幡宮に納め、一枚は熊野に納め、三枚は土佐坊が五體に納め云々」と見ゆ、眞丈雜記には、之を以て、七枚起請といふもの〻史に見えたるはじめなりといへり、尋で吾妻鏡建久四年八月の條に、源範頼が、兄頼朝に呈したる起請文を載せ、(下に擧ぐ)また眞永式目には、其末段に北條泰時以下の連署せる起請文を載せたり、後世の起請文は多く樣式をこれらに法とりたるが如くなれども、人により場合により將たまた時代により推測すべし、而して其用紙は古くは牛王(牛王寶(牛王)印なる文字を捺したるが故に、名づくしを用ひず、普通の紙上に認めたれども、次第に牛王に書するの風を生じ、既に昌俊のごときもこれに認めたること前に述べたるがごとし、而して場合により牛王に不足を生じたる時には、神文の部分のみを牛王に認め、其他は白紙に認めて續き合せたるが如きこともありき、なほ其牛王も、熊野社に限らず、同じく高野山中にても、御影堂あり、其他東大寺二月堂、大佛堂、法隆寺太子堂、手向山八幡宮、東寺、大寺、鹿苑、

宮士、白山の如き、皆其社寺における牛王ありて廣く用ひられしも、後世に及びては、熊野社の牛王に書すること流行し、牛王といへば、殆ど熊野に限るがごとき大勢力を占むるに至れり、(起請文は主として其牛王の裏に書し、また其表に書したるもあり)牛王の多くは印刷したるものなれども、また畫きたるものもあり(附圖參看)共に種類甚だ多し、これ其牛王を出したる御師の家によりて差異を生じたるものなるべしといへり、又血判(判血)を爲すには、華押の下に施したるとの別ありて、其法は室町時代なる延永前後の際よりして行はれ、爾來武士間には必ずしも之を行ひたれども、庶人間に於ては必ずしも然らず、花押筆押略押等にも血判を用ひたるもあり、また署名のみに留り、花押等なも略し王に認むるゝに及びては、牛王其物もまた非常に神聖視せられ、遂に文詞を省略するの風なども生じ、單に神文のみを認めたるもあり、甚しきは僅に誓約當事者の姓名のみを署したるもあり(附圖參看)其樣式の多きこと、一々枚擧するに遑あらず、なほ左に擧げたる例文並に附圖參看(起請文考、大日本古文書)

起請文事

右爲御代官一度々向戰場一擧、平二朝敵一、盡忠以降、全無貳、雖爲御子孫將來、又以可存眞節者也、且又無御疑叶御意之條、具見先々殿札、疑而蓄箱底、今更不誤而預此御疑、不便次第也、所詮云當時、云後代、不可挿不忠、早以此趣、可誡置子孫者也、萬之一七、令違犯此文、驕大菩薩之神罰、蒙可擧、源範頼身也、仍請狀以起請文如件、

建久四年八月　　參河守源範頼

(吾妻鏡)

このふみみ候ぬあまかゝきたるものに候はすまいらせて候はゝこそは候はめ、かへす〳〵あさましく候、もしとしてれせいのさんにどのにても、すけつくにても、あしもりのゆつりふみまいらせて候はゝ、にほんこくのかみほとけのにくまれをけのあなことにかうふり候て、けぜこしやういたつらにてはて候へし、かつはこのてにごらんしあはすべく候、あなかしこ〳〵

せうきう三ねん十月廿八日　あへのうちの在判

敬白起請文事

右意趣者、近木庄去年(亥歳)年貢之間事、先度預所御方注進目錄、米百捌石五升四合、錢捌拾五貫四拾貳文之外、雖爲壹錢、不見隱閑隙申候、若且者得(現世)入之語、且者存私構肝曲申者、奉始梵天帝釋、四大天王、總日本國中大小諸神、殊別者天野丹生四所大明神、若宮權現十二王子百二十伴部類眷屬之御治罰、蒙面々身上八万四千毛孔、現受白癩黑瘡之病患、得不交(不得カ)入果報、後生墮無間地獄之底、永不可有出期、仍起請文狀如件、

公文代是光(華押)
中番刀禰代定盛(華押)
馬郡番刀禰惠尊(華押)
神前番刀禰道圓(華押)
上番刀禰代澄惠(華押)
(高野山文書)

なほ江戸時代、將軍代等に、諸大名をして誓書を上らしめしものは左のごとし、

起請文前書

一就御代替、彌奉可重、
公儀被仰出候御法度堅相守可申事
一御一門方并諸大名縁辺爲親類、對、
御爲邪儀之一味仕間敷事
一御爲大切奉存及心候程御奉公可申上事
右之條々雖爲存及心候程御奉公可申上事
梵天帝釋四大天王總日本國中六十
餘州大小神祇殊伊豆箱根兩所權現三島
大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類
眷屬神罰冥罰各可罷蒙者也依起請
如件
年號幾干支年月日
大老　姓名居判
老中連名殿

之は國持大名とも皆老中の宅に於て行ふなり、上包には、誓詞と書し、箱(寸法竪一尺二寸八分、幅二寸七分五厘、深さ外のり二寸二分、印籠ぶた)に入れ、箱の上包は、淺黄羽二重單服紗なりといふ、且又當時代には耶蘇教を嚴禁し、宗門改に關して非常の注意を拂ひしが、其一法として、其教徒にあらざるの誓詞を一般の人民に課して之を呈せしめたり、誓詞に二種あり、一、本邦の神祇に誓はしめたるものにして日本誓詞といひ、一は外神に誓はしめたるものにして南蛮誓詞(南蛮誓詞)といふ、前者は佛教徒に施し、後者は耶蘇教より改宗したる者に施せり、蓋し改宗者に對しては、本邦百神佛の名を羅列して誓はしむるは、其功力なきがゆゑに、彼等の歸依したる宗教上の神に誓はしめたるなり、其文體一定せずと雖も、寛永十二年に所司代板倉重宗より告示せる案文は左の如し、

吉利支丹ころび申しゆらめんと(誓詞)の事

一我々は何年より何年まで、きりしたんにて御座候へ共、何年の御法度より、ころび(改宗のこと)申事疑ひ無之候、今程なにの宗體にて御座候、
一吉利支丹宗旨に成此前方れがひ申候事、今に後悔にて御座候、後々末代、きりしたんに立歸る事仕間敷候、同妻子眷族他人へも其すゝめ仕間敷候、自然何方より伴天連參り　こひさん(懺悔)のすゝめと云共、此書物判を致し申上候儀、かつて以妄念にもおこし、取あつかう事に同心致すまじく候、もとのきりしたんに立ち歸るに於ては、しゆらめんとの起請文以て、之をてつするものなり、
一上には天公てうす(神)さんた、まりや(聖母)をはじめ奉り、もろ〳〵のあんじよ(天使)の衆御罰、死てはいんへる野(地獄)といふ於二獄所一諸天狗の手に渡り、永々五寒三熱の苦みを請、重而又現在にては追付らざる(癩病)になり、人に白癩黑瘡とよばるべきもの也、仍おそろしきしゆらめんと如件、

何々村　ころび
誰　判
妻子　判

寛永十二年
十月

右の文中葡語を多く用ひたるは尤も注意すべき事爲す、今葡語の語譯を括弧を以て示せり(德川幕府吉利支丹宗門改考)

キシヤノセツ　騎射節　五月五日の節ゐふ、此日天皇射殿に御して近衛兵衛の騎射を御覽する故に名づく、又馬射節とも云ふ、

キシユンラク　喜春樂　(名義)黄鐘調二十一曲中の一、一名諦心樂、又弄殿喜春樂と稱す、古樂にて中曲○序三帖各十二拍子、破七帖各十四拍子、舞者四人、舞女六人(起源沿革)陳書興公が作といふ、

キシヤ——キシユ

キシヤ——キシヨ

ギシヨ　議所　叙位除目の時、諸卿相議する所を云ふ、日華門の北廂、宣陽殿の東南角、東西二間南北一間を其所となす、又下名所とも、宜所とも議場とも云ふ、又此座にて勸盃あり、西宮記(攝政)曰、於議所行除目、有時於宿所行之、又曰(除目)大臣以下自陣省議所、(以內豎簡立大臣後豎)又曰(叙位)大臣以下着議所云々」と見えたり、春除目抄に座席の事見えたり(左經記、長秋記。小右記、大內古圖、江次第抄、世俗淺深祕抄)

キシロヂノカハ　黄白地革　白革に紋を黄に出したるを云ふ(眞丈雜記)

キシワダシヤウ　岸和田城　(所在)和泉國泉南郡岸和田町　(起源)天正十年中村一氏始めて之を築く　(沿革)天正十三年一氏水日城に移り、小出秀政之に代り、六萬石を食む、孫吉英元和五年但馬出石に移り、松平康重之に代る、寛永十七年九月岡部宣勝(六萬石)封ぜられてより、子孫世襲して明治維新に至る(泉州志、武鑑、德川加除封錄)

キシワダリウ　岸和田流　太田新之允が創めたる砲術の流派○新之允は下總佐倉の人、始め助之允と號す、砲術に達す、萬治中其術を以て水戸家に仕ふ、子新之允亦精巧、其術を繼ぐ(武術流祖錄)

キセイクワン　歸正館　(所在)播磨國加東郡小野　(起源沿革)天保十三年八月始めて建置し歸正館と號す、弘化二年六月、藩領內へ六藝術義(書名)を與ふ、三年七月正式をして領內各村を巡廻し、六藝術義の講釋をなさしめたり、學事監盛に赴く　(沿革)講堂は屋根瓦葺四方庇にして、玄

又大安寺僧安澁が作とも稱す、清和天皇の時、僧行敎、石清水宮を祀りて、之を改作す、以後神祇遷宮、或は東宮の冠禮などに奏すること〻なれり(禮樂志)

間付平屋木造、門長屋、生徒寮は屋根瓦葺二階造、地坪三百坪、講堂延坪三十五坪、生徒寮延坪三十二坪、演武場延坪四拾坪(日本教育史資料)

ギセイクワン　議政官　明治初年の職制、上下の二局に之を分け、上局に議定、參與を置き政體を創立し、法制を造作し、機務を定決し、三等官以上を詮衡し、賞罰を明かにし、條約を定め、和戰を宣する等の事を掌る、下局に議員議員を置き、上局の命を受けて議する所の條件租稅及び驛遞の章程、貨幣を作り、權量を定め、外國との新條約、內外通商の章程、開拓、宣戰、講和、水陸捕拿、招兵、聚糧、兵賦を定め、城砦或は武庫を築き、彼藩此藩との爭訟等を議せしめ、全く立法の權を執るの官となす(明治史要)

ギセツ　義絕　武家時代、武家の父子師弟等の關係を絕つをいふ、勘當とは異なれり、吾妻鏡建久元年七月二十日の條に、佐々木盛綱、子息信實を永く義絕せしめ、立針の地を讓るべからざる由言上の趣見えたれば、宿見とかやすべし、良秋法師に、嫡子所領

ギセイ——ギゼツ

領於女子後、依レ有二不和議一其親悔返否事、右男女之號雖レ異、父母之恩惟同、愛法家之倫、雖レ有二申旨一女子則潛下二悔返一之文、不レ可レ憚二不孝之罪業一、父母亦寡及二敵對之論一、不レ可レ譴二所領於女子一歟、親子義絕之起、既敎令違犯之基也云々」とあり、地方凡例錄に、義絕とは、百姓町人にはなし、武家ばかりなり、百姓町人にては、暇離(キヤリ)、武家にては、義絕といふ、仕方は暇離同前、義絕も目上の者、且つ分家よりは本家を義絕は不レ成は勿論、他人を義絕といふ事はなし、隣家等親類同然心安く致したる所、何歟仔細有レ之、不和に成り、互に出入は不レ致とも夫迄には義絕と申筋には無レ之、暇離は、目上の親類不和には雖レ成けれ共、義絕は從弟同士にても、本家末家の差別なくば義絕いたし、相互に、頭支配へ屆相濟み、雙方勘仕の身分にても致二義絕一事有レ之也」といへり、

キセト　黃瀨戸　尾張國春日井郡瀨戸歷仁、文明の頃二代藤四郎茂、陶器に黃色釉を施すことを發明し、始めて瀨戸窯に於て淡黃釉の茶壺、香爐、花瓶、茶碗等を製す、是より先瀨戸の陶器は皆茶褐色の釉のみを施せり、茲に至て始めて黃色の釉を施す、因て此の名あり、二代藤四郎の造る黃瀨戸茶碗に倚庵と名づくるものあり、寬永年間幕府の醫員曾谷伯庵といふ者あり、之を珍藏す、故に時人之を賞稱して伯庵といふ、而して其類似の器も亦伯庵と名づく、因て同時の作を稱して伯庵といふ、燒物(ヤキモノ)參看(古今陶說攷、工藝志料)

キセナガ　著長(著脊)　鎧を云ふ、眞丈雜記に、鎧を著長といふは、鎧は寬卷寬當胴丸などよりも、著かり長き故なり、又著かりとも著く、是れは腹卷寬當胴丸などよりも、腹の方にて短かき故、腹の方より著て著るなり、鎧は背の方より著る故なり、著長とは大將の鎧を云ふ、平士の鎧を云ふも誤にあらず、後三年記に、我著たるきせながをぬき、のり馬ともな國府へやるとあり、是れ諸卒の鎧の事を云へるなり」と見えたり、

キセン　喜撰　桓武天皇の後裔、宇治山に住し、密呪を持し、長生を求め、穀を避け餌を脫す、一日雲に乘りて去り、終る所を知らず、喜撰歌を善くし勅を奉じて、和歌式を撰す、自ら詠する所の歌、唯一首のみ世に傳ふ(元亨釋書)されどこの事も確ならず、

キセンヤド　木錢宿　木賃宿(キチンヤド)を見よ、

ギリウ　議奏　政治の善惡を議して奏聞するを云ふ、集議聞奏の意なり、鎌倉時代には、單に政治の善惡を議することを掌りしが、江戸時代には常に天皇に近侍し、親しく口勅を受けて、公卿以下に傳へ、或は天皇へ事柄を申上ぐることを掌る、又傳奏の取締らざる用をも議し、關白へも申奏を爲す、故實拾要に、是議奏とは、天子の近智に侍て、諸の御用を辨ず、武家の老中職に似たり、傳奏より奏する事も、先達議奏、議奏是を天子に奏す、其事に依て、傳奏、又直に奏する事もあり、此外都て奏する事も、先達議奏也、天子の御口づからの御用、議奏奉之也、議奏は四人或は五人也、此の中必清華一人加レ之也、自餘は羽林家の中、可レ然人を撰で補レ之也」と見えたり、皇居御學問所の西に、議奏衆源親朝奏請して議奏十人を置き、神祇佛事を初め朝務悉く議奏せしむ、依りて右大臣藤原基實、內大臣藤原實定、權大納言藤原實房、同源通親、藤原經房、參議藤原光雅、同源兼光を以て之に補す、親朝奏する後も、鎌倉時代には、其名屢々見えたるも、議奏任補のこと日記錄に所見稀なるを見れば、餘り重ぜられざりしものならん、降りて靈元天皇貞享三年、年寄衆御側衆を改めて議奏と稱し、大納言轉法輪實通、前大納言勸修寺經慶中納言東園基量、參議愛宕通福を以て之に補す、爾後四人又は五人の時ありて、明治維新の時に至る、役料は現米四十石、一人扶持を給す(玉葉、吾妻鏡、議奏歷、新公家要覽、光台一覽)

キリウヂ　木曾氏　姓は清和源氏、六條判官爲義の二男義賢より出づ、義賢の子義仲、信濃國安曇郡木曾切岸城に住す、依て氏とす、元曆元年正月從四位下に叙せられ昇殿を許さる、同年十月征夷大將軍となり、同月粟津に戰死す、其三代基家、將軍頼嗣に侍し、上野名香山庄を賜ふ、基家の孫家敎、信濃國筑摩郡三富野に住す、其裔義昌、天正中織田信長に屬す、其子義利德川家康に從ふ、天正十八年功を以て下總置戸地を賜はり一萬石を食む、後ち除封せらる、一族に高遠、千村等の氏あり(寶鼎分脈、系圖纂要)

○義賢—義仲—義基—義茂—基家—家仲
家敎—家通—家頼—家親—親豐—信道
豐方—家方—家豐—義元—義在—義康
義昌—義利—義辰

キリカイダウ　木曾街道　江戸時代五街道の一、また中山道(ナカセン)ともいふ、ゴカイダウを見よ、

キリノクワンジヤ　木曾冠者　源義仲(ミナモトノヨシナカ)を見よ、

キリノミヤ　木曾宮　北陸宮(ホクロクノミヤ)ないふ、

キリヒガリ　鏡驅　蘇鐵(クスリガリ)　を見よ、

キリヨシナカ　トノヨシナカ)を見よ、

キダ　段(分、常)　物のきれ、又はきざみといふ、寸咫の義なるべし、書紀神代紀に、分の字をも「キダ」とよめり、是れ分別の義にて、段の字と同意に用ひたるなり、又天武紀に布一常とも見えたり、

キタイフブシ　喜太夫節　淨瑠璃節の一種、虎屋喜太夫の創めたる所なるを以て名づく、喜太夫は、虎屋源太夫につきて薩摩節の曲を學び、遂に一派を立て、明暦三年京に出で之を語る、東海道名所記に、喜太夫といふもの、上總掾となりて太平記を語る、其曲節平家とも舞とも論とも知れぬ島ものなり」と見えたり、子孫傳へて享保の頃に至る(聲曲類纂)

ギダイフブシ　義太夫節　淨瑠璃節の一種、竹本義太夫の創めたるを以て名づく(聲曲類纂)義太夫初め井上播磨の門人清水理兵衛に就きて、播磨節の奧義を學び、清水理太夫と稱して之を語りしが、當時宇治嘉太夫の名聲ありを聞き、更に其門に入りて嘉太夫節の總奧を研め、二派の長を折衷して終に名を竹本義太夫と改め、貞享二年大阪に於て興行す、尋で近松門左衛門を聘して新に語物を作り、以て之を興行し、名聲大に揚る、元祿十四年、豐竹若太夫別に豐竹座を設け、竹本座に抗するに至てより東(豐竹)西(竹本)の二に分る、享保十九年豐竹肥前掾江戸に下り此の節を弘めしかば、大に人情に適し、豐後節と共に盛に流行して、終に淨瑠璃義太夫、義太夫淨瑠璃なりとの感を人に抱かしむるに至り、延て今日に及べり、今略系統を示せば左の如し(竹豐故事、聲曲類纂、操年代記、塵塚談、曉の小田卷、獨語)

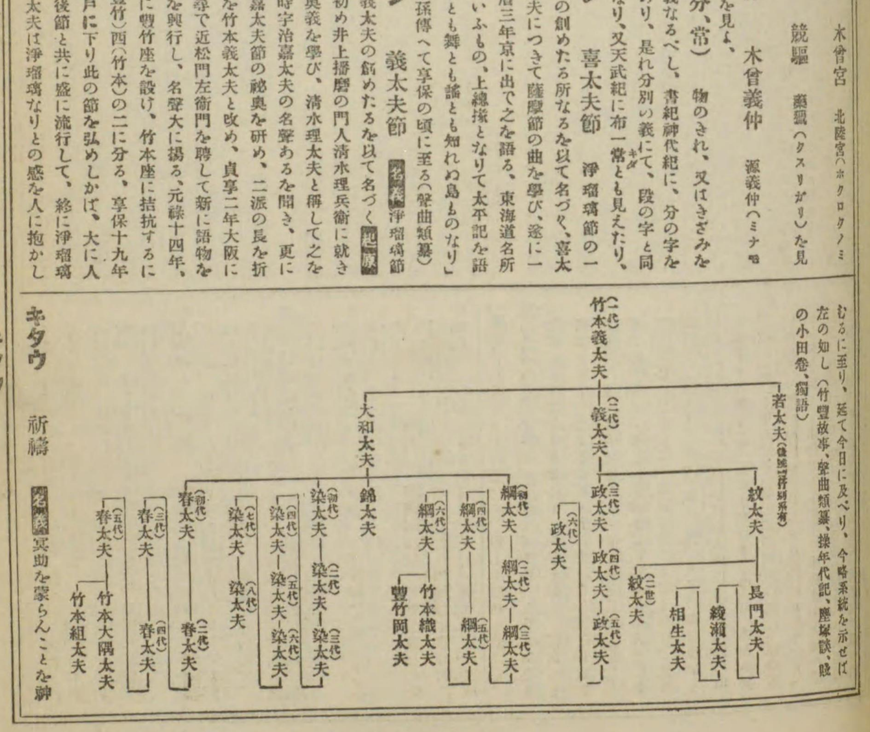

キタウ　祈禱　冥助を願らんことを神

明に希願するをいふ、祈願、祈念、祈請、祈願などいふも同じ、祈禱はイノル又コヒとも訓す【出典】太古天照大神の天岩窟に幽居し給ふや、群神天安河に會して、禱り奉るべき事を議り、天兒屋根命太玉命の二神をして大神の出で給はんことを祈禱せしむ、是祈禱の事實が史に見えたるはじめとす、崇神天皇の御代疫病天下に行はれ、凶歲頻繁なりしを以て、天皇沐浴齋戒して神祇に祈り、神功皇后の三韓を征討し給はんとするや、また親ら神主となりて神祇を祭り、彼國を征服せんことを祈り、皇極天皇は南淵の河上に幸して雨を祈り給ひし事書紀に見え、桓武天皇は幣を五畿七道の名神に奉りて國家の安寧を祈られし事類聚國史に見え、清和天皇貞觀八年七月三日祈雨せられし事三代實錄に見え、後一條天皇萬壽三年閏五月二十八日三條后妍子の安產を祈りしこと左經記に見えたり、此他人毎に子孫の繁榮を祈り、或は富貴を祈り、材藝の上達、航海旅行の安全を祈り、雨を祈り、五穀の豐穰を祈るが如き、其類實に多し、又毎月毎日神社に參詣して、己の所思を祈る者あり、之を月詣又は日詣といふ、百度或は百日神社に詣りて祈るもの、之を百度詣百日詣といふ、若其幸福を求め、災禍を禳ふに外ならず、又參籠も祈禱の方なり、古今異なることなし(古事類苑神祇部)

ギタウ　儀刀　儀式の時に用ふる刀、威儀の爲めに用ふるなり、又儀仗とも云ふ、仗は兵具を云ふ、「アがリタチ」とも訓めり(眞丈雜記)

ギダウ　義堂　周信(シウシン)を見よ、

キタウブギヤウ　祈禱奉行　【解説】室町幕府の職名、諸寺の祈始より、平常恒例の祈禱の事務を掌る【出典】千秋氏の世職なり、其祈禱の業は安倍賀茂二氏の食祭なり(御時の祈始には、別に所職を命じ

らる、此を御祈奉行と稱す(年中恒例記、武家名目抄)

キタウリウ　起倒流　寺田勘右衛門正重が、藤野流柔法を學び、其蘊奥を研めて開きたる流派をいふ(武術流祖錄)

キタヲカノハカ　北岡墓　山背大兄皇子の墓、大和國生駒郡平群川の西に在り○兆域三町南北二町、墓戸二烟を置く、延喜の制、頭警の例に入らず(延喜式、陵墓一覽)

キタヲウジヤウ井ン　北尾往生院

キタヲカハウタマロ　喜多川歌麿　【名號】浮世畫師、藤原陳子、法名知雲【出典】藤原基家の女、後高倉天皇の妃、後堀河天皇の母君、貞應元年四月從三位に叙す、年五十、同日准三宮となり剃髮す、七年院號を賜はる、嘉禎四年十月三日崩ず、六十六(女院小傳)

キタシラカハ井ン　北白河院　【名號】後高倉院宮入道雄仁親王(伏見宮貞敬親王の王子)復飾を仰付けられ、照高院宮と稱し、修驗道に於ては、管領宮と稱せしむ、同八月甍去に依て智成親王其後を繼ぎ給ふ、三年十一月北白川宮と改稱す(法令全書、親王系圖)

○智成親王——熊久親王——恒久王(竹田宮)
　　成久王

キダチ　木刀(木太刀)　古くは木にて作りし太刀を云ひ、後世は眞の太刀にて、柄鞘に花飾を加へす、木地のまゝなる太刀を云ふ、崇神紀に、先是、兄竊作二木刀形一似二眞刀一當時自佩之」と見えしは、木作刀にて、太平記菅秦左衛門條に、出仕の時は木鞘卷の刀を差し、木太刀を持せけるが、叙爵後は此太刀に弦袋をそ付たりける、云々」とあるは眞太刀なり(武家名目抄)

キタノオヘヤ　北御部屋　江戸將軍家大奥に至りしも、調停する者ありて漸く和解したり、尋で文化元年五月に太閤の前に、石田三成が兒子繁にて目見えの手を取りたる處、長柄の侍女袖をおほひたる形、また加藤清正甲冑酒宴の傍に、朝鮮の妓婦三絃引きたる形を繪繪に描きて出版したるに、端なく官の咎にあひ、直ちに呼び出されて吟味中入牢を命ぜられ、出牢の上手鎖の刑に處せられしが、之が爲め大に氣力を害し、翌二年五月二日歿す、年五十三、(浮世畫人傳)

キタコウヂウヂ　北小路氏　姓は大江、中納言匡房の孫式部少輔維光の男從四位下右京大夫匡範第十五世俊氏に至り北小路と稱す、後に從三位大江俊常、嘉永元年堂上に加へられ昇殿を聽さる、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(知譜拙記、諸家傳、華族譜)

○德光——貴福——光香——光敎——祥光——師光
　　(トヤ)　　(ノリ)　　(ナム)
　　就光——匡光
　　(ヤリ)

キタコウヂウヂ　北小路氏　姓は藤原、權大納言柳原資明十三世三室戸從三位誠光の二男正三位德光の後なり、光香の時享保十八年十二月中絕を再興し、北小路の號を賜ひ、柳原家庶流たるべき由仰下さる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(知譜拙記、諸家傳、華族譜)

○德光——貴福——光香——光敎——祥光——師光
　　(トヤ)　　(ノリ)　　(ナム)
　　就光——匡光
　　(ヤリ)
　　重房——信俊——維房——黑房——匡重——俊宣
　　(ノブ)　　(ノリ)
　　俊泰——俊永——俊直——慶忠——快俊——俊祥
　　俊眞——俊包——俊民——俊盛——俊名——俊幹
　　(カナ)
　　俊則——俊光——俊方——俊[illegible]——俊久——俊[illegible]

　　俊義——俊親——明
　　(ナル)　　(アキラ)

キタコウヂドノ　北小路殿　山城國京都室町通今出川の南、北小路町に在り○足利氏の邸宅、又後土御門天皇の皇居となりしことあり、親長卿記に、文明十一年十二月還二幸土御門殿一」とあるは、同年七月北小路殿炎上せしを以てなり、長興宿禰記に云く、文明八年九月十一日、今日室町殿御產御母儀(號二北小路殿一)叙二從三位一、又云く同年十一月十四日辰刻、主上自二小川御所一行二幸北小路殿一(三位禪尼御所也)至二北小路室町西頰一入御」とありて、足利氏の第宅なりしなり(山城名勝志、平安通志)

キタシヒメ　堅鹽媛　【人名】蘇我稻目の女【出典】欽明天皇の妃となり、後ち皇太夫人となりて薨ず、推古天皇の二十年二月改めて檜隈大陵に葬る(大日本史)

キタジマウヂ　北島氏　天穗日命より出づ、その後十八代を宮司といふ、反正天皇四年國造と爲り、始めて出雲臣の姓を賜ふ、五十六代國造出雲臣貞孝に至り、北島を以て氏となす、爾來連綿として出雲國造と稱し、千家氏と共に出雲大社に奉仕す、明治五年七十五代全孝に至り、國造世襲の職を解き、華族に列せられ、後年男爵を授けらる(華族譜)

○貞孝——資孝——幸孝——高孝——利孝——雅孝
　秀孝——久孝——廣孝——晴孝——恒孝——兼孝
　道孝——直孝——惟孝——明孝——宣孝——起孝
　從孝——全孝——脩孝(ナカノリ)——齊孝(ナリノリ)

キタシラカハドノ　北白河殿　近衛道經(コノエミチツネ)を見よ、

キタシラカハノ井ン　北白河院　【名號】藤原基家の女【出典】後高倉天皇の妃、後堀河天皇の母君、貞應元年四月從三位に叙す、年五十、同日准三宮となり剃髮す、七年院號を賜はる、嘉禎四年十月三日崩ず、六十六(女院小傳)

キタシラカハノミサザキ　北白河陵　親王、邦眞親王の女、母は尾張局(門院傳)後二條天皇の御陵、山城國愛宕郡白河村に在り(陵墓一覽)○山陵志に、後二條陵見存焉、呼二福塚一、冷泉陵西而左丘隅而吉田、右目輪川矣、一代要記皇代記並云、葬二北白河殿一、北白河昔時此間總名也、據二古圖一、山陵有此」と見ゆ、

キタシラカハノミヤ　北白川宮　伏見宮邦家親王の王子智成親王より出づ、明治元年正月聖護院宮入道雄仁親王(伏見宮貞敬親王の王子)復飾を仰付けられ、照高院宮と稱し、修驗道に於ては、管領宮と稱せしむ、同八月甍去に依て智成親王其後を繼ぎ給ふ、三年十一月北白川宮と改稱す(法令全書、親王系圖)

○智成親王——恒久王(竹田宮)
　　成久王

キタノコホリ　喜多郡　【所在】伊豫國【解説】清和天皇貞觀八年十一月、宇和郡を割きて始めて之を置く【出典】和名抄に、矢野(ヤノ)久米(クメ)新屋(ニヒヤ)の郷あり、後に矢野郷は、宇和郡に屬す、爾後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

キタノシヤウ　北莊(北庄)　【所在】越前國【解説】城郭は、福井城の南郭、初足利高經の居城なりしが、朝倉氏の時、同族賴景此に住し子孫相繼ぐ、天正元年八月景行戰死、信長明智光秀等をして戍らしむ、二年正月一向宗徒之を逐ひ下間氏を置く、天正三年柴田勝家之を亡し功を以て城を賜ふ、十一年豐の居間の名、溜間の北に襖を隔てゝ此間あり、御座所と爲す、御藥所及び御中臨懷妊五月目より此部屋に住み換へを爲す、此の部屋の周邊に數部屋あり、醫師御目見舞人などの詰所と爲し、御次間は總て產婦附の女中之に詰め、又は御用具を納る、所なりといふ、此間は十疊敷にて西に床あり、板疊を敷き黑塗の框を箝む、床柱は檜の糸柾にて違棚は襖のタメ塗なり、南東北に絕て切る、襖の模樣は地白に金泥の松葉なり、又天井及小壁の貼付は地白に銀泥にて笹唐草の模樣なり、江戸城(エドジヤウ)の挿繪大奥の部を參看すべし(千代田城大奥)

キタノカタ　北方　貴人の妻を云ふ、二判問答に、「室家稱二北方一、事、自二天臣一至二殿上人一、室家通稱歟」と見え、倭訓栞に、「无住法師の說に、北は陰なり、故に女を北方と云ふ、北堂などの意に通へり」と、貞丈雜記に、「貴人の妻を北の方とも云、北の政所とも云事、男は陽也、女は陰也、南は陽也、北は陰也、表は陽也、奥は陰也、女は奥に引こもり居て、內所の諸事を取はからふゆゑ北の方とも、北の政所とも云也」とあり、

キタノコホリ　喜多郡　【所在】伊豫國【解説】清和天皇貞觀八年十一月、宇和郡を割きて始めて之を置く【出典】和名抄に、矢野(ヤノ)久米(クメ)新屋(ニヒヤ)の郷あり、後に矢野郷は、宇和郡に屬す、爾後變遷なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

キタノシヤウ　北莊(北庄)　【所在】越前國【解説】城郭は、福井城の南郭、初足利高經の居城なりしが、朝倉氏の時、同族賴景此に住し子孫相繼ぐ、天正元年八月景行戰死、信長明智光秀等をして戍らしむ、二年正月一向宗徒之を逐ひ下間氏を置く、天正三年柴田勝家之を亡し功を以て城を賜ふ、十一年豐

臣秀吉之を滅し其後丹羽長秀此に住す、子長重移封後、堀秀政及び秀治在城す、轉封の後山口正弘、青木秀以、保科正光等在城、慶長六年、德川家康、第二子結城秀康に與ふ、秀康之を毀ち福井城を築き、當城廢す、（フクヰジヤウ、參看（越前國誌）

キタノヂン 北陣 朔平門を云ふ、內裡北方の門なる故に名づく、「サク（イモン）」參看（袋草紙）

○又禁中兵衛府の陣をいふ、

キタノノジンジヤ 北野神社 所在山城國京都市上京區馬喰町○天滿宮天神、天滿大自在天神、天滿天神の號あり、現今官幣中社に列す 祭神 菅原道眞、東に中將殿、西に北方吉祥女を合祀す、

沿革 醍醐天皇延喜中、屢々雷電霹靂の變禍あるを以て、勅して火雷天神の號を賜ふ、朱雀天皇天慶五年七月、右京七條坊の人多治比奇子に神託して、神殿を右近馬場に造れ、我今既に天神の號を得て國を鎭むるの思あり、故彼處に住給はんと告げ給ひしかど、假に小祠を家邊に設て祭ること凡五年、村上天皇天曆元年六月に之を北野神殿に遷す、村上天皇天德三年二月忠平の子、藤原師輔神殿屋舍を增築し、神寶諸物を奉る、一條天皇永延元年神殿を改造す、八月五日敕して北野祭を行ひ、內藏寮官幣に預らしむ、北野祭（キタノマツリ）參看）此に始まる、正曆五年四月、中臣氏を宣命使として幣帛を奉り、疾疫等の事を祈り、寬弘元年十月行幸ありて幣帛を捧ぐ、北野行幸此に始まる、七年二月明年三合の厄に當るを以て神寶東遊を奉る、初本社二十二社の列たりしより世々に奉幣絕る事なし、後冷泉天皇永承元年八月四日北野祭を行ふ、此後八月四日を恒例祭日とす、鳥羽天皇永久元年十月行幸して神馬を奉るの後、東宮實仁親王薨去の後、白河院の正應三年

元年二月神殿及び禮殿廻廊火災あるを以て、假殿遷宮を行ひ、氏長者菅原爲長に長門國を賜ひて神社造營の事を命ず、伏見天皇正應三年七月始めて臨時祭を行ひ、每年祭日に東遊走馬神を奉る事を定む、降りて嘉吉四年四月、文明七年二月、延德二年三月、孰も火災に罹る、德川氏に至り大に修築を加へ現今に至り、拜殿、樂ノ間、石ノ間、本殿を合せての八棟造は、特別保護建造物となる、明治六年官幣中社に列せらる○寶物の中、舞樂圖絹本着色御立障子一基、紙本着色北野天神緣起九卷、同北野天神繪卷二卷等は國寶たり○攝社に、宰相殿、天神三世の孫輔正朝臣を祀る、和泉殿、天神五世孫定義朝臣を祭る、並に本社の傍に在り（神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部、國寶目錄）

キタノノシンワウ 北野親王 入康親王（ヒトヤスシンワウ）を云ふ、

キタノノテンジン 北野天神 北野神社（ノ、ないふ、キタノノジンジヤ）を見よ、

キタノノマツリ 北野祭 名義 山城國葛野郡北野神社にて行ふ祭をいふ、祭日八月四日、

起原沿革 二十二社註式には、一條院永延元年八月五日、始祭預二官幣一とあり、公事根源には、一條院の御時より始まる、官幣など祇園に同じとあり、北野緣起には、村上天皇の御時より始まるとなす、祭日は每年八月五日なりしが、後冷泉天皇永承元年八月より四日に定められる、伏見天皇の正應三年永く東遊走馬等を奉る事を定めらる（古事類苑神祇部）

キタノノリンジサイ 北野臨時祭

沿革 北野神社にて臨時に行ふ祭 起原沿革 二十二社註式に、一條院治、十八年、寬弘二年八月四日始被ノ奉二神寶一と見えたるを始めとす、伏見院正應三年七月十八日東遊走馬十列を進めらる、後花園天皇の文安四年十二月二十六日臨時祭の行はれしこと康富記に在り（古事類苑神祇部）

キタノベノオトド 北邊大臣 源信をいふ、京都北邊の亭に住みしを以て名づく、今昔物語に、北邊の左大臣と申す人御座けり、名をば信といひ、一條の北邊に住給けるに依て、北邊の大臣とは申すなり、萬の事止事なく御座ける云々」とあり、「ミナモトノマコト」參看、

キタノベノサダイジン 北邊左大臣 源信（ミナモトノマコト）を云ふ、

キタノマチブギヤウシヨ 北町奉行所 江戶町奉行所の一、「エドマチブギヤウ」を見よ、

キタノマツリ 北祭 賀茂臨時祭の異名、「カモノマツリ」を見よ、

キタノマンドコロ 北政所 攝政關白家の妻室を云ふ、女は陰なれば北と云ふ、政所は政所を置きし故に名づく、もとは大臣以上にのみ稱せしが、後には大中納言の妻室をも稱したり、後世は他家にても宣旨を蒙りて北政所と稱す、役所に政所、侍所、藏人所等ありて家司職事を補し、又氏神等の勅祭に、奉幣使を立つること、一に攝政關白に同じ、玉葉治承三年十二月十日の條に、兵部卿入道信範來（中略）此次語云、御一家習、大臣之後、雖二攝籙一以前、以二室家一稱二北政所一、延久元永例也、補二家司一、供二節供一云々、此事未知、尤有興、二判問答に、後成恩寺殿下記曰、御當職之時、被二迎申一、候、必北政所と申候歟、御職已後者、不申候歟、承度候、宣下など候歟、雖二當職以前一、有二婚姻之禮一者、可稱二北政所一、候、延久元永等如然候、近代大略攝籙之後、始儀式在、補二家司一、供二節供一、

候歟、必非二大臣女一者、不可申候歟、六條攝政、後京極攝政等例如然歟、於有二婚姻之禮一者、不言二道理一歟、近代不及二婚禮沙汰一、以二大中納言女一被稱二北政所一歟、不可然者歟、と見えたり、光源院殿御元服記天文十五年十二月二十二日の條に、女御座數次第相伴北政所殿（權大納言足利義晴の妻室）并定頼內室也」とあり、又秀吉任官記天正十三年三月十日秀吉を內大臣に任ぜし條に、其後大坂立二勅使一、以二御鑒所一、任二北政所一、と見えたり、攝政關白の後、北政所役所の事始を北政所始と云ふ、其儀は、侍所藏人所の所役家司を補し、年預等を定め、吉書を行ふ、事終りて饗應あり、玉葉文治二年の條に委しく見えたり、就て見るべし、

キタバタケアキイヘ 北畠顯家 系統 親房の長子 事蹟 元應嘉曆の間從五位上に叙し兼侍從左近衛少將に累進す、元弘元年參議に任じ、左近衛中將となる、時に年十四、三年陸奧守と爲り、義良親王を奉じて陸奧出羽を鎭す、建武元年功を以て從二位に叙し、二年鎭守府將軍を兼ぬ、延元元年足利尊氏を討んとて鎌倉に至れば既に四上す、因て晝夜兼行してその後を追ひ、近江に至りて諸城を攻め、粟田口より火を放て進む、尊氏自ら之に當り戰ふ、遂に之を敗りて尊氏を走らす、顯家新田義貞と京師に振旅す、右衛門督撿非違使別當を兼ぬ、時に尊氏の黨四方に蜂起す、玆に於て顯家また陸奧に行き、常陸下野の二國を併管す、上書して鎭守府大將軍と爲り、尊で幡中納言を拜す、二年顯家勅を奉じ兵を率ゐて四上し、足利義詮を鎌倉に攻めて走らせ、三年京師に赴く、沿

（顯家花押）

道の館宗起て後を隨て、尊氏また高師泰を遣はし盥地河に拒ぐ、顯家前後敵を受け、兵疲れて潰走す、顯家河內に逃れ散卒を收め男山に據る、尊氏高師直を

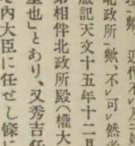

して攻めしむ、顯家險に據り能く拒ぐ、敵軍城を圍み、援路を絕つ、顯家城を出で、戰ふ、大敗す、仍て圍を突き吉野に奔らんとし、親ら接戰遂に陣に殁す、年二十一、天皇痛惜して從一位右大臣を贈らる（太平記、公卿補任、大日本史）

キタバタケアキノブ 北畠顯信 名義 春日少將と稱す、春日の地に住するを以て名づく、

系統 親房の子 事蹟 延元元年後醍醐天皇華山院に在らせらるゝ時、兵を伊勢に起し、竊に興復を圖らんと奏請し、天皇吉野に潛幸し給ふ、三年春兄顯家に從ふて土岐頼遠を青野原に破り男山に據る、高師直來り攻む、相持する數月、天皇兵を遣はして之を救ふ、敵兵急擊、城中資糧盡き遂に顯信河內に走る、尊で近衛中將に轉じ、從三位に叙し、鎭陸奧介鎭守府大將軍と爲る、父親房と義良親王を奉じて陸奧を鎭し、東國の官軍を總督せんとす、會々海風に過ひ顯信、親王と與に伊勢篠島に漂到す、親王遂に行

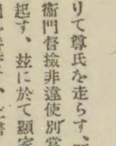

（顯信花押）

在に還られ帝位に卽き給ふ、後村上天皇と稱す、天皇顯信に敕し恢復を圖らしめらる、興國四年宇津峰宮を奉じて陸奧に留まる、正平二年碁城顯朝來り攻め、顯信敗走す、後遂に吉野に還る、正平十四年征西大將軍懷良親王に從て少貳頼尙を氣前大原に討ち職殁す、官中納言に至る（太平記、大日本史）

キタバタケアキヤス 北畠顯泰 名義 法號宮樹院弘覺常敬 系統 淮三宮親房の孫、右大臣顯能の子 事蹟 弘和三年七月顯能薨じて國司を襲ぎ、伊勢伊賀志摩の三國を撫綏す、弘和四年從二位に進み、七年右近衛大將を兼ね正二位に陞る、明德四年後龜山天皇位を禪らる、顯泰諫奏すれど聽かれず、足利義滿南北和を講ぜんとす、顯泰聽かず、後小松天皇及び義滿盟書を遂て約を固む、遂に和を講ず、義滿に謁し、伊勢及び和泉、志摩の舊領を全有す、應永九年十月薨す（野史）

キタバタケアキヨシ 北畠顯能 系統 親房の三男、或は云源具平の子にて親房養子となす、

事蹟 伊勢の國司と爲り壺志郡多藝に治す、故に多藝御所と號す、延元元年兄顯家に從ひ、足利氏を伐て功あり、時年十六、正平三年正月賊行宮を襲ふと聞き、兵を率ゐて大和橋寺に至る、行宮既に火擧るを見、賀名生の皇居に候して國に還り、匠材を輸し皇居を造る、天皇賞して從三位に陞す、秋高師秋を矢田城に攻めて之を郤く、七年伊賀伊勢の兵を率ゐ四天王寺の行營に至り、楠木和田等と共に大に足利義詮を破りて京師を復し、崇光院を幽閉し、父に從ひ入京し、諸務を參決す、從二位に叙し中納言に任す、尊で義詮大舉して來り攻む、顯能防戰利なし、遂に天皇に從て吉野に還り、尊で伊勢に還る、十五年義詮大軍を以て行宮を襲ふ、顯能大和伊勢の國境に陣し、敵の糧道を絕つ、建德元年特に勅して淳和奬學兩院別當氏長者と爲す、その後屢々土岐及び仁

水等と戦て之を敗る、弘和三年七月病で薨す、官累進して従一位右大臣に至り三宮に准ぜらる（太平記、大日本史、野史）

キタバタケウヂ　北畠氏　村上天皇の皇子中務卿具平親王より出づ、具平の子、右大臣師房後一條天皇の寛仁中始めて源朝臣の姓を賜はる、顯房を生む、顯房の子雅實太政大臣となり、久我太政大臣と號す、久我氏の祖なり、其子右大臣雅定、姪雅通を養うて子となす、雅通通親を生む、通親丹後局と結び、後鳥羽上皇を助けて、王政恢復を謀る、中院家の祖なり、通親、通光通方を生み、通方、大納言通成雅家を生む、雅家萬里小路又は北畠と號す、子孫依りて氏となす、雅家師親を生む、師親師重を生む、雅家より後三世井に權大納言となる、師重、准大臣親房を生む、親房、顯家顯信顯能の三子を生む、顯家權大納言鎮守府大將軍となり、顯信中納言に至り、顯能右大臣伊勢國司となる、建武中興の時に當り、親房父子王事に盡力し、百折不撓以て恢復を圖る、然れども竟に志を得ず、顯家和泉の石津に戰死し、顯信筑前大原に戰死す、親房後村上天皇を輔け、國の元老たり、顯能の裔世々伊勢國司たり、其族に木造、田丸、大河、坂内、岩内、藤方、大坂、阿坂、波瀬、八下等の氏あり、顯信の子大納言守親陸奥國司たり、子孫世々其職を襲ぐ、久ふして絶えず、世に波岡御所と稱す、（尊卑分脈、北畠系圖、闕城書裏書、歴名土代、諸家知譜拙記）

（北畠略系）

○雅家―師親―師重―親房
　顯家―顯成―親成
　顯信―守親―親能
　顯能―顯俊―顯泰

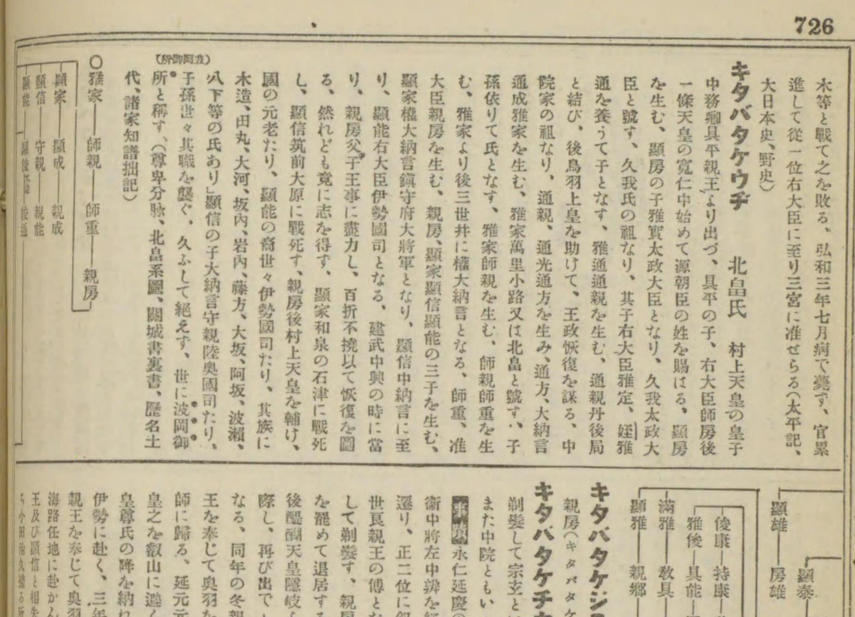

キタバタケジユゴウ　北畠准后　北畠親房（キタバタケチカフサ）を見よ、

キタバタケチカフサ　北畠親房　名號　親房（キタバタケチカフサ）を見よ、

剃髮して宗玄といふ、北畠准后と稱す、其家を北畠また中院ともいへり　系統　姓は村上源氏、師重の子永仁延慶の間、累進して從四位に叙し、右近衛中將左中辨を經て參議に任じ、元應元年中納言に遷り、正二位に叙す、元亨三年また大納言に陞り、世長親王の傅となる、元德二年親王薨するや、痛悼して剃髮す、親房五朝に歷仕し業と重望あり、其官を罷めて退居するに及び、天下之を惜む、元弘元年後醍醐天皇隱岐より還幸し、建武中興の政を布くに際し、再び出でゝ仕ふ、因て從一位に叙し准大臣となる、同年の冬親房の子顯家陸奥守となり、義良親王を奉じて奥羽を鎮するや、親房之を輔く、後ち京師に歸る、延元元年足利尊氏叛して京師を犯す、天皇之を叡山に遷く、親房また駕に從ふ、既にして天皇尊氏の降を納れて京師に還り給ふに及び、出でゝ伊勢に赴く、三年顯家の弟顯能陸奥守となり、義良親王を奉じて奥羽を鎮するに至り、再び之を輔け、海路任地に赴かんとせしが、會々大風に遇うて、親王及び顯信と相失し、親房の乘船常陸に漂着す、即ち小田城に入り、東光寺に住す、時に顯信の子小田治久常陸の所々に相拠し、親房の命令に從はず、治久の子治家、治久の命に從はず、親房之を討ち、治家降を乞ふに至り、朝議其許否に就きて容易に決せず、親房權宜なりて之を納るべきを建言し、議漸く定まる、此年勅して三宮に准じ、鑾輦宮中に入るを許す、七年天皇男山に幸し、兵を遣はして足利義詮を討ちて之を走らす、即ち親房顯能の父子をして、まづ京師に入りて諸事を總決せしむ、九年賀名生に薨す、親房博洽にして吏務に通ず、世に藤原宣房、源定房と並稱して後ちの三房といふ　著書　神皇正統記、職原鈔、元々集、二十一社記等（大日本史）

（親房花押）

キタバタケトモノリ　北畠具教　名號　法號寂光院心祖不智　系統　晴具の子　事蹟　父の封を襲ぎ、權中納言正三位に至る、具教庸劣感望振はず、永祿初年國内亂る、九年三月三好氏大和を歴て伊勢に侵入せんとす、具教柴を構へ之が備を爲す、十年織田信長瀧川一益をして來り攻めしむ、互に攻守勝敗を決せざること數年、十二年十月遂に和を結び信長の一子信孝を養子と爲す、十二月三瀧城に退居す、十三年元亀元年三月信孝を廢して、次子信雄を養子と爲す、十年三瀧城に退居す、即ち

して賊軍に當る、既にして天皇崩じ、後村上天皇立ち給ふ、興國二年陸奥親王を城中に迎へて之を奉ず、既にして高師直大兵を率ゐて來り圍む、親房援を結城親朝に乞ふ、親朝欵々尊氏に通じ其請を却く、幾干もなくして治久また師直に降る、茲に於て親房退いて闕城を保ち、重れて援を親朝に求め、且つ順逆を論じて曉諭する所ありしも、親朝遂に聽かず、而して城重圍に陷りて箭の施すべきなきを以て、已むを得ず城を棄てゝ吉野に走る、正平五年足利直義降を乞ふに至り、朝議其許否に就きて容易に決せず、親房權宜なりて之を納るべきを建言し、議漸く定まる、此年勅して三宮に准じ、鑾輦宮中に入るを許す、七年天皇男山に幸し、兵を遣はして足利義詮を討ちて之を走らす、即ち親房顯能の父子をして、まづ京師に入りて諸事を總決せしむ、九年賀名生に薨す、親房博洽にして吏務に通ず、世に藤原宣房、源定房と並稱して後ちの三房といふ　著書　神皇正統記、職原鈔、元々集、二十一社記等（大日本史）

具教病を内山里に養ふ、侍衛多からず、その隙に乘じて闖ふ、具教機に上り自殺す、年四十九、具教曾て個法を塚原卜傳に學び、その奥旨を受く（野史）

キタバタケミツマサ　北畠滿雅　名號　法號長嗣院祐山常滿　系統　顯泰の子　事蹟　歴永九年父薨じて封を繼ぐ、二十一年九月小倉皇子雅を受けざるを憤り、兵を伊賀伊勢志摩和泉に募り、自ら阿射賀城に據り諸將をして木造大河内津野田丸等の諸城を守らしめ、阿曾逸見等を先鋒として京師に入らんとす、二十二年四月足利義持、諸將を遣はし諸城を攻め拔き、阿射賀城を圍む、滿雅險に據り守備し善く防禦す、敵陷いること能はず、八月和を請じ兵を收む、正長元年七月小倉皇子竊に嵯峨に出で伊勢に至り滿雅に憑り、南統を復せんことを謀る、滿雅旨に應じ兵を擧げ近國を攻略す、永享元年九月足利義教、滿雅の兵を擧ぐると聞き、仁木一色山名赤松等をして來り攻めしむ、滿雅善く禦ぎ屢々敵を破ると雖も衆寡敵せず、遂に和を結び、皇子嵯峨に歸居す、永享十二年七月薨ず、年六十四（野史）

キタムラキギン　北村季吟　名號　通稱久助、七松子、拾穗軒、呂庵、湖月齋、再昌院等の號あり　系統　正元（宗圓と號す）の子　事蹟　近江國北村の人、幼より和學に志し深くこれに通ず、後ち京師に出で玉津島神社の祠官となる、元祿二年十二月、子湖春と共に幕府の召に應じて江戸に來り、醫師に准じて二百俵を賜ひ、翌年また三百俵を加ふ、四年法眼に叙し、七年更に三百俵の加增あり、十一年地方に直され、十四年再び二百石を加へ、法印に叙し、再昌院と稱す、此時よりして幕府の歌學方となり、子孫これを世襲せり、寶永二年歿す、年八十二、下谷池端茅町正慶寺に葬る、季吟和歌を飛鳥井雅章、清水谷實業に、俳諧を安原貞室、松永貞德に學び、並に其道に進す、また尤も古書の註釋に意を用ひ、特に源氏物語湖月抄、枕草子春曙抄の如きは、引證博洽にして學者の尊重する所なり、子湖春、孫湖元、六代の孫季文等また能く家學を傳へて名聲あり、門人にては山岡元隣尤も著はる　著書　源氏物語湖月抄、枕草子春曙抄、土佐日記抄、百人一首拾穗抄、伊勢物語拾穗抄、大和物語抄、萬葉集拾穗抄、八代集抄、徒然草文段抄等（四方の硯、瀬田問答、諸家人物誌續編、德川實紀、古學小傳、國學者傳記集成）

キタヤマ井ン　北山院　名號　藤原康子　系統　權大納言實康の女、母は左大臣義量の女、後小松天皇の准母後ち宮を出で足利義滿の室となる　事蹟　菜年從二位に叙し、應永十三年十二月二十七日、三宮に准ず、十四年三月五日院號宣下、二十六年十一月十一日崩ず（門院傳、皇親系）

キタヤマドノ　北山殿　足利義滿を云ふ、山城國葛野郡衣笠村大字北山（今の鹿苑寺境内）に別業を建て、應永四年四月移徙す、因て時人北山殿と稱す、山城名勝志に、西園寺地、今爲二鹿苑寺一、北山殿第在二其東一、築垣址存二于今一、又境内甚廣、惣門在二紙屋川西北北小路地藏院傍一、礎石尚在、御所號二芳德一、在二今方丈東、北至二石不動堂一、又金閣四周皆池、金閣芳德間架反橋云々（リ）とあり、「アシカヤヨシミツ」塋看、

キタヤマノミサザキ　北山陵　三條天皇の御陵、山城國葛野郡衣笠村大字大北山に在り（陵墓一覽、山陵志に、三條陵、日本紀略大鏡裏書榮花物語並云、火葬石塔、編年集成碎於舟岡西邊、即西陰也、皇代記編年記並云、藏骨於北山小寺、小寺亦或在二石陰地一矣）といへり、初め御陵地詳ならざりしを、近年此を確定せらる

キタヤマドノ　祇陀林寺　別稱　山城國京都中御門京極の東　起源沿革　此地もと廣隆院と稱し、顯光左大臣の家なりしが、長保二年四月、僧仁康河原院の大佛を此に移し佛閣と爲す、寺號は、須達長者祇園精舍を如來に施與す、今の左大臣此地を仁康に與へる事相似たるより、源信僧都名とせりと云ふ、治承三年三月燒亡、仁治元年六月、祇陀林内新造塔供養の事百錄抄に、また延元元年正月、祇陀林寺の地藏堂に於て、上杉憲房以下自害の事南方紀傳に見えたり（續古事談、山城名勝志）

キチカウ　桔梗　襲の色目の名、「キキヤウ」に同じ、同條を見よ、

キチジヤウ　吉上（吉祥）　衛士の常詰の者にて、近衛兵衛の下役を云ふ、又吉祥とも書す、名の義はよく上番してある者の意と云ふ、眞丈雜記に、吉祥又吉上とも書なり、是は皆假字也、愚按には黄仕丁なるべし、黄色は無位の者の服の色也、仕丁はめしつかはる、者の事なり、無位にて黄色の狩衣着る下部の者の事なるべし」と云へり、古今著聞集十七に、近衛左兵衛の陣の吉上皆之を聞けり云々」と見え、萩原廣筆に、吉上は馬部（メブ）の長上なり、令にて謂ふときは、衛門府の使部にあたれり、四宮記圖門吉上とあり、兵衛の使部にて御門を守るなり」といへり、

キチジヤウ井ン　吉祥院　所在　山城國紀伊郡吉祥院村大字吉祥院○天神御靈ともいふ　沿革　傳に云、此地菅原淨土宗、本尊吉祥天女　起源沿革　傳に云、此地菅原氏、代々の領所にして、元慶中菅原道眞の創建する所と、拾芥抄に、吉祥天、菅家御願、四塚（羅城門跡）西南四五町許、歴代編年集成に、元慶四年參議從三位行刑部卿菅原朝臣是善卿、式部少輔文章博士菅原朝臣

供養吉祥院ことあり、道眞左遷の後、其夫人此寺に住したることありといふ、後世道眞の靈廟を此に建つ、因て天神御靈とも稱す(山城名勝志)

キチジヤウジ　吉祥寺　[武藏]武藏國江戸駒込○山號諏訪山[臨濟]曹洞宗、江戸檀林の一、因て旗檀林と號す、本尊釋迦如來[起原]開山を青巖周陽禪師と爲す、長禄中太田持資江戸城を營みし頃、かしこに井を堀しに土中より吉祥增上の文字ある銅印を得、依て吉瑞なりとて一宇を建て吉祥庵と名づく、是其始めなり、其後北條氏の臣遠山丹波守之を中興す、天正中江戸城造營の時、神田臺に地を賜ひ、寺領等を附せられ、明暦三年今の地に移る、地衆の僧七百餘人、衆寮三十二軒、末寺十九箇寺あり、寺領は五十石を有す、(江戸名所圖會)

キチジヤウテン　吉祥天　佛經にて女相の佛の名、功德女と稱す、又吉祥天如と云ふ、衆生に功德を授く、父は德叉迦、(圓滿と譯す)母は鬼子母神にて、毘沙門天の妹なりと云ふ、梵語に室利摩訶々毘訶(シナリマカビカ)と云ふ、威德成就衆事大功德と名づく、左手に寶珠を持し、右手に與願の印を結ぶ(尊容抄、佛教いろは辭典、佛像圖彙)

キチトクモン井　吉德門院　[[]]藤原鎌倉[[]]四條隆房卿の女、[[]]後鳥羽院の妃、[[]]後堀河天皇の御母、大永二年十月十日薨ず、院號を追贈す、永禄元年九月二十六日皇太后を贈る(門院傳、皇親系)

キチマイ　吉米　良米をいふ、一地方の方言なり、長曾我部元親制狀に、年貢は總て摺たるべし、太吉は地面の立毛に從ふべし、但太を吉地に作るは堅く停止すべし、若し此旨に背かば、貢物は吉を取むべし」とみえ、吉とは吉米をいふ、太とはフトマイの事にて、良からぬ米なり(大日本租稅志)

キチンヤド　木賃宿　一の旅宿店にて、旅人薪炭の代のみを出し、自から炊きて宿泊すべき所をいふ、木錢宿ともいふ、慶長十九年十月令していはく、旅人驛家に投じて、驛家の柴薪を用ふれば、其木賃錢三文を出し、若し其を用ひざれば出すこと勿れと、元和三年五月東海道路次領主代官に令して、木錢は京錢四文、馬一匹八文とし、其旅舍の薪柴を用ひざるものは其半を減ぜしむ、萬治二年十二月旅舍の宿賃柴薪共に錢十文とし、其以上を貪る者は三十日の繫獄を命ず、寛文五年十月、中山道各驛の木賃を增し、主人十六文、馬十文、下僕六文と爲す、延寶三年正月各驛の木錢宿賃を增し、主人三十二文、從僕十六文と爲す、慶應三年公用旅行輩の木錢米代宿泊を廢し、主從の別なく一人七百文、午飯三百文と爲す(德川實紀、驛遞史稿)

キチヤウ　几帳　[名義]座の側に立てゝ內外を遮る具の名、凡に幡ある故に名づく、通常は三尺の几帳なれども、廂の間母屋等に簾のつらに立つるは四尺の几帳なり[異說]几帳の高は土居より上を云ふ、三尺几帳の几は檜にて、土居長一尺五寸弘六寸二分、厚三寸五分、手の長三尺六寸徑七分にて、帳は四幅にて長五尺三寸五分、表は通常朽木形にて夏は白生平絹、冬は綿織物、又臨時に命婦の

キチヤムスビ　吉彌結　婦人の帶の結方の一種、俳優上村吉彌之を結び出したるより此名あり、結び方は、都風俗鑑に見えたるが、「吉彌結とて唐犬の耳たれたる如く、二つ結の兩端をだらりと下ぐるなり、帶屋どもは心得、尺長きを搭へ、吉彌結はこれ〳〵と直段一きは高し」と云ふ、延享間上村吉彌と云ふ歌舞伎役者、京都祇園の茶屋娘の戀、すれ違ひ物語に題材にて、編劇に命じ

の袖春と云へる名取の妓たうつして、一丈二尺の大巾帶、くけ目の角に鉛のしづみをかけるより始まれり、爾後此風京都附近に流行せりと云ふ(五元集、四鵬大鑑、近世奇蹟考、都風俗化粧傳)

キツカハウチ　吉川氏(周防岩國)　姓は藤原、木工助爲憲の四世、右馬大夫維清男入江權守清定の曾孫吉香三郎經義駿河國吉川邑に住す、依て氏となす、其子小次郎友兼、梶原景茂を討捕り、孫左衞門尉經光承久三年宇治川に軍功あり、依て安藝國大朝本庄を賜ひて移住す、六世駿河守經信、嘉吉元年赤松滿祐の亂に、兵を擂磨に出し、攻めて勝たず戰死す、經信六世の孫治部少輔興經の子千法師、早世して子なし、毛利元就の子、少輔次郎元春を養子となす、豐臣秀吉九州征討の時、先鋒となりて大功あり、秀吉賞して筑前國を賜ふ、其子駿河守元長、天正十五年三月秀吉島津征服の時、日向薩摩境高城を攻む中にして卒す、弟又次郎經言養子となり遺領を繼ぐ、十六年七月上京秀吉に謁し、羽柴氏を賜ひ、桐の紋を與へらる、後ち文祿慶長兩度征韓の役に從ひ特功あり、關ヶ原の戰に際して、密に欵を德川氏に通ず、毛利氏が長防の二國を領有するに至りしもの、實に其力與りて多きに居る、因りて周防岩國に移りて、六萬石を領し、居城を横山に築き、爾來毛利氏の家臣となりて明治維新に至り、華族に列し子爵を授けらる(吉川家譜、德川加除封錄、華族譜)

○清定——景兼——景義——經義(始稱吉川)友兼

朝經——經光——經方——經盛——經秋——經見

經信——之經——經基——國經——元經——興經

元春——元長——廣家(本姓藤原)——廣正——廣嘉——廣純

廣逸——經永——經倫——經忠——經賢——經禮

經章——經幹——經建

キツカハツネイヘ　吉川經家　[名義]式部大輔と稱す[異說]興經の從父弟[事蹟]天正九年伯耆國鳥取の諸豪族、吉川元春(興經の養子)に主將を得んことを乞ふ、元春卽ち經家を遣はす、同年七月豐臣秀吉大軍を率ゐて鳥取城を圍む、經家防戰頗る努めしと雖も、城內糧食に乏しく、遂に敵する能はざるに至れるを以て、急を毛利輝元に告げて救を乞ふ、茲に於て元春兵六千を具して伯耆に入り後軍の來るを俟つ、超えて十月輝元、小早川隆景と共にまた富田に至る、時に城中糧既に盡き、困衰日に蹙る、秀吉因て堀尾吉晴を遣はし、降を勸む、經家聽かずして自盡す、秀吉狀を具して首を安土に送る、織田信長其義死を感じ、厚く之を葬る(野史)

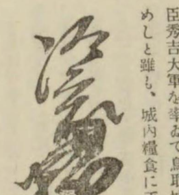

(押花家經)

キツカハヒロイヘ　吉川廣家　[名義]幼字又二郎、初名經言、晚年如鼎と稱す、法名全光院中殿如旅[異說]元春の三子、兄元長の後を繼ぐ[事蹟]天正三年八月父に從て鳥取城を攻む、時に年十五、十一年賞となりて京師に往く、豐臣秀吉命じて藏人と稱せしむ、十四年父兄と共に征薩の軍に從ふ、攻戰の時に際し、父元春卒す、因りて兄元長と共に轉戰頗る功あり、既にして元長また卒して嗣なし、卽ち其の後を受けて家を繼ぐ、十六年毛利輝元に從うて京師に赴き秀吉に謁す、因りて從五位下に叙し侍從に任じ、尋で從四位に移り、民部大輔に轉じ、藏人頭と改む、秀吉、穿宮多秀家の娘を養ひて女と爲し、これに配す、十九年秀吉輝元に諭し、其封を割きて廣家の領邑を增さしむ、茲に於て隱岐一國及び出雲伯耆安藝の內に於て十一萬石を領す、文祿元年征韓の役起るや輝元の先鋒として渡海し、慶長三年には諸將と共に、蔚山城に加藤清正等を援けて大に明軍を破る、幾干もなくして石田三成等兵を擧ぐるや、輝元と共に三成に與したるも、其成算なきを察し、密かに欵を德川氏に通じ、また輝元の四軍に屬せるは本志にあらざることを辨す、故に關ヶ原の戰に際しては、南宮山に備へて遂に戰に會せざりき、事平ぐ後、輝元は與黨連署の事に坐し罪狀粗ほ除封と決す、廣家德川氏君臣の間に奔走力爭し、遂に長防の二國を全くするを得たり、茲に於て自ら食邑六萬石を削りて岩國に治す、慶長十九年大阪の陣に際し豐臣秀賴人を遣はして招諭する所ありしも應ぜず、寛永二年九月卒す、年六十五(野史)

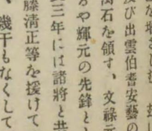

(廣家花押)

キツカハモトハル　吉川元春　[名義]幼字少輔二郎、法名洞泉院海印正惠[異說]毛利元就の二子、吉川興隆の養子[事蹟]天文十年正月元就に從うて尼子氏を討つ、時に年僅に十二、十七年三月興隆に養はれて吉川氏を冒す、既にして興隆密に異圖を抱き、毛利氏を亡ぼさんとす、元就因りて之を殺し、元春をして其祀を存せしむ、弘治二年四月元春石見に入りて郡邑を徇へ、尾高、黑岩の二城を築き、以て尼子氏に備ふ、永禄元年元就と共に石見を誅ひ、小笠原長雄を溫泉城に攻めて之を拔く、八年從四位下に叙し、驗河守と稱す、十二年尼子勝久出雲を犯し、大內輝弘また山口に入りて亂を爲す、元春時に

九州にあり、變を聞きて歸り、子元長と共に兵一萬を率ゐて、輝弘を討ちて其首級を得、元龜元年更に毛利輝元と共に、二萬餘兵を以て勝久を出雲に征し、連戰皆克つ、翌年六月元就病あり、輝元等師を班へすに及び、元春歩騎六千を領して出雲に駐り勝久を壓す、尋で元就の卒するや、勝久部將山中幸盛と四出抄略、勢頗る猖獗なり、元春即ち勝久を殪して先考の靈を慰めんと揚言し、幸盛を伯耆に攻めて之を降し、更にまた出雲新山城に勝久を討ちて大勝を得、勝久は隱岐に走る、茲に於て伯雲の地悉く平ぐ、天正六年勝久幸盛等、織田信長の後援を得、播磨國上月城に據りて兵を擧ぐ、元春弟隆景と共に之を征して城を屠る、勝久自殺し、幸盛もまた敗死す、此時に當り信長山陽を徇ふる志あり、豐臣秀吉を遣はして、類りに播磨美作の地を徒さしむ、元春常に之と對抗し、奮戰頗る勉む、十年秀吉高松城を圍むや、元春隆景と共に輝元を奉じて之を援けんとし、兵を率ゐて備中に入る、兩軍相持していまだ戰はず、而して高松城早く陷る、茲に於て、輝元秀吉と和を媾じて兵を收む、既にして秀吉志を得るに及び、深く其下風に立つを恥ぢ、早く家を子元長に讓りて老ず、後ち征韓の役に當り、秀吉元春を起して渡海せしめんとす、元春病を稱して出でず、輝元之を強ゆ、元春

（元春花押）

（元春花押）

樂まず、憂鬱病を生じ疽背に發す、即ち小倉に駐りて療養せしと雖も遂に愈えず、天正十四年十一月陣中に卒す、年五十七、元春人と爲り豪邁にして尤も戰に長ず、世に隆景と並べ稱して兩川といふ、元就の卒後輝元を輔けて家聲を落さゞるもの、蓋し其力與りて多きに居る（野史）

キツカフノモン 龜甲紋 紋所の名、龜の甲の形を、紋としたるものなり、諸家の紋所には多く、其中に小なる花を畫きたるものを用ふ、別圖の如し、之を家紋に用ふる家は、相馬、奥田、米倉、片桐、遠藤の諸氏にて、松前氏は「丸の内に龜甲菱」生駒、二階堂氏は「三ツ龜甲」（龜甲を上一つ、下二つに重れたるもの）千家氏は「龜甲花菱」にて、尙ほ聞見諸家紋によれば、湯淺氏は、龜甲の上に大の字あるものを用ふ（武鑑、諸家紋）

キツカフヤリ 龜甲槍 槍の一種、槍の穂先五ツまたになりたるものにて、鎌槍の類なり、

キツキ 吉記 名義 寫本二十一册 出處 藤原經房の日記、原名吉御記と稱す、又吉大記とも云ふ、舊楓山御文庫本にして、承安二年より四年、安元二年、治承四年より文治元年に至る凡十ヶ年間の記なり、されど吉部秘訓抄に據つて考ふれば、仁安元年より建久四年迄二十八年間の記事ありしに似たり、今傳はらず（歴世記錄考）

キツキジヤウ 杵築城 名義 豐後國速見郡杵築町○又勝山城とも稱す 建長中大友の支族木付親重、始めて木田村臺山に築く（豐後國志）木付氏世々此に居る、天正十五年、薩摩の將島津忠恒來り攻む、木付親直之を強ゆ、文祿二年

慶長四年福原直高之に代り、五年細川忠興に之を給ひ、寛永九年小笠原忠短（四萬石）を此に封じ、正保二年三月松平英親之に代り居城す、正德中杵築町に地を相して之を改作し居城となす、子孫相繼ぎ、明治維新に至る（豐後國志、武鑑、德川加除封錄）

キツキノオホヤシロ 杵築大社 出雲大社（イヅモノオホヤシロ）を見よ、

キツサウ 吉相 吉事ある兆、吉兆、吉左右、吉祥などに同じ、大鏡に、大宮のいまだなさなくおはしましける時、北の政所ぐし奉らせ給ひて春日に參らせ奉りけるに、御前の物どものまゐらせ居たりける、俄につじ風の吹まはいて、東大寺の大佛殿の御前に落したりけるを、春日の御前なるもの、源氏の氏寺にとられたるを、よからぬ事にやと、是をもそのをり、世の人申しかど、ながく御末繼がせ給ふは、吉相にこそはありけれとおぼへ侍る」と見えたり、

キツシヤ 牛車 名義 牛をつけて牽かしむる屋形車をいふ 種類 牛車は官位により乘用制限種々あり、今種類のみを擧ぐ、委しき事は每條に載て見るべし、唐庇車（唐車とも云ふ）雨眉車、檳榔庇車、檳榔毛車、青絲毛車、紫絲毛車、赤絲毛車、半蔀車、網代庇車、網代車、八葉車、金作車、餝車、黑漆車等なり 名義 車蓋、車の屋形を云ふ、轅、車蓋の上樑を云ふ、轅、車の箱を云ふ、軾、車の前の橫木、輪、車の後の橫木、輪、車前の長き木、ナガエと云ふ長柄の義、俗に後の方を鳴尾と云ふ、形によりて名づく、鞦、轅の端、牛の頸にあたる所、クビキと云ふ、輪、輪を持する細き木、ヨコガミと云ふ、轅、車下の柔たり、ツバ、と云ふ、輪、車輪の輻造する所、輻、車輪の部品木、

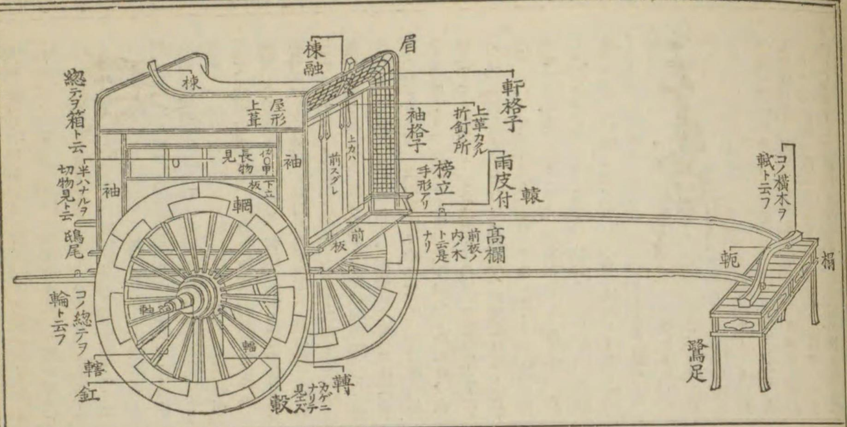
眉
棟融
軒格子
袖格子
榜立
雨皮付
轅
高欄
棟
屋形
上葺
袖
輛
軸
輪
轄
釭
輪ト云フ
鳴尾
總ヲ箱ト云
切物見ト云
長物見
鞦
鞦
鞦

書なる故に名づく、年始は辨官藏人より奏し、政始は外記より奏す、後世院廳東宮始め等にも用ひ、轉じて、事の始めに總て用ひらるゝに至れり、今便宜により年始の儀を示して、政始の吉書奏は政始（マツリゴトハジメ）の條に述ぶ、就て見るべし（中右記、台記、玉葉、公事根源）【類聚】建武年中行事に、二日三日の間、辨官藏人など、吉書奏聞すれば、晝の御座にて御覽ず、辨官若は藏人文杖に挿みて奏す、先づ年中行事の障子の下にて、天氣を伺ふ、御氣色を見て、稱唯してまびさしに進む、御座の南の間に跪きて、殿のなげしに膝行しながら昇て奏す、此を取て御前に置く、辨退きて孫庇に磬折して侍ふ、文を御覽ず、其作法先づ文は下に置きながら、かけ紙を披けて、先かみ、次に下のつまをひきて、左の手にて、かけ紙のおくをひかへて、右の手して中の文を、かけ紙の端へ引き渡して、左の手して、先下のつまを引き、次に上のつまを引く、さて右の手の下なる文をもたげて、左右の手して、ひろげて御覽ず、御覽じはて、、左の手して、半卷寄せて、右の手をはづして、文の端を左ざまに引きおほひて、左右の手して卷きて、左の手にてかけ紙の奥に置く、地につけながら、左の手して卷きて、右の手にてはしをとらへてもたげて、さきの樣に卷終りて御前におく、辨杖を左に置きて（横樣に持たりつるを、立樣に置く、ならすべからず）膝行して進みよりて、文の先を左の手して、文の本をとりまはして、持ちて退く、本座にてかたれ申す御氣色に隨ひて稱唯す、おきざまに文をまくなり（辨官は作法きびしく文をならすなり）文を杖に取添へてまかり出づ、（文の上に立樣に杖を加ふるなり横さまにも置くしとあり、以て其一度を知るべし、吉書始は、天皇上皇御移徙、院廳、及び殿上始、又は諸官衙諸政所の始め、任官後等總て事の始めに吉書を覽するを云ふ、吉日に文書を覽する故に名づく、玉葉には、吉書には多く神事の文書を覽ずと云へり、後には武家にても用ふるに至れり、今公武一二の例を示す、玉葉文治二年正月九日の條に、此日被レ下二内覽宣旨一之後、始所レ見二吉書一也、吾妻鏡元暦元年十月六日の條に、新造公文所吉書始也」と見えたり、

キツシヨブギヤウ　吉書奉行　【類聚】武家の職名　吉書始の時、吉書を清書することを掌る、清書畢て將軍親ら判を署す【起源沿革】建久二年政所にて吉書始ありしを始めとす、其後將軍相續、任官移徙、改元等の時之を行ふ、多くは政所の執事代又は他の奉行人の中、右筆を務め吉書を清書す、然れども吉書奉行の名目なし、室町幕府に至て始めて奉行の名あり、康富記寶德元年四月吉書ありし時布施眞基奉行す、應仁元年三月改元の時、吉書奉行治河國通あり、延德二年七月、義稙將軍宣下の後、御判始吉書の儀を按ずるに、三條の令文なり、其一に曰く、神の神たるは、人の祭祀を以てす、人の人たるは、神の加被を以てす、宜しく式目を守り、如在の禮奠を專にすべし、其二に曰く、國は民を以て基とす、民は農を以て天とす、宜しく力を滿洫に盡し、事を稼穡に勉むべし、其三に曰く、諸國の貢賦、各土宜を致す、宜しく條例に依循し、違期惰ること莫かれと、卽ち坂東七國に下す、蓋し舊制に循ふなり、齋藤、飯尾、松田の諸氏、交々奉行を役す（武家名目抄、官制沿革略史）

キツス井井ン　吉水院　【別稱】大和國吉野郡吉野、金峰山寺の院名、三町○金峰山寺の院坊で、一名持造りし庵室は、卽ち是なりといふ、源平兵亂の時、源義經密に此寺に入り、吉野法師の攻圍により、佐藤忠信を遣して落ち退くといへり、降りて後醍醐天皇の時、京都を逃れ暫く此寺に潛幸ありて行宮となし給へることあり、天皇此院の床を御枕として詠み給ひし御製に、「花にねてよしや吉野のよし水の枕の下に石はしる音」とあり、明治七年改めて神社と爲し、吉水神社と稱せしめ、後醍醐天皇を祭り、南朝吊祭の靈場と爲す、「ヨシミヅヰンジヤ」參看（三十三所圖會、大和志）

キツセイ　結清　私年號、法靖（ホフセイ）を見よ、

ギツチヤウ　毬打　【名稱】正月兒童の弄び物にして、和漢共に武事の遊戲なり、一に毬杖、及打、木丁とも書くは共に借字なり、古へ行はれし打毬の變風なるべし、「ギチヤウ」ともいふ○其技をなす樣は、凡そ十間或は十二三間を離れて、中央の地上に線をひきて限とし、男兒雙方に別れて、玉を地上に投げめぐらすを、一方より椎（ツチ）もて打留るなり、留め得ずして、限の筋よりさきへ玉のめぐり越したるを、投げたる方の勝とす、雙方數回打合て勝負を決す、京都には近世迄玉打と云ひて名殘を留めたる由なれども、毬打の椎は用ひず、竹杖或は竹幕の類にて玉を打とむるのみといふ【起源沿革】打毬樂の打毬より變じたるものなれども、一の遊戲となりしは、何れの時代なるか詳かならず、其名古くは宇津保物語祭使の卷に、あるじの大臣大なる玉を舍人どもが中へ投げ出し給ふ、舍人ども、きう杖を持て遊びて、うちかちては舞ひ遊ぶ云々とあり、降て源平盛衰記に、法師の首を毬打の玉を打つが如し、杖を以て

見えたるも、これ等に打毬樂にて、毬打つ狀を云ひしのみ、後世の如く定りたるものにはあらず、正月の遊戲となりしは、袖中抄に、十節錄黃帝云々、取二蚩尤頭一毬之、取レ眼射之云々、毬杖是也云々、以二彼例一漢土年始用二件事一、國中無二凶事一、仍日本國學二其例一、年始打二毬杖一云々」本書の作者顯昭は後鳥羽院の御宇の人なり、當時既に年始に毬杖を打ちしとあれば、正月の遊にせしも、古きことならん、爾來都鄙共に正月流行せし由は當時の書に記載せるにて明かなり、江戸時代に至りては、此技も廢れ、只年始の祝の飾物として此名を傳へたり、今京都の俗に小兒生れて初の正月母方の親里より毬打と稱する飾物を送りて祝儀となす、是何の所用もなく飾り置きて小兒の目を喜ばしむるのみなり、又滑稽雜談に當代は古來の樣に變じて二三歳の幼兒に少き毬打を紙上又は薄板に貼し鶴龜松竹など造る云々」とあり、此書は正德二三年頃のものなり、されば當時既に今の制の如くなりしにや、尙考ふべし（和漢三才圖會、事物紀原、袖中抄、日本歳時記、世諺問答、滑稽雜談、骨董集）

キツツケ　切付　馬具の名、下鞍に同じ、「シタグラ」を見よ、

キツテバンガシラ　切手番頭　江戸幕府の職名、切手通用御門を支配し、非常を守衛する事を掌る、留守居の支配にて、高四百俵、燒火の間詰とす、御規式の定ありて、申の刻以後は出入せしめず、手形なくば女中上下共一切通行を許さず、若し年寄女中衆の手形あらば、通行を許すなり、又長持、櫃、葛籠等は十貫迄は蓋を取らず、其以上は蓋を明け改る事となす、同心十九人宛之に附屬す（明良帶錄）

キツトシカリ　急度叱　江戸幕府の刑名、叱より重くして、之を庶人のみに科す、御定書百箇條に據れば、江戸十里四方并に御留場の外關八州に隱徊所持の村方及び他所より來りて打ちし者の村方名主組頭急度叱、また三笠附博奕打、取退無盡等を町内の名主五人組訴出づれば、地主は急度叱、喧嘩口論にて當座人を殺し者を立退かしめし者急度叱の由見えたり、

キツネガウシ　狐格子　宮殿、社寺、家屋等の屋根の搏風懸魚の下に用ふる格子、縱横正方に組む、「キツネマド」「キツネマド」ともいふ、內より外見え、外より內見えざればかく名づくと云ふ、古今著聞集に、夜更けしづまるほどに、鬼同丸究竟のものにて狐戸より入りて、賴光の寢たるうへの天井にあり云云」と見えたり、眞丈雜記に、狐戸主殿の屋作にあり、狐戸といふは今云ふ狐格子の事なり、狐格子とは屋根のはふのこうしを云ふなり、格子にてはふの內をへだて、狐など入る事なきゆゑにやきつれかうしと云ふなるべし、狐戸といふ事土岐家聞書に見えたり、三好亭同篤記に云く、西立衙門に用二破風狐戸一云々」とあり、

キツネド　狐戸　狐格子（キツネガウシ）を見よ、

キツネモドシジヤウ　狐戾城　【別稱】越後國東蒲原郡○津川城とも云ふ【起源沿革】建長二年、蒲名氏の一族藤倉盛弘之に築き居る、其形麒麟に似たる山にて、狐も過ぐること能はざる故に、この名ありといふ、子孫相繼ぎて十四代盛備の時に至り、天正十七年磐上の役に死す、慶長二年上杉景勝、其士を遣はし之を守り、元和元年に廢城となる（溫故拾要抄、北越軍記）

キツネヤ　狐矢　流矢を云ふ、源平盛衰記に、脇をば射たれども、武者をばえいず、されば狐矢にこそあれといはんも本意なければ、只射よと云ふ者多し云々」とあり、

キツプヒクンセウ　吉部祕訓抄　【卷數】寫本缺三册【內容】吉記の殘缺ぜざる頃、書中有職故實に係る諸條を抄出し、事目を標し、年月に從ひて之を排列す、第一册は仁安元年九月より承元元年十二月、第四册は文治二年正月より建久二年七月、第五册は建久二年八月より四年十二月に至る、第二、第三册は缺佚して傳はらず（歷世記錄考）

キツルバミ　黃橡　染色の名、黑くあかばみたる色にて、木闌に同じ、

キツレガハウヂ　喜連川氏　姓は淸和源氏、關東鎌倉公方足利基氏の九代古河公方義氏の子國朝より出づ、初め義氏、北條氏康に援けられて鎌倉葛西谷に住す、永祿三年四月下野國古河に遷り、天正十年卒す、十八年九月豐臣秀吉小田原北條を征する時、其舊家たるを以て、小弓御所賴純の長男國朝を、義氏の女に配し、三千五百石を給して其後を繼がしむ、國朝下野國鹽谷郡木連川に徙り居す、子孫俟て氏とす、國朝子なし、弟賴氏後を繼ぐ、慶長六年下野國芳賀郡の內高千石を加賜す、子孫世々五千石を食み無位無官たり、然れど江戸幕府は、四品十萬石以上の賞格を以て仮扱ひたりき、明治に至り足利と復姓し（「アシカガウヂ」參看）華族に列し子爵を授けらる（續藩騈譜、武鑑、華族諸家傳、華族譜）

○義氏——國朝——賴氏——尊信——昭氏——氏春
　　└茂氏——氏連——惠氏——彭氏——熙氏（ヒロ）——宜氏
　　└繩氏——聰氏——於菟丸

キテンクワン　徽典館　江戸幕府領内の學校、一般に之を甲府學問所と稱す。所在甲斐國甲府城追手門の南三町程の所（今の西山梨郡錦町）天保十四年之を追手門前に移す。地原沿革寛政年間に創建す、當時甲府城勤番興力富田富五郎と云者、教授方を勤む、天保十四年、甲府勤番支配淺野中務少輔酒井安房守、幕命を奉じ、學館を再築し、規模始めて定まる、爾後江戸湯島學問所教授方の内二名（目見以上一名目見以下一名）各年交代して學頭を勤む、館内一部を區劃し、醫學所を設け、勤番醫士町村醫、日を期して來會し醫書を講ずる所とす、明治元年三月に至りて交代停む、而して幕府の瓦解に際したるを以て生徒四散し、其跡絶えんとす、鎮撫使柳原前光之を惜み、徽典館發會の旨を布令す、同年末青英察を同館内に設く、五年學制頒布に及て從前の支那學を廢し、變則英學を置く。構造地坪大凡千坪建坪百七十七坪。教員合計六百五十六部、内經書類百二十五部、史類百五十八部、子類四十八部、集類三百二十七部（日本教育史資料）

キテンクワン　徽典館　舊館藩（もと松前）の學校。所在蝦夷函館（今北海道）舊福山城外郭内。地原沿革　文政五年の創立にして、藩主松前章廣、杉村傳五郎及び平沼蕩平の二人を登庸して學制を掌らしむ、文化八年の頃一時幕府の直轄たりし日に當て、倡教館なる學館を建設して子弟を教導せしが、顧ふに此の徽典館なるものは、直に倡教館を引續きしものならんか、今詳かならず、降て明治元年十一月兵燹に罹り、書籍文書に至る迄悉く灰燼に歸す。○出版に孝經の木製活版一組あり（日本教育史資料）

キテンタイ　義天　紀傳體　王朝時代、紀傳道の文章生出身の一人、天皇皇后名臣等につきて一々其傳をしるし列ねるもの、支那に起りたる史體にして、本邦の史家も之を用ひしもの尠なからず、大日本史の如きは其一例なり、

キテンダウ　紀傳道　文章道　歴史を修むる學科を云ふ、專ら史記漢書後漢書の三史を研む、後に文選を加ふ。地原沿革　桓武天皇延暦二十四年六月始めて之を置く、皇代暦に、記傳儒者始めとあり、平城天皇大同三年二月始めて博士一人を置き、官位を直講と同じくせしむ、仁明天皇承和元年四月勅して紀傳博士及び紀傳得業生徒を停め、文章博士一人を加へ置く、是より紀傳道は文章博士の業となり、後世文章博士を稱して紀傳博士ともいへり、延喜式に、諸道白讀者、名以二得業生一人一爲二試博士一、其紀傳者、又聽下以二文章生一爲二試博士一とあり、後に紀傳生を置く、同式に、凡須二講經生三經、傳生者三史一云云」とあり、文章博士は紀傳博士より撰出する事職原抄に見えたり、紀傳は四道中最も重を置かれたる學科にて、此道より大臣に登りし者菅原道眞、粟田有衡等あり、後世日野菅原二氏代々博士を世襲して日野氏は納言に、菅氏は參議に任ぜらる（類聚國史、延喜式、皇代暦、職原抄）

キテンハカセ　紀傳博士　王朝時代、紀傳道の教授を掌る。キテンダウ」を見よ、

キデラノミヤ　木寺宮（喜寺宮）　後二條天皇の第一皇子邦良親王山城國葛野郡木寺に居するを以て名づく、其子孫皆木寺宮と稱す、五代靜覺法親王に至りて絶ゆ、邦良親王は、文保二年三月九日元服、立て太子となる、正中二年三月二十日薨す、

康仁親王
邦恒王—世平王—邦康親王—靜覺法親王
邦世親王
僧弘覺
寛圓
深守法親王
仁惠
壽子内親王
壽命

ギドウサンシ　儀同三司　准大臣を云ふ、藤原伊周始めて之を稱す、唐六典に、凡叙階二十九、從一品曰二開府儀同三司一」とあり、蓋し唐の制正一品は三公の位にて、之に次ぐは尚書令にて正二品なり、三公を三司と云へるは、事類全書に、漢文帝元年用二宋昌一爲二衛將軍一、位亞二三司一、三司之名始レ此」と見え、儀同の稱は同書に、魏帝延平元年鄧騭爲二車騎將軍儀同三司一、儀同之名始レ此」とあり、開府の稱は、六典の註に、魏黄初三年賈逵爲二車騎將軍開府儀同三司一、開府之名自レ此始也」とあり開府とは、古へ三公は私家に府を開き僚官を置たりしに、隋の文帝より三公府僚を停めしが、唐には舊名を存し開府儀同三司と稱せしなり、されば我國の准大臣は儀同三司に當らざれども、暫く其名を借りて名目とせしものなるべし（標注職原抄校本）類聚名物考に、藤原伊周公を儀同三司といひし事は、公の官稱にはあらず、自ら私にかくの給ひしなり（中略）まだ唐にも開府儀同三司の名ありて又散官の第一なり、是は從一位に當る、是は綸封はなくて官のみなり、後漢の制と同じからず、通典通考等に此事委しく考有り、さて此方の伊周公のそれと同じからず、それに思ひあてゝ自らいはれし名なり、散官の常なり、准大臣故に大臣の勤に同じきなり（故二條院一御諒闇、一條天皇崩御、山城名勝志）

ば老中にても、加列の列にあらぬと云ふが如し、又後世にも久我太政大臣のまだ大臣にておはせぬ時、弘安六年の頃儀同三司と稱せられしは、勅して大臣に准じて朝參の大臣の下につかしめ給ひし故なり、是准大臣の事なり」といへり、なほ乘獨譚にも說あり、參考すべし、

キトクコウ　歸德侯　名義高麗傳來樂にて壹越調三十四曲中の一、一名阿志波世歸德侯、又歸德（一に貴德に作る）と稱す、中曲○破拍子十、急拍子六、舞者一人、番子二人、番舞散手。地原沿革　溪書倭奴傳に、神碑中、倭奴目遂王先賢擕漢に降る、漢日遂を封して歸德侯と爲すと見ゆ、蓋是より出でたるなるべし（禮樂志）

キドクサ　黄木賊　鬚の色目の名、麦藁共に薄背の黄ばみがちなるをいふ、また、裏の白きをもいふとい（り（雜事抄）

ギトネリノリウ　擬舍人奏　六衛府より推撰の舍人を奏するを云ふ、禁祕抄に、論奏諸衛擬舍人奏（書二閑字一）と見えたり、

キドモン　木戸門　門の一種、もと城戸より轉じたる名なるべし、增鏡に、もとよりいとけばしき山のふかきつゞらをりなど、えもいはず、木戸、逆茂木石弓などいふごとくもしたゝめらる」とあり、戰國の頃、外郭の門々、大抵木戸にて、其制今と大異なし、屏を格子にして透すは、敵に矢砲をはなちいだすべき爲めなりといへり、其屏へ小さき潛戸を設け、是を鼠木戸といふ、鼠木戸の名は、太平記などにも見えたり（家屋雜考）

キナイ　畿内　名義京都及び其附近の諸國（大和、河内、和泉、攝津）の總稱、五畿内、京畿、内國ともいふ。地原沿革　孝德天皇大化二年正月、初めて之を定め置く、當時の詔に、初修二京師一、置二畿内國司郡司國塞斥候防人驛馬傳馬一、凡畿内、東自二名墾横河一以來、南自二紀伊兄山一以來、西自二赤石櫛淵一以來、北自二狭々波、合坂山一以來爲二畿内一」と見えたり、未だ國郡の制定まらず、其後國郡の制度既に定まり、大倭、河内、難波、山背四國を以て四畿内と稱す、持統天皇六年四月始めて見ゆ、元正天皇靈龜二年和泉監を置き、國に准ぜしを以て畿内五國と稱せり、尋で芳野監を置きて二監と爲し、四畿内二監の稱あり、續紀、聖武天皇天平四年七月の條に、令二兩京四畿内及二監一依二内典法一請雨焉」とあり、二監既に廢し、和泉國を置くに及びて畿内五國となり（天平神護二年以下四畿の稱見えざれば、此頃五畿内と定まりしなるべし）後世に至るまで變更なし、國の順序は、始め大倭、河内、和泉、攝津、山代なりしが、仁明天皇承和三年畿内の國次を改め、山城を以て第一と爲す、委しくは、各國の條下に就きて見よ（國郡沿革考、畿内沿革考）

キニチ　忌日　死滅の日を云ふ、又命日とも云ふ、釋氏要覽に、二月十五日佛涅槃日、天下僧俗有二營會供養一、卽忌日之事也、俗禮君子育終身之孝、忌日之謂也、又謂二不樂之日一、不二飲樂一故、或云二讖日一、或云二遠日一、釋氏師亡、可レ稱二歸寂之日一、蓋釋氏無二忌讖一故」とあり、眞俗佛事編に、「父母の死日を忌日と云ふは、禮祭義曰、君子終身之憂、忌日之謂也、註に忌日とは親亡之日也、言は親死せる日に當れば、其心親を念のみにして、私事を爲さず、忌み慎むこと、國の制禁を守る日の如し、故に忌日と云ふ」と云へり、

キヌ　衣　名義衣冠、直衣、狩衣の下に重れ着るもの、或は袒とも稱す、四三條（轉法輪）家には束帶の或ほ袒とも之を稱す、但三條（轉法輪）家には束帶の下に重ねるは、纖者として袒とす、直衣狩衣の下に用ふるは、莫大長し、是を衣と稱す」と見えたり。地原沿革　直衣の下の衣は夏冬大略差異なし、色は薄色鼠木紅、黄、蘇芳、紫、紅梅等は少年に用ひ　白色は孟年の人用ひ、皆綾なり、中年以後シロキ衣に志々其の綾を用ふるなり、紋は小葵、菖形、浮線蝶の丸等なり、若年の人は繁文、老年の人は遠文なり、裏は何も平絹也、以上は尋常の時にて、晴の時は浮織物、唐織物等時に隨て色々の衣を用ゝ、總體の仕立小袖の如し、袖をば廣袖に縫ひ、兩脇をば、袖下より以下縫ひふさがず、此の衣を袴の外に出して表衣の裾の下に出すを出衣と云ふ、衣は色によりて着用に時あり、今概略を左に示す、梅（面白、裏蘇芳）柳（面白裏青）以上冬用ふ、櫻（面白裏赤花）花山吹（面朽葉裏黄）裏山吹（面黄裏紅）躑躅（面蘇芳裏青）藤（面淨紫裏青朽葉）以上春、卯花（面白裏青）菖蒲（面青裏紅梅）以上夏、萩（面蘇芳裏青）女郎花（經青緯黄裏青）以上秋、白菊（面白裏蘇芳）黄菊（面黄裏青）黄紅葉（面黄、裏蘇芳）以上九十月頃に用ふ、猶詳しき事は、胡曹抄、四三條裝束抄を見よ（四三條裝束抄、裝束深淺祕抄、布衣記、貞丈雜記）

キヌ　絹　名義織物にて製したる帛、生絲より製したるを生絹、生絲の練りたるものにて製したるを、練絹といふ。地原沿革　太古より既にあり、機織姫命能く之を織る、此時製せし絹は、後世の絁なり、仲哀天皇九年新羅、絹、繒を貢す、應神天皇十四年支那人融通王秦民を率ゐて歸化し、絹帛等を獻ず、天皇これに大和の朝津間の腋上の地を賜ひて居らしむ、支那風絹帛の製法始めて傳はる、十六年百濟より絹帛を織る工人を獻ず、仁德天皇の時、融通王の率ゐ來りし所の秦民を諸國に分置とも、絹帛を織り、

之な貢獻せしむ、製絹の質、柔にて美、天皇賞して姓波多公を賜ふ、允恭天皇の世、燒之連日命十二世の孫麻羅宿禰に姓服部連を賜ひ、絹を織る工を總領せしむ、雄略天皇の世、大に蠶業進み、貢獻の絹帛朝廷に滿つ、顯宗天皇の時、百濟の人麻利及び其弟爾和に勅し、絹綿の樣を作りて獻ぜしめ、之を諸國に頒ちて其製に倣はしむ、大化元年孝德天皇、織工を織部司の所轄と爲し、絹等を製する國は、其を調貢と定め、長さ四丈、幅二尺五寸を以て匹と爲さしむ、並に於て絹を織る業盛となる、文武天皇大寶元年令を制し、長さ五丈二尺、幅二尺二寸を匹と爲し、又織部司の管する所の河内の廣絹を織る戶數を三百五十戶と定む、爾後東國にても織り出して之を調貢す、延曆の頃盛に好絹を織らしめ、其最美なるを「ハクノキヌ」といひ、其輕薄なる者を「トリ」といふ、又「サスモノ」といふ、延喜五年制して絹綿を調貢すべき國々を定め、蒼だ盛なりき、承平天慶の亂後、業衰へ、他物を以て調貢に代ふるに至る、承久の變以來織部司漸く衰へ、絹を製すること尠く、加賀、丹後、尾張等の數國に過ぎず、正平年間、大内弘世京師の織工を招き、周防にて織業を起す、元中年間、和泉堺に機場を開く、應仁の亂後、京師の織工居を白雲の原野に占めて營業す、是を新在家と稱す、天正年間豐臣秀吉、白雲村の織工を、今の新在家の地に移し絹帛を織らしむ、是より織業盛となる、寛文五年、德川家綱令して、長さ二丈六尺を以て一端と爲さしむ、此時、京都及び堺より製出の絹、佳なるを以て人稱して羽二重といひ、美濃、加賀、丹後よりのものを機絲といふ、又筑前、上野、下野、越前、越中、但馬等に於て製出するに至る、享保年間、上野の日野及び桐生、伊勢國に於て、盛出す、文政年間、京都、江戸、大阪等の商賈、之を買ひ、所在店を設くるに至る、元文三年京師の織工桐生に於て好絹の製法を傳ふ、之を紬綾絹といふ、天保初年桐生の織工一種の好絹を製す、之を里字文絹といふ、爾後諸國の織工業を傳へて今日に至る（工藝志料）

キヌガキ　絹垣　王朝時代、朝廷及び諸紳家等にて、襖障子などの代りに隔てとなすもの、地質の絹なるを絹垣、綾なるを綾垣と云ふ（眞丈雜記）

キヌガサ　蓋　絹を以て作りたる長柄の傘、もとは傘も「キヌガサ」と云ひしが、後世は「カラカサ」とよみて蓋と區別したり、天皇親王公卿等の貴族之を用ひ、また神輿の御幸する時にも用ふ、傍より さしかけて覆ふなり、萬葉集に「久方のあめゆく月を つなにさし我大君はきぬかさにせり」とあるものこれなり、大寶の令制には、凡蓋、皇太子紫美、蘇芳裏、頂及四角覆に錦垂、總、親王紫大繖、一位深綠、三位以上緋、四位縹併朱裏、總用三同色」と見えたり、古今要覽稿に「大繖（オホカサ）（屏繖）は今の日傘なるべく思はる、其形狀は親しく見るものならねば、委しくは辨じ難し、されども大方はかの伊勢物語に、富士の山をなりはしほじりのやうになんありけるとあるを、朱雀院の逢籠御本には、此山うへはせばく、下は廣くて大笠のやうになん有けるとあるにて、凡は其さま知られたり、但日傘といへる名は、宗五大神紙に見えたる外に、古くはまだ見當らず、されども延喜式に、輦輿一具屏繖二枚と見え、和名抄服具條に、唐令云、輦輿一、水大繖四、本朝式（神祇式）に延喜式なるべしと云ふ、又唐書儀衛志に云、天子前大繖二、

（屏繖）

（毛二詩）

キヌガキ　絹垣　王朝時代朝廷に於て正月初子の日、衣裳を賜はるをいふ（儀訓類）

キヌザ　絹座　鎌倉時代、絹物を賣る所をいふ（庭訓抄）鎌倉七座（カマクラノシチザ）參照、

キヌヌビベ　衣縫部　王朝時代、裁縫の事を職とし、朝廷に奉仕せる部族をいふ、大和の飛鳥と、伊勢とに在り、此部は歸化人の子孫にして、雄略天皇の朝漢國吳國等より歸化せる漢織、吳織の織工及び縫工に此地を給ひ、世々織縫を業とせしむ、衣縫部造之を統率す、

キヌヤ　絹屋　朝廷又は諸紳家等にて、奏樂の爲めに、一時設けたる場所、（アゲリ）幄の類をいふ、尋問抄に、延久二年歟、三月三日字治一切經會（中略）舞人樂人等に、明日可レ有二御遊一、各罷留可レ吹之由、次日大膳大夫仲範承て小松殿南の庭に絹屋つくりて云々」と見えたり（歌舞品目）

キネ　幾磵　巫と同じ、倭訓栞に、祈念の音をもて名づくといひ、神樂歌入綾にほ、神をねぐ人を、直に磵宜といへば、伎禰と云も、禱部の約れるなるべしといへり、詳しくは「カムナギ」の條を見よ、

キネンコクノホウヘイ　祈年穀奉幣　（語義）特に二十二社へ幣使をたてられて、旱水風損の憂なく、五穀の不熟なからんことを祈り奉る祭なり、祭月は、凡二月七月の兩度にて、祭日は吉日を撰び行ふ、祈年祭と其義同じ、唯其名を變じ、祈年祭は神名帳に載せたる諸神を添く祭り、是は大神宮及び近京有名の二十二社に奉幣するの別に過ぎず（儀式）奉幣使を發遣するには、祭日先づ奉幣定あり、上卿以下陣につき、日時の勘文、幣使の差文、及び宣命の事等を議定して奏聞す、後世は當日に之を行ひたり、祭日には、八省院を裝飾し、內侍以下女官來て幣帛を奬み、上卿以下各々入りて其座につき、伊勢使以下諸社の幣使を召して、順次宣命を授けて各々其社に發向せしむ、伊勢使を發遣したる後、天皇紫宸殿に於て御拜の儀あり、御物忌の時は、石灰壇にて行はる、又天皇八省院に行幸の時は、伊勢使の發遣を待ち給ひて後に還御あり、伊勢の幣使は特に諸王一人を卜定し、中臣忌部をして之に從はしめ、其他賀茂、松尾、平野は各々參議及び五位、石清水稻荷は各々四位、丹生、貴布禰は各々神祇官の六位、自餘は各々五位を任ず、但石清水は源氏、春日日吉は藤原氏、梅宮は橘氏、北野は菅原氏を選定する列なりなぜども、正史に見えたるは日本紀略に、醍醐天皇延喜二年を始めとす、村上天皇の天德三年七月には、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀨、龍田、住吉、丹生、貴船の十六社に奉幣あり、一條天皇正曆二年八月の奉幣には吉田廣田、北野、梅宮を加へて二十社とし、長保二年二月の奉幣には、祇園を加へて二十一社とし、寛弘六年二月には更に日吉を加へて二十二社とす、されど後に日吉社は時によりて或は除くこともありしが、白河天皇の永保元年より祈年穀には必ず二十二社に奉幣する事と定む、後世幣使の懈怠、幣料の不足等によりて春時の奉幣を七月に、秋時を十二月に延引せし事あり、後漸く衰頽に趨き、中絕せしが、後花園天皇の文安元年武家の執奏により、再び行はるゝこと、なれり、されど久しからずして戰亂の世となり、朝廢盆々衰へしかば、祈年祭と共に廢絕せり（古事類苑神祇部）

志）

キヌガサノサキノナイダイジン　衣笠前內大臣　藤原家眞を云ふ、家眞仁治中山城國葛野郡衣笠の地に居住せしを以て名づく、「フザハラノイ（ヨシ）」を見よ、

キヌカヅキ　衣被　宮女の中の一階級の名稱、又高貴の婦人外出の時用ふる服の名、略して「カヅキ」といふ、被衣（カヅキ）を見よ、

キヌクバリ　絹配布　王朝時代朝廷に於て正月初子の日、衣裳を賜はるをいふ（儀訓類）

キヌヒベ　衣縫部　王朝時代、裁縫の事を職とし、朝廷に奉仕せる部族をいふ、大和の飛鳥と、伊勢とに在り、此部は歸化人の子孫にして、雄略天皇の朝漢國吳國等より歸化せる漢織、吳織の織工及び縫工に此地を給ひ、世々織縫を業とせしむ、衣縫部造之を統率す、

キヌヤ　絹屋　朝廷又は諸紳家等にて、奏樂の爲めに、一時設けたる場所、（アゲリ）幄の類をいふ、尋問抄に、延久二年歟、三月三日字治一切經會（中略）舞人樂人等に、明日可レ有二御遊一、各罷留可レ吹之由、次日大膳大夫仲範承て小松殿南の庭に絹屋つくりて云々」と見えたり（歌舞品目）

キネ　幾磵　巫と同じ、倭訓栞に、祈念の音をもて名づくといひ、神樂歌入綾にほ、神をねぐ人を、直に磵宜といへば、伎禰と云も、禱部の約れるなるべしといへり、詳しくは「カムナギ」の條を見よ、

キネンコクノホウヘイ　祈年穀奉幣　（語義）特に二十二社へ幣使をたてられて、旱水風損の憂なく、五穀の不熟なからんことを祈り奉る祭なり、祭月は、凡二月七月の兩度にて、祭日は吉日を撰び行ふ、祈年祭と其義同じ、唯其名を變じ、祈年祭は神名帳に載せたる諸神を添く祭り、是は大神宮及び近京有名の二十二社に奉幣するの別に過ぎず（儀式）奉幣使を發遣するには、祭日先づ奉幣定あり、上卿以下陣につき、日時の勘文、幣使の差文、及び宣命の事等を議定して奏聞す、後世は當日に之を行ひたり、祭日には、八省院を裝飾し、內侍以下女官來て幣帛を奬み、上卿以下各々入りて其座につき、伊勢使以下諸社の幣使を召して、順次宣命を授けて各々其社に發向せしむ、伊勢使を發遣したる後、天皇紫宸殿に於て御拜の儀あり、御物忌の時は、石灰壇にて行はる、又天皇八省院に行幸の時は、伊勢使の發遣を待ち給ひて後に還御あり、伊勢の幣使は特に諸王一人を卜定し、中臣忌部をして之に從はしめ、其他賀茂、松尾、平野は各々參議及び五位、石清水稻荷は各々四位、丹生、貴布禰は各々神祇官の六位、自餘は各々五位を任ず、但石清水は源氏、春日日吉は藤原氏、梅宮は橘氏、北野は菅原氏を選定する列なりなぜども、正史に見えたるは日本紀略に、醍醐天皇延喜二年を始めとす、村上天皇の天德三年七月には、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大神、石上、大和、廣瀨、龍田、住吉、丹生、貴船の十六社に奉幣あり、一條天皇正曆二年八月の奉幣には吉田廣田、北野、梅宮を加へて二十社とし、長保二年二月の奉幣には、祇園を加へて二十一社とし、寛弘六年二月には更に日吉を加へて二十二社とす、されど後に日吉社は時によりて或は除くこともありしが、白河天皇の永保元年より祈年穀には必ず二十二社に奉幣する事と定む、後世幣使の懈怠、幣料の不足等によりて春時の奉幣を七月に、秋時を十二月に延引せし事あり、後漸く衰頽に趨き、中絕せしが、後花園天皇の文安元年武家の執奏により、再び行はるゝこと、なれり、されど久しからずして戰亂の世となり、朝廢盆々衰へしかば、祈年祭と共に廢絕せり（古事類苑神祇部）

キネンサイ　祈年祭　（語義）陰曆二月四日風雨の災害なく、年穀豐熟せんことを神祇に祈請する祭を云ふ、神祇官及び國司廳に於て祭る、「トシゴヒノマツリ」と訓む、年とは稻の事をいふ（儀式）當日幣物を神祇官の齋院に陳じ、神祇官人は御巫等を率ゐて四廳の座に就き、大臣以下は北廳の座につき、式部亦群官を率ゐて南廳の座に就く、既にして大臣以下官人所司共に降りて廳前の座に就き、中臣進みて祝詞を宣ず、大臣以下諸司拍手兩段、然る後各々本座に復す、次に忌部は神祇伯の命によりて幣帛を頒ち、事畢りて大臣以下諸司各々退出するを例とす、諸國にても祈年を行ふ、其日天皇は南殿にて御拜あり、たつみの間に巽にむけて御座をしく、莚二枚半帖、れいの御禊に同じ、御帳に帷をかけて、額間東一間の格子をあぐ、大宋御屏風、御座の傍にたつ、御飯御笏など常の如し、伊勢神宮を拜し給ふ、祭に前つこと十五日、忌部及び木工をして供神の調度を作らしめ、又當日には京畿より白鷄一隻、近江國より白猪一頭を貢し、左右馬寮は各々祓馬十一匹を進む、鷄猪は御歲神に奠する所、神馬は伊勢兩宮を始め御歲神等總て二十二社に獻ずる所たり、齋戒は散齋三日致齋一日なり、詳しくは渭和天皇の貞觀儀式、延喜式を見るべし（語源拾遺）古語拾遺は、御歲神に白猪白馬を獻じたる條を起原とし、二十二社註式、年中行事祕抄、公事根源には、天武天皇白鳳四

年に始まるとなし、祝詞考には、崇神天皇の御代に始まると云へり、文武天皇慶雲三年甲斐信濃等の十九社始めて此に見ゆ、其後桓武天皇延暦十七年亦新年祭幣社始めて此に見ゆ、其後桓武天皇延暦十七年亦新年の幣帛を奉るべき神社を定められしかども、其數詳かならず、調度幣物を頒つに伊勢兩宮へは特に使を遣はし、其他は諸社の祝等をして當日祭庭に來り受けしむる例なりしが、嵯峨天皇の頃より既に諸社の祝等參會せざるもの多し、尋で宇多天皇寛平五年の太政官符には京畿外國大小通計五百五十八社とあり、蓋し官幣ならん、延喜式によれば總て三千一百三十二座にして、其中七百三十七座は神祇官にて祭る、即ち官幣なり、而して幣を案上に奠する大社三百四座あり、之を案上官幣といひ、然らざる小社四百三十三座あり、之を案下官幣といふ、國司の祭る所、又大社百八十八座、小社二千二百七座あり、これ即ち國幣なり、此頃より祝等の懈怠甚しく、幣物を私し、之を密に賣買する事すらあり、故に屢々官符を下して誡め、遠國には特に常國の幣を以て之に充てしめ、若くは朝集使等に附して之を送る等の制をも設けられたり、亀山天皇の文永頃には幣帛を神祇伯の許に放鄙して願みざることあり、儀式も亦朝廷の陵夷と共に漸く衰頽し、往時日時を延引するは稀稀に止まりしが、後世は往々用途の不足によりて行はれざる事あり、應仁の大亂を經て、遂に文明以後全く廢絶す、近世東山天皇元禄の頃再興の議ありしにや、新年祭神官祭等の舊儀を蹟するものは進獻すべしとの命ありしかども、遂に再興に至らず、明治天皇の明治二年に至り、始めて再興し給ふ(古事類苑神祇部)

キノアサミドリ　黄淺緑　染色の名、黄ばかるあさみどりにて、藍と黄蘗とにて染めたる色、延喜式に、黄淺絲一絇、藍小半圓、黄蘗八兩とみえたり、

ギノウ　議能　六議の一、大才藝あるものを云ふ、即ち軍旅を整へ、政事に莅み、帝道を鹽梅し、人倫の師範たるものを云ふ、「ギ」を見よ、

キノオホイハ　紀大磐　事蹟　雄略天皇の九年小弓詔を奉じて新羅を討じ、病で陣中に歿す、大磐父の計を聞き直に新羅に赴き、小鹿火の掌る所の兵馬船官等を奪ひ、自ら軍政を專にす、小鹿火之を銜み蘇我韓子に議す、仍て韓子と又郤あり、百濟王諸將の相善からざるを聞き和解せんと欲し、その封疆を觀ることを請ひ之を召す、諸將皆往く、河を渡る頃大磐馬に水を飲ましむ、韓子後より射てその鞍に中つ、大磐驚き願み、韓子を射殺す、諸將半途にして還る、顯宗天皇三年大磐任那に據て高麗に通じ、將に西三韓に王たらんとし、府を開き神聖と自稱す、又任那人左魯郡奇他甲官等の策を用ひ百濟人を殺し、帶山城を築き、東道を扼し、百濟の糧道を絶つ、百濟王怒て兵を遣はし之を討つ、大磐能く拒ぎ戰ふと雖も、既にして兵竭き力屈し事の成らざるを知て走る、後に終る所を知らず(大日本史)

キノヲマロ　紀男麻呂　欽明天皇二十三年新羅任那を侵す、男麻呂命を奉じ大將軍と爲り往て新羅を詰問す、先づ登弭途にて印書を遺失し、遂に新羅の得る所となりてその計顯はる、新羅俄に大兵を起し來り攻む、兵敗れて降る、男麻呂勝て百濟の營に入る、終に新羅入貢す、用明天皇の崩後、蘇我馬子に從て物部守屋を攻む、崇峻天皇四年男麻呂臣勢比良夫と大將軍と爲り、「蘇我」に出で、新羅に向ひ任那の事を問責す(大日本史)

キノキラマロ　紀幾男麻呂　事蹟　紀河邊多鬼麻呂の孫、鍼術の祖、欽明天皇十三年、鍼經を梁より贈る、多鬼麻呂其書を天皇より受けしと雖も未だ研めずして死す、茲に於て幾男麻呂、新羅に渡り之を學びて歸る、皇極天皇元年鍼博士に擧げられ遂に其術の祖となる(皇國名醫傳)

キノコサミ　紀古佐美　事蹟　麻呂の孫、宿奈麻呂の子、寶龜中兵部式部少輔伊勢介左少辨を歴て、從五位上に進む、會々蝦夷叛して紀廣純を殺す、古佐美征夷副使となり、大使藤原繼縄に從て之を討つ、天應元年陸奥守、從四位下となり、延暦の初め左兵衛督に遷り、但馬守を兼ね、左中辨式部大輔中衛大將を歴て參議に拜す、尋で東宮大夫左右大辨を歴て、正四位下に累進す、七年征東大將軍となり大和守を兼ね、陸奥の蝦夷を征す、發するに臨み、節刀錦帛を賜ふ、即ち東海東山阪東諸國の步騎五萬餘をして多賀城に會せしめ、道を分ちて賊地に入る、八年古佐美衣川に至り兵を按じて進まず、四月書を上りて狀を告ぐ、朝廷其逗留の不可を詰り、命ずるに進擊を以てす、茲に於て副將軍入間廣成、左中軍別將池田眞枚、前軍別將安部猛島黒縄等と、三軍齊しく進み、河を濟りて賊を討つ、賊帥夷阿氏流三百人許を率ゐて逆へ戰ふ、官軍之を敗り且戰ひ且燒きて巢伏村に至り、將に前軍と合せんとす、會々前軍賊の爲めに拒まれて進むこと能はず、而して賊の別軍東山より出でゝ官軍の後を絶つ、古佐美等前後夾擊せられて、遂に敗走し死傷頗る多し、既にしてまた上奏し、輜重の運輸宜を得ざるの故を以て、暫く軍を解き糧を節せんことを乞ふ、聽許せらるゝ事、七月古佐美等上書し、

儁りて大逆と告ぐ、寃罰る、即ち勅書を下して國外の任を辱めたるを責む、遂に京師に歸り節刀を返還す、朝議其罪を論じ、法に因りて之を刑せんとす、而して嘗て勤勞ありしが爲めに、特に宥免せらる、幾干もなくして正四位上に進み、但馬守を兼ね、左衛門督に遷る、十三年中納言に任じ、超えて正三位を授けらる、尋で式部卿を兼ね十五年大納言に轉じ、翌年二月また皇太子の傅を兼ぬ、同年四月四日薨ず、年六十五、從二位を贈らる(公卿補任、大日本史)

キノコホリ　紀伊郡　所在　山城國　起源　沿革　欽明天皇紀に、始めて見えたり、延喜式「キイ」とよみ、和名抄に岐とよみ、岡田(チカダ)大里(オホサト)紀伊(キイ)鳥羽(トバ)拜志(ハイシ)深草(フカクサ)石井(ハイシキ)の郷あり、郡名考「キイ」となし、爾後變りなし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

キノサキノコホリ　城崎郡　所在　但馬國　起源　沿革　欽明天皇紀に、始めて郡名見えたり、和名抄に、新田(ニフタ)城崎(キノサキ)三江(ミエ)奈佐(ナサ)田結(タユフ)の郷あり、郡名考、城崎に作り、天保郷帳城崎に作り以後變りなし、明治二十九年、美含氣多の二郡を合併す(郡名異同一覽、法令全書)

キノシタ　木下　源仲綱の乘りし名馬の名、源平盛衰記木下馬の條に、仲綱不及力父の命に隨て木下を右大將の許へ遣てけり、聞に合て實に龍馬なりければ、舍人あまた付て内厩に祕藏して立かひけり、日數へて後伊豆守使者を以て召をかれ候し木下丸返し玉はるべき由申たり、右大將此馬をば惜みて其代と覺しくてナンチヤウと云馬をだびたりけり、極めて白き馬也ければ、ナンチヤウとは呼ばれけり、最も實に太く逞しくして能馬なりけれど、水下には及び付べき馬に非ず云々」と見えたり、

キノシタウヂ　木下氏(豐後日出)　家定の臣、原姓は平氏杉原氏と稱す、其先は淺井重政の子長助氏政より出づ、閑院公季の後裔なり、氏政比叡山に登り僧となり昌盛と號す、時に天下擾亂、昌盛大に憂ひ、竹生島に參籠して天下太平を祈る、明神の夢告にて尾張愛智郡中村に到り、復飾彌助と號す、其孫を又彌助と云ふ、清洲城主織田信秀の鐵砲足輕となり、戰場傷を蒙り中村に歸り住す、天文四年秀吉を生む、秀吉十六歳同國頭陀堂城主松下嘉兵衛之綱に仕へ、松下の苗字にかたどり木下と號す、秀吉天下を併せ、累進して關白太政大臣となり、豐臣朝臣の姓を賜ふ、秀吉の室大政所の兄杉原孫兵衛家定、豐臣秀吉に仕へ、木下の號を賜ひ、豐臣朝臣姓を授けらる、從五位下肥後守に任ず、慶長五年二萬五千石に播磨姫路城に封ず、關ヶ原の戰大政所を守護して德川家康に屬す、六年備中國賀陽郡足守に移封す、長子若狹守俊勝秀吉に仕へ從四位下少將となる、大阪の役山城嵯峨に退隱し長嘯子と號す、その弟木下宮内少輔利房遺領を繼ぐ、寛文四年八月公定墾田二千石を弟内記藤榮に分封す、子孫相繼ぎて、明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜)

○家定—利房—利當(マサ)—利真—谷定(ハン)—利潔
　利忠—利彪(トラ)—利徽(ヨシ)—利德(ノリ)—利愛(チカ)—利恭
　利玄

キノシタウヂ　木下氏(豐後日出)　家定の三子延慶長五年豐後國日出城に二萬五千石に封ぜらる、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家譜、華族譜)

○延俊—俊治—俊長—俊量—俊在—長保
　長監(ルカ)—俊能—俊恭—俊屏—俊懋(マサ)—俊真
　俊敦—俊方—俊程(ミチ)—俊愿—俊哲(アキ)

キノシタジユンアン　木下順庵　名稱　名は貞幹、字は直夫、通稱平之允、順庵、錦里、敏慎齋、薔薇洞等の號あり、恭靖と私謚す　系統　意春の二子　事蹟　江戸幕府の儒官、幼より聰敏卓拔にして常兒に異る、鄉閭其俊逸を稱す、既にして詩を作り文を屬し、好んで縉紳家と往來し、題詠頗る多し、また五山の僧侶と方外の交を爲す、衆皆其奇才を稱す、僧天海一見これを奇とし法嗣たらしめんと欲したれども從はず、年十三の時太平賦を作りて、烏丸光廣に呈し、後水尾上皇の叡覽に入る、世以て國瑞と爲す、後ち業を松永昌學に受け、出藍の譽あり、曾て柳生宗矩に陪して江戸に遊びしも、志を得ずして京師に歸り、爾來讀書に耽ること、約二十一年、名聲四境に達す、加賀侯前田利常常を厚くしてこれを聘す、然れども久く居を京師に定め、時々江戸に從ひ、又加賀に赴き、往來絡繹、席煖かなるに遑あらず、天和二年拔擢せられて幕府の儒官となる、尋で命を奉じて國史を修し、書成りて之を上る、元禄十一年十二月歿す、年七十八、順庵天資至孝、曾て父母の喪に居る泣血三年に及ぶ、觀るもの之が爲めに悲酸す、また尤も友愛の情に厚く、兄弟四人被を共にし床を連ね、其子を撫育すること己れの出に異ならず、而して其配偶早く歿するや、後ち再び娶らず、孤枕獨衾野僧の如し、平生嗜欲なく、食は必ず淡泊、服は必ず黄白を用ふ、經學文章世に聞え、朝鮮人對馬に至る毎に文を求むと云ふ、又詩に長じ、先生出でゝ扶桑の詩皆唐となると徂徠いへり　著書　新井白石、室鳩巣、雨森芳洲、祇園南海、榊原篁州、松

浦霞沼、胆部寛齋、向井三省、三宅親綱、南部景衡等名ありて木門の十哲と稱す（錦里文集班荊集等（近世叢語、近智叢談、名家著述目錄、野史）

キノシタチヤウセウ　木下長嘯　名稱初字大曦、名を勝俊といふ、長嘯子、天哉翁等の號あり　系統家定の長子　事蹟幼より豐臣秀吉に仕へ、從五位下に叙し若狹守に任ず、また姓羽柴を賜ひ龍野の城主となる、天正十六年從四位下に叙し、侍從に任ず、征韓の役起るに及び、兵を率ゐて邪古屋の行營に從ふ、文祿三年若狹に封ぜられ、八萬千五百石を食み小濱城に居る、尋で左近衛少將に任ず、慶長五年豐臣秀賴の命により、伏見城松丸郭を守り、鳥居元忠牙城を保つ、既にして東西難を構へ、石田三成等の兵を擧ぐるや、勝俊兩端を持して決せず、衆或はこれを殺して人心を固めんとするものあり、茲に於て城を棄てゝ京師に走る、亂平ぐの後、坐して封を失ふ、即ち東山靈山に潛居して風月に親しむ、尋でまた世を避けて大原野に移る、慶安三年卒す、年八十一、長嘯子尤も和歌に長じ、詠吟世に傳ほるもの多し、家集あり、擧白集といふ（野史）

キノシタリウ　木下流　木下淡路守利當が創めたる槍術の流派○利當は二位法印家定の二男宮內少輔利房の子なり、幼より槍術を好み、遂に一流をたつ、寛文元年十二月二十九日卒す、年五十九（武術流祖錄）

ギノソウ　議奏　疑はしき事を公卿に下して議せしめ、公卿等之を議定して奏する々云ふ、後世三代格に、太政官議奏、田（中略）是則時々議奏所ニ加盟也、云々とあり、

キノツラユキ　紀貫之　事蹟諸行の子

事蹟延喜中御書所預となり、越前權少掾、內膳典膳、少內記を歷て大內記に轉じ、從五位下に叙す、尋で加賀美濃等の介となり、延長中大監物右京亮に拜し、また土佐守に任じて下國し、承平中任滿ちて京に歸る、天慶中玄蕃頭となり從五位下に進み、木工權頭に遷り、從四位に陞る、九年卒す、貫之書を能くし、また尤も和歌に長じ、妙神に入る、曾て勅を奉じて紀友則、凡河內躬恒、壬生忠岑等と共に古今和歌集を撰し、これが序を作る、而して貫之の詠にして集中に入るもの一百首、蓋し特旨により此榮に與れるなり、後ちまた萬葉集鈔、新撰和歌集等を撰す、後人歌仙を撰するもの、皆貫之を推して右行第一と爲し、次で柿本人麿に配す　著書土佐日記、貫之家集（大日本史）

キノトモノリ　紀友則　系統有友の子、貫之の姪　事蹟和歌に長じ、貫之と名を齊くす、寛平中禁中歌合あり、友則右列に在りて「春霞かすみて いにしかりかれは今そなくなる秋霧の上に」の歌を詠す、而して講師方に春霞の句を唱ふるに際し、右列にある者、皆其時候を失せるを笑ふ、既にして第二句に及び、笑ふ者乃ち靦然たり、尋で土佐掾と爲り、延喜のはじめ大內記に轉じ六位を授けられ、貫之等と共に、また古今和歌集の撰者となる、家集あり、世に行はる、歿年詳かならず（大日本史）

キノナイジ　紀內侍　事蹟和歌を善くす、村上天皇の時清涼殿の梅樹枯るる、帝人をして他の梅樹にして移し植うるに足るものを索めしむ、既にして之を西京に得たり、時に梅樹の主歌を書して之を樹枝に繫ぐ、曰く、勅なればいともかしこし鶯の宿はたとはゞ如何に答へんと、天皇覽て之を怪しみ、人をして名を問はしむ、即ち內侍の家なり、帝大に之を悔ゆ　著書紀家六帖（大日本史）

キノナツ井　紀夏井　系統善峯の子、古佐美の孫　事蹟書を小野篁に學び、尤も練書を能くす、篁稱して眞書の聖なりといへり、文德天皇位に卽くに及びて、頻りに特寵を受け、少內記より累進して從五位上右中辨に至り、天皇の崩後出でゝ讚岐守となる、政化大に行はれ、吏民之に安んず、秩滿ちて將に歸らんとするに際し、百姓相率ゐて闕に詣で、其留任を乞ふ、因りて更に留ること二年、黎庶殷富となり、食糧充實す、茲に於て大に大藏を部內に造ること四十宇、以て不動の蓄と爲す、貞觀七年肥後守となる、尋で伴善男の事に連坐し、土佐國に流さる、其使に隨ひて境を出づるや、肥後の民庶路を遮りて悲哭し、また讚岐の境を過ぐるに當りては、其地の百姓老幼道路に逢迎して、哭聲數十里の間に充つ、夏井の民望を得たること かくの如し、眞に良二千石と稱すべきなり、夏井人となり溫雅にして才あり、眉目疎朗、身の丈六尺三寸、また圍碁に巧に、射覆を好くし、兼ねて醫術に通達したりといへり（大日本史）

キノハセヲ　紀長谷雄　名稱字は寛、世に紀納言、又は紀家と稱す、父を真範といふ、父曾て長谷寺に祈りて子を生む、因て長谷雄と名づく　事蹟年十八にて文を屬す、業を大藏善行に受く、未だ名を知られず、島田忠臣獨りその詩を賞し、緩頰の間甚だ風骨ありと、是より才名著はる、久ふして人之を善行に譏す、仍て善行と善からず、洗諭年を經、貞觀十八年始めて文章生に補せらる、既にして菅原道眞の門に遊ぶ、道眞其調達を見て嘆賞し屢々唱和す、仁和中少外記と爲り從五位下に叙せらる、寛平中圖書頭、文章博士、蓬萊殿令等に累遷して大

學頭從四位下に進む、九年式部大輔侍從を兼ね、博士元の如し、字多天皇道眞を大使とし、長谷雄を副使とし唐に遣はさんとせしも、唐亂に遭ひて止む、昌泰元年醍醐天皇に群書治要を進講す、延喜中參議に任ぜられ從三位に進み中納言に至る、十二年薨す、年六十八、長谷雄文藻に富み衆の推す所となる、詔勅表牒は多く其手に成る、曾て三善清行長谷雄を罵て無才の博士といふ、長谷雄顧みず、人皆その雅量に服す、道眞在世の時、文會毎に先づ長谷雄一起草を屬す、嘗て內宴に侍し詩を賦す、道眞曰く元白の再生何を以て加へんと（大日本史）

キノヒロズミ　紀廣純　系統大納言廣呂の孫、左衛士督宇美の子　事蹟寶字中北陸道に使し民の疾を問ふ、尋で從五位下に叙し大宰少貳と爲り、薩摩筑後守を歷、寶龜中美濃介に遷り從五位上に進み、河內守と爲る、新羅使太宰府に來る、廣純勅を奉じ之を撿問す、陸奥蝦夷邊に寇す、廣純鎭守副將軍と爲りて之を討ず、既にして陸奥介に遷り正五位下に進み勳五等を授く、按察使大伴駿河麻呂卒するに及び、廣純陸奥守と爲り、尋で按察使鎭守將軍を兼ね從四位下勳四等を授く、廣純屢々建議し覺鑑橋を作りて賊を拒き、自ら俘軍を率ゐて伊治城に入る、牡鹿郡大領道島大楯、上治郡大領伊治呰麻呂等從ふ、呰麻呂もと夷俘の種なるを以て陽に媚び事ふ、寶龜十一年三月呰麻呂屢々大楯の侮辱するを銜み、俘軍を煽動して叛き、先づ大楯を殺し廣純の館を圍み、之を攻め殺す、介大伴眞綱圍を潰し、多賀城に逃る、又敗乏し賊の爲めに府庫を毀たれ恣に資財を掠めらる（大日本史）

キノマルドノ　木丸殿　丸木のまゝにて作りたる殿舍をいふ、十訓抄に、天智天皇世につゝしみ給ふ事ありて、筑前國上座郡朝倉といふ所の山中に、墨木のやを造りておはしけるを木丸殿といふ、丸木にて造る故なり、今大嘗會の時、黑木の屋として北野の齋場所に造るは彼時の例なり、また「朝倉や、木の丸殿に我居れば名のりをしつゝ行くは誰が子ぞ、是天智天皇の御歌なり」と見えたり、

キノミドキヤウ　季御讀經　名稱毎年二月八月の春秋二季、日を定めて四箇日間、衆僧を宮中に請じ、大般若經を轉讀することを云ふ、トシノミドキヤウ」とも訓す　系統御前僧二十人を定め、納言參議各々一人南殿に於て事を行ふ、第二日に別茶として僧に茶を賜ふ儀及び番論議あり、第三日に論義あり、但し八月には これなし　起源沿革續紀聖武天皇天平七年八月の條に、丙辰於宮中請僧七百人、令轉讀大般若經最勝王經云々とあるを始めとす、公事根源に、天平元年四月八日に始まると云へども明據なし、清和天皇貞觀中は季毎に行はれたり、陽成天皇元慶三年三月に至り貞觀四年の例を變じて期日を三日となし、春秋二季にこれを行はるゝことゝなれり（江次第、年中行事祕抄、公事根源）

キバイツキ　騎馬一騎　四國九州邊にて二百石の諸士をいふ、騎馬一騎とは侍二人、日取一人、草履取一人總計六人より成るものをいひ、二百石の士は其人數を率ゐるを以てかく名づく（地方落穗集）

キバウツボ　騎馬空穗　毛皮かけたるうつぼを云ふ、又綱空穗とも云ふ（眞丈雜記）

キハチマン　黃八幡　北條左衛門大夫綱成の異名、綱成曾て北條氏康の命により、地黃四方の旗に、八幡の二字を書して紋となし、屢々武勇を現ほしたるを以て、世人呼んで黃八幡といふ、ホウデウツナシゲ」參看（北條系圖）

キバトモ　騎馬供　江戸時代、乘馬にて行列の供を爲す者をいふ、國主、准國主、溜詰、大廣間、帝鑑間、柳間等の大名は之を從はしむ、其敵國主といへども、二三騎に過ぎず、但國主にあらずして平常騎馬供を從へるは稀なり、帝鑑間、柳間等にては、乘出の際、又は將軍宣下等の大禮の時、騎馬供を召具せり（德川盛世錄）

キビツノジンジヤ　吉備津神社　所在備中國賀陽郡眞金村（板倉川の東宮內村吉備中山に在り）○吉備津宮、吉備津彥神社とも云ふ、卽ち吉備の一宮也、今は國幣中社　祭神孝靈天皇の皇子吉備津彥命、一名伊勢理毘古命、吉備臣の遠祖　起源沿革崇神天皇の世其弟若建吉備津彥命と共に此國を平げ給ひき、其功德威烈世に超たるを以て子孫族類世々吉備國造たり、仁明天皇承和十五年二月從四位上に叙され、文德天皇仁壽二年二月、特に四品を授て官社に列しめ、八月封二十戶を充て、齊衡二年四月使を遣はして幣を奉らしむ、神庫の鈴鏡一夜に三度鳴ることあるを以てなり、清和天皇貞觀元年正月二品を授け、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、朱雀天皇天慶三年二月一品を授け、承平中海賊の事を祈りし報賽なり、後冷泉天皇康平四年十一月神社燒亡、後堀河天皇寛喜元年十一月また火あり、御憑以下皆災に罹り、後醍醐天皇元弘元年、神社又兵燹に罹り、後小松天皇明德元年、再興の爲め建築し、三十六年を經て應永三十二年に成る、降りて明治維新に至り國幣中社に列す、三十五年、本殿及び拜殿は、特別保護建造物となる　凡年中祭祀七十餘度、其六月二十八日、九月朱中日祭最も著る　神官賀陽朝臣實に本

社の神齋なり（神祇志料、官國幣社一覽、國寶目錄）

キビツヒコ　吉備津彦　名は彦五十狹芹彦、吉備津彦は又の名なり（孝靈紀）孝靈天皇の皇子、母は和國香媛、吉備臣上道臣の祖（崇神紀）崇神天皇の御宇四道將軍の一人となり四道を征し、遂に吉備國を鎭す、後に奉祀して吉備津宮と稱す（書紀、皇胤紹運錄）

キビノクニ　吉備國　備前、美作、備中、備後地方の古稱、神代記に、次生二吉備子洲一、又神武紀に、徒入二吉備國一、起二行宮一以居之、是曰二高島宮一、とあり、詳しくは各國の條を參看すべし、

キビノタサ　吉備田狹　孝靈紀吉備上道田狹ともいふ（孝靈紀）武彦命の後裔（書紀）田狹の妻雅媛容色美なり、曾て田狹宮中に於て誇て曰く、天下の佳人之に過ぐる者なしと、雄略天皇之を聞き田狹を任那國司と爲し、稚媛を妃と爲す、田狹聞きて怨望し遂に任那國に據て叛し、新羅の援を求む、この時新羅久しく朝貢せず、田狹の子弟君及び吉備海部赤尾に詔し新羅を征ししむ、百濟に渡り新羅に入らんとす、弟君路の遠を難じて進まず、田狹之を聞き、密使をして戒ましめ百濟に據て還ること勿れと、弟君の妻その謀を知り竊に弟君を殺し赤尾等と還る、稚媛帝の幸する所と爲り、星川皇子を生む、天皇崩御の後、皇子難を作し克たずして死す、田狹亂をきゝ援ほんとし舟師四十艘を帥ゐて來り赴く、道にて其死を聞き遁れ還る、終に終る所を知らず（大日本史）

キビノマミ　吉備眞備　名は眞備また眞備（キビ）吉備に作る（書紀）圓諦の子（書紀）景龜二年二十四歲にして遣唐留學生となり、天平七年歸る、在唐の間經史を研修し、博く衆藝に涉る、歸朝の時唐禮、大衍曆經、大衍曆立成、測影鐵尺、銅律管等を携へ來り、これを朝廷に獻ず、尋で正六位下に叙し大學助に任じ、累進して從五位上に陞る、孝謙天皇東宮にあるの時、其學士となり恩寵甚だ渥し、後ち右京大夫に遷り、天平勝寶のはじめ從四位上に進む、幾干もなくして事を以て筑前守に左遷せられ、俄にしてまた肥前守に轉ず、四年遣唐副使となり、六年歸朝して太宰大貳となる、卽ち建議して筑前國怡土城を築く、後ち西海道節度使となる、八年召して造東大寺の長官と爲りしも、病を以て事を辭す、惠美押勝の叛するに及び、軍事を畫策し、頗る功あり、從三位に叙し、參議に拜し、中衞大將を兼ね、天平神護元年正三位となり、明年中納言に遷り、俄にして大納言となり、尋で右大臣に拜し、正二位に叙す、四年稱德天皇崩じ、皇嗣未だ定まらず、眞備等文室淨三を立てんことを圖りしが、左大臣藤原永手、右大辨同百川等、急に策を定めて光仁天皇を擁立するに及び大に不平を抱き、上表して遂に職を辭す、寶龜六年薨ず、年八十二、是より先、大學釋奠その儀備はらず、眞備禮典に稽へ器物始めて備まり、觀者觀るべきに至る、又大藏省の曼倉燒かれたる時、私に營み造る、又律令二十四條を刪正す、延曆中詔して之を用ふ、（續紀、大日本史）

キヒレノコホリ　給黎郡　薩摩國郡名見えたり、和名抄に、給黎の一鄕あり、後世喜入に作り、また知覽郡を分置す、寬文中給黎に復し、知覽を廢す、（郡名考、キレイしとよみ、地誌提要「キヒレ」とよむ、明治二十九年、揖宿郡及び川邊郡とに分割編入せらる（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

キフ　給料　年給（ネンキフ）なども見よ、

キフク　忌服　五等親（ゴトウシン）、服忌（フツキ）を見よ、

キフシンクワン　汲深館　舊泉藩の學校（所在）桑城國菊多郡泉村（地名沿革）嘉永五年九月創立す、藩主本多越中守藩士衣笠潛藏に命じて設立の事務に從はしむ、明治三年學則を定め、職員名稱及び俸祿を改め、且つ經費支辨の法を設く、此年生徒藩知事の聽許を得て舊湯長谷及び平の二藩と、每月一回左傳の輪講を始む、明治四年十一月廢藩に依て廢館す（舊藩）通常平屋の木造にして、文學所は疊を敷き、武術所は板敷とす（日本教育史資料）

キフジヤウ　岐阜城　所在美濃國厚見郡岐阜市稻葉山○古くは稻葉山城といへり（地名）建仁中二階堂行政始めて之を築く（新撰美濃志）二階堂氏世々此に居りしか、正元の頃より廢城となる、應永初年齋藤利永修築して此に住し、文安二年八月上加納城に移り、貞後九十三年間廢城す、天文八年齋藤秀龍復此に居り、其孫龍興に至り、永祿七年九月織田信長之を陷いれ清洲より徙り住し、始めて岐阜と稱す、天主閣及び第宅を增築す、天正四年二月信長安土城に徙り信忠を置く、十年信長父子本能寺に亡び、信孝秀信の後見として居城す、十一年五月秀吉之を陷いれ、池田紀伊守之助（信輝の長男）をして守らしむ、十三年四月之助戰歿、嫡政大垣城より徙る、十九年三好秀俊秀信の輔佐として之に代る、文祿元年秀俊卒し、秀信清洲より徙る、慶長五年八月東軍之を陷へ、秀信城を退き高野山に死す、七年七月、壞ちて加納に移る、城郭すべて後は、たゞ岐阜御山と稱し、岐阜赤行の預りとなれり（新撰美濃志）

ギフジヤウ　義部省　令制の刑部省を改めたる稱、天平寶字二年藤原仲麻呂の議を納れて、改稱

す、其時の詔に、刑部省菊刺定ゝ罪、要須ゝ用ゝ義、改爲二義部省一云々、同八年仲麻の歿後、令制に復す（續紀）

キフデンバタ　給田畠　鎌倉時代本家又は領主より公文、下司、地頭職等に給ずる田畠を云ふ、又人給田とも云ふ、除田畠として官物を徵收せざる田畠なり、永曆元年弓削庄撿田畠目錄に、得田のうち給田三町二段、預所給一町、御庄司給一町、公文給五反、定使給五反、撿校給一反、職事一反、得畠のうち給畠三町七反、預所給一町、御庄司給一町、公文給五反、撿校給五反、職事一反」と見えたり○又古へ夷俘及び外人の歸化する者に給へる田をいふ、天智天皇四年三月、近江國神前郡の百濟人に田を給ひ、持統天皇元年三月、高麗五十六人を常陸國に置き、田を賦し生業に安ぜしむること書紀に見え、爾後屢々史に見えたり、

キフニン　給人　年給を賜はる人を云ふ、江次第抄二合勘文の條に、當年給等、不ゝ書二任人之官姓名一只書二給人官姓名許一也」とあり○また武士の扶持を給ぜらるゝ人を云ふ、吾妻鏡建長二年五月十四日の條に、罪科人跡事、雖爲二國所一、依二奉行人懈緩一、涉ゝ年之後、被ゝ付二給人一者於二國所一、以來出物者、宜ゝ令二當給人糺取一之由、被二定下一云々」と見えたり、

キフネ・ジヤウ　木舟城　所在越中國四礪波郡絲岡鄕木舟村（地名）（所在）起原詳かならず、石黑太郎光弘の後裔數世此城に居る、天正二年七月、上杉謙信の攻むる所となり、神保石黑等退去す（後に神保氏亦之に據れるが如し）、天正八年織田信長の將佐佐成政に攻められて之に屬す、十三年成政豐臣秀吉と兵を構ふに及び、前田秀繼來り攻め、八月陷いれて在城す、同年十一月、地震あり、城壘崩陷す、尋で今石動へ遷城し、城遂に廢す（加能越三州志）

キフネノジンジヤ　貴船神社　所在山城國愛宕郡鞍馬村貴船○二十二社の一、今は官幣中社（所在）（地名）伊非諾命の子闇龗神（沿革）祭神（沿革）延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、給黎の一鄕あり、後世喜入に作り、また知覽郡を分置す、寬文中給黎に復し、知覽を廢す、（郡名考、キレイしとよみ、地誌提要「キヒレ」とよむ、明治二十九年、揖宿郡及び川邊郡とに分割編入せらる（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

キフ　給　年給（ネンキフ）なども見よ、

キヒレノコホリ　私教類聚三十八條（續紀、大日本史）

キヒレ　所在薩摩國（地名）（沿革）延喜式に始めて郡名見えたり、和名抄に、給黎の一鄕あり、後世喜入に作り、また知覽郡を分置す、寬文中給黎に復し、知覽を廢す、（郡名考、キレイしとよみ、地誌提要「キヒレ」とよむ、明治二十九年、揖宿郡及び川邊郡とに分割編入せらる（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

キフ　給　年給（ネンキフ）なども見よ、

キフク　忌服　五等親（ゴトウシン）、服忌（フツキ）を見よ、

キフシンクワン　汲深館　舊泉藩の學校（所在）桑城國菊多郡泉村（地名）（沿革）嘉永五年九月創立す、藩主本多越中守藩士衣笠潛藏に命じて設立の事務に從はしむ、明治三年學則を定め、職員名稱及び俸祿を改め、且つ經費支辨の法を設く、此年生徒藩知事の聽許を得て舊湯長谷及び平の二藩と、每月一回左傳の輪講を始む、明治四年十一月廢藩に依て廢館す（舊藩）通常平屋の木造にして、文學所は疊を敷き、武術所は板敷とす（日本教育史資料）

キフジヤウ　岐阜城　所在美濃國厚見郡岐阜市稻葉山○古くは稻葉山城といへり（地名）建仁中二階堂行政始めて之を築く（新撰美濃志）二階堂氏世々此に居りしか、正元の頃より廢城となる、應永初年齋藤利永修築して此に住し、文安二年八月上加納城に移り、貞後九十三年間廢城す、天文八年齋藤秀龍復此に居り、其孫龍興に至り、永祿七年九月織田信長之を陷いれ清洲より徙り住し、始めて岐阜と稱す、天主閣及び第宅を增築す、天正四年二月信長安土城に徙り信忠を置く、十年信長父子本能寺に亡び、信孝秀信の後見として居城す、十一年五月秀吉之を陷いれ、池田紀伊守之助（信輝の長男）をして守らしむ、十三年四月之助戰歿、嫡政大垣城より徙る、十九年三好秀俊秀信の輔佐として之に代る、文祿元年秀俊卒し、秀信清洲より徙る、慶長五年八月東軍之を陷へ、秀信城を退き高野山に死す、七年七月、壞ちて加納に移る、城郭すべて後は、たゞ岐阜御山と稱し、岐阜赤行の預りとなれり（新撰美濃志）

ギフジヤウ　義部省　令制の刑部省を改めたる稱、天平寶字二年藤原仲麻呂の議を納れて、改稱

キフネノジンジヤ　貴船神社　所在山城國愛宕郡鞍馬村貴船○二十二社の一、今は官幣中社（所在）（地名）伊非諾命の子闇龗神（沿革）祭神（沿革）蹉跎天皇弘仁九年五月大社に預り、六月從五位下を授け、七月使を遣はして雨を祈り、十年八月幣を奉て霖雨を止る事を祈り、十二年六月貴布禰丹生二神に幣を奉て雨を祈らしむ、爾後旱霖雨水必ず此神を祈らざる事なく、祈る每に屢々効驗あり、凡旱を祈るには黑馬を奉り、霖雨には白馬を奉る、仁明天皇承和五年八月止雨の祈に依て幣帛並に白馬を奉り、十年十二月正五位上を授け、清和天皇の時累進、正四位下に至る、醍醐天皇延喜の制、名神大社に列り、月次新嘗祈年案上及び祈雨の官幣に預る、後冷泉天皇天喜三年五月洪水の故を以て神社を別地に移し、白河天皇永保元年二月從一位を授く、堀河天皇嘉承元年四月別雷神社災あるを以て其御體を本社に移し、本社の御體を若宮に遷す、崇德天皇保延五年五月旱して百穀漸く枯るを以て、幣帛及び黑毛馬を奉り宣命を捧げて祈るに三日の間大に雨降る、永治元年七月正一位を授け、後宇多天皇弘安九年十月新院本社に幸し給ふ、凡賀茂縣主を以て本社の禰宜祝とす、鴨岡本神社今廢たり、蓋し賀茂大神を祭る、應安八年十一月鞍馬人と賀茂人との鬪爭ありて當社破壞せられ、賀茂社に移る、降て寬永八年十一月遷宮あり、明治六年に至り官幣中社に列せらる（神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部）

キフレウ　給料　學問料（ガクモンレウ）を見よ、

ギヘイ　義兵　仁義の爲めに動かしたる兵を いふ、吳子に、救亂誅暴謂二之義兵一、誅二賊殘一謂二之義兵一、と見え、始皇本紀に、陛下興二義兵一、誅二暴秦一、定二天下一、とあり、

キヘイガシラ　騎兵頭　江戸幕府の職名、騎兵の事務を掌る（地名）（沿革）文久三年三月始めて之を置き、高三千石の職となす、山口信濃守直毅之に任ず、是より先、正月騎兵頭を置き、高千石の職とし、同頭並を置き、千石の職とし、共に老中の所管とす、同年二月、騎兵差圖役頭取（高四百俵、役祿百俵）同差圖役（高三百俵役祿百俵）同差圖役並（高二百五十俵、役祿百俵）を置き、各陸軍奉行の所管とす、慶應二年、其圖兵を改め、幕下庶士の子弟、强健なる者を編列し、騎兵隊と唱へ、佛蘭西より教師を聘し、其學を傳習す、奉行と頭とは、前制の如くして其部を統轄せしむ（官制沿革略史）

キヘイシ　騎兵　騎兵頭（キヘイガシラ）を見よ、

キヘイイシヤウ　紀平洲　細井德民（ホソヰトクミン）を云ふ、

キヘイダイシヤウグン　騎兵大將軍　（地名）（沿革）天皇行幸、若くは外蕃使人入朝の時に、騎兵を率ゐて警衞する事を掌る（地名）（沿革）慶雲二年十一月新羅の使を迎ふる爲めに紀古麻呂を騎兵大將軍とし、聖武天皇天平十二年十月伊勢に行幸の時、藤原仲麻呂を前騎兵大將軍、紀麻呂を後騎兵大將軍とす、又之を左右に分つ、和銅三年正月左將軍大伴旅人、右將軍佐伯石湯、寶龜七年十一月左將軍大伴旅人、右將軍石上豐庭あり、時によりて前後或は左右に分つなり、奈良朝以後絕ゆ、太平記鎌倉合戰の條に、左將軍大舘三郎宗氏、右將軍江田三郎行義と見えたるは、左備右備の大將と云意にして、前者と異なれり（續紀、太平記、武家名目抄）

キヘイブギヤウ　騎兵奉行　（地名）（沿革）江戸幕府の職名、騎兵の事務を掌る（地名）（沿革）文久三年三月始めて之を置き、高三千石の職となす、山口信濃守直毅之に任ず、是より先、正月騎兵頭を置き、高千石の職とし、同頭並を置き、千石の職とし、共に老中の所管とす、同年二月、騎兵差圖役頭取（高四百俵、役祿百俵）同差圖役（高三百俵役祿百俵）同差圖役並（高二百五十俵、役祿百俵）を置き、各陸軍奉行の所管とす、慶應二年、其圖兵を改め、幕下庶士の子弟、强健なる者を編列し、騎兵隊と唱へ、佛蘭西より教師を聘し、其學を傳習す、奉行と頭とは、前制の如くして其部を統轄せしむ（官制沿革略史）

キヘイ　騎兵　騎兵頭（キヘイガシラ）を見よ、

キヘイシ　騎兵　騎兵頭（キヘイガシラ）を見よ、

キヘイイシヤウ　紀平洲　細井德民（ホソヰトクミン）を云ふ、

キヘイダイシヤウグン　騎兵大將軍　（地名）（沿革）天皇行幸、若くは外蕃使人入朝の時に、騎兵を率ゐて警衞する事を掌る（地名）（沿革）慶雲二年十一月新羅の使を迎ふる爲めに紀古麻呂を騎兵大將軍とし、聖武天皇天平十二年十月伊勢に行幸の時、藤原仲麻呂を前騎兵大將軍、紀麻呂を後騎兵大將軍とす、又之を左右に分つ、和銅三年正月左將軍大伴旅人、右將軍佐伯石湯、寶龜七年十一月左將軍大伴旅人、右將軍石上豐庭あり、時によりて前後或は左右に分つなり、奈良朝以後絕ゆ、太平記鎌倉合戰の條に、左將軍大舘三郎宗氏、右將軍江田三郎行義と見えたるは、左備右備の大將と云意にして、前者と異なれり（續紀、太平記、武家名目抄）

キヘイブギヤウ　騎兵奉行　（地名）（沿革）江戸幕府の職名、騎兵の事務を掌る（地名）（沿革）文久三年三月始めて之を置き、高三千石の職となす、山口信濃守直毅之に任ず、是より先、正月騎兵頭を置き、高千石の職とし、同頭並を置き、千石の職とし、共に老中の所管とす、同年二月、騎兵差圖役頭取（高四百俵、役祿百俵）同差圖役（高三百俵役祿百俵）同差圖役並（高二百五十俵、役祿百俵）を置き、各陸軍奉行の所管とす、慶應二年、其圖兵を改め、幕下庶士の子弟、强健なる者を編列し、騎兵隊と唱へ、佛蘭西より教師を聘し、其學を傳習す、奉行と頭とは、前制の如くして其部を統轄せしむ（官制沿革略史）

キヘイ　騎兵　騎兵頭（キヘイガシラ）を見よ、

キヘイシ　騎兵　騎兵頭（キヘイガシラ）を見よ、

キヘイイシヤウ　紀平洲　細井德民（ホソヰトクミン）を云ふ、

キヘイダイシヤウグン　騎兵大將軍　（地名）（沿革）天皇行幸、若くは外蕃使人入朝の時に、騎兵を率ゐて警衞する事を掌る（地名）（沿革）慶雲二年十一月新羅の使を迎ふる爲めに紀古麻呂を騎兵大將軍とし、聖武天皇天平十二年十月伊勢に行幸の時、藤原仲麻呂を前騎兵大將軍、紀麻呂を後騎兵大將軍とす、又之を左右に分つ、和銅三年正月左將軍大伴旅人、右將軍佐伯石湯、寶龜七年十一月左將軍大伴旅人、右將軍石上豐庭あり、時によりて前後或は左右に分つなり、奈良朝以後絕ゆ、太平記鎌倉合戰の條に、左將軍大舘三郎宗氏、右將軍江田三郎行義と見えたるは、左備右備の大將と云意にして、前者と異なれり（續紀、太平記、武家名目抄）

キヘイブギヤウ　騎兵奉行　（地名）（沿革）江戸幕府の職名、騎兵の事務を掌る（地名）（沿革）文久三年三月始めて之を置き、高三千石の職となす、山口信濃守直毅之に任ず、是より先、正月騎兵頭を置き、高千石の職とし、同頭並を置き、千石の職とし、共に老中の所管とす、同年二月、騎兵差圖役頭取（高四百俵、役祿百俵）同差圖役（高三百俵役祿百俵）同差圖役並（高二百五十俵、役祿百俵）を置き、各陸軍奉行の所管とす、慶應二年、其圖兵を改め、幕下庶士の子弟、强健なる者を編列し、騎兵隊と唱へ、佛蘭西より教師を聘し、其學を傳習す、奉行と頭とは、前制の如くして其部を統轄せしむ（官制沿革略史）

キヘイ　騎兵　騎兵頭（キヘイガシラ）を見よ、

キヘイシ　騎兵　騎兵頭（キヘイガシラ）を見よ、

キヘイイシヤウ　紀平洲　細井德民（ホソヰトクミン）を云ふ、

キヘイダイシヤウグン　騎兵大將軍　（地名）（沿革）天皇行幸、若くは外蕃使人入朝の時に、騎兵を率ゐて警衞する事を掌る（地名）（沿革）慶雲二年十一月新羅の使を迎ふる爲めに紀古麻呂を騎兵大將軍とし、聖武天皇天平十二年十月伊勢に行幸の時、藤原仲麻呂を前騎兵大將軍、紀麻呂を後騎兵大將軍とす、又之を左右に分つ、和銅三年正月左將軍大伴旅人、右將軍佐伯石湯、寶龜七年十一月左將軍大伴旅人、右將軍石上豐庭あり、時によりて前後或は左右に分つなり、奈良朝以後絕ゆ、太平記鎌倉合戰の條に、左將軍大舘三郎宗氏、右將軍江田三郎行義と見えたるは、左備右備の大將と云意にして、前者と異なれり（續紀、太平記、武家名目抄）

キヘイブギヤウ　騎兵奉行　（地名）（沿革）江戸幕府の職名、騎兵の事務を掌る（地名）（沿革）文久三年三月始めて之を置き、高三千石の職となす、山口信濃守直毅之に任ず、是より先、正月騎兵頭を置き、高千石の職とし、同頭並を置き、千石の職とし、共に老中の所管とす、同年二月、騎兵差圖役頭取（高四百俵、役祿百俵）同差圖役（高三百俵役祿百俵）同差圖役並（高二百五十俵、役祿百俵）を置き、各陸軍奉行の所管とす、慶應二年、其圖兵を改め、幕下庶士の子弟、强健なる者を編列し、騎兵隊と唱へ、佛蘭西より教師を聘し、其學を傳習す、奉行と頭とは、前制の如くして其部を統轄せしむ（官制沿革略史）

キベウシ　黃表紙　江戸時代に行はれたる草冊子の一種、表紙の色黃なるを以て此の名あり、赤本（アカホン）參看、

キベハ　木邊派　錦織寺を本山とせる眞宗の一派、錦織寺は近江國野洲郡木部村に在るを以て名づく、嘉祿元年宗祖自ら之を創す、四條天皇曆仁元年天神護法錦織之寺の勅額を賜ひ、勅願所とす、第三世に至るまで傳燈は本願寺に同じ、四世光玄(存覺)別に其徒を統べ、一派をなす、六世良昭に至り、文化十一年門跡を允さる、是れ木邊派の起りなり(佛教各宗綱要)

キベリ　黃端　疊の緣の名、緣の色黃なるを以て名づく、

キボウ　木棒　武具の一種、鐵にて作る、木の棒の如き故に名づく、後には鐵棒を略して木にて作るもあり、或説に木鋒と書くは誤なり、其形は左圖の如くにして、先は平なり、長短太さは弓の力による

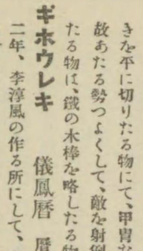

べし、塵仁記に、神保宗右衛門尉安富民部が許へ使者を遣し、今朝矢負の夫河原より落失せて著陣せず候間、木棒を少し合力候へと申しける云々」とあり、眞丈雜記に、きぼうは木の棒の如く丸くして、さきを平に切りたる物にて、甲冑などに透らず、透らぬ故あたる勢つよくして、敵を射倒すなり、木にて作りたる物は、鐵の木棒を略したる物なり」と云へり、

ギホウレキ　儀鳳曆　曆の一種、唐高宗麟德二年、李淳風の作る所にして、高宗の儀鳳中卽ち吾が天武天皇の五年頃、渡來せるものなるを以て此名あり、持統天皇四年十一月元嘉曆と共に施行せらる、行はるゝこと七十三年間、淳仁天皇寶字七年に廢せらる、コヨミを參看、

キボク　龜卜　名義解龜甲を燒き、その割れ方によりて、吉凶禍福を判斷する卜法なり、ふ龜卜を行はんとする前、敦日潔齋戒して卜庭の神を祀り、當日祝詞を讀み、次に神降詞を讀む、次に能く曝したる五六寸の龜甲を、第一圖の如く斷たるなよく摩り、サマシ竹と云へる五本の竹を、水の鉢上に並べたるに懸け置く、龜甲は篠にて裏を斧にて削り、荒紙にておろし、二分斗の厚とす、表をあはせ砥にて磨きて鏡の如くし、甲裏に五六分四方程の空を、幾所にも彫て其内に縱橫に└┼┘の如き形を畫く(或は小刀の先にて名を付るとも云ふ)此を町を付くると云ふ、次に火爐に火を備へ、波迦と云ふ木の枝に火を點じ、線香を取拔ふ如くにして、龜甲の裏の、町形の所々を灼けば、甲の裂れ目表れ透て、文を為すこと第三圖の如し、次に兆竹をもて、龜甲の表の頭より、三度水をそゝぎ懸けて、其火坼の兆を能く見、占書によりて判斷す、先づ其町形の所々に、ホ(穂)タメ(爲)の符號を定め置き、其處の如くホ、カミ、エミ、タメの符號を定め置き、其處の裂目云々なれば凶と云へるが如く、判斷を定むるなり、占書は吉田家對馬卜部家及び古き神社の神官の家に傳へたるものありて一定せずと云ふ

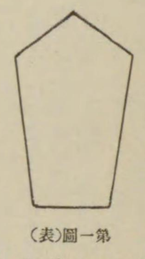
第一圖(表)

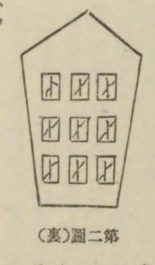
第二圖(裏)

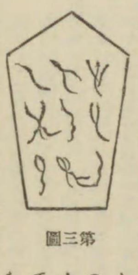
第三圖

キボヒウマ　競馬　競馬(ケイバ)を見よ、

キマス　木桝　物を量る桝の一種、木にて造る、方九寸七分、深三寸七分、今の桝にて五升三合七勺零一撮とす、おびさしの箱にて、ふちに竹打てあり、法隆寺の所藏にて、聖德太子時代のものなりといふ、マス、參看(古量考)

キミ　君　敬義あり(一)は土地人民を領有する者を、其臣下より稱する詞(二)は同輩間に於て相互に稱する二人稱(三)は大臣の子孫をいひ(四)は遊女を指して爾かいふ(一)は古代にありて主上を稱し奉る、令義解に、君謂二天子一、とあり、皇代紀には、元首、古事記には天子に、キミと訓じたるにて知るべし、後世は廣く、臣下より其主を指して、此稱を用ひたり(二)は古歌に、其證多く見え、一々枚擧するに遑あらず、後世に及びてもまた然り(三)は中右記に、大臣之子孫謂二之君一、と見ゆ、されば攝家等にありて、童名に何君と君字を附して呼びたるもの多くなりとす(三)は早く吾妻鏡に見えたれば、古くよりの稱なるを知るべく、近代に及びても、なほ君傾城などと稱し、なほ此語を用ひたりきゝ(倭訓栞、俚言集覽)

キミ　公　名義解戶の一稱、蓋は君と書たり、天平寶字三年十月改めて公となす、諸國庶々に在りて、其地に是官とし治めし人を云へり、故を以て駿

名義解神功皇后の時、中臣烏賊津使主はじめて韓土より此法を傳ふ、これより朝廷の大事ある毎に龜卜の法を行ひしが、後に吉田家の家業となり、武家時代に入りては、陰陽師、宿曜師、算置師等世に用ひられ、龜卜の法從ひて衰ふ、されど明治のはじめ大嘗會卜定の時には、なほ神祇官の庭にて、吉田良義をして、此法を行はしめしことありき(正卜考、陽春廬雜考)

代の諸皇子にして諸國に帶たる者、多く此姓を負ひ、氏は概して其住したる地名を稱したり、古事記を按するに、同書中に散見せる君姓の者三十九氏、皆地名を以て氏と爲す、要するに此姓を有せる氏族は、孰れも、其國にありて殊に權勢あり、名義解古事記に屢々散見せり、崇神天皇の皇子豐城入彥命の子孫、上毛野君下毛野君となりて東國を治め、蝦夷を服す、筑紫には筑紫君、石井君あり、其勢强大なりし有樣繼體紀に見えたり、なほ按するに公姓は蓋し官名より轉じたるものならんか、降りて天武天皇の時八色の姓を定むるに及び、公姓は制度上より亡び、從來君姓のものには、眞人朝臣等の姓を賜ひしが、猶其以後と雖も時として君姓を賜ひしことなきにあらず、卽ち天平神護二年二月桑原公、大寶元年垂水君、天平勝寶二年三月上毛野君、寶龜十一年三月三林公、眞觀八年十月和氣公を賜ひし事見えたり、蓋し古習の容易に改め難かりしに由るなるべし 姓氏錄 左の如し(姓序考、氏族志、姓名錄抄、拾芥抄)

安那　牟義　岡屋　羽咋　酒部
別　三林　荒々　牟佐吳　佐自努
市往　三間名　鋺師　壬生部　息長
竹原　石邊　稻城壬生　車持
吳堅井　佐代　川俠　豐階　豆良
佐々貴山　垂水　阿閉門人山　廣幡
廬原　首　下養　多々良
川原　榛原　壬生　丸子　角山
半禮　肥氣多　石生別　金　壓井
乘　大綱　稻城　氣多
吳服

キミ井デラ　紀三井寺　名義解紀伊國海草郡紀三井寺村名草山○名草山、金剛寶寺號國院と稱す、山內に三吉祥水あり、因て三井と稱す、近江三井寺と區別せんが爲め、紀の字を附し遂に寺號となる、西國札所第二番 名義解 古義眞言宗、本尊十一面觀世音菩薩、爲光上人一刀三禮の作といふ 紀伊國名所圖會 傳に云、光仁天皇寶龜元年、唐僧爲光渡來して開基する所と、本堂十一間四面、創建の後兩回再築し、寶曆三年また之を作る、今の堂宇是なり、山門は、寶龜八年の創建にして、永祿四年及び天明三年に大修繕を加へ、鐘樓もまた永正七年及び天明元年に修置し、開山堂、二層塔は、文明四年に創建し、承應三年及び天明二年に修築す(西國名所圖會、名勝地誌)

キミコベウチ　吉彌候部氏　皇別、左京に貫す、崇神天皇の皇子、豐城入彥命の裔奈良君より出づ、初め君子部に作る、孝謙天皇の時今の字に改む、其族中世陸奥に居するもの多し、源頼義奥州貞任を征する時、出羽の人吉彥秀武吉美候部武忠等あり、秀武荒川太郎と稱す、武忠班目四郎と稱す、皆是族なり(姓氏錄、陸奥話記、氏族志)

キミサハガタ　君澤形　名義解(一)江戶時代軍艦の一形式(二)同幕府軍艦の名、伊豆國君澤郡戶田村に於て、製造せるものに係るがゆゑに名付く 紀伊國名所圖會 安政元年十一月東海道及び四國の沿海大海嘯あり、伊豆國下田殊に甚しく、會々同港に碇舶中なりし露國軍艦また之が爲めに大破を生じたるを以て、幕府の允許を得、修理の爲め同國戶田、浦々間航の途、遂に沈沒せしかば、露人は更に戶田浦に於てスクーネル形二艘を製造し、之に乘じて去りしが、造船の際我國の工人もまた屢ばれて從事したりしかば、此の時よりして西洋造船の諸法を會得せること甚だ多く、爲めに造船術に關して非常の進歩を

促したり、拔に於て幕府は是れ等の工人を督し、同じく戶田に於て軍艦の製造に着手し、安政三年に至りて成る、依りて其船形を君澤形と稱し、更に其艦名に負はせて、又同じく君澤形と命じたり(命名は同年四月二十二日の事に係る)、尋で同八月に至り、はじめて試乘せしめ、二十四日築地を發して、浦賀港に入りしが、二十五日の夜大風雨に會して、非常の危險に遭遇したりと雖も、幸にして沈沒を免れ、二十七日無事築地に歸航することを得たりといへり(嘉永明治年間錄、懷舊紀事、側面觀幕末史)

キン　斤　物をはかる量の名、令制定の時唐法に據り、十六兩を一斤と爲す、今一匁を二銖四絫として權衡を起せば、一斤は今の百六十匁にて、十一萬五百黍(義解云、以二秬黍中者百黍重一爲銖、二十四銖爲兩)なり、然れど是れ大兩にて、小兩の時は、今の五十三匁三分三厘三毛餘、大の三分の一なり(令義解、度量權衡考)○今量の種類によりて、斤の差異を示せば左表の如し、

種類	量數	用量名
英一斤(ニンドル)	百二十目	肉、西洋菓實、野菜、咖啡、砂糖類、
唐一斤	百六十匁	煙草、雲母、天麻、川芎、小人參、片腦類、
當歸一斤	百八十目	當歸、其他藥種類、
白目一斤(大和一匁)	二百三十目	甘草、黃芩、肉桂、胡椒、檳榔子、
平野目	二百二十匁	木綿類、
分銅目	三百匁	丹波地方に用ふ、

二百目一斤	二百目		紀州及駿州茶に用ふ、
茶目一斤	二百五十匁及百六十匁		
口目一斤	二百匁		
沈香目一斤	二百十匁		

キンアラタメヤク 金改役 江戸時代金座の役名、鋳造の金貨を改め檢査することを掌る、後藤氏世々之を襲ぐ、

キン井 金位 金の品位をいふ、金座に在る手本金と、位紙の金とを石につけて見較べたる後に、位を定むるものとす、金位の最上を四十四匁位と唱へり、夫より位劣れば、日方却て昇るといふ（永野家記、金位并金吹方手續書）

ギン井 銀位 銀の品位をいふ、銀の位、一割入（イチヲリイリ）を看）を上銀と定め、夫より劣れるを歩入（アイリ）と唱へ、或は釣替とも唱へ、又至て不品を歩引之位（アヒキノクラヰ）といふ、詳しくは各條を見るべし（銀位并銀吹方手續書）

キン井ノウダイ・ジン 近院右大臣 源能有（ミナモトノヨシアリ）を云ふ、

キンエフワカシフ 金葉和歌集 参照 十卷 勅撰 勅撰集の一、白河院の院宣に依て集めたる歌集、異本井蛙抄楢鳴曉筆等に云、金葉集なに背突集といへり、ふぜ集といふにや云々、又無名抄に、金葉集はわざとおかしからんとして輕々なる歌多かりし、といへり、群書一覽に、天治元年（崇德天皇の御代）に承りて大治二年に上奏す、奏覽する所に兩度返却あり、第三度のたび申書の草案を以て奏聞する

に件の本左右なく納り畢ぬ、仍て撰者の元に此本なし云々、件の本は故藤賢門院にあり、然るに今の前相國宣行申出して之を書寫云々、此本には紙盛能宣が歌并に支々集拾遺集の歌等之を入、拾遺には柄に なして翔棄置せんのよしにて之を入るなり、此本は世に披露なし、世間流布の本は第二度の本なり、近代の人の歌等也云々」といへり、歌數は、八雲御抄に六百四十九首、遠歌袋草子に六百五十四首、此外逸歌十九首といへど、その實七百十六首なり 参照 源俊頼、

キンエン 禁厭 「マジナヒ」を見よ、

キンガイ 錦鞋 綵を以て作りたる沓、形ちは皮履の如し、延喜式に、縫造錦鞋三兩（中宮祈）、雜給綿鞋五兩ことあり、また西宮記裝束の條に、節會時、内侍女藏人等所ノ用也」と見えたり、

キンカイクワウミヤウジ 金戒光明寺 所在 山城國京都上京區岡崎町○紫雲山と號す、又黒谷堂とも稱す 参照 浄土宗鎮西派、四箇本山の一 起原沿革 この地は往昔原の岡と稱す、浄土宗宗祖法然、比叡山黒谷より此に移り、草庵を結び住せしより、新黒谷と稱す、弘安中二尊院滿空（法然の高弟）の弟子惠尊、大伽藍を創立す、後世豐臣德川兩氏の信仰を得て寺院の廢れたるを起し、益々盛大なり、今も境内五萬四千餘坪、塔頭三十一坊、庵室十八を有し、洛東の大伽藍にして一勝地たり○本堂、中央に在り、南向なり、本尊法然木像を安す、寺記に、此堂以前法然自作の像ありしが、失火の際之を救はんとして、抱きたるまゝ燒死す、德川家康之を憐み、諸國に宣作の像を尋ね、安芸淵戸田にありしを移さしめたるものなりと云ふ、方丈に親王の席を安す（紫雲山）は、本堂より南石階下に在り、龍門にて十六羅漢を安す○阿彌陀堂は、本堂の前東側に在り、西向なり、阿彌陀佛（傳惠心僧都作）を安す、乙の如來と云ふ○經藏は堂前にあり、寶冠釋迦等を安す○觀音堂は藏前に在り、吉田寺の額を揭ぐ、本尊千手觀音、行基の作と傳ふ、脇壇に吉備眞備の像あり○熊谷堂、本堂より東方の低處に在り、熊谷出家後の住房なり、本尊阿彌陀佛、脇に法然自作の母衣絹影像、蓮生（熊谷）自作の像等あり○勢至堂は、熊谷堂の東高處に在り、法然の廟所にして、堂前に熊谷直實平敦盛の塔あり○文殊塔同處より石階數十級を昇る山の半腹に在り、三層塔にして寛永十年德川家光の作る所と云ふ、本尊文殊菩薩、丹後の切戸、大和の安倍と亜に日本三文殊と稱し、世に著名なり○西雲院、文殊塔の北に在り、萬日寺と云ふ、開基は心譽宗嚴なり、もと朝鮮人なりしが、豐太閤征韓の時虜となりて來る、天賦闊なる故に、諸侯伯に仕へ閣人となり、後ち智恩院滿譽に從て僧となる、公方家の御茶局實料を出して本院を建立す、是より歸化人死する時は、此院に葬りしと云ふ○本寺の什寶に彌陀像及び極樂圖は惠心僧都筆と傳ふるものにて、絹本着色三折の屏風なり、今國寶となる、其他彌陀三尊像（傳惠心筆）釋迦文殊普賢像（傳兆殿司筆）十六羅漢（傳巨勢金岡筆）等尊等のもの少からず（山城名勝志、京華要誌、京都名勝志）

（西雲院）

キンカク 金閣 所在 山城國葛野郡衣笠村 鹿苑寺境内○拄壁等に金箔を塗りて作りたるを以て名づく 起原沿革 足利義滿應永四年四圓寺家の領を得て、山莊を衣笠山の麓に營みて、四月十六日上棟式を行ひ、尋でこれに移徙す、拄壁戸障子皆金箔を施せる心以て世に金閣と稱し、其地北山に在るを以て之を北山殿と名づく、明治廿四年八月十

九日の條に、問ニ鹿苑院殿於レ此移宅之事一、曰、創基恐在ニ于泉州合戰之前一兩年一歟、初命ニ諸大名之士一、役ニ于土木一、獨大内義弘曰、吾士以ニ弓矢一爲レ業而已、不レ可レ役ニ土木一、即義弘遂ニ鈞旨一之艦艦也、經營未ニ畢時一、令レ考ニ其費一、則三十八萬貫也、然則至ニ于畢レ功、則殆百萬貫乎、云々」と見え、また春の夜の夢に、應永四年正月の中旬より、北山の鹿苑園寺の領地を、前相國義滿入道道義別業に、新らたに館を構ふ、西園寺殿には、河内國にして領地を進いらせらる、其造營の奉行十六人、下司二十人を定められ、大和河内和泉三ヶ國の御家人、此役をつとむる人夫京師に來り集り群集す、唐の大和の珍らしき材木を集め、色々の工みを盡して營み、黄金を以てちりばめ美を盡せり、されば人皆之を金閣となんいひける」とある為を以て、其費用の莫大なりしと、美を盡したるの有樣とを想見するに足るべし、庭園また規模廣大を極め、池を鏡湖と稱し、池中また中島を築き、銀河泉、龍門瀑等背後の山に懸り、加ふるに衣笠山を利用して自然の美を集め、交ふるに奇石怪松、名花異草を以てす、閣は三層四阿の柿葺にして、第一を法水觀、第二を潮音閣、第三を究竟項といふ、舊官竹が翰林葫蘆集に於て、築ニ黄金臺一鋏鳳翔ニ于上一、架ニ拱北樓一長虹横ニ于空一、といへるもの即ちこれなり、應永十五年義滿聖駕を並に迎へて宴を開くこと數日、世に北山殿行幸と稱す、榮樂亭行幸と相並べて、今なほ其盛を稱す、義滿の薨後、遺命により、淨捨として寺となし、鹿苑寺と名づけ、夢窓國師を以て開基たらしむ、今俗に金閣寺といふ、雍州府志に、所謂八景とは、法水觀、潮音閣、究竟項、鏡湖池、龍門瀑、安民澤、岩下水、銀河泉をいふなりと見えたり、圖は建築の附圖に收めたれば就きて見るべし（椿葉記、在盛卿記、北山殿行幸記、山城名勝志、閣藝考）

ギンカク 銀閣 所在 山城國愛宕郡洛東淨土寺町の北慈照寺の境内○拄壁戸障子銀箔を施せる 起原沿革 文明十二年將軍足利義政山莊を東山に營み、邸内に銀閣を擕へ、北山の金閣に倣ひて、拄壁戸障子以下みな金箔を貼せんとせしが、いまだ成るに及ばずして薨ぜり、閣は、四阿檜皮葺にして、下層を潮音閣といひ、上層を心空殿といふ、全部の構造高雅奇古にして、閣上より眺望すれば、東月待山の形勝より、林泉の景趣悉く眸中に集まる、林泉は相阿彌の作になり、當時諸侯伯より物を進めて築營したるものにして、一草一木皆名品を擇び、一石一竹も亦來歷あり、徑に沿ひて歩を移せば、到る處に光景を轉じ、歩々變化を生ず、橋に分界、迎仙、濯錦、臥雲、龍背、仙釣、仙桂等あり、石に龍蟠、蟠虎、點頭、落星、濯纓、烟柯、天柱、同雁峰、香爐峯あり、東山麓に瀑布あり、洗月といふ、又白沙を積み壇を作り、向月台、銀沙灘と名づく、其他謝公塲、落照岡、釣月台、仙人洲、白鶴島、臨湖台、仙草壇等一々枚擧するに遑あらず、樹石皆古鏘し、白沙皆皆相映帶して、其妙を極め、優に園藝の模範となすに足るものあり、義政の薨後遺命により淨捨して寺と爲し、慈照院と稱す（雍州府志、平安通志）

キンガクシヨ 勤學所 舊成羽藩の學校 所在 備中國川上郡成羽 起原沿革 明和中より既に在りて、創立の年代詳かならず、天保中藩主山崎主税助儒生を繇し、學事頗る擴張す（日本教育史資料）

キンキ 錦旗 「ニシキノミハタ」を見よ、

キンキウ 勤舊 禪宗にて頭首知事の退職を云ふ、都寺は山門の世務を勤む、故に勤と云ひ、已に職を退く故に舊と云ふなり、多くは一寮に五六人な

りと云ふ（羅林集卷鑑）

キンギンクワ 金銀貨 参照 編 金又は銀にて作りたる貨幣、金にて作りたるを金貨、銀にて作りたるを銀貨と稱す、共に賣買交易の用を爲すものとす 種類 金銀貨の種類は大判（オホバン）、小判（コバン）、一分判（イチブバン）、二分判（ニブバン）、一朱金銀（イツシユキン）、二朱金銀（ニシユキン）、丁銀（チヤウギン）、豆板銀（マメイタギン）等にして、鑄造の時に因り、慶長金銀、元禄金銀と稱し、各々其名を附するものとす、慶長大判、慶長小判、慶長一分判の類なり、詳しくは各條を參看すべし、又古金の名目に、沙金、鍊金、延金、板金、筋金、竿金、竹流金、碁石金、金丸、ヒルモ金等あれど、未だ貨幣としつべきものにあらず○金銀貨を計るに、兩分朱の目あり、兩は斤の十六分の一、分は兩の四分の一、朱は兩の二十四分の一にして、共に斤兩の名なるを轉じて、其直の名となす、朱は後に兩の十六分の一（即分の四分の一）となれり、此外匹と稱するものあり、錢の匹より起れり、即ち四貫文を一兩となし、時の營に由り、一分を百匹とするなり、又百文の錢を十匹と爲し、二百文の錢を二十匹と爲しが如きは、頗る均一を缺くに似たり、又小判に六十匁の稱あり、即ち金一兩を銀六十匁に當つるものにて、是又計算上に稱する所なり、京都以西に在ては、必ずしも此の法に依らざりき、又千兩を一箱と云ひ、百兩を一包と云ふは、民間の私稱なり、又一兩を一圓と云ひ、一分を一方と云ふが如きは、江戸時代、漢學書生間の通語なりき 起原沿革 上世の通貨は、錢のみなりしを以て、金銀貨の用未だ起らず、時に之を朝廷に賞し、臣下に賜ひて、賣買貿易の資と爲しゝ事あれど、未だ之を通貨となしゝにはあらず、近衛天皇の御字銀を鍊

りて鋌と爲し、南延或は南錄と稱し、又沙金も粒若しくは塊と爲して、之を贈遺の用に供したり、金銀貨の用、是に於てか萠芽す、室町時代の季、大小版金行はる、豐臣秀吉海内を統一するに當り、盛に鑄造の業を興し、大判小判花降銀等の金銀貨あり、江戸幕府に至り、大小諸種の貨幣を鑄造し、金銀貨始めて海内に遍し、是より以後時に盛衰なきにあらずと雖も、終に人世必須の物となれり、又諸國に於ても其の鑄造を見る、『甲州金銀、佐州金銀、石州金銀、加州金銀等の類なり、貨幣(クワヘイ)の條及び其附圖參看(金銀圖錄、大日本貨幣史、古事類苑泉貨部)

キンクワザン　金花山　陶器の一種、永仁年間第三世藤次郎、美濃國金花山の土を取て瀬戸の地に於て製する所の者なり、第一世藤四郎の法に倣ひ茶褐色の釉を施し、其上に斑に黑色釉を施す、而して黃色釉のものなし、其上に斑に黑色釉を施す、而して雜器多し(工藝志料)

キンクワン　錦冠　孝德天皇大化三年に定めし位階の名、第四に當る、大小の錦冠あり、位階(キカイ)參看、

キンケイノマ　金鷄間　京都皇居内の居間の名、

キンケツ　禁闕　皇宮の門をいふ、禁門に同じ、後ち轉じて天皇の御在所、卽ち内裏をいふに至る、禁闕とは、天皇の侍御にあらざれば、出入を禁するを以てなり(有職釋中抄)

キンコ　禁錮　明治時代の刑名、もと士族以上に科する閒刑の一、一室内に鎖錮せしめ、限滿て猶放用せざるゝなり、總て閉門の刑に同じきとす、明治三年の新律綱領に、士族罪を犯し、徒刑に該る者を此刑に處し、其罪の輕重により一年、一年半、二年、二年半、三年禁錮せらる、六年の改定律令に、謹愼、閉門、邊戍、自裁等に處するものを改め、一に此刑となり、重、輕の禁錮に分ち、禁錮は禁錮場に留置し、重禁錮は、定役に服し、輕禁錮は、定役に服せず、十一日以上十五年以下の間に據りて禁錮することゝなし、輕罪を犯せし者の本刑となせり(法令全書)

キンコ　金皷　鉦皷(ショウコ)を云ふ、喧を靜むる鉦一に鏡と名づく、金皷は俗に常古と云ふ、兼名苑に、神功皇后三韓征伐の時之を用ふ、源平時代には見えず、多くは鐘を鳴らす、熊野那智新宮の大衆等源氏に心合せて軍を起し、戰ひて貝鐘を鳴らし、時の聲を造りし事、三井寺合戰に三院の大衆會合する時、貝鐘を鳴らしたる事等源平盛衰記に見えたり(和名抄、本朝軍器考)

キンゴ　金吾　衛門府の唐名、唐書に、左右金吾上將軍各一人、大將軍各二人、將軍各二人、掌宮中京城巡警烽候道路水草之宜と見え、後漢書應劭の注に、吾禦也、曰金吾執金革、以禦非常云々、顏師古云、金吾烏名、主辟不祥、天子出行、職主先導、以備非常、故執此鳥之象、因以名官也とあり、

キンゴク　禁國　封戸の制分て三とし、一分は布を輸す國とす、但し伊賀、紀伊、勢、參河、近江、美濃、越中、石見、備前、周防、長門、紀伊、阿波等は封を充つるを得ず、之を禁國と云ふ、(延喜式、拾芥抄)

キンゴク　禁獄　江戸幕府の時、入牢又は籠舍と稱し、多くは刑名にあらず、犯人を五十日乃至百日閒禁せしめて、誡むるの刑、別に著役に從ふことなし、明治十三年の刑法に始めて重、輕の禁獄ありて、禁獄は内地の獄に入れて定役に服せず、重禁獄は九年以上十一年以下、輕禁獄は、六年以上八年以下と爲し、重罪を犯せし者の本刑となせり(法令全書)

キンコジノカウフリ　金巾子冠　天子御内々の時着用せらるゝ冠、御幘の冠の如く、纓を後より巾子の上を引こして、前にて上に折返し、又ほ上へ折返す後へ纓の先を上へ立ておくもあり、扨て檀紙を合せて兩面ともに金箔にだみて、巾を切りさきて、巾子を入れて纓を巾子に挾み置くなり、近世は御幘の冠を用ひられず、重に此冠を用ひられしと云ふ(貞丈雜記)

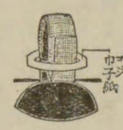

キンザ　金座　江戸幕府の時、金貨を鑄造する所(起源沿革)文祿の頃、後藤庄三郎光次、德川家康に仕へ、金銀の監定を掌りしも未だ一定の金座なし、元祿八年貨幣改鑄の時、始めて江戸本鄕鑛雲寺側に改鑄局を設けしに、世人之を金座といふ、是れ其始めなり、元祿十一年正月本町一丁目に金座を移し、爾後後藤氏の管理する所となる、文化七年八月、十一代庄三郎の時、不正の事現はれ家斷絕す、年寄役後藤三右衛門御金改役に命ぜられ、二十人扶持を賜ひ、手當として常盤橋門外に八百坪を役所地として下し賜ふ、弘化二年十二月其子三右衛門罪あり、御履物奉行支配四郎兵衛幹後藤吉五郎其後を繼ぐ、明治二年二月造幣局新設に因て廢せらる○大日本貨幣史金座圖部に據れば、職人出勤の時、各鑑札を改め、衣服を役服に著替して後ち職に從事し、歸宅の時は、褌體になして頭髮より以下身體を檢査し、竹なまたがらして歸りしむ、また場内には、廚場(ハ

印を打たる小判の裏表を川砂にて磨き滑ならしむる所)、色階場(小判の色を出さしむる所)、荒造場(荒切一分判の形狀を作る所)、延金場、大吹所(金銀を吹分る所)、燒金場、棹金掛改所、密吹床(少量の金を鎔解する所)、小判荒造場、清造場、槌目場、端打場(小判を重ね水槌にて打ち縝圓の寸法を定むる所)、極印打所、金屑を棹金に再造の所、古金引換所、小判鑑定所、銅氣改場、地金組合所、金位改所、色改場、分棹裁切場、荒切場、分棹掛改所、荒切掛改所、延金掛改所、揉物場(荒切小判一分判を再び秤量して目方を定むる所)、金座役人極印所等ありと見えて、之を圖に現せり(貨幣總錄、大日本貨幣史)

ギンザ　銀座　江戸幕府の時、銀貨を鑄造する所、世に常是ともいふ(起源沿革)慶長六年五月、天下統一後、銀位を一定にせんが爲めに、山城國伏見に地所四町を賜ひ、始めて銀座を設け、後藤庄右衛門光次、末吉勘兵衛利方をして支配せしむ、十一年十二月更に駿河國府中に銀座を建つ、十三年、伏見の銀座を京都に移し、伏見と兩所にて鑄造し、又大阪兩替町にも之を設く、十七年駿府の銀座を江戸に移し、京橋より南に地所四町を賜ふ、是れ江戸銀座の始めなり、十九年長崎芋原に銀座を建つ、寛文五年四月、銀座運上として一ケ年白銀一萬枚を納めしむ、享和元年七月、日本橋蠣殼町へ移され、文政十二年六月濱町に於て七百四十坪餘の添地を賜ふ、天保十三年九月十二日、銀座圍込地千二百八十一坪餘、夫而已ならず、文政二年六月、淺草橋場町にて千二百八十七坪の地下吹所に賜ふ、寛政十二年六月座人不正の品あるに因りて、悉く座賊を召放され、三都の銀座一時に廢絕に及べり、其月改めて座人の中、十五人を召返され、舊弊を除き、改革を遂られて今に至れり、同年十二月、長崎の銀座を廢す、明治二年、二月造幣局新設に因て銀座總て廢せらる(起源沿革)年寄役、(座員より十員を選定して之に充て、萬事を取扱はしむ)、常是、上納銀改役、奧番役、酢頭役、鈍役、極印役、銀座筋役、大算役、獲役、中働、湯場役、吹子差、湯入役、火土前手傳役、立會筋役手代等あり(金銀吹替次第、貨幣總錄)

ゴンザウ　勤操　(起源沿革)姓は秦氏、大和高市郡の人、(事蹟)天平寶字二年に生る、十二歲、大安寺信耀を師となす、後ち善議法師に就きて、三論の學を學く、弘仁中、大極殿に於て、最勝王經を講ず、延曆十五年、母の忌に當り、四日二座講席を設く、每歲缺けず、石淵八講と名づく、諸寺相倣ひて修す、十講三十講相次いで出づ、皆操に基く、天長四年五月七日四寺北院に入寂、年七十、手度の弟子に空海あり(元亨釋書)增補の部參看、

ギンザスヂヤク　銀座筋役　江戸幕府の時、銀座の役名、大算役より出來の丁銀三十枚宛銅盆に並べし數を改め、數取一枚置きしを帳面に一を引き、次第に數增し、玉の文字にして數を取り、何百枚出來丁銀と記す事を掌る、銀座の人之を勤む(金銀吹替次第)

キンサツ　禁札　禁止の條々を揭げたる建札をいふ、卽ち制札なり、「セイサツ」を見よ、

キンサツ　金札　紙幣(シヘイ)を見よ、

ギンサツ　銀札　紙幣(シヘイ)を見よ、

ギンザトシヨリヤク　銀座年寄役　(起源沿革)江戸時代、銀座の總務を掌る、座員中より之を選任す、將軍に目見を得(起源沿革)慶長六年、銀座創設の頃よりあり、十人を選定し、爾後其座の職員より黑選す、玉次の佳節、月次の儀式には、默斗目を著して將軍に謁す、慶長以來天和二年に至る閒は、帶刀せしが三年商賈にして平常帶刀することを停止してより、唯旅行の日、及び失火の際にのみ帶刀することゝなれり(貨幣總錄)

キンサリヤウヒスイ　金釵兩臂垂　玉樹後庭花(ギヨクヂユコテイクワ)を見よ、

キンジキ　禁色　(起源沿革)禁色に三種あり(一)は當色以外の色を着くるを禁じたるをいひ(二)は特種の色を限りて其着用を聽るさゞるをいふ(三)は有文の綾織物を服用するを禁じたるをいふ、而して普通禁色と稱する場合には、第二第三を指すものとす(起源沿革)禁色は右の如く三種あるが故に、便宜上順を追うて之を述ぶべし、まづ第一よりいはんに、令制によるに、位階によりて各々服色の規定あり、之を犯し當色以外の色を着することは、其禁ずる處なりき、例へば一位の服色たる深紫袍は二位以下の禁色、二三位の淺紫袍は四位以下の禁色たるが如し、また第二なる特種の色とは大別して(一)支子色(二)黃丹色(三)赤色(四)青色(五)深紫色(六)深緋色(七)深蘇芳色の七種と爲すことを得、支子色は、其色淺黃丹に滲るがゆゑに、黃丹色は儲君以下無品親王の、赤色は太上天皇の、青色は天皇の、深紫色は太上天皇及び一位の袍の色なるが故に、並に禁色とせられたるなり、而して第三なる有文の綾織物を禁じたることは、餝抄半臂の條に、冬禁色之人、禮羅、(薄物)身濃打、夏大文黑半臂、(中略)不レ聽二禁色一之人、冬平絹云々」と見え、表袴の條にて、夏冬無二差別一、禁色人有文、(中略)聽二禁色一之殿上人、五位六位藏人等着二綾窠文一、又晴時浮文、常者堅文、但近年五位六位藏人等、隨二所存一着レ之、不レ可レ例事也、不レ然之人平絹

云々」と見えたるにて知るべし、なほ右にもあるが如く、藏人に限りて特に聽されて之を着用したるものにして、枕草子にも、六位の藏人こそめでたけれ、いみじき公達なども、えしも着給はぬ綾織物を心にまかせて着たる青色姿のいとめでたきなり」など見えたり、なほ此禁色の禁は、衣服を初め、其附屬品全體に通じたるものにて、袍、直衣、裘袴、下襲、大帷、袙等より、魚帶、靴に至るまで皆然り、故に非色の人は右の類悉く、前に列擧したる七種の色、並に綾織物を着用すること能はざりき、また此事は男子のみに限らず、女子にも存したること、故實拾要十二單の條に、右十二單、女官之裝束也、彼ゝ聽ニ禁色ニ女房着ヨ用之ニとあるにて明かなるべし、而して右の諸禁を聽さるゝ為禁色を聽ろさるといひ、略しては色聽さるともいふ、其宣旨を禁色の宣旨と稱す（藏人は此宣旨に依らずして、着用すること前に述べたるが如し）

（皆色之宣旨）

禁色の宣旨は、攝關の家にては、多くは元服の日、他は四位もしくは五位の時に下さるゝの例なりき

禁色宣旨　**近習出頭人**　**近習番**　**禁色人**

條に、幸丑立ニ禁式九十二條ニ因以詔之曰、親王以下至ニ于庶民ニ諸所ニ服用ニ金銀珠玉紫錦繡綾、及詐譯冠帶、並種々雜色之類、服用各有ゝ差、餘具在ニ詔書ニとあるを始めとすれど、此以前とも雖も然りしならん、また禁色といふ文字は、續紀延曆二年正月朝日の條に是日勅、內親王及內外命婦服色有ゝ限、不ゝ得ニ僭差ニ、比來所司寬容、曾不ニ禁制ニ、至ニ閭閻隸屬、恣着ニ禁色ニ、既無ニ貴賤之別ニ、亦虧ニ等差之序ニ、自今以後宜ニ嚴禁斷ニ云云」とあるを初見とす、爾來屢々諸書に散見し、一々枚擧するに遑あらず、沿革に就きては別に語るべきことなし、なほ終りに臨み、禁色を犯したるものに對する罰則を考ふるに、三代實錄貞觀十二年十二月十九日の條に、又着ニ諸禁色ニ、皆從ニ破却ニ、但五位以上、錄ゝ名奏聞」と見え、延喜彈正式にも凡禁色者、總從ニ破却ニ、但五位已上亜律師已上、錄ゝ名奏聞、僧尼依ゝ法苦使」とあり、法曹至要抄卷中紅染の條にも、案之、件色雖ゝ被ゝ知ニ憲法ニ恣着用、猶從ニ破却ニ、可ゝ慮ニ咎三十科ニ、宜ゝ決ニ放ゝ之」と見えたるにて、其大要を知るべし（禁色考）

キンジキノセンジ　禁色宣旨

用する事を聽さるゝ宣旨を云ふ、普通は四位五位の時に蒙る、攝關の子孫は、多くは元服の日なり、今左に宣旨を示す、

宣　旨

藏人頭檀石中辨從四位上平朝臣信範、

右　宣旨早可被下知之狀如件、

仁安二
二月十四日

奉　大外記殿

檀中納言實家

（綸旨抄）

キンジキノヒト　禁色人　禁色を許されし人を云ふ、「キンジキ」を見よ、

キンシン　謹愼　江戸幕府の刑名、士人以上に行ふ刑罰、家居して身をつゝしむの義、即ち門戸を閉鎖して人の出入を許さず、但し已むを得ざる場合或は病氣の時などは醫師を招き、親族の集まるを、とな得、又近火の時、難を避くることを得、明治維新、新律綱領を定むるや問刑の一となり、士族罪を犯し、本罪笞刑に該る者を此の刑に處し、輕重に因り十日、二十日、三十日、四十日、五十日の謹愼を受けしむ、六年に至り此刑律を改め、一體に禁錮に處することゝなれり（御定書百箇條、法令全書）

キンジヤウ　今上　當代の天皇を稱す、東大寺獻物帳に、廚子壹口、右件廚子、（中略）後太上天皇（聖武）傳ニ賜今上（孝謙）ニ、今上謹獻ニ盧舍那佛」と見え、三代實錄清和天皇貞觀元年三月十九日の條に、當ゝ於ニ今上降誕之日ニ度ゝ之」とあり、

キンジヤジヤウ　金砂城　所在常陸國久慈郡上宮河內村四金砂山上（起原詳かならず、治承四年源賴朝佐竹冠者秀義を討んとす、秀義此城に引籠り土肥和田等の兵と戰ふ、城固くして容易く拔けず、然るに秀義の叔父義季利に逃ひ、平廣常の兵を導きて城背に出で、激しく攻めければ城陷り秀義亦奔り逃る（吾妻鏡、常陸國誌）

キンジユ　近習　主君の側近く侍り仕ふる役、甘露寺親長卿記、文明十七年五月二十三日の條に、近習之輩打聲、方々一番衆ゝ五番衆ゝ二番衆ゝ三番衆ゝ打寄四番衆有ニ子細ニ、今度不ニ一樂ニと見え、長享三年三月三十日の條に、大樹自ニ江州ニ歸、御先陣衆近習二三番衆、次御小袖評定衆供奉云々、と見え、天和三年七月二十五日の條に御條目近習并諸奉行云云」と見えたり、

キンジユシユツトウニン　近習出頭人　江戸時代若年寄、又は御側用人の初名、「ワカドシヨリ」「ゾバヨウカニン」を見よ、

キンジユバン　近習番　鎌倉幕府の職名、隨近侍候を掌る、輕經將軍の時、貞應二年十月、結番を定む、三人を以て一番とす、六番あり（官制沿革略史）

キンシヨ　禁書　所在江戸幕府、西教を禁遏せんが爲めに、其宗教に關する經典圖書を禁じたるをいふ（起原沿革）寛永七年、始めて標準を立て之を禁ず、其標準は、一を教化（純粹なる宗教書にして、教義を稱揚し、世人を誘導するの意を保つもの）、一を名目及び噂（名目と噂とは、其書の性質如何を論ぜず、耶蘇天主若くは西洋利瑪竇等の文字あるもの、及び其文字なきも西教の事に言及する者をいふ）と稱せり、寛永に禁ぜられたる書、次の諸種とす、四學凡、畸人十論、奏友論、二十五言、天主實義、天主實義、續編、辨學遺牘、七克、靈言蠡勺、職方外記、泰西水法、渾蓋通憲圖說、幾何原本、表度說、天問略、簡平儀記、同文算指前編、同文算指通編、圜容較義、測量法義、測量法義異同、勾股義、唐景教碑、三山論學記、教要解略、聖記百言、萬物眞源、十慰、滌罪正記、彌撒祭義、代疑篇、況義、滌平儀記、（以上の外、誠齋雜記五月雨抄に、計開、十歷の二種を載す、其後貞享元祿寶永の頃、（二千三百四十年代より、二千三百六十年代に至る）に禁令除抹せられたるもの亦尠からず、其書は、寰有詮、天經或問後集、地緯、福建通志、帝京景物略、理主十編、西堂全書集、方程論、有學集、通鑑明記全載、定例成案、新例、本朝測例類編、增定廣輿記、三才發祕、增補山海經廣注、檀雲齋集、性理大中、譚友夏合集、願學集、西湖志、西湖志後集、禪眞逸史、名家詩觀、明詩選、疑曜、蘇州府志、仁和縣志、丹徒縣志、瓊山縣志、瑞雲縣志、新鄉縣志、諸羅縣志、南成縣志、延年縣志等なり、其他西書に至りては、一切之を嚴禁ぜり、然るに吉宗將軍の時、力を天文律曆の事に用ひられ、新學術の專精にして實用に關する典籍を除く外、天文、地理、算數書の禁を解けり、實に享保五年なり、此時解禁の書は、名目、噂の種類に屬するものにして、天問略、幾何原本、奏友論、泰西水法、職方外記、簡平儀記、勾股義、同文算指前編、同通編、圜容較義、渾蓋通憲圖說、測量法義、同異同、其外增定廣輿記、名家詩觀等なり、夫の教化に屬する西學凡、畸人、二十五言、天主實義の如きは依然として之を禁ぜり、（寛政享和の頃、昌平黌にて禁書と稱する者十四種あり、天主實義、辨學遺牘、畸人十編、十友論、二十五言、七克、西學凡、聖像略說、唐景教碑、紀橡同文記、三山論學記、泰西水法、十解解略なりしと云ふ）、又關書も幾干もなくして譯官西善三郎吉雄幸作等の稟請により其禁を解く（好書故事、太平年表、視聽草、誠齋雜記、西教史、闢學事始、吉利支丹宗門改考）

キンシヨクジ　錦織寺　所在近江國野洲郡木部○山號遍照山、天神護法院錦織寺と稱す、又「ニシゴリデラ」とも訓す（起原沿革）眞宗、錦織寺派の本山（起原沿革）始め天台宗にて、恭覺大師此に一宇を建て、多聞天の像を安んず、天安堂と稱と云ふ（沿革）嘉祿中一向宗の開祖親鸞、東國より歸洛の時、堂前に宿し、靈夢に感ずる所ありて阿彌陀佛を安置し、專修念佛の道場となす、時の領主石鼻民部深く信仰し、堂宇を營み之を迎ふ、曆仁元年七月夜天女降り來り錦を織る、名づけて紫香錦といふ、四條天皇之を聞き給ひ、「天神護法錦織之寺」の勅額を賜はり勅願所と爲さる（二十四輩圖會、京華要誌）

キンセン　京錢　錢貨の一種、解釋一定せず、中古治亂記に、錢貨の中にて鑑錢を名づけていふといひ、會津四家合考に、歷代の雜錢なりといひ、見陽漫錄に、事略に、異朝代々の古錢なりといひ、見陽漫錄に、室町殿の頃より四土曆代の錢を繕ふといふ、關東にては之を京錢といへりと云ふ、何時頃よりありしか詳かならざれど、建武式目追加に、せいせんのき、京錢うちひらめなのぞく云々」とあるを初見となす、されば永正の頃より行はるゝか、慶長十四年七月金銀錢の相場定に、金子一兩に京錢四貫文たるべしと見え、元和三年に、路次筋木錢の儀一人京錢四文馬一匹八文の積宿賃相濟すべしと東海道領主の聲に觸れたり、此稱萬治の頃までもいひたるが如し、

キンセン　金錢　所在貨幣の一種、金にて造りたる錢（起原沿革）淳仁天皇天平寶字四年三月始めて金錢を鑄造し、開基勝寶と稱し、一を以て銀錢の十に當てしむ、これ本朝黃金を寶貨として通用せし始めなり、降りて高倉天皇治承二年平重盛金錢九十九文を皇子に獻ず、天正の頃銀錢と共に、軍役賞賜の用に備ふ、又當時永樂通寶（エイラクツウホウ）の金錢あり、習後大判小判等の鑄造等ありし以來、遂に鑄造を見ず、詳しくは各條并に貨幣（クワヘイ）

の附圖參看(大日本貨幣史)

ギンセン　銀錢　名義貨幣の一種、銀にて造りたる錢。[原語]書紀に顯宗天皇二年、天下安平、民無二徭役一歲比登稔、百姓殷富、稻舂銀錢一文とありて、史に始めて見えたれど、是れ書紀の訛文なり、天武天皇十二年四月自今銅錢を用ひ、銀錢の使用を停め、尋で復之を行ふ、元明天皇和銅元年五月始めて銀錢を行ひ、和同開珍錢といふ、二年三月物價四文已上には銀錢を、三文已下に銅錢を用ひしめ、私に鑄造を禁ず、尋で八月銀錢を廢す、元正天皇養老五年正月、令して銀錢一を以て銅錢二十五に、銀一兩を以て一百錢に當てゝ通用せしむ、尋で錢二百錢に當つ、淳仁天皇天平寶字四年三月勅して、錢貨を鑄造し銀錢の文を太平元寶と稱し、一を以て新錢の十に當らしむ、降りて天正文祿の頃、豐臣秀吉を始め諸侯に於て褒賞の用として之を行ひしことあり、又當時永樂通寶の銀錢あり、文祿元年鑄造す、其後慶長十一年、元和三年に鑄造を見る、爾後丁銀、豆板銀等の鑄造以來銀錢の鑄造なし、今便利の爲に、左に表を以て示す、詳しくは各條并に貨幣（クワヘイ）の附圖參看(大日本貨幣史)

名稱	鑄造の時代
無文	顯宗天皇御代(?)
和同開珍	和銅元年七月
太平元寶	天平寶字四年春
天正通寶	天正十五年
永樂通寶	天正年間
文祿通寶	文祿元年
慶長通寶	慶長十一年
元和通寶	元和三年

キンダイ　錦臺　古都の皇居中に在る亭の名、常御殿の長從、禁池の東、假山楓林の中に在り、清遊なる小亭にして觀楓に宜し、故に此名あり、其南に接し小御所の林泉御覽の物見所あり(平安通志)

キンダチ　公達　攝家及び清華(セイガ)參照)の子息をいひ、又清華の家を指してもしかいへり(古記、官職祕抄、職原抄通考、增注職原抄)

キンチヤウ　金打　誓約の表證として、刀の刄、或は鍔などを打ち合するをいふ、「カネウチ」ともいふ、嬉遊笑覽に、伊勢安齋、人の問に答て云、古書に所見なし、信長秀吉の頃以來武士の大小を帶する風俗となりしより、其事あるか、古代、このことなく、又漢土にもなき事なれば可レ然文字もなし、兩刀を打合することなれば金打と書なり、其意もし誓約に違はゞ、此のごとく大小刀を打折て二度大小を帶ざる身となるべしと誓ふなりといへり、この說臆度の非なり、是はもと佛に誓ひてかゞ打事なり、舊本今昔物語(十六)、ある者、雙六に打負て渡すべき物なく、只貯へたる物とては、清水へ二千度詣たることなんある、そを渡さんといへば、勝たる者是なうけとらんと約束する所に、觀音の御前にして事の由を申、慥におのれ渡す由の證文を書て、金打て渡さば請取む、負侍いとよき事なりと契りて、それより精進を始て三日といふ日云々、勝侍のいふに隨て、渡由の文を書て觀音の御前にして、師の僧を呼て金打の事の由を申させて、其二千度參りたる事、慥にそこに雙方に打入つと書て與へたり、(中略)、鶏鶩合戰物語に、一揆知音の衆みな死出立をし、曼陀羅を著、今度中鴨をせめおとさすは生てかへらじと金打をし、神水を呑でその名幾人契る、(中略)、慈小松、子日の遊のおやが貰のきんちやうの類は、また一轉したる也（きんちやうは皆にて云、ともあるまじきことなり)、夏山雜談、何にても仕馴たる業をふつとやむることを鐘うつといふ諺あり云々」と見えたり、

ギンチヤウ　銀錠　銀にて作りたる鎚をいふ、江戸時代大名の奥方の乘物に銀の錠をおろす也といふ(俚言集覽)

キンチヤク　巾著（ヒウチブクロ）　金錢藥などを納れて携帶する小さき袋、布、帛、革などにて作る、嬉遊笑覽に、巾著は燧袋の名殘也、燧袋は、古事記日本武尊の御こと に見えたり、後世佩刀に是をつく、古書ともに多くみゆ、漢土にも宋代武官五品以上の佩刀に、火打袋を帶ることあり、古へ旅行には必持しもの也、後撰拾遺等の集に見ゆ、又太平記に、青砥左衛門これに錢を入て持しとあるは、今の巾著を用るとひとしゝ、巾著を漢土には、衛包といふ、是はもと竹囊を用るやうに、荷葉もて物を包しが始なるべし、其形、皆圓く、口の處に襞積多くあり、三角なるは後の製なり云々」と見えたり、「ヒウチブクロ」參著、

キンチユウ　禁中　宮城内を云ふ、初めは大極殿豐樂殿をいふ、宮衛令に、凡應レ入二宮閤門一者、本司具記二官位姓名一、送二中務省一、付二衛府一、各從二便門一、着レ籍」とありて、大極殿豐樂殿に入るには、著籍の人の外は入るを禁ぜし故に、禁中と云ひしが、後には押ひろめて一般に宮城内の汎稱となれり（標注職原抄別記)皇居(クワウキヨウ)參看、

キンチユウオモリシユウ　禁中御守衆　禁裏附を云ふ、キンリヅキ」を見よ、

キンヅクリノクルマ　金作車　車の一種、飾抄に、檳榔に金物を用ふるなり、青蓮、下襲、袴、連着帙、自餘は常の如しと見えたり、慕記長保六年十二月の條に、敦康親王、金造車を、一條殿へ進ず、と見えたり、

左經記長元四年十月の條にも、六日、齋院長官以康朝臣持來、儲二設野宮雜物詳文一（御輿一具、糸毛御車一具、金作車二具)云々」とあり、

キンナフ　金納　江戸時代、年貢を金にて納むるをいふ、日本租稅志に、金納とは、本來金を以て租稅を納むるなり、卽ち畠永冥加金、檢多煙亡の田租金等にして、直に金庫に納むるものとす、其單に金納と稱するは、金を本位とし、銀錢皆之に改算するを以てなり」といへり、

ギンノカブト　銀兜　銀にて包みし冑を云ふ、今昔物語源頼義將二安倍貞任一語に、頼時が聟散位藤原經清平永衡等も皆舅を背て守國ふ、而るに永衡銀の冑を着て軍にあり、云々」と見えたり、

ギンノタチ　銀劒　銀作の太刀を云ふ、貞丈雜記に、上古禮式の進物には、太刀銀鍔をつかひしなり、東鑑源平盛衰記平家物語鎌倉年中行事等に見えたり、正月御的初の射手、又矢開の時餅食たる人にも銀鍔給はる由、東山殿年中行事矢開の記等にみえたり、今も將軍家御代始に、大和國多武峯總代銀鍔を獻上す、然れどもそれは白木鞘の刀にて、實の銀鍔にはあらず、其名ばかりなり、古は銀鍔にて有りしを、今は略してかく白木鞘のまゝ獻ずる事に成りしなるべし、又式正の時はく白太刀（白太刀條々關書に見ゆ)銀鍔とは同物にあらず」と見えたり、

ギンノツリバ　銀鍔　銅にて造り、銀を燒き付たる鍔(貞丈雜記)

キンノマルカセ　金丸　古金の名、重量三匁三分、金銀國錄に、相傳ふ、昔時沙金の散失し易きを以て吹て顆塊と爲すものなりと、疑くは卽ち碁石金ならんか、又按に、和漢三才圖會に、鈑、一名銅金、俗云、金丸也、用二沙金一安二於鑪上一、穢、炭燒」之、則金沙徐集爲二玉而生一文理一、とゝ是所謂金丸なるもの歟、また金山にて吹目といふもの則是なり、今藥金に砂金と呼ぶものも又是を用ふるなり」と見えたり、

ギンバウ　銀榜　皇太子のことをいふ、東宮の一稱なり(節用集)

キンバン　勤番　地方に駐在して勤務番衛する意、在番に同じ、

キンビラジヤウルリ　金平淨瑠璃　名義淨瑠璃の一種、坂田金時の子金平の事蹟をつづりたる語り物なるを以て名づく、又金平節とも稱す。[原語]寛文延寶の頃、櫻井丹波掾平正信の語り初めしものにして、作者は岡清兵衛なり、譚海に、和泉太夫(丹波掾の初名)は、式部太夫が親と同時代なり、坂田金平の淨瑠璃ばかり語りて、和泉太夫節として土佐節に似て、夫れより荒々しく聞ゆるなり、殊の外小供抔好みて流行したるものなり云々」と見えたり、當時殺伐なる江戸兒の氣風に投じ、大に歡迎ぜられたりしかば、諧にもかき、人形にも作り、草紙にも作るに至り、金平の名は三才の童子も知らざるものなきに至れり、今彼れが語りし淨瑠璃の內、尤も著しきは、金平法問論、金平天狗問答、金平兜論、金平黑熊、金平千人切、金平大酒論、金平最後、金平化粧問答等なり、金平最後とて金平の地獄廻りを語り出しより、頓に評判衰へたりしかば、更に金平蘇生と作り直して一時恢復したるも、又昔日の觀にあらず、元祿以降途に衰ふ、享保に及て殆ど絕ゆ○丹波掾卽ち和泉太夫は、江戸葺屋町の人、大薩摩淨雲の門より出づ、初め和泉太夫と稱し、後ち受領して丹波少掾と號す、性强勇にして大力、好て淨雲の門弟となり、途に名人となれり、性質弱き事を嫌ひし由は、代々蚤(貞佐作享保十一年摺)に、丹波ばかりそのに

も弱き事を嫌ひて、水戸徳の者迄も、一器量ある者を集めけり云々」、又關東血氣物語に、淨るりも强き事を好みて語り、鼓の二尺ばかりもあらん太き棒にて搨子をとれり云々」とあるにて明かなり（代々蚤、關東血氣物語、江戸名所鑑、譚海、聲曲類聚、淨瑠璃史)

キンヒラボン　金平本　金平淨瑠璃の正本を云ふ、世に風本とも稱す、金平淨瑠璃世に流行せし頃、數多の繪畫を加へて、種々に飾刻し、或はこれをもとゝして種々の趣向に作りたる繪本類多くあらはれたり、特に近藤清春、奥村政信、羽川珍重の繪本など多く上木せられたりと云ふ、尙ほ金平淨瑠璃(キンヒラジヤウルリ)を見よ、

キンブギウ　金奉行　[原語]江戸幕府の職名、金庫出納を掌る、元方及び拂方あり、元方は收納、拂方は支出を掌る、勘定奉行の支配に屬し、席次は燒火間詰とす、同心二十三人、見習七人ありて、內十三人は金庫を守衛す。[沿革]正保三年正月、始めて四人を置く、元祿二年より、勘定頭に隸し、後ち六人となる、次を元〃役と云ふ、五人あり、元祿五年以來、役料百俵、享保十八年以來、祿高二百石と定む(官制沿革略史)

キンフクリンノクラ　金覆輪鞍　前輪後輪を金にて覆ひし鞍を云ふ、多くは大將之を用ふ、平治物語源氏勢揃の條に、奥州のもと平が六郡一の馬とて、ひさうしけるを院へまゐらせける也、くろき馬のふとくたくましきが八寸あまりなるに、いかけ地の金ふくりんのくら置て、左近のさくらの木の下に束頭に引立たり云々」と見えしを始めとし、平家物語、源平盛衰記等に屢〻見えたり、

キンブセンジ　金峯山寺　[沿革]大和國吉野郡吉野山○藏王權現堂とも、單に藏王堂とも云ふ、

もとは金輪王寺とも云ふ（地名辞書）天台眞言兩派なりしか、今は天台宗延暦寺末となる（地名辞書、所名辞典）本寺は、大峯山上山下の伽藍僧坊の總稱にして、役小角の開基する所なり、中古僧坊百餘ヶ院ありて、僧徒多く屢々蜂起して横暴を爲す、保元中高野山と屢々其所領を爭ふ、延元の亂、後醍醐天皇駕を吉野に移し給ふや、行在所を寺中に置く、正平三年正月賊將高師泰師直來りて、行在所及び寺を燒く、康正元年再興し、天正中豐臣秀吉之を修造ず、一の橋を渡り、黑門を過ぎ行くこと一町、銅の大鳥居あり、南都大佛の餘銅を以て作る所と云ふ、發心門の額は、後醍醐天皇の宸筆と云ふ、鳥居を過ぐれば金峯山の總門にして二王あり、高五丈二尺、東西七間、南北四間、康正元年再造、天正十四年修補す、本堂は藏王堂と云ふ、高十一丈二尺、十八間四面にして壯嚴華麗の大殿堂なり、本尊は藏王大權現立像三軀あり、寶物に兆殿司筆の絹本着色千手觀音像一幅、後醍醐天皇宸筆と唱ふる金光明最勝王經金銅經函三（國寶）等あり、竹林院、東南院、喜藏院、櫻本坊等あり、本堂の前に四本櫻あり、護良親王最後の御酒宴を催され、舞樂を奏せしめし處、南門址は村上義光の戰死せし處と云ふ、藏王堂の西に實城寺址あり、南朝三代五十餘年間行在所たりし處なり（大和名所圖會、京華要誌、大和廻）

キンボ　近墓　名義　天皇より等親の近き者の墓、所謂八墓なり（地名辞典）清和天皇貞觀の初め、藤原鎌足多武峯墓、同冬嗣宇治墓、及び妻藤原氏次宇治墓、外祖母源氏愛宕墓の四墓を近墓と定む、貞觀十四年に、外祖父良房後愛宕墓を加へて五墓と爲す、陽成天皇元慶元年藤原氏次宇治墓を除き、外祖母藤原氏深草墓を加ふ、光孝天皇の御宇良房及び藤氏の（寶鏡寺）愛宕の二墓を除き、外祖總繼拜志墓及び妻藤原氏八坂墓を置く、醍醐天皇延喜の制、冬嗣宇治墓、藤原氏深草墓を除き、宇多天皇の外祖仲野親王高畠墓、及び妃當宗氏河島墓、藤原基經後宇治墓、外祖高藤小野墓、及び妻宮道氏後小野墓を增置して返墓八と爲す、歷世親疎に依てその加除一ならず、然れど多武峯墓のみは除かれず（禮樂志）

ギンミウカガヒシヨ　吟味伺書　江戸幕府訴訟上の文書の名、裁判終結の時、主任の官衙より、上司に伺ひ許を請ふことあるものを云ふ（古事類苑法律部）

ギンミチユウテジヤウ　吟味中手鎖　江戸時代、裁判中犯罪者に手鎖を施すをいふ、「テジヤウ」を見よ、

ギンミモノシラベヤク　吟味物調役　寺社奉行（ツシヤブギヤウ）を見よ、

キンメイテンワウ　欽明天皇　系統　國排開廣庭天皇と稱す（系統辞典）總體天皇の第三皇子、宣化天皇の御弟、御母は仁賢天皇の皇女手白香皇后、第二十九代の天皇（地名辞典）總體天皇三年降誕、三十一歲にして卽位、都を大和國磯城島に遷し、金剌宮に住し給へり、天皇の十三年百濟王金銅の釋迦佛像、及び幡蓋經論を獻じ、且つ上表して佛の功德を述ぶ、天皇大に喜び、使者に詔して曰く、朕昔よりいまだ嘗て、かくの如き微妙の法を聞かず、然れども未だ拜禮の可否に就きて惑ふ所あり、卽ち群臣に問ふに、西蕃獻する處の佛像相貌端嚴なり、禮すべきや否やを以てす、時に蘇我稻目は、西蕃諸國皆之を崇敬せり、我國豈敢て獨り背かんやといひ、物部尾輿、中臣鎌子等共に、我國昔より神祇を祭拜せり、今改めて蕃神を拜禮せば、國神の怒に觸れんと奏し、偏執せず、天皇卽ち佛像を稻目に授け試みに禮拜せしむ、茲に於て稻目向ヶ原の家を淨捨して寺と爲し、之を奉安す、幾千もなくして疫氣流行し民死するもの多し、尾輿鎌子等以て國神の祟とし、佛像を屠棄して磯原を絕たんことを乞ふ、詔して之を有司に命じて佛像を難波の堀江に投じ、火を放ちて伽藍を燒く、然れども將來佛敎の大に興れるの源は、實に此時に發したるなり、治世三十二年にして崩ず、壽六十三、檜隅坂合の陵に葬る（書紀、大日本史）

キンモン　金紋　江戸時代、大名行列の挾箱の蓋などに、金箔にて家紋を現はしたるものをいふ、

キンモン　禁門　禁闕（キンケツ）を見よ、

キンヤ　禁野　天皇遊獵の地を云ふ、普通人の遊獵を禁ぜし故にかく云ふ、山城國北野、大和國宇陀野、河內國交野の地皆禁野なり、北野には別當、交野には檢校ありて、其の地を支配せり、交野は古へ惟喬親王此の地に狩し、金色の三足の雉子を得給ふ、夫よりして禁野となるといふ（有職小說、貞丈雜記）

キムラゴウ　黃紫紺　紋所の名、三浦家の紋にて、三ツ引の中、上は黃色、中紋は紫、下は紺色に色どりたる紋なり（貞丈雜記）

キムラシゲナリ　木村重成　名義　長門守と稱す（系統辞典）重茲（又重高に作る）の子、母は右京大夫局（又宮內卿局に作る）（系統辞典）父重茲の罪を得て自殺するや、重成生れてなほ襁褓に在り、乳母抱いて近江國に匿れて僅に免かるゝことを得たり、長じて豐臣秀賴に仕へ長門守と稱す、慶長十九年大阪冬の陣起るに及び、一方の將として上杉景勝、佐竹義宣等と奮戰し頗る功あり、既にして和成る、重成秀賴の命を奉じ、使者として德川家康の軍營に詣ひ、幣帛を獻ずべく陣ゐ、家康此時重成に謂て曰く、汝は年少にして過度なるべし、徳川

氏の諸將皆之を稱す、翌年夏の陣再び起るや、重成兵四千七百を率ゐて若江に出て、藤堂高虎の前隊藤堂藤七等と戰うて之を破り藤七を得、勝に乘じて玉造門の堤に追る、會々井伊直孝高安より發して道明寺に赴かんとせしが、重成の旗標を望見して之に向ふ、重成手兵を提げ縱橫奮鬪、鋒頗る銳どし、直孝の兵爲めに風靡する數度、然れども戰遂に利あらずして從兵皆潰ゆ、重成必死を期して敢て退かず、馬を馳せて直孝の陣を突く、直孝の部將庵原助左衛門十文字の鎗を以て、重成の幌に纏ひ之を執す、重成馬より落ちて水田に倒る、安藤長三郎といふもの其首を馘す、時に年二十一、重成容貌秀麗にして沈勇なり、また軍事に長ず、若江の戰に際し、元とより戰死を期し、肇しめ伽羅を燒きて頭髮に薰じたりしが家康深く其用意を感稱すといへり（德川實紀、野史）

キンラン　金襴　名義　錦の一種、平金絲を緯に加へて、模樣を織出せるものをいふ、金繻ともいふ、古の織金なるべしといふ（地名辞典）天正年間支那の織工和泉の堺に來り金襴を織り、且つ巧を所在の工人に傳ふ、本邦に於て金襴を製すること此に始まる、既にして、京師の織工野本茉金襴を製す、堺の巧を傳ふるなり、天和年間京師の織業大に進歩し、其織出す所の金襴甚だ佳なり、是より先支那の商賈金襴を齎し來ること歲に減じ、當時に至ては寸錦をも輸さず、故に本邦の商人京師に製する所の者を以て許りて支那舶來の者と爲し、以て諸國に鬻ぐ、而して其佳なること支那の上に出づ、本邦に於て金襴を製するは獨京師のみ、今に至て仍然り（工藝志料）

キンリ　禁裏　天皇の御座所をいふ、禁闕、禁中とも稱す、「キンチユウ」皇居（クワウキヨ）を見よ、

キンリウジ　金龍寺　所在地　播津國島上郡（今三島郡）磐手村大字成合村の山麓○初め安滿寺と云ふ（地名辞典）天台宗律院（地名辞典）延曆中桑譜阿倍是雄創立して安滿寺と號す、百餘年を經て應和三年念佛上人（千觀）寺を再建し、今の名に改む、元亨釋書に、「千觀（中略）乃遠覓二勝地一、至二播州一、有二山出二金色雲一、觀二息靈區一而卜居、今之金龍寺也、池有二龍故名一焉」と見えたり、康保中池の東に一堂宇を造り普賢の像を安置す、慶長七年に至り、豐臣秀頼三たび之を興し、宗俊祐印を中興の祖となす（金龍寺緣起、元亨釋書、加藍開基記、名勝地誌）

キンリオダイクガシラ　禁裏御大工頭　江戸幕府の職名、京都御大工頭とも云ふ、京都に駐在して、禁裡修營の事を掌り、火消役を兼ね、作事奉行の支配にて、納戸前廊下詰とす、一人にして世祿五百石、四十人扶持を食み、中井氏世襲にして帶刀謁見を許さる、棟梁三人、之に屬し、辨慶、池上、矢倉三氏の世職にして、家祿百石以下、三十石以上なり（官制沿革略史）

キンリオマカナイガシラ　禁裏御賄頭　（地名辞典）江戸幕府の職名、京都に駐在して禁闕の費用を掌る、禁裏附の支配にて燒火間詰とす、役料百俵、持高なり、賄方六人これに隸す（地名辞典）安永三年八月始めて一人を置く、從來禁中取次以下の賤吏、私曲不法の事あるを以てなり、寛政七年七月、役祿を定めて、米百俵とす（吏徵、官制沿革略史）

キンリゴレウ　禁裏御料　皇室御領（クワウシツゴリヤウ）を見よ、

キンリシユゴバン　禁裏守護番　大內守護（オホウチシユゴ）を見よ、

キンリヅキ　禁裏附　（地名辞典）江戸幕府の職名、京都に駐在して禁闕の守衛、及び用度を辨ずる事を掌る○安政紀事に、「宮門を分衛し、出入を監察す、其身は禁裏に宿直して、宮廷內外の動靜を監視し、乘輿服御の物、飲膳賜予の供給、內豎女孺の出入に至る迄、一切管理せざることなし、常に關門の管鑰を主りて晝夜之を閉ぢ、事あらば禁裏附に報じて之を開く、凡宮門に出入する者は、必禁裏附に報ず」と見えたり、任に赴く時、妻子を携へ、五六年に一度本府に參覲す、凡禁中の事は、京都所司代の指揮を受け、長橋局兩傳奏に諮詢し、以て先例を守る、女中方、公家及び諸役人に至るまで、新奇を行ひ、法例に背く者あれば、所司代に申して大府に上告す、會計は年末に決算し、其表を所司代に示す、老中の所管にて、從五位下に叙ぜられ、英姿間詰とす、役高千石、役祿千五百俵、その下に與力十騎、同心四十人隸屬す（地名辞典）寛永二十年八月、始めて二人を置き、天野信高、高木守久を以て之に充つ、與力五騎、同心二十人隸屬す、又女院御所附二人を置き、與力同心を附す、享保八年四月、役祿を定めて千五百俵とす、從前此職に補する者、千石を持高に加增するの例を罷む、又持高三千石以上にして、此職に補する者は、役祿を減じて米八百俵とす、元文三年高千石の職とす、慶應三年十二月此職を廢す（柳營祕鑑、武鑑、吏徵、明良帶錄、嘉永明治年間錄、武家名目抄稿、官制沿革略史）

キンリヨウ　近陵　名義　天皇より等親の親近なる陵をいふ、近とは當代に親しく近き意を以ていふなり、所謂十陵なり（地名辞典）清和天皇貞觀の初め、近陵遠陵の制を定められ、天智（山科陵）光仁（田原）桓武（柏原）平城（楊梅）仁明（深草）文德（田邑）の六天皇、及び田原、崇道の追尊天皇、并に桓武天皇

の母后、繼嵯天皇の母后の十陵を近陵と爲し、其餘は皆遠と爲す、貞觀十四年大枝陵を除きて、後山階陵を置く、光孝天皇卽位後、田原陵を除き中尾陵を置く、醍醐天皇延喜の制、後山階、楊梅の二陵を除き、後田邑、小野の二陵を加ふ、朱雀天皇の世、田邑陵を除き、後山階陵を置き、村上天皇の世、中尾、長岡、楊梅の三陵を除き、宇治の三陵を置く、後に宇治は歴世母后の陵なるを以て、その親疎に因て廢置す、その後加除一ならずと雖も、山階、後田原、柏原、八島、深草、後田邑、後山階陵は歴世除かれず（禮樂志）

キムレジヤウ　木牟禮城　所在 薩摩國出水郡下出水村大字江内 起源沿革 文治二年、島津忠久薩隅日三國の地頭に補せられ、家臣本田貞親を下りて當城に入る、其後五代まで此に居りしが、六代氏久に至り東福寺城に移り、一族忠氏當城に入る、文和四年守久の時、宮方の軍之を攻め、却て敗れ退く、應永中守久宗家に叛き、二十九年島津久豐之を伐ち走らせ、當城を收む、其後の事詳かならず（地理纂考）

キンレンジ　金蓮寺　所在 山城國京都下京區中の町○山號錦綾山 宗旨 時宗、四條派の本山、本尊阿彌陀佛 起源沿革 延慶元年、後伏見天皇勅して寺を四條京極に建てしむ、僧淨阿を開基とす、花園天皇宸筆の額を賜り、錦綾山太平興國金蓮寺と號し、四條道場と稱す、延文中、佐々木道譽邸地を寺に附す、其後屢々火災に罹り堂替一ならず、天文中後奈良天皇四鄰門を建つるの勅許あり、もと子院十八坊ありしが、天明の大火に寺院殿堂悉く燒失す、文政八年再建す、子院僅に二寺を存す（山城名勝志、平安通志）

キンワウ　勤王　王室の事に勤むるをいふ、左傳の僖二十五年に、秦伯師于河上、將納王、狐偃言于晉侯曰、求諸侯莫如勤王、とありて、註に王を納るゝを勤むるなりと見えたり、

キンメンジ　箕面寺　瀧安寺（ロウアンジ）を見よ、

キモイリ　肝煎　すべて事を斡旋するをいふ語、又職名となる、江戸時代高家寄合等にもその重立を肝煎といひ、又名主庄屋の類にて村長をもいふ、肝を煎とは猶意を刻すといふ類にて、何角苦心するをいふなるべし、岩城志曰、天正年間の古文書に、走り廻り肝を可レ被レ入と云へるあり、是に據れば、肝膽を碎き、念を入れ、身に引受世話することゝ思はれたり、何時頃より始まりしか詳かならず、天正の頃よりありたるが如し、慶長元和の古文書に、肝煎百姓とあるもの多く見えたり、其後も他にて、名主と稱するに至れり（農政坐右）

キモツキノコホリ　肝屬郡　所在 大隅國 起源沿革 續紀に、肝衝、肝坏に作り、文武天皇四年六月及び和銅六年四月に見えたり、中世肝付に作る、和名抄に、桑原（クハハラ）鷹屋（タカヤ）川上（カハカミ）雁廬（カリマ）の郷あり、元祿圖、給羅郡を合して肝屬に作る、以後皆之に仍る、地誌提要肝付に作り、郡區編制また肝屬に作る、明治二十九年南大隅郡を合併す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

キモミチ　黃紅葉　襲の色目の名、類說あり、胡曹抄及び物具抄には、表は黃色にて裏蘇芳といひ、雜事抄には、表は黃なりとし、薇陰草は、裏青なりとし、蒸蘇芳と云ふもの裏に通じ、なほ詳ならず、中將、去等に

キモツキノコホリ

も用ひ、秋季着用す（裝束色彙）

キモノ　鬼門　佛家陰陽家等にて、東北の隅を云ふ、萬事に忌み嫌ふ方角なり、本朝俚言に、鬼門はもと漢書神異經に、東北有二鬼星石室三百戸一共一門、題曰二鬼門一云々、又事文類聚云、交趾有二鬼門一、其南多二瘴病一、去者罕得二生還一云々、韻府云、若度二鬼門關一、十去九不レ還云々とあるを、我國にて聞き誤りて東北を鬼門と云ひしならん」と云へり、名稱の史に見えたるは、吾妻鏡嘉祿元年正月二十一日五大堂建立の條に、相二當幕府鬼門方一有二此地一云々」とあるを始めとす、室町時代を經て江戸時代には、盛に此事行はれ、今日と雖も民間にては大に忌避せり（玉勝間、安齋隨筆、本朝俚言、燕石雜志）

ギモン・ジヤウセイ　擬文章生　察試に及第せしものを云ふ、二十人を定めとす、貢擧（コウコ）を見よ、

キヤウ　卿　八省の長官を云ふ、中務省は四品以上の親王を以て補し、其外は正四位下の官、增注職原抄に、卿嚮也、言爲レ人所二卿嚮一也、又卿章也、章レ善明レ理也、白虎通曰、以二其章一明臣道一、故曰二之卿一也」と云へり、

ギヤウエフ　杏葉　鞍の飾に用ふる物、其形杏の葉に似たるより名づくと云ふ、或は銀杏の葉に似たるなりと、後世鎧甲幕紋等にあるは是より轉じしなり、和名抄に、辨色立成云、杏葉和名俾良、俗云二行衣布一」と見え、飾抄に、天養元九八西河御禊、因幡守藤原信輔、長

門守兼飾行、越中守源俊賢、土佐守藤原隆俊、外名和顯

（付二杏葉一）參議右近權中將經定和鞍、唐鞍、鞦（付二杏葉一）云々」と見えたり、今飾抄所載の圖を前に示す、

ギヤウエフノモン　杏葉紋（堯葉）　紋所の名、杏葉二つを左右より抱き合せたる形にあがきたるもの、鍋島氏は「杏葉」（第一圖）及び「花杏葉」○、石野、六角、持明院、中園、藪の諸氏は、「丸の内花杏葉」を家紋とし、尙ほ諸家紋に據れば、大友、田村氏は「杏葉」、垰和氏は、「丸内花杏葉」、目賀田氏は、

「三ツ重花杏葉」、嚴島、大野、溫科の諸氏は、「九曜花杏葉」を用ひたるなり○秋齋問語に、藪、中園、高丘の三家に付給ふは、俗間に用ふる「メヵ・ガ」に似て、葉中に花蕊數點あり、武門にて鍋島黨の紋とする是なり、園家に付給ふは、飾抄のていに似たるが、元來此紋、杏の葉にてはなし、古來通文といふ物あり、花にては唐花、葉にては此紋なり、たれが着しても苦しからぬ由にて、むだ紋など云是なり、云々」といへり、

キヤウエン　竟宴　名義 朝廷にて、博士等日本紀物語類等を進講の終り、また勅撰和歌集の功終りし時に行ふ祝宴を云ふ 起源沿革 三代實錄貞觀二年十二月の條に、二十日乙丑、先レ是從五位上行大學博士大春日朝臣雄繼、以二御注孝經一、奉レ授二皇帝一、今日有レ事二竟宴一云々」とあるを初見とす、十八年七月顏氏家訓を近侍に教授し竟宴を賜ひ、元慶六年日本紀進講の竟宴ありし事共に同書に見え、醍醐天皇寬平元年十月九日周易を御講し、三年六月十三日講畢り竟宴を賜はりしこと、田氏家集に見えたり、勅撰和歌集の竟宴を行ひしは、明月記に、土御門天皇元久二年三月二十日別當（源通具）消息云、新古今竟宴、凝二風情一可二肇基一由聲レ儲、此事如何、竟宴事先例不審、答、竟宴事不二存知一、延喜古今、天曆後撰皆見之所レ及、不レ見二竟宴事一、只所レ見日本紀竟宴計也云々」とあるを初見とす、其後勅撰和歌集には屢々竟宴を行ひしこと見えたれども、進講竟宴につきては見ゆる所なし、

キヤウエン　鏡圓　名義 道爺と號す、一名に淨光、後醍醐天皇特に普照大光國師の號を賜ふ 事蹟 幼より出家し、初め講肆に遊ぶ、後禪に歸し下野の雲巖寺に至りて高峯和尙に依る、又筑前の崇福寺に往きて南浦禪師に參し、晨夕參究し、遂に印記を受く、後ち草菴を洛西に結びて居る、花園天皇勅して萬壽寺に出世せしむ、後醍醐天皇勅して南禪寺に住ぜしめ、時々召して法要を詢ふ、元亨四年正月二十一日、延曆園城東寺南都の諸講師を清涼殿に召して、圓と宗要を對辨せしむ、圓會々風疾に罹る、病を强めて崇峰と共に昇殿す、諸講師其語を聞きて穆首服膺す、同年正月二十七日遷化す、壽六十八（本朝高僧傳）

キヤウオウ　饗應　變讀（キヤウレイ）を見よ、

キヤウカ　狂歌　名義 短歌の一種にして、滑稽諧謔を主とせる歌、古は之を俳諧歌、戲笑歌と稱す、又夷曲（ヒナブリ）（書紀）夷歌（ヒナウタ）（古今集）狂言歌（同上）狂歌（夷曲集）、佐禮歌、戲歌（四行詞書）興歌（銘全集）等の名あり、燕石雜志に、狂歌は夷曲の曲の字を枉に誤り、それを亦狂に誤り、夷の字を脫して狂歌と唱ふる」といへり、興歌考に、狂歌の狂は世俗の狂人、狂婦などの狂といたく異なれり、狂字をくるふと思ふは誤なり、狂はタハレウタの意なり」と云へり 起源沿革 後撰夷曲集に、狂歌は神代より傳りたりといひ、興歌考に、萬葉集の戲咲歌、古今集の俳諧歌をこれが父母なりとし、其名目の起原は不明なりとせり、後鳥羽天皇の建久二年十二月四日有二當座狂歌等一と明月記に見えたるは、書に見えし始めなり、是によれば、歌人が時に臨み戲に詠して興を遣るに過ぎざりしが、永正の頃には狂歌合あるに至り、後世正親町天皇の天正頃より、狂歌を弄ぶもの漸く多く、江戸時代に至り、和歌も狂句川柳の影響を受け、市井間に行はれて目に一丁字なき輩、なほ之を能くせり、八幡山信海、生白庵行風、石田未得、半井養、永田貞柳等相踵で出で、專ら之を鼓吹せしかば、此道益々盛にして、遂には狂歌師と稱して之を職業とするものゝあるに至る、享和文和頃に、大屋裏住、酒上然寢、大根太木、狂歌堂木阿彌、濱逸黑人、朱樂管江、小島橘洲等の有名なる狂歌師出で、殊に文化文政の頃太田覃、石川雅望等の如き名家出づるに及びて其盛を極め、門人數百人の多きに至れり、鹿都部眞顏は狂歌堂と號す、今日世にもてはやさるゝ梅の春の俗曲は、この人の作なりと傳ふ、この他樋庵田鶴丸、加茂季鷹の徒猶多しと雖も、多くは見るに足らず○狂歌の集には堀川百首、狂歌集三册、八百集、古今夷曲集三册、行風攬、後撰夷曲集七册、吾吟我集二册等あり（閑窗瑣談、續遊笑覽、興歌考、燕石雜志、狂歌百人一首）

（狂歌合）

（狂歌師）

（狂歌集）

ギヤウカウ　行幸　天皇の皇居を出でゝ、他所に臨御せらるゝこと、「イデマシ」、又は「ミユキ」とも訓み、單に幸、御幸、（後には上皇に限る）臨幸とも書す、蔡邕獨斷に、天子車駕所至、臣民被二其德澤一、以爲二僥倖一故曰レ幸也」と見えたり、行幸の次第を齒簿といひ、一所に止まらざる行幸をば巡幸と書き、メグリイデマシ」と訓めり○行幸には、古來より種々の名目あり、京中行幸、京外行幸、神泉苑行幸、遊覽行

幸、遊獵行幸、野行幸、觀風行幸、溫泉行幸、方違行幸、離宮行幸、院宮行幸、朝覲行幸等ありて、行幸の目的に因り其名目あり、書紀神武天皇三十一年の條に、天皇輿巡幸の文字見え、又景行天皇紀に、四年二月、天皇幸二美濃一とも見えたり、爾後屢々史に見えたれども、其法式等は知ることを得ず、大寶令の時に至りて、始めて制を定められる、令義解儀制令に、車駕、謂乘輿行幸之時名、謂二之車駕一也」と見え、又宮衛令に、凡車駕出行、兵衛衛士先按行、及道邊隱映處檢二察非常一、前後呵二叱觀人大言一、登レ高者使レ下、若有レ所レ幸、皆先防二禁門若一、駈二斥所不レ當レ留者一、凡鹵簿內不レ得二積入一云々」、凡車駕有レ所二臨幸一、若役行部餘主帥、各相辨識、雖二是侍臣一從レ外來者一、非レ勅不レ得二輒入一」など見えて、近衛衛士の路次を按檢し、行人の鹵簿を橫裝することを禁ずるの制見ゆ、延喜式に至りては、其制整ひ、先づ所司日時を擇び、造行宮使、裝束司、前後次第司を任じ、供奉及び留守の官を命じ、沿道の社寺に奉幣論經し、國司郡司に祿を賜ひ、窮民若くは老年者、又從駕の官人に物を賜ふの制を定む、後世其儀變更なきにあらざれども、概れ舊制を斟酌せるもの〻如し、武家執政以後其儀大に衰へ終に廢絕したりしが、文久三年、加茂、石清水に行幸ありて二百年來の廢典を再興せらる、今年中行事繪卷所載の行幸圖を示す(古事類苑帝王部)

ギャウカウ　行香　香を僧衆に配り渡すを云ふ、朝廷の大法會には必ず殿上人此の役を勤む、和久良半の御法に、さて朝座既に果てしかば、行香あり、この盛儀を思へばもろこしに奏樂興王佛事を修せられける時、天人八人あまくだりて、僧衆に香をくばりける、是によりて行香とは、香をくばるとよみ侍となり、其を我朝にも摸せられて、者殿の公卿、

上より八人僧衆に香をくばり給ふ、去ながら武官の輩、これをのぞかる、たゞし凡僧は受香せず、云々」と見えたり、

ギャウキ　行基　系統姓は高志氏、百濟國王の胤孫出家し、和泉大鳥郡の人、天智天皇七年に生る、十五歲出家し、藥師寺に居る、瑜伽唯識等の論を新羅の戀基に學び、又義淵に從つて學ぶ、二十四歲具足戒を德光法師に受く、基行化を事とし、遍ぐる所險難に遇へば、橋を架し路を修む、某地の耕墾すべきを指し、某水の灌漑すべきを點し、渠池を穿ち、堤塘を築く、計畫功績日ならずして成る、人民後世に至るまで之に賴る、王畿の內精舍を建つること四十九、其他諸州にも往々建立す、私に沙彌を度する罪を以て獄に入らる、後ち赦に逢ふ、聖武天皇之を敬重す、天平十七年、大僧正と爲る、大僧正任官の始めなり、二十一年正月、皇帝菩薩戒を受く、依て大菩薩の號を賜ふ、二月二日、菅原寺東南院に寂す、年八十二(元亨釋書)

ギャウギヤキ　行基燒　素燒(スヤキ)の陶器、閑田次筆に、世に行基燒とて尻のすはらぬ壺あり、席に居る用にあたらぬは、茶毘の骨を納る物なれば也とて、釣にかけて花を挿料などに用ゐるを講る人あり、しかるに此比ある人話す、陸奧鹽釜明神の神寶に如形の壺あり、古へ神酒を奉る器なりといへり、是に酒をいれて奉る時、新に淸き砂子をおまへに敷きそこを堀て此壺を居るなり、尻の居らぬやうにこしらへたるは外の用に充たる證なりといへり、予按するに忌釜の殘れる歟、萬葉集の長歌に齋戶をいはひほりすゑといへるも砂を敷て、それをほりてすゑるにてよくかなへり、しからば行基燒も此釜歟、若骨も又壺へ入て土中に埋むなればすはらぬ器を用る理はひとしきにや、されど大かた其形も酒器にちかしと いへり、按するに、これ所謂祓部なり、「イハヒベ」參看、

ギャウク　狂句　滑稽諧謔を主とせる俳句の一體、連歌が江戶時代に至りて俳諧となり、また一轉して狂句川柳となれり、共に單に俳句の變體ともいふべく、專ら市井の間に行はれて野卑なる中に、よく世人の顯を解かしむるものも少しとせず、

キャウクダリブギョウ　京下奉行　鎌倉幕府の職名、京下執筆とも稱す、職掌詳かならず、蓋し京部の官人、訴訟により下向せるか、又鎌倉より呼下したる類の、訴論を處分する事を掌りしならん、武家職官考に據れば、當時京人の、鎌倉及び他所に往く者を京下、諸國より京に至るを京上と云ふ、京人鎌倉に至り事を訴ふ、故に此名あるなりといへり(起源)久明親王將軍の時に之を置く、

キャウケ　京家　藤原氏四家の一、不比等の子麻呂の子孫を云ふ、麻呂左京大夫を兼ぬ、故に京家と稱す、曾孫冬繼最も顯はる(藤卑分脈)、「フヂハラウヂ」を見よ、

キャウケイ　行啓　名義皇太后、皇后、中宮、皇太子等の他に行き給ふを云ふ、又「イデマシ」とも云ふ(語源)天武期に先だちて、所司供奉人の名を錄奏し、外記命を其官人に傳ふ、之を召仰と云ふ、其後衞絲毛の御車にて、女官騎馬にて之に從ひ、大夫亮は前に、近衞次將二人は左右に、進等は後に列す、還御の時、諸司名謁し、或は饗祿を賜ふ、元永二年二月、及び三月の方違行啓に、唐車を用ひ、治承四年四月、院に行啓の時も、亦唐車を用ひられしは異例なり、長承年間に、宇治行啓の時、女騎を停めて、布衣のものを以て之に替へ、後世遂に女騎を廢せらる○行啓の類別は、父帝を訪ひ、子女を訪ひ、親族を訪ひ、游覽方違等にして、上皇御幸と、大同小異なり(古事類苑帝王部)

キャウゲン　狂言　起源能樂の間に行ふ戲劇、諧謔(オドケ)のことを演ずるなり、元來狂言綺語、又は興言利口ともゝいけて、所謂「サルガウ」言をいへるが、後には「サルガウ」(戲)の事としたり、これを業とする人を狂言師、この脚本を狂言文といふ(起源沿革)初め詳かならず、或は云ふ、太古鈿女命の俳優は、頭に佛像を頂き、身に承服を着たるを以て人呼びて革上人と呼び、寺を革堂と稱せり、元久元年正月、後鳥羽上皇の御幸あり、寬喜興國の年、二回の災に罹り、殿堂燒亡し、唯阿彌陀堂の一宇を存す、爾後盛衰沿革詳かならず、天正中、一條北油小路より今の地に移り、天明中火災に罹り、悉く烏有に歸し、後ち再建す(山城名勝志、平安通志)

キャウケ　京家　藤原氏四家の一、不比等の子麻呂の子孫を云ふ、麻呂左京大夫を兼ぬ、故に京家と稱す、曾孫冬繼最も顯はる(藤卑分脈)、「フヂハラウヂ」を見よ、

ギャウケイ　行啓　名義皇太后、皇后、中宮、皇太子等の他に行き給ふを云ふ、又「イデマシ」とも云ふ(語源)天武期に先だちて、所司供奉人の名を錄奏し、外記命を其官人に傳ふ、之を召仰と云ふ、其後衞絲毛の御車にて、女官騎馬にて之に從ひ、大夫亮は前に、近衞次將二人は左右に、進等は後に列す、還御の時、諸司名謁し、或は饗祿を賜ふ、元永二年二月、及び三月の方違行啓に、唐車を用ひ、治承四年四月、院に行啓の時も、亦唐車を用ひられしは異例なり、長承年間に、宇治行啓の時、女騎を停めて、布衣のものを以て之に替へ、後世遂に女騎を廢せらる○行啓の類別は、父帝を訪ひ、子女を訪ひ、親族を訪ひ、游覽方違等にして、上皇御幸と、大同小異なり(古事類苑帝王部)

キャウゲン　狂言　起源能樂の間に行ふ戲劇、諧謔(オドケ)のことを演ずるなり、元來狂言綺語、又は興言利口ともゝいけて、所謂「サルガウ」言をいへるが、後には「サルガウ」(戲)の事としたり、これを業とする人を狂言師、この脚本を狂言文といふ(起源沿革)初め詳かならず、或は云ふ、太古鈿女命の俳優は、

その譜諧なるが故に根源なるべしと、中古田樂及び散樂に屬して行はる、室町時代能の盛なるに從ひ、その間に行ふ、歌舞音樂略史に、狂言師の起り詳ならず、猿樂の家に傳へいふ所は、翁わたしの三番叟は、狂がる態をする事故、是を「チカシ」と稱へて、必狂言師の所作なるが、次では能の内に、時ありて答の調をなし、又中入の時の間の延し所を繕ふ、是計にては見立なしとて、今の狂言を仕初しが、物數少きにより、玄惡法印更に百六十番の狂言を作りたりといへり(猿樂傳記)此玄惡が作といふるは、實なりや否知られずと雖も今傳ふる狂言に據ておもへば、全く足利の世の風俗を摸ぜるものにして、今の世にては當時のさまを知るに便よき事多かり、大藏彌左衛門虎明が背物語(慶安四年の記)に、予が家は狂言の根元なり、云々、鷺はもと名字長命なり、鷺といへるは、仁右衛門親、攝津國幾島といふ所に住し、生れつき首長くして水邊に住ほどに、異名をつけしなりとみゆ、狂言師にては此二家を最古しとす」といへり、

キヤウゴク井ン 京極院 (キヤウゴクツチミカドドノ)を見よ、京極土御門殿

キヤウゴク井ン 京極院 系統 藤原佶子 亀山天皇の皇后、文應元年十二月、年十六、女御代となる、二十五歳の時女御となる、弘長元年二月中宮と爲り、八年皇后と爲る、文永元年八月九日崩ず、年二十八、同日院號を賜はる(女院記、大日本史)

キヤウゴクウヂ 京極氏(讃岐丸亀) 姓は宇多源氏、佐々木信綱の子氏信より出づ、氏信近江守となり江北を領す、其弟京都京極に在るを以て氏とす、子孫信宗綱を生む、宗綱滿信の孫高氏を子となし、足利尊氏に屬す、累代足利氏に仕へ、江北の地を領して勢力を有す、十二代高次に至り豐臣秀吉に仕ふ、初め高次の姉若狹武田孫八郎の妻なりしが、武田死して後、秀吉の妾となり、松の丸殿と稱し寵あり、且つ高次の母は淺井祐政の女なるを以て、淀君と從弟たるの故を以て秀吉の寵を受け、元服して近江守となり、大津城を給ひ、淀君の妹を高次の妻となす、秀吉薨ずる後、大阪奉行等德川家康を害さんと謀る、高次家康を大津に迎へて逃れしめんとす、家康其好意を謝す、慶長五年關ヶ原の役起るや德川氏に從ひ大津城を守る、石田軍の爲めに陷らる、然れども家康其功を賞して、若狹守とし、同國及び越前敦賀郡を合せて九萬二千石を賜ふ、若狹小濱城に治す、後ち四位侍從より少將を經て、參議從三位となり、慶長十四年薨ず、寛永元年十二月忠高二萬石を加賜す、十一年閏七月大阪役の功を以て、十四萬八千石を加賜、出雲隱岐兩國に移され、出雲松江城に治む、前封と合せて、二十六萬石、十四年六月世嗣なきを以て封を除かれ、忠高の弟高和に攝磨六萬石を賜ひ、龍野城に治す、萬治元年正月讃岐國丸亀城に移封、元禄七年六月高玻讃岐國多度津墨田一萬石を弟高通に分封す、子孫相次ぎ明治に至り華族に列せられ、子爵を賜はる(尊卑分脉、藩翰譜、氏族志、鐵川加除封錄、華族譜)

○氏信—宗綱—貞宗—宗氏(師信)—高氏—高秀
- 高詮—高光—持高—持清—勝秀—政光
- 政經—高清—高峰—高秀—高吉—高次
- 忠高—高和(カヅ)—高豐—高或(モチ)—高矩(ノリ)—高中
- 忠通—高慶(ヨシ)—高武(ムネ)—高貴

キヤウゴクウヂ 京極氏(但馬豐岡) 京極高次の弟高知を祖とす、高知兄と共に豐臣秀吉に仕へ、近江蒲生郡の地五千石を賜はる、文祿元年舅毛利秀政の領せし信濃伊奈郡十萬石を賜ほり、四位侍從となる、慶長五年關ヶ原の役、德川家康に屬して岐阜城を陷いる、功を以て丹後國宮津城に封じ、前封と合せて十二萬七千石を賜ふ、元和六年八月丹後國田邊三萬五千石を次子高三に、同國峰山及び近江下總等の地一萬三千石を義子高通に分封す、寛文八年米五千俵を賜ほる、高三の孫高任は寛文八年五月但馬國豐岡城に移さる、享保十一年九月土肥之助高寛夭死の故を以て封を除かれ、更にその弟修理高永に一萬五千石を賜はる、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列せられ子爵を授けらる(藩翰譜、華族譜)

- 高明(アキラ)—明徹(アキユキ)—高德
- 高通—高供—高明—高之—高長—高久
- 高備—高倍—高鎮—高景—高富—雅雄
- 高三(ミツ)—高直—高盛—高住(スミ)—高榮(シゲノリ)
- 高永—高品(カズ)—高有(アリ)—高行(ユキ)—高厚—高義
- 高廣(ヒロ)—高國—高賴
- 高知(トモ)

キヤウゴクワンバクキ 京極關白記 卷數 寫本一冊 著者 藤原師實の日記、一名京極殿記、師實公記、又御暦と稱す、本書久しく亡佚す、御即位部類後三條天皇の條下に數條を抄引す、後人之を錄出して原名を題す、乃ち治暦四年五月十一日に起り七月二十一日に終る(廣橋家記錄考)

キヤウゴクサキノダイジヤウダイジン 京極前太政大臣 藤原宗輔(フヂハラノムネスケ)をいふ、

キヤウゴクタイカフ 京極太閤 藤原師實(フヂハラノモロザネ)をいふ、

キヤウゴクダイジヤウダイジン 京極太政大臣 藤原爲光(フヂハラノタメミツ)をいふ、

キヤウゴクタカツグ 京極高次 名號 幼字小法師丸、後ち小兵衛と稱す、法名泰雲院徹宗道閑 系統 高吉の長子、高知の兄 事蹟 近江の人、累代江北の地を食む、はじめ高次の姉武田元明に嫁し、元明の死後豐臣秀吉の妾と爲り、松の丸殿と稱し、殊寵あり、而して其母また淺井祐政の女なりしかば、高次は淀君とも從弟の關係を有し、豐臣氏との緣故深かりしを以て、早くより秀吉に親昵ぜられ、天正十二年近江國田中郷にて二千五百石を賜ひ、十三年七月十一日從五位上侍從に叙任し、近江守と稱す、十四年一倍の加恩あり、翌年更に、同國大溝を加賜ぜられ、合せて一萬石を領し、十六年四月十四日從四位上に陞る、十八年小田原陣の後八幡山を賜うて二萬八千石となり、文祿四年大津城に轉じ、若狹の内をそへて六萬石を食み、尋で左少將となり、淀君の妹を迎へて妻と爲す、慶長元年從三位宰相に進む、五年石田三成等兵を擧ぐるに及び、高次獨り大阪附近に在りて、德川家康に與し、大津城に據る、然れども城敵地の中に孤立し、外援なきを以て、已もを得ず成を行ひて城を致し、圓城寺雲光院に退き、尋で高野山に遯る、幾干もなくして關ヶ原の勝報に接し、悔恨禁ずる能はず、深く其開城を恥ぢ、家康大阪に至り、諸將此に輻湊するに際しても、なほ隱れて出でず、召命再三に及び、辭するに由なくして往いて家康に謁す、此年若狹國小濱城を賜ひて八萬五千石を領し、若狹守と改め、六年近江國高島郡に於て七千石を加へ、合せて九萬二千石餘を食む、十四年五月五日卒す、年四十七(藩翰譜、德川實紀、野史)

近江德源寺所藏(史料編纂掛亀集)

キヤウゴクタカトモ 京極高知 名號 幼字長壽、法名瑞恭院眞嚴道可 系統 高吉の二子、高次の弟 事蹟 幼より豐臣秀吉に仕へ、天正十九年近江國蒲生郡に於て五千石を賜ふ、文祿元年外舅毛利秀頼の後を承けて信濃伊奈郡六萬石を領し、飯田城に徙る、二年十月從四位下侍從に叙任し、修理大夫を兼ね、四年また四萬石を加ふ、慶長五年德川家康に從ひて、上杉景勝を征し、高崎城に至るに及びて、石田三成擧兵の報に接し、踵を回して西上し、各地に轉戰して功あり、十一月丹波國を賜ひて十二萬七千石を食み、丹波守と稱し、田邊城を毀ち、更に宮津城を築きて之に居る、大阪冬夏の役また軍に從ふ、元和六年八月十二日卒す、年五十一(藩翰譜、野史)

キヤウゴクタメアキ 京極爲明 系統 櫛中納言爲藤の子 事蹟 永仁四年從五位下に叙ぜられ侍從となり、左近衛少將に任ず、正中三年中將に進む、和歌を善くし後醍醐天皇歌會を設くる毎に召さる、北條高時を討つの謀洩るゝに及び、爲明を捕へて推鞫せんとす、爲明歌を作りて「思ひきや吾が敷島の道ならで浮世の事を問はるべしとは」と詠す、是により罪を免る、天皇禁闕を出で給ふや、大納言師賢等と共に從て延暦寺に赴く、事成らずして笠置に赴く、後ち笠置城陷るに及び捕へらる、尊長親王土佐に遷さる時、同じく土佐に流さる、建武一統の時京師に還る、後ち北朝に仕へ正平中崇光院より從三位を授けらる、正平十四年櫛中納言兼侍從と爲る、翌年四月正三位に進む、十六年職を辭す、尋で後光嚴天皇命じて新拾遺和歌集を撰ぜしむ、未だ成らずして薨ず、時に正平十九年十月二十七日、年七十(公卿補任、大日本史)

キヤウゴクタメカネ 京極爲兼 名號 法名蓮覺 系統 爲家の孫、爲教の子 事蹟 歌人、正應中從二位權中納言に至り、尋で正二位に進む、永仁中事に坐して佐渡に流さる、嘉暦元年召し還さる、延慶三年權大納言に任ぜられ、應長元年職を辭す、應長の初め、伏見上皇の勅を奉じ玉葉和歌集を撰ぶ、正和二年上皇の出家に依て僧となる、年六十、元弘二年薨ず(公卿補任、大日本史)

キャウゴクタメサダ　京極爲定　系統　權大納言爲世の孫、爲道の子、叔父爲藤に養はる　事蹟　歌を以て著はる、養父爲藤に代りて續後拾遺和歌集を撰す、後光殿天皇亦勅して新千載集を撰集せしむ（大日本史）

キャウゴクタメフヂ　京極爲藤　系統　權大納言爲世の子　事蹟　歌人、初め後醍醐天皇爲世に勅して和歌を撰ばしむ、時に爲世新後撰和歌集、續千載和歌集の兩集を奉進するを以て、爲藤に代はらしめんと請ふ、聽され、未だ成るに及ばずして正中元年七月薨す、その子爲定後を繼ぎて歌集成る、後拾遺和歌集といふ、官權中納言正二位に至る（大日本史）

キャウゴクタメヨ　京極爲世　名稱　法名明覺　系統　權大納言爲氏の子、母は敎定の女、御子左家と稱す　事蹟　歌人、建長三年正月敍爵、七年十二月從五位上に任じ、爾後累進して正應四年正二位に敍し、翌五年權大納言に進む、後宇多上皇の勅を奉じて正安三年に新後撰和歌集を、文保二年に千載和歌集を撰ぶ、撰集の時、客に對する毎に秀句を求む、曾て爲兼が玉葉集を撰ぶや、爲世の歌撰に入るもの少なくなく、且つ得意の歌を收めざりしを見てその誤れるを難じ、尙ほ刑餘の身にて勅撰を爲したるを攻擊し、宮家の正統にあらざるを論ず、爲兼また爲世の無學を誹り、定家の正傳なくして、飛鳥井雅有幸八月剃髮す、延元三年八月五日高野山蓮花谷に薨す、年八十九（公卿補任、大日本史）

キャウゴクチユウナゴン　京極中納言　藤原定家（フヂハラノサダイヘ）を見よ、

キャウゴクツチミカドドノ　京極土御門殿　藤原道長の第宅、後一條後朱雀後冷泉三天皇及び道長の女四皇后の誕生所にて、後朱雀天皇の假皇居、京都土御門の南京極の西に在り○京極殿、御堂殿ともいふ、南北二町東西一町の構域を有し、壯麗秀美冠絶す、紫式部日記に、土御門のありさま言はんかたなくおかし、池のわたり木ずゑども、遣水の邊の草むらを各がし〻宮つきわたり云々」と見えたり、長久元年に燒亡す（拾芥抄、山城名勝志）

キャウゴクドノ　京極殿　藤原師實（フヂハラノモロザネ）をいふ、

キャウゴクノミヤ　京極宮　文仁親王（フミヒトシンワウ）をいふ、

キャウゴヨミ　京暦　暦の一種、陰陽寮にて造りし暦をいふ、伊勢暦、會津暦などの如き地方に於て作りたる暦に對しての稱、京暦に、眞名暦と、假名暦との二種あり、眞名暦は具註暦の類を謂ふ、詳しくは各條及び暦（コヨミ）の條を見よ、

ギャウジ　行事　專ら事を執り行ふ人をいふ、朝廷の公事等は多く辨官勤むるが故に行事辨などいふ○神社にもあり、總大行事、大行事、修理行事、小行事等の名あり、神領の中にて犯人を追捕して處分し、或は儀式等の事を掌る、常陸鹿島、安藝嚴島社等に此等の役あり○寺院にては、諸佛法を修するに當りて、通常は侍法師等之を勤む、中行事、小行事あり、法會の時供時、又灌頂の時等にあり、大法には大行事、中行事、小行事あり、法會の時供米を受取り、下文を沙汰し、雜役に從事す、又法事には會行事あり○江戸時代、商人の組合其他に限らず、專ら事を執り行ふ人をいふ、月行事、年行事の名ありて、其年番、或は月番に當りて事を行ふ者をいふ（嵯峨抄、石倉抄、寺官抄、鎌川施政大意）

キャウシキ　京職　名稱　ミサトノツカサ　系統　ミサトノツカサ」、右を「ミギリノミサトノツカサ」と云ふ、唐名、京兆、又はとよむ、左京職を「ヒダリノミサトノツカサ」と云ふ、唐名、京兆、又は馮翊　所在　左右の二京あり、朱雀大路の東は左京職、西は右京職にて之を管す、左京の官舍は朱雀の東、三條坊門の南、右京は朱雀の西、三條坊門の南に在り　職掌　左右にて京中を分管し、戶口、田宅、租稅、商業、道路、橋梁、及び訴訟等司法警察の事を掌る、被官に東西市司あり　職員　大夫、左右各一人、正五位上四位以上公卿の兼官、亮各一人、從五位下五位の諸大夫及び六位之に任ず、大進各二人、從六位下、小進各一人正七位下、大屬各一人正八位下、少屬各二人從八位上、史生、使部、防令各十二人　起原沿革　文武天皇大寶元年始めて制定す、弘仁十二年大夫の位を改めて從四位下となす、後には有名無實となり、其權全く檢非違使に移る、後世權大夫一人を置く、其時を詳かにせず、多くは四位殿上人諸大夫之に任ず（令義解、延喜式、職原抄、職官志）

ギャウシン　行眞　後白河天皇の法諱、「ゴシラカハテンワウ」を見よ、

キャウシンメイチリウ　鏡林明知流　桃井八郎左衞門直由が創めたる劍術の流派、此流は勝負を專とし、跡なも詰てきびしく打ち合ふ流なりといふ○直由幼より武藝を好み、無邊流の槍術、及び戶田流、柳生流、堀內等の刀術を學びて其奧祕を研め、遂に一流を建つ、柳澤家に仕へ後ち致仕す、文政三年死す、年七十一、其子春藏直一其藝を傳ふ（武術流祖錄）

ギャウジヤ　行者　佛敎の一派なる修驗道にて行を修するものを云ふ、アンジヤ」ともいふ、アンジヤ」とも發音、

キャウジヤウ　鏡常　私年號、敏達天皇十年に相當し、凡四年間繼續せり、諸國記には、鏡當に作る（古代年號、逸年號考）

キャウシヤク　景迹　狀跡の意、景は僕、迹は跡をいふ、考課令に、凡官人景迹功課歷附考者皆須實錄云々」令抄に、景迹、讀云、爾雅景大也、謂人所履行善惡大迹耳」とあり、書紀天武天皇十一年八月の詔に、撿其族姓及景迹」と見えたり、後世は其事の顯然なる事に用ふ、

キャウシユン　慶俊　系統　姓は藤井氏、河內の人　事蹟　道慈に從て三論宗を學ぶ、大安法華等の諸寺に居る、曾て愛宕山を開きて其第一世たり、天應元年僧都となる、性悲愍を懼き、好んで貧病に施す（元亨釋書）

ギャウセイクワン　行政官　職掌　明治初年の職名、輔相辨事等を置き、輔相は議定官より兼任し、天皇を輔佐し、議事を奏宣し、國內の事務を督し、官中の庶務を總判するを掌り、全く行政を執る官となし、神祇、會計、軍務、外國の四官も此行政官の中に在り　起原沿革　明治元年閏四月、總裁局を分つて、議政行政の二官を置く、二年八月官制の新定より之を罷め、太政官と稱して太政を統理する所と爲す（法令全書、明治政覽）

キャウセン　京錢　「キンセン」と呼びたり、同條を見よ、

キャウソウリウ　京僧流　京僧安太夫の創めたる劍術の流派○安太夫は、堀尾吉晴に仕へ、槍法を好みて其妙旨を研む、門人鳥山榮庵其宗を得、推して京僧流といふ（武術流祖錄）

ギャウソン　行尊　系統　參議源基平の子　事蹟　年十二、園城寺明行に投じて出家す、性頭陀を好み年十七、潛に園城寺を出て一切一筇、四方の名勝を遍歷す、永久四年園城寺長吏に補せられ、保安四年延暦寺座主に任ぜらる、長承三年勅して衆僧上座となす、四年二月五日入滅す、年七十九、性嗜を好む、曾て柿本人麿衣冠し凡に凭りて詠吟するを夢み、後ち自ら寫す、圖甚だ生意あり、人麿を畫く此を以て始めとす、從來畫家以て粉本とす（元亨釋書、東國高僧傳、皇朝名畫拾遺）

キャウダイ　兄弟　私年號、欽明天皇十九年に相當し、凡二年間（年代記皇代記二中歷等には一年と爲す）繼續せり（古代年號、逸年號考）

キャウダイ　鏡臺　鏡を懸くる臺を云ふ、又「カヾミダテ」とも云ふ、中古貴人の奩に鏡懸樣は先づ領巾をかけて、其上に汗手巾をかけ、又其上に守をかけて、後ち鏡をかく、領巾は脊き絹に縫ひとりして、形、冠の燕尾の如し、領巾はもと鏡を始め、筥類のもの〻塵を拂はん爲めに、人の領にかけたる巾なれば、これも始めは鏡の塵を拂ふ料なりけん、然るを何の時よりか、唯飾りにのみとなれり、又手拭は、唐綾の三尺ばかりなるもの〻由にて誠に手を拭ふ料にはあらで、鏡を包める巾の、

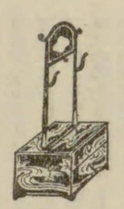

（人倫訓蒙圖會所載）

手拭の形したるより、かく名づけたるべし、守は其頃の人の胸のあたりにかけたる、筒守といふもの〻形して、錦をたゝみ紐緒を付けたり、之をかくるは、全く鏡の下部の、前へ出て張りて、少しあふのげざまになり、人の坐して向ふに、顏のうつりよき樣を

キャウダウ　鏡當　私年號、鏡常（キヤウジヤウ）を見よ、

キャウダウ　鏡堂　覺圓（カクエン）を見よ、

ギャウダウ　行道　大法會の時、經を誦し文を唱へて、佛邊を繞り步む式を云ふ、法華經方便品に、我始坐道場、觀樹而經行」とあるより出づ、釋氏要覽に、遶佛又云旋遶、此方稱行道、西域記云、西天隨所宗事、禮後皆須旋遶、蓋歸敬之至也、唯佛法右遶、法苑云、順天行也、若匝數則不定、若王匝表三槃也、七匝表七支、如經云、百千匝無數匝、但以多爲數、表敬之極也、賢者五戒經云、旋塔三匝表敬、敬三寶、爲滅三毒、故、提謂經同散華、燒香、燃燈、禮拜是爲供養、旋遶得何等福、佛言有五福、一後世得端正好色、二好聲、三得生、四生王侯家、五得淨洹道、三千威儀經云、旋遶有三事、一低頭視地、二不得蹈虫、三不得左右視、四不得唾地、五不得與人語話」とあり、行道の有樣和久其牢の御法に委しく見えたり、

キャウテキ　羌笛　羌國の樂器にて、笛の一種、文選馬融長笛の賦李善が註に、風俗通曰、笛元

羌出、又有二羌笛、然羌笛與ニ笛二器不同、長ニ於古笛一有ニ三孔一、大小異、故謂ニ之雙笛一と見えたり、

キャウデン 〻競田 私墾田、私墾田の類互に相紛爭して、未だ其誰に屬すべきか知らざる田地をいひ、又は彼此交錯せる田地をもいふ、競田は郡司の判斷に依りてその所屬を定む、若し既に判を得て耕種せるに、後に至り改判して、其地は他人の有になりたりとも、苗はなほ種人に歸し、當年の田直は得地の人に入る、已に耕して未だ種ゑざれば、得地の人、その功力を酬ゆ、若し斷決を經ずして、縱に耕種せるあれば、苗もその地を得たる人に入るゝなり、田令に、凡競田判得已耕種者、後雖ニ改判一苗入ニ種人一云々」と見えたり(令集解、田制篇)

キャウデン 京傳 岩瀬京傳(イハセキヤウデン)を見よ、

ギャウデン 宜陽殿 大内裡紫宸殿の東、綾綺殿の南、春興殿の北に在り、類聚國史、儀陽殿に作る、廣さ七間二面、殿中に納殿ありて累代の御物を納むる所と爲す、西庇北二間に、公卿座あり、又北庇の西面第一間に、次將座あり、西は土庇にて八間、上古左近衛の陣あり、軒廊を以て紫宸殿の南庇に接す、南庇の東二間に議所あり、東庇に、一の大臣の宿所あり、其南二間に上官の候所あり(拾芥抄、大内裡圖考證)

キャウト 京都 名稱平安城、帝都、皇都、帝城、帝京、帝居、京、洛陽、華洛、西京等と稱す 形勢山城國葛野郡綿代郷宇多村と、愛宕郡折田郷に連亘し、陰に背き、陽に面し、青山四周し、巨川中に通ず、卽ち東に日枝如意の山あり、西に愛宕大枝の峰あり、北に船馬大原の高嶺深谷あり、西に愛宕大秀の峰ひ、走て南山崎八幡に至り、相樹さて關門を作す、鴨川其東に流れ、桂川其西に通じ、雄壯重固、天下の要地たり 起原桓武天皇延暦十二年正月十五日、勅して大納言藤原小黒麻呂、左大辨紀古佐美及び沙門賢璟をして、山背國葛野郡宇多村の地を相せしむ、是より先き、長岡の京を造營ありしに、十載にして成功せず、費用賞られず、且つ其土地狹隘、萬乘の帝都にあらざるを以て、和氣清麻呂等に建議して、遊獵に托し葛野郡の地を見て、都を遷さんことを請ひしによるなり、勅使還りて、帝王の都を定むべき所勢、四神擁護の靈地にして、此地は山河襟帶の形なりと奏せしかば、遷都の議此に定まりぬ、依て勅使を發し、山陵及び大社に其由を告げ、同三月十二日には、造宮職を定め、其官人を任じ、新都を造るべき勅あり、此より車駕屢々行幸ありて、其工事を巡覽して指揮し給ひしかば、其明年の季には、皇居其他大略成功ありて、卽ち延暦十三年十月二十二日儀衛圖簿を備へて、長岡の京より新都に遷幸し給ふ、同十一月八日詔して「此國山河襟帶、自然成城、因ニ此形勝一、宜ク改ニ山背國一爲ク山城國一、平安京、今宜ク從ク之、云々」と、之に於て新都は平安京と號し、萬世不遷の帝都と定まれり、大内裡朝堂院を始め、羅城門、市坊、條里、道路、溝洫にいたるまで、各々其規則を定めて造營あり、同十四年には大極殿落成、同十五年正月元朝始めて大極殿の高御座に臨御し、百官の正賀を受け給へり、此より年々其工事を進め、延暦の末年に及び全く落成して、同二十五年正月造營職を廢せられたり、今平安京の大略を記さんに、北は一條より、南は九條にいたり、東は京極より、西は西京極にいたる、隣に面し陰を負ふ、南北一千七百五十三丈、東西一千五百四丈、南の正面に羅城門あり、四面土垣長溝ありて之を繞る、城中に東西堀川、東西大宮川、西洞院川等あり、其道路は東西に、九條の大路、二十六の小路を開き、南北は朱雀大路を中心とす、廣二十八丈、東を左京とし、西を右京とす、左右京に各四條の大路、十一の小路を開く、其坊は、北邊桃花銅駝の三坊、左右京相同じく、其他左京に教業、永昌、宣風、淳風、安衆、崇仁、陶化の七坊、右京に豐財、永寧、宣義、光德、毓財、延喜、開建の七坊あり、方四十丈を町とし、四町を保とし、四保を坊とし、四坊を條とす、條には坊舍あり、坊には坊長ありて、其事を治む、左京に左京職、右京に右京職ありて、京都一切の事を掌り、東西市司ありて、商賈の事を掌り、彈正臺捺非使ありて、糺察彈劾の事を掌り、防鴨河使ありて、治水の事を掌る、皇居は一條二條の間に在りて、東は東大宮より、西は西大宮に至る、委しくは「クワウキヨ」の條參看すべし 沿革延暦造營の後、凡三百年間は、平安京最も隆盛の時なりしが、其後漸く衰頽に赴きしも、園池別宮神社佛寺は、益々盛にして鴨川を渡り、東山に連なり、名區勝地其間に相錯はり、京白川と稱して、平安第一繁華の地となれり、藤原氏權を專らにするや、海内の力を盡くし、佛寺を建立し、第宅を造營し、朝廷は益々衰頽に赴きしと雖も、京都の華麗を粧へり、藤原氏已に衰へ、源平二氏互に興る、延暦の規則は自から廢れ、殊に福原遷都の後は、甚だ衰頽に赴きたり、治承の大火、源平の戰、承久の役、南北の爭等ありて兵塵の絕ゆる間なかりしが、室町時代應仁の亂起り、京都は擧げて修羅の苦となり、第宅は兵燹に罹り、王公貴族より、庶民に至るまで四散して、京都は荒凉殘破して、北野の原となり果たり、飯尾彦六が、「たれやしら鳥北野へのタひはりかなるを見ても

おつる涙はこの歌を見ても、其荒凉を想見すべし、歷仁より永祿に至る凡百年の間は、平安京の最も衰微せし時といふべし、正親町天皇の時、立入宗繼の密奏により、恢復の密勅を織田信長に賜ひ、永祿十一年信長兵を擧げて京都に入り、十二年廢頽せし皇居を造營し、退轉の公卿を復し、離散の市人を聚め、稍々恢復の運をひらき、豐臣秀吉の時に及び、前田玄以を以て京都の政務を掌らしめ、四方の大土居を築く、長さ七里餘、佛寺の市中に散在せるものを東京極に移し、市街を正し、居民を安集し、大内裡の舊跡内野に就き、大に館第を營み、金殿玉樓鐵門石壁其壯麗を極め、部下の大名を其四邊に置く、是乃ち聚樂第なり、天正十四年四月正親町天皇の行幸を仰ぎ、天下諸大名を率ゐて朝覲し、盛典を修めたり、之を聚樂行幸といふ、是れ平安京再興の嚆矢なり、東山に大佛殿を營み、伏見に大城を築き、天下の商工を召集す、茲に於て京都は益々繁華に赴むけり、天正の初めは全都荒殘の餘、上下京に僅の町數のみ殘りしが、元和の初めには町數も千餘に及び、四は大宮、東は鴨川、北は上立賣に至るまで、皆連檐の地となれり、江戸時代に至り、二條城を築き歷々諸大名を率ゐて上京し、寛永三年には二條城行幸の事あり、所司代の職を重んじ、板倉勝重父子を其職に任じ、專ら京都維持の政を行ひ、工藝を奬勵し、以て此地を利潤することを計れり、又古來諸宗大本山は概ね此京に在るを以て、全國の信徒四方より來集し、慶元の間兩本願寺の立ちしより、下京は其信徒の爲め大に繁華を加へたり、故を以て戶口月に加はり、東は東山に接し、西は北野に連なり、北は紫野に及ひ、南は伏見に擅き、人烟稠密の地となれり、明治元年都を江戸に遷されしより、一時退歩の形ありしが、幾程もなくして其勢を挽回し、道路の改修、疏水工事の落成、鐵道の貫通等により、運輸便利交通益々開らけ、隨て從來の停滯を發揚し、工藝商業共に活氣を呈し、今や市制を施き面目を一新せり(有職補中抄、平安通志、京華要誌)

キャウトオイリヨウトリシラベヤク 京都御入用取調役 職掌江戸幕府の職名、禁裏御入用取調役ともいふ、京都に駐在して禁裏費用を檢査することを掌る、勘定奉行の支配にありて御諸第席、上下格あり、米八十俵、三人扶持在職手當二十五兩を給す 起原安永三年八月始めて一人を置く、寛政七年十月、役祿手當等を定む(吏徵)

キャウトク 享德 名稱後花園天皇御宇の年號、寶德四年七月二十五日改元、三合併疱瘡に依てなり、三年を經て康正と改む 出典尙書に、世々享ノ德、萬邦作ノ式、とあるに據る、博士菅原爲賢之を勘申す(元祕別錄)

ギャウトクジ 行德寺 所在上總國上埴生郡五郷村大字中善寺○山號大東明山 宗旨天台宗、中本寺、本尊阿彌陀如來 起原沿革大寶年間上總太郎行德の創建にかゝり、中世漸く衰廢に歸したりしが、永正年間義鑑和尙中興の基を開き以て今日に至る、當國巨刹の一に算せらる(名所圖會、名勝地誌)

キャウトグンダイ 京都郡代 (キャウトダイクワン)を見よ、

キャウトゴザン 京都五山 京都に在る禪宗の五山をいふ、南禪(五山の上位、天龍、相國、建仁、東福、萬壽の五箇寺をいふ、五山、ゴザン)參看、

キャウトシユゴ 京都守護 職掌鎌倉幕府の職名、京都警衛の任に當り、洛中及び近畿を守護し、兼ねて政務を掌る 起原沿革寿永二年平氏京都を去り、義仲又亡びてより以來、文治元年十月迄源義經自ら警衛の任となる、十一月義經都を去るの後、源頼朝北條時政を上して京畿の兵馬政治の權を執らしむ、然れども未だ守護の名なし、二年三月時政鎌倉に還るに及び、頼朝の妹婿藤原能保をして京都守護の任となす、茲に至りて始めて京都守護の名あり、京都守護の能保に任ぜしは二月中にて、吾妻鏡二月二十七日の條に、守護の名始めて見えたり、然るに能保は公卿にて武事に長ぜざりしを以て、時政下向の時代官として弟北條時定以下二十七人を留めて近畿の武備に備ふ、建久元年六波羅の新亭を京畿の政所となし、能保の男高能を留守となす、是より先文治三年中原親能大江廣元と共に上京し、遂に留りて能保と共に事を行ふ、能保薨後、親能獨り任ず、建仁元年十月時政の女婿平賀朝雅守護として上京せしより、親能は副職となる、元久元年朝雅誅せられ、親能の子駿河前司季時上京して守護となり、父と共に事を行ふ、親能卒し、季時亦致仕せしを以て、建永元年伊賀光季毛利親廣兩人守護となる、承久三年亂起るに及び、光季官軍に誅せられ、親廣官軍に屬して敗死す、茲に於て京都守護亡び、亂以後は北條氏一族、六波羅探題となりて京都及び西國の事を掌る(吾妻鏡、承久記、武家名目抄)

キャウトシユゴシヨク 京都守護職 職掌江戸幕府の職名、京都に駐在し、禁闕を護衛することを掌る 起原沿革文久二年閏八月、始めて松平肥後守容保を以てこれに補し、役祿五萬石を給す、幕府の未造に當り京師の物情穩ならず、或は草莽の徒、言を尊王攘夷に藉り、誤傳謬說を詳にせず、人を嗤殺してこれを梟する等、危激の所業尠か

らず、故に朝廷これを患へ、薩長兩藩に命じて鎭撫せしむ、幕府の此職を置く、亦これ等に原因す、元治元年二月、松平慶永これに代る、四月罷む、爾後此職に任ずる者無し、慶應三年十二月廢す（官制沿革略史、增補の部參看、

キャウトシヨシダイ　京都所司代

【職掌】江戸幕府の職名、京都に在りて、禁闕を守衛し、官用を辨理し、京都町奉行、及び奈良伏見の兩奉行を管理し、訴訟を聽斷し、兼て社寺の事を總掌す、單に所司代ともいふ○溜間詰にて、役料一萬石、三萬石以上の譜第之に任ぜらる、五六年に一度參府して將軍に謁す、與力五十騎、同心百人之に隸屬す【起原沿革】慶長五年九月、始めて之を置き、奥平信昌を以て之に充つ、十八年二月、所司代板倉勝重侍從に任じてより、爾後侍從の官となる、承應三年十一月、始めて與力、同心を隸屬せしめて不虞の變に備ふ、明暦元年八月に至りて與力四十騎を增し、五十騎と爲す、慶應三年十二月此職を廢す、今其補任を示せば左表の如し（果代武鑑、舊幕府重職姓名、德川職制、武家名目抄稿）

任　免

慶長	五・一月	同	六・一月
慶長	六・一	同	七・一
慶長	六・一	元和	六・一
元和	六・一	承應	三・二
承應	三・二	寛文	八・五
寛文	八・正	同	一〇・二
寛文	一〇・二	延寶	四・四
延寶	四・四	天和	元・二
天和	元・二	貞享	二・九
貞享	二・九	同	四・九
貞享	四・九	元祿	三・二
元祿	三・二	同	四・閏八
元祿	四・閏八	同	一〇・四
元祿	一〇・四	正德	四・九
正德	四・九	享保	二・九
享保	二・九	同	九・三
享保	九・三	同	一九・六
享保	一九・六	寛保	二・六
寛保	二・六	寛延	二・九
寛延	二・九	寶暦	三・三
寶暦	三・三	同	六・四
寶暦	六・四	同	八・一〇
寶暦	八・一〇	同	一〇・三
寶暦	一〇・三	明和	元・五
明和	元・五	同	六・八
明和	六・八	安永	六・八
安永	六・八	天明	元・閏五
天明	元・閏五	同	四・五
天明	四・五	同	七・三
天明	七・三	寛政	元・四
寛政	元・四	同	四・八
寛政	四・八	同	一〇・二
寛政	一〇・二	享和	元・七
享和	元・七	同	二・一〇
享保	二・一〇	文化	元・正
文化	元・正	同	三・九
文化	三・九	同	五・二
文化	五・二	同	三・四
文化	三・四	文政	元・八
文政	元・八	同	五・九
文政	五・九	同	八・四
文政	八・四	同	九・二
文政	九・二	同	一一・二
文政	一一・二	天保	二・五
天保	二・五	同	五・四
天保	五・四	同	八・五
天保	八・五	同	九・四
天保	九・四	同	一一・正
天保	一一・正	同	一四・二
天保	一四・二	嘉永	三・七
安政	五・六	文久	二・六
嘉永	三・九	同	四・三
嘉永	四・三	安政	四・八
安政	四・八	同	五・六
安政	五・六	同	二・八
文久	二・六	同	三・六
文久	二・八	同	三・六
文久	三・六	元治	元・四
元治	元・四	慶應	三・三

奥平　美作守信昌
加藤喜左衛門正次
板倉　伊賀守勝重
板倉　周防守重宗
牧野　佐渡守親成
板倉　内膳正重矩
永井　伊賀守尙庸
戸田　山城守忠昌
稻葉　丹後守正往
土屋　相模守政直
内藤　大和守重頼
松平　因幡守信興
小笠原佐渡守長重
松平　紀伊守信庸
水野　和泉守忠之
松平　伊賀守忠周
牧野　河内守英成
土岐　丹後守頼稔
牧野　備後守貞通
松平　豐後守資訓
酒井　讃岐守忠用
松平右京大夫輝高
井上　河内守正經
阿部　伊豫守正右
阿部　飛驒守正允
土井　大炊頭利里
久世　出雲守廣明
牧野　越中守貞長
戸田　因幡守忠寛
松平　和泉守乘完
太田　備中守資愛
堀田大藏大輔正順
牧野　備前守忠精
土井　大炊頭利厚
青山　下野守忠裕
稻葉　丹後守正識
阿部　摂暦守正由
酒井　讃岐守忠進
大久保加賀守忠真
松平　和泉守乘寛
内藤　紀伊守信敦
松平　周防守康任
水野左近將監忠邦
松平　伯耆守宗發
太田　備後守資始
松平　伊豆守信順
土井　大炊頭利位
間部下總守詮勝
牧野　備前守忠雅
酒井　若狹守忠義
内藤　紀伊守信親
鳩坂　淡路守安宅
本多　美濃守忠民
松平　伯耆守宗秀
牧野　備前守忠恭
稻葉　長門守正邦
松平　越中守定敬

キャウトダイクワン　京都代官

【職掌】江戸幕府の職名、京都に駐在し、畿内地方の事務を管掌す、布衣の者之に任ぜらる【起原沿革】寛永十一年八月始めて置く、町奉行を以てこれを兼ねしむ、延寶八年八月より單職となり、所司代の所管となる、寛政中より、郡代と稱し、小堀氏の世職となり、六百石高、役料千俵を給す（官制沿革略史）

キャウトチヤウダイ　京都町代

江戸時代、京都市中に於て、組合町内の事を取扱ふ者をいふ、もと年寄の代理人なりしが、何時頃よりか勢力を得て、世襲することゝなり、年寄を凌ぐに至れり、町々の組合にて選擧し、町奉行所に出でゝ公務を取る、給料等は町内の支給とし、賄賂を禁ぜず、天和中之を停む、後世其名廢絶するも他より實入ありて

相續し、殆ど一種の株となれり、毎年歲首の禮として町代四人參府して將軍に謁するを例とせり（京都御役所向覺書、横井博士日本商業史）

キャウトノジツセツ　京都十刹

京都に在る十箇の禪宗の大寺をいふ、卽ち等持院、臨川寺、眞如寺、安國寺、寶幢寺、普門院、廣覺寺、妙光寺、大德寺、龍翔寺とす、至德元年（元中元年）に之を定む、「ジツセツ」參看（五山十刹記）

キャウトマチドシヨリ　京都町年寄

江戸幕府の時、京都市中に於て一町毎に一人を置き、其町の雜事を取扱はしむる者をいふ、毎月二日會議を開き事を議す、毎年歲首の禮として年寄二人參府して將軍に謁するを例とせり（京都御役所向覺書、横井博士日本商業史）

キャウトマチブギヤウ　京都町奉行

【職掌】江戸幕府の職名、京都に在りて畿内及び近江丹波播磨八箇國、幕府領の租稅の徵收、及び市街の訴訟を裁斷し、兼て社寺の事を管理することを掌る、老中の支配にして奚落問詰と爲す、高千五百石、役料六百石、與力四十騎同心五十人之れに隸屬す【起原沿革】慶長五年、所司代と同じく加藤某を置きて之を管せしむ、時に京都郡代と稱せり、八年二月、京都所司代の兼職と爲す、寛永十一年八月、再置して五味某を以て之に充つ、寛文五年八月、一人を增加して始めて町奉行と稱す、與力四十騎、同心百人を隸屬す（後ち半に減ず）、元祿九年二月更に奉行一人を增置して伏見奉行の職を兼ねしむ、十一年兼職を停む、享保二年以來攝、河、泉、播四國の租稅は大阪町奉行分掌す、元文三年三月、高五百石の役となす、文化六年再び伏見奉行を兼職と爲す、慶應三年十二月之を廢す（吏徵、明良帶錄、德川職制、武家名目抄稿、官制沿革略史）

キャウトミマハリヤク　京都見廻役

【職掌】江戸幕府の職名、京都に駐在して、洛中を巡邏し、非常を警戒することを掌る、譜第の者より選出して之に補す、組の者二百人を以て組織す、尙足らざれば、外人を補充することを允す、七十俵高、席次は、普請役元締の次なり【起原沿革】元治元年四月始めて蒔田相模守、松平出雲守を以て之に充つ、同年五月、見廻組頭二人を置き、高三百俵、同勤方二人を置き、高二百俵を支給す（官制沿革略史）

ギヤウネンス井ニチ　行年衰日

（トクニチ）を見よ、

キヤウノハカリザ　京秤座

【名義】京都に在りて關西三十三箇國の秤の事を掌る所、神善四郎之を掌る【起原沿革】國花萬葉記に、二條玉屋町、葛洛羽津根に、夷川西洞院東とあり【沿革】三位圓藤に、神の家は、本國は勢州にて京宰町家に仕官し、秤座免許ぜられ、夫より代々京住也、慶長年中に、大樣現、二條の城へ登城の砌り、先祖豐後掾被召出、御目見の上、不相變京秤座免許を蒙り、御用被仰付、其後元和元年三月、駿府へ被召出、秤の義御赦免にて、善四郎一人に被仰付（中略）向後別人の秤用ひ間敷旨、御代官衆へ被仰渡、其節諸秤可相渡旨宗仰、依て悉く諸秤、御代官へ相渡候、嚴有院樣御代、明暦元年、江戸表へ被召出、甲州金秤被仰付、候古例も有之に付、守隨彦太郎より相願、東國通川秤の義相願候に免許せられ、此後東國西國守隨神兩家より、秤の義は支配仕候樣被仰付、此以後より兩家にて秤座相勤る、と見えたり、享保集成によれば、承應二年閏六月より東西各相別ちて之を支配せり、

キヤウハチリウ　京八流

劍術の流派、鬼一法眼の門人に鞍馬の僧八人ありて能く劍術に達し各々一派を立つ、是を京八流といふ（武術流祖錄）

キヤウブシヤウ　刑部省

【名義】「サウブ」（ダ）スカサ」と訓む、唐名刑部【別名】宋雀門内の四按【職掌】當省は八省中の重職にして、罪人を裁判し刑名を定め、疑獄を決し、良民賤民の名籍及び囚禁、贖債の事を掌る、其被管に職贖司、囚獄司の二あり【職員】卿一人正四位下、公卿之を兼ぬる時あり、大輔一人正五位下、少輔一人從五位下、大丞二人正六位下、少丞二人從六位上、大錄一人正七位上、少錄二人正八位上、史生十人、被官に判事あり、判事は爭訟を裁判し、罪人の刑名を定む、大判事二人（正五位下）中判事四人（正六位下）少判事四人（從六位下）あり、中原坂上兩氏を以て任す、其下に大小屬解部あり、解部は爭訟を問ひきはむる職、大中少解部あり【起原沿革】上代は物部氏の掌る所にして書紀天武紀に見えたる刑官とは、蓋しこの職なり、大寶元年制定して刑部省と改め、右の職員を置きて刑事、訴訟を掌らしむ、淳和天皇の朝撿非違使を置かれて後は、木省の職權撿非違使に移り、遂には有名無實となれり、併し笞、杖、徒、流、死の五刑の贖銅のみは、尙ほ當省にて掌りき、（書紀、三代格、令義解、職原抄、三代實錄、官職秘抄、職官志）明治維新に至り、元年正月刑法事務科を置き、刑法に關したる事を掌らしめ、同二月刑法事務局を爲し、同年閏四月事務局を廢し、刑法官を建て、監察、鞫獄、捕亡の三司を管す、二年刑法官を廢し刑部省を建つ、四年七月刑部省を廢し、司法省を置く、「シハフシヤウ」參看（法令全書）

キヤウホ　享保

【名義】中御門天皇御宇の年號、正德六年六月二十二日改元、二十年を經て櫻町天皇元文と改む【出典】後周書に、享三茲大命、保三有萬

國、とあるに據る、菅原長義之を勘申す（鹽尻）

キヤウホイチブキン　享保一分金　名義金貨の一種、享保の年に作りたるを以て名づく　性質縦五分五厘、横三分五厘、形狀常の一分金に同じ、價格一分金十兩と小判十兩と相同じ　起原沿革享保小判に同じ、「キヤウホコバン」及び貨幣（クワヘイ）の條參看（大日本貨幣史）

キヤウホオホバン　享保大判　名義金貨の一種、新金大判ともいふ、享保の年に作りたるを以て此名あり　性質縦四寸九分五厘、横三寸、及び縦五寸强、横二寸九分五厘强の品あり、舊金銀貨幣價格表に據れば、慶長大判と同じく、一枚の重量四十四匁零分五厘强、内金二十九匁六分、銀十二匁九分五厘、雜一匁四分九厘とす　起原沿革享保十年三月鑄造して慶長大判の舊に復せしむ、同年十二月より之を通用し、一枚を小判金七兩二分と制定す、是時鑄造の總額八千五百十五枚、同年より天保八年に至る間を鑄造の年限とす、貨幣（クワヘイ）參看（大日本貨幣史）

キヤウホコバン　享保小判　名義金貨の一種、享保の年に作りたるを以て此名あり　性質縦二寸二分五厘强、横一寸二分五厘弱、及び縦二寸二分五厘、横一寸二分五厘の品あり、舊金銀貨幣價格表に據れば、享保小判十兩の重四十七匁零分二厘六四二五六、内金四十匁七分七厘一九一零九九五二、銀六匁二分三厘一零零一三九二、雜二厘三五一三餘、とす、形狀は總ての小判に同じ　起原沿革享保元年之を鑄造し、同年より元文元年までを小判及び一分金の鑄造期限とす、小判、一分金の鑄造總額八百二十八萬兩、後ち改鑄したる額七百三十二萬四千四十兩一分なり、元文元年に至りて通用停止、其價ハクワヘイ）參看（大日本貨幣史）

キヤウホサシ　享保尺　尺の一種、江戸時代享保中に之を製せしが故に此名あり○曲尺より四厘强しといふ、法規分類大全、尺度種類廢置の議に據れば、其沿革を知るに足る、因て左に記るす、「古の小尺にして、今の所謂曲尺は、中世以降器法訛替し、長短一ならず、於是乎舊幕府德川吉宗博く之を書籍に尋ね、今古尺度の由來を考ふ、爰に古尺あり、紀伊國熊野神庫に藏す、乃ち出して之を摸造し、以て原尺と定む、實に是享保年中なり、此尺爾後紅葉山寶庫に於て火災に罹り、今は則ち亡し、先是書籍奉行近藤正齋嘗て之を摸造し、内田五觀に與ふと云ふ、五觀之を藏する久しく、今現に存せり、此尺や古の小尺たること明かにして、今の所謂曲尺の原なり、此度法享保年中始て世に明らかなるが故に、爾後此度を享保尺と稱す、然して其坊間散布のものに至ては、其稱均しく享保尺と雖ども、長短差等なき能はず、今其由來傳説最も正しきものにつき、内田五觀所藏の尺を以て此度の正器とす」、とあり、「モノサシ」參看、

キヤウホサジゼニ　享保佐字錢　寛永通寶錢の一種、銅質黃色、徑八分强、重八分、此錢背に佐字穿上に在り、享保十年佐渡國相川にて鑄造す（新寛永錢譜）

キヤウホシフセイ　享保集成　卷數五十卷　内容慶長より寛保に至る殆ど百五十年間に於ける法令を纂修せしもの、天保集成の卷首に云、寛保中有德公の命を奉じ慶長二十年より起り、寛保三年に至る百二十九年間の觸書凡そ三千五百五十通を以て分て八十部五十卷とす、これ享保集成なりと雖ども、後ち享保中將軍吉宗幕府に命じて之を

キヤウホザシ　享保仙字錢　名義寛永通寶錢の一種　性質銅質紅褐及び紫褐の二品あり、徑八分五厘、重一匁、小者徑八分、幕文、仙字穿上に在り、結字大小二種あり、此錢皆背文あるにあらず　沿革享保十三年より同十七年に至る間、陸奥國仙臺石卷に於て鑄造す、初め鑄造の時、一貫を百錢とし、兩端の一錢に、各幕文仙字を置けり（新寛永錢譜）

キヤウホチヤウギン　享保丁銀　名義銀貨の一種、正德の年に作りたれども、享保の年盛に鑄造せるを以て此名あり　性質縦三寸、横一寸一分、重三十七匁三分、貨率大凡百分中銀八十分、銅二十分なりといふ　起原沿革正德四年四月、豆板銀と共に鑄造す、總額三十三萬千四百二十貫目、同年より元文元年までを鑄造の年限となす（大日本貨幣史）

キヤウホノキキン　享保饑饉　享保の年、諸國に饑饉ありたるをいふ、一話一言に、享保十七壬子の歲、西海道の疫癘と歉饑とに豐前小倉の内、男女七萬人の疫餓死あり、肥前佐賀の内、男女十二萬餘口の疫餓死あり、又筑前國内凡三十六萬七千八百餘口の中、男女疫餓の死人、九萬六千七百二十口と記せるとかや、其上にも同十八年癸丑の夏六月頃より秋の半に至り、日本國中一統に疫病流行て、大阪三郷の市中にしてさへ風を煩ふ者凡三十三萬七千四百十五人と點檢せしとかや、其時分の米價、一俵百四十匁の騰踊なりしといへり、西國邊凡四百八十萬石程稻蟲いり、御大名井御領村々迄拜借金被仰付候事、とあるにて其大要を知るべし、

キヤウホフ　行法　佛法修行を云ふ、又天台

十八道行法、胎藏界行法、金剛界行法、護摩の行法あり、籠數補項資記に、金剛界胎藏界諸壇等の行法詳かに見えたり、

キヤウホマメイタギン　享保豆板銀　名義銀貨の一種、享保の年に作りたるを以て名づく　性質縦六分、横六分强、重三匁五分　起原沿革享保丁銀（キヤウホチヤウギン）を見よ（大日本貨幣史）

キヤウマ　京間　京都にて使用する間數、普通一間は六尺なるが、京都にては六尺五寸を一間となして、本京間といひ、六尺三寸を中京間といふ、その舊通六尺一間を田舍間といふ、

キヤウマス　京枡　名義桝の一種、京都にて造れるが故に名づく、京判桝ともいふ、京の字を極印とせるを以てなり　機能一合桝は、深一寸二分五厘、方二寸二分七厘、五合桝は深二寸一分六厘、方三寸八分八厘、一升桝は、深二寸七分、方四寸九分、一斗桝は深五寸八分八厘、方一尺五寸なる由、諸品寸法往來に見えたり　沿革何時頃より始まりしか詳かならず、文祿三年六月、豐臣秀吉令して從來使用せし桝を悉く收取し、諸國一般に京桝の制に定む、是より以前足利氏の時使用せし地子桝の徑深共に京桝に符合するを見れば、同時代よりありたるもの〻如し、慶長二年三月、長曾我部元親、國中一般に京桝を用ひしめ、職人の賃一日に上手者京桝籾七升、中者五升、下者三升と爲す由、百箇條に見えたり、江戸時代に至り、江戸と京都とに桝座を設けしより、京桝は福井作左衞門の支配の下に於て、關西三十五箇國に之を使用せしむ、寛文九年二月、江戸桝も一般京桝に改め、新桝一箇銀四匁の價たるべしと令してより、一樣に同量の桝を使用す、然れど京桝は關西に、江戸桝は關東に使用せしむ、「マス」參看○諸種の桝量と京桝とを比較して左に之を示す（成形圖說、舒古小錄、古今要略續、古事類苑、古事類苑補遺）

種類	京桝
延久宣旨桝（一斗）	六升二合六勺五才餘
法隆寺大斗	五升三合
長保十三合桝	一升二合六勺一才
天正十合桝	八合二勺餘
法隆寺銅斗	六斗四升
伏見桝	九合六勺八才有奇
甲州桝（一升入）	三升
甲州一稜桝（二合五勺）	七合五勺
甲州半桝（一合二勺五）	三合七勺五才
甲州小半桝	一合八勺七才五
春日日代米納桝	七合四才有奇
子良館供川桝	八合二勺有奇
同上小辨	一合二勺四才有奇
黑桝	一升二合八有奇
同	一升〇五勺二才有奇
春日神供桝	六合七勺三才有奇
二宮神社宮桝	二升二合五勺
藥師寺反錢桝	八合〇五才有奇
南氏桝	七合五勺有奇

キヤウメ　京目　物をはかる目方の一種、甲斐國志に、秤子、古へ秤に、京目田舍目と云ふ事あり、斤兩の數今未詳、淺野右京、文祿五年正月二十八日、與三野中新兵衞印書、金一兩者京目（五十枚出目）、金四兩二分一朱爲中目（二百枚之出目）、合五兩二分二朱一厘五なりは爲中目、延引請候也、とあり、按之京目方强しと知るべし、但是は本州に限たる名には非ず、とあり、古今要覽稿に、京目は砂金と鍊金との交易より起りたるものなるべしといひ、柏木貨一郎は學藝志林にて、大和法華寺發掘より發見したる密眞鑄金銀の重量を以て京目田舍目の基因する所といはれたれど、詳かならず、

キヤウヤキ　京燒　名義京都にて製出せる陶器　起原沿革寛永年間京都の陶工野々村仁清と云者、始めて之を製す、仁清は京都の近郊仁和寺村に住し、通稱は清兵衞と云ふ、約して仁清と爲し以て名とす、其製する所の者每器に仁清の印を捺す、仁清少年より性陶法を好み、京都の近村に數所の陶窯を開く、其陶窯は卽ち粟田口（俗に粟田口燒を略して粟田燒といふ、「アハダヤキ」參看）、御室（今の御室燒の法此遺法）、御菩薩（ミヅロガ池の畔にて池の中の土を用ひて作りたるもの）、錦光山（東山の邊、今粟田の陶工林宗兵衞此號を襲ふ）、清閑寺（又音羽ともいふ、今の五條坂清水燒の原始）、岩倉山（今の粟田燒なり、陶工村井吉兵衞此號を襲ぐ）、鳴瀧、鷹ヶ峰、小松谷の九所なり、而して鳴瀧は乾山燒として尾形深省の製出するもの殁後遂に絕ゆ、（「ケンザンヤキ」參看）鷹ヶ峰、小松谷の二所は其意に適せず窯を廢す、仁清の製する所の者は、點茶器及び水指皿鉢を製造するに長ぜり、其水指、皿鉢は長門の松本、筑前の高取、近江の信樂、尾張の瀨戸及び南蠻、朝鮮の陶法に倣ふて之を摸造す、其製甚だ佳なり、後來仁清の派分れて二となり、瓷器は則釉澤軟滑、彩畫描金の製あり、傳へて粟田燒に存せり、當時粟田陶工の末裔なる錦光山宗兵衞、丹山青海、寶山文藏、忠兵衞等又御菩薩陶工の末葉にて、其先粟田に移住したる對山與兵衞（今は帶山の字を用ふ）岩倉山吉兵衞等祖業を繼ぎ、又新に此業に從ふ者、今に於て十二戸、各陶窯を有し數百の工人を使用して窯器を製す、之を粟田燒と總稱す、是其一なり、近年に至て描金の花鳥及び山水等作らしむ（享保集成）

キヤウホセンジゼニ　享保仙字錢　名義寛永通寶錢の一種　性質銅質紅褐及び紫褐の二品あり、徑八分五厘、重一匁、小者徑八分、幕文、仙字穿上に在り、結字大小二種あり、此錢皆背文あるにあらず　沿革享保十三年より同十七年に至る間、陸奥國仙臺石卷に於て鑄造す、初め鑄造の時、一貫を百錢とし、兩端の一錢に、各幕文仙字を置けり（新寛永錢譜）

キヤウホチヤウギン　享保丁銀　名義銀貨の一種、正德の年に作りたれども、享保の年盛に鑄造せるを以て此名あり　性質縦三寸、横一寸一分、重三十七匁三分、貨率大凡百分中銀八十分、銅二十分なりといふ　起原沿革正德四年四月、豆板銀と共に鑄造す、總額三十三萬千四百二十貫目、同年より元文元年までを鑄造の年限となす（大日本貨幣史）

キヤウホノキキン　享保饑饉　享保の年、諸國に饑饉ありたるをいふ、一話一言に、享保十七壬子の歲、西海道の疫癘と歉饑とに豐前小倉の内、男女七萬人の疫餓死あり、肥前佐賀の内、男女十二萬餘口の疫餓死あり、又筑前國内凡三十六萬七千八百餘口の中、男女疫餓の死人、九萬六千七百二十口と記せるとかや、其上にも同十八年癸丑の夏六月頃より秋の半に至り、日本國中一統に疫病流行て、大阪三郷の市中にしてさへ風を煩ふ者凡三十三萬七千四百十五人と點檢せしとかや、其時分の米價、一俵百四十匁の騰踊なりしといへり、西國邊凡四百八十萬石程稻蟲いり、御大名井御領村々迄拜借金被仰付候事、とあるにて其大要を知るべし、

キヤウホフ　行法　佛法修行を云ふ、又天台

を製す、頗る美なり」、他の一派は清水の磁器是なり、是より先音羽屋九郎兵衛といふ者あり、寳暦年間清水に移り磁器を製す、清水燒といふ、文化年間に至りて高濱道八、和氣亀亭、水越與兵衛等肥前有田の法に倣ひ、始めて青花磁器を製す、多くは指頭を以て造り摸型を用ひ、畫法も亦甚だ巧なり、爾來良工輩出す、京燒は粟田燒、清水燒の二種殊に名聲あり、世人これを賞す、寛永年間に起りてより今に至てなの業益盛なり、此の他京燒と稱する者あり、樂燒、乾山燒、永樂燒是なり、「ラクヤキ」、「ケンザンヤキ」「エイラクヤキ」及び燒物（ヤキモノ）參看（古今陶冶攷、工藝志料）

ギヤウユウ　行勇　名醫　退耕と號す　華嚴

相模酒匂の人、或は曰く、京師の人と、少にして落髮し、密乘を習ひ、聲名あり、鎌倉八幡宮の住僧となり、永福、大慈の二院を兼ぬ、二位尼（政子）勇に從ひて戒を受く、後ち榮西禪師に參し、隨侍すること久し、遂に法源に達す、二位尼高野山に金剛三昧院を建てゝ居らしむ、後ち建仁寺に遷る、再び三昧院に歸りて建仁寺の寺規に準じて台密禪の三宗を置く、延應元年、鎌倉壽福寺に遷る、北條泰時、淨妙、東勝の二刹を建て、勇を請して開祖となす、仁治二年七月五日示寂す、壽七十九（本朝高僧傳）

キヤウリウ　京流　鈔衛の流派、昔の京八流の一なりといふ、近江佐々木六角家の家人荒井治部少輔此流に達し、北條氏に仕へて頗る名あり、又山本勘介晴幸入道道鬼も亦此流に達し名を得、遂に道鬼流を始むといふ（擊劍叢談）

キヤウレイ　饗宴　名醫　客を招待して飲食を饗應する儀、古くはアルヒ、アルヒマケと云ひ、武家時代より、フルマヒと、或は饗宴と云ひ、陪膳、又は酒宴、酒盛など稱す　樂式　古今により場合により貴賤により千差萬樣なりと雖も、今は只王朝時代のそれにして讀史上參考となるべきものゝみを左に記すべし、凡そ往昔朝廷の節會、臣下の大饗等には、宴座、穩座の區別ありて、始めは宴座に就きて獻酬し、更に穩座につきて綿竹管絃の興を添へて、主客十分の歡を盡すを例とす、又謝座謝酒の儀あり、謝座とは酒席につく時再拜するを云ふ、又一獻三獻の儀あり、一獻とは一盃にて三度のみ、酒肴之に伴ふを云ふ、觀義の時は大體一獻三獻なり、後世三々九度と稱するは卽ち三獻の儀なり、而して宴席にては盃を列座に廻し呑むことあり、之を巡酒と云ひ、酒肴を進むるを勸盃と稱す、又貴人より盃を下賜ふことあり、下賜より貴人に奉ることあり、これに獻盃、賜盃、天盃、天酌等のことあり、通常の宴會には行酒と稱して、酌取瓶子をとり酒を巡酌し、陪膳、役送、手長等ありて酒盃膳部を送供す、中古以後宴會にも種々の制を生じ、新名目又種々出來たり、卽ち闕巡とは開宴の際闕座の人ある時は其來るを待ちて、連飲せしめ、以て其闕を補はしむるを云ひ、又尊客の來らざる時勸盃するを待油と云ふ、又宴席の末座に居る者、終宴の際に三盃を連飲せしむることあり、之を濫酒と云ふ、此他上壽唱平爵酒等あり、而して上壽、唱平とは共に爵を尊者に獻ずる時、其壽を祝する義なりとも云ひ、或は酒を强ふるの意なりとも云ふ、罰酒とは多く賭弓の際負者に酒を買はすることを云ふ、後には負者に呑ましむるをも云へり、又宴席に遲參せる者、或は歌會詩會などの節座吟し能はざる者にも之を行ひたり、其時にも一遍二遍三遍等の差あり、惡ずるに勝負に代るに罰酒を以てせり、古今の相違諸家の法異等なりて、一々記載すること能はざれば、今は只其大略を記するのみ（古事類苑禮式部）

キヤウロク　享祿　光祿　後奈良天皇御宇の年號、大永八年八月二十日改元、代始に依てなり、四年を經て天文と改む　出典　周易大畜卦彖程傳註に、居二天位一享二天祿一也、國家養レ賢之者、得レ行二其道一也、とあるに據る、文章博士菅原長淳勘進す（本朝年號謎）

キヤウワ　享和　光格天皇御宇の年號、寛政十三年二月五日改元、三年を經て文化と改む、

キヤク　格　名醫　王朝時代、制度法律等に關して發布せられたる臨時の勅令及び官符、轉じて之を集めたる書籍をもいふ　起原沿革　僧尼令に、凡僧尼有レ犯、准二格律一云々」、また斷獄律に、斷レ罪須レ引二律令格式正文一」とあるを初見とす、みな臨時の勅令ないへること、僧尼令の義解に、謂、格者臨時詔勅也」とあるにて之を知るべし、而して之を書籍に編することは、延喜元年弘仁十一年に、大納言藤原冬嗣等勅を奉じ、大寳元年より弘仁十年に至るまでの詔勅官符にして、後世の法となるべきを集め、格十卷を撰す、弘仁格と稱す、尋で清和天皇貞觀十一年に、大納言藤原氏宗等勅を奉じ、弘仁十一年より、貞觀十年までの格を集め十二卷を撰す、貞觀格と稱す、醍醐天皇の延喜元年左大臣藤原時平等、また勅を奉じて、延喜格十卷を撰びしが、七年更に撰びて、貞觀十一年より、延喜七年までの格を收む、而して弘仁貞觀延喜三代の格は、官に隨ひて類を分ち、神祇、中務、式部、治部等と叙してあるを、後に類聚三代格の撰ありて、右三代の格を事によりて分類し三十卷となす（令義解三代格、古事類苑法律部）

の後名、將軍大奥へ御成りありし時、接待を爲し、又に御家門方の登城せし時、總て客向きの待遇を掌る、客會釋は、一旦年寄役を勤めし者、年老いて其勞に堪へずとて、自ら願ひ此の役となるもの多く、一の隆居役なり、祿高五十石、十人扶持、合力金八十兩、一ヶ月、薪十三束、炭八俵、盆暮時服拜領す（千代田城大奥）

ギヤクシユ　逆修　生前預しめ佛事を修するを云ふ、又預修とも云ふ、灌頂十方淨土經に、普賢菩薩後白佛言、若四輩男女、善解二法戒一、知二身如レ幻、精勤修習、行二菩提道一、未終之時、逆修三七、然燈續明、懸二繒幡蓋一、請二召衆僧一、轉二讀尊經一、修二諸福業一、得レ福多不、佛言普賢其福無量不レ可二度量一」と見えたり、百練抄に、正暦五年十月二日關白（道隆）於二東三條一、行二逆修佛事一云々」とあり、是れ逆修の史に見えたる始めなり、

キヤクデン　客殿　今の應接間といふに同じ、古くは客亭又賓亭ともいふ、母屋の一室に此間を設く、一說に客殿は所謂出居ともいへり、中古以來公卿縉紳家には皆之を設く、又武家にも之を設けたり、小右記に參二齋院一、於二客殿一云々」と見え、吉部秘訓抄に、文治二正十云々、大夫史廣房入來、先立二中門外一、予出二客殿一、とあり、眞言院、長者坊の古圖、母屋の內をわかちて客亭としるせるところあり、後世はもつぱら僧家にのみ此の稱殘れり（家屋雜考、貞丈雜記）

キヤクリヨク　黃柳　脚力　「ヨボロ」を見よ、

キヤナギ　製の色目の名、表は薄黃にて、裏の薄青なるものをいふ、一說に、表は濃き黃の打たるなりと（襲色目）

キヤハン　脚半　脚巾（ハバキ）を見よ、

キヤラ　伽羅　香の一種、伽南、奇蘭、伽藍ともいへるは、一言の轉訛なるべし、伽羅は梵語の黑、陀羅尼藝經に、伽羅樹、華嚴經に黑沈香と見ゆ、同じ木ながら、蘇の集りて香を結びたるにて、其性沈香と相反し、沈木は降り、伽藍は升るといへり、漢土にて伽羅は嶺南を下とし、蠻國を上とす、本邦には嶺南の伽羅わたらず、交趾產羅より來るよしなり（續遊笑覽）

キヤラアブラ　伽羅油　伽羅香を調合したる燻油を云ふ、正保、慶安の頃京都室町髭の久吉賣始む、其後三條の市宇賀縄手の五十嵐之を製す、江戸には芝の大好庵背虫喜右衛門始めなり、其後寛文の頃日本橋室町一丁目に若衆方中村かつま伽羅油店を出せし由我衣に見えたれば、此頃より用ひ初めしものにや（世事談、我衣、賢女心化粧、落穗集）

キヨ　裾　名醫　東帶の下襲の後、長く垂れたるもの、故に「コロモノスソ」又「キヌノスソ」と云ふ、後世煩あるよりに之を切りて、全く別物となし、石帶の上手に紐もて附くること、なれり、下圖に示せるもの卽ち是なり　異作　地紋官位及び季節により異れり、元は下襲の尻なれば一として下襲にかはることなかりしも、後世別物となるに至りて、四位以下、冬より春まで、表白平絹白粉張、裏平絹濃打なり、但し四位五位の人と雖も、禁色を聽されたる人は、殺違菱文、蘇芳を以て之を染む、裏は何れも菱形を用ふ、但し攝家は立菱、諸家は横菱なり、其長短又官位時代に依りて、一定せず、村上天皇の天曆中には、下襲の長さ、親王は袍の裾より出だすこと一尺五寸、大臣は一尺、納言は八寸、參議は六寸なり、後長くなりて、後一條天皇の御宇には、大臣七尺、納言六尺、參議五尺となり、順德天皇の建曆二年には、大臣一丈、大納言九尺、中納言八尺、參議七尺と定められ、後堀河天皇の寛喜三年に壓腰の制より二尺をつゞめて、大臣の七八尺となし、他も之に准じて縮む、然るに其後又長きを尊ぶに至り、大臣は一丈五尺、大納言一丈三尺、中納言一丈、參議、貫首、內藏頭、八尺、四位七尺、五位職事六尺、六位五尺となる、此長けは何れも踵より引く長さなり、爾後數度の變遷ありて近世は四位以上腰より九尺、五位以下は六尺を通常となすに至れり　着用　衣文愚童訓に、或は下襲、或大帷子の後にあて、前にて諸鈎に結ぶべし、禁裏御裝束記に、裾石帶掛樣の事縫目左へなし右へ折る、四品よりは中ほどをとり、二重に懸る、裾のすそ中に見るなり、五位は一重懸る、合せめ右にあり、公卿裾は左手に持す、三折樣事左の裾を左に持ち、左の方のかみてを、二尺餘り折たゝむ、內うらへ、又みつそろへ重て、二折、着人の左方の袖よりまはしゆひに持す、又御幸の供奉、或は手に物を持つ時は、石帶に公卿も懸るなり、太にも懸る、口傳ありと見えたり（桃華藻葉、飾抄、當代裝束抄、四位五位裝束抄、裝束圖式）

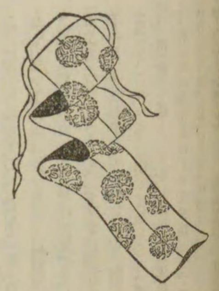

ギヨイウ 御遊 禁裏、院御所等にて行ふ管絃の遊事を云ふ、歌遊、樂遊ともいふ、普通は音にて稱す、御遊は、朝覲行幸の日、御賀の日、御賀試樂の後宴、清暑堂御神樂の後宴、立后の日、后宮、女御御産の五夜、或は七夜、皇子皇女の誕辰後五十日或は百日、東宮及び皇子皇女の御着袴、大臣大饗等の時必ずこれを行ふといふ、猶詳しきことは御遊抄を見よ（有職小說）體源抄に、其儀を記して、御遊儀、數召人座於階下（黃端帖、掃部寮敷之）、召人著座、賜衝重（或不レ給之）、召二樂事侍臣、置管絃具（殿上五位役之）、笛笙篳（納二笙簫篥一）、琵琶、箏、倭琴、先亜置便宜所（假令於二廊下一有二御遊一時、置二長押上一等）（中略）、吹二雙調々子、歌二呂催馬樂一、發レ樂、歌二律催馬樂一、發レ樂云々」といへり、

ギヨウ 御宇 「アメガシタシロシメス」と訓む、御代と云ふ意、天皇の天下を統御したまふを云ふ、職原抄の增註に、御統也、治也、天子所レ止謂二之御前一、書曰二御書一、服曰二御服一、皆取二統一御四海一之義一、字釋名曰レ羽也、如二鳥翼自覆蔽一也、又大也、尸子曰、天地四方曰レ宇、又屋四方垂曰レ宇、言統二御天子四方一也」と見えたり、

キヨウク 恐懼 御勘を蒙りて召籠られ、又城外に出され出仕を停められるゝを云ふ、禁秘抄に、師頼爲レ頭之時、與二藏人定仲一同見五節帳臺一（于時無二出御一）有二沙汰一、師頼恐懼三十日許籠居、爲レ頭人勘事不レ聞事也、公卿補任嘉祿二年の條に、非參議從三位源雅行八月日恐懼、被レ出二雍州外一、依レ害二子息親行一、雅也、同藤長季六月六日恐懼、以二尊長一爲二任一權律師一也」とあり、

キヨウシキクワン 弁式館 筑紫津港の學校（國語辭典 經濟時報 筑紫國津城外港地有關國學校文化中水野忠成の時、城内二の丸に創立す、文政天保の際、京師皆川淇園の門人醫員島津逸齋教授を兼任せり、尋で駒留陋齋今井虎介之に代る、安政後今の地に移し、文久の初水野忠誠校稱を明・新館と更め、文武校となし、大に藩風を振起す、明治元年上總國菊間に移封し、三年同國市原郡菊間村大厩村入會地に新築し、同名を用ふ、四年廢す（日本教育史資料）

ギヨウケシヤ 凝花舍 名義 大内裡五舍の一、梅壺ともいふ、庭に梅を植ゑあるを以て此名あり 所在 大内裡の西北、飛香舍の北 沿革 飛香舍と同く弘仁の時未だ見えず、其已後の增築にかゝると雖も年代詳かならず、廣さ五間二面（廂を入れず）、四方に廂と簀子とあり、南面は、東西に渡廊ありて飛香舍に通ず、其前庭は、築垣を以て飛香舍と堺し、梅樹あり、東は、廂の外に、孫廂ありて中央に沓脱あり、其庭に赤梅あり、北は、西端に渡廊ありて凝芳舍に接續す（大内裡圖考證）

キヨウトク井ンザキノナイダイジン 恭德院前内大臣 二條實通（ニデウナリミチ）を云ふ、

ギヨウネン 凝然 名號 示觀と號す 系統 伊豫高橋郡の人、姓は藤原 事蹟 仁治元年三月生る、年十五、戒壇院の圓照に事へて剃髮す、後ち證玄、淨因の講席に遊びて律鈔を問ひ、密灌を聖守に受け、華嚴を宗性に禀け、兼ねて三論、法相の玄致を窮め、又京師に遊びて佛心宗に參し、歸りて圓照に侍ること十餘年、諸宗を括すると雖も、華嚴を家に命ず、弘安の初、講を大佛殿に開く、圓照の後、戒壇院に住して、講經說戒四時輟むことなし、正應四年、大經を大和金剛山寺に講敷す、四衆雲集す、後字多上皇、南都に逆幸して、菩薩戒を受く、宗教宣布に盡

舉族譜）

○長時——致長——長雅——鎮忠——長親——長材

長熙——長豊（ツグ）——長廷——長言

ギヨウカウ 同條を見よ、

ギヨウカンシユウ 御簡衆 鎌倉幕府にて、小侍所番衆の中、昵近を許されし人を云ふ（武家名目抄）

ギヨウキノカモン 御忌勘文 遊年、禍害、絕命、鬼吏、生氣、姦者小衰、大尾、衰日、衰時等を戒する勘文を云ふ、「カモン」參看（江次第抄）

ギヨウクエイリウ 玉影流 高木伊勢守守富が創めたる劍術の流派○守富幼より刀術を好み、一心流、一宮流、信心流、直心影流の五流を極めて之を組合して一派を創む、天保五年に死す（武術流祖錄）

ギヨウクエフ 玉葉 卷數 卷數は不定、祕閣本は六十八冊あり 著述 世上流布皆玉海と稱す、九條家本玉葉とす、蓋の名は玉葉なりしが、後に二條良基改めて玉海と名づく、二條家は世々足利將軍の顧問となり、世上の信用厚かりし故に、玉海の名一般に廣まりしならん 內容 長寛二年仁安元年より正治元年に至る三十六年間の日記、日常の行事、朝堂の政務儀式、朝廷の事變、盜賊、賊亂、爭訴、與奪、廟議、建言、訛傳等一々詳記す、就中平清盛の專横、源頼朝の擧兵、木曾の亂逆、平氏の敗亡悉く首尾を具し異常の事故は情實を探り、曲折を究め、往々意見を附して得失を論斷す、義仲橫暴處分、頼朝追討宣旨涙むるが如き、又後鳥羽天皇親政なくして、卽位の禮を行ふを論ずるが如きは、國家の大計にして、亦萬世亂賊の爲めに大防を立つと云ふべし、此他、播磨洗領の如き、記錄所建立古例を詳記せしが如き、外交、文書記錄に關するが如き、又本書により吾妻鏡の誤脫多きを糺すが如き、他の日記と異にして史學上貴重必須の材料たり 編纂 關白太政大臣藤原兼實（玉葉、歷世記錄考）

ギヨクエフワカシフ 玉葉和歌集 卷數 二十卷 內容 勅撰集の一、花園天皇正和二年、伏見院の勅に依て集めたる歌集、三光院に、集にて歌の惡きは玉葉集云々」といへるを以て其如何を知るべし、歌數拾芥抄に二千八百三首といへど、その實二千七百八十七首 著者 藤原爲兼（玉葉和歌集、群書一覽）

ギヨククワン 玉冠 金玉を以て飾りたる冠を云ふ、禮服著用の時之を用ふ、禮冠なり、當代裝束抄に云、玉冠七寶を以て飾ろ、纓なく巾子算ばかり綫に唐獅子の置紋あり、緒とほしの銚あり、緒は二筋なり、天子玉冠には纓結あり、公卿紫なり云云、幼帝の時は日形の天冠を召す、天冠に日の形を金にて打たるものなり、讖紋典侍日記に、日たかくなる程に、行幸なりぬとのゝしりひたり、殿原さと人なんと、玉のかうふりし、あるひは、錦のうちかけ云々」とあり、玉冠は位階によりて、かはれり、正一位は、金鱗正出向、玉十一（青五赤六）、珂琉上碧八、下前後各青十、全用金、正二位は、金鱗正出向、玉十一（白三赤三）珂琉上赤八、下前後各青十、仰全用金、正三位は、金鱗正出向、玉十一（白三赤三青五）珂琉上黃八、下前後各青十、仰全用金、正四位上は、金鱗自左出向、玉十一（赤六青五）珂琉前白十、後青十、機用金銀、正五位上は、金鱗自左出向、玉十一（白三赤三）珂琉前黑十、後青十、全用銀等を用ひたり、歷世服飾考に詳しく載せたれば、就きて見るべし、錦冠（カムリ）の附圖參看（四宮記、當代裝束抄、故實拾葉）

キヨクシヤ 曲赦 一地方を限りて罪人を宥免するを云ふ○續記に、文武天皇三年三月甲子、河內國獻二白鳩一、詔赦二畿內徒罪已下一、元明天皇和銅六年十二月乙巳、近江國言、慶雲見、丹波國獻二白雉一、仍曲二赦二國一、聖武天皇天平六年十月辛卯、曲二赦京中犯罪一」と見えたり、

ギヨクジユキヨクシ 玉樹曲子 玉樹後庭花（ギヨクジユゴテイクワ）を見よ、

ギヨクジユゴテイクワ 玉樹後庭花 名義 陳樂、壹越調二十五曲中の一、常に後庭花の三字を略す、一名玉樹曲子、又金釵兩臂垂、又霓裳羽衣、或は陳宮怨、又壹越變羅門と稱す、新樂にて中曲なり、拍子十四 起源 陳の後主の作る所なり、遣唐使掃部頭藤原貞敏、唐の龐承武に從て之を傳ふ、隋氏舊文に曰く、至二武德九年正月十日一、始命二太常少卿祖孝孫一、考二正雅樂一、貞觀二年六月十日樂成奏レ之、但亡國之音在レ之、仍止レ之」、と見えたり、堀河天皇嘗て元興寺に玉樹裝束を藏有することを聞食し、左大辨大江匡房を遣はして之を檢せしめしこと、續教訓鈔體源鈔などに見えたり（禮樂志、歌舞音樂略史）

ギヨクズ井 玉藻 卷數 寫本十冊 起源 藤原道家の日記、本書承元三年より建暦二年に至り、承久二、三年安貞二年、寛喜元年年嘉禎元年より暦仁元年に至る迄十二ヶ年の紀事あり、末に亦仁治三年の記を附す、本書紀事すべて詳密、公私の儀節一々曲折を細寫す（歷世記錄考）

キヨクス井ノエン 曲水宴 「ゴクスヰノエン」を見よ、

して五敎章を講ぜしむ、國師の號を賜ふ、元亨元年九月五日入滅す、壽八十二、僧腘六十三、著述するところ甚だ多く、凡て一千一百餘卷あり（本朝高僧傳）

キヨウヨウマス 供用桝 神社樹の一種、外宮子良館に用ふる桝の名、古今要覽稿に、子良館の供用桝、方四寸八分、深二寸三分、此積五十二寸九九二あり、今の京桝にて、八合二勺九四五有奇をいふ、此供用桝の小辨といふものあり、方二寸四分、深一寸四分、此積八千零六十四分あり、今の京桝にて、一合二勺四撮九二六四有奇をうる」と見えたり、「マス」參看、

キヨウレイモン 恭禮門 大内裡紫宸殿の北廂より東階を下る所に二門あり、北を恭禮門と稱し、綾綺殿等に至る口とす、南を內衛門と稱し、宣陽殿に至る口とす、北山鈔に、上卿起座、出レ自二宣仁門一、入レ自二左青璟門一、於二恭禮門下一、取レ奏、付二藏人一、奏レ之」と見え、江次第（廳覽內文）に、內侍出二於南殿長角階上一（恭禮門內）、少納言入レ自二恭禮門一、付二內案一、內侍進二御所一、奏レ之」とあり（大內裡圖考證）

キヨウレイモン井ン 恭禮門院 名義 藤原富子 系統 准后一條兼香の女 事蹟 桃園天皇の妃、後桃園天皇の御母、寛保二年二月生れ、寶曆五年十月二十九日從三位に叙す、同年十一月二十六日入內、九年三月二十一日三宮に准じ、明和八年五月九日皇后宮となる、同七月九日院號宣下、寛政七年十一月十三日崩ず、同月二十九日泉涌寺に葬る（門院傳）

キヨウカウヂ 清岡氏 姓は菅原、權大納言五條爲庸の次男長時始めて氏を稱す、長時參議從二位に至り、享保三年薨ず、子孫相繼ぎて明治に至る、藤氏に列して世々官位を傳へ、家格は清華家に進む

キヨクテイシ 曲帝子 北庭樂(ホクテイラク)を見よ、

キヨクテイバキン 曲亭馬琴 瀧澤馬琴(タキザワバキン)を見よ、

キヨクバ 曲馬 名義 馬上に於て種々の藝を爲すを云ふ、藝苑日渉に、彭公筆記曰、五月五日、文武官走馬騎于後苑、其制一人騎馬執旗引於前、二人馳馬繼出、呈藝於馬上、或上或下、或左或右、騰躍捷人馬相得云々、又樂山錄云、朝鮮國有馬戲一技、每聘使來于東都、必試其技、以備御覽、耳、俗稱之曲馬云々、本邦にては之を以て一の武技となし、春秋に考試して其巧拙を定む 起原詳かならず、室町時代關口、大坪など馬術の專門家出で各々其技を極め、一丈二尺の崖を飛下り、或は橫一尺五寸の土居の上を早道、或はいつさんに乘り、貫の木通又は板屋の上を乘り、或は碁盤乘りなど人目を驚かすに至れり、江戸時代に至りては大に發達し、遂に之を職とする藝人など出來、兩國廣小路に定小屋を建て常にこの技を興行するに至れり、享保の頃源太郎と云ふ曲馬師殊に此技に妙を得、大に歡迎されたりしとぞ(甲陽軍鑑、嬉遊笑覽)

ギヨクハイ 玉佩 禮服着用の時に用ふる飾なり、組糸を以て玉を貫き、凡五條、上に衡を以て糸を懸け、中間に金形花を施し、下に衝、牙、及び滴子を設く、天子は二流左右に帶び、臣下は一流右に帶び、乘れて沓の先に至り、歩行毎に鳴る樣にするなり、衣服令に、親王の禮服に、佩三綬玉佩、親王の禮服に、五位以上佩綬、三位已上加三玉佩、諸臣准此とあり、義解に、謂綬者紱綬也、佩帶玉、天子佩白玉、公卿佩三玉、是也と、集解に、或云、綬白帶也、以白色、爲之耳、古記云、佩謂佩帶也、負也、佩三玉佩帶二

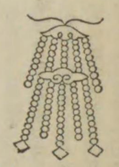

物併也、玉佩謂以三玉金飾也、朱云、綬與三玉佩二色也、諸王禮服條有文、唐韻に、玉佩也、古君子必佩玉、以比德佩帶也」と見えたり(四三條裝束抄、裝束圖式、唯心院裝束抄)

キヨクブマヒ 曲舞 「クセマヒ」を見よ、

キヨクム 局務 外記の上首少納言局を兼ぬるを云ふ、中原清原の兩氏世襲たり(令義解、職原抄)

キヨクラフ 極龍 六位藏人の年齡を積みたる人、即ち第一の人を云ふ、藏人(クラウド)參看、

キヨクロ 棘路 公卿を云ふ(八雲御抄)源平盛衰記興福寺牒狀に、女子備二中宮職一、或蒙二淮后宣一、兄弟庶子皆歩二棘路一、其孫彼甥悉割二竹符一云々」と見えたり、秋禮に、秋官朝士、掌二建邦外朝之法一、左九棘孤卿大夫位焉、群士在二其後一、右九棘公侯伯子男位焉、群吏在二北後一云々」後漢書遠紹傳に、紹上書乞、臣章杏之、群賢使下三槐九棘議中臣罪戾上云々」とあるより出づ、是を訓讀して「オドロノミチ」と云ふ、新千載集雜上爲道歌に、所ろそよおどろの道の春雨にふりにし代々の同じ裏みを」、新拾遺和歌集賀明卿歌、位山おどろの道も程近しはなの外なる峰のしひしば」と見えたり、(官職要解)

ギヨゲフゼイ 漁業稅 魚漁を業とする者に課する營業稅、大日本租稅志に、蓋昔諸國中男の作物に、魚介海藻等を輸せり、其制廢替し、鎌倉府に及び河海の漁業に稅し、元久元年正月源實朝、山海の狩漁は國衙の所役に從ふべしと令す、然れども諸國の課否一ならず、德川氏の時に至り、稅法略定まり、鎌漁鮫鹿を大漁とし、鰹鮭等を小漁とす、といへり、

チキン)參看、

ギヨケンノヤク 御劍役 行幸の時、書の御座の御劍をとり傳ふる役を云ふ、

キヨザキジヤウ 清崎城 越後國絲魚川城の改名、「イトイガハジヤウ」を見よ、

ギヨジ 御璽 天皇の御印をいふ、印章(インシヤウ)を見よ、

ギヨシダイ 御史臺 彈正臺の唐名、「ダンジヤウダイ」を見よ、

ギヨシタイフ 御史大夫 天智天武の二朝に置きたる職名、後世の大納言に相當せり、御は統なり、史は掌なり、事を統べ掌るを云ふ、天智天皇十年正月始めて此職を置く、書紀に、以二蘇我果安、巨勢人臣、紀大人臣一爲二御史大夫一」とあり、天武天皇の御世、大納言と改む、稱德天皇天平寶字二年八月又御史大夫に復す、八年又大納言となす、委しきことは大納言(ダイナゴン)の條を見るべし(續紀、職原抄、職原抄校本、增註職原抄)

キヨシヤウ 擧狀 地頭より、幕府に直訴せんとする者に與ふる添狀を云ふ、鎌倉幕府の制、地頭御家人の外、直訴するを得ず、名主庄官等は其所在の地頭の擧狀を帶して訴訟するを得るなり、室町時代も亦之に同じ、其狀の體は左の如し、但し年號は之を書せず(沙汰未練書、簡札記、丹州刊書札記)

何國何所某申何々事、以二代官一令二言上一候、以二此旨一可二申沙汰一候哉、又可レ有二御披露一候哉、とも恐々謹言

何月日

進上御奉行所 某裏判

與す、享保三年元平、宗家を繼ぐや清末の家中絕す、十四年政苗一萬石に封ぜられ之を再興し、陣屋を置きて治す、子孫世襲して明治維新に至る(武鑑、德川加除封錄、明治政覽)

キヨスジヤウ 清須城(清洲) 沿革 尾張國、「春日井郡清須町」地理 足利氏の時、斯波義重の管領始めて之を築き、守護代を置く 沿革 義重の管孫義敏の時、同族義廉奪うて之に據る、後ち織田大和守守護代として此に居り、尋で其臣織田信秀入城、信秀古渡城に移り、織田信友當城を守る、其後信友信長と和せず、弘治元年四月信長遂に當城を圍み、信友を殺し自ら移住す、永祿七年八月稻葉山城に移る、天正十年織田信雄田丸城より此に移り、十八年豐臣秀吉之を奪ひ秀次に與ふ、秀次殺後、福島正則入城す、慶長五年冬、德川家康、正則を廣島に徙し德川忠吉を封ず、十二年三月嗣絕え除封、閏四月義直を封じ平岩親吉をして傅たらしむ、十四年正月入城、尋で十五年名古屋城に移り當城廢す(廢城考)

ギヨタイ 魚袋 名義 束帶の時、石帶の右に着けて帶ぶる者、金魚袋銀魚袋の二あり、名の起は唐名による、禮樂考に、魚袋之事、異朝之禮、三代には以レ革爲之、謂二之笄袋一、魏易レ之爲レ龜、謂二之魚袋一、唐高祖給二隨身魚一、三品以上其飾金、五品以上其飾銀、故名二魚袋一、書官位姓名於二其魚上一、左二右一、割之以レ袋盛、而禁門出入合レ之、左符進上、右符隨レ身、故謂二之隨身符一、又名二隨身魚一、詳二大學衍義補一、爲見、と云へり 考證 節會、大嘗會、御禊、內宴、臨時祭使、二宮大饗等に之を着く、諸王及び諸臣の三位以上は金魚袋、四位五位は銀魚袋を着るなり、着樣は石帶の第二石の右方に結び、或は第一の石に結び、人の屈復によるべし、右の腰に提るなり 考證

中古の製は詳かならず、袋に黑漆、朱漆の革製にて紐糸又は紫の四組糸にて付けたる事飾抄に見えたり、後世は長五寸(或三寸或七寸と云ふ)闊一寸厚五分許の匣を白鮫の皮にて四面を張り、金又は銀の魚の形を表に六ツ、背に一ツ着けて紐にて結ぶ樣に變化したり、挿圖參看 地理

唐の魚符の制(魚符の事名義の所にあり)を取りし者なり、公式令に凡親王及大納言以上、並中務少輔、五衛佐以上、並給二隨身符一、左二右一、右符隨レ身、左符進レ內、其隨身者、以レ袋盛云々」とあるにて明なり、然れども魚袋の名見えず、始めて史に見えたるは、仁明天皇の代とす、三代實錄貞觀元年四月二十三日の條大納言安倍朝臣安仁の傳に、承和元年蟻峨天皇爲二院別當一、此時賜二牙笏、玉帶、金魚袋、并御衣襲一、とあるもの是なり、其後日記逸物語等に多く見えたり、今其一例を示せば、大外記實賴記に、仁治三年正月朝日、天晴、午尅、着二束帶儛餘一、用二赤滑革裝束有文一、帶二金魚袋一、紺地平緒靴毛車」と見え、大鏡師輔の傳に、正月一日つけさせ給ふべき魚袋のそこなはれたりければ、つくろはせ給ふほどに云々」と見えたり、(延喜式、和名抄、飾抄、雅亮裝束抄、四三條裝束抄、桃花榮葉、裝束圖式、名目抄註釋)

ギヨタイノオウラ 御體御卜 名義 天皇の玉體に御つゝしみあらん事をトひ奏するを云ふ 考證 毎年六月一日、神祇官の中臣氏齋部氏卜部等を率ゐて神祇官に籠りてトひ始め、九日に至りて

竟り、十日上卿參內し內侍につきて奏聞す 考證 天武天皇白燒四年之を始む(江次第、年中行事抄、公事根源)

キヨタキエ 清瀧會 醍醐寺の櫻會の一名、「サクラエ」を見よ、

キヨチユウ 居中 名號 蕚山と號す、事蹟 遠江の人、年十九にして興聖寺の敬翁に師事して僧となる、偏く諸方の尊宿に參謁す、延慶二年春元に入り、久しからずして歸る、文保二年再び元に遊び諸老に參し、至治三年秋歸朝す、元弘二年詔を奉じて南禪寺に住す、明年秋帝詔して內に入らしめ心要を詢ふ、幾干もなくして播磨に往き集靈峰に卜居す、足利尊氏敦請して建仁寺に住せしむ、尊氏及び直義山に入りて法を問ふ、後ち建仁寺香燈庵に退居す、康永元年相模の圓覺寺を董し、尋で建長寺に移る、晚年瑞雲菴を鹿山の側に結びて居る、貞和二年二月六日寂す、世壽六十九、坐夏五十一(本朝高僧傳)

キヨドコロ 清所(淨所) 宮中にて兩便所をいふ語、

キヨニン 擧人 學生の大學より推擧する人を云ふ、貫擧(コウコ)を見よ、

キヨハラウヂ 清原氏 皇別、眞人の姓、天武天皇の皇子舍人親王より出づ、舍人の子御原王小倉王あり、小倉王延曆二十三年六月上表して清原眞人姓を賜はらん事を請ふ、之を許す、小倉王の五子清原眞人夏野右大臣從二位となり、仁明天皇承和四年薨す、又延曆二十四年篠井王坂合王等五人、天長十年長岡、岡於王等二十七人、左京人六世王豐宗豐方等七人、承和十三年二月從五位下登善王の男興岑忠道等王九人、藤坂王の男豐助等王五人、御藤王

の男藤主等三人に清原眞人姓を賜ふ、猶六月、七月、十二月、嘉祥二年八月、十一月天安二年、貞觀元年、十三、十四、十五年等に清原姓を賜ひし事見えたり」、夏野の子海雄と云ふ、其子孫相繼ぎ、大外記頼業に至り博學を以て著はる、高倉院の侍讀となる、文治五年卒す。子孫世々大少外記となる、其後船橋氏と稱す、五代頼元大外記、博士、圖書頭となり、正平二十二年筑前三奈木庄に卒す、頼元の二子良氏、良遠、良遠の子頼治皆南朝に仕へて功あり、子孫筑前に留まり家を五條と稱す、その出羽に居るを武則と云ふ、源頼義に從ひ賊を討て功あり、鎮守府將軍となる、下野に居して宇都宮氏に屬する者を清黨となす、此他豐後に一族蕃衍す（系圖、石島系圖、姓氏錄、氏族志）

○天武天皇—舍人親王—貞代王—有雄—通雄（錦織別雄）
　　—御原王—小倉王—夏野
　　—海雄—房則—業恒—廣澄—頼隆
　　—深養父—顯忠—元輔—清少納言
　　—定滋—定康—祐隆—頼業—良業—頼尙—良季
　　—良枝—宗尙—良茱—宗季—良賢—頼季
　　—頼元—頼清（五條氏）
　　—宗業—良宣—宗賢—宣賢—業賢—頼貫
　　—枝賢—國賢—秀相（綾小路）

キヨハラノイヘヒラ　清原家衡　系統　姓

武貞の次子、眞衡の異母弟、清衡の異父弟　事蹟　初め眞衡等を以て吉彦秀武と兵を交ゆ、秀武家衡に誠きて眞衡を怨はしむ、家衡清衡と共に兵を發し鎮守府將軍となる、永保三年源義家陸奥守と爲り來り鎮す、眞衡之を迎へ、家衡は沼柵に據りて拒ぎ卻く、尋で金澤柵に據る、應德三年十一月義家義光の合圍する所となり、糧食盡き自ら柵を燒きて逃る、途に郡次任の殺す所となる、後三年役（ゴサンネンノエキ）參看（大日本史）

キヨハラノキヨヒラ　清原清衡　名號

權太郎と稱す、陸奥の人、稱して御館といふ　系統　姓　鎮守府將軍秀郷七世の孫、秀郷は子時を、子時は子清を、子清は正頼を、正頼は頼遠を、頼遠は經清を生む、經清始めて陸奥に居り亘理權大夫と稱す、清衡その子なり　事蹟　父經清安倍貞任と共に反し途に誅せらるゝや、清原武貞其妻を納れ、清衡を養うて子と爲す、武貞の子眞衡吉彦秀武と事を構ふや、秀武清衡に說き兵を發して襲はしむ、永保三年源義家守と爲りて來任するや、清衡之に屬し、途に家衡及び其叔父武衡を出羽に攻めて滅す、贈澤加賀江刺等の六郡を領し陸奥押領使となる、後に江刺郡豐田より岩井郡平泉に移りて卒す（源平盛衰記、尊卑分脈、大日本史）

キヨハラノタケサダ　清原武貞　名號

荒川太郎と號す　系統　姓　鎮守府將軍武則の子　事蹟　父に繼ぎて陸奥國の贈澤加賀江刺稗拔志波岩手の六郡を傳領す（後三年軍記、清原系圖）

キヨハラノタケノリ　清原武則　系統

光方の子なりと稱すれども詳かならず　事蹟　出羽山北浮囚の長たり、源頼義の安部貞任を討するや、累年兵を交へて勝つこと能はず、即ち兵を武則及び其兄光頼等に徵して援を請ふ、武則之に應じ、康平五年子弟等一萬餘人を率ゐて頼義に陸奥國栗原郡營岡に會す、頼義大に悅び、武則及び其子武貞、甥橋貞頼、頼貞を以て分ちて隊將と爲す、既にして貞任自ら精兵を將ゐて來襲するや、迎へ討ちて大に之を破り、更に追擊して火を敵營に放つ、頼義の軍火を望見して鼓譟して肉薄す、貞任防ぐこと能はずして衣川關に退き、尋で厨川柵を保つ、武則また頼義と兵を合せて之を圍み、奮戰して遂に貞任を滅す、六年功により從五位に叙す　鎮守府將軍に拜す、清原氏茲に於て盛大となる（大日本史）

キヨハラノタケヒラ　清原武衡　名號

將軍三郎と稱す　系統　姓　鎮守府將軍武則の子、武貞の弟　事蹟　武貞の子眞衡、事を以て異母弟家衡及び藤原清衡等と隙を生ずるや、武衡は家衡、清衡等に與して相爭ひ、陸奥國大に亂る、時に源義家陸奥守たり、茲に於て眞衡を助け、寛治元年九月自ら兵數萬を率ゐて武衡等を金澤柵に攻む、武衡固守して、奮戰頗る勉め、屢々義家の軍を懾す、既にして清衡背きて義家に降る、義家即ち其兵を合せ、持久の策を定めて、長圍の陣を張る、柵中もとより糧食に乏しく、日を逐うて窘迫す、武衡固りて義家の弟義光に就きて降を乞ふ、許されず、十一月に至り家衡自から柵を燒きて逃れ、武衡は、池水の中に匿れ、草を以て面を覆ひしが遂に捕へられて斬らる（後三年軍記、大日本史）

キヨハラノナツノ　清原夏野　名號　初名繁野、雙岡大臣と稱し、また比大臣ともいふ　系統　姓　三原王の孫、小倉王の第五子　事蹟　延暦二十三年內舍人となり、尋で清原眞人の姓を賜ひて、臣籍に下る、爾來累進して從四位上參議に叙任す、天長中奏して、百姓の荒田を耕作するものは、其身一代の間耕食を免し、六年の後に至りて徵租法の如くせんことを請ふ、勅して之を許す、二年從三位に上り、中納言に任じ、左兵衛督を兼ぬ、明年また左大將

民部卿に轉ず、七年大納言となり、八年正三位に叙し、九年右大臣に上る、はじめ藤原不比等等令を作りて、傳歷年久しく、當時の學者互に異同の說を作す、乃ち夏野に詔し、獲澤を疏決し、文義を解釋せしむ、夏野、參議南淵弘貞、藤原常嗣、文章博士清公等と論辨折衷し、義解十卷を撰し、十年に書成りて之を奏す、此年從二位に陞叙し、承和四年十月薨ず、正二位を贈る（公卿補任、大日本史）

キヨハラノマヒラ　清原眞衡　武貞の長子、父に繼ぎて陸奥國六郡を傳領し、父祖の餘業に賚り勢强盛、門族自ら臣僕となり、政私なく境內富む、子なし、成衡を養うて子となす、後ち事を以て姑夫吉彥秀武、眞衡を恨み、兵を擧げて叛す、永保三年源義家陸奥守となる、眞衡因て救を求む、應德三年秀武等を誅す、後三年の役（ゴサンネンノエキ）參看（後三年軍記、大日本史）

キヨハラノモトスケ　清原元輔　系統

深養父の孫、春光の子　事蹟　祖父以來和歌に長じ、元輔に至りて尤も著はる、天曆中河內權大掾となり、大中臣能宣等と和歌所寄人となり、萬葉集に訓點し、また後撰和歌集を撰す、應和康保の間中監物に累進し、大藏少丞、民部大丞等を經て、安和中從五位に叙し、河內權守となり、尋で周防守に轉じ、鑄錢の長官を兼ね、天元中正五位下に進み、寛和二年肥後守に任ず、正暦元年卒す、年八十二、集あり、世に傳ふ（大日本史）

キヨハラノヨリナリ　清原頼業　名號　系統

初め顯長と名づく、夏野の後裔、大外記祐隆の子　事蹟　明經博士にて高倉天皇の侍讀となり、承安二年宋國、法皇に書を遺りて日本國王に賜ふと云ふ、朝儀嘗々たり、頼業其不敬を論じ國辱の甚きを述ぶ、安元中、越中權守を無め、治承養和の間兵鳴あり、平宗盛、筑を頼業に謀る、頼業弊政を改革すべきをいふ、文治五年死す、年六十八、曾て禮記を讀み解註を試む、說來蒐と暗合する者多し、人奇となす、關白兼實稱して曰く、頼業學博く和漢に通ず、當世雙ぶ者なし、國の大器、道の棟梁と、凡そ朝儀典故咨議ある毎に古今を引證して辨析すること精覈、多く用ひらる、子孫嗣を建て、祭る、車折明神と云ふ（大日本史）

キヨバラヒ　清祓　清むる爲めに行ふ祓を云ふ、事前と事後とに行ふ、事前は祭具以下總てのものを清むる爲めに行ひ、事後は穢を祓ふなり、又臨時に穢れありし時にも行へり、もとは普通の祓と異なることなかりしが、後世には、一の儀式となりて、朝廷の清祓は吉田氏の世職となれり、神祇提要に依れば、清祓は大祓の略式なりと云へり、今同書により次に其儀式を示せば、先二拜、次着座、次中臣祓、次命婦祭文、次榊手奉賦、次天津大祓三十反、次拍手二、次祓詞、次蒼生大祓六十四反、次拍手八、次以下祓三淨之二、次八方拜、日傳、次退下」とあり、「ハラヒ」、「オホバラヒ」參看、

ギヨフノシウシヤク　御府周尺　物なはかる尺の一種、其長さ曲尺にて七寸九分八釐九毫五絲とす、古今要覽稿に、此尺は、高野大師の唐より持ち來る所のものにて、御府に傳はりしな、小倉大納言實起卿の寫されしものとて、世にも傳はり、律尺考驗にもしるせり、然して其眞の御尺は、寛文元年に燒失せしよしいへり、但し周尺といふは用ふるにたらず、唐の准尺なり、尙ほ此尺を梁表尺とし以て十五等尺を求るは誤れるなるべし」と見えたり、「モノサシ」參看、

キヨミヅゼニ　清水錢　名號　江戸時代寛永錢の一種　性質　銅にて作り、色黃濁を含む、徑八分、重八分、稀に白色のものあり　沿革　元久元年山城國烏羽橫大路にて鑄造す（新寛永錢譜）

キヨミヅデラ　清水寺　所在　山城國京都市松原通清水坂の東端○山號音羽山　宗旨　法相兼眞言宗にして、興福寺末に隸す○本尊十一面觀世音、西國三十三所の第十六番　地歷　延暦二十四年大納言坂上田村麿、奏して山地を賜はりて私寺を建て清水寺と號す、弘仁二年鎭護國家の道場となし、延鎭の門徒を以て寺司となし事を行はしむ、吾妻鏡には延暦十七年田村麿私宅を壞ち渡して創立すとなす、參考源平盛衰記には、大和國子島寺僧賢心、淀河を渡りし時、金色の一流ありしを怪み、流れに隨て尋ぬるに、山城愛宕郡八坂鄕東山清水の瀧本に至る、草庵中に行叡あり、伽藍建立の勝地にして草庵の前の木は觀音を作る靈木なりと語らる、賢心依て之に住せしが、田村麿の信仰を受け、寶龜十一年伽藍を起し、延暦大同に佛殿を造り、清水寺と號す」とし、歷代編年集成には、寶龜九年沙彌延鎭淀河の水源を窮めて、山科東峰に至る、草庵に行叡あり、觀音像を作り伽藍建立をすゝむ、鎭實なく長く草庵に住す、延暦十五年田村麿鹿を獵してこゝに至り憩ふ、鎭の話を聞き、妻と謀りて自宅を移して寺となし、觀音の像を安置す」となせり、元亨釋書之に從ふ、寺傳には、寶龜十一年延鎭建立して北觀音寺と稱せしが、延暦十七年田村麿の信仰を受け、二十四年太政官符を給ひて勅願道場となし、大同二年田村麿の私宅を壞ち堂宇となし、清水寺と號すと云ふ、言妻鏡以下の說多は

拠る所なきにあらざるも、何れも信を置き難し、今東寶記所收の弘仁二年の文書に從て二十四年建立となす、**清水寺**堀河天皇寛治四年行幸あり、源平の亂後大に衰へしが、建久中再造す、承久二年火災に遂ひ、本尊は幸に免れたるも、本堂釋迦堂以下灰燼となる、其後幾多の歳月を經て、現今の堂宇は寛永十年德川家光の建立する所にして、特別保護建造物に屬す、十八年朝廷より長橋廊架を賜はりぬ○本寺は古來上下の尊崇厚し、源平盛衰記平家物語に、平盛久及び六代等觀音を祈りて、命を助かりし事を載せ、玉葉和歌集には道長の參籠せし事見えたれば、後一條天皇の頃より既に信仰せられしこと知るべし○二王門は、西境八坂の東端に在り、三重塔は二王門の東に在り、大日如來を安す、子安塔と云ふ、葛井親王の本願、承和中の建立なり、經堂は塔の東に在り、法華三昧堂とも云ふ、釋迦、文殊、普賢及び西國三十三所觀音を安置す、田村堂は、經堂の東に在り、田村麿壽像、行叡延鎮等の像を納む、傳へ云ふ、この堂は古の本堂なりと、朝倉堂は、田村堂の東に在り、朝倉貞景の造立する所、本堂は、南向檜皮葺にして懸崖に憑り建築す、堂前舞樹を架し、東西に樂舍を設け、桁行九間、梁行七間にして、結構雄偉なり、本尊十一面千手千眼觀音、脇士に勝軍地藏、勝毘沙門を安置す、堂の前欄に無數の額を掛く、殊に海船額は、寛永九年同十一年の奮にして、前者は宋吉、後者は角倉氏より奉納せしものにて、當時海外貿易に從事したる船舶の制を見るに足り、尤も珍らしきものなり、南方掛出しの高閣は、俗に清水の舞臺と云ふ、京の西南を眼下に望み、眺望廣濶なり、**釋迦堂**は、本堂の東に、阿彌陀堂は、迦釋堂の南に在り、鑑山寺とも云ふ、文治中法然上人の不斷常行念佛を開始せし所と云ふ、後柏原天皇の勅額を掲ぐ、奥院は、阿彌陀堂の南に接す、共に掛造りなり、千手觀音、地藏、毘沙門を安す、相傳ふ、延鎮の住房なりと、本院の前欄に額あり、本堂と同じく寛永中の末吉船を掲ぐ、これ亦史料として、珍らしきものなり、蓋し本堂も家光の建つる所ならん、**地主神社**は、地主權現とも云ふ、本堂の北に在り、大己貴命、素盞嗚尊等を祀る、方今の社殿は寛永中家光の再建にかゝる、**成就院**は、地主神社の西北に在り、大同二年の創立なりと云ふ、慶長年間後水尾天皇勅願寺となし給ひ、近年清水寺の住房とす、維新前當院の住職月照其弟信海は國事に死せし著名の人なり、共に門前に墓あり、**音羽瀧**は奥院下の懸崖に在り、泉質清冷にして、久旱にも涸れず、分脈三條になりて落つ、清水の名の起る所以なり（山城名勝志、國寶目錄、京華要誌）

キヨミハラノスメラミコト 清見原天皇 天武天皇を稱す、「テンムテンワウ」を見よ、

キヨミハラノミヤ 淨御原宮 飛鳥淨御原宮（アスカノキヨミハラノミヤ）を見よ、

キヨモトブシ 清元節 名義 俗曲の一種 起源沿革 清元延壽太夫の始めし淨瑠璃節をいふ、寛政六年岡村藤兵衛の子吉五郎、富本節の師清水延壽齋の門に入り、富本豊宮太夫と改名し、研究の結果、文化十三年始めて清元延壽太夫と稱し、此節を創始す、其語る處、平易に、且つ曲節抑揚頓挫あり、聽く者感動す、文政八年五月、人の諫む所となりて殺さる、年四十九、二代目延壽太夫（通稱巳三次郎後に歌沢、鶴代目）後を繼ぎ、流行を極め、富本節を壓倒し、一世音曲界の牛耳を握るに至り、現今倫敦に行はる（聲曲類纂、俗曲沿革考、俗曲の由來、淨瑠璃史）

ギヨリン 魚鱗 軍法備立の名、鱗の並びたる如くに兵を列ぬるを云ふ、軍書に魚鱗鶴翼の備と見えたり、大江維時支那より傳來せし所と云ふ、後訓栞に、孔明八陣に、魚麗虎翼あり、武備志日本考には、胡蘇陣長蛇陣見えたり、唐の太宗の帝範に夕對二魚麗之陣一、朝臨二鶴翼之圍一、と魚麗を訛傳たるなるべし」と云へり、保元物語に、敵魚鱗に懸破らんとすれば、御方鶴翼に連りて射しらます、御方陽に開いて圍まんとすれども敵陰に閉て圍れず、云々」と見えたり、

ギヨリヨウ 魚綾 數説ありて決定せざれども、恐らくは綾織物の一種なるべし、今左に諸説を擧げて參考に供すべし、桃花紫葉に、山鳩色なりといへり、伊勢貞丈之を難じて、此の説の如くなれば、染色の名の如く聞ゆれど、平治物語に、よしひらは生年十九歳、れり色魚綾のひたゝれとありて、練色の次に魚綾と有るを見れば、魚綾は織物の名なるべし、盛衰記にれり色の魚綾の直垂、海襖の生絹魚綾の直垂あり、是等を并せ考ふれば、色にあらず、織文の事と思はるゝ也」と云へり、壺井義知の説に、魚綾は御料也、天子着御の御料と云ふ事なるべし」といひ、貞丈は亦、胡曹抄に魚綾山鳩色と云ふ説によりて、文字を作りたるなり、用ひ難し」と辨じ、或説に、魚綾は魚浪也、浪に魚の形を織りたる物なるべし」といひ、或は云ふ、今世のなゝ子と同物にてナヽコは魚の子の轉にて魚のはらゝごの如くなる綾と云ふ意にて、魚綾と云ふなるべしといへり（貞丈雜記）

キラウ 耆老 ないふ、天平勝寶九年、令の制に、六十六歳なるもの

キラカウツケノスケ 吉良上野介

吉良義央（キラヨシナカ）を見よ、

ギランモン 儀鸞門 大内裡豐樂院十九門の一、豐樂院南面の内門、豐樂門と相對す、正中五間、戸三間、東西の廊各二丈、東廊六間に高陽門、西廊に嘉樂門あり、而して檀間東西二丈、南北一丈五尺、檀外塹端に至る六尺五寸（拾芥抄、大内裡圖考證）

キラヨシナカ 吉良義央 名義 上野介と稱す、法名靈性寺寛山相公大居士 **事蹟** 世々江戸幕府に仕へて高家たり、義央當職にありて積年朝儀に與り、公武の禮節典故を熟知精練すること、其右に出づるものなし、よりて名門大家の族も、みな曲折して義央に阿順し、毎事其教を受けざるはなし、故に賄賂をむさぼり、其家巨萬の富を重ねたりといへり、元祿十四年勅使東下のことあり、播磨赤穗城主淺野長矩其接待を命ぜられ、義央と共に事に當りしが、長矩は義央の意を迎ふることを勤めざりしを以て、義央深く之を含み、只に儀禮に闕して指導の勞を執らざるのみならず、また衆中にありて長矩を辱む、長矩忿懣の情に堪へず、同年三月十四日勅使辭見の日に當り、義央が白木書院の廊下に於て留守居桃川頼照と立ちながら物語せる後より、宿意ありと呼びて、小さ刀を以て切り付けたり、義央驚きて振り向く處を再び刀を同へして其眉間を斬る、頼照傷らより長矩を抱きて之を留む、義央もまた同僚に助けられて去り、尋で暇を賜ひて平川門より退出せり、長矩は其夜自盡を命ぜられしも、義央は罪なきを以て許され、刀傷治療すべきの命を拜したりしが、傷は淺くして早く愈えたれども、同二十六日に至り、遂に職を辭し、留來深く淺野家遺臣の復讐を恐れ、日夜戒心を加へたりしも、元祿十五年十二月十四日の夜大石良雄以下四十六士の襲撃に遇ひて遂に殺さる、牛込區築土八幡町萬昌院に葬る、赤穗義士復讐（アカホギシノフクシュウ）參看（德川實紀、墓所集覽）

キリカケ 切懸（切掛） 物の間を仕切りて陰なするものを云ふ、庭などにては板垣の事をいふ、大和物語に、きりかけは、板を横にしてとり羽にうちたるものなり」といひ、甲子隨筆に、柱に切かけをして、それに板を差あて、上より押へ木をうちたり」といひ、嬉遊笑覽に、今さゝらごといふものあり、上より押への木に切かけしたるさま、さゝらの子の如くなれば名付くなり」といひ、家屋雜考に、板と板との合せ目に、目板をうたす、蟋羽に竜れたるをいふ、といへり、貞丈雜記に、物の間を切りて陰をするものなり、庭などにては板塀をいふ、座席の内にては衝立の事なり、源氏物語にきりかけたつ物とあり、（きりかけたつものとは、きりかけめきたるものと云ふ事なり）宇治拾遺物語に、そのおはしましかたはらに、きりかけの侍りしをへだゝてそれがあなたにさふらひしかば（中略）着たりける水干のあやしげなりけるが、ほころびたるを切りかけのうへよりなげこして、これがほころびぬいておこせよといひければ云々（此のきりかけはついたちの障子の事なり）と見えたり、

キリグリク 切具足 太刀長刀以下鋭利にして裁断すべきもの、總稱、

キリクダシブミ 切下文 大藏省の貯物不足にて公事の用途欠る時、官より調庸未進の國々に令して送り物を催促せらゝ下文を云ふ、今の切手切符の類なり、倭訓栞に、一紙の中に數條を載する故に、一切一切分ち書くを以て、切下文と云ふ歟、切紙の類にやと云へるはいかゞあらん、平戸記寛元三年二月四日に、前年祭料任二大藏省切下文一、如二式數一、只今可二濟之由一、左中將顯朝朝臣送二御教書一、仁安三年十一月三日の人車記に、平野祭幣料、率女所切下文、紀伊丹波有二申旨一、所二詮奏子細一之處、已及二霜日一、不レ論二是非一、於二今日事一、若可二辨濟一由、依二皇太后宮令旨一、遠仰之處、各進二請文一、同六日の條に明後日三社奉幣料物、付二諸國切下文於官掌一、即催促、とあり、又詞花集に藤原實家常陸之介に侍ける時云々、遠江にくりかへて云々とあるは切下文なり（標注職原抄校本別記）今朝野群載所收の文例を左に示す、

官切下文

五色絹六疋下大藏　糸七十絇　開面二疋（三イ）

帛一疋三丈　綾一疋　苧十斤

白木唐櫃六合　紅花大十七斤九兩

黄蘗大三十三斤　茜大二十三斤（無カ）

錢四貫六百文　紫草六百卌斤

白紙二百六十枚下中務　油二斗五升六合下宮内

右奉二山陵并所々荷前料一、内藏寮所レ請如レ件、

寛弘元年十二月十二日　左少史一

キリクヒノマウシブミ 切杭申文 女叙位の時、母の勞を合せて叙爵を申請する狀を云ふ、江次第註に、聲者生年十歳女官、以二四十年勞一申二叙爵一、是世三十年間奉二仕公一、仍母勞三十年與二我十二相合一、以二此勞一申二叙爵一、是名二切杭一云々、同抄二云、切杭如二樹杭生若立一也、云々」尚ほ「オンナジヨキ」を見よ、今朝野群載所收の切杭の申文を左に載す（江次第、公事根源、建武年中行事註解）

主殿女孺正六位上山宿禰清子誠惶誠恐謹言

請下特蒙二天恩一、四二淮先例一、依二年勞一被レ叙二爵一狀

右清子謹按二案内一、身勞已及二五十餘年一、親母勤二仕女

彌之後、已經二十三箇年、相繼補任當職、之後三十餘年、于茲巳仕二四代之朝廷、及二七旬之喜齡、遠浴玄渙、誰謂非據、望請天慈、依三年勞格勳、被叙爵、彌仰三泰公之貴、清子誠惶誠恐謹言、

應德三年十二月廿二日

主殿女孺正六位上山宿禰清子

キリシタン・シユウ　切支丹宗

略名義 耶蘇教ないふ、葡語Christãoの語訛なり、古くは吉利支丹と書したりしが、延寶八年より、德川綱吉の名を避けて改めしなりといへり、また其教四方より來れるがゆゑに、之を佛の類なりと思考し、天有主如來と唱へしことあり、なほ切支丹佛法などいへる語も史籍に見ゆ。**起源沿革** 最初に傳來したる耶蘇教は、舊教卽ち「カトリック」にして所謂天主教と稱するものなり、按ずるに室町の中世より、歐洲にては拓地貿易の事業、隆盛の運に嚮ひ、新たに亞米利加を發見し、また印度に航通し、釁あれば土地を侵食せんと欲し、常にその方便として人心を歸服せしめんがために、先づ切支丹宗を輸入したりしが、永正七年には葡萄牙人、南洋の臈亞島を占領して「セジユイト」教會を建て、廣く明と貿易を營みたり、會々天文十七年、薩摩國の一少年、鄕里に於て人を殺してこの地に逃れ、耶蘇教を信じて洗禮を受け、日本に布教せんことを勸めしかば、宣教師「フランシスコ、ザヰエル」は二人の僧、及び其少年を具して翌十八年鹿兒島に來り、まづ藩主島津氏の許諾を得て傳道に從事すること一年、更に平戸に赴きて教會を建立せり、これ我國に於て耶蘇教會あるのはじめと爲す、かくして再び海路博多馬關を經て、周防の山口に着し、此にて日本商人の從者に委を變へ、艱難を嘗めて漸く京都に達したり、然るに京都は內亂の爲めに、戰爭の衝となりたれば、一時布教を試みたれども、耳を傾けて聽くものなきがゆゑに、「ザヰエル」は幾干もなくして再び山口に赴き、國主大內義隆に謁して、時計並にオルカン等を呈したるに、義隆大に喜び、厚く之を遇して布教の便を與へたり、「ザヰエル」卽ち教會を建立し熱心傳道に從事したるの結果、滯在一ケ年の間に於て、洗禮を受けたるもの三千餘人なりといへるを以ても、其盛んなるを見るべし、尋で天文二十年山口を去りて豐後に入り、國主大友宗麟の優遇を得て、大に傳道の功を奏し、宗麟まづ之に歸依して洗禮を受け、大友の親戚なる肥前島原の領主有馬晴信、肥前大村城主大村純忠等もまた耶蘇教に改宗したれば、天主教の諸派は爭ひて僧侶を日本に派遣して傳道に從事せしめ、貿易と布教とは互に聯絡して、共に其區域を擴張し、九州にては、府內、臼杵、天草、字土、大村、長崎、島原を根據として四方に蔓延し、延いて山陽の諸國に及び、永祿二年には宣教師「ウイレラ」京都に入り、教會を建て、布教に從事し將軍足利義輝もこれに謁見を賜へり、かくのごとくにして耶蘇教は日に月に信徒を加へつゝありしが、織田信長の時に及び、宣教師等の懇請により、布教の自由を許可し、同十二年京都四條坊門に方四町の地を與へ、一寺を創建せしめて南蠻寺と稱し、五千貫文の地を寄附したり、これより近畿に信徒頗る增加せり、信長に昵近したる日蓮宗徒朝山日乘、異教を憎みて、數々これを禁絕せんことを乞ひたれども、意を得ず、尋で信長は更に耶蘇教のために安土に大成寺を築きたりき、此時に當り、耶蘇教は根據地たる九州以外に於ても、山陽にては、山口、廣島、近畿にては京都、大阪、堺、伏見、和歌山等みな盛大を極め、遂に關東諸國に波及し、遠く仙臺、會津に至り、北(南蠻寺)

は金澤に達し、葡萄牙の宣教師よりローマに發したる通信によれば、日本國中にて天主教のいまだ行はれざるは、纔に十四ケ國のみ、信徒の數約三百萬人に及ぶと見ゆ、この報道の誇大に失したるほいふまでもなけれど、また以て流布の速にして且盛んなりしを想像するに足るべし、大村、有馬、大友の三氏が使者をローマに遣はし、法皇クレゴリー十三世に拜謁して、信書方物を獻じたる事も、實に此際のことにかゝる、後ち豐臣秀吉の政權を掌握するや、其最初にありては、宣教師をも禮遇したりしが、耶蘇教全盛の九州にありては、教徒意外に跋扈し、神社佛院を破毀焚燒して、信徒以外の感情を害ふこと尠からず、殊に西班牙、葡萄牙の二國が外國を侵略するには、まづ耶蘇教を布きて其國の人心を服し、次々に兵力を以てするの事實漸く明らかなるに至れるを以て、之を禁止せんとするの意ありしが、會々天正十五年、薩摩を征定して暫らく博多に留まり、九州の政務を處理しけり折柄、長崎在留の宣教師、カスパルクロの職勝を賀せんが爲めに來り謁せしに、頗る倨傲無禮なりしを機として、これを捕へて海外に放逐し、乃ち耶蘇教を禁じ、令を海內に布きて「日本國者神國たる處、きりしたん國より邪法を、授候儀、甚以不可ノ祭事」として、南蠻寺をも毀たしめたり、然れども一方には、黑舟の儀は商賈之事候間、格別に候」として、海外との貿易を許しゝかば、國禁必ずしも國禁とならずして、猶ほ私かにこれを信奉する者あり、文祿の末には宣教師の京都及び大阪にある者を捜捕して斬に處し、邪宗の禁を嚴にせしかども、外人の尙ほ來りて、布教に從事したるものありて、耶蘇教の布及ぶを止むるに足らず、其宣教師の書簡によれば、天正十八年の一年中に耶蘇教信者の殉教して死刑に

處せられしもの二萬五百七十人ありしも、其十八、十九の兩年に於て、新たに一萬二千人の信徒を作るこ
とを得たりきといふ、而してその前後には耶蘇教を
信ずる者の中に洗禮を受けて法號を用ひ、印章にこ
れを刻むものあり、刀鍔の飾に羅馬文を鏤るものあ
り、十字架を以て自家の紋所とするものあり、秀吉
の臣小西行長は熱心なる耶蘇教信者にして、宗名を
「ドムオウギユスタン」と稱せしが、關ヶ原の役に敗
れて將に自殺せんとせしかども、其教制を思ひて、
天理を害せんよりは、寧ろ耻辱苦惱を受けんとて、
縛に就きたりき、是より先、慶長三年秀吉の薨後に
至り、天主教中の「ヰエスキト」「フランシスカン」「ド
ミニカン」三派の宣教師等再び長崎、大阪、京都に說
教を試み、漸く舊態に復せんとするの狀を呈したり、
而して德川家康は又秀吉の遺策を奉じ、宗旨を禁遏
して通商のみを許可するの方針をとり、慶長六年に
は、大村有馬の二氏に命じて、其領內の天主教堂を
毀たしめ、七年には薩摩肥後の諸國並に畿內關東に
禁教の令を布き、なほ長崎、平戸の諸港に往來せる
人々に懇諭してこの禁令に背くことなからしめんこ
とを望み、宗教の爲めに貿易を妨ぐるの惡果を豫防
することを務めしが、禁令も十分に行はれず、また
貿易傳道の分離も意の如くならざりしのみならず、
葡西兩國の日本に對するや、猶他の新撿出地におけ
ると同じく、傳道を利器として、占領の目的を圖る
の狀事實となりて現はれしを以て、十六年八月天下
に布告して嚴に之を禁ずるに至れり、はじめ和蘭の
巡洋艦、喜望峰近海に於て日本より歸航せる葡萄牙
の商船を捕獲したるに、其船中葡國船長「モロ」が長
崎より葡王に贈るの密書數通を得たり、其書の大意
は、九州其他の地方にて、切支丹宗に歸依せる者、
葡人と力を併せ、幕府を顚覆せんとするの企あり、
之に要する艦船及び軍隊を送らん事を請へるものに
して、一味同心の大名武士の交名を書添へたり、ま
た之と殆ど同時に我國の教徒より、媽港の葡萄牙政
廳におくれる密書なも闖入海上にて奪ひ取り、慶長
十六年を以て幕府に呈したり、幕府此兩樓の密書を
參照して、陰謀の證跡を明白に知り得たれば、卽ち
「モロ」を捕へ死刑に處し、更に上に述べたる禁令の
發布を見るに至れり、而して陰謀に參與したる大名
中には、大久保長安、有馬晴信等を含みたりと傳へ
らる、尋で慶長十七年には京都所司代板倉勝重に命
じ、京都の天主教寺院教堂を悉く破却し、諸國をし
てみな之に倣はしめ、十九年には、高山友祥、小西
如安、加賀山隼人等百餘人、並に天主教を轉ずる事
を望まざるを以て悉く之を媽港に放ち、其殘黨七十
餘人を陸奥外ヶ濱に流し、元和五年には、天主教徒
六十餘人を京都七條河原にて火刑に處し、九年また
原主人等二十四人の天主教徒を島原にて火刑に行ふ
等禁遏の方法に關して、力を注ぎ、殊に島原は其巢
窟を以て目されたる地なるがゆゑに、是より先元和
元年山口直友、間宮伊治を其地に遣はして宗徒を搜
索せしめ、更に領主松倉重政に命じ、禁教の事を勵行
せしめたり、重政幕府の意を迎へ、教徒を遇する、極
めて殘酷にして、轉宗を肯んぜざるものは之を呵責
し、磔刑斬刑等に處し、假借する所なく其子勝家の時
に及びても、また岐嚴に禁教の實を擧げんとするを
以て、教徒等は身を措くの地なく、窮迫の餘、寬永十
四年天草に嘯聚し、島原これに應じて相和し、卽ち
島原なる原の古城に據り、十字の叛旗を揭げ、一時
其勢猖獗を極めたれども、翌十五年漸く平ぎしかば
(「シマバラノラン」參看)幕府は益々禁令を嚴に
し、且つ鎖國の令を布き、開祖代々の法度に、切支
丹禁禁の旨を大書し、津々浦々に高札を立て其由を
示したり、而して此時代に於て、外教禁制に伴へる
宗門改の機關と方法とは頗る精密を極む、いま先づ
順序として其機關を說き、次で方法に及ぶべし、幕
府に於て之を掌るものを宗門改役といふ、もとは切
支丹御支配或は切支丹奉行と呼びしが、寶永以後か
く改めたり、大目付作事奉行の兩職より之を兼ね、
其職とする所は、教徒の有無を撿察し、信否を審判
するものにして、宗門上における警察の行政と司法
との兩權を有し、支配に與力六騎同心三十人あり、
諸藩にもまた此職をおき、幕府のそれと同じく撿察
の任に當れり、而して其方法に至りては敎種に亘れ
るがゆゑに、序を逐うて之を述ぶべし、(一)寺請證文、
寺院をして其檀那たるを證ずしむる文書なり、卽
ち士民を驅りて、佛教以外に身を置くの餘地なから
しむるの政策に出づ、(「テラウケジヤウモン」參看)
(二)人別帳、卽ち戶籍簿にして、教徒探索の目的によ
りて製したるものなり、(三)宗旨人別改、人別帳に付
き、一家一人ごとに較照撿勘して誅印せしめ、更に
僧侶をして證明せしむるなり、かく爲したる人別
帳をば、宗旨人別改帳といへり、卽ち人別帳と宗旨
人別改帳とは僧侶の證明を付したるとを然らざるとの
差に留る、(「シユウシニンベツアラタメ」參看)(三)踏
繪、諸人をして耶蘇の像を刻したる銅版もしくは木
版を、踏ましめ、信者にあらざるを證せしむるなり
ふ、江戶及び九州地方にのみ行ひ、全國一般に及ば
す、(「フミエ」參看)(四)屬託金、卽ち宣教師幷に教徒を
訴へ出でたるものに與ふる賞金なり、起原詳かなら
ざれども、元和八年には京都に於て、寬永三年には
長崎において、並に賞を懸けて告訴を誘導したる事

其濫觴なるべし、然れどもこれは京都長崎の兩地方に留りしが、島原の亂戡定の年、即ち寛永十五年に至り、はじめて、全國及び津々浦々に高札を建て、其旨を掲示せしむ、所謂吉利支丹訴人の制札なり、其文は

覺

一はてれんの訴人　銀子二百枚
一いるまんの訴人　同　百枚
一きりしたんの訴人　同　五十枚

訴人によるべし、

右訴人いたし候輩は、たとひおなじ宗門たりといへども、宗旨をころび申出においては、其咎をゆるし、御褒美御書付のごとく可ㇾ被ㇾ下之旨被ニ仰出ㇾもの也、

寛永十五戊寅九月十三日

由ㇾ之觀ㇾ之、獨り告發者を誘導するのみならず、四教者其人をして自ら新らたにするの門を開きたるものといふべし、(五)禁書、西教に關する書籍の賣買閱讀を禁ずるないふ、寛永七年はじめて之を禁じ、純粹なる宗教書のみならず、其書の性質如何を論ぜず、耶蘇、天主、または西洋、利媽竇等の文字あるものまでも、世の擯斥する所となりしが、享保五年德川吉宗、西洋學術の實用に適するを知り、教法に關したるものゝ外、閲讀賣買の禁を解きたり、(「キンショ」參看)

(六)起請文(宗旨證文)、耶蘇教信者にあらざる事を、本邦の神祇もしくは外神に誓ひたるものないふ、佛教者卽ち一般人民には本邦の神祇に誓はしめ、耶蘇教より改宗したるものには外神に誓はしめたり、外神に誓はしむるものを「黒船誓約」と稱す(「キシヤウモツ」參看)寛永十二年士民一般に課して翌年に至せしめしが、天和以後は毎年に改めしも、後ち耶蘇教を奉ずるものの殆ど跡を絶つに及び、其必用なきに至りしを以て、之を停めたり、

(七)切支丹類族改、耶蘇教信者たりしものゝ子孫並に眷族を切支丹類族と稱し、其者に對して特に行ふ調査をいふ、真享四年之をはじむ、其改め方は、轉宗又は棄教後に信仰せる宗旨、類族に關する異動並に耶蘇宗門の者を發見せば、速に訴へ出づべき等、各條極めて細密なる按文を附し、檢使を出す等を徴す、なほ轉宗棄教の者死すれば、檢使を出す等の事ありしに、此時代の中世以後自ら廢絶したり、而して切支丹類族に、切支丹類族、轉切支丹類族の二つあり、前者は終身其教を守りて死に至るまで變ぜざりし者、卽ち殉教者の類族をいひ、後者は中途より佛教に轉宗したるもの〻類族をいふ、地方凡例錄に、切支丹を捨てゝ、佛家の諸宗に成たるものを、轉切支丹といふ、其轉じたる者を、本人といふ、其子、父不轉已前出世の男女共、本人同然といふ、其子、本人の孫より類族となる、又父轉じたる後出世の子は、類族に成る、男子の方は、本人より七世の孫まで類族にて、八代目より素人に成る、女子の方は、曾孫迄四代に類族切れ、五代目に素人と成る、切支丹類族の方にては、常の人をさして素人と唱ふるは、通稱なり」と見えたり、以上は其方法の重なるものと爲す、茲に於て、耶蘇の信徒殆ど盡きたりと雖も、九州の一部に至りては、江戸時代を通じて密に之を奉ずるものもありしといへり、維新の際に及び宜に遂べたる諸方法一切を廢し、默許に附したるよりり、教徒漸く多きを加へ、遂に憲法の制定に及びて、信教の自由を有せしめ、禁令全く解く(日本西教史、外交史略、徳川十五代史、日本風俗史、徳川幕府吉利支丹宗門改考)

キリシタンジ　吉利支丹寺　所在地肥前國

西彼杵郡長崎○耶蘇宗を奉ずる寺院起源沿革天正中吉利支丹宗擴まり、神社佛寺殘りなく破却燒亡し、此宗を張行す、諸郷の地に十一箇所を建つ、天正十六年以來之を嚴禁し、慶長十九年七月、江戸幕府、山口駿河守を下だし、長崎諸郷に在る切支丹寺を悉く破却し、本尊は五箇寺の寺中に埋め、僧を本國に追却す、夫より全く衰頽す(地名考)

キリシタンリニンノセイサツ　吉利支丹訴人制札　江戸幕府の時、切支丹教を奉ずるを告發せしむる懸賞を掲げたる高札をいふ、「キリシタンシユウ」參看、

キリシタンブギヤウ　切支丹奉行　江戸幕府の時、宗門改の者をいふ、「シユウモンアラタメヤク」を見よ、

キリシタンル井ゾク　切支丹類族　切支丹宗(キリシタンシユウ)參看、

キリシマノジングウ　霧島神宮　「キリシマノジンジヤ」を見よ、

キリシマノジンシヤ　霧島神社　所在地

日向國と大隅國との界なる霧島山の麓に在り、嗣はもと、日向國諸縣に屬す、今は大隅國姶良郡田口に在るを本社と定む○霧島峰神社、瀬戸尾神社、霧島中央權現ともいひ、今は霧島神宮といふ、官幣大社に列す起源沿革天津彦々火瓊々杵尊起源沿革古老傳に、欽明天皇の御宇、慶胤仙人始めて此山を開くといふ、桓武天皇延暦七年震火あり、仁明天皇承和四年八月、官社に與り、清和天皇天安二年十月、從四位下を授く、村上天皇の世、性空上人神殿又僧坊を造る、島羽天皇天永三年二月三日、及び六條天皇仁

安二年、山上大に燃て神社其災に罹るといへども、神像恙なく、宮殿造營ありて猶山上に鎮座ありしを、百二十三年を經て、四條天皇の文暦元年十二月二十八日、震火に罹りて、神社燒亡す、文明十六年島津忠昌、兼慶法師に命じて社を中興させ、百石の社領を寄附す、享保元年九月二十六日、山上また火を發して神社寺院總て燒亡す、十四年、今の地に宮殿を造營して、同年八月二十七日遷座あり、降りて明治七年二月、霧島神宮と改め、官幣大社に列せらる、凡其祭は三月及び十一月の十八日を用ふ(太宰管内志、地理纂考、官國幣社一覽)

キリステゴメン　切捨御免　江戸時代の詞、人を切捨つることを差し許されたる意、武士一般に、町人及び下士の無禮を加へたる時、之を切捨御免なりしといふ、

キリゼニ　切錢　鎌倉幕府の頃、民間にて銅を薄く長く鑄造し、之を切りて錢となし通用せし貨幣をいふ、貨幣史には、猶破錢と云ふが如く輪廓欠缺文字不明の錢のことをいふなるべしといへり、果して如何にか詳かならず、吾妻鏡要目集成に、銅を切て錢に准じ、切錢と唱へ漫に通用せしや難、盧文弨解ㇾといひ、食貨志に、近世有ニ寛字榮字等銀一、行ニ于北陸一不ㇾ知ニ何時所ㇾ造、厚二分許、長短不ㇾ一、用ㇾ之者、大小任ㇾ意、剪而行ㇾ之、俗稱ニ銘切銀一、後禁ㇾ之、本書(吾妻鏡を云ふ)所ㇾ謂切錢、或亦此類乎ㇾと云ふ、吾妻鏡に、弘長三年九月十日丁亥、切錢事有ニ其沙汰一、近年多以ニ出來之由有ニ其聞一、自ㇾ今以後者、用ニ切錢一事可ニ停止一之、存ニ此旨一、普可ㇾ令ニ下知一之由、被ㇾ仰ニ左典厩等一云々」と見えたり、

キリソヘ　切添　江戸時代、古田畑の地續きを切り開きたる新田をいふ(地方凡例錄)

キリダイバン　切立　切臺盤　「ダイバン」を見よ、

キリタテ　松を切りて舞臺と、樂屋との間に立つる垣の一種、もと舞臺にのみ限らず、吾妻鏡に、御所の北の御壺に、切立を構へらる、皆松を用ひらるなど見え、又北山殿行幸記に、樂屋の前には、切立の松四本に、藤の造花をそへらるゝよしなども見えたり(家屋雜考)

キリツボ　桐壺　淑景舍(シダイシヤ)を見よ

キリヅマ　切妻　家屋の切通より廂殿へ入る口をいふ、妻は詰の義にて、端の事なれば、此名あり、永享九年の行幸記に、廂殿の南の簀子を經させ給ふなど見え、又同記に中門の切妻をおりさせ給ふなど見え、又同ども見えたり(家屋雜考)

キリトウダイ　切燈臺　「トウダイ」を見よ、

キリヌサ　切麻　紙と榊の葉とを細かにきりて、米とかきまぜて祓修行の時に神前に打散らすもの、左右左とまく、俗に是を伊勢の御祓といふ、又小麻とも手向麻ともいふ、伊勢神宮にては米箱と麻箱とにある者を混ずるのみにてまくことなし、其義は同じ、手向とは、陸路海路を行く時其國其里に入り、其所の大小神祇に麻袋より出して奉る故に名づく(神道名目類聚抄)幣(ヌサ)參看、

キリノモン　桐紋　名義紋所の名、桐の花葉を紋としたるもの、皇室の御徴章に用ふ、又臣下にも用ふ、五三桐、五七桐の二種あり、黑川博士は、五三は輕事に重事には五七を用ひたるものなるべしと云へり起源沿革桐は御祀の紋より出でしものなるべし、黄櫨染の御袍と、朝賀を受け、諸會を行ひ給ふ時、着御し給ふ御袍の織紋にして、弘仁の格文に、文梧竹鳳凰とあるを始めとす、鳳凰、麒麟、龜、龍の四靈は各々其族の長なれば、古來支那等にても天子に比し來れり、故を以て黄櫨染の御袍に用ひたるものにして、鳳凰は桐に棲み、竹實を食す、故に、桐竹を加へしものなり、蓋しこの御袍は御在位中の御服なれば、後世の御紋章となりしものなるべし、(後には上皇も用ひ給ふ)是より先、小忌の服の摺模樣に、桐竹山鳥等あるを見れば、其起原は奈良朝以前にありしものならん、

(五七桐紋)

此を調度に用ひしは、禁祕抄朝餉の條に「堀河院御時蒔ニ桐竹一(黄蒔歟)とあるを始めとす、然れども未だ全く紋章となりしにはあらず、源平武士以後諸族各々其家の徴章として、紋章を用ひしより、朝廷にても終に御紋章となし給ひしものなるへし、御紋章に定まりたる時詳かならず、赤松物語に、康暦元年後圓融天皇より、鳳凰に桐の御紋を賜はりしことを載せたれども、後の書なれば信じ難し、後花園天皇永享九年十月二十一日行幸記裏殿の條裝束に、御障子之繪(桐竹と鳳凰)云々と見え、牛井系圖傳明親の條に菊桐の紋を賜ひ、又江就記に、毛利元就御卽位用途を獻ずしに、功を賞し菊桐紋を賜ひたること見えたれば、後花園天皇以後定まりしものならん、然れども臣下猶用ふるものありしと見え、文祿三年豐臣秀吉令して菊桐紋を臣下の紋に用ふるを禁じたり、茲に於て皇室專有の御紋章となれり、桂宮御幸殿(寛永中作)の金具には桐花の敷定まらざれば、五三、五七と定まりしほこれより後の事なるべし○江戸時代、諸侯の家紋とせしもの、五三の桐は、筑後久留米の有馬、出雲松江の松平及び其一族、播磨赤

(五三桐紋)

穂の森、播磨三日月の森、備中新見の關、信濃上田の松平、肥後新田の細川、肥後宇土の細川、丹波福智山の朽木、播磨明石の松平、但馬出石の仙石、豐後佐伯の毛利等の諸氏、一色氏、五七の桐は、丹波柏原の織田、薩摩の島津、對馬の宗、攝津三田の九鬼、備中足守の木下、出羽天童の織田、豐前小倉の小笠原及び其一族、出羽米澤の上杉、越後長岡の牧野、大和田原本の平野、出羽龜田の岩城、播磨三草の丹羽、下野喜連川の足利、大和高取の植村、但馬豐岡の京極、日向延岡の内藤、陸奥湯長谷の内藤、及び一族、陸奥一ノ關の田村、日向高鍋の秋月、丹波山家の谷、長門の毛利及び其一族、播磨龍野の脇坂、肥前佐賀の鍋島等の諸氏之を用ひて家紋となせり（羽倉考、鵜春廬雜考、菊桐御紋章考、武鑑）

キリビ 鑽火 樅、檜などの木をすりて、採る火を云ふ、太古の遺風なり、後世火打石にて出したる火をきり火と云ふとは別なり、其法上圖の如く「イ」の圓柄（樫木などを用ふ）を以て「ロ」の板に錐もみし、其磨擦によりて發火せしむるものとす、（玉葉、松屋筆記）

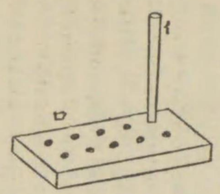

キリフウジ キリフジャウ 切封 腰文（コシブミ）を見よ

桐生城 桐生氏の城、上野國山田郡桐生村起原詳かならず、吾妻鏡に、桐生六郎忠綱、足利俊綱の首を斬つて鎌倉に獻ずるゝと見え、上野志に、桐生氏祖は、藤原元綱也、文治二年入部桐生小太郎と云ふ」とあり、永祿元年十一月上杉景虎來り攻むるに及び、桐生大炊介直綱降服して其幕下となる、天正元年新田郡金山の城主由良氏の攻め陷いる所となり、檜瀨、藤井等をして守らしむ、後に小田原北條氏に屬し、天正十八年小田原陷落の時この城陷り、後に廢城となる（上野名跡誌）

キリマイ 切米 扶持米を金錢に切替て渡す事をいふ、室町時代よりありたる由、倭訓栞に見えたり、官制沿革略史に、德川氏の切米とは、領地を有せざる旗下の士に、倉廩より祿米を、年三季に切て與ふるなり」といへり、卽ち春夏には分限高の四分一を渡し、御供米といひ、冬には、其半高を渡し御切米といふ、新規の切米を渡すには、九月晦まで は一箇年分、十月朔日以後は半箇年分、總て日數に拘はらずして渡すなり、

キリマイテガタアラタメヤク 切米手形改役 江戸時代の職名、書替奉行とも云ふ、常に淺草倉廩の役所に在りて、諸士より出す所の祿券を、檢査することを掌る、勘定奉行の支配に在りて、燒火間詰とす、役料二百俵にて持高なり、其下に手代九人あり（柳營總鑑、明良帶錄、官制沿革略史）

キリミス 切籠 鴨桁より落長押まで垂れず、半分の長の御簾を云ふ、禁秘抄臺盤所の條に、其外號切簾」一間懸、と見えたり、

キリモガリ 切虎落 勸進能、田樂其外見物所の總かこひに、竹等を切て結びたるもがりを云ふ、條々開書に、大和ぶしなどもうたひ候なば、きりもがりのうちなど〻申して、奚ひたると て候」とあり（真丈雜記）

キリモノ 切物 櫃勢ある人を云ふ、俚言集覽に、織物の義歟、遊りのよさ強なるべしと云へり、平家物語清水寺燈籠の條に、敎中のきり物四先出朋

と云ふものあり云々と古今著聞集に、高麗國貢し時の進討使に、天野式部大夫遠景むかひけり、大藤家めきり物にて次官藤内と云はれし云々」と見えたり、

キレキン 切金 通用の貨幣の切れたるものをいふ、享保集成絲綸錄寶永二年十二月に、御藏金并に世間通用の金共に切れ有〻之候小判、只今迄兩替屋方にて、歩銀を取候由、向後切れ有〻之候小判にても、遣方障り不〻申、小判歩銀取申間敷候云々と見え、正寶事錄享保六年六月に、慶長古金の內三分迄のきれ一箇所あるとも通用すべきことを令し、寶曆集成絲綸錄延享二年閏十二月に、切れ金は、切れはなれるまで通用すべきことを命じ、寛延三年五月、五分以上の切金、形欠損せば金座へ差出して直さしむる由見えたり、

キロク 季祿 王朝時代春秋二季に一位已下の諸官人を通じて給ふ祿をいふ、春は二月上旬に、秋は八月上旬に賜ふ、蓋し八月より正月までの勤務の日數百二十日に充たされば賜はらず、今大寶令の制を表にて示せば左の如し（令義解）

	絁	絹	布	綿
正從一位	三〇匹	三〇疋	一〇〇端	一四〇屯
正從二位	二〇	二〇	六〇	一〇〇
正三位	一四	一四	四二	八〇
從三位	一二	一二	三六	六〇
正四位	八	八	二二	三〇
從四位	七	七	一八	三〇
正五位	五	五	一二	二〇
從五位	四	四	一二	二〇
正六位	三	三	五	一五
從六位	三	三	四	一五
正七位	二	二	四	一五
從七位	二	二	三	一五
正八位	一	一	三	一五
從八位	一	一	三	一〇
大初位	一	一	二	一〇
少初位	一	一	二	五

キロクジヨ 記錄所 職員令始めは莊園の券契の理非を勘決して記錄す、故に又記錄莊園券契所とも、莊園記錄所とも云ふ、後には其掌る所、諸司諸國並に諸人の訴訟をも裁斷し、年中式日の公事用途の式數をも勘申せしむ、職員令上卿一人、納言以上世務に堪へたる人を撰ぶ、辨官を以て之に補す、二人或は三人の時あり、寄人大外記以下法制に通ぜし人を用ふ、少きは五人多は二十一人の時あり、開闔、職原抄に見えたれども、延久天永保元文治共に所見なし、蓋し北朝記錄所を置くに及び、寄人の中を以て開闔となす、延喜以來諸國新立の莊園多くして、國務の妨を爲すもの多きを以て、後三條天皇の卽位に及びて、此弊を糺たさんとし、延久元年二月二十三日勅して新立の莊園を停め、寛德以前と雖も立券の不分明にして、國務の妨となるは悉く之を停止せしむ、閏十月十一日記錄所を太政官の朝所に置き、券契の理非を勘決せしむ、是れ記錄所の始めなり、此時上卿、辨及び寄人五人を置く、後三條天皇崩御の後、記錄所廢れ、再び莊園增加したり、故を以て天永二年九月白河法皇の御意により、延久の例に倣ひ上卿、辨、寄人を置き、國司と本家爭論の事を撿知せしむ、此時上卿藤原宗忠、辨雅兼、寄人大外記師遠等三人なり、其後又莊園漸く多くなりしを以て之を停めんとし、保元元年五月又記錄所を置き、左大將藤原公敎を上卿とし、辨三人、寄人十二人（或は二十一人）を置き、券契を勘決せしむ、其後源平の爭亂となり、勢ある もの土地を兼併す、壽永三年平氏亡び、源賴朝天下を取るに及び、沒官領多く、莊園につきての紛爭絕えざりしを以て、賴朝上奏し之を置かん事を奏請す、依て文治三年二月二十八日記錄所を置き、閑院內裏中門の南內侍所の南廊を以て其所となす、其掌る時、券契のみならず、諸司諸國諸人の訴訟、朝廷の公事用途式數等の事を沙汰せしむ、上卿勾當二人寄人十二人を置く、上卿は兼實の子良通、勾當は定長、親經、寄人は大外記賴業範真等なりき、其後記錄所を院中に置かれしと見え、百練抄建保二年八月二日の條に、於二院御所記錄所勘二申清水清閑寺堺相論事一と見えたり、後醍醐天皇元亨元年親ら記錄所に出御して訴訟理非を裁斷せらる、建武一統の後元年五月十八日、寄人十一人を置き、大外記賴元、楠木正成、那和長年等を以て之に補す、翌二年三月十七日二十一人を置き、寄人の結番を定めて事を行はしむ、南北分立の後に至りて、南方の事史料缺けて詳かならず、北方は後光嚴院の時に至て記錄所を置く、眞治年間殿密に行はれしこと大外記師守記に委しく見えたり、後小松天皇の御世まで行はれしが如し、其後の事詳かならず、續神皇正統記に、後小松の御字までは記錄所の御沙汰も被〻行侍るとかや云々」と見えたり（記錄所考）

クウインジ 空印寺 所在 若狹國遠敷郡小濱市後瀨山の下○建康山と號す 開基 曹洞宗 開基 長源寺の舊趾にて、武田元光守護たりし時、此處に城を築き、寺を津田に移すと云ふ、京極忠高國主たりし時、此地に創建し、父高次の菩提寺と爲す、酒井忠勝封國後、建康寺を改め、國中曹洞宗の僧錄司と爲す、寛文中佛殿を改造し、建康山空印寺と改む、蓋し空印は忠勝の法號なり（若狹郡縣志）

クウカイ 空海 名稱 幼名を眞魚、諡號を弘法大師といふ 系統 父は佐伯公、母は阿刀氏 事績 眞言宗の高祖、讃岐國多度郡の人、寶龜五年六月十五日誕生す、十八歲、京師に遊學す、三敎指歸を作る、二十歲、石淵の勤操僧都に從ひて剃染し、二十二歲、東大寺に受具す、既にして四方に遊びて修行し、更に大和高市郡久米の道場に往きて、神龜天平の頃に、無畏三藏の持し來れる大毘盧舍那經を披閱するに、深義了解し難き所多きを以て、はじめて入唐求法の志を起す、延曆二十三年、年三十一、遣唐使藤原葛野麿に從ひて入唐し、京城青龍寺惠果和尙に學び、眞言密敎兩部の祕奧を相承し、大同元年歸朝し、大に之を弘め、弘仁七年、高野山を開く、十四年、朝廷より鎭護國家の道場として東寺を賜ひ、後ち敎王護國寺の勅號を賜ふ、乃ち本宗根本道場と爲す、承和二年三月二十一日、高野山に入寂す、年六十二、延喜二十一年十月弘法大師の諡號を賜ふ、平城、嵯峨、淳和、仁明の四帝、及び嵯峨皇太后、淳和皇后は受戒し給ひ、高岳親王如意尼等弟子となり給ふ、また詩文を能くし書に巧なり、世に伊呂波歌はこの作なりと傳ふ、其他山を開き路を拓く等、蘊奧興業に與りて力あること甚だ多し 著述 三敎指歸、性靈集、摩顯密二敎論、十住心論、祕藏寶鑰、卽身義、聲字義、吽字義等數部あり（元亨釋書、佛敎各宗綱要）

グウケ　郡家　郡司の役所をいふ、郡司（グンジ）を見よ、

グウジ　宮司　神職の一、其社の神に承事し、且つ主として造營收稅等の事を掌る、伊勢神宮には、大宮司、少宮司、權宮司等あり、熱田社、宇佐八幡、宗像社、香椎廟、香取社、鹿島社、氣比社、阿蘇宮等には大宮司あり、何れも諸代職にして其社の長官なり、又稀に少宮司、或は權宮司をも置けり、伊勢には大宮司の上に祭主あり（延喜式、類聚三代格、日本紀略、孝德天皇の時始めて大神宮に宮司を置く、清和天皇貞觀十二年八月伊勢大神宮司一員を加へ置く、陽成天皇元慶五年八月伊勢大神宮大宮司一員正六位上階、小宮司一員正七位上階を制定す、醍醐天皇延喜二年權大司を大司少司の間に置く、以上大司權大司少司を三員の宮司と稱す、宮司は三司の總名、又權司少司を任司の宮司といふ、其後相續ぎ三司を任ぜられ、或は少司權司に轉補し、權司より大司に轉任、或は祭主に昇進の例もあり、後醍醐天皇の嘉曆の頃までは、三司とも存せしが、亂後權司少司は絕え、大司一員僅に殘れり、宇佐は寶龜二年宇佐田麿を大宮司に、同池守を少宮司に任ぜしを始めとす、香椎は天慶元年六月に日本紀略に、宗像は天元二年符宣抄に見えしを始めとす、其他創置の年代詳かならず、明治維新後は、官國幣社に奉仕せる神職の中、其上位にある者を稱することとなれり、なほ伊勢神宮に限りて少宮司あり（三代實錄、延喜式、類聚三代格、宮司系圖沙汰文）

（三員宮司）

グウジ

グウジヂモク　宮寺　神宮寺（シングウジ）を見よ、

グウシユウ　宮司除目　立后の時の四宮、即ち太皇大后、皇太后、皇后、中宮等の大夫亮以下を任する除目をいふ（官職雜儀）

クウヤ　空也　光勝（クワウシヤウ）を見よ、

クウヤダウ　空也堂　極樂院（ゴクラクキン）を見よ、

クウヤネンブツ　空也念佛　鉢敲（ハチタタキ）を見よ、

クエイデン　公營田　「エイデン」を見よ、

クエウ　九曜　星の名、日曜星（太陽）、月曜星（太陰）、火曜星（熒惑）、水曜星（辰星）、木曜星（歲星）、金曜星（太白）、土曜星（鎭星）、計都星、羅睺星を合せていふ稱、和漢三才圖會に、按、日月與二五星一稱二之七政一更加二羅計一以爲二九曜一、陰陽者家流每用レ之配二入五性一、以二每年所屬星一告二吉凶一、特値羅計火三星一則爲レ凶」と見えたり、

クエウトモエ　九曜巴　紋所の名、巴九個を九曜紋の如く記したる紋を云ふ、遠江懸川の松平氏、陸奥福島の松平氏、備中松山の板倉氏、備中庭瀨の板倉氏、上野安中の板倉氏及び其一族之を用ふ、依て一に板倉巴とも稱す（武鑑、諸家紋鑑）

クエウノモン　九曜紋　紋所の名、九曜星にかたどり、大星を中央に置き、其周圍に八ツの小星を畫きたるものなり、また一種細川九曜と稱する紋あり、細川の一族之を用ふ、其形ち少く異なれり（別圖參看）、諸家系圖に云、其始め天正十年九月、

保科正直箕輪城を攻め三日にして陷る、先し是家紋模樣也、此時九曜星下り旗上に飜る、一同佳瑞となし出兵して大勝を得、依て此紋を家紋となすに至れり」と○此紋使用の諸家は、伊勢鳥羽の土方、陸奥仙臺の伊達、陸奥盛岡の南部、伊豫宇和島の伊達、下野宇都宮の戸田、伊豫吉田の伊達、陸奥中村の相馬、常陸土浦の土屋、陸奥仙臺の伊達、信濃小諸の牧野、下野烏山の大久保、丹後田邊の牧野、豐後府內の大給、攝津尼崎の櫻井、大和田原本の平野、周防岩國の吉川、出羽新庄の戸澤、上野小幡の松平、武藏忍の松平、美濃大垣の戸田及び一族、越後高田の榊原の諸氏となす（武鑑、諸家紋鑑）

クラン

クラン　久遠寺　甲斐國巨摩郡身延村○山號身延山、日蓮宗、舊一致派の總本山、此の地昔は南部御牧波木井郷に屬す、身延は費夫と稱せしが、日蓮住せし後今の字に改めしと云ふ、寺域東は鹽澤（波木井村）西は追分山（小縄村）南は鷲取山に接し、正嘉元年波木井郷の豪族波木井實長（新羅三郎義光の裔）宗祖日蓮に謁して歸依す、日蓮屢々幕府の命に逆ひ、屢々流さる、最後佐渡國に流され、後ち赦されて歸るや、文永十一年五月實長の請により身延山に入る、今の西谷に草庵を構へて之に居す、弘安四年十一月實長別に十間四面の大伽藍を建立し、身延山久遠寺と云ふ、是れ當寺開基の始めとす、弘安五年武藏國池上本門寺に赴き寂す、寂する前遺命して、骨を身延に埋め塔を作り、六老僧をして輪次塔を守らしむ、依て翌年別に一堂に遺骨を安じ、六老僧各子院を作り、遺命の如くす、同八年日向守塔の時、波木井實長五老僧に告げて、輪次守塔は法の爲め一山の爲め、便ならず、却て荒涼の基たるを以て、輪番の制を廢し、住持を定めんと謀る、諸僧皆之を贊す、獨り日興遺命を固く執りて從はず、實長喜ばず興と交を絕つ、興去て安房國保田妙本寺を建つ、後ち實長日昭と謀し、日向を請して當山第二世となす、以後輪番の制なく、貫主整然として定まる、日朝の時に至り、文明中四谷の地伽藍なるを以て、今の地に移し、大伽藍を起す、日朝

住する四十年、宗風大に振ひ、一山の規模尤も備はる、後世日朝を中興の祖となす、天正以後武田豐臣諸氏の信仰を受け益々旺盛なり、武田信玄最も歸依し、地を寄せ、國中諸末寺をして進退せしめ、豐臣秀吉の姉瑞龍院殿日秀は本宗に歸依し、堂塔を增修す、慶長元和以來蓮華院（御萬方）日蓮に歸依ありしを以て、紀伊水戸の德川氏も、又深く之に歸依し、甲府綱重の母順性院も亦歸依して靈祠を建つ、寶永三年、永代紫衣參內を許さる、正德元年御祈願寺となす、爾來星移り物換りて明治維新に至り、百度變革す、明治七年日蓮官命を以て七十三代の法燈を嗣ぐ、時に本山累年の弊風殘留したるを以て、日鑑等と相議し、日遠日乾等と定めたりし、萬代法式二十一ケ條、西谷檀林萬代法式、（檀錄）町中萬代法式二十ケ條の山規を改め、支院、西谷檀林の廢合を謀り宗風を興起す、十一年日鑑の時宗會の決議を以て總本山と定む、二十年三門本堂寶藏等燒失し、一山の寶物大概烏有に歸せり、今本堂三門以下再建中に屬す○總門、南方の入口に在り、三門を去る二町、三間半に二間半の黑塗門、開會閣の額を揭ぐ○發軫堂、總門內左側に在り、實長と日蓮と始め逢ひし處、逢島とも云ふ、兩人の像あり、信玄の始めて建つる處と云ふ○梅樂橋、又太平橋ともいふ、身延川に架せり、○鏡圓坊、橋より四丁許梅平に在り、實長（日圓）の開山なり、傍に實長の墓あり○三門、綱重の母の本願にて、日遠の建立する所、身延山の額は日潮の筆、十三間、奧行五間の樓門なり、二王を安ず、運慶の作と傳ふ、慶應元年燒失し、假門なりしが、明治二十年再び燒亡す、二十三年再び假門を建つ、卽ち現今のものなり○本堂、方十間、四方椽各九尺南向なり、豐臣秀次の母堂建立する所なり、兩尊四菩薩文殊普賢菩薩を安置す、明治二十年燒失し、四方十五間の本堂は目下再建中に屬す○祖師堂、境內正面の左側に在り、方十七間、日傳再建したりしが、後ち燒失し、現今のは十二間に二十間の大宇にして明治十四年の建立にかゝる○西谷學院檀林、西谷に在り、十四世善學院日鏡の隱棲所にして、慶長九年檀林とす、後ち廢絕せしが、日蓮寬文九年に再興す、明治七年身延檀林と改め、本院に屬す、講堂は九間に七間半、寬文九年安藤重常父の爲めに建つる所、明治八年本院位牌堂同祿につき、之を曳き移す、今の釋迦堂是なり○奧院、身延山なる云ふ、又芬陀梨峯とも云ふ、本院より北へ五十町、孝東院（又大孝院）あり、四間に七間の堂宇、二十八世日奠の創立、元祿十六年再興し、庫裡は安政二年の再建なり、二王門、鐘樓、御供寮、天照太神宮、東照宮、三光堂等あり○七面山、本院より西へ二百八町、永仁五年、日期の開く所、七面明神社あり、別當所を敬眞院と云ふ、諸堂は延寶三年の草創にして、隨神鐘樓の外安永天明年間の再興なり、本殿、幣殿、拜殿、天都宮、隨身門、池大神宮等あり○什寶は近代の日宣御內書等の外古文書等全くなしと云ふ○歷代を左に示す（甲斐國志、身延鑑、日蓮宗各本山名所圖會、佛家人名辭書）

○日蓮——日向（佐渡阿闍梨）——日進（三河阿闍梨）——日善（大法阿闍梨）——日奠（鏡圓阿闍梨）——日院（實敎阿闍梨）——日叡（上行院）——日億（行學院）——日學（成就院）——日延（觀行院）——日朝（行學院）——日意（圓敎院）——日傳（寶聚院）——日鏡（善學院）——日叡（寶藏院）——日盤（琳瓶院）——日新（慈雲院）——日賢（妙雲院）——日道（法雲院）——日英（一如院）——日乾（寂照院）——日遠（心性院）——日祇（慧眼院）——日要（顯是院）——日深（妙寂院）——日進（知見院）——日境（通心院）——日奚（妙心院）——日蓮（隆源院）——日通（寂遠院）——日脫（一圓院）——日省（智寂院）——日享（遠沾院）——日祐（見龍院）——日竟（誠峰院）——日潮（六牙院）——日寬（薩心院）——日答（廣演院）——日總（眞明院）——日輪（圓通院）——日妙（龍沾院）——日辰（耐慈院）——日見（理天院）——日寶（潮音院）——日應（寂隆院）——日唱（守信）——日擔（領峰院）——日豐（亮心院）——日源（光漸院）——日地（本義院）——日沾（敎山院）——日全（明靜院）——日盛（堅樹院）——日奏（上妙院）——日審（智透院）——日逞（潮文院）——日晴（太裕院）——日舜（究竟院）——日璟（是運院）——日諦（圓中院）——日潤（一雨院）——日心（智了院）——日扇（雙樹院）——日闡（一乘院）——日仲（不老院）——日桂（普恬院）——日蘚（示宣院）——日檻（智鏡院）——日實（慈祥院）——日琢（事盛院）——日辭（止明院）——日禧（智現院）——日健（獅音院）——日薩（文明院）——日鑑（自厚院）——日修（心妙院）——日皐（春應院）——日殿（境行院）——日良

クガダチ　探湯　上代に於て、正邪を判たんが爲めに、神明に誓ひて熱湯を探らしむるをいふ、其法傷つかざるを正とし、傷つくものを邪とす、應神天皇九年武内宿禰の弟甘美内宿禰武内を讒せし時、勅して兄弟をして磯城川の濱にて探湯せしむ、甘美内傷き武内事なきを得たり、允恭天皇の世、世襲の業息して、姓氏紛亂し、或は已姓を失へるあり、或は故らに高貴の氏を稱し、上下相爭ひしを以て、諸姓の人を河内國味白檮岡に會し、探湯せしめて姓氏を定め給ふ、後世湯起請と稱するは此の遺風なるべし（書紀、古事記、古事記傳）或で纖體天皇の時にも、日本人と任那人との間に諍訟生じて、容易に決せざりしかば、探湯せしめしことを、書紀纖體紀に「毛野臣樂置誓湯、曰、實者不爛、虛者必爛、是以投湯、爛死者衆」と見ゆ、之によれば其人を熱湯の中に投したることもありしが如く、又外國人にも此事を課したることもあるべし、垂仁紀に「中臣連祖探湯主」といふ人名も見えたれば、其起原は古きにあるべし（書紀、古事記、古事記傳）

クガツノセツク　九月節句　重陽（チヨウヤウ）を見よ、

クガノコホリ　玖珂郡　**郡名**　周防國之を置く　**沿革**　續紀、延喜式、又玖珂に作る、和名抄に、玖珂（クガ）柞原、餘戸、野口（ノグチ）多仁（タニ）由宇、大野（オホノ）伊賀、羅家、石國（イハクニ）等の郷あり、郡名考「クカ」と稱し、地誌提要、又和名抄に復して「クガ」と稱す、今之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クキウヂ　九鬼氏（紀州三田）　九鬼氏の祖先は紀伊國熊野八庄司の一人なりといへど詳ならず、其子孫世々同國牟婁郡九鬼浦に住せしより以て氏と爲す、戰國の頃泰隆と云ものあり、始めて城を志摩國加茂郡岩倉村田城に築き、伊勢國司北畠氏に屬し、戰功ありしかば、其賞として國司より二見七郷の地を給せらる、其孫嘉隆の時に至り織田信長に仕へ、常に水軍に將たり、天正六年信長の本願寺を攻むるや、紀州雑賀浦及び、泉州堺浦において敵船を擊破し殊勳を樹つ、依りて志摩國七島、攝津國野田福島等七千石を加增せられしが、後ち志摩國鳥羽城を築きて移り、伊勢志摩兩國の内にて三萬五千石を食む、幾もなく豐臣秀吉の志を得るに及びてまた之に從ひ從五位下大隅守に叙任す、文祿征韓の役には加藤嘉明等と共に屢々敵船を破る、慶長二年致仕して家を其子守隆に讓り、伊勢國に於て隱栖料五千石を領す、五年關ヶ原役の起るや、西軍に與し鳥羽城に據りたりしが、守隆は東軍に屬せるを以て、遂に父子相戰ふに至る、役後嘉隆城を捨てゝ道る、守隆已の軍功に替へて父の命を贖はんことを請ひ、漸く之を許されたれども、嘉隆は自盡せり、此時守隆二萬石を加增せられて本領と合せ五萬五千石となる、寛永九年守隆歿し、翌十年久隆の家督を相續するの際、封を攝州三田に轉じ、又二萬石を兄隆季に分つ、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる、（寛政重修諸家譜、九鬼家譜、華族譜）

○嘉隆——守隆——良隆——久隆——隆昌——隆律（ノリ）
　└副隆（スケ）——隆久（初隆方ヤスヒサ）——隆抵（初隆休）——隆由——隆邑——隆張（ハル）
　└隆國——隆德——精隆（キヨ）——隆義——隆躍

クキウヂ　九鬼氏（丹波綾部）　九鬼守隆の三男隆季を祖とす、寛永十年三月父の遺領の内二萬石を分ち賜ひ、丹波國綾部に住す、十九年十二月從五位下に叙し、式部少輔に任ず、（寛文元年大隅守隆寛五百石を弟十郎左衛門隆重に分封す）子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる（藩翰譜、華族譜）

○隆季——隆常——隆直——隆寛（ノブ）——隆貞——隆祚（ヨシ）
　└隆郷——隆厚（リヨウ）——隆都（ヒロ）——隆佩（トモ）——寧隆（ネヤ）——隆治

クキヅケ　釘付　江戸時代戸締（トジメ）の刑をいふ、戸に釘を打ちつけて締を爲すが故にこの名あり、戸

クキヌキ　釘貫　柵を云ふ、又關木を云ふ場合あり、遺養抄に、町々の城戸を釘貫と云ふ、人を登せじとて、釘を打通して根を返さず故に釘貫と云ふ」とあるにて尤も明なり、後世の忍び返しも同じものなり、榮華物語ら〳〵のわかれの卷に、木はたにまゐり給ふ、月をしるべにて卒塔婆くぎぬきいと多かる中に云々」更級日記に、清見が關はかたつかたは海なるに、關屋どもあまた有て、海まで釘貫したり云々」異本應仁記に、富小路の釘貫は、富樫霍童丸が柴持固めしを云々」とあるにて一斑を知るべし（倭調栞、嬉遊笑覽）又萬物故事要決に「町々に有る城戸を釘貫と云ふ賢、文字釘貫と云ふなり、平家に成經歸洛のとき父の墓に參檀築き釘貫せさせよと書けり、宇にも釘貫と書く、人をのぼせじとて釘を打通して根を不返故に釘を貫くと書く歟、造作の具をば釘抜と書く、拔は潘八反擺と釋せり、擺は遠卓反、引なり拔擧なりと云へば、くぎをひきぬく義なり、彼れは釘貫く心なりしといへり、

クギヌキノモン　釘拔紋　紋所の名、四角形の中に小き四角な重れたる形の紋なり云ふ、海錄に、奴僕の紋に世おしなべて釘貫を付るは、恐らくは其關の釘貫を守るべきほどの人に押あてゝ、時の利口に任せて其隔子になりたる目を、一つ付させたるぞいと工夫なれ、是も近き世よりのことゝも思ひらず」とあり、此説によれば、其司る所によりて紋を定めたるものか、小笠原族の上田氏、赤松氏の族有島氏、及び越後の堀氏一族用ひ○「丸に釘拔紋」は、播磨小野の一柳氏、豐後府内の大給氏、下野那須の大田原氏、伊豫小松の一柳氏等用ひ○「角切の内に釘貫」を畫きたるは、伊豫小松の一柳氏の添文として用ひたり（家文集說、武鑑）

クキモリタカ　九鬼守隆　**事蹟**　慶長四年家を嗣ぎて長門守と稱し從五位下に叙す、五年石田三成の兵を擧ぐるや、德川家康に與して東征に從ひ、命を受けて池田輝政と共に先發して吉田に至りしが、輝政に語りて曰く、我れ伊勢に往きて功を建てんと欲すれども軍監なし、願くは一人を得て證と爲さんと、輝政即ち石丸雲哲をして共に往かしむ、是より先父嘉隆鳥羽城を修めてこれに據る、氏家純利（或は行廣に作る）之を聞き來り攻む、守隆迎へ擊つて大に之を破り、人を馳せて斬獲せる首級を家康に獻ず、家康時に遠江中泉にあり、西征の途に上りてより後、初度に獻りし首級なりしかば、深くこれを喜びしといへり、既にして關ヶ原の戰畢り、西軍全く破るゝに及び、嘉隆亦紀伊に走りしかば、即ち鳥羽城に入り、尋で大阪に赴いて家康に謁し、池田輝政に就きて父の罪を贖ほん事を請ひ、許を得て紀伊に報じたりしに、嘉隆已に自盡の後なりしかば、狀を具して以聞す、功に因りて封二萬石を加ふ、九年大阪の役起るや、直に軍船を率ゐて攝津に至りて川口を閉塞し、以て諸國往來の船舶を禁じ、且つ大阪軍の番船を奪ひ、また野田福島等の要害を破る、寛文五年七月十八日卒す、年四十七（藩翰譜、野史）

クキヤウ　公卿　官は大臣、大中納言、參議、位は三位以上（參議は四位にしてもなほ卿と稱す）を帶する者をいふ、大臣は公にして、大中納言參議及び散一位并三位以上は卿なり、また卿相、月卿（「ゲツケイ」參看）上達部（「カンダチメ」參看）ともいひ、現任にあるものを現任公卿といふ、（三光院内府記、公卿補任、條訓栞、有職釋中抄、故實拾要）、なほ職原鈔に、公卿、攝政關白及三公、是公也、散一位及三位已上、是卿也、參議者雖二四位一猶卿也」と見えたるにてこれを知るべし○禮記に、天子三公九卿二十七大夫」とあり、儀禮燕禮に、膳宰羞二於諸公卿一」とあり、孟子に、公卿大夫此人爵也」などあるより出でたるなるべし。

クギヤウ　苦行　禪宗にて淨人を云ふ、「ジヤウニン」を見よ、

クギヤウキフ　公卿給　**參考**　大臣以下參議に至る迄に賜ふ年給を云ふ、其給數は關白太政大臣は二分（目）一人、一分（史生）三人、左右内大臣は二分一人、一分二人、納言は二分一人、一分一人を賜ふ　**出典**　**沿革**　貞觀七年の議奏に、公卿給を賜ひし事見えたれば、この頃より起りしなるべし、宇多天皇仁和以後關白始まりしより、關白給加はる、又攝關の父大臣を帶せざる時にも、優遇して之を給せり　蟬冕翼抄に引ける通後卿記によれば、太宰帥在任中は年給を賜はらざるが如し、然れども稀には太宰帥にても給ひし事見えたり（年給考）

クギヤウノマ　公卿間　京都皇居内の居間の名、公卿の出仕する所なり云ふ、御車寄の南に在り、東西榮、檜皮葺、檜木造、第一を虎の間、次を鶴の間、櫻の間とて、東より四に至る（櫻の間最も西に在り、諸大夫ノ間といふ）虎ノ間の東に一室あり、其より渡廊を經て清涼殿の殿上の間に至る、虎ノ間鶴ノ間の北に廊あり、東西及び南面は外椽あり、南椽外の廣庭は神嘉殿の在りし所なり、「クワウキヨ」參看（安政遺營誌、平安通志）

クギヤウノマ　公卿間　中古貴族の家屋の客座數を云ふ、始めは公卿のみに對面する座なりしが、後に一般に稱するに至りしならん、公卿座ともいふ、家屋雜考に、三内口訣に、廣椽の西面に妻戸あり、是れ公卿座の入り口なり、公卿座は、四疊敷なり、清華御所の公卿座は、六疊敷なりなど見えたるは是なり、（今按こゝに四疊敷六疊敷などあるは、數詰にしたる數にあらず、上疊を敷くべきほどの廣さを云ふなり）、三内口訣の内、客來奏者等作法の事とある條に、攝家宮門跡渡御の時は、主人自身中門へ被二罷出一迎へ入れ奉らるべし、御座定まり候後、主人計我が座のほどに可レ有二祗候一也、此時奏者之人、蹲二居庭上一、奔走の作法あるべからず、御歸の時、主人出座の上、送り申され御乘輿之時、歸り入らるべきなり、奏者之人出二門外一、御供奉の人々へ一禮可レ被レ申、など見えたり、客對のさま、みな公卿座にて行ふなり」とあり、この間に置物あり、硯一面脇息燈臺等あり、妻戸は掣簾を捲きて鉤丸（コマル）に懸るなり、客來なき時は、垂れ置くものとす、

クギヤウフニン　公卿補任　**參考**　普通行はるゝは後陽成天皇慶長以前にて寫本百卷、或は八

十卷のものありて定まらず、國史大系九、十、十一に收めたるは、慶長以後を合せ載せ、三編とし、前篇は後醍醐天皇延武四年以前、中篇は北朝光明天皇建武四年より東山天皇寶永六年迄を載せ、後篇は其以後とす【内容】攝政關白太政大臣以下參議四位以上公卿たる人々の官位の補任年月日等を各年に係げて記す、本書はもと公卿傳と稱し、神武天皇より村上天皇康保四年に至る、其後代々撰次、今上天皇明治元年に及べり、合せて公卿補任と云ふ、中間後深草天皇寶治元年及び建長四年より正元元年に至る前後合せて十年間闕く、後深草天皇の條は、水戸光圀一代要記を以て補す、國史大系本は數本を校合し他書を照對し、誤謬を正し、闕脫を補ひ、最も完備す(公卿補任、群書一覽)

クキヨシタカ　九鬼嘉隆

【系統】定隆の二男、淨隆の弟【事蹟】祖父泰隆の時より、志摩國加茂郡内田城に築きてこれに住したりしが、兄淨隆の代に及び、相差、和具、小鹿、荒島、甲加、濱島、國府等七島の人、伊勢國司北畠氏に倚りて兵を合せ來り攻む、淨隆勇武にして能く防ぎしと雖も、疾を受けて陣中に歿し、子澄隆嗣ぐ、年幼弱なるを以て嘉隆これを補け、防戰して利あらず、即ち城を棄て遁る、幾干もなくして再び兵を擧げて内田城を復せしが、澄隆夭逝せるを以て嘉隆家を嗣ぎ、轉ぜ廻らして七島の人を降し、全く志摩一國を合せ、大隅守と稱し、鳥羽城に住す、永祿十二年八月織田信長の伊勢に北畠具教を討つや、嘉隆獄を通じて信長に降り、爾來其麾下に屬す　天正六年信長の命により軍船數十艘を率ゐて熊野浦に抵り、紀伊國雑賀の賊と戰ひ船三十餘艘を奪ひ、轉じて堺浦に到り、以て大阪の舟路を檢察す、同十一月毛利氏の援船六百餘艘攝津に到り、大阪の援勢を爲す、嘉隆軍船を以て迎へ擊ち大にこれを破敗せしたるは、慶長以後を合せ載せ、三編とし、前篇は後醍醐天皇延武四年以前、中篇は北朝光明天皇建武四年より東山天皇寶永六年迄を載せ、後篇は其以後とす【内容】攝政關白太政大臣以下參議四位以上公卿たる人々の官位の補任年月日等を各年に係げて記す、本書はもと公卿傳と稱し、神武天皇より村上天皇康保四年に至る、其後代々撰次、今上天皇明治元年に及べり、合せて公卿補任と云ふ、中間後深草天皇寶治元年及び建長四年より正元元年に至る前後合せて十年間闕く、後深草天皇の條は、水戸光圀一代要記を以て補す、國史大系本は數本を校合し他書を照對し、誤謬を正し、闕脫を補ひ、最も完備す(公卿補任、群書一覽)

ククリゾメ　括染

今云シボリ染の事なり、「ククリ」とも云ふ、古くは之を纈(ウケチ)と稱し、遠く推古天皇の御宇より盛に行はれて、今日に傳へ來れり、江戸時代に至りては、尾張國鳴海の附近有松より、特産物として多く之を出すに至り、近代鳴海しぼりと云ふ名あり、「カウケチ」參看、

ダクワンキ　愚管記

【内容】關白近衛道嗣の日記、文和二年三月より永德三年に至る迄の事を記載す、一名後深心院關白記、又關白道嗣公記とも云ふ、後深心院は道嗣の號なり、故に名づく(愚管記)

ダクワンセウ　愚管抄

【卷數】七卷、國史大系十四輯、改定史籍集覽三輯に收む【内容】初めの二卷は皇代年代記として神武天皇以來當代順德天皇までの御事蹟を略記し、三卷より六卷までは本篇にて天下治亂の事、武家の起りの事を論じ、末の一卷は附錄なり、二卷の末に承久二年の頃迄の由記し、其後貞應二年七月迄の事蹟見ゆれば書繼せるものに似たり、但し、書繼も筆法齊しきを思へば、蓋し同人ならんか、事實正確にして、賴朝並に丹後局が各其女を宮に入れんとせし如き、北條氏が賴家を謀殺せしが如き類、他書に見えざるもの多し、假名文の史籍中史料の價値は、大鏡今鏡增鏡と白仲の間にあり【著述】太詳、本朝書籍目錄に、慈鎭和尚の作とせり、黑川春村は斷じて慈鎭の作にあらずとし、皇代記の卷末なる慈鎭の座主四ヶ度還補の論より始めて、卷々に慈鎭ならぬ證多し、但し座主の次第を委しく記せるなる、詞遣の高上なるより考へて、山僧の書ける者なるべしといへり、然るに伴信友はなほ慈鎭の作と定めたり(愚管抄、碩鼠漫筆、比古婆衣)

ダクワンセウ　愚管抄

クゲ　公家

朝廷をいふ、轉じて天皇をも朝廷の史員をもいふ、榮花物語に、國の守くけの御定めよりさしすゝみて云々と見え、古事談に、伊周私修二大元法一件法者非二公家一者不レ修法也一と見え、また吾妻鏡建久二年五月源賴朝の奏狀にも、縱賴朝身有二其咎一時者、自二公家一何無二御沙汰一哉云々」といへるが如き、みな朝廷のことをいへるなり、後ち轉化して堂上諸神家のことをいへるは、蓋し公家の來の略稱なり(有職小說、後圓融天皇、眞文錄記)

クゲ

公曉といふ【系統】源賴家の第二子【事蹟】初め賴家の寄に遇ひし時、僅に四歲、政子實朝をして養はしむ、後に剃髮して園城寺に入り、公胤に從ひて業を受け、鶴ヶ岡の別當に補せらる、承久元年正月二日實朝右大臣に拜せられたる拜賀の禮を鶴ヶ岡に行ふ、公曉常に實朝及び北條義時を殺して父の仇を報ぜんと謀る、仍て此日鶴ヶ岡社前の石階にて實朝を刺殺し(廣益俗說辨の說によれば、これ北條氏の奸計源氏の統を斷ち、己れ權を專らにせんと欲して公曉を勸めて實朝を殺さしめ、其罪として公曉を殺し世を欺きしなりと)三浦義村に據り助を受けんとす、義村給いて之を家に迎へんとし、更に義時につぐ、義時命じて之を殺さしむ、義村長尾定景を遣はして公曉を殺し首を幕府に送る、時に年十九(大日本史)

クゲシユウゴデウモク　公家衆御條目

江戸幕府、京都公家衆の遵守すべき法令五箇條を定めたるものをいふ、慶長十八年六月之を發布す、其條目左の如し、公家法度(クゲハツト)參看(公家法式、天寛日記)

一公家衆家々之學問、晝花無二油斷一機、可レ被二相勤一事

一不レ寄二老若一、背二行義法度之輩一、可レ被レ處二謫流一、但依二罪之輕重一可レ定二年序一事

一晝夜御番、老若共無二怠慢一可レ相二勤之一、其外威儀正數伺候之時刻、如二式目一參勤仕樓、可レ被二仰付一事

一晝夜共爲レ差無レ用、所々之町小路徘徊、堅停止之事

一公宴之外私不二似合一聘負、并於二不行儀之者侍共抱置輩一者、流罪同二先條一事

右之條々所二相定一也、五攝家并傳奏、於レ有二其屆一者、從二武家一可レ行二沙汰一者也

慶長十八年六月十六日　判

板倉伊賀守殿へ

クゲタウ　公廨稻

【名數】官稻の一、官衙に公廨とも稱す、

【起源沿革】文武天皇大寶令制定の時、内外諸司に皆之を給し、其數は式の處分を待ち、本司をして錄せしめ、年の終に太政官へ申さしむ、慶雲元年七月、公廨の祿を式部省大學散位等の寮に給ふ、聖武天皇天平十七年十一月、始めて諸國其數を定め、大國は四十萬束、上國は三十萬束、中國は二十萬束、中國に就て、大隅薩摩の二國は、各四萬束、下國は十萬束、中國に就て、飛騨、隱岐、淡路の三國は、各三萬束、志摩國、壹岐島は、各一萬束、若し正稅數少く及び民出舉することを肯ぜざる者あらば、必しも限に滿てず、其官物欠負未納の類は、之を以て塡せしむ、孝謙天皇天平寶字元年、其處分の法を定む、先づ欠負を補ひ、次に國儲に割き、其餘を國司の俸給に充つ、長官六分、次官四分、判官三分、主典二分、史生一分、其博士醫師は、史生の例に准じ、員外官は、各當色に准じ之を分配す、光仁天皇寶龜六年八月、太政官奏して、國毎に公廨四分の一を割き取り以て在京の俸祿に益さんと、之を可す、桓武天皇延曆十七年正月、諸國司公廨處分の際、弊習多きにより、之を停止して一に正稅に混じ、正稅の利を割て國儲及び國司の俸を置く、十九年九月、また舊に依て出舉す、二十二年二月、公廨を割きて國儲を置く數を定む、大國一萬二千束、上國九千束、中國六千束、下國三千束と爲す、平城天皇大同三年九月、悉く前例を改めて、

舊く衆司に給す、醍醐天皇、延喜式制定の時、諸國公廨稻の出擧に充つべきものを定む、其總額千七百十七萬七千百七十九束とす、國司に給する處分法は、大上國は、長官に六分、次官に四分、判官に三分、主典に二分、史生に一分、中國介なれば、長官に五分、下國掾なれば、長官に四分、員外の司は、各當員に准ず、其國の博士醫師は史生に准じ、陸奥國の博士醫師、陰陽師は、並に目に准じ、鎭守府將軍は守に准じ、軍監は掾に准じ、軍曹は目に准じ、醫師醫師は史生に准じ、若し國を帶する者は兩ながら給ふべからず、其按察使は當國の守に准じ、記事は掾に准ぜしめ、太宰府に於ては、帥に十分、大貳に六分半、少貳に五分、監に三分、典に二分、主神主工博士、明法博士、音博士に一分大半、主城、陰陽師、醫師、笙師、主船、主蔚に一分半、大唐通事に一分少半、史生、醫師、新羅譯語像使に一分と定めしむ、冷泉天皇康保の年以後、公廨の制明ならず(大日本租稅志)

クゲデン　公廨田

【名數】職分田(又職田とも云ふ)の一にして、太宰帥諸國守以下史生に至るまで、其職の差等に隨ひて各職分田を給するものをいふ、之を在外諸司職分田ともいふ、不輸租田なり、但遙授國司公廨田は輸地子田なり、令集解に、公廨田と職田と其別如何、答ふ一種なりと、職田と云はずして公廨田と云ふは、職田は限あり、公廨田は廣し、若し新任增員等あれば、姑く公廨田を以て其職俸に給す、故に公廨田卽ち職田と云ふ也、續日本紀延曆元年十二月の條に未進を辨償する爲に設くと、蓋し公廨は所謂官衙なれば、もと官衙の費用に充てしが、後には職田となりしならん」といへり【起源沿革】大寶令制定の時、其職に應じて職田を定め(「シキアンテン」參看)交代以前に種ゑたるは前人に入れ、前人

已に耕し未だ種ゑされば、後人其功直に酬ゆ、新に
任に至る者は、秋收に至るまで、式に依りて職田の
數に准じて公稼を給す、和銅元年より傳仗にも職田
を給す、養老五年六月按察使に公廨田六町、同記事
將には八町、判官に六町、主典に四町を給し、延曆
三年十一月、國司は公廨田の外に水田を營ることを
禁じ、延曆十六年六月勅して監牧司に公廨田を給
す、十七年正月公廨田を停む、十九年八月舊により
更に國司の公廨田を置く、貞觀十二年二月國司以下
任に到るの後、京に留まるもの公廨田を給する事を
止む(田制篇、大日本租稅志)

クゲハツト　公家法度　慶長二十年(元和元年)七月十七日、德川家康、京都二條城に於て發布したる、公家の遵守せらるべき法式をいふ、驗府政事錄に、將軍家渡二御二條城一、檜飯以後出二御於泉水御座敷一召二兩傳奏一、被レ仰二出公家法度之儀一、則二條殿菊亭於二御前一、令レ聞二召右法度一、給、看二十七箇條一、廣橋大納言讀二進之一、傳長老、三條大納言、其外請公卿伺候、二條殿菊亭被二仰出一之法度、尤神妙無二殘所一之由被二感申一云々、とありて能く當時の模樣を記るせり、此法度十七箇條より成る、禁中方御條目、禁裏向御法式ともいふ、その文左の如し、猶公家衆御條目(クゲシユウゴデウモク)參看、

一天子諸御藝能之事、第一御學問也、不學則不レ明二古道一、而能致二太平一者未有之也、貞觀政要明文也、寛平遺誡、雖不レ究二經史一、可レ誦二習群書治要一云々、和歌自二光孝天皇一、未レ絶、雖レ爲二綺語一、我國習俗也、不レ可二棄置一云々、所載二秘抄一、御習學專要候事、

一三公之下親王、其故者、右大臣不二北等一、著二舍人親王之上一、殊舍人親王、仲野親王、贈太政大臣穗積親王、准二右大臣一、是皆一品親王以後被レ贈二大臣一、時者、三公之下可レ爲二勿論一歟、親王之次、前官之大臣、三公在官之內者、雖レ爲二親王之上一、辭表之後者、可レ爲二次座一、其次者諸親王、但儲君者格別、前官大臣、關白職再任之時者、攝家之內次一事、

可レ爲二位次一事、

一清華之大臣、辭表之後、座位可レ爲二諸親王之次座一事、

一雖レ爲二攝家一、無二其器用一者、不レ可レ被レ任二三公攝關一、況其外乎、

一器用之御仁體、雖レ被レ及二年老一、三公攝關不レ可レ有二辭表一、但雖レ有二辭表一、可レ有二再任一事、

一養子者連綿、但可レ被レ用二同姓一、女綠者家督相續一武家之官位者、可レ爲二次座一、其次者諸親王、但儲君者一改元者、漢朝年號之內、以二吉例一、可二相定一、但重而於二禁中一、可レ爲二本朝先規之作法一事、

一天子禮服、大袖、小袖、裳袍紋十二象、(龍袞龍章龍袞)御袍、

麹塵、青色、帛、生氣(クヲヒヤウ)御袍、赤色櫟、或御引直衣、御小直衣等之事、仙洞之御袍、赤色櫟、或紺御衣、大臣之袍、櫟異文、小直衣、親王之袍、櫟小直衣、公卿著二禁色雜袍、雖二殿上人一、大臣息、或孫、聽レ着二禁色一、至二極臈一、着二麹塵袍一、是可二中御服之儀也、晴之時雖二下臈一、着二之一、袍色、四位以上櫟、五位緋、地下赤衣、六位深綠、七位淺綠、八位深縹、初位淺縹、袍之紋、禮唐草輪無、家々以二舊例一、着二用之一、任槐以後異文也、直衣、公卿禁色直衣、始或拜領家々任二先規一、着二用之一、殿上人直衣、羽林家之外不レ着レ之、雖二殿上人一、大臣息、又孫、聽レ着二禁色一、直衣、布衣、直

垂、聽レ所着二用之一、小袖、公卿衣冠之時者着レ綾、殿上人不レ着レ綾、練貫、羽林家三十六歲迄着レ之、此外不レ着レ之、紅梅、十六歲三月迄諸家着レ之、此外平絹也、冠十六歲未滿透額(スキヒタヒ)、帷子、公卿、從二端午一、殿上人、從二四月酉加茂祭一着用、普通之事、

一諸家昇進之次第、其々守二舊例一、可二申上一、但學問有職歌道令二勤學一、其外於二積二奉公勞一者、雖レ爲二超越一、可レ被レ成二御推任一、御推叙一、下道眞備雖レ爲二從八位下一、依レ有二才智樂一、右大臣拜任、尤規模也、盤雪之功、不レ可二棄捐一事、

一關白傳奏、并奉行職事等申渡儀、堂上地下之輩、於二相背一者可レ爲二流罪一事、

一罪之輕重、可レ被レ相二守名例律一事、

一攝家門跡者、可レ爲二親王門跡之次座一、攝家三公之時、雖レ爲二親王之上一、前官之大臣者、次座相定上者可レ准レ之、但皇子連枝之外之門跡者、親王宣下有間敷也、門跡之室之位者、可レ依二其仁體一、考二先規一、法中之親王、希有之儀也、近代及二繁多一、無二其謂一、攝家門跡、親王門跡之外之門跡者、可レ爲二准門跡一事、

一僧正(大正權)門跡、院家、可レ守二先例一、至二平民一者、器用卓拔之仁、希有雖レ任之、可レ爲二准僧正一也、但國王大臣之師範者格別之事、

一門跡者、僧都(大正少權)法印、任叙之事、院家者、僧都(大正少權)律師、法印、法眼、任二先例一、任叙勿論也、但平人者、本寺推擧之上、猶以相攝器用一、可二申沙汰一事、

一紫衣之寺者、住持職先規希有之事也、近年濫勅許之事、且亂二國次一、且汚二官寺一、甚不レ可レ然、於二向後一者、撰二其器用一、或爲相續有二智者之間一、入院之儀、可レ有二申沙汰一事、

一上人僧之事、顯學之輩者、爲二本寺一、擬二正權之選別一、於二申上一者、可レ被レ成二勅諚一、但其仁體、傳法修行、及二二十箇年一者、可レ爲レ正、年序未滿者、可レ爲レ權、猥競望之儀於レ有レ之者、可レ被レ行二流罪一事、

右可レ被レ相二守此旨一者也、

慶長二十乙卯年七月　　昭實　在判
秀忠　在判
家康　在判

クゲン　公驗　土地上賣買等によりて生ずる、其所有權を公認したる國司の文書を云ふ、田制篇に、私田の券契に國司郡司の判署あるを公驗といふ、田地を人に讓與し、或は賣渡すときは、更に券契を作りて公驗を乞ふ、卽ち公判ある田地の沽券なり、中古の公驗の今世に傳はれるもの少なからず」と見えたり、今左に其一例を示す、

越前國判

合高串恭原玖町參段伯肆拾肆歩(東西方江 南北横詳此本預)部
下坂井郡海郷之地
見開柒町貳段伯肆拾肆歩
未開貳町壹段
西北三條十八及田里七足原田分西北角一段
十八足原田分北四段　十九足原田一町
廿足原八段(未開)　廿九足原田一町(未開)
西北四條十八串方里六足原田分西口段　五足原田分西一段
七足原田八段(分一段西井四北妙法海戸主高橋源次郎得戸口同張屋呂鑑分九段二百十六歩公)
八足原田一町　九足原田一町
十足原田一町　十一足原田分西七段
十二足原田分四五段　十三足原田九段
十四足原田分東二段　廿四足原田分東二段
家壹區(三間二間)　地壹町

假直錢參拾參貫

右得二部下坂井郡解一偏、彼國去十二月四日符偏、得二東大寺三綱牒一偏、前件田地等、是左京六條二坊戸主從七位上間人宿禰鳴甘戸口正八位下間人宿禰麿養田地并家地、今以二件價一、買得已畢、依レ例欲レ立二券契一者、郡宜二承知細勘一申國一者、郡司勘察得レ實者國依二郡解一、以爲二公驗一、

天平寶字八年二月九日正七位下行大目王叙忠
守從五位下行高丘連比良麻呂　正六位上行掾尾張連豐人
外從五位下行高丘連比良麻呂　正七位下行少目大伴宿禰
[illegible]

クゴ　笠篋　クダラゴト」を見よ、

クゴ　供御　天皇の召上る御飯を云ふ、海人藻芥に、內裏御膳參拾參貫、地壹町、御飯は御めぐり七種、御汁二種也、御飯はわりたる强飯を開召也云々」、猶供御の事は、大日本史食貨志に詳かなり、就て見るべし、

クゴ井ン　供御院　所在　大炊寮に屬す、寮の西北隅○此中に收供御米倉、糒御倉あり(糒參)大炊寮の史生を以て預とす　之を支配せしむ、供御とは天皇上皇皇后皇子のめしあがるものを云ふ、此院は禁內の官田より收納せし供御の稻穀を取扱ふ所なり(四宮記、拾芥抄)

クゴガタ　供御方　供御所(クゴショ)を見よ

クゴ・シヨ　供御所　室町幕府の職名、平常將軍の饌羞、及び行厨に供する局を云ふ、(後の膳所なり)其役員を供御方と云ふ、供御とは、もと至尊の飲饌に稱する辭なるを、柳營に移せるなり、御末衆の內、進士、太田の二氏世襲とせり、將軍諸將の第に臨む時は、主人供御方を請ひて割烹を主らしめ、私に調理せずといふ(官制沿革史)

クコン　九獻　酒を云ふ、海人藻芥に、酒を九獻と云ふは、後光嚴院御愛酒にて其御代よりの事なり、凡て祝の酒は必ず三獻也、云々、後鳥羽院御記に、左傳の饗禮九獻より出たる詞なるべし」と云へり、獻(コン)參看、

クサイジツ　九齋日　正、五、九月、及び每月八日、十四日、十五日、二十三日、二十九日、三十日の九箇日を云ふ、此日は殊に素食し、齋戒沐浴して以て善緣を修する日なるを以て名づく(俚言集覽)

クサカウヂ　日下氏　宿禰、及び連姓あり、連姓は河內に貫し、大彥子組結命より出づ、初め難波吉士と云ふ、應神天皇の御宇、難波吉師祖五十狹茅宿禰、忍熊王に從ひ、軍敗れ俱に死す、安康天皇の御宇、難波吉士日香蚊大草香皇子に仕ふ、帝根使主の讒を信じ、大草香を殺す、日香蚊其二子と共に殉難す、雄略天皇の朝に、日蚊香の子孫を求め姓大草香部吉士を賜ふ、天武天皇十一年草壁吉士連を賜ふ、嵯峨天皇の御宇、攝津人正六位上日下部忌寸阿良多加宿禰を賜ふ、開化天皇の皇子彥座王の後、又日下部宿禰及び連あり(書紀、日本後紀、姓氏錄)

クサカベウヂ　日下部氏(草壁)　皇別、開化天皇の孫彥坐王より出づ、宿禰姓は、山城攝津に、連姓は河內に、首姓無姓は和泉に貫す、景行天皇の時、日下部君祖大屋田子西征に從ふ、雄略天皇市邊押磐皇子を殺す、帳內日下部連使主其子吾田彥と共に顯宗仁賢兩帝を奉して丹波に逃る、同時に與謝郡の人日下部首祖筒川嶋子(浦島)あり、天武天皇十二年連を宿禰とす、孝謙天皇の世、攝津武庫郡大領日下部宿禰淨方、上總防人日下部使主三中あり、同時に河內國河內郡人日下部意阜麿に連を賜ひ草で宿禰となす、清和天皇の時、播磨飾磨郡の人陰陽大屬日下

部利真に連を賜ふ、陽成天皇の時宿禰となす、同時に肥後國合志郡擬大領日下部辰吉あり、其部族多く稱するあり、朝來套父等郡領に補す、後世猶國造と但馬に居す、衛府官を帶する者、子孫蕃衍し、部族に、朝倉、磯部、絲井、日下、小泉、三方、高田、輕部、土田、八木、山本、連屋、稻津、石和田、太田等あり、朝倉氏後ち越前に移る(氏族志)

クサカベノワウジ 草壁皇子 名義 日並知皇子と號す、追號して長岡天皇、又は岡宮御宇天皇といふ 系統 天武天皇の第一皇子、母は持統天皇 事蹟 天智天皇壬戌の歲、大津宮に生る、壬申の役、天武天皇に從ひて東國に赴く、九年二月皇太子となり、萬機を攝す、十三年淨廣壹を授けらる、持統天皇三年四月薨ず、年二十八、眞弓丘に葬る、皇太子阿閉皇女を娶り、文武元正の二帝等を生む、慶雲四年四月詔して皇太子の忌日を國忌と爲し、天平寶字二年八月追尊して岡宮御宇天皇と稱す(書紀、續紀、皇胤紹運錄、大日本史)

クサキノコホリ 國埼郡 所在 豐後國 起源 風土記に、昔者纒向日代宮御宇天皇御船從二周防國佐婆津一發、而度之、遙覽二此國一、勅曰、彼所見者若國之埼乎、因曰二國埼郡一、と見えたり 沿革 日本紀に、國前又埼碕に作り、古事記、舊事紀に國前、風土記に國崎に作る、延喜式國埼に作りて、「クムサキ」と訓す、和名抄に武鷹(ムサシ)來縄、國前(クニサキ)由染、阿岐(アキ)津守(ツモリ)伊美(イミ)等の郷あり、拾芥抄國崎に作り、古圖之に仍る、寛知集國崎に復し、元祿帳以後國東に作りて、「クニサキ」と訓す、明治十三年分て東西二郡とせり(國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

クサグラ 草鞍 鞍の一種、馬背に當る部に設けたる兩筒の橋圓狀は、稻苗或は桔槔にて造り、二箇の竪木に縛付す、此鞍は多く耕作の時の用に供するが故に、草鞍と稱し、又稻苗を以て造るが故に又代作鞍とも名づく(野鞍考)

クサザウシ 草雙紙 名義 江戸時代流行の小說本の名、主に平假名のみにて記るし、專ら兒女の見るべき樣に作れるもの、草假名の雙紙の義、或は標紙に至る迄薄樣の還魂紙(スカヤ)を用ひしより、一種惡臭あるを以て、世俗臭草紙と稱し、又草の蒼々たる義を以て、蒼雙紙とも草雙紙とも云へりとは如何あらん、又一說には種々の草紙とも云へり 起源 原もと室町時代の御伽草子より脫化したるものなれども、性質やゝ異なり、享保頃より流行したる赤本を始めとす、赤本は貞享元祿の頃行はれたる正本、行成標紙などより出でたるものなり、尋で書肆鱗形屋にて、青本を出版し又黑本を發賣す、寬延寶曆の頃黃表紙出でたれども猶青本と稱し、價の廉なると、內容の面白きとにより、赤青黑本を壓し、一時大に流行したり、寶曆十年觀水堂丈阿の戲作より又一變し、表紙を紅摺となし、卷中の繪も鳥居風を改めて錦繪風となし、舌切雀猿蟹合戰などの童話を旨とす、是より草紙の題號みな紅摺となれども、鱗形屋のみ古風を守る、安永天明の頃戀川春町出づるに及び、體裁內容共に一變し、大人君子も草雙紙を手にするに及び、黃表紙出づ、再び化物咄等に流る、寬政度の改革にて質素を主とし、再び化物咄等のものとなり、享和頃より敵討物語と變じ、文化中より四付屋與八の創意にて合卷物非常に流行し、次で種彥の正本製久一時流行するに至れり、爾來滑稽戀慕の事實を止め、專ら物語體に作り出し、十數篇の續き物語を作るに至りしかば、世人從來の草雙紙を廢して、繪物を歡迎するに至る 種類 赤本(赤色の表紙を附けたるより名づく)青本(崩黃の表紙をづけ、それに鳥居風の繪を書したるもの)黑本(黑表紙とも云ふ、黑色の表紙を裝ひたるを以てなり)黃表紙(黃なる表紙を用ひしより此名あり、一卷を紙五張と定め全二冊を十二文に賣りたりと云ふ)合卷(三冊物四冊物六冊物を二冊三冊に合卷となしたるものを云ふ)正本製(挿畫など凡て當時俳優の似顏をうつし、器具調度なども芝居の舞臺を寫し、凡て正本に似せて作りたるものを云ふ、柳亭種彥の創意)此他人情本、讀本、洒落本、滑稽本等あり(覓天見聞記、物の本、江戸作者部類、半日閑話、殷の小田卷、嬉遊笑覽)

クサジシ 草鹿 名義 的の一種、鹿の形したる的を云ふ、大的、圓物と共に步立の三物と稱す、草中に鹿の立ちたるを射る心なりと云ふ、一說に草を束ねて鹿の形を作り、之を射るを本義となすといへども確ならず 製作 檜板を以て鹿形を作る、但し足を附せず、之れ草中に居る意なればなり、表には牛皮を張り、皮と板との間に綿毛を入れ 胴の中央に徑四寸の矢あ

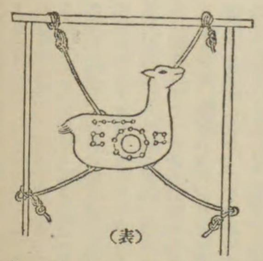

(表)

ての眼あり、其外に大小の星二十三を附す、星は皆白色となし、總體は鹿の毛色即ち黑色に塗る、其寸法は長一尺六寸、廣八寸、高一尺六寸、[illegible]

弓場は十三枚にして、猶委しきことは本朝軍器考を見よ 起源 沿革 述久五年源賴朝の富士野の狩に始まりし由傳へたれども誤なり、是より以前、源平盛衰記石橋山及び衣笠合戰の條に、此名見え、又吾妻鏡建久三年八月の條に 二十日庚申、將軍家渡二御御座所一、召二父母兼備射手等一、有二草鹿勝負一云々、と見えたれば、其起原當時以前既にあるべし、室町時代に至りては、步立の作物或は三物など稱して、武家間に用ひられたり(法量物丸物草鹿之記、本朝軍器考)

(裏)

クサズリ 草摺(ナヅロ) 鎧の腰に分れて垂れる裾、「ヨロヒ」の名所を見よ、

クサダイ 草代 江戸時代、納稅の一種、草役米(クサヤクマイ)參看)の類なり、又他村に芝草を苅らしめ、代米或は役永幾程と定めて、公納せしむるなも云ふ(地方凡例錄)

クサダカ 草高 其土地に於ける米の總上り高につきていふ稱、假令ば、其地全體の實收納二十萬石とせば、それを草高と稱し、領主の有と爲る分のみなば、現石といふ、二十萬石の內、五萬石を租納とせば、それを現石といふなり、この稱は、元龜天正の間に起りたりと雖も、其由て來ること甚だ久し、高(タカ)參看(地方凡例錄、田園類說)

クサナギノツルギ 草薙劍 三種神器(サンシュノヲンギ)を見よ、

クサネング 草年貢 江戸時代納稅の一種、野年貢と同じく、野方の原地を撿地し、段別をつけて年貢を納むるをいふ、「ノネング」參看(地方凡例錄)

クサノカミ 草神 原野の事を司れる神、書紀神代の卷に伊弉諾尊伊弉冊尊(中略)於レ是陰陽始遘合爲二夫婦一(中略)次生二草祖草野姫一、亦名野槌一、と見えたり、

クサノ——クサヤ

あるを始めとす、古事記には、既生二國竟一(中略)次生二野神一、名鹿野野比賣神、亦名謂二野槌神一、とあり、又野槌者、採二五百箇野蘊八十玉籤一云々、と、書紀の一書に在り、書紀神武卷に、用レ汝爲二齋主一、授以二嚴媛之號一、(中略)草名爲二嚴野槌一、と見え、凡在京齋場者(中略)又下部率二郡司以下雜色人等一、入二卜食野一、刈レ草、卽祭二野神一、と延喜式に見えたり、

クサヒトカタ 草人形(カタ)(葛靈) 人形(ヒトカタ)を見よ、

クサフヅノアブラ 草生津油 今の石油といふ、地方凡例錄に、草生津油と云は、越後國蒲原郡の內池有レ之、池水の上に油うかむを、箒にてすくひ取り、段々器に溜め燈油に成す、村方助成にもなる故、公義(運上を納む云々)と見えたり、

クサモチ 草餻 名義 蓬餅を云ふ、三月上巳の汎に之を製す、支那にては、艾染餅又艾糕と稱す、宋史高麗傳云、上巳日以二青艾一染レ餅、爲二盤蹤之冠一云々、又蕭武朝鮮賦注云、三月三日取二嫩艾葉一、雜二粳米一、蒸爲レ糕、謂二之艾糕一、云々 起源 三代實錄に、田野有レ草、俗名二母子草一、二月始生、莖葉白脆、三月三日婦女採レ之、蒸搗爲レ糕、傳爲レ餞事一云々とあるを初見とす、爾來今日に至る迄此風を存せり(靈錦隨筆、安齋隨筆、世事談)

クサヤクマイ 草役米 江戸時代納稅の一種、地方凡例錄に、段別もなき廣野にて秣を刈り、其役米を出すを云、段別も知れず、駄數も積りがたけれ共、前々よりの仕來にて役米の員數を定め定納となす、若し新に役米永等を賦するには、歲供等を考へ又近隣等を見合せ、村方對談吟味の上に會する也、云々、と見えたり、

クサリカタビラ 鏈帷子 細かき鏈を平に綴り合せて作りし衣を云ふ、奧羽永慶軍記矢島落城の條に、滿安は肌に鎖帷上に鎧一縮して四尺五寸の太刀に二尺三寸の太刀を佩云々、と見えたり、

クサリレンガ 鎖連歌 鎖の如く次第につながり行く連歌を云ふ、卽ち後方の連歌の如く先づ下の句を打出して上を附け、又それに下の句を附くる類、今鏡花のあるじの卷に、公逢まゐりてはくさり連歌など云ふことつれにせらるゝに云々、と見えたり、

クサワケ 草分 江戸時代始めて荒蕪の地を拓き、村を取立てしものを稱していふ詞、明治五年其唱を禁止す(法令全書)

クサワケナヌシ 草分名主 自己の開墾して開きたる町々の名主、名主中に於て、尤も威權あるものとす、草分(クサワケ)及び名主(ナヌシ)の條を見よ、

クシ 駈仕 僧侶の役名、御修法等の時走り回りて諸僧を集め、又は道具を持運ぶことを沙汰す、或は力者を用ひ或は格勤を用ふ、孔雀經法記に、駈仕格勤散所法師原人人後七日雜勘に駈仕膳奉仕之佛供等自二小行事手一請二取料米膳一致二沙汰一云々」とあり、

クシ 櫛 髮を梳る具、髮(クシ)を解きけづる故に名づく、歷世女裝考に、櫛は和漢共に木にて作り始めたる物なる故、其字も从レ木、梳はあらくし、枇はときくし、篦はすきくし也、此字の〻从レ竹よしは齒は竹にて作る故也、唐より始めたる物故今も是をば唐

櫛といふ云々」、といへり【新撰姓氏録】古事記黄泉及び八俣袁呂知の段に、湯津津間櫛の名見えたれば、神代よりありし事知らる、本居宣長は、串と同名、上代の櫛の齒は、稍長かりしかば串と同じと云へり、萬葉集に、滋賀の海人はめかり鹽やきいとまなみ、くしげのなぐしとりも見なくに」、又、君なくばなぞ身飾らんくしげなる つげのをぐしもとらんと思はず とあるを見れば奈良朝は稍々盛に行はれし事明なり、延喜式に凡内命婦三位以上聽レ用二象牙櫛一云々」、と見え、類聚雜要抄に、大治五年中宮立后御料具中に象牙の櫛見えたれば、延喜式以後高貴の人々は象牙を用ひ、其他は木櫛等を用ひたるならん、其後背貝摺櫛あり、落久保物語に、貝すりたるくしと見えたり、鎌倉時代には上流には蒔繪櫛あり、江戸時代は、我衣に「上古つげの櫛上品也、甚小振也、其後木の薄櫛はやる、明暦年中迄は大名の奥方ならでは鼈甲は不レ用、遊女と雖も黄揚の櫛に餘の棒笄にて濟ぬ、元祿の比より世上活達になりて鼈甲もはやあきて蒔繪など書かせ、鼈甲も上品を撰び、價の高下にかゝはると雖も、金二両を極品とす、享保頃より鼈甲の上品五兩七兩となる、依レ之常體の女求るに不レ及レ力、木の櫛に色々の蒔繪切金をかゝせ、百疋二百疋にて求む、其故寛保年中より細工人に上手出來て、水牛の色よきに鼈甲の黒斑を入て、上鼈甲のまがひに賣、是も始は二十目ほども致しげる、正德の比厚ムネの木櫛流行、棟に金銀紬にて鑄懸をしたり、甚宜く見えたり、享保に至て木櫛大方薄手に成たり、皆蒔繪有り、元文年中象牙の櫛笄はやる、男女共身の飾り、奢る事は享保以來甚し云々」と見えたり、其故を以て寛政元年三月春前令して書部物品買賣を停止し、都鄙等の奢侈を禁じ、然れども其令後ほどに改て奢侈となり、天保中には金銀の高蒔繪を施し、切金、珊瑚珠、四分一、赤銅等へ象眼等を致すに至る、故に天保九年再び令して厳禁せり、其後又華奢となり、終に今日に至れり【類聚雜要】賈によりて名づくるもの木櫛に、伊須櫛、黄楊櫛、象牙櫛、玳瑁櫛、鼈甲櫛、飾によりて名づくるもの、蒔繪櫛、土地によりて名づくるもの、唐櫛あり○伊非諸尊櫛を挿げて、伊非册尊と斷ちしより、投櫛を以て親子の緣を切るとし、大に之を忌めり、又皇女、齋宮或は齋院となりて、伊勢賀茂に下り給ふ時、天皇親ら櫛を齋宮齋院の額に挿し給ふ、是を別の櫛と名づく（古事記、延喜式、和名抄、雅亮抄、歷世女裝考、我衣、德川禁令考）

クジ　公事　公務をいふ、私事に對しての稱呼、後世は專ら訴訟聽斷の事をいへり、これ私事の爭論事行はずして、公に訴へたるを民間にて公事に及び しなど云ひし詞の、上に移れるなるべし、朝野群載に見えたる初見とす、吾妻鏡建久二年九月二十一日の條に、汝乍接二公事一、欲レ申二行非據一不當之由、御氣色及二再三一、盛時閉口逐電云々」、と見えたるは即前者の意にして、松隣夜話に、越後榮森出雲と云侍と佐渡先方樣伊賀と、武篇公事を致し目安を捧ぐ、兩人大身の侍殊に武道の出入故、奉行衆も遠慮にて謙信公御前に披露あり云々」、と見え、また江戸年錄に、寛永十一年四月二十九日板橋御鹿狩（中略）此時金田惣三郎と申もの御目安を捧申候、是は先年無理成公事に負牢人仕候由云々」、とあるは後者の意なり（武家名目抄）

クジ　九字　眞言宗にて行ふ呪法、一切の禍を除き、身を護る呪法なりといへり、和漢三才圖會に、九字の圖を載せ五雜組圖繪にして掲げ、或は一行字を於下に爲り十字に本書三字を爲す之、即一切鬼神を禁

レ所レ不レ避、今眞言密家多用爲二祕事一、每レ字結レ印、又有二護身法五印一、而共爲二九字護身法一、授二其印者一、軍中及川渉山行修レ之、今武家具足櫃書二前字一、以レ當二九齒一、誦二此九字一、亦有レ據、抱朴子名二之六甲祕祝一、其九字無二在字一、有二行字一、爲二臨兵鬪者皆陣列前行」、とあり、此外真丈雜記に、九字と云ふ事、臨兵鬪者皆陣列在前と唱へながら、#### 如此なる形を空中に書くなり、是れを九字を切ると云ふなり、一字に一ツ宛印相あり、九字を切る時も組印と印を結びて九字を切るなり、是れ皆眞言宗の習事なり、眞言宗の出家より傳を受けざれば用にたゝずと云ふなり、此の九字、本は道家の法なり、道家といふは仙術とて仙人の方を行ふ者なり、祈禱などをもするなり、其の道家の書に抱朴子といふ書あり、其の書に九字あり、臨兵鬪者皆陣列在前行とあり、是れ眞言宗に借り用ふる成るべし、武家にて九字を用ふる事もある故記之」、と見えたり、

クジ　鬮　孔子、又は櫛ともかく、孰も借字なり、竹木の片、或は紙捻などに符號をつけ置き、之を取りて天運に事を定むるなり、評定引付の時に、之に因りて發言の順序を定むること武政軌範に見え、後鏡峨天皇の御即位に、北條氏八幡神前にて神鬮を引きて定めしこと增鏡に見えたり、又犬追物笠懸等の時、相手の順序を之に因りて定めしこと笠掛聞書犬追物圖說などに在り、

クジアハセ　鬮合　鬮笠懸（クジかサカケ）を見よ、

クシウラ　櫛占　王朝時代に行はれたる占の一種、見女子黄楊櫛を持し、四辻に向て問ひさあふ事をよふやうげのうちまさに、つげのをぐしもしら しもとなん、と云ふ歌を三度唱へ、櫛を投げて、故

米し、然る後櫛の齒を鳴す事三度の後、堺の内へ來るへの言語を聞て吉凶を推す事を云ふ（歌林拾葉集）

クジガサカケ　鬮笠懸　鬮を探り敵手を定めて行ふ笠懸をいふ、鬮は○の如きものにして、之に文字にても繪にても、一對宛作り、竹の筒に入れ置ぐべし、十騎を定員とせるを以て五つがひたるべし、鬮の取樣は鬮振の出すを馬場本にて馬上にて受取り、符號ある方を下になして烏帽子の右の手の下に納め、かくして後笠懸を行ひ、射はて、後、鬮を出し、相くじ所持の者と、其中否を比較し以て勝敗を定むるなり、之を鬮合と云ふ、この鬮合は十度射果て、後合するもあり、又一度射る每に之を合する事もあり、何れにても射手の心次第なり、又賭物なども金錢、物品、飲食物など一定の品なし（笠懸記、笠懸禮法）

クジカタ　公事方　勘定奉行（カンヂヤウブギヤウ）及び郡代（グンダイ）を見よ、

クジカタオサダメガキ　公事方御定書　江戸幕府の律令をいふ、上下二卷あり、上卷は令八十一條、下卷は律百三條を收む、世に德川御定書百箇條と稱するものは、下卷の律百三條をいふ、江戸幕府の律令は、此二卷にて完備大成したるものとす、故に寛保以後の裁斷は皆この刑典を遵守し、漫に變改せず、尙ほ、御定書百箇條（オサダメガキヒヤクカデウ）參看すべし（古事類苑法律部）

クジキ　舊事紀　【卷數】刊本十卷五册、國史大系七輯に收む【内容】開闢より推古天皇の御代に至る迄の事を記す、卷首に先代舊事本紀とし、馬子の序文ありて、（前略）太子爲儒、釋說次錄而修撰未竟、太子薨矣、撰錄之事輟而不續、因レ斯且所二撰定一神皇系圖一卷、先代國記、神皇本紀、臣連伴造國造本紀十卷、號曰二先代舊事本紀一、所謂先代舊事本紀者、蓋謂二開闢以降當代以往者一也、（中略）厥後獨國日頭錄知レ左、神皇系圖一卷、先代舊事本紀十卷、第一卷神代本紀、除陽本紀、第二卷神祇本紀、第三卷天神本紀、第四卷地祇本紀、第五卷天孫本紀、第六卷皇孫本紀、第七卷天皇本紀、第八卷神皇本紀、第九卷帝皇本紀、第十卷國造本紀、とあり、多田義俊は本書は後人の僞作にて國造本紀のみ取るべきものありとし、賀茂眞淵は八百年前の僞作とし、本居宣長は聖德太子の作にあらざるも、僞造せしにあらず、古事記と書紀とを取合せて集め成せしなりと云へり○評釋に、舊事紀僞撰考一卷、多田義俊享保十六年の作、舊事本紀剝僞一卷、伊勢貞丈の作、共に舊事紀の僞作なる事を論辯す、舊事本紀曆考一卷、安藤有益の作、本紀の年代諸考にて年月の缺を增補し、誤謬を正す（舊事紀、舊事紀開闢以降當代以往者也、（中略）厥後獨國日頭錄知レ左、神皇系圖一卷、先代舊事本紀十卷、第一卷神代本紀、除陽本紀、第二卷神祇本紀、第三卷天神本紀、第四卷地祇本紀、第五卷天孫本紀、第六卷皇孫本紀、第七卷天皇本紀、第八卷神皇本紀、第九卷帝皇本紀、第十卷國造本紀、とあり、多田義俊は本書は後人の僞作にて國造本紀のみ取るべきものありとし、賀茂眞淵は八百年前の僞作とし、本居宣長は聖德太子の作にあらざるも、僞造せしにあらず、古事記と書紀とを取合せて集め成せしなりと云へり○評釋に、舊事紀僞撰考一卷、多田義俊享保十六年の作、舊事本紀剝僞一卷、伊勢貞丈の作、共に舊事紀の僞作なる事を論辯す、舊事本紀曆考一卷、安藤有益の作、本紀の年代諸考にて年月の缺を增補し、誤謬を正す（舊事紀、同剝僞、同僞撰考、同曆考、群書一覽）

クシキン　櫛巾　滑坏、又は打亂箱の下に敷く巾をいふ、髮の具を置くに用ふ、織物にて之を作る、將軍御元服記に、御櫛巾長六尺、

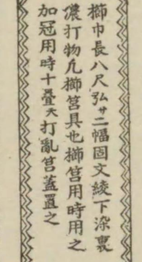

（圖合）

櫛巾長八尺弘サ二幅固文綾下涼裏濃打物九櫛笥具也櫛笥用時用之加冠用時十疊大打亂宮蓋置之

クシゲ　櫛笥　櫛を入るゝ筥を云ふ、

クシゲウヂ　櫛笥氏　姓は藤原、四條權大納言隆季卿十五世、正四位下左近衛中將隆昌朝臣の男四條左少將隆憲朝臣男左中將隆致朝臣後四院天皇の外祖にて櫛笥と號す、依て其子權中納言隆朝櫛笥氏と稱す、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（華族諸家傳、華族譜）

○隆憲——隆致——隆朝——隆方——隆晨——隆賀
隆成（とシ）——隆策——隆秀——隆周——隆望——隆久（侯爵）
隆邑——隆起——隆韶——隆義——隆督

クシゲタカヨシ　櫛笥隆賀　【系譜】本名實廉、後ち隆慶と改め、終に隆賀と爲す、是足院入道と號す【系譜】隆胤の子【事蹟】享保八年二月内大臣に轉進し、同七月辭す、十三年十二月剃髮、十八年七月十一日薨ず、年八十二（公卿補任、大臣補任）

クシコンゲン　公事根源　【卷數】一卷、慶長活字本と慶安二年の刊本あり【内容】朝廷の公事即ち年中行事を一月より十二月迄儀式の根元を略述す、根源とは根本濫觴の義なれども沿革をも并せ記したり、應永二十九年正月一條兼良二十一歲の時、嬰兒の爲めに書き記す所と云ふ、一説に一名を公事根源抄とも云ひて、足利將軍義量の求めによりて、兼良十九歲の時記したる由云へども誤ならん、儀式を國文にて簡明に記して一見其要を知らしむるは實に本書の特色とす【著者】一條兼良、年山打聞に、此書を後成恩寺殿の撰とのみ思ひ侍りつるに、其より先、年中行事歌合の奥書にして、後普光園院良基公の作也、其を兼良公抄出して題號を改め、將軍家へ參らせたるなるべし云々」とあり（註釋）に、公事根源集釋あり、松下見林の著、元祿七年の作、頭書にあらく記したれども本書を見るに尤も便なり、安永中溢野井寶麗作の公事根源楷梯あり、古書を引て考證す、寫本にて世に稀なり、又河村秀根の掌故二卷あり、寫本にて行はる（公事根源、同集釋、群書一覽、國史學栞）

クシザシ　串刺　戰國時代に行はれたる刑名、

串（鐵或は竹にて箭の如く作り、物を貫く用を爲す）に刺し貫きて殺すなり、家忠日記增補に、永祿五年三月十五日、吉田の城主小原肥前守三州の諸士を懲さんが爲めに、清善が姪を始め、大竹兵右衛門尉、淺羽三大夫等が子其外賞を褒て、大神君（德川家康）に忠を盡す聖子十一人を捕へて吉田の城下龍念寺にて各是を串刺にす」とあり、

クシヅツ　鬪筒　笠懸犬追物等の時に用ふる鬪を納めたる筥、使用の際には、之より振り出すなり、長は鬪の長短によりて同じからず、鬪の長五寸二分なる時は筒の長は六七寸計になす、鬪十二本入る間、筒の太さは徑一寸五六分の竹を用ふ、兩方に節をこむべし、上の穴は、鬪一本自由に出入する程に片脇によせて明けたり（笠掛聞書）

クシテヤキ　櫛手燒　大河内窯（オホカワガマ）を見よ、

クシノコホリ　久慈郡　所屬在常陸國地厚　日本武尊東征の時此地を定む、風土記に、自郡以南、近有小丘、髣髴似鯨鯢、倭武天皇因名久慈」と見えたり、神代紀、延喜式久慈に作る、和名抄に、岡田（チカダ）八部（ヤタベ）倭文（シトリ）高月（タカツキ）助川（スケガハ）美和（ミワ）志萬（シマ）眞野、神前（カンザキ）父來、大田（オホタ）山田（ヤマダ）河内（コチ）橋島（ヤナギシマ）世矢（セヤ）佐竹（サダケ）高市（タカチ）木前（キザキ）佐野（サノ）部、餘戸等の郷あり、中世分て久慈東、久慈西の二郡となし、更に郡東を割きて佐都郡と稱し、亦之を東西に分つ、文祿檢地の時、佐都東西郡を廢して久慈郡に併せ、其助川水木二郷の地は、多珂に入れ、久慈川西南の地を那珂郡に併す、寛知集、元祿帳、之に依る、又陸奥國高野郡依上條を以て此郡に併せたり、鬪名考又後ックワと稱し以後之に從ふ（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クシノヤク　孔子役（鬪子役）　武家の職名、評定始の時、鬪を出す人を云ふ、孔子は鬪の借字なり、將軍又出御ありて、評定衆等鬪を取りて鬪に當りたる人、評定の發言者となる定めなり（武政軌範、眞丈雜記）三善康有記に、建治三年十二月十九日御寄合、（山田殿）相大守城務康有被ㇾ召ニ御前一、奥州被ㇾ申ニ六波羅政務一條々（中略）一沙汰目之目錄孔子等事、周防左衛門尉可ㇾ令ニ勤仕一」と見え、又鎌倉年中行事に、正月十一日（御評定始條）（中略）、右筆折紙に三ヶ條記ㇾ之、一ヶ條は皇大神宮伊勢の御事也、一ヶ條は八幡宮鶴岡之御事也、一ヶ條は勝長壽院之御事也、此三ヶ條右筆祗候令ニ披露一時、鬪役是も右筆老若の鬪を持て廻時、管領評定奉行を爲ㇾ始鬪を取、老鬪なれば衆中に年之增たる者の、去年發言申さぬ人、當年意見を被ㇾ申也、若の鬪なれば、其内に年の若き人の中に意見を申さるゝ、但初參は三ヶ年過て發言をば被ㇾ申規式也、三ヶ條の意見共調て後、三ヶ條記たる折紙と、御硯を奏事の右筆參申時、公方樣御點をあらわさるゝ也、其後折紙と、御硯を右筆持てまかり出、其時御奉行代直垂にて參、奏事の役、敷たる圓座を取てまかり出」と見えたり、

クシブギヤウニン　公事奉行人　武家の職名、政治に參預し、命令を奉行す、源頼朝府を開くや朝廷の臣文學明法に練達する者を以て之に補す、詳しくは奉行人（ブギヤウニン）を見よ、

櫛筆　鬪を以て筆者の順を定めて鬪役是も右筆老若の鬪を持て廻時、管領評定奉行を爲ㇾ始鬪を取、老鬪なれば衆中に年之增たる者の、去年發言申さぬ人、當年意見を被ㇾ申也、若の鬪なれば、其内に年の若き人の中に意見を申さるゝ、但初參は三ヶ年過て發言をば被ㇾ申規式也、三ヶ條の意見共調て後、三ヶ條記たる折紙と、御硯を奏事の右筆參申時、公方樣御點をあらわさるゝ也、其後折紙と、御硯を右筆持てまかり出、其時御奉行代直垂にて參、奏事の役、敷たる圓座を取てまかり出」と見えたり、

クシフギヤウニン　公事奉行人　武家の職名、評定始の時、鬪を出す人を云ふ、孔子は鬪の借字なり、將軍又出御ありて、評定衆等鬪を取りて鬪に當りたる人、評定の發言者となる定めなり（武政軌範、眞丈雜記）三善康有記に、建治三年十二月十九日御寄合、（山田殿）相大守城務康有被ㇾ召ニ御前一、奥州被ㇾ申ニ六波羅政務一條々（中略）一沙汰目之目錄孔子等事、周防左衛門尉可ㇾ令ニ勤仕一」と見え、又鎌倉年中行事に、正月十一日（御評定始條）（中略）、右筆折紙に三ヶ條記ㇾ之、一ヶ條は皇大神宮伊勢の御事也、一ヶ條は八幡宮鶴岡之御事也、一ヶ條は勝長壽院之御事也、此三ヶ條右筆祗候令ニ披露一時、鬪役是も右筆老若の鬪を持て廻時、管領評定奉行を爲ㇾ始鬪を取、老鬪なれば衆中に年之增たる者の、去年發言申さぬ人、當年意見を被ㇾ申也、若の鬪なれば、其内に年の若き人の中に意見を申さるゝ、但初參は三ヶ年過て發言をば被ㇾ申規式也、三ヶ條の意見共調て後、三ヶ條記たる折紙と、御硯を奏事の右筆參申時、公方樣御點をあらわさるゝ也、其後折紙と、御硯を右筆持てまかり出、其時御奉行代直垂にて參、奏事の役、敷たる圓座を取てまかり出」と見えたり、

クシフデ　櫛筆　かくことをいふ、物は鬪の借字なり、世に、鹿島神庫に在る平家納經の題文を櫛筆といへり、鹿島名所圖會に、この題文を櫛筆といふことは、その誤いま詳かに知りがたし、春草堂詩鈔に、鹿島神庫に觀平家納經詩に、一門貴顯二十四名、齋戒櫛筆各麗精の句あり、その註に卷書曰櫛筆、按二十四人集寫、謂ニ之櫛筆一、儀實錄曰、赫奕式造琉二十四鬪一、櫛筆之名蓋原于此、と見えたり、しかれども、奉書寫妙法蓮華經一部二十八品無量義、觀普賢、阿彌陀、般若心等經、各一卷、便奉ㇾ納ニ于千金銅筐一、合可ニ安置一之於寶殿一、奏、弟子井家督三品武衛將軍及他子息等、兼又含弟將作大匠、能州若州兩刺史門人家僕部盧三十二人、各分ニ一品一卷一、所令ニ靈善靈一美也、と見えて、三十二卷を三十二人にて寫せるおもふきなれば、この說かなびがたし、されば、ことたゞ願文ばかりにかゝれることにて釋名に札櫛也、編ㇾ之如ニ櫛齒一相比也、鬪間也、編ㇾ之編ㇾ有ㇾ間也とあり、この書字は櫛の齒の比べるがごとく、一例にかけるゆゑに櫛筆といふかと見えたり、

クシブミ　公事文　室町幕府以後公方用事の書狀を云ふ（眞丈雜記）

クシブリ　鬪振　騎射の際鬪を振りて射手に授け、以て其順序を定むる役、主に晴の犬追物の時に限りて設く、常の犬追物の時にはなし、人員一人、普通の人をつとむ（犬追物之式）

クシマチノカミ　久慈眞智神　京中の座神、左京二條、四條坊門坊城の西に鎮座す○卜庭神、占部神ともいふ、桓武天皇平安城遷都の後、京中の座神と爲る、平城天皇大同元年神封九戶を寄せ、濟和天皇貞觀元年正五位下に叙され、醍醐天皇延喜の制、月次相嘗所年案上の幣に預り、大社に列る、卜部神（ウラベノカミ）參看（延喜式、神祇志料）

クシマチノミコトノジンジヤ　櫛眞知命神社　所屬在大和國十市郡金屋村の北海道村○

元は大麻等乃知神と云（延喜式、神名帳）國史大系本、神皇産靈尊の子櫛眞知魂命、（太祝の卜事を掌る神）（延喜式、神名帳）神武天皇天神の御訓に依て八十平瓮を造る時、土を香山社中に取り給ふ、蓋し本社なり、大同元年封一戶を奉り、貞觀元年從五位上を授け、延喜の制大社に列し、祈年、月次、新嘗の祭に案上幣帛に預る、一條天皇正曆五年四月、中臣氏人を賓命使とし、幣帛を奉て疫疾火災の變を祈らしむ、九月二十四日を祭日となす（神祇志料）

クシマト　鬪的　名義　矢代を振りて上矢の射手、下矢の射手と別れて賭物を出して的を射勝負をするを云ふ、又賭的（カケマト）とも云ふ、鬪は矢代の事なり　**沿革**　室町幕府にては毎年正月十八日に行ふ、又臨時にも行ふ、其儀は專ら賭射に摸したるものなり、的は小的一尺二寸以下八九寸の間を用ひ、射場は小的に同じ、射手數十人、十一人以上は數塚をこぼつ、人數多き時は二弓立三弓立に射る、（弓立とは射手何も一度射て勝負を定むるを云ふ）當る矢あれば其標に逆羽を打つ、卽ち矢代の一手じんどう褪の方を的に向けて振り置たるを、取り直して逆さまに置くなり、打樣別圖に示す、賭物を取集るを笠を持つと云ふ、昔笠を持參りて賭物を笠にかけし故に云ふ、相手射當つれば當てゐ人笠を持ち、當てたる人矢代を振る、兩人當れば上矢の人矢代を振り、下矢の人笠を持つ、又落睡あり、落とは人數中なれば、射手只一人にて相手なき事あるを云ふ、落は一つ當れば二の當りになる也、矢代を振るに、矢二つ一組みてふるに、一つ當れば其ままに一つ置きて、之を落と云ふ、睡は見物中の古射手射ずして賭物計出して、其組合の射手賭物を取る時手振りの人も分て取るを云ふ、射ずして取る故にネブリと云ふ、是も相手無き故に矢代組合せず只一つ置くなり　**起原沿革**　室町幕府の中世より起る、年中定例記、長祿二年以來中次記等に見ゆ、始めは、賭物に弓矢、弦、ゆかけ、扇子、疊紙等なりしが、江戶時代には金錢を出して勝負を爭ひ、體拜に關らざるに至て全く博奕の類となる（弓禮祕傳書、鬪的聞書、鬪的次第、四季草、眞丈雜記）

グジヤウ　宮掌　伊勢神宮及び熱田神宮の主典の下に在る神職をいふ、

クシヤウジ　久昌寺　所屬在常陸國久慈郡　寺田村大字新宿○靖定山羅那院とも號す　**沿革**　日蓮宗、一致派の本山　**起原沿革**　延寶五年水戶德川光圀、其母谷氏（私謚を靖定、法號を久昌院と云ふ）の爲めに創建する所にして、僧日忠を開山とす、塔頭十二宇、末寺八ヶ寺あり、鐘樓あり、鐘は元祿十四年鑄造する所、銘あり（新編常陸國誌）

クシヤク　拘惜　記錄文書等に用ふる詞、かへをしむを云ふ、庇護する意、多く鎌倉時代頃に用ふ、

クジヤクノマ　孔雀間　大内裡校書殿東廂の北に在り、孔雀を飼養する所なり（大内裡圖考證）扶桑略記に、延喜十一年三月二十六日、孔雀雌一翼、於右近陣、養ㇾ之云々」と見え、江次第に、大臣云云、退下、出ㇾ自ニ書璫井無名等門一、引賀、爲ㇾ令ニ在ㇾ孔雀間一、更知也」とあり、

クシヤシユウ　倶舍宗　名義　佛教の宗派　**沿革**　釋迦滅して九百年の後、世親菩薩と云者出生し、倶舍論を造る、もと阿毗達磨倶舍論と稱し、對法藏論と譯す、五百羅漢尊者結集の婆娑論より出づ、論の主意は一切諸法實有と說くその宗と爲し、經部の義なきにあらず、顯意に約れば、唯是有宗、三世實有、法體恒有の旨を談ずるなり、故に一方に偏せざるなり、印度の學徒は聰明論と稱し、內外の兩道必ず此論を兼學するといふ、此論陳の天嘉四年眞諦三藏譯して二十二卷と爲し、唐の高宗永徽二年玄奘三藏譯して三十卷と成し、現今に傳ふ、吾邦傳來は、齊明天皇の御宇南都の智通智達の二法師入唐して之を持ち來れるに始まる（八宗綱要）○和事始に、正統記に云、倶舍成實などいふは小乘也、道慈律師おなじく傳へて流布せられれども、依學の宗にて別に此宗を立る事なし」といへり、

グシヨ　具書　訴陳狀に、原被兩造より所進の證文を云ふ（沙汰未練書）吾妻鏡文應元年八月十二日の條に、進覽問注記具書之時、每度被ㇾ副ニ進進狀一之條、違ニ後例一非ㇾ無ニ沙汰之煩一云々」とあり、

クシラ　櫛羅　所在　大和國南葛城郡大字櫛羅　**沿革**　延寶八年宮津城主永井氏の弟直國、此地一萬石を賜はり、陣屋を建て、治す、子孫相繼ぎて明治維新に至る（大和志、明治政覽）

クシロ　釧　上代の裝飾品、玉又は鈴の類を多

く緒に貫きて、臂に纏ふもの、和名抄服玩部に、釧、内典云、在二指上一者名二之曰一環、在二臂上一者爲一釧（比知万伎）とありて、和訓ヒヂマキとも云し成るべし、上代衣服考に、漢國にては臂上の肌にまく金輪と見えたれど、我國にては玉或は鈴などを著るものなれば其だ違へり、されば臂に纏く所同じければ、釧の字をあてたる成べし」といへり、

クス井コ　皷吹戸

クス井シ　鼓吹司　「クスキシ」を見よ、

名義　ツヾミフエノツカサ」とよむ　職掌　兵部省の被官、軍陣に皷角を用ふるより、皷吹戸の民をして常に調習せしむる事を司る、皷吹戸の人民を毎年九月より此司に召上げ、十月一日より二月三十日迄五ヶ月間皷角を教習し、三月一日を以て其業を試む　職員　正一人正六位上、佑一人從七位下、大令史一人大初位上、少令史一人大初位下、史生二人、使部十人、直丁一人、皷吹戸二百十八戸、（山城、攝津河内に在り、延喜式の時、山城七十五、攝津二、河内二十三に減ず）　起原沿革　大武天皇十年三月、天皇新居井上に居し、試に皷吹の擧を發し、仍て調習せしめしを始めとす、延暦十五年吹部三十四人を定め置く、雅樂寮雜色生に準じ、其勘籍を聽す、十九年司言す、吹角鉦皷岩軍旅の用ふる所、今吹角長上三人ありて鉦鼓の師なし、請ふ鉦鼓長上を立て、生徒を教習せしめんと、之を許す、宇多天皇寛平八年廢して兵庫寮に併す（令義解、三代格、官職祕抄後附）

クスシ　醫師　「イシ」を見よ

クスダマ　藥玉　名義　種々の藥（麝香一兩、沈香一兩、丁子五十粒、甘松一兩、龍腦半兩）を玉にして錦の袋に入れ、絲にて飾り、つゝじ菖蒲艾等を結び、五色の絲を長く八尺、或は一丈垂れ下げたるもの

（戸皷）

（薬玉）

つゝじの作り花
花は花糸
玉
糸にて作る
よもぎ
さゝうぶ

○藥玉之圖

なりしが、後には、撫子、あぢさゐ、其他種々の製作は五色の絲にて、菖蒲艾などを貫きたるもの

（掛香）

かけ香
ゝまかなるあさを入る也
十三銖大九銖大四銖
五色の糸也

五色の糸也

（掛香藥玉之圖）

五日藥玉　佩天　起原沿革　檀後紀仁明天皇嘉祥二年五月の詔に五月五日藥玉賜比　御酒賜　飲酒人　命長久福在　佩之也　開食講故是以藥玉賜比　御酒賜　宣」とあるを以て始めとす、當時の絲にて、

物を云ふ、支那には續命縷、長命縷、五色縷、續絲、彩絲、彩索など稱す、麒桂等にかけて、邪氣を避け、不淨を拂ふと云ふ、禁裏にては端午に絲所より獻じ、花御殿の御帳の東の柱にかけらる、九月九日取り換ふと云ふ、又群臣之を賜はりて臂にかけ、又は腰に偶ぶ、之を掛香とも云ふ、幼者は襁にかくと云ふ

艾、橘などの藥物を花にて飾り、五色の絲にて調たるもの故藥玉と云ふ、今は藥物雜花をも絲にて造る故藥を入らるゝにや、當時御所に奉るには藥を入られず、西宮記に、五月五日、絲所藥玉二流藏人取之、書御座母屋南北柱に結び付、又五日節會賜二續命縷一とあれば、古は絲所より調進して御所にも懸けられ、人にも賜はりたると見ゆ、今は御出入の職人より上る也云々」とあるにて明なり、民間に於ても、此日種種の造り花を絲に貫き、或は紙にてはりなどして弄ぶは、これにならひたるなり（續後紀、河海抄、江次第、公事根源、古今要覽稿）

クスノキマサシゲ　楠木正成　名義　小字多聞丸　系統　左大臣橘諸兄の後裔、父を正康といふ　事蹟　河内の人、元弘元年後醍醐天皇北條高時の兵を避けて笠置寺に幸す、四方勤王の志ある者少なし、天皇願る之を憂び賜ふ、適々夢に、紫宸殿前庭に一大樹ありて南枝最も榮え、樹下に南面の座を設け百官班列す、時に二童來り跪き曾天の下聖體を容るる所なし、唯此座のみと泣奏するを見給ふ、覺めて之を占ひ意ふに楠氏と云者ありて、再び朕を南面に王たらしむるかと、寺僧快元を召して問ふ、答ふるに正成を以てす、因て召見し天下の事を托ぜらる、正成城を赤坂に築き兵五百を以て守る、鎌倉の將大佛貞直兵三十萬を以て來り攻む、正成奇計を以て屢々之を敗る、敵軍遂に戰ふべからざるを知り、遠く城を圍みて糧道を斷つ、城中糧盡く、正成城を火きて金剛山に逃る、北條仲時其臣湯浅定佛をして赤坂を守らしむ、二年夏正成赤坂を攻めてこれを降す、官軍大に振ふ、尋で金剛山に還り、千劍破に城を築き據る、三年春北條氏の軍、吉野赤坂を陷いれ勢に乘じて進み來り攻む、正成策を施して相ひ戰ふ、敵軍疑れ故

て攻めず持久の計を爲す、正成卽ち衆人數十を珠列して敵を誘ひ、或は火炬を擲げ油を灌ぎて敵の飛橋を燒き、善く戰ふ、會々近郡の民兵護良親王の令旨を奉じ敵の糧道を絶つ、敵兵困み逃亡相繼ぎ、遂に圍を解きて去る、車駕京師に還る、建武元年正成功を以て檢非違使左衛門尉兼河内守を授けられ、攝津河内和泉の守護となり、河内大夫判官と稱す、尋で記錄所寄人となる、二年新田義貞東して足利尊氏を討つや、正成諸將と共に留りて京師を守衛す、延元元年尊氏闕を犯す、正成義貞等と防戰して大に之を破る、尊氏僅に身を以て免れ、弟直冬と與に、海に航して西海に走る、同年の夏尊氏西國の兵を率ゐて捲土重來し、海陸並び進んで京師に向ふ、義貞これを兵庫に拒ぐ、正成また詔を奉じて義貞を援ひ、進んで湊川に陣し、以て尊氏の陸軍に當り、義貞は和田碕に屯して直義の水軍を禦ぐ、既にして尊氏の先鋒細川定禪舟師を率ゐて紺邊に上陸せんとす、義貞軍を拔いて赴き拒ぐ、而して尊氏の全軍既に兵庫に登る、正成望見し、弟正季に謂つて曰く、我軍隔絶し賊前後に滿つ、また智計の施すべきなしと、卽ち直義の陣を衝いて縱橫奮擊し、幾ど直義を獲んとしてこれを脫す、尊氏これを見て、六千餘人を遣はして軍後を斷つ、正成回戰する事數次、士卒殲盡し、其身また十餘創を被る、卽ち退いて民屋に入り、正季を顧みて曰く、今日死を九泉に逐る、吾子何所にか魂を託せんと欲するか、正季笑つて曰く、願はくは七生人間に

（正成花押）

生れて賊徒を滅さんと、正成怡然、互に交刺して死す、族十三人、殘兵六十餘人皆是に殉ふ、天皇追悼已まず、正三位左近衛中將を贈る、明治に至り、今上陸下深く其忠節を嘉みし、更に從一位を贈り給へり、湊川戰（ミナトガハノタタカヒ）參看（大日本史）

クスノキマサツラ　楠木正行　名義　正成の長子、正儀の兄　事蹟　正成の死せる時年猶幼なり、常に父の遺訓を奉じて南朝の爲めに盡し、且仇を報ぜんと事を念し、其遊戲するに際しても、群童を仆して敵を斬ると爲し、竹馬を走らして足利尊氏を追ふと爲す、長ずるに及びて、帶刀、檢非違使、左衛門尉となり、河内守を兼ね、既にして、後醍醐天皇の華山院を出でゝ內山に幸するや、和田次郎等と、これに赴く、後村上天皇踐祚のはじめ、屢々兵を住吉附近に出して以て敵軍を挑む、正平二年兵を發して紀伊河内の諸城を攻め、頓に細川顯氏及び山名時氏等の兵を敗る、尊氏これを憂び、高師直及び其弟師泰に兵六萬を授けて正行を討たしむ、茲に於て正行、弟正時、和田賢秀等百四十餘人を率ゐて行在に至り、龍顏を拜して暇を請ひ、尋で後醍醐天皇の廟に謁で、同盟の姓氏を如意輪堂の壁に題し、歌を其後に書す、曰く、「梓弓引かへさしと思ふなりなき敵に入る名ぞ留むる」と、各々髮を截りて佛殿に納めけしむ、明年正月師直河内に入り、兵を分ちて伊駒山の南、及び飯森山、外山、四條畷の四處に陣し、師直餘軍に將として後に居る、隆資兵三千を率ゐ、陽に飯森山に向ふの形勢を示して敵軍を牽制し、正行は兵三千を以て四條畷より進む、飯森山の敵之を望みず兵を分ちて遮擊す、正行先鋒を以て之を敗り、後軍四條畷の敵と戰ひ、殺傷相當る、時に飯森山伊

（押花行正）

願みず、兵三百を以て進擊し、大に師直の軍を敗り、遂に其幕下に迫る、上山高元爲りて師直と稱し、陣を冒して戰死す、其甲連環を鎖む、卽ち師直の紋所なり、正行大に喜び首を空中に擲ち手に承くるもの一再、既にして其爲りなるを知り、地に投じて更に奮鬪す、此日已より申に至り、戰凡そ三十餘合、正行の從卒死亡殆ど盡く、卽ち餘兵五十餘人と盾を負うて伴り走り、以て師直を誘ふ、敵兵之を覺り、支兵三百を遣はして追擊す、正行返して戰ひ五十餘級を斬り、再び進んで師直の陣に迫る、而して正行兄弟の體數箭を受け、兵また重創を蒙りて用ふるべからず、正行卽ち呼で曰く、吾事畢れり、誠の獲る所となる勿れと、正時と交刺して斃る、時に年二十三、（正行の年齡につきては史徵曇寶考證に三十餘歲なるべしとの說あり、就きて見るべし）、四條畷戰（シデウナハテノタヽカヒ）參看（大日本史）

クスノキマサノリ　楠木正儀　名義　正成の三子、正行正時の弟　事蹟　左衛門尉に任じ、河内守を兼ね、左馬頭に移る、兄正行等の四條畷に戰死せる時、留りて河内に在り、高師泰桑墓を石川に築き正儀を攻む、尋で畠山國清之に代る、正儀始終固守して屈せず、正平五年國清の足利直義に從うて南朝に歸順するや、正儀兵を出して之が聲援を爲す、七年足利義詮欵を後村上天皇に遂る、天皇陽に之を納れ、私かに機を見て義詮を襲はんと欲し、京師に幸すと宣言して行く〳〵住吉に宿る、時に北畠顯能伊

勢の敵兵前後奇襲に至り、後軍爲めに敗走す、正行願みず、兵三百を以て進擊し、大に師直の軍を敗り、遂に其幕下に迫る、上山高元爲りて師直と稱し、陣を冒して戰死す、其甲連環を鎖む、卽ち師直の紋所なり、正行大に喜び首を空中に擲ち手に承くるもの一再、既にして其爲りなるを知り、地に投じて更に奮鬪す、此日已より申に至り、戰凡そ三十餘合、正行の從卒死亡殆ど盡く、卽ち餘兵五十餘人と盾を負うて伴り走り、以て師直を誘ふ、敵兵之を覺り、支兵三百を遣はして追擊す、正行返して戰ひ五十餘級を斬り、再び進んで師直の陣に迫る、而して正行兄弟の體數箭を受け、兵また重創を蒙りて用ふるべからず、正行卽ち呼で曰く、吾事畢れり、誠の獲る所となる勿れと、正時と交刺して斃る、時に年二十三、（正行の年齡につきては史徵曇寶考證に三十餘歲なるべしとの說あり、就きて見るべし）、四條畷戰（シデウナハテノタヽカヒ）參看（大日本史）

賀伊勢の兵三千を督して丹波路より進み、正儀は和田正忠と共に兵五千を率ゐて夜桂川を渡り、昧爽細川顯氏と戰うて之を敗り、更に細川頼春を斬る、義詮

（正儀花押）

防ぎしと雖も衆寡敵せず、退いて男山に陣す、敵兵來り圍み、而して勤王の軍の赴き救ふものなし、衆議正儀、正忠をして、國に歸り兵を募らしめんとす、正忠因りて河内に歸りしが、暴に病て歿し、正儀は逗撓し、時を以て赴援せず、王師遂に敗績し、義詮再び京師を復す、時人正儀を謗り、楠木氏の家聲を落せるものと爲す、明年正儀、和田正武と共に、中納言藤原隆俊に從ひ、山名時氏と會し、義詮を京師に襲ひて之を走らす、十四年畠山國清大擧して西上す、義詮、卽ち國清等の諸將を統べて天野の行宮を犯す、天皇避けて觀心寺に幸し、正儀等に命じて防がしむ、正儀赤坂城に據りまた龍泉、龍門、平石、八尾等の砦を築きて固守す、義詮遂に志を得ず兵を收めて歸る、十六年細川清氏の南朝に下るや、正儀之と兵を合せ、進んで京師を復せしと雖も、幾干もなくして義詮の來り迫るに及び、官軍また京師を棄つ、尋で左兵衛督に任ず、二十三年天皇崩ず、是より先正儀二志を懷く、細川頼之機に乘じてこれを誘ふ、正儀卽ち籤を決し、明年の春遂に足利義滿に降る、和田楠木の一族等大に憤り、屢々兵を發して相戰ひ、河内紛亂を極む、弘和のはじめ再び南朝に歸順す、義滿山名氏清をして之を討たしむ、正儀乎尼に於て氏清と戰ひて敗績し、宗族家人等死するもの多し、卽ち引退して本國に歸り其舊邑を保つ、尋で參議に拜す、元中の年卒す、正儀人と爲り遇重、謀を好み、誠信を以て人に接す、敵に臨みては謀を先にし戰を後にす、故に敗れずと雖も、臨機應變は短所となす（大日本史）

クズノコホリ　球珠郡　**所在**　豐後國

地名　風土記に、昔者此村有二洪樟樹一、因曰二球珠郡一、**出典**　延喜式玖珠に作る、和名抄に、今と見えたり、**語源**　永野（ナガノ）等の郷あり、拾芥抄救珠已、小田（オダ）に作り、寛知集又球珠に復し、元祿帳玖珠に作る、以後之に仍る（諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考）

クズノリウ　國栖奏　**名義**　大嘗會、節會の時、國栖人參賀して歌笛を奏し、御贄を獻ずるを云ふ、後世元日、白馬節會のみとなる○國栖は大和國吉野郡の村名、國主、國巢、國操と書し、クズと訓む、土蜘蛛の類にして土蕃の稱、クニヌシ、クヌシの約なり、姓氏錄大和神別の條に、「國栖出自石穗別神也云々、書紀應仁天皇十九年の條に、「夫國樔者、其爲人甚淳朴也、每取二山菓一食、亦煮二蝦蟆一爲二上味一、名曰二毛瀰一、其土自レ京東南之隅山、而居二于吉野河上一、峯嶺谷深、道路狹峻、故難レ不レ遠二於京一、本希二朝來一、然自二此儀一、屢參赴以獻二土毛一云々」とあり（**語源**　**出典**　書紀應神天皇十九年冬十月朔の條に、「幸二吉野宮一、時國ヒト樔來朝之、因以二醴酒一獻二天皇一而歌之云々、歌之既訖則打レ口以仰咲、今國樔獻二土毛一（土地產物也）之曰、歌訖卽擊レ口仰咲者、蓋上古之遺制也、古事記同段に、吉野國主等大雀命の佩御刀を見、又大御酒を獻ずしの時に歌ひし事見えたり、此時より以後は年々時々朝廷に參內して、土風の歌笛を奏し、并に土地の產物、菜、菌、年魚など獻ずしが、何日しか例となりて、大嘗會其他の節會の日は、必ず參朝して土風を奏する事となれり、卽ち元日節會の時一獻の後、國栖儀鳴門外に歌笛を奏し御贄を獻す、白馬節會、踏歌、新嘗會皆同じ、國栖十二人笛工五人卽ち十七人を定とす、大嘗祭には國栖十二人、橙笛工十二人、並に青摺布衫を着け、朝堂院南左掖門より入り、位に就て奏す、國栖には國栖別當あり、笛工は國栖及び山城綴喜郡にもありて徭役正稅を免す、天曆中まで國栖人見えしが、其後朝廷の衰微と共に、國栖人の吉野より參奏する事絕えたり、然れども猶、節會には此風を存し、當日宮廷の樂人、假に國栖人となり、南階の砌下に侯し歌笛を奏す、之を國栖の奏と云ふ、公事根源元日節會の條に、「今の國栖の奏とて歌をうたひ、笛を吹きならすは、吉野より年の始に參りたると云ふ心なり云々とあり（古事記傳、姓氏錄考證、歌舞音樂略史）

クズバカマ　葛袴　葛布にてつくりたる指貫、指貫（サシヌキ）を見よ、

クスハノミヤ　樟葉宮　**名義**　繼體天皇の皇居　**所在**　河內國交野郡樟葉村　**語源**　繼體天皇元年正月河內樟葉宮に行幸し、二月帝位に卽き給ふ、五年十月筒城に遷都し給ふまで卽ち五年間の皇居たり（書紀）

クスンゴフ　九寸五分　鎧通を云ふ、すを以て名とす、永享記に始めて見えたり、貓（ヨロヒドホシ）、「カタナ」參看、

クスリイロ　藥色　蔓の色目の名、「ヒイロ」に同じ、同條を見よ、

クスリガリ　藥獵　**名義**　五月五日山野に遊びて藥草を採集するを云ふ、又藥蹠（クスリヒカリ）ともいふ、水草に、是日採二百種草一陰乾燒灰、和二石灰一爲圓、研傅二金瘡一、止血、赤傅二大咳一、治二酸臭及瘰癧一已驗云云とあり、初めは連等の職を取りて隨一せしが、後

敬流行するに及び殺生を忌み、唐土の風に倣ひ、百草を採りて、鳥獸獵に代へしなり（**語源**　**出典**　書紀推古天皇十九年夏五月五日の條に、藥獵於菟田野云取二雉鳴時一、集二于藤原池上一云々」とあるを初見とす、萬葉集の歌に、「かきつばた衣にすりつけまそほのきそひ狩する月は來にけり」と見えたり、王朝時代盛に行はれ隨從の群臣等衣冠の奢侈を競ひて鮮麗を極めたりき、後世、端午の節會行はるゝに至り、此事廢れたりと雖も、民間に於ては武家時代に至るまで往々藥獵と稱し、四五月の頃山野に遊びたりし由、宗祇の抄などに見えたり（書紀、荊楚歲時記、圓珠庵雜記、倭訓栞）

クスリコ　藥子　正月元日供御の屠蘇酒を嘗め試むる童女を云ふ、是れ童女の行末の長きにあやかり給ふ意に出づるといふ、江次第に、內膳官人、以二大土杯三枚、小土杯三枚、與二藥女官一、女官分二御酒一、令レ嘗二藥子一云々」、公事根源に、藥子として少女の未だ嫁せざるを求めて、是を用ふる事あり、屠蘇は小兒より飲むと云ふ本文あれば、其爲に小女を撰てまづのましむるなるべし云々」、と見えたり、雲圖抄に、藥子總角例童子裝束」と見ゆ、

クスリヅツミ　藥包　女御更衣入內の始めに用ふ薄樣一かさねに歌一首を書き、又重れたる薄樣にて、四方に押折て遣はす、と云ふ（倭訓栞）

クスリノツカサ　典藥寮　「テンヤクレウ」を見よ、

クスリノツカサ　藥司　「ヤクシ」を見よ、

クスリビ　藥日　五月五日を云ふ、此日藥狩を催し百草を採て藥となす故に云ふ、世諺問答に、五月五日をば、藥日と云ひて、一切の藥をば此日取るなり云々」と見えたり、「クスリガリ」參看、

クスリベノツカサ　藥部司　「ヤクブノツカサ」の一、「サイグウレウ」を見よ、

クスリマス　藥樹　藥を量るに用ふる樹の名、權量撰飢に、「此量、升と稱すと雖も、其實は則一合にて一升の制にあらず、其方作上徑一寸、下徑六分、深さ八分とす、若し一升樹としての寸度を求むれば、上徑二寸一分五厘四毫四絲有奇、下徑一寸二分九厘二毫六絲有奇、深さ一寸七分二厘三毫五絲有奇にて、今の四勺六抄六撮有奇に當れり」、といひ、本朝醫談に、福田方云、本朝藥樹の定法、大樹者九合の樹なり、公家の藥殿に用ゐ之、經二年序一、畢、天平寶字年中、遣唐使常式所ゐ用は、一大樹を以て爲二小四樹一、侍醫出雲宿禰廣真が勘申所なり、典藥寮の御銚子は、九合樹の三升納なり、湯藥方に當に所用者大樹なり、小樹者散藥等に用ゐ之、又小樹者上徑一寸、下徑六分、深八分是なり、一說云、方圓二寸なり、又先所謂以二大樹一爲二小樹四升一者、所勘者九合樹の二合五勺を小一升にあつるなり、延喜式民部省諸國貢蘇、大一升小一升あり、上女によりて考るに、大樹は九合、小樹は二合二勺五才」、と見えたり、

クゼウチ　久世氏　姓は村上源氏、久我權大納言敦通卿の二男右少將通式朝臣より出づ、山城國久世邑に居せしを以て號とす、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（系圖、家譜）

○通式——通俊（元登通音オト）——經式（ノリ）——通夏（ナツ）——通晃（アキ）——通章（アキ）——通熙（サト）——通草（アキ）——通理（アヤ）——通根（ネ）——藥通（シゲ）

クゼウチ　久世氏（下總關宿）　孝昭天皇の皇子天足彥國押人命十世の孫大德冠小野妹子の孫參議篁の末なり、長享の頃三河國額田郡住人、小野平十郎高廣あり、その妻は京都將軍の家人久世十郎藤原永次の女、長享四年高廣死後、孤を携へて同國の住人阿部善九郎正俊に再嫁す、孤子成長の後母の强に依て、久世氏を冒し、平大夫廣長と號す、大永四年五月三河山城攻の時始めて德川清康に從て軍功を顯はす、男平四郎長宣家康に仕へ、永祿六年十一月一向宗門徒の一揆に與し、針崎に於て討死す、男三四郎廣宣父長宣兇徒に與し、家康の勘氣を蒙り、母大久保四郎右衛門忠吉に再嫁に從ひ、天正四年大須賀五郎左衛門康高に屬し、戰功あり、其後ち駿河田中城攻、高天神合戰、長久手の役、小田原の役等に從て戰功あり、故を以て家康上總國望陀郡の采地三百石を賜ふ、慶長五年關ヶ原役松平忠正に屬す、十三年故あつて武藏國多摩郡南澤に蟄居す、同十九年大阪役秀忠に從ひ功あり、采配を賜ふ、元和元年の役隨行、同年秋下總國海上郡に於て三千石を賜ひ、後ち二千石加賜、三年足輕五十人預らる、五年又上總國の地二千石を賜ふ、家康采配及び朱千切對の鎗、金瓢簞馬印を賜ふ、三男三之亟廣之累進して從四位下侍從となり、叙爵せられ大和守と稱す、慶安元年九月側衆に補せられ五千石加賜、寬文二年二月若年寄に、三年八月老中となり壹萬石加賜、九年六月貳萬石を下總國に加賜、關宿城を治む、七年八月三千石を次子平九郎重勝に分封す、天和三年八月出雲守重之備中國に移封し、庭瀨城を治む、貞享三年正月壹萬石を加賜、丹波國に移封し龜山城を治む、元祿十年六月、三河國に移封し吉田城を治む、寶永二年十月若年寄たるの功勞を以て、下總國に移封し關宿城を治む、享保三年三月老中職の累勳を以て壹萬石加賜、五年八月槇田五千石を次子民部廣籌に分封す、萬延元年閏三月大和守廣周、本城造營を督するの勞を以て壹萬石加賜、前封を併せて六萬貳千貳百石となる、文久

二年壹萬石を削らる、爾後變更なく、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(落輪譜、家譜、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜)

○廣宣——廣之——重之——暉之(チル)——廣明——廣譽(ケス 初廣敬)
　廣運(タカ)——廣周(チカ)——廣文——廣業(ナリ)

クセゴト　曲事　江戸時代、法に違ひたること。ないふ調、奉行所の差紙などに「若於二不參一者可レ爲二曲事一」と認むるは百姓町人に對してのみなり、侍、寺院、神主等の者に對しては越度と認むる例とす、

クセノコホリ　久世郡　所在　山城國

起源　郷名より出でたり、續後紀天長十年山城國久勢郡とあり、古へ栗隈縣(クリクマ)ありて、仁德天皇十二年十月堀二大溝一於山背栗隈縣一、以潤二田、と云ふこと見えたり

沿革　東大寺奴婢帳久西に作り、延喜式久世に作る、和名抄に、竹淵(タカブチ)奈美(ナミ)那羅(ナラ)水主(ミヌシ)那紀(ナキ)宇治(ウヂ)殖栗(エグリ)栗隈(クリクマ)富野(トムノ)拜志(ハイシ)久世(クゼ)羽栗(ハグリ)等の郷あり、石清水八幡宮の地、即ち八幡庄、及び那羅、水主二郷の地、正保圖には皆綴喜郡に屬せり、天保圖亦之に仍る、地誌提要「クセ」と讀み今之に從ふ(諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

クセノニフダウサキノダイジヤウダイジン　久世入道前太政大臣　久我具通(コガトモミチ)を見よ、

クセヒロチカ　久世廣周　名讀　通稱謙吉　系統　廣運の養子、實は大草安房守高好の二男

事蹟　文政十三年十月養父の遺領五萬八千石を賜ひ歷之間席に列す、天保二年從五位下に叙し隱岐守と稱す(後ち出羽守、又大和守と改む)天保十四年寺社奉行となり、嘉永元年四月付老中に轉じ、從四位下に叙し翌年侍從に任ず、四年本丸老中となり、安政五年十月井伊直弼が幕府反對の士人等を處刑するに際し、少しく寛典に處すべき旨を論じたるを以て黜陟せられしが、同七年三月老中安藤信睦の推薦により、再び老中に補し、尋で一萬石を加封す、爾來信睦と共に、井伊大老の遺策を奉じて、公武合體說を主唱し、遂に和宮降嫁のことあるに至れり、而して廣周等は之を以て朝幕の關係を圓滿たらしめんことを期したれども、事實は却てこれに反し、幕府は降嫁の許諾を得んが爲めに、十年以內に攘夷を決行するの誓約を爲すべき形勢に至り、遂に之が爲め、內は朝廷を中心とせる攘夷黨に迫られ、外は諸外國より開國を要求せられ、世態益々紛亂を極めしを以て、幕府は、朝廷の意を向ふるに汲々として、文久二年六月廣周及び信睦等を退けて其職を奪ひしが、超えて八月十六日、在職中不束の取計ありたるの故を以て、先に加封したる一萬石を削り、更に致仕謹慎を命じたり、因て家を嫡子廣文に讓りて老し、元治元年六月二十五日卒す、年四十六(幕府衰亡論、開國起原、久世家譜)

クセマヒ　曲舞　室町時代に行はれたる舞の一種、久世舞、口宣舞とも書す、文正元年四月十六日後法興院記に、是日於二千本棧敷一、殿有レ御見物女曲舞、余同、抑件女曲舞、自去十月七日、於二千本舞勸進云々、彼女生年十九云々、容顏尤美麗、凡超過諸人、希代事也、舞拍手言語道斷、奇妙之至也、見物雜人四五千人許云々、先男舞露拂、次十四五許兒舞一番、次女一番舞了、兒與レ女立合舞之、座者十餘人許也、とあるにて其大概を知るべし、又七十一番職人歌合(文安寶德の時代)に、白拍子と番ひて「車にて袖うちふりし舞女、かゝるこひすと人にしりさやし、と歌あり、又月にほつらき小倉山、其名はかくれざりけり、と齒上に記したるは、其うたひ物の中の調なるべし、此舞を又大頭といへり、大頭とは鼓の拍子の名なり、七十一番職人歌合、女官の鼓打たる歌に、「いかにしてさのみたつ名を大つゞみ、かしらうつまでこひしかるらん」、とあるを思ふべし、尤草子に、舞の頭は火頭越前の幸若といひ、其餘の書にも、幸若にかけていへれば、もと同流別派なりや計り難し、雍州府志、幸若の事をいへる次に、又有二一家一、其家紋大柏葉二枚相並、依二之其一流稱二大柏流一、至今有二兩流一、今稱二大頭一者、誤二大柏一者乎」、とあれど誤ならん(歌舞音樂略史)

クセン　口宣　職事勅命を受けて、上卿に傳宣して下さしむる者を云ふ、上卿口宣を職事より受取り、是を我家に納め、別に寫して外記に達するものを口宣案と云ふ、案の奧には頭辨の名を署す(西宮記、官職雜儀、有職小說)○其任官叙位には消息宣下と云ふ、官職雜儀に、任官をば小除目を行ひてなさるゝ也、是を又臨時除目とも申也、近代は除目を行ふ事たやすからぬ故、何事も消息宣下とて、口宣にて宣下せらるゝは無念なる事也、消息宣下とは職事口宣を書て消息をそへて上卿に奉り、上卿外記に又消息にて宣下する故に、消息宣下と申也、件の口宣の鉛に口宣案とあるは、正文は外記局に止る間、職事案をうつして其人に遣す也、又位のは內記局に止まり、官方の宣旨は官局に殘侍る也云々、と見え、眞字抄に、口宣者、謂二人奉一仰以二宿紙一書之也、古法以二口宣一不二直給一其人、是藏人書二口宣一、遣二上卿之許一、則上卿受之爲レ案、宣旨遣二其人之法也、從後世或直則二口宣一者、非二本式一云々、とあり、今口宣及び消息宣下の例を左に示す(黑板博士說)

(下宣息消)

元應元年六月十六日　宣旨
權中納言藤原朝臣奉
宣爲右近衛中將如舊
藏人頭宮內卿藤原成隆

口宣一枚權中納言藤原朝臣奉
右中將兼任事　職事仰詞、內々奉入之

知件

六月十五日　春宮大夫判
大外記局
上卿帥中納言
正平五年七月廿九日　宣旨
正五位下清原良氏
宣任修理權大夫
藏人頭右大辨源顯統奉

(編旨抄)

クリウ　供僧　本尊に供奉して給仕する僧を云ふ、供奉僧の略稱なり、高野山根本大塔及び長講堂に、勅願にて供僧を置きし事、文治三年五月、建久元年等の後白河法皇の起請文に見えたり、其他鶴岡八幡宮寺及び勝長壽院等に、供僧職を置きし事、吾妻鏡鶴岡八幡宮寺供僧次第等に見えたり、又諸社神宮寺の供僧は宮僧とも云へり

グリク　具足　器具の具備したるをいふ、具はり足れる意、萬事揃たるを云ふ、例へば樂器具足とは笙、篳篥、太鼓等備はり、射手具足とは弓、矢、籘、小手、沓、菜摺等を云へるが如し、後には專ら甲冑を云ふ、次の條を見よ(常照愚草、四季草、貞丈雜記)

グリク　具足　甲冑を云ふ、軍陣の具足と云ふ意、京師本保元物語義朝自河殿夜討條に、二領の具足を射徹すだもいかめしと覺候に云々」とあるを始めとす、室町時代中葉以後は、別に一種の具足と稱するものを作り出せり(甲冑と並稱す)其樣は腹卷胴丸の如く脇橫なく、右の脇にて引合せ、拔走、障子板、楯板、鳩尾板、逆板などもなく、草摺七枚下り、胴を二つに割る樣に作り、かぶとも吹返なきものなりと云ふ、蓋し、應仁以降大亂續き、請筒、栗配付の優、えり廻り肩當などを作り添へ、昔の鎧に、ありし弦走以下のものを省きしものならん(軍用記、本朝軍器考)崩黃絲片赤、黑絲片唐紅、黑革片淺黃絲白絲、淺黃絲片紅、黑革片白絲、淺黃絲片赤、黑革片淺黃絲、黑革片白絲、黑革中白絲等の具足の名武家儀式に見えたり、今後世の具足の圖を示す、猶

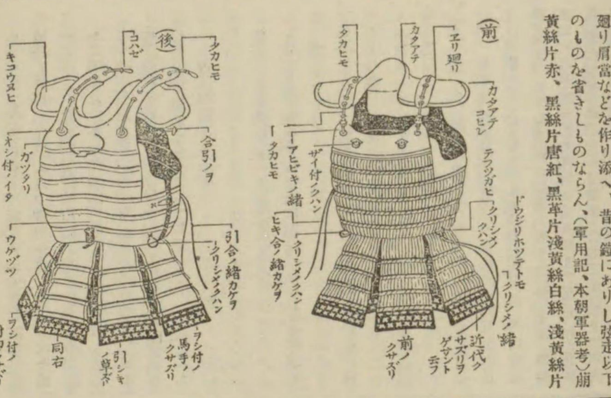

グリクバオリ(オリ)を見よ、

グリクビツ　具足櫃　具足を入る、櫃を云ふ、もとは唐櫃に納めたるものなり、別に式法なく、寸尺は鎧の大小に從ひて、大くも小くも作れり、櫃の角々はきちやうめんを取り、赤又は黑漆にて塗り、家紋を付くるも付けざるも好に任すべしと云ふ、足の上下にさか輪を入れ、緒はくみ緒なり、前の方には「前」の字を金泥或は漆にても書き、又金物にて打つもよしとす(軍用記)

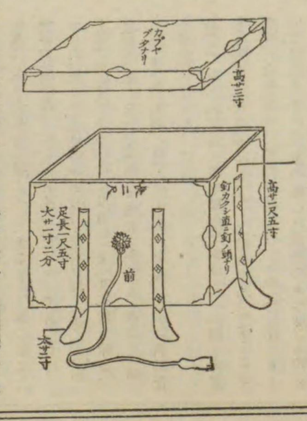

グリクブギヤウ　具足奉行　職制　江戸幕府の職名、甲冑を監守し、其製造を檢査する事を掌る、留守居の所管にて、役料十人扶持、席次燒火間詰とす、組頭四人、同心三十人、其配下に隸す　沿革　鎌倉の世、之を物具奉行といひ、室町の世鎧

奉行といふ、然れども、常に此職を置かず、旅行中の時のみ設けしが如し、職國の世に至り、具足預りとも稱し 常に此設あり、江戸幕府に至り、寛永十八年三月、始めて一人を置き、杉浦十兵衛を以て之に充つ、後ち二人二組と爲り、組毎に同心十八人隷屬す、後ち屢々增減あり、文久三年七月、弓矢鎗奉行を併せ武具奉行と改稱す(吏徵、明良帶談、德川禁令考、官制沿革略史)

グリクモチノイハヒ　具足餅祝 名義

武家の祝儀、具足餅は一に鎧餅とも云ふ、床上に具足(甲冑)を飾り、其前に供する餅を云ふ、正月十一日之を食して祝賀せしな、具足餅の祝(或云鏡開祝)と云ふ、江戸幕府にては此日、連歌の會しあり 起原 沿革 吾妻鏡に、埦飯矢口餅、齒固の儀は見えたれども、此事なし、室町時代の繪卷物などに此儀式見えたれば、室町幕府より起りしものなるべし、鹽尻に、武田氏先祖傳來の鎧を崇めしより世間の風俗となりしといひ、湯士問答には、織田豐臣の世に始まりしと雖も詳かならず、其期日、古は二十日を用ひしが、承應元年正月家綱將軍二十日は先代の忌辰に當れるを以て十一日行ふことに改め、永例と定めらる(日本歲時記、羅山文集、德川實紀、年中行事故實考)

クタイ　裙帶 「クンタイ」を見よ、

グダウ　愚堂 東寨(トウシヨク)を見よ、

クタシブミ　下文 官宣旨の樣式に倣ひて、院宮、幕府、權門、寺社等にて開ける牒又は政所よりその被管の土地、若しくは人民に下せる文書をいふ、その書き出しには大抵院廳下、女院廳下、法親王廳下、攝政家政所下、大臣家政所下、將軍家政所下等とあり、院廳家政所等の下文は各條に述べたり、今將軍家の下文を次に示す(黑板傳士說)

(賴朝花押)

下　周防國伊保庄鑄戸關　矢島桂島等住人

可ㇾ早停ㇾ止土肥實平妨、幷土人大野七郎遠正不當、從ㇾ領家進止ㇾ事、

右件庄々者、賀茂別雷神社御領云々、而土肥實平近日致ㇾ押領ㇾ之上、土人大野七郎遠正令ㇾ滅ㇾ亡庄內ㇾ之由、依ㇾ社司訴ㇾ自ㇾ院所ㇾ被ㇾ仰下ㇾ也、仍而問ㇾ實平ㇾ之處、於ㇾ兵糧米ㇾ者、免除了、況無ㇾ押領ㇾ之由所ㇾ申也、何者之謀計乎、兼又遠正令ㇾ滅ㇾ亡庄內ㇾ之條、甚以不當也、自今以後、停ㇾ止彼等之濫行ㇾ、可ㇾ從ㇾ社家進止ㇾ之狀如ㇾ件、以下、

文治二年九月五日

前右大將家政所下　和泉國御家人等

可ㇾ早隨ㇾ左衞門尉平義連催促ㇾ勤ㇾ仕大內大番ㇾ事、

右御家人等、隨ㇾ彼義連之催促ㇾ、無ㇾ懈怠ㇾ可ㇾ勤ㇾ仕大內大番役ㇾ之狀、所ㇾ仰如ㇾ件、以下、

建久七年十一月七日　案主清原判

知家事中原判

今大藏丞藤原判

別當兵庫頭中原朝臣判

散位藤原朝臣判

クダタマ　管玉 玉の一種、上代の裝飾品、其形筒の如し、一に竹玉とも云ふ、これ竹筒に似たる故名以て名づく、何れも寶石を以て之を作る、色は赤、黃、綠などあり、一定せず、曲玉(マガタマ)の挿圖參看(古事記傳)

クタニヤキ　九谷燒 名義 加賀國江沼郡丸谷村に於て製出する陶器 起原 慶安年間加賀國大聖寺の城主前田利治、江沼郡大日山麓九谷村に

裏質の磁石あるを聞き、臣田村權左衞門に命じて陶窯を開かしむ、其陶質瀨戸燒に似たり、是濫觴となす、點茶家の茶壺、水指今尙存す、利治の男利明の時に至りて遺志を繼ぎ、萬治年間家臣後藤才次郎を肥前の有田に遣はし、磁器彩釉の製法を學ばしめ、九谷村に於て再び製陶せしむ、時に偶京師の有名なる畵工久隅守景といふ者あり、來て加賀に遊べり、因て之に畵かしめて製する所の者を守景下畵といふ、人之を珍賞す、茲に於て其業大に進歩し盛に製出す、其質たるや白土に彩釉を施し、其製は支那交趾に倣ふ者あり、有田に倣ふ者あり、而して其錦樣と稱する者甚だ佳なり、他國の陶器皆これに及ばず、之を通稱して古九谷と云ふ、既にして業稍々衰ふ、文化七年國人吉田屋傳右衞門といふ者あり、九谷村に於て更に窯を設けて其業を再興し、宮本屋理右衞門といふ者をして之を主管せしめ、青綠の彩畵を描し又交趾を摸造す、十一年傳右衞門窯を同郡山代村に移し、九谷の土石を運搬して製す、是を吉田屋窯といふ、又同國の人陶畵工飯田屋八郎右衞門といふ者あり、支那の陶畵譜を求め得て發明する所あり、卽ち從前の畵風を一變して赤色繪を製出す、其技絕妙なり、稱して八郎畵金襴といふ、皆赤釉に金泥を附著す、是に由て名聲遠近に鳴る、續で大藏清七といふ者、其業を勉勵し藍閑と號し其窯を主とる、其後淺井幸八(相鮮亭一奄と號す)といふ者あり、飯田屋八郎右衞門の職せし所の陶畵譜を傳へ、大藏清七と相謀り、大に其業を盛にし益其精巧を極め、終に海外の人をして賞愛せしむるに至れり、安政五年、其地の工人莊三友三等山代村の傍に新窯を開き金襴樣を製す、世人錦窯に於て製する所の者を以て通じて九谷燒といふ、燒物(ヤキモノ)參看(古今陶器說、工藝志料)

クダノフエ　小角 大角に對して小なるものをいふ、角(カヤ)の條を見よ、

クダミノカリノミヤ　來田見行宮 豐後國玖珠郡に在る景行天皇の行在所をいふ、天皇土蜘蛛征伐の時、速見邑より軍を進め、此に屯在し給ふ、書紀に、留于來田見邑、權興行宮居之、則採海石榴樹、作椎爲兵、其處曰海石榴市、とあり、

クダラ　百濟 考察 魏志三韓傳に伯濟とあり、馬韓五十四國の一とす、韓史に皆百濟と書し、好太王の碑文に百殘と記す、殘と濟と通音なり、言海に、舊多羅とし、帝國紀年私案に、百濟又百殘に作る、クサとよむべし、「クサ」「クタ」音通ず、百をクの音に用ひたるは韵を取れるなり、韓にては漢字の音の下を取り、一音に用ふること常に在り、諺文の母字にあてたる漢字にて知るべし、「ク」に役を、「メ」に隱を、ツに束を充つる類也、と云ふ、朝鮮古代諸國名稱考に、殘の漢音(ツアン)なれば、韓國の「ツアナ」となるべきは獨韓の加那を顯はし、辰の徐那を顯すの類也、「ツアナ」はやがて「ツアナ」となり、又轉じて「クダナ」となる、之を我國讀に「クダラ」となる、百殘の百は「パク」「ヒアク」と響くが故に百殘は「パクダナ」又「パクダラ」となる、而して「クダラ」は卽ち「パクダラ」の轉化と知るべし云々、と見えたり 起原 百濟王溫祚は高麗王高朱蒙の子、初め朱蒙卒本扶餘に至り、其王の女を娶り二子を生む、長を沸流、次を溫祚といふ、朱蒙北扶餘に在りし時の子類利を立て、太子と爲すに及びて、二子相容れざるを恐れ、烏于馬黎等十人と南行して、沸流は彌鄒忽(京畿道仁川府)に居り、溫祚は河南の慰禮城(忠淸道稷山縣)に居る、馬韓王東北百里の地を與ふ、沸流彌鄒の土地卑濕安居するを得ず、慰禮は都邑既に定り人民安堵せるを見て慙恥して死せり、故に其臣民皆慰禮に歸して益々盛なり依て國を百濟と號し、扶餘を氏とす、其位に卽く高勾麗に後るゝこと二十年、我紀元六百四十三年也、時に樂浪靺鞨(靺鞨は高勾麗の北に在り而國の間に介在せしものなるべし、屢々境域を侵すことありしものは其屬地三以て、城を築き柵を設けて之を防ぎしかども、侵暴尙已まず、依て地を漢水の南に下し、慰禮の民戶を移し、城闕を立てゝ都を漢山(京畿道廣州)に徙し、使を馬韓に遣はして疆域を定む、北は浿河(黃海道平山府猪灘)南は熊川(忠淸道公州)西は大海を窮め、東は走壤を極む、又部落を巡撫して農を勤め頗る心を政事に用ふ、二十七年馬韓王を襲撃し之を亡ぼす 考察 其後多婁王已婁王を歷て蓋婁王に至る迄の事蹟詳かならず、肖古王以後、或は新羅を侵し、靺鞨を襲ひて專ら戰鬪に從事し、古爾王の如きは頗る田獵に耽りしが、又官職服色等の制度を定む、責稽王は靺兵の爲めに害せられ、汾四王は樂浪太守の刺客に殺され、比流王の時飢饉荐りに至りて民生を卿ぜず、契王近肖古王に至りて常に安靜ならず、武王に至りて强を恃み、新羅を侵掠すること殆ど虛歲なし、唐使を遣はし之を諭して兵を戢めしむと雖も從はず、盤樂怠傲其欲を逞くし、義慈王之に繼ぎて驕奢淫佚國事を恤へず、諫臣を殺し、兵を出して、新羅の邊境を擾すこと連年、又高勾麗に結びて新羅唐に朝貢するの路を絕つ、新羅の武烈王金仁問を唐に遣はし、百濟を伐たんことを請ふ、義慈王二十年(唐顯慶五年)唐の高宗蘇定方を行軍大總管とし、水陸の軍を帥ゐて萊州より海を濟りて之を擊たしむ、武烈王又太子法敏大將軍金庾信等をして之が援を爲さしむ、百濟の將軍階伯克たすして死す、庶及び新羅の兵都城を圍む、百濟衆を率ひて之を拒げども、唐の兵勢に乘じて益々進む、王遂に定方に降る、定方王以下八十餘人を執へて京師に送り、其國を平ぐ、凡五部三十七郡二百城七十六萬戶ありと云ふ、唐其地を分ちて玉都督府(熊津馬韓東明金涅德安)を置き、各州縣を統べ、渠長を擢んでゝ都督刺史縣令とし、劉仁願をして之を理めしむ、百濟茲に於て亡ぶ、始祖溫祚王より茲に至りて凡三十王六百七十八年にして、我紀元一千三百二十年なり、其後宗室福信等浮屠道琛と、周留城(全羅道全州の西に在り)に據りて兵を起す、是時王子扶餘豐は日本に質たり、迎へ立てゝ王とし、唐將劉仁願を熊津城に圍む、福信權を專にし豐と嫌く相猜ふ、豐之を斬り、使を高勾麗及び日本に遣はして師を乞ひ、唐の兵を拒ぐ、然れども新羅と唐と之を攻むること益々急なり、豐遂に逃れて高勾麗に奔る、劉仁軌仁願に代りてよく其後を治む、唐又百濟王の子隆をして熊津の都督とし、仁軌及び新羅と同く誓はしむ、然れども其他稽々新羅の爲めに併せられて百濟遂に絕つ 考察 近肖古王の時、我神功皇后新羅を征服せしより、始めて日本に服屬し歷々方物を獻じて朝貢絕えず、辰斯王の時其禮を闕く、應神天皇、紀ヶ角等を遣はして之を責む、國人王を弑して謝す、紀ヶ角等阿花を立てゝ王とす、阿花王亦朝貢せず、因りて東韓の地を奪ふ、是より王は太子直支を遣はして質と爲し、先王の好を修む、王薨ずるに及びて直支倚日本に在り、太子の仲弟訓解國政を攝して太子の還るを待つ、季弟碟禮訓解を殺し自立して王となる、直支其訃を聞て痛哭して歸んと請ふ、應神天皇兵を以て直支を送る、既に國界に至る解忠迎へて謂て曰く、大王世を棄て碟禮兄を殺して自立す、願くは太子早く之が計を爲せと、直支日本の兵

を以て自ら衛り、海島に據りて之に備ふ、國人禮禮を殺し迎へ立て〻王とす、其後蓋鹵王は女を送りて婚を爲し、又其弟昆支君を質とす、而して王は終に高勾麗の爲めに殺さるゝも、社稷の亡びざるは實に日本の保護に賴ると云ふ、三斤王薨するに及びて、昆支君の第二子牟大(日本紀末多に作る)日本より還る、雄略天皇兵士を以て衛送せしむ、位に即く是を東城王とす、王暴虐にして弑せらる、初め蓋鹵王の昆支君を質とするや、之に與ふるに其孕婦を以てす、孕婦途にして子を生む、斯摩と云ふ、(書紀嶋君に作る)茲に於て斯摩位を繼ぐ、是を武寧王とす、武寧王以來は屢々諸博士を遣はして交代せしめ、聖王威德王の時、任那安羅は新羅に侵さるゝを以て、恒に我國の援により興復せんと欲し、百方力を盡されたり、又高勾麗新羅と戰を交ふるに及びて屢々救を乞ふ、欽明天皇紀男麻呂をして新羅を、大伴狹手彦をして高勾麗を伐たしむ、是より使聘往來常に絶えず、武王は又其子豐を遣はして質と爲す、義慈王唐の虜となり、社稷亡ぶるに及びて、福信等豐を日本に迎へて立て〻王と爲し、且つ救を乞ふ、天智天皇阿曇比羅夫等を遣はして之を救はしめ、唐將劉仁軌と白江口(忠淸道錦江なるべし)に戰ひ終に敗績し、豐、高勾麗に奔り、將相以下我國に歸化する者頗多し(朝鮮古史考、朝鮮古代諸國名稱考、朝鮮史)○今歷世の系統を左に示す

○溫祚王一代 ― 四九 多婁王二代 ― 五一 己婁王三代 ― 三八 蓋婁王四代

四八 肖古王五代 二十 仇首王六代
五三 古爾王七代 十一 貴稽王八代
六 沙四王九代 二 契王十一代
四九 比流王十代 二十 近肖古王十一代 枕流王十四代

一 法王宣二十八代 四 武王璋二十九代 二十 義慈王三十代

クダラウヂ 百濟氏 蕃別朝臣姓、宿禰姓、連姓、王姓、公姓、伎姓等あり、又百濟安宿公あり」、朝臣は左京に貫す、都墓王三十世の孫季明に出づ、孝謙天皇の御代太宰陰陽師余益人造法華寺判官余東人等百濟朝臣を賜はる、仁明天皇の代備中介余河成右京大屬余福成等百濟朝臣を賜はる」、宿禰は、都墓の後比有王の子混伎に出づ、嶷嵯天皇の御代右京の人飛鳥戸造善宗同姓河內の人名繼百濟宿禰を賜はる、清和天皇の時河內安宿郡の人皇太后宮少屬百濟宿禰有世左京に貫す、左京の人陸陽少屬清定太政官史河主、河內高安郡の右京の人陸陽清定太政官史河主、河內高安郡の人主稅大屬有雄等百濟宿禰を賜はる、有雄後改めて右京に隸す、連は所出詳かならず、天武天皇十一年百濟造連を賜はる」王は、右京に貫す、義慈より出づ、義慈嘗て子善光を遣りて入侍す、天智天皇の御代義慈唐に降り、善光留り我朝に仕ふ、持統天皇の時姓百濟王を賜ふ、其曾孫敬福聖武孝謙の朝に仕へ顯官たり、高倉天皇の時從五位下百濟王時里あり」公は、左右京及び和泉に貫す、都墓三十世の孫汶潤王より出づ、初め飛鳥寺氏といふ、廢帝の時改めて百濟公を賜ふ、繼嶷天皇の時阿波の人百濟部廣濱等一百人百濟公を賜はる、仁明天皇の時攝津國住吉郡の人百濟公禮

永、加賀江沼郡の人正六位上百濟公豐眞改めて左京に隸す、豐眞の先庚午の年河內大鳥郡に貫す、乙未年加賀に移り、此に至り京戸に隸す」伎は右京に貫す、都墓の孫德佐王に出づ」安宿公は所系詳かならず、稱德天皇の時外從五位下百濟安宿公奈登麻呂あり(氏族志)

クダラガク 百濟樂 名義 雅樂の一、百濟國より傳來の雅樂なるを以て名づく、舞あり 地原 沿革 欽明天皇十五年二月、百濟より下部扞率將軍王賁、上部奈物部烏等を遣はし援兵を乞ひ、別に樂人德三斤、季德巳麻次、季德進奴、對德進等を貢せしは傳來の始めなるべし、文武天皇大寶令制定の時、雅樂寮の中に樂師を置き樂生に教へしむ、詳しくは狛樂(コマガク)の條參看すべし(書紀、令集解)

クダラゴト 箜篌(百濟琴) 名義 樂器の一、絃屬にして支那の樂器なり、百濟より始めて我邦に傳りし故にしか名付しならん、又「クゴ」と云ふ、箜篌の音、元來は「クウコウ」なれど、轉約して「クゴ」と云へるなり、もとは坎侯と云ふ、風俗通に、箜篌一名ニ坎侯一、謹按、武帝祀ニ大山太一后土一、令樂人坎侯調依レ琴作ニ坎侯一、晉ニ其坎坎應節也、侯以姓冠レ章也」とあり、蓋し彈奏の坎々より坎とし、作者の姓を取りて侯とし、樂器の名となせしが、後ち訛りて箜となりしなり 特徴 正倉院御物にこれあり、長さ凡そ五尺、二十三絃にして、一に頭を出だし、一は物を地に立て、彈すべきものなり、側には鳥獸花草等

(東京帝室博物館御陳列)

どの彩色樣あり、樺の本には獅子首又草花の彫文等あり、左の圖を見て一般を知るべし、於して支那の書によりて見るに、絃の數は二十絃より二十三四絃に亞るものあり、是を箜篌と云ふ、又胡箜篌と云ふ、樂器考には、竪箜篌を箜篌なりと云へり、箜篌は、延喜式に長さ六尺四寸五分料紙二兩と見えたり、果して同物なりや詳かならず、別に橫箜篌あり、續にして彈ず、製作詳かならず 地原 沿革 前に引ける風俗通によれば、漢の武帝樂人侯暉に命じて、作らしめを始めとなせど、隋の音樂志に、西域より出で〻華夏の舊器にあらずとし、通典、文獻備考共に胡樂としたれば、支那製のものにあらずして、外國より傳來したるもの明なり、下村三四吉氏は、埃及より傳來せるものならんと云へり、隋唐の時支那に行はれ、尋で朝鮮に渡り、終に百濟より本邦に傳來せしものなり(和名抄、樂器考、下村三四吉氏「箜篌に就て」)

(過去現世因世果經挿繪所載)

クダラデラ 百濟寺 所在 近江國愛智郡角井村○山號釋迦山 地原 沿革 聖德太子の創建にて、百濟の僧惠聰、道欣、觀勒等の住持したるより、其號あり、後ち勅願所となり七堂伽藍僧坊佛閣等あり、屢々火災に罹り大に衰頽す、佐和山城主堀秀政の時、本堂を再建し、德川家康寺領百四十石餘を寄附す、寛永十四年五月、明正天皇再建の綸旨を賜ひ、慶安三年に至り、本堂、書院、鐘樓、仁王門等の再建成る(近江要地志略、京都要錄、名勝地誌)

クダラノオホヰノミヤ 百濟大井宮 名義 敏達天皇の皇居 所在 河內國部郡大井村 地原 沿革 敏達天皇元年四月、百濟大井に都す、四年、譯語田に遷らるゝまで、即ち四年間の皇居たり(書紀)

クダラノオホデラ 百濟樂師 百濟樂を學ぶ生徒

クダラノガクシ 百濟大寺 大安寺(ダイアンジ)を見よ、

クダラノコホリ に教ふる事を掌る、四人あり、雅樂寮(ガガクレウ)の條を見よ、

クダラノコホリ 地原 續後紀に、天長十年四月以攝津國田二十七町野二賜三源朝臣勝」と見えたり 沿革 延喜式又百濟に作る和名抄に、東部(ヒガシベ)南部(ミナミベ)四部(ニシベ)の鄕あり、淳和天皇天長二年三月江南の東生、西成、住吉、百濟、四郡を和泉國に隸せしが閏七月之を止む、天文古文書、岡に作り、或は欠郡にも作る、正保圖以後終に之を廢して住吉、東成二郡に併せ、元祿圖以後住吉郡と稱せしが今は東成郡に入れり(諸國郡鄕考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

クダラノミヤ 百濟宮 名義 舒明天皇の皇居 所在 大和國高市郡飯高村より廣瀨郡百濟村に至る 地原 沿革 舒明天皇十二年十月百濟宮に徙り給ふ、同十三年十月扇御に至る迄二年間の皇居たり(書紀)

クチイレ 口入 「クニフ」を見よ、

クチエイ 口永 口米口永(クチマイクチエイ)を見よ、

クチガキ 口書 江戸幕府訴訟上の文書の名、訴訟關係者の法庭に於ける口供の筆記を云ふ、寺社

(例)

七人には口上書と云ふ(武家事紀、閥閱錄)○又獄人の白狀書に爪印を押したるものをいふ、宗門禁制に、爪判之事、町奉行所にて委細白狀に及び、口書差上候時、爪判致候者有之、又强盜にて委細に不申上故、吟味所にて拷問にあふ事也、右拷問にて委細白狀に及び、彌右之口書は相違無之と故と吟味役より申候時、科人相違無之と申時は、右口書相認め、其來に只今迄御公儀之御仕置を遣れんと存、申陳じ候得ども、此度白狀に及候通、少も相違無ニ御座一候と書、年月日の下へ名を認め、此下へ爪判(手錠之儘にておやゆびの爪判を押也)押し候事也」とあり、

クチキウヂ 朽木氏(丹波福智山) 姓は宇多源氏、佐々木近江判官信綱より出づ、信綱朽木庄地頭に補せらる、二男近江二郎左衛門尉高信孫出羽守義綱同國高島郡朽木谷に住す、因て氏となす、十世朽木信濃守元綱、永祿十二年正月三好笑岸等將軍義昭を六條本國寺に圍む、義昭遁れて元綱による、元綱義昭を援けて功あり、その後織田信長上洛し士卒の功を褒し元綱の勇名に感ず、元龜元年信長淺井長政を攻めし時先鋒たり、天正十八年冬從五位下河內守となる、慶長六年秋德川家康の命にて近江勢多橋を架す、翌年春家康上洛の時其功を賞す、此年驗河に下り幕下に侍す、十九年大阪の役、永井右近大夫に屬し、翌年五月再陣の時孔舍衛の坂を守衛す、彌五郎植綱元和四年九月小性に補せられ、千石を賜はる、九年八月叙爵民部少輔と稱す、後ち數次加賜せらる、寛永十年正月書院番頭に補し五千石加賜、十二年十一月若年寄に補し、五千石加賜、十三年八月壺萬石加賜、下野國に移封して鹿沼を治む、十一月小性組番頭を兼ぬ、正保四年七月五千石を下野國に加賜、慶安二年二月五千石を故封近江國高島郡に加賜せられ、封

を常陸國に移され、土浦城を治む、萬治二年十二月伊豫守植昌三千石を弟和泉守則綱に分封す、寛文九年六月八日五千石加賜、丹波國に移封、福智山城を治む、寶永五年六月民部少輔植元三千石を弟采女植治に分封す、世々子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる（家譜、藩翰譜、德川加除封錄、華族諸家傳、華族譜）

○信綱——高信——頼綱——義綱——義氏——頼氏
氏時——時綱——高親——植綱（タネ）——元綱——植綱
植昌（タネ）——植元——植綱——植治——玄綱（トウジナ）——綱貞
鈍綱（ノブ）——昌綱——倫綱——綱方——綱條——綱張
爲綱——綱鑑（初諱正）——綱貞

クチキガタ　朽木形　朽ちたる板目形の摸樣、重に几張の帷に此形を用ふ、禁秘抄清涼殿の條に、四面有二几張一（帷夏生、以二胡粉一畫二花鳥一、冬朽木形云々）とあり、朽木形は冬の景にて朽木を畫くなり（安齋隨筆）

クチツキ

クチトリ　口附　（鑢人（クチトリ）を見よ、

鑢人（口取）　乘馬、飾馬、移馬、神附ともいふ、和名抄に、唐韵云鑢（盧紅反、楊氏漢語抄云鑢馬人、久知止利）乘馬又奉也云々、（延喜式、内府雜錄に擬馬人と見え、徒然草にくちつきとも見え、外宮神寶逐文に、白馬形一匹云々、口取一人、高一尺九寸、着二冠綾褐布帶紅單衣小綾袴生下袴伊知比櫛巾等一と見ゆ）とあり、玉葉文治三年四月十四日の條に、次御二覽引馬一、又餝馬鑢二人奉之、須引馬鑢一人、餝馬鑢一人可引也、と見えたり、

クチナシ　梔子　夏の色目の名、やまぶき色に倣て、表裏すべて黃色なるものをいふ（桃花葉葉）

クチバ　朽葉　夏の色目の名、表は經は紅緯は黃にて裏の黃なるものをいふ、落葉の朽たるに似たる故に名づく、染色には淺紅に黃をまぜたるを云ふ、裏順女房衣裝次第に、朽葉色とは緊を赤く染て横を黃に染めたる糸にて織申候、とあり（雁衣抄、裝束色葉、四季色目、真丈雜記）

クチマイクチエイ　口米口永　（武家時代、地方役人の給料、及び紙筆墨等の雜用に用ふる爲め、租稅の外に、年貢米の高に應じて取り立てし入用を云ふ、米にて納むるを口米といひ、金にて納むるを口永といふ、上方より中國西國筑紫の口米は、一石に付三升、銀百匁に付三匁、關東筋奥州邊は三斗五升納にて、計立三斗七升入一袋に付一升宛、口錢は永百文に付三文、或は金三十二兩に付一兩、永八貫文にて金一分なり（何時頃より始まりしか詳かならず、鎌倉幕府の末、口糊の稱あるを見れば、當時より起りたるものゝ如し、後醍醐天皇元德元年、大神宮領美濃國安東郡專當沙汰、宮中奉納の時、供用の御粮口糊は、二十二袋の内、正供用の御粮は五斛五斗、口糊は一斛一斗たるべしと、應永六年尾張國妙興寺領田四段の年貢は、段別百文に、口錢は十文なりとし、正親町天皇天正十四年正月十九日、關白豐臣秀吉、うち米は一石に二升たるべし、其外役米一切之あるべからずと令せり、是に據りて見れば、足利豐臣の時代に於ても微收せるが如し（うち米は、くち米の訛なるべしと大日本租稅志にいへり）後陽成天皇慶長三年七月、豐臣秀吉、越前國に令して口米は米一石に二升たるべしと定め、後水尾天皇元和二年七月、德川秀忠、年貢米一袋に、口米目錢とも一升づゝ納むべし、錢は永樂百文に口錢三文を納めしむ、寶永六年

概れ是法に從はしむると雖も、諸國に依りて異なるあり、然れど概ね名義の條にいへるものゝ如し、後光明天皇正保元年正月二十一日、口米關東は三斗七升一袋に一升、口錢永百文に三文、上方は一石に三升なり、定限の外取らしめず、中御門天皇享保五年八月、德川吉宗、畑の口永は永一貫文に三十文餘を取立るものあり、今年より定法の如く永一貫文に三十文を取立つべしと令す、尋で口米永を代官に給與するを止めて、藏納と爲さしめ、支配高に應じ諸入用の米金を給ふことゝなりぬ（地方凡例錄、大日本租稅志）

クチメ　口目　物をはかりていふ目方の名、其量二百匁を一斤とす（地方新書）

グチユウレキ　具注暦　暦（コヨミ）を見よ、

クチヨセ　口寄　都子（イチコ）を見よ、

クチラザシ　鯨尺　物をはかる尺の名、吳服尺の一にて、曲尺の一尺二寸五分に當る、（舊尺の一尺二寸七分）其鯨鬚の髮を以て製したるが故に、此名あり、後には、竹木を以てつくるもの多くなりしかど、尚ほ其名を存せり、其始め定かならず、永承の鐵尺などみや、始とすべきか、乳母草紙に、クヂラ尺のことと見えたれど、曲尺の一尺二寸五分の鯨尺にはあらず、吳服尺（ゴフクザシ）、度（モノサシ）參看（律原發揮、本朝度量權衡攷）

クチラフイチキン　鯨分一金　江戸時代、運上の一種、鯨漁獵の時に課する稅、地方落穗集に、鯨分一定法の事、突鯨二十分一、寄鯨三分一、流鯨十分一、右書面の鯨、其處にて相拂候落札金高の内、運上差上候分一定法此くの如し、尤も御料私領の差別なく、御料私領入〻高なれば右分一割を以て上るなり（寛文九年の定法に、寄鯨御料私領入組の處へ寄り候へば、御料の方へ割賦の内にて分分は御料の方へ割賦行申の時、内金人は敵物響（堅食文）を用ふ、武家は多く白響にて晴の犬追

へ下され、御料私領にて立會突せし鯨は、御料の方へ割賦の内五分一運上差上候事、但私領入會分郷に流鯨これある節は、御定の通に分け、一村高に割付地頭へ之を下まる、是は享保九年十二月代官原新六郎にて其趣伺の上濟しなり）と見えたり、

クツ　沓（履）　名義和名抄に、履唐韻云草屨（音俱）麻曰屨（音句）革曰履（音李久豆、用二鞜字一音沓）起原沿革神代既に用ひし事書紀に見えたり、文武天皇大寶元年制して朝廷公事の時皮履を着せしめ、尋常の時は草鞋を着す、皇子は烏皮舄、内親王命婦は絲烏等を用ひしむ 種類草鞋、烏皮舄（クロカハクツ）、絲舄（シガイ）、錦鞋（キンガイ）、靴、牛靴、淺履、深履、鼻切沓、厩舄、絲鞋、麻鞋（クツ）、毛履、馬上沓等あり、各條に逃べたれば就て見るべし（令義解、延喜式、飾抄、裝束抄、名目抄）

クツガタ　鵄尾　宮殿等の大棟の端に取付けたる飾物をいふ、其形狀靴を立てたるが如きを以て名づく、又「シビ」、「トビノチ」とも云ふ、蛍尾、鴟尾、蛍吻（シビ）、鴟吻、鴟吻とも書く（和名抄、倭訓栞、真丈雜記）家屋雜考に、和名抄に、久都賀大、また是れを字のごとくトビノチ」とも云ふ、履の形にも、また鵄の尾にも似たる故の名なるべし、屋棟の兩端、棟風の上に在る大瓦なり、義經記に、東のとびの尾はやけざりけりなどあるも、此の大瓦のことなり、しかるに後世さまゝ〻のかたちを作りなすこと〻なりて、「オニガハラ」、「シヤチホコ」など云ふものも出來しかど、此の鵄の尾の二字をコヽヤチホコ、「オニガハラ」などともよむ事となれり（今は、蛍吻補等の字をもよむことなり）と見えたり、元慶七年八月大極殿の四鵄尾半折して落ちることより出づ、淵鑑類函居處部に、（鵄吻）（虬尾）墨客揮犀曰、今自二有唐一以來、寺觀舊殿宇尙有二爲二飛魚形一尾指上者一、不二知何時易一名爲二鵄吻一、然狀亦不レ類二魚激レ浪卽降レ雨、當作二此像一於殿堂上一、以厭レ火（魚形讓レ火）墨客揮犀曰、漢以二宮室多一災、術者云、天上有二魚尾星一、爲二其形一、冠二於室一、以禳レ之」とあり、

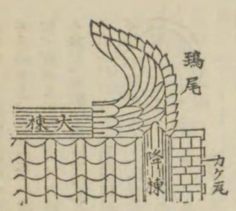

クツカ　沓冠　歌の一體、折句の一種にして、十音の詞の假名を、短歌の毎句の頭と終りに、十音づゝおきたるもの、例へば雜好が「よもかたまくらもま袖も秋にへだてなくとよみて、「米給へ、錢もほしし」といふ無心をかじれさめのかりほにかけてなかめやるかな」とよみて、「米給へ、錢もほしし」といふ無心をきかせ」とよみて、「米給へ、錢もほしし」といふ無心を頓阿法師のもとにいひ送りし類なり、續千載集に「小屏風視箱をなりを、沓冠におきて」とあり、

クツケイ　屈繼　鎧（ヨロヒ）の名所を見よ、

クツヌギ　沓脫　宮殿等の昇降口に、昇降しまさんとするに、沓脫を脫ぎ置く所なる故に名づく、中門より廂へ昇る口に在るを廊沓脫とも、階の沓脫とも云ふ、

クツワ　轡（鑣）　名義馬の口中に含ましむる具、口輪の轉語、鐵にて作り、手綱につけて馬を御する用とす、古名、久都波、俗に久久美と云ふ、口食、口含の義、本朝軍器考に、轡は倭名抄に兼名苑を引て、轡一名は、鑣、久豆和都良とよむ、俗には久都和と云也、又楊氏漢語抄には鞦鞋也、一に馬鞋と云也と注せり、楊氏が鞋と云ひしは惡からず、其餘の說は悉く誤れる也」と云へり 考新編馬具寸法記に見えたれば左に示す（圖圖は節次將平文又は金銅轡を用ひ、

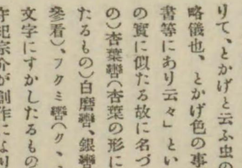

笠懸の時には塗りたるものを用ふ、卽ちトカゲ色なり、眞丈雜記に、とかげ色の轡には白くみがきたる轡の上を漆にて薄く塗りたるなり、漆の色とすきとほりて、とかげと云ふ虫の色の如くに見ゆる也、除轡ほ略儀也、とかげ色の事、犬追物明鏡記、犬追物方聞書等にあり云々」といへり 考編雜葵藜轡（形狀葵藜の實に似たる故に名づく）唐鞍（唐鞍に具したるもの）杏葉轡（杏葉の形にぜしもの）木葉轡（杏葉に類したるもの）白磨轡（グ、ミ轡とも云ふ）出雲轡（鐵を十文字にすかしたるもの、今の十文字轡なり、明珍出雲守紀宗介が創作により名づくといひ、又は出雲國より出づる故に名づくともいふ）玉井轡、忍轡等あり（和名抄、眞丈雜記、本朝軍器考、軍用記、古今要覽稿）

クツワノモン　轡紋　紋所の名、丸の内に十文字を書したるものにして、轡の形を爲すが故に名づく、されど是耶蘇十字架を變ぜしものなるべしとも云ふ○また一種「内田轡」と稱するあり、其形上圖の如し、下總小見川の内田氏及び其一族の家紋なるが故に此名あ

（第一圖）

り、海錄に、或人の說を載せて、内田家の紋は朝鮮陣の時、分捕の品に付てありしを直に家紋と爲したりとあれど、或は附會の說なるべし、十字架に飾を加へたるものにして、所謂クルスなるべし○「擧葵」と稱し、葵形の内に十字を畫ざたる紋あり、下總佐倉の堀田氏之を用ふ○また、「擧くづし」(或はクルス)と稱し第二圖の如き紋あり、中川氏の家紋と爲す、是亦十字架を變形せしものにて、忌諱を避けんが爲めに稱するものなり、中川氏の祖先瀨兵衛の頃、南蠻寺盛に行はれて此宗を奉ぜしより、崇信する所に因て之を作りたるなり(武鑑、甲子夜話、家紋集說、諸家紋鑑)

(第二圖)

クツワラ　履脛　履の中に敷く屧、沓藁の義(倭訓栞)和名抄履韉具條に、履屧、野青、屧(思協反、和名久都和良、一云久都乃之岐)履中鷹也云々と見えたり、

クデウウヂ　九條氏　姓は藤原、五攝家の一、關白太政大臣忠通の男月輪關白太政大臣兼實より出づ、孫道家の長子教實始めて九條と稱す、兼實以來世々九條に居するを以てなり、子孫相襲ぎて攝政關白となり、世々皇妃を出す、明治に至り、華族に列し、公爵を授く、家を陶化坊と云ふ(尊卑分脈、知譜拙記、華族譜)「ゴセツケ」參看、

○兼實—[良經—道家—教實—忠家—忠教]
　師教—房實—道教—經教—忠基—滿家
　政基—尙經—稙通—兼孝—幸家(民を後道房民後家)
　兼晴—輔實—師孝—幸教—稙基—尙實

道前—輔家—輔嗣—尙忠—幸經—道孝

クデウカネザネ　九條兼實　藤原兼實(フヂハラノカネザネ)を見よ、

クデウカネタカ　九條兼孝　名號後月輪入道と號す、法名圓性　系統二條晴良の男九條稙通の後を繼ぐ　事蹟天正二年二月内大臣に任じ、四年左大臣に累進す、六年十二月關白に補し氏長者と爲り牛車隨身兵仗を聽され、内覽元の如し、九年四月職を辭す、慶長五年十二月再び關白に任じ三宮に准ず、九年十一月辭して出家す、寛永十三年正月十七日(大臣補任十四日に作る)薨す、年八十四(公卿補任)

クデウカネハル　九條兼晴　名號後往生院と號す　系統道房の子　事蹟寛文四年五月内大臣に累任し、五年三月右大臣に轉じ、十一年五月左大臣正二位となる、延寶五年十一月十二日薨す、年三十七(公卿補任、大臣補任)

クデウクワンバク　九條關白

クデウシヤウコク　九條相國　藤原伊通(クデウタダイ〇)を見よ、

クデウスケザネ　九條輔實　名號後洞院(アヂハラノコレミチ)を見よ、

クデウダイジヤウダイ　九條太政大臣　藤原信長(フヂハラノノブナガ)を見よ、

クデウタダイヘ　九條忠家　名號一音院關白、九條關白、田中殿とも稱す　門閥摂政の男、母は定季の女恩子(實は家綱の女)　事蹟寛元二年六月内大臣に進み、左大將元の如し、年十六、同四年右大臣と爲り建長四年職を辭す、文永十年五月關白に補し、從一位に進み、氏長者、牛車兵仗を聽さる、十一年正月後宇多天皇受禪の日攝政となる、同年六月職を辭す、建治元年五月九日薨す、年四十七(公卿補任、尊卑分脈)

クデウタダノリ　九條忠教　名號報恩院と號す、法名圓阿　系統忠家の男、母は公房の女　事蹟建治元年十二月右大臣に累進し、正應元年七月左大臣に轉ず、四年五月關白に補し氏長者となり、從一位に進み、牛車兵仗を聽さる、永仁元年二月職を辭し、延慶二年正月出家、正慶元年十二月六日薨す、年八十四(公卿補任、尊卑分脈)

クデウタダモト　九條忠基　名號後巳心院と號す　系統經教の子　事蹟應安三年三月右大臣に累進し、永和元年左大臣に轉ず、同年十二月關白に補し、氏長者と爲り牛車兵仗を賜はる、位從一位に至る、康曆元年八月職を辭し、應永四年十二月二十日薨す、年五十三(公卿補任)

クデウタネミチ　九條稙通　名號尙經　法名行空、又玖山と號す、鑑して東光院といふ　系統忠家の子、母は西三條實隆の女　事蹟大永元年權中納言となり、累進して享祿元年内大臣に昇り、天文二年關白となる、翌年兩職を辭す、弘治元年從一位に叙し、尋で髮を剃り、文祿三年正月薨す、年八十八、はじめ稙通年なほ弱なるに際し、兵革騷亂、采邑賦稅を供せず、即ち亂を堺浦に避け、或は西海に漂泊する年あり、性武勇を好み、威風に風する好まず、其京に歸るの後會々織田信長入京す、公卿大臣皆其風を聊ず、阿諛せざるものなし、偶り稙通信長に見え、掘して曰く、上總殿の入洛を慶賀すと、信長嘗ばず、既にして豐臣秀吉姓を藤原氏に更めんとし、近衛龍山之を諾す、龍山之を諾す、稙通以て不可となし、大に龍山と爭ふ、並に於て議遂に蹈はず、秀吉卽ち奏請して姓を豐臣に改め關白に拜す、稙通曰く、關白の職たる、いまだ他族にしてこれに任じたるを聞かず、恐らくは春日明神の冥罰を蒙らんと、稙通源氏物語を外祖父實隆に學びて、深奥を極む、其抄を孟津といふ(公卿補任、野史)

クデウタネモト　九條稙基　名號後東光院と號す　系統幸教の子　事蹟元文四年二月内大臣に累進し正二位に至る、寛保三年二月二十二日薨す、年十九(公卿補任、大臣補任)

クデウツネノリ　九條經教　名號後報恩院と號し、法名祐圓　系統道教の男、母は四圓寺季衡の女　事蹟建武二年二月元服を加へ從五位下に叙し、禁色昇殿を聽さる、貞和三年九月右大臣に進み尋で左大臣に轉じ、延文三年十二月關白に補し、氏長者、牛車兵仗を聽され從一位に進む、康安元年十一月職を辭し、應永二年八月出家、七年五月二十一日薨す、年七十(公卿補任)

クデウドノ　九條殿　藤原伊通(フヂハラノコレミチ)を見よ、

クデウドノ　九條殿　右大臣藤原師輔をいふ、その第は山城國京都九條坊門の南、町尻の東に在り、故に名づく、扶桑略記に、天德四年五月四日壬寅、前右大臣藤原朝臣師輔薨、於九條第、年五十三」とある是なり、本朝無雙詩に、三宮が秋日陶化坊亭卽事の第三句に云く、相門昔日稱花厩、其註に、故老傳云、九條右相府之居也、其時人稱九條御厩、故有此句、と、扶桑略記に、長元五年十二月八日九條御厩有り、次、餘殆延三及千法住寺爲厩、儲ことあり、承久三年仲恭天皇、位を捨て、此所に遷き給ふ、ことあり(拾芥抄、山城名勝志)

クデウナイダイジン　九條內大臣　藤原良通(フヂハラノヨシミチ)を見よ、

クデウナホザネ　九條尙實　名號遍照金剛院と號す　系統輔實の男、母は益子內親王　事蹟初め隨心院の僧なりしが、享保三年五月還俗して九條家を繼ぐ、延享元年三月元服、禁色雜袍昇殿を聽さる、尋で右少將となり、累進して左大將に至る、寛延三年十二月內大臣に任じ、右大臣左大臣を經て、安永七年二月關白と爲る、牛車兵仗內覽を聽さる、翌年十一月攝政と爲る、天明七年三月關白を辭し、同九月准三宮、隨身兵仗を賜ふ、位從一位に至る、同月二十三日薨す、年七十一(公卿補任)

クデウナホツネ　九條尙經　名號後慈眼院と號す、法名祐圓　系統道教の男、母は四圓寺季衡の女　事蹟明應八年八月內大臣に累進し、文龜元年右大臣に轉じ、同年六月關白に補し氏長者と爲り、牛車兵仗を聽さる、永正三年左大臣に轉じ、從一位に進み關白元の如し、十年十月職を辭し、享祿三年七月八日薨す、年六十三(公卿補任、大臣補任)

クデウニフダウウダイジン　九條入道右大臣　藤原師輔(フヂハラノモロスケ)を見よ、

クデウニフダウサダイジン　九條入道左大臣　二條通良(ニデウミチヨシ)を見よ、

クデウノ井ン　九條院　名號藤原呈子、法名清淨觀　系統太政大臣伊通の女、法性寺關白の子と爲る、母は權中納言顯隆の女　事蹟近衛天皇の皇后、久安六年從三位に叙せられ、女御と爲り、尋で中宮と爲る、久壽二年天皇崩御の後尼と爲る、保元元年皇后宮と爲り、三年二月三日皇太后と稱り、七安三年院號を享く、安元二年七月八日薨す、御年四十二(女院小傳)

クデウノミサザキ　九條陵　仲恭天皇の御陵、山城國紀伊郡深草村大字福稻に在り○兆域周圍百四十五間餘、四面す(陵墓一覽、平安遺志)

クデウノリザネ　九條教實　名號洞院摂政と稱す　系統藤原道家の長子、母は公經の女倫子、九條氏の祖とす　事蹟建保五年四月元服を加へ從五位上に叙し、禁色を聽さる、貞應元年權中納言に任ず、安貞元年右大臣に進み、寛喜二年隨身兵仗を賜ふ、三年四月左大臣に轉じ、七月關白と爲り、左近府生近衛等を給し、牛車を聽さる、貞永元年十月四條天皇受禪の日攝政となり、尋で從一位に進む、文曆二年三月病あり、天下大赦を行はる、同二十八日薨す、年二十六(公卿補任、尊卑分脈)

クデウハイテイ　九條廢帝　仲恭天皇を稱す、「チユウキヨウテンワウ」を見よ、

クデウフサザネ　九條房實　名號後一音院と號す　系統師教の弟、その後を繼ぐ、母は大膳大夫有時の女　事蹟元應元年右大臣に進み、兵仗を賜ふ、元亨二年八月左大臣に轉じ、三年三月關白に補し、氏長者牛車兵仗を聽され從一位に進む、正中元年十二月職を辭し、嘉曆二年三月十三日薨す、年三十七(公卿補任、尊卑分脈)

クデウマサタダ　九條政忠　名號普門寺院と號す　系統滿教の男　事蹟寛正五年七月內大臣に累進し、翌年官を辭して籠居す、長享元年二月關白に補し、氏長者と爲り正二位に進む、二年八月辭す、同年九月二十三日薨す、年五十(尊卑分脈二十九に作る)(公卿補任、大臣補任)

クデウマサモト　九條政基　名號 悲眼院
關白と號す 系統 滿教の男 事蹟 歷仁二年正月右大臣に至り、文明七年左大臣に轉じ、八年五月關白に補し氏長者と爲り、牛車兵仗を聽さる、十一年二月職を辭す、同日內覽兵仗元の如く宣下ありて三后に准す、位從一位に進む、永正十三年四月四日薨す、年七十二（公卿補任、大臣補任、尊卑分脈）

クデウミチサキ　九條道前　名號 盛光院
と號す 系統 尙實の子 事蹟 寶曆九年十一月權大納言右大將より內大臣に任じ、正二位たり、明和六年從一位に進み、翌七年閏六月五日薨す、年二十五（公卿補任、大臣補任）

クデウミチノリ　九條道敎　名號 三綠院
と號す、法名圓惠 系統 建武四年七月右大臣に累進し、曆應二年十二月左大臣に轉じ、康永元年正月關白に補し、氏長者と爲り、牛車兵仗を聽され、正二位に進む、同十一月職を辭す、貞和二年九月出家、五年七月六日薨す、年三十五、（尊卑分脈に貞和四年七月六日薨、年三十二に作る）（公卿補任、尊卑分脈）

クデウミチフサ　九條道房　名號 後淨土寺
と號す 系統 幸家の子 事蹟 寬永九年十二月內大臣に至り、十四年隨身兵仗を賜ふ、同年十二月一ノ上と爲る、正保四年正月攝政となり、氏長者、牛車兵仗內覽を聽され正二位に進む、同年正月十日薨す、年三十九（公卿補任）

クデウミツノリ　九條滿敎　名號 滿家と
もいふ、世に後三綠院と號す 系統 經敎の二子 事蹟 歷永二十一年十二月右大臣に任じ、二十五年十二月關白に補し左大臣に轉ず、隨身兵仗を賜ふ、三十一年職を辭し、文安五年出家、六年五月三日薨ず、年五十六（公卿補任、大臣補任）

クデウモロノリ　九條師敎　名號 巳心院
と號す、又淨土寺殿ともいふ 系統 忠敎の男、母は西園寺公相の女 事蹟 永仁元年正月內大臣に累進し、四年十二月右大臣に轉じ、翌年左大臣に進む、嘉元三年四月關白に補し氏長者と爲り、牛車兵仗を聽さる、延慶元年八月攝政と爲る、同年十一月攝政を止む、元應二年六月七日薨ず、年四十四（公卿補任、尊卑分脈）

クデウユキイヘ　九條幸家　名號 初名忠
榮、惟忖院と號す 系統 兼孝の男、母は藤原永卿の女 事蹟 天正十四年二月十九日生、十八年元服を加へ正五位下に叙せられ左少將となる、慶長四年權中納言に任じ、累進して十三年十二月關白となり、氏長者、牛車兵仗內覽等を聽さる、慶長十七年關白を辭す、元和五年九月再び關白となる、九年八月職を辭す、寬文五年八月二十一日薨ず、年八十（公卿補任）

クデウヨシツネ　九條良經　藤原良經（フジワラノヨシツネ）を見よ、

クデウヨシミツ　九條良通　藤原良通（フジワラノヨシミツ）を見よ、

クデウヨリツグ　九條賴嗣　藤原賴嗣（フジワラノヨリツグ）を見よ、

クデウヨリツネ　九條賴經　藤原賴經（フジワラノヨリツネ）を見よ、

クデフ　公帖
官位に昇る時、時の將軍の許狀を云ふ、首座以上に授けらる、足利將軍の時より始まる（貞丈雜記）

クデン　口傳
銅にていひ傳ふることにて、技藝の奧義を傳授するにいふ、貞丈雜記に、書圖に書きあらはしがたく、口上にていはねばかなはぬ事を口傳にするなり、されども書き樣にてかゝれぬといふ事はあるまじきなり、書けるほどは匿分書きて置くべし、其の口傳事の絕えうせざる樣にしたき者なり、書面にやすゝと書かるゝ事をなしみ、かくして口傳にするはあるまじき事なり、さやうにすれば、口傳を知りたる人死すれば其の事は絕えうせざるなり（中略）祕事口傳も、祕書ものぞみもせぬ人に、みだりに傳ふるは惡し、ふかくのぞむ人には、誰にもかれにもなしへ傳へて、その事の千萬年の後迄も絕えず傳はるやうにと心かくべし、」と見えたり、

クドウスケツネ　工藤祐經　名號 幼名金
石、一萬と稱す 系統 伊東祐親の從父兄弟 事蹟 長じて伊豆國伊東庄を食む、後ち入洛して平重盛に謁し左衞門尉となり、京師を宿衞す、時に祐親伊東に在りて悉く祐經の采邑を奪ふ、祐經因りて之を訴ふ、祐親主司に賂せるを以て、錢決下るに及び、其庄を中分し各々半を領有せしむ、祐經怨恨し、竊に京師を出で、將に祐親を圖らんとす、祐親之を悟りて狀を京師に告げ、遂に祐經の妻を奪ひ、更に土肥遠平に嫁す、祐經益々憤慨し、間行して伊豆に歸り祐親を殺さん事を圖る、會々源賴朝富士野に獵し、祐親及び其子祐泰等之に從ふ、祐經以て好機と爲し、家僮に命じて之を圖らしめ、祐泰を殺し祐親を傷く、後ち源賴朝に仕へ頗る眷遇を蒙る、然れども常に祐泰の二子曾我祐成時致が讐を報ぜん、と恐れ、賴朝に勸めて之を除かんとして果さず、建久二年祐經賴朝に從うて富士野に獵し、遂に幕中に於て祐成兄弟の爲めに殺さる（大日本史）

クドウモチミツ　工藤攻光
系統 藤原南家分野分流 事蹟 伊豆介たり、保元物語

爲朝配地大島に在りて島民を征服し、貢賦を按審す、拉に於て嘉應二年京師に詣で、之を訴へ武相の兵を發して馳く擊ちて之を平ぐ、低にして源賴朝の兵を舉ぐるや、攻め平兼隆を襲ふ、茂光等私かに其謀に與かる、石橋の戰源軍敗るゝに及び、賴朝遁れて土肥の杉山に匿る、茂光其鏃を索めて赴きしが、體幹肥滿にして行步に便ならず、子親光之を扶助し、僅に步むことを得たり、途親光に謂つて曰く、佐殿（賴朝）は常人にあらず、汝等能く奉仕し、愼みて貳心を懷く事勿れ、今や路險にして敵迫る事急なり、寧ろ汝の手に死するも敵の獲る所となるを欲せずと、命じて首を刎ねしむ、親光刀を下すに忍びず、低回時を移す、茂光卽自ら屠腹し、外孫田代信綱之を戮す（大日本史）

クナイシャウ　宮內省　名稱 ミヤノウチ
ノツカサ」とよむ、唐名工部又司農と云ふ 所在 大內裡 太政官の東、大炊寮の西 職掌 諸國よりの調物及び春米を出納し、官田及び御食產を知り、內外の膳食の事をはじめ宮中一切の庶務を掌る、被管には、大膳職、木工寮、大炊寮、典藥寮、主殿寮、正親司、造酒司、土工司、官奴司、主水司、內掃部司、內染司、內膳司、鍛冶司、園池司、采女司、主油司、宮陶司の一職四寮十三司あり 職員 卿一人正四位下、大輔一人正五位下、少輔一人從五位下、大丞一人正六位下、少丞二人從六位上、大錄一人正七位上、少錄一人正八位上、史生十人、省掌二人、使部六十人、直丁四人 起原 沿革 天武天皇の御代始めて宮內官を置き、卿、大夫等の職あり、文武天皇の朝大寶令を定め、改めて省となし上逸の職員を置く、後世大少輔共に權官を置く、明治二年七月官制を改定し、宮內省を置き、職員に卿、大輔、少輔、大丞、權大丞、少丞、權少丞、大錄、少錄、史生、省掌、使部等あり、十九年官制を定め、尋で二十二年、二十四年の改正を以て、六十四條を制定す、而して現今は、省中に大臣官房、內事課、外事課、調査課、侍從職、式部職、皇后宮職、東宮職、內藏寮、御料局、爵位局、大膳職、主殿寮、圖書寮、內匠寮、主馬寮、諸陵寮、侍醫局、主獵局、調度局、帝室會計審査局等の部局を設け事務を分管す（書紀、令義解、延喜式、三代格、官職祕抄、職原抄、職官志、法令全書）

クナドノカミ　岐神　道の分岐を守る神を
云ふ「フナトノカミ」とも云ふ、書紀に、伊弉諾尊（中略）興二伊非爭尊一相向而立、遂建二絕妻之誓一（中略）因曰自レ此莫レ過、卽投二其杖一、是謂二岐神一也」とあるを初見とす、又延喜式道饗祭祝詞に、大八衢坐八衢比古、八衢比賣、久那斗止御名者中止云々」とあり（神道名目類聚抄）

クニ　國　名義 又クムともクモとも、單にク
とも云ふ、太古天に對して云ふには、必ず地をクニと云ひ、古事記に國土の字をクニツチと云ひ、書紀には州國の字を用ひてクニツチとよめり、故に國とは猶土と云ふ義なるべしと、又分界の事をクマリと云へばクニ、クム、クモはクマリの轉語にて、分界の義ならん」と云へり、倭訓栞に、邦國をよめり、與をクミとよめる意にて、相與する土地をいへるにや、神代紀に六合をよめり、八島國と云ふも同意なり」と見えたり、賀茂眞淵は國は限の意なり、東國にて、垣を久禰と云にて知るべし」と云へり、從ふべきに似たり 起原 沿革 崇神天皇の御代、建沼河命を東方十二道に遣はす、道は猶國と云ふが如し、本居宣長は伊勢、尾張、參河、遠江、駿河、甲斐、伊豆、相模、武藏、總、常陸、陸奧ならんと、此外高志國等見えたり、これ國の記錄に見えし始めなり、景行天皇の代、日高見、上總、武藏、上野、信濃、尾張、美濃、近江、伊勢等の國名見えたり、又彥狹島王を東山道十五ヶ國の都督となす、國郡沿革考には相模、武藏、上野、下野、上總、下總、常陸、陸奧、近江、美濃、飛騨、信濃、伊豆、古志、若狹を稱せしならんと云へり、蓋し多くは逸書なるべし、成務天皇の御代國縣を分ち、邑里を定め、各長官を置く、允恭天皇の御代國境の標を造立す、崇峻天皇の御代東山東海北陸道の諸國境を巡視せしむ、推古天皇十二年聖德太子憲法十七條を造る、其內に國司と見えたり、後の國司と等しきや否詳かならず、孝德天皇大化二年の改新に、國郡の制を改め、郡里の大中小を分ち、國司郡領を補す、玆に於て國郡の制大に備はり、國縣の名亦漸く定まる、然れども此時國數明ならず、天武天皇十二年諸國の境界また定まらざるものありしを以て、群臣を遣はして之を正さしむ、玆に至り境界始めて定まる、文武天皇二年使を南島に遣はし、國を覓めしむ、明年諸島人來貢す、尋で多禰島を三島に列す、大寶の制、國を分て大國、上國、中國、下國の四等と定め、國司の員數を定む（「コクシ」參看）此の時猶國數明ならず、和銅以後分置する所によりて遞推するに五十八國三島ありしが如し、卽ち左の如し、

【畿內】大和　河內　攝津　紀山背
【東海道】伊賀　伊勢　志摩　尾張　參河　遠江　駿河　伊豆　甲斐　相模　上總　下總　常陸
【東山道】近江　美濃　飛騨　信濃　上野　武藏　下野　陸奧
【北陸道】若狹　越前　越中　越後　佐渡
【山陰道】丹波　但馬　因幡　伯耆　出雲　石見　隱岐
【山陽道】播磨　備前　備中　備後　安藝　周防

【南海道】紀伊　阿波　讃岐　伊豫　土佐
【西海道】筑前　筑後　豊前　豊後　肥前　肥後
日向　薩摩　壹岐(島)　對馬(島)
多禰(島)　長門

其後の廢置を示せば、和銅五年九月出羽國、六年四月丹後、美作、大隅の三國を置き六十二國となり、靈龜二年四月和泉監、養老二年五月能登、安房、石城、石背の四國、五年六月諏訪國を置き、六十八國三島となる、天平三年三月諏訪國を廢し、十二年八月和泉監を河内に併す、十三年十二月安房能登二國を廢し、十五年二月佐渡を廢し、尋で石城石背を廢し、六十一國三島となる、天平寶字元年五月能登、安房、和泉の三國嘗によりて分置し、六十五國となる、弘仁十四年二月越前を割き、加賀國を置き、天長元年九月多禰島を廢す、是より六十六國二島と定まり、明治維新の時に至れり、延暦十五年八月勅して諸國地圖を作らしむ、是より先天平十年八月天下諸國に令して國郡圖を作進せしめしが、茲に至り重れて令せしなり、醍醐天皇延喜式を撰するや、國郡名を列記し、其制は大寶の制に依る、亦更に令して二字を用ひ嘉名を取らしむ、是より先國郡郷名は好字を著けしめ風土記を上らしめしが、茲に至り國郡名一定するに至る、今左に四式の載する所の國の大小を示す、

【大　國】大和　河内　伊勢　武藏　上總　下總
常陸　近江　上野　陸奥　越前　播磨
肥後

【上　國】山城　攝津　尾張　三河　遠江　駿河
甲斐　相模　美濃　信濃　下野　出羽
加賀　越中　越後　丹波　但馬　因幡
伯耆　出雲　美作　備前　備中　備後
安藝　周防　紀伊　阿波　讃岐　伊豫
筑前　筑後　豊前　豊後　肥前
安房　若狭　能登　佐渡　丹後　石見
長門　土佐　日向　大隅　薩摩
和泉　伊賀　志摩　伊豆　飛驒　隱岐
淡路　壹岐　對馬

【中　國】長門　安房　淡路

【下　國】和泉

また此の時制して、都を基點として、遠近に從て、諸國を近中遠の三等に分ち、防備等によりて、邊要を定む、亦中央政府より國府に至る遠近に從ひ、行程日數の規定あり、今延喜式によりて左に近中遠國の日數を示す、

【近國】山城　大和(上一日)　河内(上一日)
和泉(下一日)　攝津(上一日下一日)　伊勢(上二日下一日)
伊賀(上二日)　志摩(上六日)　尾張(上七日下四日)
參河(上七日下六日)　近江(上一日)　美濃(上四日)
若狭(上二日下二日)　丹波(上七日下一日)　丹後(上七日)
但馬(上七日下四日)　因幡(上十二日下六日)　播磨(上五日)
美作(上五日下四日)　備前(上七日下四日)　紀伊(上四日)
淡路(上二日)

【中國】遠江(上十五日下八日)　駿河(上十八日)　伊豆(上二十二日)
甲斐(上二十五日下十三日)　飛驒(上十四日)　信濃(上二十一日)
越前(上七日下四日)　加賀(上六日)　能登(上十八日)
越中(上十八日下九日)　伯耆(上十三日)　出雲(上十五日)
備中(上九日下五日)　備後(上七日下三日)　阿波(上九日下五日)
讃岐(上十二日下六日)

【遠國】相模(上二十五日下十三日)　武藏(上十九日)　安房(上三十四日)
上總(上三十日下十五日)　下總(上三十日下十五日)　常陸(上三十七日)
上野(上二十九日下十五日)　下野(上三十四日下十七日)　陸奥(上五十日下二十日)
出羽(上十日下十四日)　越後(上十三日下十四日)　佐渡(上五十日下二十四日)
石見(上十日下十四日)　隱岐(上三十五日下十日)　安藝(上十四日下十日)
長門(上七日下十日)　周防(上十日下十日)　伊豫(上十日下十日)

クニイ　國家　粟田口氏(アハダグチウヂ)を見よ、

クニイヘ　國人　室町時代、在國衆を云ふ、書札條々に、宗刑部大輔殿壹岐津島國人也云々」と見えたり、

クニカカスノジングウ　國懸神宮　紀伊國海草郡宮村秋月○古來日前神宮と併稱して、日前宮又は國懸宮といひ、或は日前國懸宮ともいふ、本國の一宮にして、現今官幣大社に列す、國懸神は國懸大神、即ち天照大神の前御霊の鏡を齋き祀る、太古天照大神、天石窟に隱り給ひし時、鏡

鏡神大神の象を圖造りて祠殿奉るべしと白して、石凝姥命を冶工とし、天香山の金を採て日矛を作らしめ、又眞名鹿の皮を全剝に剝て天羽鞴を造り、日保鏡を鑄しむ、初度鑄たる鏡少しく神等の意に合はず、次度に鑄たるもの其狀明麗、故に其鏡を五百箇眞坂樹に懸て大神を招出し奉りき、其初度に鑄たる一鏡は、國懸大神に鎮座し、爰に皇御孫命天降り坐す時に、天祖の詔を以てその御靈を護齋鏡として、天璽の神寶と共に副降し賜ふ、蓋し此後世々二神を大殿に齋き奉り、垂仁天皇の御世に及で名草宮に崇奉る、天武天皇朱鳥元年七月、幣を國懸神に奉り、平城天皇大同元年、日前神に神封五十六戸、國懸神に六十戸を寄せ、文德天皇嘉祥三年十月神財を二柱大神に奉らしむ、清和天皇貞觀元年神寶幣帛を二神に奉り、醍醐天皇延喜の制、日前神國懸神並に名神大社に列り、月次相嘗新嘗の幣に預らしむ、凡名草郡を定めて神郡とすること、蓋日前國懸神坐すを以てなり、四條天皇嘉禎元年五月幣を奉て神殿造營の延引を謝し申さしむ、是より先、日前宮奉幣使は、神祇官人を例とす、茲に至て紀氏を用ふ、神殿造營の故なり、此後神祇官の中臣氏紀氏を以て幣使とせらる、凡兩社年中祭事極めて多し、正月御鍬山祭、大歲祭、三月御種下祭、四月御田打祭、五月田種祭、九月御穗上祭、二十六日流鏑馬祭あり、其相嘗祭日前宮には、十一月十五日、國懸宮は十二月十六日、並に四日の祭を行ふ、凡其祠官、白冠、人母、行事各二人、權行事、相見、大内人、火燒、權内人各二人、大案主六人、酒殿守一人、土師、御琴引各二人、案主二十五人、内人六人あり、其長官紀伊國造、世々二柱の大神に仕奉る、實に天孫天道根命の神裔なり

(神祇志料、古事類苑神祇部)

クニガヘ　國替　年給にて諸國の據目に一旦申任ぜられし人の本望にあらずと稱し、任符を受けざるを以て、件の人を更に他國に申任するを云ふ、名替と區別せば、名替は他人を以て同國に任じ、國替は同人を以て他國に轉ずるなり、其方法は、給主は申文を出し、上卿外記を召して下勘せしめ、然る後改任す、三重四重五重の國替あり、名替(ナガ〇の條を見よ○又任符を給はりたるもの、任じたる國本望ならずとて、件の國の任符を返上したるを、給主の請文を書きて、其奥に任符を卷こめ上り、然る後改任するを任符返上の國替と云ふ(除目抄、同大成抄、年給考)

(任符返上送符)

クニガヘ　國替　武家時代諸侯の領地を轉ずるをいふ、

クニコナイシンワウ　邦子内親王　安嘉門院(アンカモンキン)を見よ、

クニサダ　國貞　歌川國貞(ウタガハクニサダ)を見よ、

クニセンジ　國宣旨　官宣旨の一なる、辨官より諸國(下したろ公文書の時代語、朝野群載等に其名見えたり、大抵南北朝の頃までの語なるがごとし、詳しくは「クワンセンジ」の條を見よ、

クニダイフブシ　國太夫節　浄瑠璃節の一種、享保の頃、都一中の門人、國太夫平中が創めしものと云ふ、半中後ち受領して宮古路豐後掾となるに及び、宮古路節、或は豐後節と稱し、國太夫節の稱廢せられたり、「ブンゴブシ」參看、

クニツカミ　國神　國神に二義あり、(一)は太古日本國内にて生れたる神をいひ、(二)は天孫降臨以前既に此國内に土着し、一地方を領せる酋長をいふ、また地神地祇とも書す、(一)は天つ神に對して の稱、今義解に、地祇考、大神、大倭、葛木鴨、出雲大汝神等類是也と見えたるにて之を知るべし、(二)は書紀に、番能國神、饒速日命孔に見え、古事記に、僕者、國神、名猿田毘古神、とも、また僕者、國神、名謂三井氷鹿一とも、僕者、國神、大山津見神之子焉とも見え、なほ珍彦の言にも僕者國神とあるにて明かなり、然るを本居宣長は古事記傳に於て、「國ツ神とは、たゞ天ツ神に對ふときのみの稱なり、此も(足名椎手名椎の條を指す)天より降り來ませる神に對ひて申す言なりと說き、なほ今義解の說を疑ひたれども、あながち天ツ神に對したる時のみの用語と解したるは、未だ盡さゞる所あるに似たり、紀記を通覽するに、其國ツ神と稱せるものは、皆いづれも、此國土着の神にして、天孫人種渡來前既に早く一部落を爲し、其酋長たりしものなるを以て考ふれば、蓋し一般にこれらの土酋をも國神と稱したるものなりと考ふること、決して不當にあらざるをおもふ、また義解の說は、他にこれを證據立つるに足るものなしと雖も、恐らくは當時なほ存したる古傳にして、且其頃の學者間に於て信ぜられしを見れば、明かに非定し得べき證左のなき以上は、これに從はんこと、また當然なるべし、暫く記して疑を存す、

クニヅクリノオホガミ　國造大神　大國主神(オホクニヌシノカミ)を見よ、

クニツツミ　國罪　太古の罪名、我國内に於て犯したる罪をいふ、高天原に於て犯したる罪、即ち天ツ罪に對しての稱、大祓の祝詞に、國津罪(クニツツミ)、生膚斷(イキハダタチ)、死膚斷(シヒハダタチ)、白人胡久美(シラヒトコクミ)、己母犯罪(ガラセル)、己子犯罪(ガラセル)、母與子犯罪(ケモノセル)、子與母犯罪(ハフムシ)、畜犯罪(ケモノタシ)、昆虫ガ災(マジモノスルツミ)、高津神ガ災、高津鳥災、畜仆志(ケモノタシ)、蠱物爲罪云々」とあるにて其概略を知るべし、生膚斷とは生ながら人を殺すこと、死膚斷とは、死體に傷くること、昆虫の災とは、蠱

類の爲めに被れる害、高津神の災とは、落雷の爲めに被れる害、高津鳥の災とは、空中飛行の鳥の爲めに被れる害、例令ば糞を掛けらるゝ類、畜仆志とは、他人の家にて養へる獸類を殺ぜること、蠱物とは禁厭兒物のことなり（其他は説明を要せざるべし）なほ茲に辨ずべきは、太古の罪とは、後世のそれのごとく、單に惡行のみに限らざること、右に述べたる罪名は、國罪の内の一部分にして全體にあらず、卽ち國罪の内に於て、祓を爲すべき性質のものゝみを指したること、ゝす、本居宣長の説に「罪といふことは、人の惡行のみに限らず、病、もろ〳〵の禍、穢きこと、又醜きことなど、其外もすべて人のわるしとして、憎みきらうことはみな罪なり（中略）まづ上代にもろ〳〵の罪を治むるに、刑と祓とありて、刑ふべき罪と、祓を負はすべき罪との異りありけんか、其異りは、或は重きは刑、輕きは祓にやと見ゆることもあり、又其重くて刑ふべきを宥めて、重き祓を負はせられたりと見ゆるもあり、また輕き重きにかゝはらず、罪の色によりて、或は刑ひ、或は祓を負はせたりと見ゆることもあり、又神事にかゝれる罪は祓を負はせ、又神事ならねど神の祟などによりても、其罪をば祓を負はせたりと見ゆ、これらの事、史に見えたる上代の跡どもを考へわたして知るべきなり、然れば此大祓に擧げられたる條目どもゝ諸の罪にて、刑ふべき罪にはあらで、必ず祓ひ清むべき罪のしなん〳〵にぞありけんかし」といへるは、尤よく其大要を盡したりといふべし、而して其史に見えたるは、神武天皇東征の時、天稚子命をして、天罪國罪を解除せしめしことあるをはじめとす、すりては、國罰の上の、一用語たるに留りて、刑法上に於ける實際の名目たらざるに至れり（書紀、大祓祝詞後解）

クニツヤシロ 國社 國神、卽ち地祇を祀りし社を云ふ、常陸風土記には縣祇とも云へり○神武天皇戊午年九月長髓彦を征伐する時、靈夢により天社國社を祭りし事見えたり、然れども天社國社を定めしは、崇神天皇七年十一月とす、この時神地神戸を寄す、文武天皇十年正月畿内諸國の天社國社の宮殿を修理せられたり（古事記、書紀、古事記傳、續紀考）

クニナガシンワウ デラノミヤ）を見よ、 邦良親王 木寺宮（キ

クニノカミ 國守 國司（コクシ）を見よ、

クニノタチ 國館 國司の廳を云ふ、「コクシ」を見よ、

クニノツカサ 國司 「コクシ」を見よ、

クニノトコダチノカミ 國常立神 神世七代の一神、別天神に次で成り坐せる初の神にて、書紀の一書に、又有り物若し浮膏の生じ於空中、因り此化神號二國常立神一と見え、天之常立に對して、國之常立といへると成るべき物に因て成り坐せる初の神にて、書紀の也に依ればなり（古事記、書紀、古事記傳）

クニノハカセ 國博士 孝德天皇大化元年六月沙門旻法師、高向史玄理を以て國博士となす、（書紀）これは本國の人にて、博士となれる義なるべし○又國學の職員中にも博士あり、卽ち每國に在る學校の教師なり、大寶の制諸國の國學に置きて郡司の子弟に教ふる事を掌らしむ、部内の人、才藝用ふべきを擇び、大政官に申し、式部省にて判補す、諸國各一人なり、若し部内になき時は、傍國に求め、傍國になき時は、式部省に申し、省選擬して更に處分を乞ふなり、養老七年十月按察使の治する國にのみ博士を置く、養老七年十月按察使の治する國にのみ博士を置く、自餘皆之を停む、延喜の制、諸道の學生のうち、才學頗る長ぜるものは、其道の博士推擧して諸國博士となす、又明法生の課試六七條に通ずるものも國博士となす（令義解、續紀、延喜式）

クニノミコトモチ 國宰（國司） 上代臨時の職官、卽ち臨時に朝廷より諸國に發遣せしめ、其國の政を執行するものをいふ、國之宰、又、國司など古事記書紀に記したれど、共に「クニノミコトモチ」の充字なり、神功皇后の御代、新羅宰、仁德天皇の御代、遠江國司、雄略天皇の御代任那國司、清寧天皇の御代、針間國之宰など見えたり、何頃より始まれるか詳かならず、推古天皇の十二年に、厩戸皇子制定の憲法第十二條に、國司國造勿收二百姓一、あるを見れば、當時既に諸國に國司を置れたるが、前代より稍〻多かりしによりて、國造と並べ擧たる者なるべし、孝德天皇以來の國司は、その文字同じくして、其實異なり、詳しくは「コクシ」を見よ（官制沿革略史）

クニノミヤ 恭仁宮 大養德恭仁宮（ヤマト

クニノミヤ）を見よ、

クニノミヤ 久邇宮 伏見宮貞敬親王の第十一子三品朝彦親王より出づ、初め親王天保七年四月仁孝天皇の御猶子となり給ひ、後ち南都一乘院に入り、尊應法親王と稱し、十四年粟田青蓮院に移り尊融と稱し給ふ、安政年間幕府の諫む所となり、相國寺に幽閉せらる、後ち幽閉を釋かる、文久中中川宮また賀陽宮とも稱せり、明治八年四月特別の思召を以て一代の宮仰付られ、同五月仁孝天皇の御猶子に復し、親王宣下ありて久邇宮と稱す（雲上明鑑、親王系圖、法令全書）

○朝彦親王 ┬邦憲王（賀陽宮）
　　└邦彦王 ┬朝彦王（久邇宮）
　　└鳴彦王（伏見宮）

クニノミヤツコ 國造 大名義論（一）上古一國を統治支配する者にいふ、やがてまた職名とも見做を得べし、（二）公、國造、縣主、村主、稻置等の總稱、並に國の御臣の義（總論沿革）まづ第一よりいはゞ、神武天皇卽位の二年珍彥を倭國造となし、饌根を葛城國造となしたるを以て初見と爲すべし、なほ國造本紀によれば、此外凡河内、山代、伊勢、紀伊、宇佐等の國造を定められたるなり、崇神、景行、成務、仲哀、應神、仁德、反正、允恭、雄略、繼體の諸天皇みな國造を增置せられ、其數殆ど百三十六に達したり、詳しくは次に揭げたる表に就きて見るべし、而して國造の職は、一國を總管する地方官たりしと雖も、實際に於ては、其國土人民を領有し、且之を世襲せること、後世の大小名に似たり、而して孝德天皇の時、郡縣の制を布き、國造、縣主以下の諸地方官を廢し、新たに國司、郡司を補するや、其郡司には、從來の國造及び其子孫中、性識清廉にして、時務に堪へたるものを擧げて大領小領に任じたり、茲に於て國造は制度上全く廢絕に歸したれども國造の名はなほ依然として存し、それらはみな其國における神事を掌り、朝廷よりの國造田を給與せられき、國造田の起原詳かならざれども、仁明天皇の承和元年十一月には、兵部省の請によりて、國造田二十町の地稅を、永く親王已下五位已上二十人、內射武習の資に宛てしめしことあり、醍醐天皇の延喜年間には、隱岐國國造田三町の地子を以て、諸國健兒の費に宛てたることあり、また同十四年八月の官符には、諸國の國造田四百十一町五段を國別に記し、凡て三十九國に及びたり、而して其他の沿革に至りては明ならず、かくのごとく國造は只神事にのみ與かりて、政務の衝には、立たざりしと雖も、由來其地に土着せる豪族たるが故に、相當の威望と勢力とを有せり、されば後には神事に托し、勳もすれば公務を廢するにより、國造の郡任を停するを禁ぜられしこともありき、然れども幾干ならずして國造は次第に衰へ、後世に及びては、出雲國造千家、北島の二氏、紀伊國造紀氏、阿蘇國造阿蘇氏、尾張國造千秋氏にのみ、僅に其面影を存したり、第二は上古における地方官の汎稱に用ひたるものにして、書紀に「臣連伴造國造」など見えたるは前に述べたる國造のみにあらずして、廣く別、直、縣主、稻置等をも合せて、稱か稱したるものとす、なほ首、造、直、史等の汎稱に伴造といへるがごとし、トモノミヤツコ」參看（古事記、書紀、倭訓栞、玉勝間、古事記傳、姓序考、田制篇）○今大日本史と日本歷史地理要覽とによりて國造を示せば、左の如し、

（田制篇）

國造	近世地名	所封時代
大倭	大和城上郡大和（？）	神武
葛城	大和葛上葛下郡	同
凡河内	河内	同
山代	山城	同
伊勢	伊勢	同
素賀	遠江佐野郡素賀村	同
紀伊	紀伊	同
宇佐	豐前宇佐郡	同
三野前	美濃本巢郡	開化
知々夫	武藏秩父郡	崇神
科野	信濃	同
久比岐	越後頸城郡	同
高志深江	越後頸城郡沼川郷深江村（？）	同
出雲	出雲	同
石見	石見	同
波久岐	土佐幡多郡	同
波多	肥前	同
火	肥後阿蘇郡阿蘇郷	同
阿蘇	甲斐	景行
甲斐	上野	同
上毛野	下野那須郡那須郷	同
上毛野	備後安那郡	同
那須	長門	同
吉備穴	長門阿武郡	同
穴門	肥後葦北郡葦北郷	成務
阿武	伊賀	同
葦分	志摩	同
伊賀	尾張	同
島津	參河	同
尾張	遠江	同
參河	駿河駿河郡駿河郷（？）	同
遠淡海	駿河庵原郡庵原郷（？）	同
珠流河	相模	同
廬原	相模餘綾郡師長郷	同
相武	武藏	同
師長	上總國淮郡	同
无邪志	上總望陀郡	同
須惠（スヘ）	上總海上郡	同
馬來田（マキタ）	上總夷澤郡	同
上海上（カミツウナカミ）	上總武射郡	同
伊甚	上總市原郡菊麻郷	同
武社（シタ）	安房	同
菊麻（ク）	常陸新治郡新治郷	同
阿波	常陸筑波郡筑波郷	同
新治	備後月郡郡主郷	同
筑波	備後の北部（？）	同

伊	常陸那珂郡那珂郷	成務
久自	常陸久慈郡	同
高	常陸多珂郡多珂郷	同
近淡海安	近江野洲郡	同
額田	美濃池田郡額田郷	同
三野後	美濃	同
斐陀	飛騨	同
阿尺（リカ）	岩代安積郡	同
思（太賀カ）	陸奥志太郡志太郷（？）	同
伊久	陸前伊具郡	同
染羽	磐城標葉郡	同
浮田	磐城宇多郡	同
信夫	岩代信夫郡	同
白河	磐城白河郡白河郷	同
石背	岩代磐瀬郡	同
石城	磐城磐城郡磐城郷	同
高志（コシ）	越後古志郡	同
三国（ミクニ）	越前坂井郡三国（？）	同
角鹿	越前敦賀郡	同
能等	能登能登郡	同
伊弥頭	越中射水郡	同
佐渡	佐渡	同
丹波	丹波	同
但遲麻	但馬	同
二方	但馬二方郡二方郷	同
稲葉（因幡）		同
伯岐（キイ・ホウ）	伯耆	同
針間	播磨	同
針間鴨	播磨賀茂郡	同
吉備品治	備後品治郡品治郷	同
阿岐	安芸安芸郡安芸郷	同
大島	周防大島郡	同
熊野	紀伊牟婁郡熊野村	同
長	阿波那賀郡	同
伊余	伊豫	同
都佐	土佐	同
筑志	筑前	同
竺志米多（マ）	肥前三根郡米多郷	同
豐	豐前豐後	同
豐前	豐後國東郡國前郷	同
豐後	豐後日田郡	同
比多	肥前松浦郡	同
末羅	肥後天草郡天草郷	同
天草（アマクサ）	肥前藤津郡	同
葛津（カツ）	遠江山名郡久努郷	同
久努	伊豫野間郡	同
努麻	伊豆	同
伊豆	下總印旛郡	同
印波（イムハ）	下總海上郡	同
下海上（シモウナカミ）	下總海上郡	同
茨城	常陸茨城郡茨城郷	同
道奥菊多	磐城菊多郡	同
道口岐閉	常陸多珂郡道口郷（？）	同
意岐	隠岐	同
明石	播磨明石郡明石郷	同
大伯	備前邑久郡邑久郷	同
上道	備前上道郡上道郷	同
三野	備前御野郡御野郷	同
下道	備中下道郡	同
加夜	備中賀陽郡	同
周防	周防	同
栗	阿波	同
讃岐	讃岐	同
久味	伊豫久米郡	同
小市	伊豫越智郡	同
怒麻	伊豫風早郡	同
風速	日向	同
日向	下野	同
下毛野	加宜（？）	仁德
加宜	周防都濃郡都濃郷	同
都怒	淡路	同
淡道	肥前（？）	同
松津	薩摩	同
薩摩	大隅	同
大隅	加賀江沼郡	同
江沼	若狭	反正
若狭	參河寶飫郡	允恭
穗	加賀加賀郡	雄略
賀我	能登羽咋郡羽咋郷	同
羽咋	壹岐	同
伊吉島	大和山邊郡都介郷	機構未詳
鬬鶏	安房長狭郡長狭郷	同
長狭	美濃武儀郡	同
牟義都	豐後大分郡	同
大分	大隅多禰	同
多禰	下總千葉郡	同
千葉	近江	同
近淡海	遠江	同
遠江	本巣（？）	同
本巣	備中	同
笠臣	備中	同

クニフ　口入　用事を彼方へ言ひ入るゝを云ふ、クチイレとも云ふ、蜻蛉日記に、いしりべに成事口入れたる人とのせりりゝと云々、明月記寛喜二年

七月十六日の條に、入夜密相來、明日賞雅中將可上切象云々、右大臣殿、此事引導口入可逆之名歟、然、發草紙に、數有御不能口入云々、勘仲記に、弘安六年二月十一日丙申出御事、予（藤原兼仲）所二口入一也、（中略）此間事予立直會殿邊、內々所二口入一也、と見えたるにて之を知るべし、

クニブギヤウ　國奉行　鎌倉時代武家時代の職名、諸國の治否を察し、雜訴犯過を處分することを掌る　又雜人奉行、雜務奉行とも稱す（地方制度）元暦元年、安達盛長を上野國奉行とし、元久二年、二階堂行村を上總國奉行とすとあるが始めにして、當時は關東にのみ置かれたりけんを、文治以後よりは、諸國にも同じく此奉行を設けたり、諸國には、鎌倉より守護人ありて、擅斷を掌ると雖も、專ら軍旅の事を務とするが故に、別に國奉行を置き、其身は鎌倉に在りながら、諸國の治否を察し、雜訴犯過を處分せしめしなり（官制沿革略史）

クニン　公人　室町幕府政所の職員、雜務を掌ると云ふ、卽ち下部なり、マンドコロ（篠の職員を見よ、

クニムケノホコ　平國矛　大國主神の所有せし矛の名、古語拾遺に、以平國矛授二二神一曰、吾以此矛卒有二治功一、天孫若用二此矛一、治國者、必當二平安一、今我將隱去矣、辭訖遂隱云々、とあり、

クニンテウジヤクニン　公人朝夕人　鎌倉時代武家の職名、將軍の出行に扈從して、餌器（餌竹とも云ひ、俗に裝束筒と云ふ）を持す、身は賤しきも公方衆人と云ふ義にて、公人と云ひ、朝夕とは朝夕常に祗候するより名づく、單に朝夕とも云ふ（地方制度）鎌倉時代常に營中に祗候して、雜役（散狀の使、諸國の使、將軍參內の行列に率し、松明の役、矢甲の役、「諸人風俗の時、諸人を取扱ふ等なり」を勤むる雜色）を朝夕雜色とも數來雜色とも云ひしが、室町時代に至りて、雜色の內より、別に公人を置き、雜色の勤むべき朝夕の役は、公人方の勤めとなりしより、自然に公人の朝夕など云ひしが、終には職名となりしなり、而して未だ餌器の役を勤めしこと書目に見えざれども、年中恒例記によりて考ふれば、此頃より朝夕人が餌器を持參したるものゝ如し、慶長以後は公人朝夕人は土田氏の世襲にて十人扶持を賜はる、土田氏の由緒書によれば、承久中藤原頼經、京都より關東下向の時從ひ來り、將軍家の役人となり、世々鎌倉に住し、室町幕府を通じて公人朝夕人を勤めしと云へど、確かならず（瀬田問答、公人朝夕人土田氏由緒書）

クニンブギヤウ　公人奉行　鎌倉時代室町幕府の職名、奉行人の進止を掌る、評定、又寄合の席に臨む時に、評定奉行と共に事を攝す、原來評定奉行は、評定衆の指揮を專とし、公人奉行は、諸奉行の進退を務とする故に、諸奉行人の上首として、後世に云ふ組頭肝煎の類に當れり、然れば政所問注所の寄人はさらなり、凡て在京せる奉公人（奉行人を云ふ、政所の公人とは異なり）の事に關涉するを以て、公人奉行と稱せり（地方制度）鎌倉幕府には、別に此職を置かず、問注所執事たる者、其事を行ひしに、室町幕府の時に至り、應安四年、布施昌椿を公人奉行とせし以來、奉行人の中より、時に此職を置く、明應四年、公人奉行、命を段錢奉行に傳へ、石見國の段錢を課し、以て將軍入朝の費に充つ、天文十八年、將軍義晴、叡山の下資泉寺に居り、沙汰始の儀を行ふ、松田宗俊を以て公人奉行と爲し、吏員を徵集し、軍政を參決す（武家名目抄、官制沿革略史）

クニメツケ　國目付　鎌倉時代江戸幕府の職名、監使なり、三年に一度づゝ諸國に遣はし、國々の政治の得失、民間の利害を糺明し、涙狀を捧ぐるものあらば之を受けて注進することを掌る（地方制度）元和元年十一月始めて之を置き、會津の監使に永田庄左衛門某、豐島主膳信滿に命じ、彼の所在留の間は、其地にて采邑を賜はり、家宅は領主よりいとなましめらる、もと慶長十八年、松平鄕政の卒去せし時、安藤重信及び村越直吉を播磨姫路に遣はして國政を監せしめたることあるに基づく（德川實紀、官制通考）

クニモチ　國持　名稱室町及び江戸時代、大名の一國以上を領有するものを云ふ、又は國持衆とも云ふ、初めは單に尊稱なりしが、後には資格となり、一國を領せざるものも國持と稱し、又一國を領すと雖も、國持ならざるものあるに至れり、一國を領せざるも、其領有大にして國持に次ぎ、權力あるものは室町時代准國持と稱し、江戸時代には國持並と稱せり（地方制度）書禮袖珍寶に、鹿苑院殿御代、應安三年九月二十六日御茶之御會在レ之、退出之時國持之面々」と見えたるを初見とす、文安中番帳に、山名勝豐、細川持賢等十九人を外樣大名、或は國持衆と書せり、國持衆は、毎年賀正等に席次を相伴衆の後に列せしめたり、文明中は斯波義眞、畠山義統等十五人あり、永祿中、河內に畠山、近江に六角、越前に朝倉、伊勢に北畠、長野、尾張に織田、三河に松平、水野、駿河に今川、美濃に齋藤、能登に畠山、越後に上杉、甲斐に武田、飛騨に姉小路、陸奥に蘆名、伊達、出雲に尼子、安藝に毛利、小早川、日向に伊東、相良、肥前に松浦、有馬、薩摩に島津、肥後に三吉、大隅に種子島、對馬に宗等の諸氏、この稱あり、其他散じて諸國に

在る者、又若干あり、其關東に在る者を呼びて關東衆とす、古河の足利、安房の里見、下總の千葉、常陸の佐竹、下野の宇都宮、上野の長尾、陸奥の葛西、出羽の最上の類なり、此輩、必ず皆勳舊ありて封を受けたるにあらず、或は特起自立し、或は歴世襲業し、歳時に貢獻す、幕府亦此稱を與へて羈縻するのみ、元龜天正割據の世に至り、足利氏と共に、此稱亦亡ぶ、江戸時代には、また國主ともいひ、一國を領ぜざる者に及び、其封地は小なるも、蒔來其格式を同じくする者なも、合せて國持となし、國持十八家と稱す、即ち左の諸家なり、

加州(前田)、越前(松平)、薩州(島津)、長州(毛利)、仙臺(伊達)、肥後(細川)、因州(池田)、佐賀(鍋島)、筑前(黑田)、藝州(淺野)、備前(池田)、秋田(佐竹)、米澤(上杉)、土佐(山内)、雲州(松平)、津(藤堂)、久留米(有馬)、阿州(蜂須賀)

(本國持)　(大身分持)　(福岡藩)

皆初より四品侍從に任叙す、叙位交替すれば、上使老中を以て之を命ず、登營すれば、大廣間に祗候す、殊集柳營秘鑑によれば、前田、島津、毛利、池田(因幡)、蜂須賀、黑田、淺野、池田(備前)、山内、宗を本國持と稱し、伊達、細川、鍋島、藤堂、有馬、佐竹、上杉、柳澤、松平(越前)、松平(出雲)を大身國持と稱したり、准國持は室町時代には、長祿二年に細川成經、佐々木加賀守あり、江戸時代には伊達(宇和島)、立花、丹羽氏あり、又一國を領するも、國持、准國持ならざるものは、臺岐の松浦、若狹の酒井、志摩の稻垣氏等なり(武家名目抄、官制沿革略史、古事類苑官位部)

クニモチ・ジフハツケ　國持十八家

江戸時代、國持の十八家をいふ、クニモチを見よ、

クニヤク　國役

課役の一、宮殿の修造、又は臨時に用途の必要ある時に、其國を定めて賦課するものを云ふ、中古以後庄園增加して、國庫の收納減少せしを以て、國役を課すること多かりき、院政以後勅事院事大小國役等益々多くなりしを以て、諸社諸寺等の諸庄園等上奏して之を免るゝもの多し、左に示したる高野山文書の如きは其一例なり、

(鑑宣)　留守所

可レ早停止高野山大傳法院并密嚴院御庄々國役事

有件兩御願寺、御庄々建立之處、永停二止官物并國役一、偏可レ爲二寺領一之由被レ下二院宣一已畢、隨則成二造營宣一、又畢、而近日於二件御庄々一、宛二當日前國懸造宮役并種々國役一之由、自二彼庄家一依二訴申一、於二件御庄々一者、不レ論二大小巨細一、永可レ停二止一切國役、臨時萬雜事一之由、重所レ被二宣下一也者、早任二院宣之旨一、永可レ停二止一切國役一之狀、所宣如レ件、留守所宜二承知一、依レ宣行レ之以宣、

長承二年九月　日

守藤原朝臣　在判

武家起るに及びて、朝廷に徴びて同じく諸國に課したりき、吾妻鏡文治二年八月二十日甲午小御所東北程被二加修理一、今日有二御移徙之儀一、藤九郎盛長爲二上野國役一、沙汰此事一云々、蜷川親俊記に修理替物要脚事、爲二播磨備前美作三箇國役一、任二先例一可レ被二進濟一之由、可レ被二仰下一也、仍執達如件、天文十一年十一月九日、赤松左京大夫殿一治部河内貞兼給物十貫文赤松殿、一政所方爲四郎給物四貫文備前國藤野保役赤松殿云々とあるにて鎌倉室町幕府の一般を知るべし、江戸幕府にては、國を定め、石高によりて賦課したりき、

クニヤクカタ　國役方

江戸幕府の職名、下級定所の詰りの一、大工木、其他國役を賦課すべき地村の高、并に取立方を取扱ふ、國役金割賦、分限帳、國役金納屆、并に御勘定仕上等の事を掌るなり(德川官制)

クニヨシ　國芳　歌川豐芳(ウタガハクニヨシ)を見よ、

クニヨシ・ジヤウ　國吉城

所在地　若狹國三方郡耳村大字佐柿村

武田義統の老臣粟屋勝久、此に居城す、永祿六年八月、朝倉義景來り攻む、留後麗々攻むれども陷いるゝこと能はず、勝久意を織田信長に通ず、信長、丹羽長秀をして若狹を守らしむ、元龜元年四月、信長朝倉を攻めんと當地を過ぐ、勝久之を迎ふ、天正十六年以後木村半人正之を守る、慶長五年京極高次當國に封ぜらるゝや、加賀越中一萬三千石を領して之に居る、寛永の年、酒井氏の入封以後城を廢して關を置く(若狹郡誌)

クノウザンリウモンバン　久能山總門番

江戸幕府の職名、駿河久能山東照宮の神廟を守衛す、總門番一人、又御宮番とも稱す、東照公の寵臣榊原照久以來、子孫世襲す、老中の所管にして、世祿の外、役料二百人扶持を給す、與力八騎、同心三十人を隸す、同所目代一人、手代五人を附す(官制沿革略史)

クノウジヤウ　久能城

所在地　遠江國周智郡久努西村大字久能

久野宗能永正年間此に居城す、天正十八年に至り下總佐倉に移り、松下重綱之に代り、一萬二千石を領す、元和二年北條氏此に居住す、五年久野氏復居城せしが、後ち伊勢田丸に移され當城廢す(遠江國風土記傳)

クノウジヤウ　久能城

所在地　駿河國安倍郡

久能村

永祿十二年武田信玄創めて之を築き、今日廢墟間々石垣を存せり、天正十年德川家

康の手に歸せしが、十七年豐臣秀吉其臣松下吉綱を一萬六千石に封じ此に治せしむ、慶長七年重綱の時移封、十二年家康駿府に居城後、其侍臣榊原清政(康政の兄)に此城を守らしむ、元和二年四月、家康を城頭に招り、廟社を起し、僧院を置きてより城遂に廢す、清政の子照久山下に第宅を營みて廟舍を衛る、子孫代々其職を繼ぎ、近時に至る(駿河國志)

クノウノカネ　久能金

德川家康薨去の時尾張、紀伊、水戸の諸家へ各金數を分配し殘餘の分尚ほ三十萬兩ありしかば、之を駿府城の庫に納む、後ち忠長駿府に封ぜらるゝや、更に久能山に納む、是を世に稱して久能の御金といふ(寛元聞書、德川實紀)

クノジゼニ　久字錢

江戸時代錢貨の一種、明和六年より同八年に至る間、常陸國久慈郡木崎村にて鑄造す、徑八分、背文久の字穿上に在り、又久二の錢あり、久二の二字穿の上下に在り、二種とす、明和九年以後の鑄造とす(新寛永錢譜)

クノジノモン　九字紋

紋所の名、白く九の字を記したるもの、丹波の九鬼氏之を家紋と爲す、その姓によりてつけたるもの、「丸に九字」は、加茂宮家の家紋、又寛永系圖によれば加藤氏も之を用ひたるが如し(武鑑)

クノヘノコホリ　九戸郡

所在地　陸中國

戰國時代、糠部を割て之を建つ、南部家譜云、文治五年光行陸奥國糠部五郡を賜ふと、按に糠部は後の海上郡にて、其を又二戸、三戸、九戸の三郡に分ちて、共に四郡なり、五郡と云ふ者は、鹿角を加へて道稱せし者なるべし(寛永諸家系譜)寛知集、元祿郡以下、九戸に作る事皆同じ、明治十三年五月郡區編制の際之を南北に分ち、南九戸、北九戸の兩郡とせり、二十九年また合併して九戸郡と爲す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

クバウ　公方

考證　古くは朝廷のことをいひ、轉じて將軍家の別稱となる、公家の方の略、下より上を敬ひ尊び云ふ調、五車韻瑞に公方社欽傳近衛侯之人而造二公方一とあり(地藏菩薩靈驗記)前者は眞信公記に公方勘文と見えたるにて之を知るべし、後世武家の威燄なるにつれ、僭上して、鎌倉武士は北條氏を尊びて公方と稱す、然れども必ず一人を限りて云ふにあらず、太平記鹽冶入道自害の條に、されば御邊は未私の拳養にて、公方の御恩なも蒙られば云々」とあるは北條家を指したるものなり、下りて足利義詮以後に至りては將軍を公方樣と稱するに至る、祇園執行日記抄に、眞和六年十一月六日、去夜周清房舍弟右衛門藏人自二公方一(義詮)被二討了一云々」と見え、太平記京勢重南方發向條に、其勢都合七千餘騎公方(義詮)の催促をも相待す、我先にて天王寺へそ向ける云々」と見えたり、また眞丈雜記の中に一說を擧げて、「眞衡云く、公方と申すは、院の御所と御同座の御位也、院の御所と申すは、帝王の御位をすべり給ふを申す也、古世上の亂しづまり靜になりける時、天子より尊氏卿へ公方の號御免ありしに、當時いまだ世上一統に治らず候、公方の號を蒙り候へば甲冑を帶する事ならず候、世上悉く平になり候迄は公方の號を止められ、將軍號ばかりにてさしをかるべき旨奏聞ありければ、勅諚出で、二たびかへらざる事なれば、公方號は尊氏へあづけ置き給ふよし仰せられしにより、尊氏卿は公方號は稱せずして將軍號ばかりも、二代目義詮公の時も同前、三代目義滿公に至りて始めて公方號を受けて稱せられし也云々、又或說に、義滿公十歲の時御父義詮公におくれ給ひし時、細川武藏守頼之、眞忠を盡して後見し來りて、幕氏廟より、このかた一統ぜざりし天下を泰平に治め靜謐になれり、頼之死去の後、義滿公おごり心出來て思ひ給ふは、公家には攝家と云ふ棟梁あり、沙門には門跡と云ふ棟梁あり、武家ばかりには棟梁なし、萬事を治むる法、帝王に一等下して、攝家に准じて大納言までなめしつかひ、官位は太政大臣從一位に至りて、武家の棟梁たるべき家を給はり候へと奏聞し給ひければ、公方と云ふ號を下され、望の如く勅許ありて、此の時よりして公方の號は始まりけるとぞ申し傳ふる」といへるは共に誤なり、また公方代の稱あり、同じく將軍家をいふ、嘉良喜隨筆に、公方とは禁中のことなり、故に古き記錄に公方樣と有、將軍家のことなり、それを後には公方代とも云へり、鹿苑院を太上天皇と申してより、もはや禁裏同前とて、それより公方家と云ふ、萬事奢の例を用て將軍家禁裏同前のこと多し」と見えたり、

(公方代)

クバウニン　公方人

室町時代惱勤を云ふ「カクゴ」參看(眞丈雜記)

クバウモノ　公方者

室町幕府にて力者雜色を云ふ(鎌倉年中行事)

クハオロシネンキ　鍬下年期

江戸時代人民が地を開墾する時、官より其成効の難易を考察推量し、年を期して納租の高を輕減するをいふ(地方凡例錄、大日本租稅志)

クハガタ　鍬形

冑の前頭に左右に高く差したる立物を云ふ、「カブト」の名所を見よ、

クハダカ　桑高

江戸時代、桑を植ゑたる田畑に對して納むべき稅をいふ、地方凡例錄に、撿地の節、桑畑なる高に受るには、桑三尺縄にして一束を、高三升に積り、若ほき短き時は、二升にも積る、

桑の大木は、葉をこきとる事故、右の東廻に准し見積る事也、桑畑、桑の間に麥作など仕付るもあり、其付と外畑並位付あり、畑へ植付ある桑に、桑高別に結入ては、二重高になるに付、桑高付ざるは勿論、桑の間々の作物は、木陰になり出來形宜しからざる故、撿地の節、上畑にても、下畑とも、下々畑とも、位付をなす事也、後年桑高なくなりて、土地の位により石盛をなすに至れり」とあり、

クハダノコホリ　桑田郡

起原 書紀垂仁天皇八十七年の條に、曹桑田村の人桑鬚八尺瓊勾玉を得とあるは、史に見えし始めなり **沿革** 延喜式以來桑田に作り、以後之に仍る　和名抄に、小川（チガハ）桑田（クハダ）漢部（アヤベ）宗我部（ソカベ）川人（カハムト）荒部（アラベ）池邊（イケノベ）弓削（ユゲ）山國（ヤマクニ）横作（ヨコツクリ）佐伯（サヘギ）有頭等の郷あり、郡名考「クハダ」と稱し、郡銘錄、明治沿革幅又「クハタ」と訓みたるを、地誌提要「クハダ」と讀み今之に從ふ、明治十三年五月分て南桑田、北桑田の兩郡とせり（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クハナジヤウ　桑名城

所在 伊勢國桑名郡桑名町の東北部 **起原沿革** 起原詳かならず、古へ桑名郷に桑名首居住し、後ち郡家を設けて郡司此に住す、文治中桑名行政此地を管す、永祿中伊勢氏直之を領し、天正二年織田信長、北畠氏征伐の時、瀧川一益に長島城を守らしめて本城を鎮せしむ、四年城郭を修築す、十一年羽柴秀吉天野景俊に守らしめ、十二年小牧の戰、酒井忠次及び石川數正之を守る、十五年丹羽氏在城す、文祿四年七月氏家行廣封ぜられ、慶長五年、行廣石田三成に黨せし故を以て除封、本多忠勝來り治す、元和三年忠政の時播磨に移り久松定勝十四萬石を領し在城す、寛永十一年定行の時、伊豫松山に移り、弟定綱十一萬石にて代りて治す、寶永七年定重越後高田に移封、（後ち白川に轉ず）松平忠雄福山より入部す、文治六年定永封を白川より桑名に移されて治す、子孫相繼ぎて明治維新に至る、（伊勢名勝志、主圖合結記、武鑑、德川加除封錄）

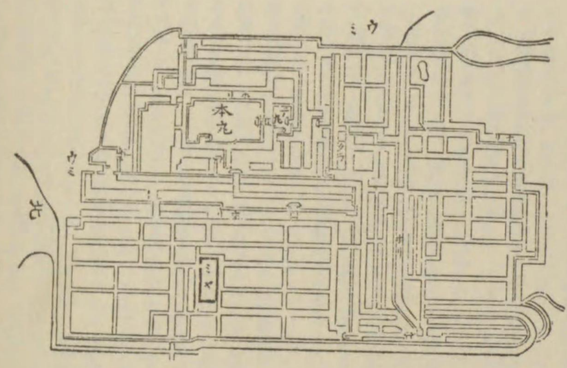

クハナノコホリ　桑名郡

起原 書紀天武天皇元年六月の條に、高市皇子遣二使於桑名郡家一、九月天皇宿二于桑名郡家一とあるは史に見えたる始めとす **沿革** 和名抄に、野代（ノジロ）桑名（クハナ）額田（ヌカダ）尾部（チツ）熊口（クマグチ）等の郷あり、以後變更なし、明治二十九年に至り同布郡と合併し、周桑郡を置く（諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

クハバラウヂ　桑原氏

蕃別、漢主七世の孫萬德使主より出づ、宿禰は、左京に貫し、直は大和に貫し、史は山城攝津に貫す、天武天皇の時侍醫直廣肆桑原村主訶都に運を賜はる、孝謙天皇の時、大和葛上郡の人桑村史年足等男女九十餘人、同姓近江神崎郡の人勝等男女一千餘人奏す、臣等の先劉言興等仁德天皇の時高麗より歸化の子孫分れて數姓となる、請ふ史姓を改めて同じく一姓を賜らんことを、乃ち姓桑原直を賜はる、其後左京の人桑原連眞島、右京の人桑原村主足牀、同姓大和の人岡麻呂等四十人、近江淺井郡の人桑原直新麻呂訓志必登等四十餘人并に皆公姓を賜ふ、史戸攝津に貫す、漢城の人韓氏劉德の後に出づ、聖武天皇の朝備中都宇郡の人史戸置島等あり、醍醐天皇の御代兵部少錄史戸忠則あり（氏族志）

クハバラウヂ　桑原氏

姓は當原、五條權大納言爲庸の四男權中納言長義より出づ、長義正二位權中納言となり、元文二年十二月薨ず、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、子爵を授けらる（系圖）

○長義——適長——長親——爲彬——忠長——爲顯（アキ）
　　└順長（アヤ）——爲政——輔長——孝長

クハバラノコホリ　桑原郡

起原 詳於郡名創て之を置きしなるべし、されど其沿革かならず、思ふに大隅の建國は元明天皇の和銅六年夏四月にして國府此郡にあれば、建國後久に見えたる始めとす **沿革** 和名抄に、野代（ノジロ）桑名（クハナ）額田（ヌカダ）尾部（チツ）熊口（クマグチ）等の郷あり、以後變更なし、明治二十九年に至り周布郡と合併し、周桑郡を置く（諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

しからずして之を置きしものなるべし **沿革** 延喜式桑原に作る、和名抄に、大原（オホハラ）大分（オホイタ）豐國（トヨクニ）答西、稲積（イナヅミ）廣田（ヒロタ）桑善（オホカタ）仲川（ナカガハ）等の郷あり、建久圖田帳に、桑東郷、桑西郷、及び帖佐郡を載せて桑原郡の名を失ふ、天正文祿の際、撿地の時、帖佐郡及び蒲生院加治木郷を以て始羅郡と稱す、吉田院は鹿兒島郡に入る、古圖、寛知集、元祿帖、以下之に從ふ、明治の初、始羅を姶羅と改稱し、「クハハラ」を「クハバラ」と稱す、明治二十九年姶良郡に入り郡名を失す（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

クハムラノコホリ　桑村郡

所在 伊豫國 **起原** 延喜式に郡名始めて見えたり **沿革** 和名抄に、籠田（カコゲ）御井（ミキ）津宮（ツミヤ）等の郷あり、爾來桑村と書すること今にかはりなし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クハヤマウヂ　桑山氏

姓は藤原、結城朝光より出づ、朝光十二代の後胤、美濃國土岐郡の住人修理大夫貞久、足利尊氏に與みし、本領桑山の庄を安堵す、一説に桑山もと鍬山に作るといへり）貞久七世の孫以則に至り、尾張國神守の城に居す、子重晴、入道の後宗榮と號し、早くより豐臣秀吉に仕へ、但馬國竹田城二萬石を賜ふ、後ち秀吉の弟なる秀長に仕へ、功によりて紀伊國和歌山城を領し、三萬石を食む、城は宗榮のはじめて築く所なり、文祿四年更に一萬石を加ふ、嫡子一重早世せしを以て、封を折半し、一を孫一晴に附して家を讓り、一を次男直晴に分つ、一晴征韓の軍に從ひて功あり、後ち關ヶ原の役起るに及び、德川家康に與みし、和歌山城を守り、同年封を大和國葛下郡布施城に轉じ、一萬六千石を領す、子なし、弟一直嗣ぐ、大阪冬夏の陣に從ひて功あり、子一玄（初め一貞）の時、一萬千石を其子一尹に讓り、他な諸子に分つ、天和二年勅使東下の時、一尹館伴の任に當りしが、勅使東叡山に參詣の時、不敬の行爲ありしを以て封を除かる、直晴は宗榮の二男なり、宗榮致仕の時封を分ちて一萬六千石を領せしが、慶長五年德川家康に與したる功により、大和國御所城の地二萬六千石を賜ひ、大阪冬夏の陣また功あり、二男貞明家を嗣ぎしも、子なくして封を除かれたり（藩翰譜、續藩翰譜）

○以則—宗榮—┬一重—一晴—一直—一玄—一尹
　　└直晴—貞明

クハリヘイ　賦幣

諸神に奉つる幣帛を一に束ね置き、兩段再拜拍て後、束を解きて每座の神に賦り供へ奉るをいふ、

クビイタ　首板

首級を載する板をいふ、軍用記に、首板の事首一つの時は、板の竪横一尺六寸なり、竪足三本付くる、高さ四尺（四々十六の數なり、四々を死々の儀にとる歟）、足二本は前、一本は後（常に三足の香爐、其の外三足の物を二足を人の方へ向くるを忌む、此の故なり）なり、板のうらよりおもての方へ長き釘を打ち出して、首の切り口をさすべし、首數おほき時は板の長さは、くび數相應にすべし、此の時は足は四本四角に打つべし、足は釘にて打つなり」と見えたり、

クビイタ　首板

首級を入るゝ桶をいふ、軍用記に、桶の作り樣及び入れ樣を記して、首をけものにしてかぶせぶたなり、蓋の上へ書く文字は卍これなり、緒の付けやうは革にても、又おびの類を以て十文字にからぐることもあり、雨樣いづれにても用ふべし、首をけにくび入れ樣の事、貴人の首ならばすゝしにつゝみ、桶のとじめの方に首のおもてをむくべし、保呂にてつゝむ時は、ほろのこしのひもを切りて、兩端を疊みて右の方を上にしてつゝむなり」と見えたり、

クビキノコホリ　頸城郡

所在 越後國 **起原** 大寶二年三月、越中の四郡を割て、越後國に併せしより起る **沿革** 舊事紀に久比岐に作り、延喜式以下頸城に作る、和名抄に、沼川（ヌノカハ）都宇（ツ）栗原（クリハラ）板倉（イタクラ）高津（タカツ）物部（モノベ）五公（イキミ）夷守（ヒナモリ）左味（サミ）等の郷あり、明治十三年五月分て東頸城、中頸城、西頸城の三郡となす（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クビキリ　首切

短少なる刀を云ふ、腰にさす古の腰刀の類、首を切る爲めに用ふる故に名づく、又首取とも首搔刀とも云ふ（武家名目抄）

クビソメノイハヒ　食初祝

小兒誕生後、はじめて食物を含ましむる儀式をいふ、舊くは魚味祝といひしが、室町時代以後此稱を用ひたり、また箸立、箸そろへ、箸ぞめともいふ、詳しくは「マナノイハヒ」の條を見よ、

クビダイ　首代

江戸時代、人の身代になるものをいふ、日本橋魚市場又は芝居町などにて、常に養ひ置き、その町に喧嘩ありて、死傷あるときは、多勢に代りて、出で處刑を受け、下手人ともなるものをいふ、右町々の外にも、私娼のありし處、又は博徒、男伊達など、仲間なるものには、往々ありしといふ、又吉原町芝居町には數十年前まで尙竊に之れを養ひ置しともいへり（舊幕府法令名目）

クヒチガヒモン　喰違門

江戸城門の一、或は喰違土橋とも稱す、清水坂より紀州中屋敷（今の

赤阪離宮）へゆく喰違土手の前に在るを以て名付しならん、事跡合考に「四ッ谷門の纒き木戸喰違門は、小島勘兵衛昌盛の縄なり、先年より井伊掃部頭下館の後、彼木戸門際の榎の大木共は、勘兵衛遺茂木として植たるもの、今に至り敷株茂りあるなりと、是台德院殿（秀忠將軍）御代始の事といへり、今は假そめの冠木門となれり」と見えたり、

クビツカ 首塚　首を葬りたる地の上に築きたる塚、墓標を建て、又堂を建立したるなど首堂とも、カウベ堂とも稱す、一人の爲めに造るものと、數人の爲めに造るものとあり、數人を葬りたるなど俗に千人塚とも云ふ、孰れも戰死者刑死者等を埋めたる處とす、千人塚のことは伊豫國順禮記に、（上略）備後守（金子氏）の塚より十四間東に、石積上げ、櫻木生ひ、首塚とも千人塚とも呼習はし、一堆方二十尺計りに築きあげ、石佛を安置したる處あり、是は天正の戰に、小早川隆景麥にて首を實驗し、夫を埋めたる塚なりと云ふ」と見え、又首堂のことは、松尾寺記に、元暦刱平氏（中略）死者如二亂麻一乃載二首級三大艦一、送葬宇「其上、俗曰二首堂一、など見えたり、

クビフダ 首札　軍陣の時、獲たる首級に付くるしるしの札をいふ、軍用記に、首に付くる札の事（木札本なり、長さ一寸八分、横は一寸なり、上二分置きて切目付緒繩にてむすぶなり）木札にても紙札にても何がしこれを打ち取るとかくべし、首見知りたらば何某（或は打ち取る人の名不レ書と云ふ、書き行にかくべし、札付所は大將分の首はひだりの髮の髮に諸を結び付くべし、若藁のくびは右の髮に付くべし、入道ならば耳に穴をあけて緒を通し付くべし、左右は人品によるべし」と見えたり。

クビツカ 首塚　首を葬りたる地の上に築きたる塚、墓標を建て、又堂を建立したるなど首堂とも、カウベ堂とも稱す、一人の爲めに造るものと、數人の爲めに造るものとあり、數人を葬りたるなど俗に千人塚とも云ふ、孰れも戰死者刑死者等を埋めたる處とす、千人塚のことは伊豫國順禮記に、（上略）備後守（金子氏）の塚より十四間東に、石積上げ、櫻木生ひ、首塚とも千人塚とも呼習はし、一堆方二十尺計りに築きあげ、石佛を安置したる處あり、是は天正の戰に、小早川隆景麥にて首を實驗し、夫を埋めたる塚なりと云ふ」と見え、又首堂のことは、松尾寺記に、元暦刱平氏（中略）死者如二亂麻一乃載二首級三大艦一、送葬宇「其上、俗曰二首堂一、など見えたり、

クビフダ 首札　軍陣の時、獲たる首級に付くるしるしの札をいふ、軍用記に、首に付くる札の事（木札本なり、長さ一寸八分、横は一寸なり、上二分置きて切目付緒繩にてむすぶなり）木札にても紙札にても何がしこれを打ち取るとかくべし、首見知りたらば何某（或は打ち取る人の名不レ書と云ふ、書き行にかくべし、札付所は大將分の首はひだりの髮の髮に諸を結び付くべし、若藁のくびは右の髮に付くべし、入道ならば耳に穴をあけて緒を通し付くべし、左右は人品によるべし」と見えたり。

クビツツイ 久夫都々伊　鍬首の槌のごとくなりしものをいふ、又頭椎とも書す、クブは又カブとも云ふ、頭なり、ツ、イは槌なり、神武天皇の長髓彦を討ち給ふ御時の歌に見ゆ、古事記天降の段に、頭椎之太刀を佩きし事見えたり（釋日本紀、日本紀纂疏、古事記傳）

グブニンリウキ 供奉人總記　鎌倉幕府にて、供奉すべき人々を一人も漏さず書連れたるを云ふ、此記にて、其時に供奉に列すべき人を撰びて御點を懸らるゝと云ふ、吾妻鏡文應元年六月の條に見えたり（武家名目抄）

クブンデン 口分田　考證 王朝時代に、國民一般に、各箇人に就きて等分に給與したる田地をいふ、人生れて六歳に至れば、男女の等差に隨ひて田地を給與し、力作して租を公上に輸し、その餘を以て己が食料とせしめ、身死すれば公に還收す、男一人に二段を給し、女には其三分二を給す、五歳以下は給せず、六歳に至りて始めて之を給す、故に六年毎に死生を考覈して收授を爲す、之を班田收授法（ハンデン）（參看）と云ふ、身死すとも班年に至るまでは收公せずしてその戸内の人に佃食するを得しむ、易田（ヱキデン（參看））なれば倍給す、口分を給授し、既れば、その町段の數と四至とを錄せしむ、官戸奴婢の口分田は、其數良人に同じ、不稅田とす、家人奴婢の口分田は、良人の三分を給す、卽ち男は二百四十歩、女は百六十歩なり、寺奴婢には給せず（考證）

グブ 供奉　内供奉の略稱、「ナイグブ」を見よ、

グブクジ 弘福寺　川原寺（カハラデラ）を見よ、

グブツツイ 久夫都々伊　鍬首の槌のごとくなりしものをいふ、又頭椎とも書す、クブは又カブとも云ふ、頭なり、ツ、イは槌なり、神武天皇の長髓彦を討ち給ふ御時の歌に見ゆ、古事記天降の段に、頭椎之太刀を佩きし事見えたり（釋日本紀、日本紀纂疏、古事記傳）

グブニンリウキ 供奉人總記　鎌倉幕府にて、供奉すべき人々を一人も漏さず書連れたるを云ふ、此記にて、其時に供奉に列すべき人を撰びて御點を懸らるゝと云ふ、吾妻鏡文應元年六月の條に見えたり（武家名目抄）

クブンデン 口分田　考證 王朝時代に、國民一般に、各箇人に就きて等分に給與したる田地をいふ、人生れて六歳に至れば、男女の等差に隨ひて田地を給與し、力作して租を公上に輸し、その餘を以て己が食料とせしめ、身死すれば公に還收す、男一人に二段を給し、女には其三分二を給す、五歳以下は給せず、六歳に至りて始めて之を給す、故に六年毎に死生を考覈して收授を爲す、之を班田收授法（ハンデン）（參看）と云ふ、身死すとも班年に至るまでは收公せずしてその戸内の人に佃食するを得しむ、易田（ヱキデン（參看））なれば倍給す、口分を給授し、既れば、その町段の數と四至とを錄せしむ、官戸奴婢の口分田は、其數良人に同じ、不稅田とす、家人奴婢の口分田は、良人の三分を給す、卽ち男は二百四十歩、女は百六十歩なり、寺奴婢には給せず（考證）

きに入る、臣を以て曲と爲すまた宜なり、證とする所の文書用ふるに處なしと、卽ち之を庭上に投じ、刀を拔いて髮を斷ち、目を瞋らして大呼して曰く、吾また此處に詣らずと、遂に家に歸らずして、馬を馳せて西し、遂に京師に走り、新黑谷なる僧源空の門に入りて弟子となり、名を蓮生と改む、居ること數年、再び鎌倉に來りて賴朝に謁し、談兵法武藝の事に及ぶや、聞くもの皆感歎す、賴朝强ひてこれを留めんとするの意ありしも、聞かずして歸り、承元二年九月十四日を以て死す(大日本史)

クマゲノコホリ　熊毛郡

地廣續日本紀元正天皇養老五年四月の條に始めて見ゆ **沿革**聖武天皇の天平二年三月此郡牛島の銅を採て長門の鑄錢に充つ、和名抄に、周防(スハウ)熊毛(クマゲ)多仁(タニ)美和(ミワ)全戸、驛家、波濃等の郷あり、郡名考「クマゲ」と稱し、以後之に從ふ、明治二十九年馭謨郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

クマゲノコホリ　熊毛郡

所在大隅國多嶺島 **地廣**始めて天武天皇六年二月の條に見ゆ **沿革**和名抄に、熊毛(クマゲ)幸毛、阿枚等の郷あり、文武天皇大寶二年多嶺島人叛す、因て之を征服し、始めて多嶺島を置き、熊毛、能滿二郡及び夜久島の益救馭謨二郡共に四郡を管す、天長元年九月多嶺島を廢し、能滿郡を省き熊毛一郡となす、地誌提要「クマゲ」と讀み、今は馭謨郡を併す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

クマコリデラ　熊凝寺　大安寺(ダイアンジ)を見よ、

クマザハバンザン　熊澤蕃山

名稱名は伯繼、字は了介、蕃山又自遊軒と號す、通稱次郎八、後ち助右衛門と改む **系統**本姓野尻氏、藤兵衛一利の子、外祖父熊澤守久に養はれて其姓を冒す **事蹟**元和五年生る、寛永十七年、板倉重昌の薦を以て、備前岡山藩主池田光政に仕へ祿七百石を受く、光政頻りに獎眷を加へ、將に大に用ふる所あらんとす、蕃山固辭するに未學を以てし、遂に仕を致して去り、近江國桐原に潛居し、專ら書典を攻め、二十二歲始めて四書集註を讀み、粗々文義に通じ、二十四歲更に中江藤樹に就きて道を問ひ疑を質し、孝經大學中庸に通ず、業を受くることいまだ一年ならずして桐原に歸る、この時に當り、池田光政精勵治を圖るの時なりしが、深く蕃山の用ふるべきを知り、復たこれを聘致せんと欲し、屢々京極高通に因りて旨を諷す、茲に於て蕃山再び出でゝ仕ふ、光政與に語りて大に喜び、旬月の間委ねるに國政を以てし、祿三千石を賜ふ、時に年二十七、巨室令家相率ゐて其令を聞き國中能く治まる、而して蕃山屢々光政に從ひて江戸に往來す、諸貴人其名を聞くもの、爭うて見えんことを求め、閣老或は請うて上客と爲し、與に抗禮するに至り、名聲頓に藉甚たり、將軍德川家光亦これを召見せんとするの意あり、いまだ果ますして獎ず、蕃山既に備藩に在りて重用せられ、藩策する所頗る多く、治蹟亦見るべきあり、然れども事を視殊に治水、新田に關し、藩老津田と議合はず互に確執を生じ數々其短を暴揚し、讒言亦從うて起る、會々明暦二年光政に供して和氣郡木谷に狩し、過ちて崖より墜ち四肢を傷く、或はいふ落馬と、茲に至り稍々遲世の志あり、幾干もなくして職を辭し、萬治元年去りて京師に寓す、公卿大夫其學行を慕ひ、師事して道を問ふ者甚だ多く、聲價一世を蓋ふ、時に牧野親成讒を信じて猜忌し、流言亦行はる、卽ち寛文七年の春芳野山に隱居し、翠で山城鹿背山に遷る、九年酒井忠濟、板倉重矩命を傳へ蕃山を明石に移し、松平信之をして監せしむ、延寶七年信之封を大和郡山に轉ずるに及び、蕃山亦從うて郡山に赴き矢田山に居る、貞享四年八月暮命ありて亦之を下總古河に徙す、同年十月將軍德川綱吉の旨に忤ひ、同所賴政邸に幽ぜらる、元祿四年八月卒す、年七十三、(野史、近世大儒列傳)今按ずるに、蕃山が幽居せらるゝに至れる原因に就きては、諸書傳ふる所又同じからずと雖も、其遠因は(一)宋學に反對して陽明學を主張したる事、(二)在京中公卿に親昵せし事、(三)才學の爲めに人に妬まれたる事にして、近因は時事を論じたるに在り、而して其近因に關しては、蕃山實錄、熊澤了介傳、熊澤伯繼列傳等、封事を上りたるが爲めなりとなせども信ずるに足らず、近世諸儒名姓行狀及木せざる政論(大學或問なりといふ)のありしなり、門人中の旗士これを幕府に呈したるに、處士橫議の罪輕からずとて、遂に禁錮に遇ひたりと見ゆ、此說蓋し信ずべきに似たり、前說に封事を上りたりと爲

(子爵池田政禮氏所藏)

すものは、恐らくはこの說稱ならんのみ、要するに、先に述べたる遠因ありて、既に幕府の忌憚に觸れたるが上に、更に右の近因ありしを以て、遂に禍を蒙りしものなるべし、

クマリ，熊襲

名稱(一)日向、肥後、大隅、薩摩地方一帶を稱したる古名、(二)同上の地方に住したる人種の名、其名義に就きては諸說あり、(イ)本居宣長は、熊は其國人の勇猛なるを意味し、襲は勇男(イサヲ)の約言なりといひ、(ロ)八田知紀は熊とは、其國人の勇猛なるをいひ、曾とは於曾の約りにて、この地方の山岳重疊せる形ちより起りしものなるべしといひ、(ハ)青柳高鞱は、熊襲とは、肥後國球磨郡と、大隅國噌唹郡とを併稱せしものにして、書紀に景行天皇の大隅國夷守より超え給ひし肥後國の球磨郡を熊縣と書き、肥前肥後豐後等の風土記に、球磨噌唹と書するを見れば、熊襲なる語は、民族の勇悍なりしよりいふにあらずして、二國の地名より起りしなるべしといひ、(ニ)重野博士また此說によりて、熊襲は熊と襲との二地なるべし、熊は隈の借字にて山ノ隈をいふ、今肥後の南隅なる大隅と日向とに接せる處に球磨郡あり、卽ち山ノ隈に當れり、是れ熊の故地なるべし、熊本などいふも、緣ありて間ゆ、襲は背の借字にて山背をいふ、今の日向大隅の北隅、肥後球磨郡と相接せる處は、一帶の山背にて、皆古の襲の地なるべし、後世には、襲の國は日向大隅の二國となり、毎國また數郡に分れて、襲の名は、たゞ大隅國噌唹於郡にのみ留るといひ(ホ)沼田賴輔氏は、東印度ボルネチに住せるソチ族の渡來せるものにして、其勇猛なるより熊の字を冠したるものなるべしといへり、いまだ俄に是非を斷じがたしと雖も(ハ)(ニ)の二說蓋し穩當なるに近し **位置**古事記を按ずるに、諸册の二尊が國土經營の事を述べて、筑紫島を生み給ひしに、「この島も身一ツにして面四ツあり、面ごとに名ありて、筑紫國を向日別といひ、豐國を豐日別といひ、肥國を建日向日豐久志比泥別といひ、熊曾國を建日別といふとあり、而して筑紫國は後世の筑前筑後、豐國は豐前豐後、肥國は肥前肥後に當るが故に、熊曾國は卽ち自餘の國なる日向、大隅、薩摩に當るや勿論なり、而してなほ吾人は、前に述べたる青柳重野二氏の說に贊同するを以て、肥後の球磨郡はやがて又熊ノ國の故地と考へ、首めに名義の條に說きたるがごとく、大隅、薩摩、肥後、日向附近一帶の地を以て熊襲國なりと定めんとす **人種**に就きてもまた數說あり、(一)阿部弘藏氏は高麗人の渡來せるもの、(二)今泉定介氏は雲書に見えたる「倭人文身、自謂ニ吳大伯之後一」とあるにより、吳人の來朝せるものならんといひ(三)三宅米吉氏は南方渡來の人種となし、其論據とする所は、大隅薩摩の地方は、古來潮流の作用によりて、南方人種の漂着せる事多く、既にペルツ博士の說によるも、此地方の人の形態骨格は、頗る南方人種に類似すといへりといひ、(四)沼田賴輔氏は第三說を祖述して、其本國を以て、馬來群馬中なるボルネチに住せるソチ族なるべしといへり、然れども是等は、なほ深く研究を要すべきものなれば、數說を記して參考に供するに留む、但し我大和民族とは別種なりとするは、或は當を得たるものなるべし **起源沿革**熊襲なる文字は始めて古事記國生みの章に見えたり(前に擧げたり)これは地名としてのそれにして、人種を指していへるにあらず、而して熊襲國の名を建日別といへるより考ふれば、建日別なる人をして此地方を支配せしめしこと明なり、而して其地の住民たるや慓悍武勇にして、早くより王化に供せざりしが如し、然れども、吾國の古史其消息を傳ふる事多からざるを以て、詳かならずと雖も、後漢書魏志等により考ふるに、當時九州地方の諸豪族等韓土又は魏國と交通し、自ら王と稱するものの多きを見たれば、其豪族中には、熊襲なども含みしなるべく、從て熊襲が王化に服せず、半獨立國の姿なりし事なども想像するに足るべし、下りて景行天皇の時、遂に親征の擧あるに至れり、卽ち天皇の十二年熊襲叛せしかば八月親征ありて豐筑における不逞の賊を平げ、十一月日向國に入り高屋行宮(兒島郡)を營みて之に居り、翌月群臣を召して軍議あり、時に天皇の宣はく、朕聞く、襲の國に厚鹿火、迮鹿火といふものあり、共に熊襲の渠帥なり、宗類甚だ多し、これを熊襲梟帥といふ、其錄當るべからず、師を興す事少なくば、賊を滅すに堪へず、多く兵を動かさば、これ百姓の害なり、如何にしてか錄刃の威を借らずして、坐ながらにして、其國を平げんと、一臣あり進んで曰く、熊襲梟帥に女あり、姉を市乾鹿文、妹を市鹿文といふ、共に美にして勇なり、これを納れて梟帥を謀るべしと、天皇可とし、卽ち市乾鹿文を召して陽に特寵す、既にして市乾鹿文家に歸り、醇酒を父に飲ましめ、其醉ひて伏したるに乘じ、從兵をしてこれを殺さしむ、天皇其不孝を惡み、市乾鹿文を誅し、妹市鹿文を火國造に賜へり、茲に於て更にまた餘賊を討盡し、十三年五月襲國悉く平ぐ、然れどもなほ譯を高屋宮に駐め給ふこと六年、十七年に至り于湯縣に幸し、十八年には夷守より轉じて肥後筑後を巡幸し、十九年都に還り給へり、幾干もなくして二十七年再び叛きしかば、皇子日本武尊をして之を征せしむ、尊十二月を以て熊襲國に到り、其消息及び形勢の嗾易を伺ふ、時に豐帥あり、

取石鹿文、別名を川上梟帥といふ、曾々親族を集めて宴を開く、尊以て好機となし、私かに女裝して宴に臨み、梟帥の醉へるを見て起て其胸を刺し途にこれを殺す、餘類また尋で平ぐ、かくのごとく、二回の征討により、熊襲の勢一時挫折したりしが、仲哀天皇の時に至りてまた叛ぜり、天皇因りて七年親征の途に就き、八年筑紫儺縣(筑前國那珂郡)に着して行宮を營み、進んで熊襲を討ち給ひしも、皇軍利あらず、九年二月陣中に崩ず、是より先、皇后氣長足姫尊(神功皇后)は、熊襲の屢々叛する所以のものは、新羅の後援あるを疑ひ、まづ新羅を征して、然る後熊襲に及ばんことを建議し給ひしも、天皇用ひ給はざりしが、崩御の事あるに際し、皇后は喪を祕して親征の策を決し、鴨別を留めて熊襲に當らしめ、直に新羅に向ひ、破竹の勢を以てこれを征服せり、かく新后の豫想し給へるがごとくなりき、是より以後熊襲の事は國史に散見せず、蓋し全然大和民族に同化したるものか、近時溝田頭輪氏は隼人と同人種にして擬ぜる地方と熊襲の割據せる地方と、殆ど同一なること、(二)熊襲の名は景行に始まりて仲哀に終りしも、此間に隼人の名稱の同時に史上に見はれしを見ず、其後熊襲の名やみて隼人の名見はれしも亦此間に熊襲の名の用ひられしを聞かず、卽ち熊襲に代りて隼人の名の用ひられしを知るべきことの二理由を以て其說を立て、景行以後は隼人の名によりて呼ばれしなるべしといへり、暫く記して疑を存す、「ハヤト」參看(書紀、古事記傳、日本人種新論、國史綜覽籍)

クマノコホリ 球麻郡 肥後國 古の熊襲なり景行天皇之を征服す(書紀)

熊、延喜式球磨に作る、和名抄に、球玖、久米、人吉、東村(ヒガシムラ)西村(ニシムラ)千脫(中島廣足云今センタイ)等の郷あり、拾芥抄、又球磨に作り、古圖球摩、寛知集元祿帖球麻に作りて、和名抄に復せしなり、明治沿革帖に至りて求麻に作り、地誌提要又球摩に作る、今之に從ふ、明治五年九月二十三日、球磨郡米良山十四村を日向國兒湯郡に屬せしむ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

クマノゴワウ 熊野牛王 熊野社にて發する牛王寶印をいふ、「ゴワウ」及び起請文(キシヤウモン)參看、

クマノサンサン 熊野三山 紀伊國熊野座神社、熊野早玉神社、那智神社をいふ、

クマノサンショゴンゲン 熊野三所權現 紀伊國に在る熊野座神社、熊野早玉神社、那智神社をいふ、各條參看、

クマノニマスジンジヤ 熊野座神社 所在 紀伊國牟婁郡(今東牟婁郡)本宮村○世に熊野本宮と稱す、熊野早玉神社、那智神社と併せて熊野三所權現と云ふ、又熊野三山とも云ふ○現今官幣大社 祭神 祭神に就きては、早く長寛年中より議論あり、或は伊弉册尊とし、或は素戔嗚尊とし、或は伊弉諾尊とし、或は櫛玉に從て、出雲國の熊野座神社の素戔嗚尊を遷祭り、之を家都御子大神と云ふ、中古以來僧徒等當宮を掌るに至り、本地垂跡の說を唱へ十二所權現と稱せり、卽ち第一殿を證誠殿とし、家都御子神(伊弉諾尊、伊弉册尊)を祭り、第二殿は二御前と稱し、熊野夫須美大神、御子速玉大神を祭り、第三殿を若宮と稱し、天照大神を祭る、第五殿は四社合殿にて禪地宮に、天忍穗耳尊、聖宮に瓊々杵尊、兒宮に彥火々出見尊、子守宮に鸕鷀草葺不合尊を祭る、第六殿は同じく四社合殿にて、一萬宮に國狹槌尊、十萬宮に豐斟渟尊、勸請宮に泥土煮尊、飛行宮に大戸之道尊、來持宮に面足尊を祭る、是を十二所權現と稱し、第一殿を四御前、第二殿を中御前、第三殿を證誠殿とし、三所權現と云ふ、第四第五殿を中四社、第六殿を下四社と稱す、奧御前を三神殿と稱し、伊勢、住吉、出雲三大神を祭る、之を併せて新宮十五所權現と云ふ 起源沿革 景行天皇の御世、始めて此地に社殿を造る、稱德天皇天平神護二年九月神封四戶を充て、淸和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、五月從二位を加へ、五年に正二位を賜ふ、醍醐天皇延喜の制、名神大社となす、七年十月宇多法皇熊野山に幸し、從一位を加ふ、熊野行幸茲に始まる、朱雀天皇天慶三年正一位を授け奉る、白河天皇應德二年三月遷宮に依て勅使權中納言平淸盛を遣して寶筆宣命及び神寶を奉り、又大神宮に准じて拜せざせ給ふ、此後朝廷此神を崇敬し奉りしより、鳥羽、後鳥羽上皇相繼ぎて應々本社に詣給ひ、龜山天皇以後廢絕し、獨り天皇上皇のみならず、諸臣の參詣するもの多し、世に之を熊野詣と云ふ、中古以來天皇上皇諸臣の信

穗耳尊、瓊々杵尊、彥火々出見尊、葺不合尊を祭る、之を中四社と云ふ、第五殿は同じく四社の合殿にて軻遇突智命、埴山姬命、罔象女命、稚彥靈命を祭る、之を下四社と云ふ、上中下を合せ總稱して十二所權現と稱す、(紀伊國續風土記稿)寺社元要記には米持金剛、飛夜叉、勸請十五所、十萬、一萬(一萬は十萬に合す)、子守、兒御前、聖御前、禪師宮、若一王子、證誠殿、中御前、西御前を十二所權現とし、南紀名所志には之に一々伊弉諾尊以下を配して、中御前なく十萬、一萬各を各一社に數へて、十二所權現としたり、猶祭神につきては神祇志料、古事類苑神祇部を見るべし 起源沿革 崇神天皇十六年始めて神社を建つ、熊野本宮是なり、稱德天皇天平神護二年、早玉神に神封四戶を充て、淸和天皇貞觀元年早玉神、熊野座神に從五位上を授け、五年三月早玉神に正二位を賜ひ、醍醐天皇延喜の制、早玉神を大社とし、熊野座神を名神大社とし、七年十月宇多法皇熊野山に幸し、早玉神に從一位、熊野座神に正二位を加ふ、熊野行幸茲に始まる、朱雀天皇天慶三年二座に正一位を授く、白河天皇應德二年三月、新宮の遷宮に依て、宸筆宣命及び神寶を奉り、又大神宮に准じて御拜あり、堀河天皇寛治四年正月、白河上皇百餘町の地を三山に寄せ、鳥羽天皇元永二年九月、上皇又紀伊阿波讃岐伊豫土佐五國の地各十烟を奉る、此後朝廷此神を崇めしより、鳥羽後鳥羽上皇相繼で屢々本社に詣づ、之を御熊野詣といふ、二條天皇長寛元年四月、勅を諸道に下して國司藤原忠重神領を妨ぐるの弊名を勘へしむ、後深草天皇寛元四年十一月覺仁法親王を以て熊野三山檢校とす、熊野檢校茲に始まる、後龜山天皇天授五年三月、朱雀の御祈りに依て阿波國日浦庄を寄せ、元中三年十月敕して新宮の神寶を奉らしむ、別項熊

穗天皇の御宇、神官等奏して云ふ、本社神殿凡三十三年毎に遷宮を行ふ者、往昔以來の例なり、願ろに德治中本殿營作の時、遽々火災に罹り給ふを以て、假殿に座し奉れり、是故に建治以後五十餘年の間遷宮の事なし、當先規に違ふのみにあらず、實に神慮測り難し、願くは早く造營を賜へと奏しき、其後遂に成らず、元年に及びて神官京に至り之を訴へしかば、茲に至て始めて神殿を造り、神寶を奉り、其若殿以下十社の神寶は相繼で獻らしむべく制す、文明年中回祿して、神庫燒亡して古文書神寶悉く灰燼となり、古傳古物一も傳ふるものなし、是より社僧神官各自意見を別にして、神事社法統一なく、舊により佛を守るもの、神を信じ妻帶肉食僧衣を襲き、祀衣を着けて佛を退くものあるに至れり、明和中また大災に遭ひて、社殿雜舍悉く烏有に歸す、是に於て神佛混同を歎きし神官等此災を機として、新宮那智と獨立して、唯一の神道風に歸せしめたり、然れども聖護院三寶院門跡、三山檢校職たりしを以て、全く佛の範圍を脫する能はざりき、明治維新の時に至り、始めて佛法の範圍を免れ、四年官幣中社に列す、明治二十二年洪水により、神殿破壞せられたり、爾後被戶に移し、再興す、大正四年、官幣大社に昇格す○神符は、熊野牛王を以て世に著はる、なりと云ふ○神符は、熊野牛王を以て世に著はる、委しくは牛王(ゴワウ)の條を見るべし○王子、中古熊野御幸盛に行はれしより、京都より熊野に至る間に、王子社を建て、熊野の神を遙拜し、休息所に充てたり、俗に之を九十九王子と云ふ、定家の建仁元年熊野御幸記并に地誌等によりて見るに、大概その數九十九あるが如し、「クマノハヤタマノジンジヤ」、「ウチノジンジヤ」參看(神祇志料、紀伊國續風土記、古事類苑神祇部)

クマノコホリ 熊野郡 肥後國 元明天皇和銅六年夏四月丹波の五郡を割て始めて此國を置きしこと紀に見えたり、考證に、(五上)一本有三加佐、與謝、丹波、竹野、熊野、十字」、と、あり、以て其起原を推知すべし 沿革 和名抄に、田村(タムラ)佐野(サノ)川上(カハカミ)海部(アマベ)久美(クミ)等の郷あり、延喜式以來熊野と書し以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

クマノノジンジヤ 熊野神社 所在 出雲國八束郡熊野村熊野山○本國の一宮、現今國幣大社 祭神 伊弉諾尊の日眞名子素盞嗚尊(又建速須佐之男命と云ふ、此神は、大名持命の御祖なるを以て、加夫呂岐熊野大神櫛御氣野命と云ひ、又熊野加武呂乃命ともいふ)起源沿革 聖武天皇天平五年、本郡及び秋鹿郡樋出雲神門四郡に神戶里あるは、熊野祚築二神に依奉りし所なり、平城天皇大同元年、神封十五戶に十戶を加へ、文德天皇仁壽二年九月、殊に大神に進め尊で從三位を加へ、淸和天皇貞觀元年正月正三位を授で從七等を授け九年四月正二位に叙され、醍醐天皇延喜の制名神大社に列る、白河天皇承暦四年六月御卜に、此神の祭を怠せる祟あるを以て、社司に中祓を科せ、後村上天皇興國元年三月、足利尊氏熊野莊五百貫、及び山川を寄せ、凡毎年正月元日神饌を備へ、三月十二日種替神事、四月二十八日田打神事、九月十四日、十一月新嘗等を大祭とす、出雲國造專ら神事に預る、其初めて國造に任ぜらるゝ時は、必ず先此神を拜し奉り、毎年新嘗には本社の火切日、火切杵を奉る禮あり、明治の代國幣社に列す(神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

クマノハヤタマノジンジヤ 熊野速玉神社 紀伊國牟婁郡(今東牟婁郡)新宮町○世に熊野新宮と稱す、本宮、那智と鼎立して、熊野三山と云ふ 祭神 伊弉諾尊の子速玉之男神、故に御子早玉大神と云ふ、中古以來僧徒等掌るに至り十二所權現と稱せり、卽ち第一殿を結宮と稱し、伊弉册尊、事解男命、熊野夫須美大神を祭る、第二殿を速玉宮と稱し、御子速玉大神、伊弉諾尊を祭る、第三殿を證誠殿と稱し、家都御子大神、國常立尊を祭る、第四殿を若宮と稱し、天照大神を祭る、第五殿は四社合殿にて禪地宮に、天忍穗耳尊、聖宮に瓊々杵尊、兒宮に彥火々出見尊、子守宮に鸕鷀草葺不合尊を祭る、第六殿は同じく四社合殿にて、一萬宮に國狹槌尊、十萬宮に豐斟渟尊、勸請宮に泥土煮尊、飛行宮に大戸之道尊、來持宮に面足尊を祭る、是を十二所權現と稱し、第一殿を四御前、第二殿を中御前、第三殿を證誠殿とし、三所權現と云ふ、第四第五殿を中四社、第六殿を下四社と稱す、奧御前を三神殿と稱し、伊勢、住吉、出雲三大神を祭る、之を併せて新宮十五所權現と云ふ 起源沿革 景行天皇の御世、始めて此地に社殿を造る、稱德天皇天平神護二年九月神封四戶を充て、淸和天皇貞觀元年正月從五位上を授け、五月從二位を加へ、五年に正二位を賜ふ、醍醐天皇延喜の制、名神大社となす、七年十月宇多法皇熊野山に幸し、從一位を加ふ、熊野行幸茲に始まる、朱雀天皇天慶三年正一位を授く、後朝廷此神を崇敬し奉りしより、鳥羽、後鳥羽上皇相繼ぎて應々本社に詣給ひ、龜山天皇以後廢絕し、獨り天皇上皇のみならず、諸臣の參詣するもの多し、世に之を熊野詣と云ふ、中古以來天皇上皇諸臣の信

仰厚きを以て、國守重任功第を棄りて社殿を造營せしめ、又所領を多く寄せて造營料としたるを以て、諸國に領地多く、別當の勢は盛にして殆ど國守守護の勢ありき、南北朝に至り大に衰へしが、後ち堀内氏臣秀吉に抗せしを以て、社地以下所領悉く沒收せられて廢頽せり、慶長中淺野氏所領を寄せ、尋で江戸幕府より破損修理料を寄せ、諸國勸化を許したり、明治十六年火災に逢ひ、一山灰燼となれり、然れども神庫寶藏は幸にして災を逃れたり○祭式は毎年九月十五日十六日には神輿を御船島に渡し、丹塗の諸手船に座乘せしめて祭を行ふ○神主は宇井鈴木榎本三氏ありて、新宮三黨と云ふ○撿校、別當、上古は新宮三黨の祖先神事せしが奈良朝の頃僧永興此地に來りて、垂跡說を唱へしより、僧徒の信仰する所となり、遂に上下諸人の信仰を增したるを以て、三山の權僧徒に移り、撿校別當を置きて、之を掌るに至れり、寛治四年白河上皇御幸の時、權大僧都增譽導師となり、功によりて三山撿校に補せらる、是れ撿校の始めとす、その時執行僧長快別當に補し、法橋に叙して、衆徒神官社僧を掌らしむ、是別當の始めなり、熊野山撿校別當次第によるに穆洞を別當の始めとせり、今左に撿校別當の歷代を示す、「クマノニマスヅンジャ」「ナチヅンジャ」參看(神祇志料、紀伊國續風土記、熊野撿校次第、同別當次第)

【熊野山撿校】

○增譽——行尊——覺宗——覺讃——實慶——覺寶
└長覺——定豪——良尊——道慶——覺仁——靜仁
└行昭——道昭——流瑜——道昭——覺助——道昭
└眞慶——良瑜——尊悟——仁悟——道章——尊綱
└滿意——道興

【熊野山別當】

○穆洞——千如——仲靈——僧雲——殊勝——泰敎
└快眞——永尊——覺眞——長快——長範——長憲
└湛快——行範——範智——湛增——行快——範命
└湛政——琳快——快命——湛眞——尋快——定湛
└靜扶——正湛

別當次第記には僧雲以上の人なく、別に快慶、慶覺、覺胤、快圓、慶支、長仁、增慶、增皇あり、又覺眞の次に宗賢あり、

クマノビクニ タビクニ)を見よ、

クマノフスミノジンジンジャ 熊野比丘尼 歌比丘尼(ウ

神社 那智神社(ナチノヅンジャ)を見よ、熊野夫須美

クマノホングウ 熊野本宮 熊野座神社

(クマノニマスヅンジャ)を見よ、

クマモトジヤウ 熊本城 肥後在 肥後國熊本市の中央 地圖 別項沿革 大永享祿の頃、鹿子木親員千葉城に在りしが、城郭狹隘なるを以て、其西南の地卽ち今の地に改築す、古城これなり、親員其後故ありて城親冬に城を授け他に移る、親冬の孫久基の時、天正十五年豐臣秀吉西征につき退城し、秀吉之を佐々成政に與ふ、十六年成政誅死の後、加藤清正入部し、慶長六年舊城を改築し、從來の隈本の字を改めて熊本となす、十二年落成、寛永九年忠廣の時、改易せられ、細川忠利之に代り、世襲して明治維新に至る、明治初年鎭臺を置く、十年薩兒島の暴徒本城を圍じ少所谷干城よく防ぎ遂に賊兵を却く、此時樓櫓多く焚毀し舊樣を失ふ、現今第六師團營所及び司令部を置く(肥後國志、主圖合結記、征西戰記)

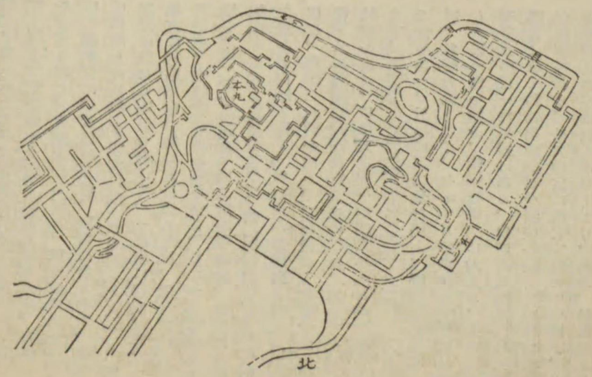

クミ 綬(組) 「ジュ」を見よ、

クミアヒコブシン 組合小普請 江戸時代、寄合組ないふさヨリアヒゲヒを見よ、

クミアヒジユウタイ 組合銃隊 地圖 別項沿革 江戸幕府の職名、警衛の事を掌る、文政中裝置の槍薙刀等の兵器を管す、組合銃隊頭一人、同代官吹役

十四人あり、高二千石の職とす、共に若年寄の所管とす 地圖 別項沿革 慶應二年八月、之を置く、同年九月組合銃隊頭へ、各銃士一大隊を付屬す、三年四月、銃隊四十人を四丸玄關に、二十人を二の丸玄關に、更番警衛せしむ、同月城中裝置の槍薙刀等、これを銃隊頭の管掌とす、同年五月、小十人組番所、警衛遊擊隊を置き、銃隊をして、これに代らしむ(官制沿革略史)

クミカケ 組掛 紫組の冠の懸緒を云ふ、蹴鞠の時、冠の落ちざらん爲めにつけたるものなり、本は紙よりを用ひたりしが、承元二年四月、後鳥羽院蹴鞠の時紫の組糸を用ひしより例となる、鞠家飛鳥井家より執奏して勅許あるなり、後世は蹴鞠の時にあらずと雖も、侍從以上衣冠直衣の際之を用ふ、攝家には內裡より、侍從以上には飛鳥井家より之を聽す、近代武家之にならひ、侍從拜任の後に組緒を受けて之を用ひたり(當代裝束抄、衣文愚童訓、裝束深祕抄、裝束要領抄)

クミガシラ 組頭 江戸幕府時代諸掛に設けたる職名、頭取の下屬官の上、王朝時代職官の判官にあたる、

クミガシラ 組頭 村役人(ムラヤクニン)を見よ、

クミド 久美度 園門のことないへる古語、また隱處をいふ、夫妻隱り(コモリ)寢る所の意、クミはコモリの約、ドは處なり、神代紀に相與又奇御戶と書り、古事記に膳戶に作れり(古事記傳、倭訓栞)

クミヤシキ 組屋敷 江戸時代、與力同心等の共に列居する宅地をいふ、組の者の住居するを以てこの名あり、

グン 郡 「コホリ」を見よ、

クン井 勳位 勳功 勳功によりて賜ふ階級、一等より十二等に分つ○位階に勳位と文位との二大別ありて、文位は通常單に位階と稱すれども、勳位と對稱する場合には、文位といひし事、令義解に見えたり 地圖 別項沿革 元明天皇和銅六年七月、隼人を征して功ありし將軍、并に士卒等一千二百八十餘人に、勞に從うて勳位を授けしことあるを、史に敍勳の見えたるはじめと爲す、是より先大寶の令制に於て、勳位文位の相當を定む、卽ち左の如し、

勳一等	正三位
勳二等	從三位
勳三等	正四位
勳四等	從四位
勳五等	正五位
勳六等	從五位
勳七等	正六位
勳八等	從六位
勳九等	正七位
勳十等	從七位
勳十一等	正八位
勳十二等	從八位

(以上奏授)

(以上勅授)

而して其勳を叙する次第は、軍防令に、凡叙勳、應加轉者、皆於勳位上加、若無勳位二轉授三十二等、每二轉加二等、六等以上、兩轉加二等、二等以上、三轉加二等、其五位以上、加靈勳位外、仍有餘勳者、聽授父子、如父子身亡、每二轉、賜田兩町、其六位以下及勳位、加至一等、外有餘勳者、聽迴授、不在賜田之限、とあるにて明なるべし、また續紀神護景雲元年三月稱德天皇の詔に曰く、近衛將曹從六位下勳六等間人等十九人、風雲に感會して忠勇を奮激し、群に超え衆に拔きて、寇を斬り、凶を滅す、朕以て其武節を嘉みし、此高勳を賞す、宜しく美服光榮、容儀標異すべし、自今以後諸々勳六等已上の身、七位有て職事を帶する者は、牙笏を執り、並に銀裝の刀帶等を用ふるを許す、及び元日等の節は、常階の色を着けよと、牙笏銀裝の刀帶共に五位以上の者の用ふる所なり、以て其榮貴を見るべし、又諸國の勳位は、大寶三年八月太宰府請ふ、勳位ある者は番を作りて軍團に直し、考滿る日式部に送り、一に散位に同じく、永く選叙に預らんと、又慶雲元年六月諸國勳七等以下、身官位无き者をして軍團に直し、繕勞する事を聽す、考滿る年式部に送り、散位の例に同くすとあり、これによれば勳位の人も上日ありて考選に預りたる事明なり、而して此勳位たるや早く廢れしと見え、貞觀中以後は神にのみ授くる事見えて人に授けし事所見なし(令義解、續紀、冠位考、勳位の說、官制沿革略史)降りて明治に至り一等より八等の勳位を制定す、勳章(クンシャウ)の條參看(法令全書)

グン井ン 郡院 郡司(グンジ)を見よ、

グンカウ 群行 齋王の伊勢に下向せらるゝを云ふ、「サイワウ」を見よ、

グンガク 軍學 地圖 別項沿革 戰術を研究する學問ないふ 地圖 別項沿革 軍學の我國に生じたるは、もと三韓唐土より傳來したるものに係れり、はじめ天智天皇の時、百濟を救はんが爲めに新羅を伐ち、唐兵と戰ひて大敗したる後、近江國に於て武を講じ、又谷那晉首、木素貴子、憶禮福留、答炑春初が兵法に關へるを以て、位階を授けしことあり、並に百濟の人なれば其國の法を參取せるものなるべし、これ史籍に見えたるはじめとす、尋で天武天皇の時、諸國に詔して陣法を習はしめ、持統天皇の時、陣法博士を諸國に遣して陣法を敎へしめたり、皆外國の制なりしが如し、下りて淳仁天皇の時、新羅が賈を閼きしを以て朝廷にてこれを征せんと欲し、兵備を整へしに、其比太宰大貳吉備眞備兵法に精かりしかば、人を太宰府に遣して諸葛亮の八陣の法、孫武の九地結營の

法を學ばしめたり、其明年諸國の兵士をして射馭を習ひ、兼て五行の陣法に熟せしむ、其制は唐の法を取りしなり、後ち源義家は、大江匡房に就きて兵法を學び、奥州後三年の役に、鳥の飛散するを見て伏兵あるを知り、源義經は能く機變に應じ、寡を以て衆を挫き、終に平氏を滅ぼせるがゆゑに人之を鬼神に比し、後世には義經流と冒稱する者あるに至る、其法は皆孫吳等の書に基きしなり、武家時代に及びては益々盛にして、殊に戰國の頃には、諸大名爭うて兵法家者流を聘し、與ふるに厚祿を以てしたりき、而して軍學者と稱し、當に其徒を集めて、攻城野戰の法を說くものあるは、江戸時代の初めよりのことにして、小幡勘兵衛景憲を以て稱首とす、景憲の父祖は、甲斐武田氏の臣なれば、景憲は信玄の兵法を傳へ、家康より家綱に至るまで四世の將軍に仕へ、大名より以下、其門に遊ぶもの二千餘人の多きに及ぶ、是を甲州流の兵法とす、北條安房守正房は景憲の門人にして、是を北條流とす、其門人に山鹿甚五左衛門高祐あり、是を山鹿流とす、高祐は曾て淺野內匠頭長友に仕ふ、長友は五萬石の大名にして、高祐に祿千石を與へたり、其仕を辭せし後も、妻妾の奉奴僕の數は、五六千石の者も抗すること能はず、其門人と稱する者四千餘人ありて、大石良雄の如きも亦其門人なり、又長沼澤齋あり、世上傳ふる所の武田氏の兵法は、多く小幡景憲が割裂彌縫する所にして、當時の信傳にあらずと爲し、夏殷周の三代に原き、孫武吳起の法に參し、明の戚繼光の紀効新書等の書に據へて兵要錄を著し、以て一家言を立てたり、是を長沼流といふ、當時兵學盛に行はれて、越後流、機流、義經流の數派あり、彼の由比正雪の如きは、正成の傳を得たりと稱したるものにして、所謂楠流

（流甲州）（流北條）（流沼澤）（流機）（流義經）（流正成）

（書學者）

なり、荻生徂徠は少時兵法を練習せしがば、其仕途に就くにも必ずしも儲を以てせずして兵學を以てし、又孫子解、鈐錄を著はして盛に兵を說きたり、以て軍學の流行せるを見るべし、故に平家物語、太平記等の書を註するにも、勝敗の迹に就きて、策略の得失を論ずる者多し、要するに此學は、我邦戰爭の迹を按じ、支那の兵書に據りたる者なれど、其書にも餘書少ならず、言ふ所も迂遠なること多ければ、後には漸く衰へて、西洋の兵學これに代るに至れり、西洋の流は、慶安年間北條正房門人に就き、攻城の法、及び大炮の用法を問ひて書を著はし、水を以て樣式を作り、之を幕府に獻ぜしを以て始めて端緒を開くものとし、後ち百八十餘年を經て、天保年間鈴木春山、三兵活法を著はすを以て、西洋兵制を論ずるの始めとし、高島四郎大夫高敦（秋帆）江戸に召されて、西洋流の銃隊を練習するを以て、洋兵操練の始めとす（日本教育史）

（流西洋）

クンカン　軍監　職名、軍團戰時の編制及び鎭守府に置く、「ゲンダン」或は「チンジュフ」の各條に就て見よ、

グンカン　軍艦　名義　軍に用ふる船をいふ、又「イクサブネ」といふ、和名抄に、四聲字苑云、艦艤、漢語沙云、以久佐不禰、戰船也云々」、書紀に兵馬船と書せり（題解略）太古より天磐樟船、天鳥船等の船舶ありしかど其制知り難し、神武天皇崇神天皇の朝既に舟師を率ゐて征討せらるゝことあれど、また詳かならず、神功皇后三韓征伐の時、船舶を集めて兵甲を練ること見えたれば、是等を軍艦の始めとやいふべき、されど後世の如く武裝したるものにあらざるべし、齊明天皇の御宇、阿部比羅夫大船舶數百艘を以て蝦夷熊襲を征服し、文武天皇大寶の頃に大宰府に船艦を備へしむ、朱雀天皇天慶の亂に、博多沖にて海戰あり、これ我國にて海戰ありし始めなり、源平の世又船軍行はれて船艦を用ふ、室町時代の末支那の船舶を摸したるものありと雖も、是又普通船舶を武裝したるが如きものにて、特別の船艦にあらざるが如し、豐臣氏の時、征韓の役に備へんが爲めに、九鬼嘉隆に監督を命じて伊勢の海岸にて數百艘の兵船を造らしめて海軍を組織せり、紀國丸、濱速丸等の軍艦見えたり、江戸幕府に至り、慶長十四年諸國に令して五百石以上の兵船を毀壞せしむ、家光の時、寛永七年天地丸に乘船して操練し、漸々其制を見るに至れりと雖も、十三年鎖國政策を執りしより、關船荷船の別なく、五百石以上の船は皆破壞し、新に造る船は縱骨を用ふること、及び檣は二本以上を備ふることを禁じたり、前には五本檣にて二重底にし、一船に二三百人乘船し得べき造船術に進みたれども、此時より漸く沿岸を航し得る小船のみとなれり、故に嘉永六年大船製造を許すに至れるまで、江戸時代を通じて、軍艦と稱すべきものなく、只だ伊達氏の黑船（慶長十八年の製造、「クロブネ」參看）幕府の安宅丸（寛永十年の製造、「アタケマル」參看）水戸家の快風丸（寛文十一年の製造、「クワイフウマル」參看）に過ぎず、天保前後外國の船艦屢々來り、幕府防禦の煩に堪へず、海軍の必要を認め、天保二年薩船天地丸を改覆し、船舶を備へたり、九年水戸の德川齊昭、歐羅巴式に倣ひ、長二十間、幅六間二尺七寸の軍艦を造り、之を日立丸と名づけて海防の用に備へんとせり、これ我國鎖國後歐羅巴式の船を造りし嚆矢となり、嘉永六年歐洲人渡來後、幕府迷夢を一掃し、同年九月大船の製造を許可し、同時に日本古來の和船人に命じて、洋風コルヤット一艘、コルヤット一艘、蒸

英艦マヂェスチック戰闘艦（海軍圖說所載）

1 前檣　2 大檣　3 戰闘樓　4 信號桁　5 デリック　6 長旗　7 探海電燈　8 司令塔　9 烟筒　10 氣筒　11 主砲　12 副砲（側砲）　13 補助砲　14 露砲塔　15 砲塔壁　16 水線甲帶　17 防護甲板　18 衝角　19 艦首　20 艦尾　21 舵　22 推進螺旋　23 フラッケット　24 スタルン、チューブ

氣船五六艘を持ち來らしめ、また軍艦製造者をも連れ來らしめ、俄に製艦の法を講じ、諸侯に命じて、また促すものあり、こゝに今日の軍艦の始めなり、安政元年五月浦賀に於て英國船に倣ひ、鳳凰丸一艘を作り（長二十二間、幅五間、二本檣の船）同時に江戸越中島に於ても起工す、然れと造船の術を知らざりしが、同年十一月露國軍艦伊豆の下田に於て沈沒し、爲めに、日本の鍛工船工を使役して二艘の「スクーネル」船を造る、此時始めて西洋式の船を造る法を知るに至り、其後これに摸して二三艘の前檣船を造る、之を君澤形と稱す、安政二年和蘭王一軍艦を贈る、之を觀光艦と名づく、これ我國に於ける蒸氣船の嚆矢となす、三年長崎に造船所を設け、コットル船一艘を製造す、萬延元年咸臨艦米國に航海す、これ我が士官外國航海の始めとす、爾後幕府は勿論各藩の諸侯爭うて西洋形の船舶を採用せしを以て、數年を出でずして其數幾百艘の多きに及べり、海軍歷史に據れば、幕府の軍艦九艘、同諸船舶三十六艘、諸藩二十九家九十四艘とす、今幕府軍艦のみを示せば左の如し、

艦名	船形	砲	馬力	長	幅	深	噸數
觀光	蒸汽外車	六門	一八〇	二九・〇 間尺	五・〇 間尺	四・〇 間尺	—
咸臨	蒸汽內車	三	一〇〇	二七・〇	四・〇	—	—
幡龍	同	四	一〇〇	二三・二	三・三	二・二	—
朝陽	同	三	一〇〇	二七・〇	四・〇	—	—
富士	同	三	三八〇	三一・〇	五・三	—	一・〇〇〇
同天	外車蒸汽	二	四〇〇	三六・〇	五・五	—	七〇〇
開陽	蒸汽內車	二六	四〇〇	四〇・〇	六・三	—	—

明治時代に至り、其制從々備はり、戰闘艦（主戰艦若くは甲鐵戰艦とも云ふ、戰時に於て專ら敵艦を擊ち、砲砲を破る等攻擊力と防禦力とを具備す、二等あり、一等は排水量一萬噸以上、二等は一萬噸に達せざるものとす）海防艦（自國海岸防禦を主要の任務とす、喫水淺きを以て能く沿岸の淺水を利用して、敵艦を邀擊するに適す、甲裝と非甲裝の二種ありて二等あり、巡洋艦（戰時海洋を巡航して敵の運送船商船を奪ひ、或は其護衛艦を擊破するを主要の任務とす、又偵察通報及び運送船の護衛に從ふ、又甲裝巡洋艦は戰線に出づ、速力の迅きと石炭積量の多きは其特性なり、甲裝と非甲裝とありて、三等あり、一等は排水量七千噸以上、二等は三千五百噸以上、三等は三千五百噸未滿のものとす）砲艦（大艦の進航し得ざる所の戰闘に適し、船體輕小、運用自在なり、平時は重に領海殖民地及び自國居留地等の警備に任す、二等あり、一等は排水量一千噸以上、二等は一千噸未滿とす）通報艦（戰時敵情偵察、命令傳達等を主要の任務とす）水雷艇母艦（艦隊に隨從する航洋水雷艇に向て、水雷、炭水、糧食等を供給し、且つ其修理を爲すべき準備ある特製の軍艦なり）驅逐艦（敵の水雷艇を驅逐し、或は敵艦を擊擊するを主要の任務となす、水雷艇より更に大にして單獨に遠洋を航海し得べき艦なり）水雷艇（暗夜雨雪煙霧の時に乘じ水雷を以て敵艦を襲擊するを任務とす、薄き鋼板を以て極輕快に造られ、速力の迅きと、運用の自在とは、其特性とす、而して大中小の三等あり、大は航洋水雷艇にて艦隊に隨伴し、中は港灣防禦に適

	カガノカミ	內蒸汽
「スクーンウ」「ケールル」	同裝鐵	六
四	五〇〇	二八〇
	三〇・四	三〇・〇
	五・二	五・〇
	二・四	二・二
	七〇〇	五〇〇

し、小は艦船に搭載して目的地に運搬し得るものとす）・潛行水雷艇等の種類に分たる、船（フネ）巻貫（工藝志料、海軍歴史、日本帝國海上權力史講義、海軍圖説、法令全書、帝國軍艦帖）今左に明治二年、十年、二十年、二十九年、三十八年に於ける軍艦の名を示せば左表の如し、

年次	艦名
二年	東
	大阪
	快風
	富士山
	飛龍
	千代田形
	華
	飛龍
十年	東
	快
	春日
	攝津
	孟春
	高雄
	千早
	富士山
	進（第二丁卯）
	日乾
	行龍驤
	筑波鳳翔
	肇敏（第一）利根
	著龍淺間
	鷹清輝
	石川雷電
二十年	東
	日進
	筑春
	波日龍驤
	鳳翔孟春
	淺間清輝
	雷電迅鯨天城
	扶桑金剛比叡
	磐城（第一）同
	天龍筑紫浦海
	浪速高千穂大
	水雷艇四隻

年	
二十九年	富士（一七）
	扶桑（二七）
	比叡（三カ）
	殿島（一ル）
	浪速（二ル）
	和泉（三ル）
	淺間（三ル）
	八重山（ウ）
	天龍（三ル）
	武蔵（三カ）
	龍田（ウ）
	摩耶（二ホ）
	磐城（二ホ）
	鎮東（三ホ）
	鎮中
	八島（一七）
	千代田（一ル）
	松島（一ル）
	吉野（一ル）
	秋津洲（一ル）
	高千穂（一ル）
	須磨（三ル）
	筑波（三カ）
	筑紫（三ル）
	葛城（三カ）
	大和（三カ）
	天城（三ル）
	操江（二ホ）
	赤城（二ホ）
	愛宕（二ホ）
	鎮南（三ホ）
	鎮北（三ホ）
	鎮西
	鎮邊
	水雷艇八艘
三十年	朝日（一七）
	扶桑（二七）
	富士（一七）
	浪速（二ル）
	常磐（二ル）
	明石（三ル）
	笠置（二ル）
	秋津洲（三ル）
	千歳（二ル）
	日進（一ル）
	八重山（ウ）
	千早（ウ）
	筑波（二カ）
	清輝（二カ）
	初瀬（一七）
	八島（一七）
	敷島（一七）
	三笠（一七）
	磐手（一ル）
	橋立（一ル）
	高砂（一ル）
	和泉（三ル）
	出雲（一ル）
	吉野（一ル）
	千代田（三ル）
	八雲（一ル）
	松島（一ル）
	高千穂（一ル）
	須磨（三ル）
	吾妻（一ル）
	對馬（三ル）
	新高（三ル）
	春日（一ル）
	音羽（三ル）
	龍田（ウ）
	武蔵（三カ）
	大和（三カ）
	金剛（三カ）
	鎮遠（一七）
	金剛（三カ）
	平遠（一ホ）
	松島（一ル）
	吉野（一ル）
	秋津洲（一ル）
	明石（三ル）
	筑紫（三ル）
	高雄（三カ）
	海門（三ル）
	大和（三カ）
	操江（二ホ）
	赤城（二ホ）
	愛宕（二ホ）
	鎮北（二ホ）
	鎮邊

年	
八年	比叡（三カ）
	平遠（二ホ）
	操江（二ホ）
	筑紫（二ホ）
	鎮邊
	宇治（二ホ）
	伏見（二ホ）
	鎮西
	曙（ク）
	*曉（ク）
	東雲（ク）
	*陽炎（ク）
	速鳥（ク）
	朝霧（ク）
	△壹岐（七）
	△皐月（ク）
	海門（三カ）
	天城（二ホ）
	鎮東（三ホ）
	赤城（二ホ）
	磐城（二ホ）
	隅田（二ホ）
	鎮南（三ホ）
	雷（ク）
	速（ク）
	朧（ク）
	夕霧（ク）
	白雲（ク）
	霧（ク）
	春雨（ク）
	村雨（ク）
	△沖島（カ）
	水雷艇八十六隻
	豐橋（水母）
	*愛宕（二ホ）
	鎮北（三ホ）
	鎮中
	*大島（二ホ）
	鳥海（二ホ）
	摩耶（二ホ）
	電（ク）
	朧（ク）
	叢雲（ク）
	不知火（ク）
	朝潮（ク）
	春雨（ク）
	△石見（七）
	△見島（カ）

【備考】表中、（一七）は一等戰闘艦、（二七）は二等巡洋艦、（二ホ）は二等砲艦、（ウ）は三等海防艦、（ツ）は通報艦、（ク）は驅逐艦、＊印は、日露戰爭の時沈沒せしもの、△印は、日露戰役捕獲軍艦の符號なり、

グンカンフギヤウ　軍艦奉行

【同義語】江戸幕府の職名、軍艦の操練、及び大小船製造等の事を掌る、高千石の役にて、若年寄の所管に屬す、其下に軍艦取調役組頭ありて、取調役の組を支配し、高百五十俵手當七人扶持を給す【沿革】安政五年三月、目付鵜殿民部少輔をして、外警に備へんが爲め、軍艦に關する事務を掌らしむ、又同年に、講武所内へ軍艦教授所を設り、頭取一人、教授方出

役二十四人、取調方出役十七人、之に隸す、安政六年正月、始めて外國来行を置き、永井尚志を以て之に充つ、同年三月、軍艦操練所勤番組頭、及び勤番を置き、在職賞給を與ふる事各差あり、萬延元年七月、令して陪臣に至るまで、軍艦操練所に於て修業するを許す、文久二年七月、船手を廢し、從前船手預の船舶、及び船上乘役、同見習、水主同心等、軍艦奉行の所管と爲す、同年十月、軍艦奉行支配組頭を置く、慶應二年七月、軍艦操練所を改めて海軍所と稱す、同三年二月、軍艦役肥田濱五郎、伴鐵太郎を軍艦頭とす、同年七月、澤太郎左衛門を軍艦役並と爲す（官制沿革略史）

グンキ　軍旗

【名稱】戰陣に用ふる旗を云ふ、令制にては幡（旌旗の總名）と云ふ、將軍の載る所を纛幡、隊長の載る所を隊幡、兵士の載る所を軍幡と云ふ、後世は私に制し、大旗小旗あり、其旗の大小長短によりて名づく、現今は、陸海軍々旗に分る、陸軍には聯隊旗、海軍には軍艦旗を云ふ【起源沿革】景行天皇熊襲を伐ち給ひし時、周防の娑磨に至りしに魏帥神夏磯媛なる者、素幡を船舳に樹て降を乞ひしことあれば、此の頃既に戰陣に旗を用ひし事明なり、神功皇后三韓征伐の時又軍旗を用ひ給ふ、旌旗輝ゞ日と見えたり、次で齊明天皇の世、蝦夷の酋長に旌旗を賜ひ、天武天皇元年七月戰陣に用ひらる、文武天皇大寶元年に纛幡隊幡軍幡の制を定む、延喜以後大寶の制くづれ、天喜中源頼義、安倍頼時貞任を征する時、一丈二尺の幡を用ひ、後ち源氏は白旗、平氏は赤旗を用ひたり、文治五年九月頼朝藤原泰衡征伐の時、頼義の幡に倣ひて、一丈二尺の旗を作り、上方に白糸にて伊勢大神宮、八幡大菩薩、下に熊二羽を縫ひ、絹地に制したること吾妻鏡に見えたり、此時佐竹氏に屬に月を出したるを賜ひ、旗印とせし事見えたり、是より後諸氏旗の紋を付くる者漸く多くなれり、竹崎季長の繪卷物によれば、少貳氏は菱四ツ目、菊池氏は諸羽、島津氏は丸鶴に十の旗を用ひたり、後醍醐天皇の世、錦の御旗に日月を金銀にて打て著たるを將士に賜ひたり（日月の旗は委しく錦旗の條にあり）是より諸將士の日月の旗又各家の紋を用ふる者多く、就中源家の中黑の旗、上杉家の龍虎の旗等名高し、義政將軍の時、畠山政長同義就と家督を爭ひ、康正二年夏河内國にて戰ひし時、一族の旗同じく、敵味方分ち難きを以て、政長己が旗に乳つけ、竿にさしたり、時の人皆これに倣ひ、旗の制一變して後世の乃保利と稱する者となる、元亀天正以後には馬標等の物出でゝ來るに至れり、軍旗の制法は委しく軍用記に見えたり、今煩を避けて略す（書紀、令義解、吾妻鏡、平治物語、源平盛衰記、太平記、武家名目抄、軍器考）

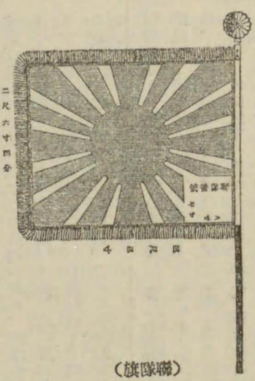

（聯隊旗）

○江戸幕府の末年海軍を造設するや、日の丸を以て軍旗と定む、明治維新に至り、三年海陸軍旗を制定せらる、陸軍旗は歩兵聯隊、騎兵聯隊に賜はる二種あり、更に常備隊と後備隊とに賜はるものとに分る、また大隊旗あり、常備歩兵聯隊の軍旗は、白色の絹地に赤の旭日章を染ぬき、周圍に金モルの緣を取り、三方に紫色の總を付け、紫色の緒と乳及び平環に依りて旗竿に附けられ、旗の右下隅に隊號を記す、旗竿は樫材を千段卷にし、黑漆にて塗り、竿頭に金色の三面菊花章をつけ、下には石突を着く、騎兵聯隊旗は、歩兵聯隊旗と其形を同じくし、少し小なり、後備聯隊旗は、常備軍旗と同形式にて、三方に附けし總は赤色なり、軍人の之に對するは御眞影に對すると同じく尤も尊崇す、竿頭の菊花は錦旗を意味し、之に逆ふものは朝敵にて、軍隊は此軍旗に抗するものに對して、生殺與奪の權を有す、軍旗は常に聯隊長室に納め、聯隊長は優秀なる少尉を選拔して旗手とし、保管せしむ、又別に聯隊中より豪膽にして機智あり、且つ學術技藝特に銃槍術（騎兵は劍術）射擊術に長ずるものを選出して旗護兵として、護衛せしむ、軍旗授與あらせらるゝは、尤も嚴肅なる儀式にて、多く東京諸隊には陛下練兵場に行幸あらせられ、隊前に御手づから授け給ひ、地方諸隊には旗手を出京せしめ、宮中正殿にて授け給ふと云ふ、明治七年一月廿二日目比谷練兵場にて近衛歩兵第一第二聯隊に給ひしを始めとす、海軍旗は、明治三年十月制定して、幕府の時と同じく國旗を軍艦に立てしむ、即ち白布紅

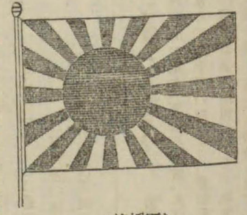
（軍艦旗）

（海軍旗）

日章なり、猶ほ此時將旗、護送船旗、水路嚮導旗、旒を定む、四年十一月改めて國旗と海軍旗とを分つ、海軍旗は白布に紅錨、紅山形二條、錨の環櫻花の狀となし、錨繩は黃となし、將旗以下も皆改めたり、六年十月に至り、更に改定せり、現今の軍艦旗は旭日章にして、陸軍旗と同じく神聖なるものなり、國旗(コツキ)參看(法令全書、東京朝日新聞)

グンキカウ 軍器考 本朝軍器考(ホンテウグンキカウ)を見よ、

グンケ 郡家 郡司(グンジ)を見よ、

クンコウフギャウ 勳功奉行 恩澤奉行に同じ(ホンタクブギヤウ)を見よ、

グンサウ 軍曹 職名、軍團戰時の編制の時に設く、又鎮守府に置く、「グンダン」或は「チンジュフ」の各條を見よ、

グンジ 郡司 **解釋** 國司の下に屬して郡内の政務を行ふ、その役所を郡家(クヤケ)とも郡院とも云ふ、大領(オホリヤウ)(コホリノミヤツコ)と訓む)一人外從八位上、小領(スケノミヤツコ)と訓む)一人外從八位下、清原時務に堪へたる者を以て補す、主政、主帳各三人、强幹聰敏書計に工なるものを以て補す、主政は郡内を糺判し、文案を審署し、稽失を勘へ、非違を察す、主帳は文案を勘(署し、公文を讀む、皆職分田(ヘ「ジキブンデン」參看)を給ふ、又書生、案主あり、然れども郡の大小によりて職員の數を異にす、下に示せば就て見よ **起原沿革** 孝德天皇大化二年國造縣主を廢して始めて諸郡を置き、國造を以て郡領となし、郡内の政務を執らしむ、雖略天皇紀に國司郡司の文あれども後世の追記にて、實際其當時ありしにはあらず、終身又世襲の任たり、然れども巡察使其他臨過先々を檢し旌賞ある事國司に同じ、外長上の官にて官位令に見えざれども、地方の政を委ねるにより、其任を擇ぶこと、史上に屢々見えたり、擇任の法は、元來譜第の者の中より、身材の能不を撰び、國司先づ擬して省に申す、式部の官人、更に口狀を問ひ、勝否を比校し、然る後に撰任したるを、天平勝寶元年二月此制を改めて、立郡以來の譜第重大の家を簡定し、寮字元年詔して無位の人は簡用ふる事ならしむ、寮字元年詔して無位の人は簡試に預らしめず、延曆十七年三月譜第の選を停廢し、藝業著聞し、郡を理むるに堪へたる者を採て之に補す、然るに庸才の賤下を用ひて門の勞上に處く、物情頗はざるにより 弘仁二年此制を改め、郡司の擬先づ譜第を盡し、若し其人なくば、才良の者に及ぶ事となせり、十三年十二月國司先づ初擬を申し、雜務を歷試して綾を底すべきを得ば、三年の後詮擬言上せしむ、良觀十七年國司の言上にあらざれば、父子相讓を許さゞらしむ、當時郡司闕あれば國司歷名を詮擬し、朝集使に附して上申し、讀奏(トクソウカ)の後、太政官の曹司廳へ國司及び擬人を召して、郡領に任じ、位に叙す、是を擬郡司と云ふ、宣命の儀あり、元慶七年十二月勅して郡司職を讓る事を止めしむ、延喜式部式に衛府の官より、郡司に任ずる事を載せたる條に、猶譜第を勘錄して擬文を奏すと見え、又符宣抄によるも、康保貞元の頃まで累代門地同姓の人を任ぜし狀見えたり、後世權門勢家庄園を立つるに及び、郡司は多く庄官となりて庄務を行ひ、郡司は有名無實となるに至れり(類聚國史、三代格、三代實錄、後紀、延喜式、東大寺文書、官職沿革略史)

(同郡)

大領	一人	一人	一人	一人	一人
少領	一人	一人	一人	一人	—
主政	三人	二人	一人	—	—
主帳	三人	二人	一人	一人	一人
書生	八人	六人	四人	三人	—
案主	二人	二人	二人	二人	—

クンジコク 君子國 唐人の我國を稱贊せし名、續紀大寶二年の條に、唐人云、海東有二大倭國一、謂二之君子國一、人民豐樂、禮義敦行、今見二使人儀容一、豈不レ信乎」とありて、古くよりいひ傳へられたり、後漢書倭國傳に、東方曰レ夷、天性柔順、易レ以道、御至有二君子不死之國一」とあり、

グンジソウサイ 軍事總裁 江戸幕府の職名、軍事に關するこを總べ掌る、元治元年二月、松平肥後守容保、京都守護職を解きて此職に補し、陸軍奉行、講武所奉行、大番頭、書院番頭、小性組番頭、騎兵奉行、步兵奉行、軍艦奉行、騎兵頭、步兵頭、持筒組頭、大砲組頭、槍奉行、新番頭、持弓頭、先手使番、鐵砲方、徒頭、小十人等を管し、進退指揮を掌らしむ(官制沿革略史)

グンジノシキブンデン 郡司職分田 職分田の一、諸國の大領以下に給するもの、輸租田なり、擬郡司には給せず、郡司に雜米の未進あれば、その職田の直を沒す、(郡司職田は輸地子田とす、職分田(ヘシキブンデン)の條參看(田制篇)

グンジノサンジン 軍陣三神 八幡大神、神功皇后、武内宿禰を云ふ、一說に、神功皇后を除きて道臣命とす、又一說に、魔利支天、大黑天、辯才天を云ふ、共に後世の俗說なり(眞文錄記)

グンジャ 軍者 軍法を謀る人を云ふ、今の參謀官の如きもの、眞文錄記に、軍者と云者は、古は大將の外に軍者別にはなかりし也、武田信玄家臣山本勘助より、軍者と云ふ事始る歟、何流彼流の軍法と云ふ事も近代の事也、と見えたり、

クンシャウ 勳章 **名稱** 勳功ある者に授くる徽章なり、勳功記章の義 **起原沿革** 古は勳位(クンキ)あれども、未だその章を附せず、明治時代に至り、始めて西洋の制を採りて之を制定し、文武の功ある者に授けらる、明治八年四月、勳一等より八等に至る勳等の賞牌及び其略綬を定む、今の旭日章(一等より六等まで)桐葉章(七等八等)是なり、九年十一月賞牌を勳章と改稱す、十年十二月、太政官達にて明治九年中欽定の大勳位菊花大綬章、大勳位菊花章の圖式を制定し、略綬をも改定す、二十一年一月勳章潤飾增設の詔勅ありて、次の如く增制せらる、(一)寶冠章、勳一等より勳五等(明治二十九年八等に定む)に至り、婦人の勳勞者に賜ふ(二)勳一等旭日桐花大綬章、旭日大綬章の上級とす(三)瑞寶章、勳一等より勳八等に至る、(四)大勳位菊花章頸飾、大勳位に叙せし者に賜ふ、二十三年十二月、金鵄勳章を創設せられ、功一級より功七級に至り、武功ある者に賜ふ、執も勳章を賜はる中に、其功の高下に因り、一時賜金及び年金を賜はることあり、若し勳章を外國の君主皇族に贈るには贈獻と稱し、勳位に叙せざれども、外國臣民には、贈與と稱して勳位に叙す、我國民にして外國勳章を佩綬せんとすれば、之を賞勳局に願出て、佩用認許の登錄證を得て後之を佩ぶ、二十八年八月勳章記章の製造、又は無賞格者佩用の爵則を定む、今勳章の種類を表示すれば左の如し(法令全書)

大勳位菊花大綬章
同 菊花章
旭日桐花大綬章(一等相當)
同 大綬章(二等)
同 中綬章(三等)
同 小綬章(四等)
同 雙光章(五等)
同 單光章(六等)
青色桐葉章(七等)
白色桐葉章(八等)
瑞寶章(自一等至八等)
金鵄勳章(自一級至七級)
寶冠章(自一等至八等)

グンジャウ 郡上城 **所在** 美濃國郡上郡八幡町○近世八幡城ともいふ **起原沿革** 承久の頃、東常綠の祖中務丞胤行、軍功により郡上郡の地を領す、降りて文明の初め、常綠、八幡城を築き住す、德川氏の時青山氏領して明治維新に至る、(ハチマンジャウ)參看(新撰美濃國志)

グンジャウノコホリ 郡上郡 **所在** 美濃國 **起原沿革** 文德天皇の齊衡二年閏四月、武儀郡を割きて之を置く **沿革** 延喜式群上に作る、和名抄に、郡上(グンジャウ)栗垣(クリガキ)安郡、和良等の鄕あり、拾芥抄、又群上に作り、古圖、寬知集、元祿帳、再び和名抄に復して郡上に作り、以後之に從ふ、郡名考「グンジャウ」と訓み、以後之に仍ろ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

グンシコイチラン 群書一覽 **卷數** 刊本六卷 **內容** 國書を類別列擧して、各書目の篇目大意を記す、三十年來涉獵したる群書中抄錄したるもの、記臆に存するものを記したるもの、極めて譏謗少く、古書の大意を知るに尤も便なるものにして、本邦國書解題の嚆矢なり、一卷に國史、神書、雜史、二卷に、記錄、有職、氏族、字書、往來、法帖、三卷に、物語、草子、日記和文、紀行、四卷に、撰集、五卷に、類聚、和歌、雜、撰歌、歌學、詩文、醫書、教訓、釋書、管絃、六卷に、地理、名所、隱棲、雜書類に分つ **構成** 巻尾崎雅嘉、享和元年の作にて、同二年六月刊行す(群書一覽)

グンシヨヨミ 軍書讀 講談師に同じ、軍事に關したる書を讀み談りて、人々に聽かしむるもの、講談師(カウダンシ)參看、

グンショヨル并ジユウ 群書類從 **卷數** 和本五百三十卷、六百三十五冊、目錄一册、近年經濟雜誌社にて活版に附し、洋裝十九册(總目次共)となす **內容** 我邦古今小册の書を集輯合刻したる叢書なり、其數一千二百七十三種にて、實に本邦の一大叢書の始めなり、類を分つて、神祇七十種、帝王三十六、補任二十七、系譜二十、傳二十一、官職八、律令六、公事五十五、裝束二十二、文筆三十四、消息二十一、和歌四百十、連歌九、物語二十、日記八、紀行三十九、管絃二十二、蹴鞠八、鷹十、遊戲十七、飲食十三、合戰六十三、武家七十七、釋家七十九、雜百七十八種とす、**構成** 塙檢校保己一、(ハナハホキイチ)參看)安永八年志を起し、漸次刊行して文政三年に至り成る(群書類從、群書一覽、溫故堂先生傳)

グンセイ 軍制 兵制(ヘイセイ)を見よ、

グンセン 軍扇 軍陣に用ふる扇、軍勢等を指揮するに用ふ **製作** 軍用記に、陣にもつ扇、長さ一尺二寸なり、地紙長さ六寸紙より下に出づるほれ六寸にする、骨は黑塗十二本さしほねなり、上骨には、ねこまをうけぼりにして、漆にて金箔を入る、上の方には其人の生年の八卦の形をうけぼりにして、漆にて金箔を入る、かなめの所には金にてしとゞめを兩方より入れて緒を手にぬき入る〜程にすべし、大方一寸二分、ふさは其外なり、ふさ一寸五分計なり、叶結にするなり、緒の色は其主の好みによるべ

し、紫燼かるべし、扇に折りて地紙の廣さ一寸二分になるなり、寸法は金の定なり、地紙のこと表の方地を白く、端々を紅に朱にて色どり、日輪を金箔にて置き、所々に金泥にてかすりを書くなり、是れをつま紅の扇といふなり、裏の方へは地を空地に紺青にて色とり、日輪九曜星を銀ばくにて置き、所々に銀泥にてかすりを書くなり、右は大將の扇なり、諸軍勢のもち扇は、表は前に同じ、裏には月輪七曜星を書く、銀泥にてかすりを書く事前に同じ、月輪は

半月の形なり、滿月の形をばかゝすといへり。**注釈**日の丸を軍扇に用ひたるは、源義家を始めとす、其扇は竹骨の長さ一尺一寸二分、十二本瑜石の鵞目あり、表は雲母地に薄紅なるに、日の形を金にし、裏は白き雲母地に銀の月形を出したるものなりと云ふ、是より源平將士たるもの多く用ひしと見え、愚管抄に、下野守義朝は悅で日出したりけり紅の扇をばら〳〵と使ひて云々」、源平盛衰記鷲尾一谷案内の條に、皆紅に日出したる扇を以て鷲尾にたび云々」、長門本平家物語屋島合戰の條に、皆紅の扇に日を出したるを枕にはさみて船の舳頭に立て云々と見えたり、其後は漸次行はれて戰時には欠くべからざる者となれり○軍用記に、元來軍中の扇を用ふる主意は、夏暑氣の時は勿論の事、常にも軍中にては働き强きゆゑ身熱する間、扇をつかひて熱をさまさゞれば堪へがたし、古は軍扇とて別に作る事なし、只常の扇を用ひしなり、繪樣なども定なし　古書に軍扇といふ事なし、然れども常の扇は損じやすき故、中古以來軍扇と名づけて別にこしらふ事になりたり、別にこしらふに付けて、繪樣なども定ある樣になり、扇の用ひ方も熱をさますに事は次になりて、さし引の用具と稱し、或はまじなひ、又は占などの道具となり、色さまざまの作法をこしらへ、祕事口傳などいふ事出來て、殊の外に尊く大事のもの、樣になりたるなり」といへり、

ケンタイ

裙帶　領巾と同じく中古女官の正服の裝飾具、唐衣、或は裳に取り添へて着用す、又「クタイ」とも云ふ、紫式部日記に、青色の無紋の唐衣、すそこの裳、ひれ、くんたいは浮線綾を櫨襒に染めたり云々」、北山抄女官禮服の條に、「其製紫綾、半合如三帳紐一兩端縫形、云々」とあり、案ずるに後世裳の引腰は當時の裙帶より變じたるものならん（安齋隨筆）○歷世服飾考に、裙帶は裙の紐なるべし、古は裙を用ひたるを、中古より裙を去て唯其紐ばかりを裙帶とて用ふるか、如何となれば、中古以前裳を載たる書には裙帶見えず、中古に至りて裙帶を載たる書には裙見えず、裙を略せるに依て、其紐を裙帶と裳に付たるなるべし、如何となれば大嵯に祖襲等の領ばかりを略して付る例有」と見えたり、

グンダイ

グンタイ

軍代　陣代（ヂンダイ）を見よ、

郡代　名義武家時代の地方官、もとは郡邑の代官と云ふ意にて、守護代の別名なりしが、後には轉じて、幕府より任命せられて、其地を管轄支配するものを稱するに至れり、又後には大代官ともいふ。**補説**室町時代には、守護代の別名なるを以て、專ら警衛を掌りしが、後には租稅を兼れ掌り、江戸時代には、租稅訴訟以下、總て民政を掌る、而して江戸時代には、代官も郡代と職掌全く同じくして、其管する區域の廣大なるもの、又は形勢の地に在るもの、或は大諸侯の附近に在るもの等は郡代と稱し、其他は代官と稱したり、御發記後錄によれば、支配地十萬石以上を郡代とし、以下を代官としたり、今江戸時代の代官は、便宜上本條に合せ述ぶべし、猶代官（ダイクワン）と、守護代（シュゴダイ）、郡奉行（コホリブギヤウ）等の條を見るべし○郡代代官の事務を所理するに、地方、公事方の二掛に分つ、然れども役員は高五六萬石の地を管するに、僅々拾七八名以下に過ざる少人員なれば、大概分課を設くるも、各自分擔事務のみを專にするを得ず、一方繁忙なる時は互に應援補助したりき、（甲）地方　地理、租稅、出納、帳簿等に關する諸務を掌る、其項目は、蠲治要略によりて示せば、（一）宗門人別帳を各村より差出させ、宗旨を改め、全管の家數人員を統計し、前年と比較增減を調査して勘定所へ上申す、（二）五人組帳を各村より差出させ、之を檢査す、（三）夫錢帳を各村より差出させ、檢了の上、奧書證印して下付す、（四）定免を出願する時は、許否を審査し、可と認むるものは、前々の稅額を斟酌し、多少の增租を爲さしめ、經伺の上許可す、（五）定免、年季明切替を出願する時は、檢査を遂げ、經伺の上許可す、（六）免上、本免入、免直、田畑、成、畑田成、潰地、損地起返其他增減租に係る土地を、實地臨檢す、（七）河川の堤防、用惡水の樋橋梁等にして、官營に係るものを修繕す、（但國郡に依り、勘定所直轄の地は勘定（役名）普請役を特派せしめ、監督履行す）（八）小物成、水車運上、質屋稼、冥加永等の雜稅を新に、又は年季切替を出願する時は、比隣障害の有無、稅額の多寡等を審査し、又は切替に係る多少の增稅を爲さしめ、經伺の上許可す、（九）官林及び官道の並木を保管し、損竹木あれば經伺の上拂下ぐ、（十）非常備として、各村郷藏に蓄積せる貯穀を巡檢す、（十一）酒造家を巡回して、常歷過無を監視す、（十二）巡水の時は、堤防橋梁の

（公事方）

防備を爲す、（十三）新田開發の成功せるものあれば、檢地の上反別及び石高を査定し、經伺の上檢地帳を村方へ下付す、（十四）荒地は、臨檢の上、高反別及び減租額を調査す、（十五）稻禾秋熟に際し、檢見取の村落を巡回し、坪刈の上登量を檢査し、地租額を定め、取箇帳を以て經伺確定す、（十六）割附を調製し各村へ分附す、（十七）租稅米金を收入し、江戸の金庫米廩、其他定むる所の各地倉庫に回漕送納す、（十八）貸濟目錄を調製し、內米金收納の時々交付せし小手形と引替、各村へ下付す、（十九）天變地妖に罹り、家屋を失ひ、凍餒に迫る窮民あれば、急速各村の郷藏を開き、貯穀を分配し、尙法則に依り、夫食料、農具代、年賦貸與等を經伺の上施行す、（二十）鰥寡孤獨の救恤、孝子、貞婦、義僕の褒賞、養老賜米等を經伺の上擧行す、（乙）公事方　警察裁判等に關する諸務を掌る、其項目は縣治要略によりて次に示す、（一）管下人民の風紀を矯正し、博奕、隱賣女、芝居興行の類を警戒す、（二）管下人民を保護し、凶賊博徒等を逮捕し、審判の上經伺し、之が所刑を行ふ、（三）利害顯（說諭）公事出入（訴訟）を審判し、經伺の上裁決し、若くは內濟（和解）を許す、（四）前項の訴訟類にして、六ヶ月以上に亘り、決定せざるものは、其事由を具し、公事方勘定奉行に屆出、以後每六ヶ月に濟否を屆出づ、（五）變死人、負傷人、及び出火等ある時は、檢使（手附手代）を派出糺彈せしめ、具申し、又は經伺の上處斷す、（六）賭博犯にして稍輕く、敲（五十敲百敲の二あり、玆には笞五十に行ふを云ふ）に當るものを專斷す、（七）欠落（逃亡）は、尋方を親類村役人に命じ、刑事等に關せざるものは、三十日宛六切合百八十日を經過し、尋出ざるときは、人別帳即ち戶籍を除却し、刑事等に關するものは、普通六期を經たる後、永尋と唱へ、無期の尋方を命ず、（八）火盜勘當帳外を請ふものあれば、其事情及び本人の行跡を糺明し、之を許否す、（九）獵師及び山獸野禽除害に備る鐵砲を所有せんことを請ふものは、之を許否す、（閏）以上常務の外、特に命ぜらゝ臨時の用務は、（一）諸侯の堤郭、井に領地及び旗下采地の授受を爲す、（二）川々國役金を徵收す、（三）勅使參向、將軍家上洛、日光社參、慶事、葬儀、法會の如きことある時、其一部の諸賄及び雜用物品雇人夫の配置等を取扱ふ、（四）將軍家の佛事に係る貧民施行米を分與す、（五）管下に暴動起り、竊盜を極め、郡代代官の自力に餘る時は、近傍諸侯に交涉し、出兵鎭壓す、（六）平時は將軍家放鷹鹿狩等、又出火等の際、糧食の焚出、戰時は行軍露營等都て兵糧及び軍器を掌る。**補説**室町時代は其制詳かならず、今專ら江戸時代にて說くべし、本職は勘定奉行に隸屬す、但し京都代官の小堀氏は京都所司代に、同兩角倉氏木村氏は京都町奉行に、長崎代官の高木氏は長崎奉行に屬し、幕末の關東三郡代は特に老中に直隸したり、然れども租稅は總て勘定奉行の管理に屬す、郡代代官は目見以上の士を以て任命し、年功によりて布衣に進めらる、幕末關東三郡代は特に諸大夫に列す、郡代代官の下に手附、手代、書役、地役人あり、手附（手代）は代官所によりて人數を異にす、郡代代官の命を奉じて事務を取る、代官等轉役又は死去せし時は一時休職とし、假に勘定所詰請役元締進退を命ぜられ、新任の代官又は他の代官に附けらる、皆幕臣にして、諸代席手附、抱席手附の兩種あり、諸代席は祖先以來幕府に奉仕せし家柄にて、世襲職とす、後には他役小普請組より郡代代官の推薦により手附出役に任ぜらるゝを得たり、數代勤續のものは直に手附に轉ず、抱

（代官）

席は、新に抱入て臣籍に列し、一代限り仕ふるものを云ふ、本人死去退隱の時は席代と稱し、餘人を補缺す、然れども多くは本人の子孫を以て補缺とするを以て、自然に世襲となれり、又手代の中優秀年功あるもの、郡代代官の請願により新に抱入となり、二十俵二人扶持を給ひ、手附とす、手附を任ずるは郡代代官の申請により勘定奉行之を專命し、格式授與其他重きものは、同奉行より老中へ經伺の上任ず、手附出役にして、原籍あるもの、家督相續は其頭支配にて任ず○手代、郡代代官に附從して事を行ふ、幕臣或は郡代代官の家臣にあらず、唯幕臣にして、郡代代官の經費中より給料を受く、郡代代官轉役又は死去の爲め、一時手代の勤務を失ひたる時は、元手代或は手明と稱し、他の代官又は新任代官の採用を待つなり、手代の功勞顯著なるものは、特に勤役中普請役格を授らる、郡代代官の推薦により勘定奉行之を命ず、尙衆に秀れ特殊の功蹟あるものは、幕臣に列せられ、新規抱入となること、手附の條に述べたるが如し、往時の郡代代官は大祿なりしを以て多く家臣を使役して、別に手代を置かざりしが、小身の代官は各地方の人民子弟等より事務老練なるものを撰び、手代として任用したりしものが、後には常置のものとなりしなり、而して此等各地の手代が、江戸に出で、手代となるには、町人の保證によりて始めて就職す、是を町受と稱す、手附、手代は、自己の資格は全く異なるも、職務上に差等なし、席次も勤續の年數、採用の遲速、執務上の優劣等によりて、郡代代官にて定む、故に手代にて上席を占め、手附にして下席に列する場合あり、この手附手代の首席者を元締と稱し、次を加判とし、此の二者を事務分擔の首領とす、元締は、勘定所に伺ひの上、加判は之

を專命す、幕末に至り、關東に高級の三郡代を置く（役實）に及びて、手附、手代を關東在方役と稱す○書役、手代の嗣子をして事務見習を命じ、熟達するに從ひ、勘定所へ伺の上書役に命じ、尙進て手代となるなり○關東取締出役、八州廻とも稱す、關東八ヶ國幕府料地并に諸藩領分の內、水戸領を除く外、旗下の知行所社寺領等の別なく巡廻し、警察逮捕のことを掌る、公事方勘定奉行直接の命令の下に服務すれども、手附手代等より撰補するものにして、郡代代官に附屬ぜり、人數二十一人なり○論所地改出役、評定所に出勤して、爭論地を臨檢し　又は之等に關する事務を掌る、服務撰補附屬は一に取締出役に同じ、人數十人○地役人、國郡に依り、鑛山堤防米廩其他の（人役地）兼務を帶る者を總稱して云ふ、郡代代官轉免の時と雖も、手附手代の如く、一時休職又は從伴移轉することなく、各其地に土着し、執務するものなり、役名は下の表に見ゆ○郡代代官の任地に在る居所を本陣（本）、其公務を取扱ふ處を役所と云ひ、屬吏の寄寓する家屋を小屋（屋敷）、又は長屋と云ふ、之を總稱して、陣屋と稱す、蓋し戰時の名の殘れるならん、江戸附近を管する代官は、馬喰町役宅（世俗郡代屋敷と云ふ、今の日本橋區馬喰町四丁目の西の方に在り、邸地八千餘坪にして、代官の住居、及役所の外貸付及鷹野等の事務所ありに住居し、江戸市街に接する郡村を管す、之を俗に地同と稱し、其役宅に住居せざるを外地同（囲地）と稱す、稍遠距離の管地にして陣屋なきは、各自府下の私邸に於て執務し、又任地には屬吏のみを移住せしめ、代官は常に江戸に在りて、檢見其他重要の事ある時、任地に赴くものあり、併せて之を在府と云ひ、世襲代官は其任地の陣屋に屬吏と共に在り（備考）て執務す、之を在陣と云ふ、任地あるものは任地を本廳とし、江戸の私邸に支廳を置く、之を留守居役所と稱す、新に郡代代官拜任の時、（馬喰町役宅住居を除く）御役拜借と稱し、所定の金額年賦を以て借下げ、私邸に役所及詰所（人民を出頭せしむる所）假宅（留置所の類）等を設け、屬吏を分置して勘定所を始め、他の諸役所の交渉其他一般の事務を處辨す、陣屋及諸建物の營繕及修繕等は、寬延以後は民費とす、其創建に係る建坪貳百參拾坪を超え、及大破の修繕等は、特に勘定所の裁可を請ふ○郡代代官の職務に要する手附の手當、手代の給料を始め、諸般の用途に充つる一切の經費を、諸入用と云ふ、往古は各郡村の（用入）正租米金の額に應じ、口米金と稱し、米は本石壹石に三升、金は本永壹貫文（今の一圓）に三拾文（其國により差違あり）を賦課し、之を經費として下附せられたりしを、享保十年より之を廢止し、管轄地の石高に依り、諸入用と稱し、別途に支給すること、爲れり、但諸藩諸家の預り所と唱へ、管轄せしむるものは、舊制を改めず、口米永を下附して經費に充つ、諸入用は金と扶持米との兩種を以て支給す、扶持の壹人分は一日玄米五合とす、初任五萬石高代官は、同高に對する諸入用金五百五拾兩、七拾人扶持とし、管轄高を增加するに從ひ、每一萬石に金五拾兩、拾人扶持を增給す、但し遠近に依りて差等あり（地原法令）其始め詳かならず、季瑆日錄寬正元年八月十七日の條に、郡代郡小代官等の名見えたるは古く見えたるもの、一なり、大永八年十二月には、三好氏鹽田若狹守を山城郡代とし、武田氏津經氏最上氏秋田氏等何れも郡代を置きたり、天正十年德川家康甲斐を略するや、成瀨吉右衞門尉、日下部兵衞門尉を甲州郡代と定めたり、天正十八年關東に入るに及びて、伊奈忠次を以て、關東の代官とす、是れ後の代官の始めなり、忠次の祖先は三河の人、累世德川氏に仕へ、牧民の職を盡す、嘗て三河奉行たり、德川氏關東に入るに及び擧げて此の重職を授けたり、關ヶ原役功を以て備前守に任じ、一萬石を賜はり、甲斐代官を兼ね、忠次精勵疏水墾田に巧にして、常に八州を巡視し、訟獄公平にして、民皆喜ぶ、子忠政亦命名あり、弟忠次亦代官となり同じく命名あり、武州赤山地七千石を受く、其子忠勝伊豆の代官となり、二家の子孫郡代代官となり、代代職を奉す、寬政の初め忠高罪あり、是より關東郡代は勘定奉行の兼官となりしが、寬政四年郡代の管割地を、代官五人をして分治せしめ、先に沒收せし伊奈邸を郡代屋敷と稱し、三名の代官をして居らしむ、飛驒郡代は金森氏所領を沒收せし後を受けて、置きしものなり、西國郡代美濃郡代（美濃奉行の改名）は共に寶曆九年二月置く、幕末に至り關東に三郡代を置き、領內の鎭撫を謀れり、今次頁に慶應三年の調に掛る郡代を表にして示す、猶支配高の事は、天領（テンリヤウ）の條に述べたれば、就て見るべし（武家名目抄、舊幕縣治要略）

ゲンダイ　郡代　陣代（ヂンダイ）に同じ、

ゲンダイキン　郡代金　江戸時代、馬喰町御用屋敷の貸付金をいふ、郡代（ヂンダイ）の條參看すべし、

**ゲンタウ　郡稻　王朝時代官稻の一種、田租雜色官稻とも云ふ、諸國の郡費雜用に充つ、故に雜稻とも、革、羽毛、錦、罽、羅、綾、紬、綾、香藥、彩色、服色、器用及び諸珍異の類は皆此稻を用ひて辨ず、大嘗會に、「凡土毛臨時雜物用者、並進」、當國時價、價乃至數の如し、と見えたり、元朝天皇御朝五穀豊饒の祭に、諸國の郡稻の內、

郡代代官（△印世襲）			職名	人名	兼役	職役（□印世祿、（）內役料）	役高	支配地	役所所在地（×印役宅、●印屋敷、△印出張陣屋）	支配役人數	地役人
關東代官	伊豆代官	江川太郎左衞門	甲斐代官	增田安兵衞	鐵炮方、小佛關所、品川新宿貫目改所、相州荒川番所、浦賀藏掛、大森町打場、城ヶ島鹽屋掛	百五拾俵（三百俵）	百五拾俵	武藏　相模　駿河　伊豆　井島々	×江戸馬喰町	江戸詰二十二、品川貫目改所一、	
今川要作			甲斐代官	安藤傳藏		百五拾俵	百五拾俵	武藏			
			甲府代官	小笠原甫三郎	藏奉行	百五拾俵（貳百俵）	百五拾俵	甲斐	△石和　谷村	江戸詰八、市川詰十二、谷村詰六、石和詰十二、	鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、相州荒川番所番一、小佛關所番六、大森町打場定番一、浦賀藏番一、
			駿府代官	中山誠一郎	駿府藏番	百五拾俵（三百俵）	百五拾俵	甲斐	市川	江戸詰九、市川詰十二、	
			遠江代官	田上寬藏	鹿島、東上、細川分一番所	二百二拾八俵貳斗	四百俵	遠江　三河	甲府	江戸詰十二、甲府詰十三、	
			近江代官	△多羅尾主税		千五百石		駿河　遠江	△東海道島田	江戸詰八、駿府詰九、島田詰四、	
			美濃郡代	岩田鍬三郎				遠江　三河	△三河赤坂	江戸詰十、中泉詰八、赤坂詰四、東上詰一、細川詰一、	
			近江代官	石原清一郎		二百俵	百五十俵（金八拾兩、拾五人扶持）	近江　山城　河內　伊勢	●東海道四日市	江戸詰十四、笠松詰十四、	預同心二十一、大津藏番三、湖上船改下役三、
			近江代官	內海多次郎	堤奉行、廻船方	百五拾俵（金八拾兩、拾五人扶持）	百五拾俵	近江　大和	×近江大津	江戸詰十、大津詰十三、京都詰一、草津貫目改所一、	
			大阪代官	齋藤六藏	堤奉行、廻船方	百五拾俵（金八拾兩、拾五人扶持）	百五拾俵	攝津　河內　和泉	×大阪鈴木町	江戸詰十三、鈴木町詰十三、	
			大和代官	中村勘兵衞	堤奉行	百五拾俵	百五拾俵	攝津　河內	×大阪谷町	江戸詰八、谷町詰十六、	
			京都代官	角倉與一	淀川過書船支配	二百俵（高知行代加茂川高瀨船拜領之）	百五拾俵	大和　河內	五條	江戸詰十、五條詰五、	
			京都代官	木村宗右衞門	過書船支配、入木山支配	二百石	大和　河內	×京都二條河原町	江戸詰三、京都詰五、高瀨船掛十二、	江戸詰三十一、金方三、御所掛二、定御修理方二、藏方三、江戸詰二、京都詰二、	
			京都代官	角倉伊織	京都堤奉行、山城大川筋普請掛	二百俵（高地行代殊遠川高瀨船場拜領之就於人扶持）	山城　河內　大和　丹波　和泉	×京都二條	△京都嵯峨	江戸詰三、京都詰四、	
			京都代官	小堀數馬	禁裏御所方御用、山城大川筋普請掛	百五拾俵（金八拾兩、拾五人扶持）	百五十俵（金八拾兩、拾五人扶持）	攝津　河內　和泉	×京都大佛町	江戸詰三、京都詰四、	
			大阪代官	齋藤六藏	堤奉行、廻船方	百五拾俵（金八拾兩、拾五人扶持）	百五拾俵	攝津　河內　和泉	×大阪谷町	江戸詰八、谷町詰十六、	
			近江代官	內海多次郎	堤奉行、廻船方	百五拾俵（金八拾兩、拾五人扶持）	百五拾俵	近江　大和	×近江大津	江戸詰十、大津詰十三、京都詰一、草津貫目改所一、	
			近江代官	石原清一郎	堤奉行、大津町奉行、草津貫目改所	百五拾俵（金八拾兩、拾五人扶持）	百五十俵（金八拾兩、拾五人扶持）	近江　山城　河內　伊勢	●東海道四日市	江戸詰九、信樂詰三十、	
			近江代官	△多羅尾主税		千五百石	四百俵	美濃　伊勢	△同下川邊	江戸詰十四、笠松詰十四、	堤方役十四、
			美濃郡代	岩田鍬三郎				美濃　伊勢			
			遠江代官	田上寬藏	鹿島、東上、細川分一番所	二百二拾八俵貳斗	百五拾俵（三百俵）	遠江　三河	△三河赤坂	江戸詰十、中泉詰八、赤坂詰四、東上詰一、細川詰一、	
			駿府代官	中山誠一郎	駿府藏番	百五拾俵（三百俵）	百五拾俵	駿河　遠江	△東海道島田	江戸詰八、駿府詰九、島田詰四、	
			甲府代官	小笠原甫三郎	藏奉行	百五拾俵（貳百俵）	百五拾俵	甲斐	甲府	江戸詰十二、甲府詰十三、	
			甲斐代官	安藤傳藏		百五拾俵	百五拾俵	甲斐	市川	江戸詰九、市川詰十二、	
			甲斐代官	增田安兵衞		百五拾俵	百五拾俵	甲斐	△石和　谷村	江戸詰八、谷村詰六、石和詰十二、	
	伊豆代官	江川太郎左衞門			鐵炮方、小佛關所、品川新宿貫目改所、相州荒川番所、浦賀藏掛、大森町打場、城ヶ島鹽屋掛	百五拾俵（三百俵）	百五拾俵	武藏　相模　駿河　伊豆　井島々	●伊豆韮山　△東海道三島	江戸詰二十二、韮山詰十六、	鐵炮方附二十、鐵炮方組同心三十、相州荒川番所番一、小佛關所番六、大森町打場定番一、浦賀藏番一、

郡代代官 △印世襲	職名	人名	兼役	職	役高	支配地	役所所在地 ×印役宅 ●印屋敷 △印出張陣屋	支配役人数	地役人
關東代官		佐々井半十郎	木所、深川道敷掛、金町、松戸、市川、小岩關所、小菅納屋鷺野掛、千住貫目改所	△二百俵（貳拾人扶持）		武藏下總	×江戸馬喰町	江戸詰二十二、千住貫目改所一、	金町、松戸、小岩、市川關所番十、小菅關内定番一、
關東代官		松村忠四郎	板橋貫目改所、鷺野掛	百五拾俵（三百俵）		武藏	在府	江戸詰二十二、板橋貫目改所一、	
關東代官		大竹左馬太郎	房川渡、中田關所、鷺野掛	二千石		武藏下總	×江戸馬喰町	江戸詰十九、	房川渡、中田關所番四人、
關東郡代		木村甲斐守		二千石		武藏上野	△同足尾銅山、上野岩鼻	江戸詰十一、岩鼻詰十五、	
關東郡代		河津伊豆守	下總小金、房州嶺岡牧場掛	二千石		安房上總下總	下總布佐	江戸詰十八、	
關東郡代		小栗下總守				未定		未定	
關東代官		福田所左衛門		百五拾俵		下總常陸	在府	江戸詰二十二、	
關東代官		北條平次郎		百五拾俵		下總常陸	在府	江戸詰十七、	
關東代官		山内源七郎	今市藏掛、宇都宮貫目改所	百五拾俵		下野	△眞岡、東郷	江戸詰十二、眞岡詰十二、東郷詰十二、宇都宮貫目改所一、今市詰一、	
關東代官		小川達太郎		百五拾俵		安房上總	在府	江戸詰十三、	
陸奥代官		多田銑三郎		百五拾俵		常陸陸奥	△同淺川	江戸詰八、塙詰四、淺川詰二、	
陸奥代官		黑田節兵衛		百五拾俵		陸奥	桑折	江戸詰九、桑折詰七、	
陸奥代官		森孫三郎		△二百俵		陸奥	小名濱	江戸詰五、小名濱五、	
出羽代官		山田佐金二		△二百俵		出羽	柴橋、寒河江、△大石田	江戸詰八、柴橋詰六、寒河江詰四、	半田銀山方役人組頭二、同見習二、同平役十五、穿床屋番八、銀見役一、吹分師二、灰吹師三、山廻足輕四、下村横目付十、
信濃代官		松本直一郎	道分貫目改所	百五拾俵		信濃	△中野、條、△御影	江戸詰七、中野詰五、御影詰四、道分貫目改所一、	大石田船改番一、
飛驒郡代		新見内膳				飛驒	△飛驒高山、越前本保	高山詰九、本保詰八、	山林掛地役人頭取九、同地役人二十四、同地役人見習十三、
越後代官		大草太郎左衛門		百五拾俵		越後	△水原町	江戸詰五、水原詰十、	

越後代官	篠本信之助	百五拾俵		越後	△水原町	江戸詰五、水原詰十、			
丹後代官	宮崎逢次郎	百五拾俵		丹後	但馬	江戸詰七、久美濱詰八、			
備中代官	櫻井久之助	百五拾俵		備中	備中倉敷	江戸詰八、倉敷詰九、			
但馬代官	横田新之丞	百五拾俵		美作	△同笠岡	江戸詰二、笠岡詰二、			
石見代官	鍋田三郎右衛門	二百二拾八俵		但馬播磨	美作	江戸詰八、生野詰六、			
西國郡代	△窪田治郎右衛門	四百俵		備中備後	備後	運上藏役五、口、奥藏役六、直入役五、見廻役二十、口役十六、地方見習五、銀山方見習四、惣門番一、朱封印役、銀山附役人組頭五、同役人二十六、同心木屋頭三、同心二十八、同小間頭二、同中間二十一、			
長崎代官	高木作右衛門（長崎奉行支配）	百五拾俵		石見	△備後上下	江戸詰三、大森詰五、上下詰三、			
				豐後日田豐前四日市日向富高肥後	豐後	江戸詰十、日田詰十、四日市詰二、富高詰二、天草詰四、			
				肥後	肥前	江戸詰三、長崎詰十四、			

軍となし、軍毎に將軍、副將軍、軍監、軍曹、錄事を置き、三軍を總ぶる毎に大將軍一人あり、大將軍出征して、軍に臨み寇に對する時、大綬以下軍令に從はざるか、糧留の事あらば、死罪以下其專決を聽ろす、還るに狀を具へて官に申す、大將軍出征には必ず節刀を授く、軍擧らば直に官に收めて家に宿するを得ず、此の一切諸兵を校練徵發する政を兵部省にて掌る、今左に其編制及び配置の表を擧げて參考に供す、但し配置は栗田博士軍團考によりたるものにして、舊記に其名の見えたるものゝみなれば、もとより悉皆にあらずと知るべし、

第一表（編制）

【平時】

團名＼人員	大綬	少綬	校尉	旅帥	隊正	主帳
大團	一人	二人	五人	十人	二十人	一人
中團	一人	一人	三人	六人	十二人	一人
小團	—	一人	二人	五人	十人	一人

グンダン　軍團　名義　王朝時代、諸國に配置したる軍營、今の師團に似て規模の更に小なるもの。

非常の防禦に備へたるものにして、戎具を充備し、弓馬を調習し、陣列を簡閱す【編制及職員】

（人員七百）衛士、邊防の處に行きて戍となる者を防人と云ふ、國毎に旅帥一人、百人毎に校尉一人、千人以上を大軍團とし、大綬一人少綬二人、六百人以上を中軍團と稱し、大綬少綬各一人、五百以下を小軍團と稱し、綬一人にて之を統率す、團毎に主帳一人を置く、大少綬は部内の散位勳位若は庶人の武藝稱すべき者を取り、校尉以下は庶人の弓馬に便なるもの、主帳は書算に工なるものを取る、一隊毎に騎兵、歩兵あり、又强壯の者二人を定めて弩手とす、軍團中より京に上りて皇城を宿衛する者を毎に旅二面（軍綬司る）、大角二口（校尉司る）、小角四口（旅帥司る）を置く、職時には大中小團を合せて一

グンダン　郡稻　郡稻缺乏して給用の日廢闕を致すことあり、國の大小に准じて大稅を割き、以て郡稻に充て、出擧して利息を通じ其用に充てしめ、自今以後永く恒例となさしむと云へり、雜稻の目は、諸寺料、文殊會料、修理府官舍料、修理驛家料、驛子稟料、修理池溝料、堤防料、道橋料、俘囚料、救急料、藥分料、悲田料、施藥院料、官牧馬牛の直、占市牧牛の直、交易蜀の直、勅旨御馬の秣料、同く繫飼御馬の秣料、勅旨莊、御稅の交易料、大學寮料、學生料、三島神料、月山大物忌神祭料、大和大國魂神祭料、健兒稟料、兵稟料、衛卒料、鑄錢司俸料等にして、就中國分寺、文殊會池溝救急等の料は、正稅公廨と共に、諸國大概定め置く所、自餘は、國に隨て有無同じからず、何れも出擧して利を收るを得、延喜式に出擧する雜稻の名委しく見えたり、「ソヒィ」參看（令義解、續紀、大日本租稅志、日本財政史）

【戰時】

人員	將軍	副將軍	軍監	軍曹	錄事
大將軍 一人	大軍 一人	二人	二人	四人	四人
中軍	一人	一人	一人	四人	二人
小軍	一人	一人	一人	二人	二人

大軍一萬人以上、中軍五千人以上九千人以下、小軍三千人以上四千人以下、

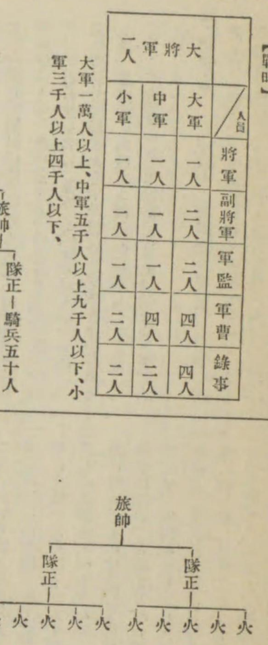

第二表（配置）

國名	國名	國名	國名	國名	國名
【畿內】					
山城	乙訓	河內	志紀	伊賀	阿拜
大和	高市	攝津	西成		
【東海道】					
伊勢	鈴鹿	駿河	安陪	安房	平群
尾張	中島	甲斐	八代	上總	市原
三河	寶飯	相模	餘綾 大住	下總	葛飾
遠江	豐田	武藏		常陸	茨城
【中山道】					
近江	栗本	美濃	不破	信濃	筑摩
上野	群馬	下野	都賀		
【北陸道】					
越前	丹生	能登	能登	越後	蒲原
加賀	能美	越中	射水		
【山陰道】					
丹波	桑田	伯耆	久米	隱岐	周吉
丹後	加佐	出雲	意宇 熊谷 神門		
但馬	氣多				
因幡	法美	石見	那賀		
【山陽道】					
播磨	飾磨	備中	賀夜	周防	佐波
美作	苫東	備後	葦田	長門	豐浦
備前	御野	安藝	安藝 佐伯		
【南海道】					
紀伊	名草	讃岐	阿野	土佐	長岡
阿波	名方	伊豫	越智		
【西海道】					
筑前	御笠	肥後	益城	日向	兒湯
筑後	御井	豐前	京都	大隅	桑原
肥前	小城 基肆	豐後	大分		

紀原治華 孝德天皇紀大化元年に、於二閑曠之一所一起二造兵庫一、敢二聚國郡刀甲弓矢一、邊國近與二蝦夷一接境處者、可レ盡二數集兵而猶假二本主一」とあるに起り、文武天皇大寶元年始めて其制を定む、後ち奈良朝の末に至りては、國司、軍毅等軍兵を使役し、徒に公費を耗するの弊を生ぜしかば、桓武天皇の延曆十一年敕して陸奥、出羽、佐渡及び太宰府等邊要の地を除く外は、悉く諸國の軍團を停廢し、更に健兒の制を設け、これをして府庫、兵庫を守衛せしむ、爾來諸國の兵士、衞府官等何れも尻弱にして用に足らざるに至り、其權捻非違使に移れり、貞觀以後武備益々弛ぶ、次で武家興起し守護地頭勢力を得るに至り、此制も全く廢せられたり（令義解、三代格、續紫國史、職原抄、兵志、軍團考）

グンダリミヤウワウ 軍荼利明王

佛教にて五大尊明王の一、南方に居す、八臂の怒相を表はし、一切阿修羅諸惡鬼を降伏す、水地に虛空藏菩薩なり、或は觀音と云ふ、梵語に阿密哩多（クンダリ）軍荼利と云ふ（尊容抄、佛教いろは辭典）

グンチユウシヤウ 軍忠狀 軍功を朝廷幕府もしくは首將等に注進言上する文書をいふ、大概奉行又は大將檢閲せし記に、其首に一見了の三字及び花押あり、故に一見狀とも云ふ、文例左の如し、

後醍醐天皇元弘三年播磨大山寺衆徒軍忠狀（播磨大山寺所藏）

一見了（花押）

注進

依レ賜二大塔二品親王 令旨一、播磨國大山寺衆徒等自二去淵二月十五日一致二合戰忠一、抽二御所禱實一事、

一當寺長日不斷藥師如來供養法、

一攝州小平野兵庫島合戰、二月十五日（朝度）、

一同廿三日尼崎合戰手負、（實名 時教、大輔）

一同廿四日同國坂部村合戰打死、刑部次郎、（實名 安寬）

一摩耶山合戰、三月一日 打死兵衞三郎、（實名 友重）

一京都合戰同十二日打死大夫房、（大將 實名 源政）肥後、（實名 有國）

同日手負民部（實名 兵部了慈）少輔（實名 圓節）丹後（實名 心敬）

一摩耶山城于今警固

右今年二月廿一日參賜二 令旨一之間、自二赤松城一始、於二所々一致二度々合戰一畢、仍注進如レ件、

元弘三年五月十日

差上御奉行所

クンテン 訓點 【名義】漢文を飜譯して讀む便宜上、其文字の傍につくる「カヘリテン」及び振り假名を云ふ【沿革】王仁來朝して始めて漢籍を我國人に教へし時にあるべしとの說あれども、當時王仁は如何にして教へたりしや明かならず、後世和讀と稱し、文字を顚倒して讀むことは吉備眞備に始まると云へども、之れ又確かならず、其助詞の符號を錄せる物を點圖と云ふ（「テンヅ」を見よ）點は古昔甚だ貴重せしが、連に通じ難く、讀書の際甚だ不便なるを以て、後には直に一二三上下等と記する事起りて、一點圖漸く廢せらる、從來經書の點には明經家等の點を用ひたりしが、後世朱學の傳來するに及びて、桂庵文之等先づ其說に依て之を點し、次で藤原惺窩（嘉點と云ふ）林道春（道春點）等相繼で之を改訂せしより、群籍の點本漸く多く出でゝ、遂に上木の漢籍には殆ど無點のものなきに至れり（訓點復古、授業編、文教溫故）

グンバイウチハ 軍配團扇 大將の持ちて、軍配をするに用ふる團扇、軍用記に、團扇は形丸し、徑りかれの尺にて八寸二分なり、中の所は上下共に五分丸みを内へ入る、薄きいため革二枚にて合せ、まはりを縫ひ、柄をさしたる所の兩方をも縫ふべし、細き革にて縫ふなり、柄は鐵なり、長さ一尺三寸、厚さ一分五厘、廣さ七分、柄の末は羽の外へ五分出づ、先を丸くする、木の方は徑一寸程丸くして、其内に穴をあけ、緒を通し、柄は黑く漆にてぬる、柄末羽の先へ出づる所、羽の付きは三分ほど藤をまく、羽の下五分計藤をまく、柄の木丸き際も五分計藤をまく、緒は細き組緒、長さ一尺二寸ふさあり、一尺五分緒に手をぬき入れ、よきほどにしてかなふ結にするなり、羽の表は朱うるしにぬり、金泥にて九曜星をかき、中に梵字をかき、うらの方は金にてたみてまん字をかくなり云々」、又曰く、軍配團扇と云ふもの太平記以上の古き軍物かたりの書に曾て見えず、甲陽軍鑑には見えたり、然れば信玄謙信の頃より始まりしなるべし云々」、といへり、軍扇（ケンセン）參看、

グンバウジムキヨク 軍防事務局

軍務官（グンムクワン）を見よ、

グンムクワン 軍務官 【沿革】明治初年の職名、行政官の中に在りて、陸軍、海軍、練兵、守衞、軍務等のことを掌る【紀原治華】明治元年正月海陸軍事務科を置き、二月に之を廢して軍防事務局を置き、閏四月又事務局を廢して軍務官を置き、海陸軍の二局及び築造、兵船、兵器、馬政の四司を管す、二年七月之を廢して兵部省を置く、「ヒヤウブシヤウ」の條參看（法令全書）

グンヤク 軍役 戰時にその用途を宛て課する所役をいふ、鎌倉及び室町幕府の時には、その時に臨みて課し、一定の方法なかりしが、江戸幕府に至り、慶長二十年、諸侯の石高に應じて人數騎馬及び兵器を出さしむ、其數左の如し（「普標準」）

石高	人數	騎馬	旗	鑓	弓	鐵炮
千石	三人	一騎	一本	二挺	一張	一挺
千百石	三人	一騎	一本	二挺	一張	一挺
千二百石	三人	一騎	一本	二挺	一張	一挺
千三百石	三人	一騎	一本	二挺	一張	一挺
千四百石	三人	一騎	一本	二挺	一張	一挺
千五百石	三人	一騎	一本	二挺	一張	一挺
千六百石	三人	一騎	一本	二挺	一張	一挺
千七百石	三人	一騎	一本	二挺	一張	一挺

千八百石	元	—	—	—	四	一	二
千九百石	四一	—	—	四	四	一	二
二千石	四三	—	—	—	五	一	二
三千石	—	二	—	五	二	二	三
四千石	—	三	—	一〇	二	五	五
五千石	—	五	二	一〇	三	五	五
六千石	—	五	二	一〇	五	一〇	五
七千石	—	六	二	一〇	五	一〇	五
八千石	—	七	二	二〇	一〇	二五	五
九千石	—	八	二	二〇	一〇	二五	五
一萬石	—	一〇	三	三〇	二〇	二五	五
二萬石	—	二〇	三	三〇	二〇	二五	五
三萬石	—	二五	五	七〇	二〇	八〇	五
四萬石	—	四五	八	七〇	三〇	二〇	五
五萬石	—	七〇	一〇	八〇	三〇	二五	五
六萬石	—	九〇	一〇	九〇	五〇	二〇	五
七萬石	—	一〇〇	二五	一〇〇	五〇	二五	五
八萬石	—	一二〇	二五	一一〇	五〇	二五	五
九萬石	—	一五〇	三〇	一二〇	六〇	三〇	五
十萬石	—	一七〇	三〇	一三〇	六〇	三五	五

グンヨウキ　軍用記　巻数 刊本七巻、又近来刊行の故實叢書に收めたるは本文一冊、附圖一冊とす　内容 甲冑刀劔弓矢馬具等の軍器の名所、着用製法及び武家陣中の故實等、一々圖を附して説明し、初學者の軍器を知るに尤も便利なり　著者 伊勢貞丈、寶暦十一年十月六日の自跋あり、之によれば家の舊記舊説及び諸家の説を酌酌して子孫の軍陣作法を知らざる者の爲めに書き集むる所と云ふ（軍用記）

グンリヤウ　郡領　郡司の長官をいふ、「グンジ」を見よ、

グンリツ　かしを見よ、　**軍律**　軍人にかゝる法律をいふ、大寶令の時、軍防令を以て之を定む、其以後の事得て知るべからず、降りて德川氏の時、武家諸法度、諸士法度以下を制定して、武人を處分するの律と爲す、詳しくは各條を見よ、

グンリヨ　軍旅　王朝時代、軍隊の編制上、百人の團隊をいふ、軍團（グンダン）を見よ○又合戰の事をも云ふ、

グンレイ　軍禮　軍中の作法をいふ、軍用記に、母衣をかけて主人に物いふには、我左のあとの鑓手の通りに、御馬の鼻を置くやうに申承るべきなり、母衣をかけずとも、馬上の時はすべて如ゝ此なり、一説、母衣かけたる時、一人に對しては、左の手（緒の道具にあらず、手をとくといふ説あり、母衣は自由緩怠の持ち、御前に參り、御酒給ること、臘當をとり、甲を持せ、鉢卷にて罷出で、御前にて弓を左の脇に挾み、弦の間より右の手をぬき出し、御盃をとり、左右とあとへ退かずして給ふべし、射向の袖を御目にかくるやうに罷出づべし、御旗竿出入の事、出る時はせみ口を外へなし、入る時は内へなすべし、大將の御前にて、御旗ざほの向ふを通ること、手をつくべからず、膝づくべからず、手をば膝に納めて、腰ばかりかゞめて通るべし、軍陣にて、大將に御目にかゝること、簡なおひ、又はうつぼ付ながら、弓を持ての如く御目にかけ、末はずを取寄て、弓と弦との間へ左の手を入れて、其間に御禮申すべきなり、手を負ひ疵を被りたる時も、尻籠うつぼを付けながら御目にかけうなり、いた手には出ぬことなり、常の禮には、簡、尻籠、うつぼ、弓をば置て參りり、黙二御目一立て持て參らすべきなり、陣中にては何にてもふすることを忌なり、」大將の御前、御旗竿の向ふを通ふる事、をつくべからず、膝をつくべからず、手を膝に納めて腰ばかりかゞめて通るべし、すべて陣中にては常の如く、手をつかず、かしこまらず、頭をさげず、これ軍禮なり、常にかはらなり、鎧着ては常の如くならぬ故なり」とあり、以て其大要を知るべし、

グンレイ　軍令　軍中の諸法度をいふ、令義解に、凡國外之事、將軍制之、欲有所指麾、乃立其教令、是爲軍令、其自非大將而諸將軍以下者、不得出令也」と見えたり、

クメ　貢馬　「コウバ」を見よ、

クメウタ　久米歌（久目歌）　名義 雅樂の一種、始め久米氏の人歌ひし故に名づく、歌を主として、笏拍子、倭琴、龍笛、篳篥を以て節文をなす、其調壹越、其音壹越、盤涉、黃鐘、雙調、平調の五聲なり、舞あり、故に久米舞とも云ふ　樣式 舞人四人、卷纓冠を戴き赤抹額を纏ふ、赤袍を著け、金裝劍を佩び、靴を穿ち以て舞ふ、其裝極めて勇壯なり、歌人二三人、或は四五人にて定まらず、内、笏拍子一人あり、外に彈琴者一人、吹笛者一人、吹篴篳者一人あり、此の樂は立奏なるを以て、更に琴持二人ありて、琴の首尾を扛ぐ、歌人以下の服裝は冠、柘榴、青摺、小忌衣、或は蠻繪袍、銀裝劍、靴なり、歌奏の順序は、（一）音取（サヰリオンジヤウ）笛、篳篥を合奏す、（二）參入音聲　靜拍子、琴、笛、篴篥皆和す、且つ奏し、且つ歩して殿前に進む、故に名づく、其歌は、ウゲノタカキニ、シギアナハル、アカツヤ、シギハサワラズ、イスクハシ、クヂラサヤルし（三）揺拍子（アゲビヤウし）、三器和奏して、舞人場に上りて舞を奏す、歌終り琴に和して創舞す、蓋し神武の戰勝を祝するの意なり、了て劍を納む、其歌は、「ヲケミ女、ナ

コハサバ、タチソバノミノ、ナククヲ、コキシヒエネ、サハナリガ、ナコハサバ、イヂサカキミノ、オホクチ、コキダヒエネ」以上二首は神武の御製なり、（四）退出音聲（マカデオンジヤウ）、靜拍子管絃合和し且つ奏し且つ退出す、其歌は「イマハヨ、イマハヨ（讃聲）アー（欣聲）シヤチ、イマダニモアゴヨ、イマダニモアゴヨ」以上は天皇の功德を讃頌せし詞と云ふ　起原沿革 久米歌は、神武天皇大和の菟田魁帥兄猾を征し給ひし時の御詠にして、當時道臣命に勅して、大來目部に歌はしめたるに起る、往古は大低天皇の遊讌其他にも用ひられたり、卽ち天平勝寶元年十二月、聖武天皇東大寺に幸して久米儛を舞はしめたるが如き是なり、中古以後は大嘗會にのみ用ひられ、他に用ふることなし、後土御門天皇以來廢せしが、文政元年の大嘗會に再興ありきと云ふ、明治十一年始めて紀元節に此儛を奏せられしより、遂に恒例となる（書紀、音樂略解、歌儛品目、如閑社話）

クメウヂ　久米氏　神別、高皇產靈尊八世の孫味耳命より出づ、姓は直、左右京に貫す、初め瓊瓊杵尊、天降の時、天津久米命、大來目部を帥ゐ、天石靫を負ひ、天押日命と俱に、弩衛して日向に到れり、爾來子孫大伴氏と共に弩衛を掌れり、神武天皇東征し給ふ時、大久米命道臣命と共に元戎を督して功あり、天津久米、大久米は皆久米直の祖なり、景行天皇の時、久米直祖七拳脛、日本武尊に從ひて東征す、爾來久米氏衰へて、雄略天皇の朝、其所領の靫負部皆大伴氏に屬せり（按るに續日本紀元正天皇の時、忍海手人廣道、姓久米直を賜はりしこと見えたれども、蓋し別族なり）又國造あり、神皇產靈尊十三世の孫伊與主命、應神天皇の時、久米國造となり、清寧天皇の時、伊豫來目部小楯なる者あり、播磨の國司となり、顯宗仁賢の二帝を御殿より揚げ、顯宗天皇の御食に及びて、其功を賞して山部連を賜ふ、（山部連に宿禰を賜ふ、氏族志）

クメダジ　久米田寺　所在 和泉國泉南郡（葵西郡）八木村大字池尻（舊久米田寺村）○臥龍山と號す、又隆池院と稱す　沿革 僧行基の開基、四十九院の一なり、寺傳佛　起原沿革 僧行基の開基、四十九院の一なり、寺傳によれば行基隆池を造らんとせし時、聖武天皇光明皇后臨行して、其功を助け、神龜二年二月隆池成る、天平十年御願により、堂宇を建立し、春日神を鎭守となし、釋迦三尊を安置す、爾來代々諸人の信仰厚く、其本堂の外、塔婆、鐘樓、經藏各一宇、僧坊禪室二十餘頗る壯麗を極めたりき、文治三年八月勅宣を下して久米田寺二十餘町の勅院事大小國を免除し、同四年九月源季長九條堂末に寄進す、是より藤原氏長者の管轄となる、又修明門院歸依して淡路國机庄を寄す、承久の亂武士の亂入する所となり荒廢して、諸堂宇悉く敗頽僅に礎石を存せるのみなりしが、弘安四年三月寺僧等奏請して諸國に勸進して興隆せんと請ふ、翌年五月官符を下して、之を許す、茲に於て堂宇稍々舊に復せり、後ち楠木、新田、足利諸氏の歸依を受け、衰へざりしが、戰國以後大に衰へ、今本堂の外不動堂、觀音堂、開山堂等數宇に過ぎず○什寶文書數百通あり、護長親王、楠木正成以下歴史上有益なるもの多し（久米田寺文書、和泉名所圖會、帝國地名辭典）

クメデラ　久米寺　所在 大和國高市郡白橿村大字久米　沿革 蓮言宗○本尊藥師如來　起原沿革 聖德太子の弟久米皇子眼を患ひ、佛推古天皇二年、聖德太子の願により、仏丈六金銅の藥師佛及び日光月光菩薩を造り、一寺を建立すと云ふ、一説に、久米仙人あり、修行して仙となり、空中を飛行せしが、一女の久女川にて衣を洗ふを見て、通を失ひ、空中より落つ、依て其地に堂舍を建て、金銅藥師佛像を鑄て安置すと云ふ、養老中善無畏ここに留錫して佛を弘め、延曆中空海茲に住す、後ち屢々變革あり、慶安三年由井正雪の殘黨の爲め燒かれ、灰燼となる、現今の堂舍は萬治中の造營に係る○本堂に藥師如來、久米仙の坐像あり、多寶塔は善無畏の本邦にて始めて建てたるものと云ふ、惜かな慶安の賊火に燒かれ、今のは寛政年間京都仁和寺のものを移したるものなりと云ふ（扶桑略記、元亨釋書、京華要誌、大和廻）

クメノコホリ　久米郡　所在 伯耆國　起原 國府此郡に在り、延喜式に始めて郡名見えたり　沿革 和名抄に、八代（ヤツシロ）立縫（タチヌイ）山守（ヤマモリ）大鴨（オホカモ）小鴨（コカモ）久米（クメ）勝部（カツベ）神代（カミシロ）下神（シモノカミ）上神（カミノカミ）等の郷あり、延喜式以來變りなし、明治二十九年河村八橋の二郡と合して東伯郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

クメノコホリ　久米郡　所在 美作國　起原 續紀に、元明天皇和銅六年夏四月備前國の六郡を割て始めて美作國を建てしこと見え、考證に、一本有三英多、勝田、苦田、久米、大庭、眞鳴、十二字一とあり、以て其起原を知るべし　沿革 延喜式久米に作る、和名抄に、大井（オホヰ）倭文（シトリ）錦織（ニシゴリ）長岡（ナガヲカ）賀茂（カミ）弓削（ユゲ）久米（クメ）等の郷あり、後ち又分て南北、二條となし、途に濫稱して南條北條の二郡となす、正保圖之に仍り、寛文中併せて久米郡となし、元祿十年森美作守書上山林帖に、又久米を南分北分せしより、茲に分れて久米南條、久米北條の二郡となる、古圖、元祿帖、之

に仍り以後之に從ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

ケメノコホリ　久米郡　【所在】伊豫國

【出典】續紀に、天平神護二年四月久米郡伊豫神と見ゆ、されど是より先、清寧天皇の時、攝磨國司伊與來目部小張、始めて仁賢天皇顯宗天皇に見えし事史に出でたり【沿革】舊事紀久味に作り、延喜式久米に作る、今之に從ふ、古へ久目部此に居る、和名抄に、天山(餘用集にテンサン)吉井(ヨシヰ)石井(イシヰ)神戸(カムベ)餘戸等の郷あり、明治二十九年溫泉郡に合併す(諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

ケメノノミコト　久米命　天津久米命(アマツクメノミコト)を見よ、

ケメノワクゴヲケノイハスワケノスメラミコト　來目稚子袁祁石巢別天皇

顯宗天皇を稱す、「ケンゾウテンワウ」を見よ、

ケメベ　久米部　久米氏の率ゆる部屬をいふ、

ケメマヒ　久米舞　久米歌(クメウタ)を見よ、

ケモ井　雲居(雲井)　內裡を天上に比したる名、又清涼殿の殿上をもいふ、

ケモ井ノゴシヨ　雲井御所　松山御所をいふ、「マツヤマノゴシヨ」を見よ、

ケモキリ　蜘蛛切　名劔の名、源平盛衰記劔卷には源氏重代寶劔の膝丸の改名とせり、武家名目抄に之を辨じて、膝丸は六條判官爲義の時、猶膝丸と云ひて嫡子左馬頭義朝に譲りし事は、保元物語に見えたり、蜘蛛切は卽蜘蛛威にや、若然らば自ら別の太刀にて、曾我物語に木曾義仲三代相傳の寶と云ひたれば、六條判官より帶刀先生義賢に傳へしなるべし」と云へり、然れども曾我物語も後世のものにて信じ難ければ同じく傳說に從ふべし、

ケモクセン　口目錢　江戸時代の小口錢と稱するものに似收する租の名、江戸時代、畠地より徵たり、榮山寺文書に、左の如く見えたり、

宇智郡夏季御段錢之事

段別六拾文宛目錢口目錢將策如二前々一相加、來二十日以前に可レ有二皆濟一候、無沙汰候者、御使可レ入候也

明應九庚申六月十四日　花押

ケモスケ　雲助　江戸時代、宿驛渡場などに居て、駕籠など舁くことを業とせる者、雲の定のなき者と云ふ義、一說に蜘蛛の子の散るが如く處を定めざるの意なりと、其の名を呼ぶに、皆生國の名を以てすと云ふ、官中要錄に、其の宿々の百姓町人共に、身持不埒か、不仕合にて身代潰れ、宿なしになりたる者を、其宿に憐み置き、往還旅人の荷物を持たせ、夜は問屋場などへ寢せ置きたるより始まりたるものと云ふ、風來の雲助は、宿によりて一夜も差置かぬと云ふ、風來をば「關雲と云ふよし」といへり、

ケモノウヘビト　雲上人　殿上人を云ふ、禁中を雲の上又は雲居と云ふより名づく、今鏡たまつさ卷に、誰にかありけん、殿上人まゐりて、殿上に昇りてゐたりければ、雲の上に雲の上人のぼりゐぬ云々」と見えたり、

ケモン　公文　諸國より京都に出す大計帳、正稅帳、朝集帳、調庸帳等を云ふ、是を四度使にて定時に上る故に四度公文とも云ふ、之に附帶して上るものを支文と云ふ、これを合せ稱して雜公文と云ふ、大計帳には隱首括出帳、雜戶帳、出擧帳、年人計帳、貢調使廚名帳、郷戶課等、正稅帳には、神稅帳、國分寺定額寺公文義倉官田地子等帳、營田收納帳、品位田帳、諸寺燈油帳、調庸帳には租帳、朝集帳には會帳、郡司名簿、雜色人死亡帳、軍團歷名簿、防人在防所々收苗子帳、健兒歷名簿、器仗帳、官私船舶帳、官牧帳、官私馬牛帳、勸種大小麥專當人名簿、諸神祝部氏人帳、國分寺公文等を附帶す、朝廷には此の公文を左右文殿に收め置く、黃白問答に、國解二寮一使讀文を公文と云へるは、未だ盡さゞるが如し(延喜式、朝野群載、黃白問答)○增補の部參看、

(文公)(支文)

ケモンジヨ　公文所　王朝時代諸國にて公文を結解する役所を云ふ、朝野群載に、美濃公文所、山城公文所見えたり、院廳、攝政、關白家、寺家、庄園等之に倣ひ、所領に關せる文書を納め置く所を文殿、又は公文所と稱し、此所にて所領年貢等の事を處理す、貞丈雜記に、公儀にて取行ふ所領等の政事の文書を納め置く所なり、此の所へ役人集りて事を評議決斷するなり、源平盛衰記十三に、官廳は凡人に取りては公文所なりとあり、榮華官廳(官廳とは太政官の役所を云ふ)常の人の家にては、公文所と同じ事なりと云ふなり」と云へるは當れるが如し、源頼朝勢を得るに及び、又これ等に倣ひ公文所を置き政を執らしめたり、尙ほ次の條參看、

ケモンジヨ　公文所　【類參】鎌倉幕府の時政務を掌る所【別當】別當一人、寄人二人、雜仕二十三人【起原沿革】元暦元年八月源頼朝公文所を置き、大江廣元を別當に、中原親能藤原行政を寄人とし、政務を行はしむ、蓋し、國衙及び諸家の公文所に倣ひし者なり、十二月雜仕二十三人を置く、建久二年頼朝右近衛大將に任ぜらるゝに及び、公廳の式に準じ、公文所を改めて政所と稱し、更に政部內に一部の公文所を建てらる、是より貴賤幾合の大事は政所に

移り、公文所は文書に關する者のみを沙汰す、故に有司を補せず、政所より兼ね沙汰す(吾妻鏡、武家名目抄)

クモンアギヤウ　公文奉行　室町幕府の職名、祿徒移轉の時、官より下す文書を掌る(齋藤親基記)

クヤウシユ　供養主　化主(ケシユ)を見よ、

クヤク　公役(工役)　官より課せらるゝ夫役、軍役等をいふ、課役(クワヤク)の條を見よ、

クヤクコマ　公役小間　江戸時代、江戸町民に當てし課役の一、町々地形の廣狹尖鋭を平均し、二十坪を一とし小間と定めて徵收するものを云ふ、卽ち表口一間に奥行二十間の積りなり、これに三等の差別あり、日本橋邊、飯田町、麴町、市谷田町邊、中橋邊、湯島大通、本郷大通、京橋邊、芝口橋邊、神田邊は上等にて、京間五間口一人役なり、淺草邊、芝金杉邊、芝松本町邊、四谷保寿手町邊、赤坂邊、八町堀邊、兩國橋內近邊、筋違橋外近邊は、中等にて、京間七間口一人役なり、深川邊、本所邊、小日向邊、關口邊、小石川邊、金杉邊、菊坂邊、駒込邊、下谷邊、巢鴨邊、谷中邊、青山邊、牛込邊、麻布邊、四谷邊は下等にて、京間十間口一人役なり、又拜領地、組屋敷の町家は、上等十間口、中等十五間口、下等二十間口を一人役とす、此の兩地は、もと公役を課せざりしに、享保以降は、之を課すること、他の町々に同じ、總計して公役小間、凡そ十三萬五千四百四十二間餘あり(江戸課役)

クラ　倉(藏、庫)　【名義】財寶穀物等を納め置く所を云ふ、物を置く所を總てクラと云ふ、クラ置の義なり、座も位も鞍も皆同義なり、今義解に、穀藏を倉と云ひ、米藏を廩と云へり、倭名抄には、倉廩の二字をヨナグラとも、イナグラともよめり、又唐今の諸軍器在レ庫、皆造二棚閣一、安置、とあるを引きて、庫を「ツクモノグラ」とよめど、四庫文庫とも云へば、必ずしも武器に限るべからず、又神社にて、寶物或は奉納の神物などを納置する所を神庫と云ふ、之をタカラグラともいふ、またホクラともいふ、平常の家居より高く太く秀でたればホの語を冠せしなり【起原沿革】天照大神親ら寶物を庫中に藏むることあれば大古より之あり、庫內には必ず棚を造る、これを庫棚といふ、多くは木造にして、後世の「アゼクラ」は蓋し其遺風なり、神武天皇卽位前三年(戊午の歲)紀伊熊野にて、毒氣の爲めに天皇等心神忙惚として困臥す、時に熊野の人高倉下といふ者靈劔を己が庫中に獲てこれを天皇に獻す、茲に於て毒氣皆散じ、心神舊に復す、高倉下は庫の高峻なるものを有つが故に、高倉下といふなり、神武天皇元年、大和橿原の宮成る、而して宮中に齋藏を造り、神物官物を藏む、齋部氏其職に任ず、この際石上の神宮を備前より大和に遷し建て、其傍に神庫を起て以て寶劔口を藏む、神庫を造ること茲に始まる、垂仁天皇二十七年始めて稻穀等を收む、屯倉を造ること茲に始まる、三十九年、五十瓊敷皇子太刀一千口を作り、庫を大和の忍坂邑に起してこれを藏む、(後に石上の神庫に合併す)、當時の庫は甚だ高く梯を以て庫に登る、この他寶物を藏するものは皆これを造る、(後世に至ては庫漸く低し)、八十八年、先に新羅の王子天日槍の持來りし寶物數種を曾孫清彦に詔して獻ぜしめ、內裡の寶庫に納む、(齋藏をいふ)、景行天皇五十七年、諸國に屯倉を建てしむ、屯倉を諸國に造ること茲に始まる、神功皇后攝政の時、內藏の齋藏の傍に更に內藏を建て官物を分ち收む、內藏を建つること茲に始まる、履中天皇六年始めて藏職を建つ、(藏を掌る官人の役所)、雄略天皇の時(十五年以後なり)、諸國の調貢毎年盈溢するを以て、更に大藏を起す、朝廷に於て大藏を起つること茲に始まる、これより後臣下亦多く倉を造る、皇極天皇三年、大臣蘇我蝦夷子入鹿、并に家を大和の甘橿岡に起し、家門の傍に庫を造り、以て兵器を收む、本邦に於て兵庫を造ること茲に始まる、既にして朝廷も亦兵庫を大和の小墾田に造る、齊明天皇の時、盛に大藏職の倉庫を宮中に起つ、茲に於て倉を別つに始めて第一第二の號を以てす、大化元年孝德天皇大藏官を大藏省と改め、倉廩若干を省中に起つ、これを難波の大藏といふ、以て諸國調貢の諸物を藏む、又齋藏內藏を合併して內藏寮と爲す、朝廷倉廩の制茲に於て備はる、爾後播神家及び寺院に於ても、亦必ず文庫倉廩を建て、以て寶物及び絹布米穀を收む、(上古以來倉庫と稱するものは、皆木又は板を叉へて造る、これを伊多久良といふ)、延暦十三年、桓武天皇諸國に詔して、郷毎に倉院を建てしむ、是れを郷倉と云ふ(朝廷每郷の稻穀等を藏めんが爲めに造る所の倉)、仁明天皇の時、京師の人或は土屋倉を造り以て諸物を收む(其製詳かならず、按るに板屋の梁上を覆ふに土を以てし、其上に石灰を塗りて雨を待つものあり、これを「アクッチ」といふ、土屋倉も亦この造法ならんか)、建久三年源頼朝始めて幕府を開く際武人及び商賈邸宅を鎌倉に營み、其山の巨石を橫に穿ちて倉と爲す、これを「アナグラ」といふ、(此の制上古より邊土諸國に於ては穿にありしもの歟)、後堀河天皇の時、京師の商賈始めて土倉を造り以て寶物を收む、土倉は泥を以て倉の屋上及び四面を塗り、以て火災に備ふるものなり、古語に「ヌリゴメ」といふ、本邦に於て土倉を造る

(倉屋)(土屋)(倉也)(庫神)(內藏)(大藏)(庫兵)(藏)

こと茲に始まる、伏見天皇の朝に及びては土倉建築法稍密となり、多く火災を免る、因て搢紳及び武人其他民庶富有の者幷に之れを造る、往古の倉庫は皆木災に至てはこれを防ぐこと能はず、故に居宅を離れて之れを造る、土倉の發明以後都會の地に於ては富有の者皆これを造るに至る、降りて天正四年、織田信長近江の安土山に城き、城内に高樓を起し、壁狹は石を以て疊む、高さ十二間、壁土の廣さ南北二十間、東西十七間なり、其内を倉と爲す、是れを安土(石倉)の石倉と云ふ、本邦に於て石倉の巨大なるものは、安土の石倉を以て第一とす、寛永年間、下野の都賀郡の石工石を疊て倉庫を造り、以て土倉に代ふ、而れども、此の製他國に傳播せず、(下野に於ては今仍此の制を傳ふ)、元和三年、德川秀忠、家康の靈を下野の日光山に祀り、その廟傍に寶庫を造り(寶庫の建築は則ち又倉なり)、銅を以て之を包むこれを銅倉(銅倉)といふ本邦に於て銅倉を造ること茲に始まる、此の際京師江戸大阪等の商賈多く土倉を造る、其建築法甚だ昔日よりも進歩し、兩扉(觀音開といふ)の制此の際に始まる、是より先、土倉は扉を用ひず、唯だ戸面に泥を塗るのみ、(俗に大阪戸といふ)茲に至て始めて扉を用ふ、既にして又穴藏(穴藏)の制あり(昔日の「アナクラ」の制と異なり)、都下の人、居宅の下の地を穿ち、其の内の四方上下を板にて巨槽の如くに構へて之を崩壞せざらしめ、火災に備ふ、(凡穴藏の始詳ならず、恐らくは明暦年間に起るもの歟、但し農民の造る所の穴藏は其由來久し、都下の人の造る穴藏は其制農民の穴藏より出づる歟)、穴藏を造るの工人はこれを造ること能はず、近世に至ては、土倉及び穴藏を造ること益々多し、而して又倉を造ること殆ど廢す、又倉は今に至て唯神社佛寺に稀に存するものあるのみ、「アゼクラ」參看(東雅、倭訓栞、工藝志料)

クラ 鞍 名義 馬の背に置く其の名、人を乘せ、荷を安す、鞍は座の義、座は物を載せ安置するを云ふ、倉(クラ)參看 名所 前輪、鞍の前方に在る微形の部分全體、後輪(跡輪)同上後方に在る部分、後輪ハシツワと訓じ、またシリワ、シリツワ、シンワ、ホテツワともいふ、山形、前後輪の上部を云ふ、手形、前後輪の左右を云ふ(平治物語待賢門軍條にやいちの合戰よりして鞍の手形はありとかや云々と見え、又道犬鞍鐙記に、作樣のことあり)、海、前後輪に通りて高く起れる線を云ふ、此の線あるを海有、線なきを海無鞍と云ふ、磯、海の次の稍々低き所を云ふ、道犬鞍鐙記に廣さの事見ゆ、州濱形、磯の下の凹たる所を云ふ、又鰐日と云ふ、鞍鐙記に、鰐日の深さは一寸山形に準じて作る云々、と見ゆ、由木、中間兒の居る所、又居木とも「コヤ」とも云ふ、鞍橋、前後輪と由本とを云ふ、猶委くは前圖にて知るべし

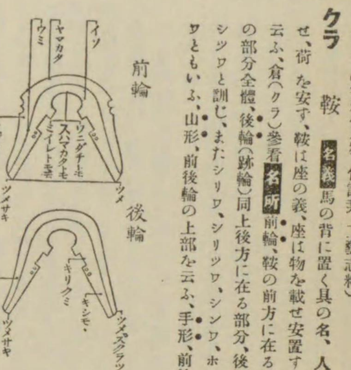
前輪
後輪
イソ
ヤマカタ
ウミ
ツワ
ツワサキ
ツワ
ツワサキ
ツワ
ツワ
ツワサキ
ツワ
ツワ
ツワ

社司等藏人の袍を着して宮中に伺候し、古の女孺代を勤む、之を非藏人と稱し、後には其數二百人にも及び、困窮を訴へて、歴々朝廷を煩はしたりき○頭以下正官にあらざるを以て内侍宣を以て輔す、頭を補すには内侍勅を奉て出納に召仰せ、出納又小舍人を召て宣を告げ、小舍人自ら其人の家に行き之を告げ知らさしむ、又頭以下位署の時、其名を書き加ふ、

(人何)候人、殿上に在りて、藏人と同じく結番し、御膳に侍し、宿直す、或は位階頭の上に出づるものあり、或は醫師、陰陽師の類の特に殿上の祗候を聽さるゝも亦候人ならん、雜色、八人、公卿の子孫、諸大夫多く之に補す、後世には其家の子、若くは僧の子も任ずること〻なれり、六位藏人に轉ずるを得、又雜色とも云ふ、舊は上卿之を任ぜしが、後には頭藏人に下知し、藏人出納に仰せて補す、所衆、二十人、藏人所衆の略なり、六位の侍より撰補す、煤拂日月蝕の時席を引く役、又御裝束奉仕の時は昇殿す、佛名の時御壺に候す、又所々の公役、即ち闘白直廬闘雞犬の世話等を勤む、十九人は無官にして、一人は有官なり、頭出納に仰せて名簿を下し、藏人所に付て簡に名籍を入る、(簡口)、瀧口、二十人、大略所衆に同じ、禁内警衛を掌る、清涼殿の艮の御溝水の落聚する所を瀧口と云ふ、其所に候する故に名づく、天皇の御船に供奉し、遠所の勅使を奉仕し、又草木を栽植する等の雜役を勤む、無官或は内舍人、將曹志等より武藝に長じたる者を撰補す、院宮親王公卿侍臣等擧し申す、頭藏人に下知し、出納に仰せて簡に付けしむ、字多天皇寛平中、射藝に長ぜし武士を補せしを始めとす、醍河天皇の時より瀧口を分て院武者所に候ぜしむ、是を下北面と云ふ、始めは十人なりしが、白河天皇の世三十人となし、後で二十人と定む、此の中一腐二腐三腐を上腐とし、四腐を事行と云ふ、上腐三人、禁内に勤番宿直して警衛し、宿直したるものは、姓名を名のり、藏人取次奏す、是を宿直申(トノヰ)とも問籍(モンジヤク)とも名對面(ナヤイメン)とも云ふ、後には源平重代の武士之を勤番す、(鷹)飼、鷹を飼養して鳥を取る役、鷹を藏人所に飼ひし事侍中群要に見えたり、(納)出納、三人、「シュツナウ」と訓む、校書殿に候して納殿の出納を掌り、藏人所一切の事を掌る、故に名づく、始めは内親王大臣等家司を擧し申す、藏人下知して名簿を下す、又明法等學生諸國の目等を補す、職原抄大全に四人にて、一腐、二腐、三腐、四腐と云ひ、四腐を新出納と云へり、(人舍小)小舍人(コトネリ)、六人、又殿上童とも云ふ、高倉天皇の時增して十二人とす、出納の出納ぜし御物を持運ぶ事を掌る、又雜役を勤む、也生を以て之に補す、公用ありて殿上にて舍人を召すには藏人、鈴の綱を引く、初めは馬寮の指綱を用ひし故に鈴綱と云ふ、後世小舍人華美を好み、六位藏人解怠ぜし故に、出納小舍人等專斷に公事を行ひし事禁秘抄に見えたり(起原沿革)續古事談に、嵯峨天皇遊幸を好み、聽政を厭ひ、弘仁元年三月藤原冬嗣及び巨勢野足の二人を始めて置き、側に居せしめ、代て詳議を聽き以て奏せしむるに起るとなせど、此時平城上皇仙洞に在り、藥子仲成等の舊臣あり、政を專にし民を苦しめしを以て、遊幸すへき時機にあらず、且つ天皇と不和を生じたるを以て、朝廷にて心を上皇に寄するものあり、両黨分立の勢ありしを以て藏人所を置き、野足冬嗣の二人を頭となし、殿上に侍して機密の文書、訴訟を掌らしめたるに起りしなるべし、蓋一時の權宜なるべきに、其後常に禁中に侍して勅令を宣傳ぜしを以て、藏人以下の職を增設し、終に少納言侍從等の傳宣を掌ることの始まれり、延喜天暦以降、政事藤原氏に歸し、禁内に在りては藏人、外に在りては檢非違使權勢最も盛にして、大寶の制全く一變するに至れり(禁秘抄、同階梯、職事補任、叢中抄、拾芥抄、職原抄、增註職原抄、職官志)○攝政關白家、及び北政所に於ては、朝廷にならひて、その家の納殿の事を掌らしむ、別當一人、その下に職事二人、若くは三人あり、其下に所司三人、または四人ありしが如し(玉葉、拾芥抄、職原抄後附)

クラウハウグワン　九郎判官　源義經(ミナモトノヨシツネ)を見よ、

クラウヤキ　九郎燒　文化年間尾張國主德川齊朝の臣、平澤九郎の製出せる陶器を云ふ、九郎尾張國各所の古陶を模造することに巧なり、勤務の餘暇に好みて之を製造す、故に雅致あり、歿後其技傳はらず(古今陶寶攷、工藝志料)

クラオホヒ　鞍覆(鞍帕)　(名義)鞍の上に覆ひかくるものを云ふ、又馬氈とも云ふ(使用)延喜の制、行幸の時には深紫を用ふ、故に臣下には深紫を禁ず、大臣以上は淺紫、參議以上は深緋、諸王五位以上は綠色、諸臣は黃色、又は浮線綾を用ひ、後には打鞍、虎皮褥等を用ふるものあり、以下は用ふるを禁じたり、武家は、室町時代には、將軍は赤毛氈(大能とも云ふ)を用ひ、他の人には勝

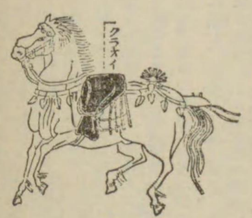

第一圖(年中行事所載)

管領は兜羅綿毛氈等を用ひたり、中古のは綾こめ織の類にて、幅三尺許、長さ鞍に打かけて鐙のかゝくびに至る程とし、力革にて下の處を結び寄するなり、第一圖の如し、武家の用ふるは三圖のものなり(組織)打鞍覆、表裏ともに打たる織物絹にて作れるを云ふ、多くは大臣以上用ふ、織物鞍覆、表顯文紗、裏青打絹にて作りたるものを云ふ、華族の若き人々用ふ、透鞍覆、薄物の單にて作りたるものを云ふ、薄物は紗羅羅の類にて透き通りて見ゆる故に名付く、虎皮鞍覆、水干鞍にかけて華族の公達用ふ、豹皮鞍覆、熊皮鞍覆、毛氈鞍覆、段子鞍覆、金襴鞍覆、赤章鞍覆等あり(和名抄、鎌倉年中行事、本朝軍器考、貞丈雜記、古今要覽稿)

(古繪本載所)

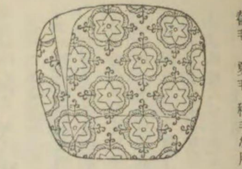
第二圖(伊勢大神宮寶物)

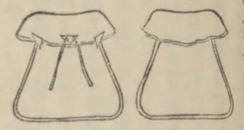
第三圖(花毛氈)

クラカタ　倉方　武家時代諸家米倉のことを掌るものをいふ、應仁記に、倉方も地下方も云々と見えたり、

クラガノ　倉賀野　所屬(郡)上野國群馬郡倉賀野町(起原沿革)起原詳かならず、武藏七黨の一なる兒玉黨に倉賀野氏あること、武藏七黨系圖及び吾妻鏡などに見え、この地に住せり、戰國の時兩上杉、北條武田等の爭奪の地となり、倉賀野氏終に北條氏に屬す、天文十五年河越の役に戰死し、倉賀野氏武田氏に屬し、倉賀野淡路守を守る、永祿二年金井氏武田氏に屬し後瀧川一益に屬す、北條氏邦來り爭ひ、一益これと戰ひて敗れ小田原北條の有となる、天正十八年の小田原役以後城廢す、この地江戸時代には中山道中の一驛たり、西遊行廣抄に、八幡宮續の岡に蒼鷺あり、堅固の要害の地也と見えたり(上野志、上野名跡誌)

クラキノコホリ　久良郡　所屬(郡)武藏國(起原)孝謙天皇の御宇新羅郡を建つるに及で始めて二十一郡あり、久良郡も亦其一郡なりとす、續紀に神護景雲二年飛鳥部吉志五百國於二武藏國久良郡一、獲白雉、獻焉、と見えたり(沿革)續紀久良に作り、延喜式又同じ、和名抄に、鮎眼(フクラ)大井(オホヰ)服田(ハトタ)星川(ホシカハ)郡家(グウケ)諸岡(モロチカ)洲名(スナ)真椅(ヨシハシ)等の郷あり、吾妻鏡海月、古圖、元祿帳久良岐に作る　郡名考以後久良岐に從ふ、今は郡北の地大半橘樹郡に入れり(諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

クラシキ　鞍橋　鞍の上に敷く物をいふ、俗にウハシキともいふ、記錄などに表敷と見えたれど、正しくは鞍褥といふべきなり、唐鞍に用ふる鞍褥は、專ら大和錦を用ふ、然れど延喜式に獨窠錦を以てすることを禁じたるは、大神宮の神寶たるを以てなり、又三位以下は、紫鞍褥を用ふるを禁ぜし事延喜式に見えたり、長秋記に、表敷紺地繡、人車記に、縫物表敷付環珞八筋、なども見えたれば、時に是等の物を用ひたるが如し、和鞍には、赤地の錦、移鞍には錦を用ふ、然して移鞍は、近衛の中將少將已上のもの乘る時にのみ用ふ、御幸鞍には、錦に包みて廣長敷なり、水干鞍は、あざらしの皮、或は獅子の面皮を用ひ、御共鞍には荊木の平絹を用ふ(延喜式、和名抄、飾抄、飾馬考)

クラシロ　倉代　倉をかりて物を入るゝ代をいふ、即ち倉數料なり、倭訓栞に、倉は座の義、代は實の義也といへり、貞觀儀式大嘗祭の條に、倉代十輿、續後紀に倉代物五十荷など見えたり、

クラヅカヒ　内藏使　賀茂祭の時、内藏頭或は内藏助などの勅使となることをいふ(江次第)

クラツボ　鞍壺　鞍の上の人の乘る部分を云ふ、保元物語白河殿攻落の條に、主もなきはなれ馬、源氏の陣へ懸入たり、鎌田次郎是を取せて見るに、鞍壺に血たまり、前輪は破れて、尻輪に鑿の如なる矢尻留れり云々、と見えたり、鞍(クラ)參看、

クラテノコホリ　鞍手郡　所屬(郡)筑前國(起原)續紀聖武天皇天平十二年十月の條に見えたり(沿革)延喜式以來鞍手に作る、和名抄に金生(カナフ)二田(フタタ)生見(イムミ)十市(トフチ)新分(ニヒキタ)粥田(カツタ)等の郷あり、續風土記を見るに此郡に上下あり、若宮吉川を上鞍手と云ひ、宮田より下を下鞍手とせり(諸國郡郷考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

クラノスケリウ　内藏助流　船津八郎兵衛の創めたる槍術の流派、また船津流ともいふ○八郎兵衛は、渡邊内藏助紀に從つて槍法の妙旨を研む、初め豐臣秀頼に仕へ、後ち松平信綱に仕ふ、船津の門人清水新助、其技術を繼ぎ、船津流又は内藏助流と稱す(武術流祖錄)

クラノツカサ　藏司　後宮の職名、「ザウシ」

を見よ、

クラノツカサ　主藏監　「シユザウカン」を見よ、

クラハシウヂ　倉橋氏　姓は安倍氏、土御門從三位陰陽頭安倍久脩の二男泰吉より出づ、慶長十七年十二月十三日元服し藏人に補せらる、後水尾天皇勅して別家せしめ、從三位民部卿に任じ堂上に列す、後ち從二位に進む、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる（系圖、華族譜）

○泰吉——泰房——泰真——泰章——泰孝——有儀
泰行——泰聰（トシ）——泰顯——泰清——泰昌

クラハシノラカノヘノミサザキ　倉梯岡上陵　崇峻天皇の御陵、大和國磯城郡多武峰村大字倉梯に在り（陵墓一覽）○延喜式に、在二十市郡一爲二倉梯一、按崇峻爲二賊臣所レ害、卽日葬レ之、意其陵不レ應二比レ他、而今檢レ之、頗高壯、蓋非二一朝所レ治、治二諸兆域一、或曰無二陵地一、其此之謂歟」といへり、

クラハシノシバガキノミヤ　倉梯柴垣宮　名義　崇峻天皇の皇居　所在　大和國十市郡倉梯村　出典　日本紀　用明天皇二年四月、天皇崩御す、この八月、次帝崇峻天皇倉梯に宮を作らる、柴垣宮これなり、天皇の五年十一月天皇崩御に、至る迄卽ち六年間の皇居なり（普府治革論）

クラハシノシバガキノミヤ　倉梯柴垣宮へクラハシノシバガキノミヤ）を見よ、

クラバン　藏番　江戸幕府の職名、藏奉行の下に屬して米穀の事務を掌る、江戸淺草及び京都二條、大阪等に在り、役料は淺草藏番十俵二人扶持、二條藏番司米三石五斗一人扶持、大阪藏番二十俵二人扶持等とす（吏徵）

クラビトメ　倉人女　上古の職名、藏の事を掌る女をいふ、後世の女藏人に同じ○古事記高津宮の條に、天皇吾皆婚二八田若郎女一而、晩後戯遊、若大后不レ聞二看此事一、靜遊幸行、爾其倉人女聞二此語一、言云々」古事記傳に、此名稱此より外に古書に見あたらず、後に女藏人と云者ならむか、但し其は後の藏司の內の女なるべきか、後宮の職員令に、藏司尙藏一人、掌二神璽圖契供御衣服巾櫛服翫及珍寶綵帛賞賜之事一、典藏二人掌同二尙藏一、掌藏四人掌二出納綵帛賞賜之事一、女孺十人、とあり、此司上代よりありけるなるべし（爲業十五日錄に、中臣朝臣宅守妻二藏部女一云々）と見えたり、

クラブギヤウ　倉奉行　職名　鎌倉幕府の職名、諸國より貢する所の錢穀を掌る　出典　延保元年、豐前前司尙友、二子尙光、能尙等を具して、京都より鎌倉に參る、これ四國御領乃貢納下奉行として、在洛せしめたる者なり、又建治三年に、六波羅にて甲斐三郎左衞門尉を以て、御倉の事を奉行せしめたることあれど、既に京師に此職を置きたる事明かなり、されば鎌倉にも亦、此職有りし事知るべし、　所在　室町幕府の時には、諸國貢獻物を掌り、藏て倉中の器財を知り、御倉納錢方と共に政所に屬す、正長二年三月、將軍義敎元服の儀を行ふや、禁色宣下ありしを以て、親井民部に命じ、太刀十三口、鞍鞦各二具を上らしむ、（此は禁裡へ奉獻、又は諸士に引出物の料なるべし）親井氏は、倉庫の事を職として、常には倉本倉方など稱す、卽ち倉奉行にして、出納の長たり、永享十一年、高藏米藏に、祭禮の料物を上り、寶德元年、夜加祭に、費用を此司に給し、延德元年、法會を東寺に修する時、七千匹を丹波に課して納めしめ、永正十四年、朝廷卽位の時、禮服費三百匹を官吏に給せし事、季瓊日錄、廣宮記、宣胤記等に見えたり（武家名目抄、官制沿革略史）

クラブギヤウ　藏奉行　職名　江戸幕府の職名、淺草に在る倉庫の米穀出納を監し、諸役に切米を附與する事を掌る、初は城米廚奉行とも、淺草米廚奉行とも、淺草米藏奉行とも云ふ、役料二百俵にて勘定奉行に屬し、七人あり、內勘定役より轉ずるものあり、又大御番より出勤するもあり、燒火間詰とす　職員　組頭二人、四百俵高或は二百俵と云ふ、手代組頭七人、給金五兩四人扶持、手代七十五人、給金十兩三人扶持、助手代十九人、五人扶持、手代見習六人、一人扶持、門番同心頭取三人、二十俵二人扶持、門番同心十五人、十五俵一人扶持、御藏番三十五人、十俵二人扶持、小揭頭十八人、五兩二人扶持、小揭二百四十四人、三兩一人半扶持、飯挽小揭七十人、其他杖突、平小揭等あり、飯も給金三兩、二人半扶持、（但し小揭頭は、十俵二人扶持、名字帶刀なく人足小者なり）　出典　寬永十三年五月、始めて三人を置く、十九年五月奉行六人を置く、同年八月大番小十人より十二人を擢てこの職に充つ、寬文五年二月定員八人と爲す、延寶二年二人を增して總計十人と爲す、貞享四年十月大番、勘定兩職より各五人を拔擢してこの職に充つ、後ち七人と爲し、明後廢々增減あり、組頭は享保十六年に置き、元文四年に廢す（明良帶錄、吏徵、德川禁令考、古事類苑官位部）

クラベウマ　競馬（角走、走馬）　「ケイバ」を見よ、

クラベノツカサ　藏部司　藏宮寮十二司

の一、ミサイアウレウ」を見よ、

クラホツシ　倉法師　室町幕府の職名、藏をあづかる法師を云ふ、真文雜記に、京都將軍の御代御倉を預かる入道あり、正實坊定泉坊と云ふ兩人也、是れを御倉法師と云ふ、東山殿年中行事に見えたり、年中恒例記正月朔日の條に、御こは供御の御儀式（中略）御倉より下行に候に、又十二月二十七日の條に御すゝはきの道具雜煮も、御倉より御下行在レ之云々、然らば米穀雜物（米穀雜物のみに限らず）を入るゝ御倉を預かる役人也、昔は入道にてありし故、今は俗體の役人なれども倉法師と云ふ也、昔の調の殘りたるなり」と見えたり、

クラボネ　鞍橋（鞍瓦）　鞍の前輪後輪の由木を云ふ、「クラ」參看（本朝軍器考、軍用記）

クラマイ　廩米　江戸幕府の時、倉廩に貯藏して諸士に供給する米をいふ、

クラマイニフヨウキン　藏米入用金　江戸時代に、徵收せし三役の一、「サンヤク」を見よ、

クラマデラ　鞍馬寺　所在　山城國愛宕郡鞍馬村○松尾山と號す　宗派　天台宗、延曆寺末○本尊毘沙門天　出典　續納言記　資治元年鑑眞の開基、延曆年間藤原伊勢人堂宇を建立す、十五年勅して定額寺となす、寬平中東寺の僧峰延再興せしが、天永年間延曆寺の忠尊此に住せしより天台宗となれり、大治長承中二度火災に罹り、降りて文化十一年亦回祿し、元治元年僧光秀再興を企て、明治五年に至りて竣る、塔中支院もと十八坊ありしが、漸次燒亡荒廢し、現今存せるものなし○仁王門、當寺の入口に在り、總門なり、明治二十四年四脚門と共に燒失す○由木神社、仁王門の北に在り、社殿は慶長中豐臣秀頼の建立○地藏堂、同所の東に在り、地藏は源義經の持佛なりしと云ふ○觀光坊、菩提山木蔵の後に在り、義經が藏師岡國梨覺日に從て學びし所、世に牛若學問所と云ふ○本堂、南向、毘沙門天を本尊とす、本堂の左右に多寶塔、觀音堂あり○僧正谷、本堂の西北十町餘に在り、相傳ふ義經の鼠を學びし所と云ひ傳ふ（京華要誌）

クラマハリ　藏廻り　江戸時代、古手買、古道具屋の如きものを云ふ、賤人欲合藏廻の歌に、ながれものと云ふ調あり、これ不用物を拂ふの義なり、七十一番歌合に、「襤衣袖をかへばや藏まわり、絕えず淚のながれ物とて」、後世之を取賣と云ふ、貞德が油糟に「是非ともに又も來らば打やせむ、こちの道具を望む取賣」と見えたり（續遊笑覽、俚言集覽）

クラマリウ　鞍馬流　將監鞍馬流（シヤウゲンクラマリウ）を見よ、

クラムド　藏人　「クラウドドコロ」を見よ、

クラモト　藏元　江戸時代、諸侯が藏米を抵當として、金錢を金御用達町人より借る時、其用達のものをいふ、

クラヤク　倉役　江戸時代、質屋の課稅、土倉役の省略せられしものなり、

クラヤシキ　藏屋敷　江戸時代、諸侯の米を納むる所をいふ、各自の便宜に從ひ、大阪或は江戸深川等に之を設け、總て幕府の倉廩に異ならず、

クラヤド　藏宿　札差（フダサシ）を見よ、

クラヤドシ　藏宿師　今云ふ詐欺師に類したるもの、淺草藏宿より金を出させ、もとの借金を濟まして取據の一助となし、其中次をして禮金を貪り以て家業としたるものなり、田沼主殿頭の執政時代行はれ、寬政改革の時廢す（蜀の小田卷）

クラヤミバン　闇夜番　江戸幕府の時、御臺所番の俗稱、これ賄、臺所の善惡を辨へ知る役にて大御の場なりしと云ふ（官制沿革略史）

クラレウ　內藏寮　名義　藏內の字をよまるは放實なり、又カチノクラノツカサとよむ、大藏に對する語　所在　堀川の西、近衛の南、修理職の東、　職掌　中務省の被管、御座所近き藏を掌る、金銀、珠玉、寶器、錦綾、雜綵、絁糸、諸蕃の貢獻する奇異の物、年料供進の御服及び別勅の用物の事を取扱ふ　職員　頭一人從五位下、四位五位殿上人を撰補す、禁中の重職にて妻の身分輕き者任ぜられず、助一人從六位上、後世醫陰二道のものを任ず、賀茂祭內藏使勤仕す、允一人從七位上、後世六位侍等を任ず、大屬一人從八位下、少屬一人大初位上、大主鑰二人正七位上、少主鑰二人正八位下、史生四人、寮掌二人、藏部四十人、價長二人、典履二人、正八位上、百濟手部、十人、典革、一人、狛部六人、織綿綵羅手、二十人、使部、二十人、直丁、二人、百濟戶、若干人　起原沿革　履中天皇の御代、內藏を大藏の側に建て、官物を蓄ふ、阿知使主、王仁二人をして其出納を錄せしむ、因て藏部を定も、持統天皇の朝已に內藏寮の名あり、文武天皇大寶元年制定し、前名を襲ひて、右の職員を置き中務省の被管となし、以て皇室の經濟を掌らしむ、元明天皇和銅元年史生二人を置き、桓武天皇延曆十八年主鑰四人を廢し、少屬一人を加ふ、平城天皇大同元年大藏所管の典履、百濟手部、典革の諸職を本省に屬す、大同三年、供御繁劇により、少允一人を加へ、典履一人を減ず、四年史生二人を加ふ、陽成天皇の元慶四年寮掌二人を置く、延喜式の制史生を十人となす、後世頭助也に權官を置く（古語拾遺、書紀、續紀、延喜式、職原抄、官職私抄、職官志）後世山科家高倉家代々頭となり、御裝束調進の事を掌るに至る、

クリウメ　栗梅　染色の名、くろく赤ばみた

る色をいふ、

クリカラダニノタタカヒ　倶利加羅谷戰　【戰場】加賀國河北郡津幡驛の東、越中國礪波郡の境、礪波山中に在り、源平盛衰記に、黒坂峠馬場の東に在りといへり、今、竹橋、原、越中坂、倶利加羅九折等十二村を合せて倶利加羅村と稱す、もと倶利加羅不動明王を祀りし堂ありし故に名づく、源平盛衰記に、谷深くして山高く、嶮難にして道細し、馬も人も通ふ事難からず」とあり【起源】治承四年源義仲以仁王の令旨を奉じて、義兵を信濃に起し、平氏を討す、終に一國を從へ、明年越後に攻め入りて城資長等を討破し、進て平通盛を越前に破り、兵勢日に益々盛にして、北陸道の諸豪多く來り屬す【經過】是より先き、平氏は源頼朝の兵を伊豆に、木曾義仲信濃に兵を擧ぐるを聞き、諸將を分け遣はして之を討平せしむ、北陸道には平維盛之に將たり、壽永二年五月來り討す、越中前司盛俊は五千餘騎を率ゐて砥波山を越え、中黒坂の猿馬場に陣せり、義仲は砥波山黒坂の北垣生社八幡森より松永柳原を後にして陣せり【結果】十一日夜半樋口兼光三千餘騎を以て背後に廻り、義仲は追手より數百の牛角に大炬を轉し、全軍鼓譟して平家の陣を狹撃す、平氏の軍大に狼狽爲す所を知らず、兵を交へずして全軍擾亂し、逃る所なきを以て、谷に陷りて死するもの一萬八千餘、維盛逃れて京都に還る、茲に於て北陸道は悉く義仲に從ひたり（玉葉、源平盛衰記、越中志、加越能三州志、實用地名辭典）

クリゲ　栗毛（驄）　馬の毛色の名、赭黒なるもの、和名抄に、唐韻曰、驄、紫馬也、辨色立成云、紫馬栗毛也、駿資物色圖說に、朝鮮信使來聘之時、問三通士朴安期（申叔）朴氏曰、栗色、中原人亦謂之栗馬、栗色初實諺言、而傳稱則蓋久也、驄字乃黒赤馬之名則謂之栗色、亦近」といへり、保元物語白河殿攻落の條に、紫革腹卷著栗毛なる馬に乘、高間四郎と名乘云云」吾妻鏡壽永元年正月二十八日、元暦元年八月八日の條にも見え、建治三年記、梅松論、太平記等にも見えたり、此外黒栗毛、白栗毛、赤栗毛等あり、馬（ウマ）參看、

クリゲブチ　栗毛駁　馬の毛色の名、栗毛にて駁あるものを云ふ、吾妻鏡に、元久元年九月二日丁卯、將軍家以二御馬二疋（河原毛、栗毛駁）被奉二伊勢内外兩宮云々」、義貞記に、兵具事、馬は小から ん、ことを思、下乘易からん爲也、亦當家には栗毛駁を不乘、上野國一宮の御神馬なれば也」と見えたり、

クリハラノコホリ　栗原郡　【所屬】陸前國【起源】稱德天皇神護景雲元年十月玉造郡北方の地を收め伊治城を築き、十一月始めて此郡を建つ【沿革】續日本紀、上治に作り、延喜式栗原に作る、以後之に從ふ、和名抄に栗原（クリハラ）清水（シミヅ）仲村（ナカムラ）會津（アツ）等の郷あり、戰國の際、新田全郡及び長岡郡一郷を併す、寛知集、元祿帳、之に仍る、明治十一年九月二十五日北方南方（古の讃馬郡の地）新田三村を登米郡に屬す（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クリヤ　繰矢　遠矢に用ふる矢、真丈雜記に、「遠く飛ぶ矢は、飛ぶ時遠く行くに、ふくらみをとりて行くなり、ふくらみをとるをくると云ふ也、えぐる心也、繰矢の搾（樣差矢同前、鴨の第一の羽を以てはぐと云ふ、根も木なり、是れ又近代の物なり、古は陣中にて遠矢を射たる人も有りし事、古書にあれども、かれて差矢樣矢なと云ふ物を搾へ置きて用ひたるにあらず、かふら矢なとは取りて捨し なり、繰矢古書に沙汰なし云々」と見えたり、

クリヤメ　厨女　厨のことを掌る女をいふ、みづしをんなの義（倭訓栞）枕草紙に、くりやめのいときよげなるが、さしいで云々」と見えたり、

クルシマウヂ　久留島氏（豐後森）　姓は越智氏、河野四郎通信十三世河野左京大夫通信より出づ、通信の次男河野伊豫守通定、天正中豊臣秀吉に從ひ伊豫を賜ひ、福島正則に屬せしむ、通定嗣なし、姉婿村上通康に側折敷旗系圖等を讓附し、祖宗の祀を承けしむ、其男助右衛門通總、黒田長政に就て豊臣秀吉に仕へ、伊豫國來島に居す、故に氏を來島と稱す、筑紫の陣、小田原の役戰功あり、朝鮮の役船軍の先鋒となり、渡海し、文祿四年二月從五位下に叙し、出羽守に任じ、伊豫國風早郡に於て一萬四千石を領す、慶長二年再朝鮮を伐つ時兵船司となり、明の援兵と戰て首四百六十七級を得、同九年水營浦に於て討死す、子康親家康に從ひ、慶長六年豊後國日高郡以下三郡に移封、森城に治す、元和二年氏を久留島と改む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授らる（藩翰譜、系圖、德川加除封錄、華族譜）

○通康——通總——康親——通春——通清——通政
光通——通祐——通同——通嘉——通容——通明
通胤——通靖——通簡

クルマ　車　倭訓栞に、「轉輪の義、マとワと通ぜり」と云へり、書紀雄略天皇五年春二月の條に、天皇枚一頭子葛城山云々、乃與二皇后一上二車歸」とあるを初見とす、桓武天皇延暦十三年山城國宇多に遷都以後、天下風俗一變し、農旅商門多く牛車に乘ちる、古來の慣習物語に見ゆる如き、無用者多、大概是の如き

なり、故に本書には專ら牛車に就て說明せり、委しき事は牛車（ギッシャ）の條を見よ、

クルマガカリ　車懸　兵法にいふ詞、先手、二番手、三番手と代る代る纖さて攻めかゝることをいふ、範頼義經一の谷軍はこの車懸なりと云ふ（古今兵革異論、倭訓栞）

クルマガタノニシキ　車形錦　黒地に黄糸もて車の文を織り出したる錦を云ふ、又黄地に黒糸もて車を織出したるもあり、小車の錦に同じ、書紀孝德天皇三年十二月の條に、黒冠有二大小二階一、其大黒冠以二車形一裁レ絲、其小黒冠以二菱形錦一裁二冠之緣一云々」、尙ほ夫木集雜部に「小車の錦のひものとけん時君も忘れよ我もたのまじ」又續古今七に「小車の錦たもくる神路山又めぐり逢ふ年も來にけり」など見えたり、

クルマザウシ　車草子　草子の一種、今云ふ手習雙紙なり、一に角紙とも稱す、其纖樣は調度口傳に、一折の事は子細無レ是、車雙紙と云て表紙を包み樣にしたるもあり、又小口付とて粘にて付たるもあり、外題は中に張るべし」と見ゆ（右筆用心抄、好古日錄）

クルマザキ　車裂　戰國時代に行はれたる刑名、罪人の左右の足を二輛の車に縛付けて引き裂く罪をいふ（塵添壒囊抄）

クルマシヤケキン　車借金　江戸時代數人交名の證書にて起債し、毎月輪番に償還するものなりと云ふ、雇人の證人に、相受（金輪受）といふあり、車借金も蓋しこれに類するものなるべし（蕓幕府法令名目）

クルマゼンシチ　車善七　【名稱】善七郎【系統】父を車野丹波守、佐竹義宣の臣【事蹟】江戸時代の井人頭、初め車野丹波、關ヶ原の役石田に屬したるの故を以て殺さる、其子善七郎、父の冠を被ぜんとし、江戸幕府の庭男となり、德川家康を窺ふ、と久し、未だ志を得ずして捕はる、然れど、其孝心を賞し、之を助く、善七郎感激し、我は人界を辭し、乞兒癩病者の群に入りて年を送らんと乞ひ、遂に非人頭となる、子孫相繼ぎて明治維新に至る、「ヒニン」參看（非人由緒書）

クルマゾヒ　車副　牛車の左右に供奉せる舍人を云ふ、其服裝は車の種類に依て變ず、糸毛車庇車の時は冠、袴、褐衣、襖袴、裴麗巾を用ひ、如木の時は平禮、白張、下袴、直衣、烏帽子（コウ（イ）白張、菜香を用ふ、人の數は乘人の賞格によりて差異あり（物具裝束抄）四宮記に太上天皇八人、親王六人、攝政關白六人、太政大臣六人、大臣四人、納言二人、參議（散二位散三位、王同格）一人云云」と見えたり、

クルマナガモチ　車長持　車を附し地を牽きゆくべく造りたる長持、古くよりありしごとくなれども元祿頃廢れしが如し、一說に、明暦大火の時不便にて夥しく燒たるより廢れたりと云へども、天和元年十一月の町觸に、火事出來の節兩國橋、かり橋、長持井に車長持通し候へば、往還の妨に成候間通し申間敷候云々」とあれば、此當時未だ使用せる者少なからざりしならん、然るにかゝる令の發布を見る且つ又人々も其不便を感じ之を厭ふに至り、何日となく廢れしものならんか（蘆の花、嬉遊笑覽）

クルマノコホリ　群馬郡　【所在】上野國【起源】光仁紀寶龜八年八月の條に始めて見えたり【沿革】延喜式又群馬に作る、以後變りなし、和名抄に長野（ナガノ）井出（キデ）小野（チノ）八木（ヤギ）上郊（カムサト）神田（カギタ）島名（シマナ）都鳥（ツマ）橋本（モ、ノキ）有馬（アリマ）利別（トカベ）郡系、白衣等の郷あり、分て東西二郡となし後之を廢す、郡名考「ケンマ」と稱し、地誌提要「ケンマ」「クルマ」兩樣に訓す、明治十三年五月又分て東群馬、西群馬の兩郡とせり、同二十九年三月東群馬を廢し南勢多と合せて勢多の一郡を設け、又西群馬の一區域（他の一區域は吾妻郡に編入）と片岡郡とを合せて群馬郡を置く（郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書）

クルマノモン　車紋　紋所の名、車の輪の形したる紋を云ふ、知久氏之を用ふ、家傳に、祐起室町將軍の君達之義より、錦の壯衣并に旗を賜ほる書狀これあり、彼旗の紋車輪、これによりて家の紋とする由、諸家系圖傳に見えたり、佐藤氏片輪車の紋を用ふ、後世上野舘林の秋元氏、越後高田の榊原氏等之を用ふ○又出羽矢島の生駒氏は割車紋（車輪を半分に割りたるもの）を用ふ（寛永諸家系圖傳、武鑑）

クルマヤカタ　車屋形　牛車の名所、車蓋即ち、車の屋根を云ふ、延喜内匠式、牛車一具屋形（八尺、高三尺四寸、横三尺二寸）、同彈正式曰、市人不レ得レ以二白綾夾纈等一爲二車屋形裏一云々」と見えたり、牛車（ギッシャ）を見よ（四宮記）

クルマヤク　車役　江戸時代、車の課稅、大日本租稅志に、車の類一ならず、而して當時營業の用に供ふる者は、大八、大七、大六等の數種に過ぎず、之に稅を賦するは元祿に昉り江戸市中に限れるなりと、元祿十三年八月、市中の大八車は三傳馬町の名主をして極印を爲し、所有の者より其料として一輛に一箇月銀一匁を三傳馬町中へ出さしむべしと令せり」と見えたり、

クルマヤドリ　車舍（車宿）　中古貴族の邸

宅門内に、輿車を納れ置く爲めに設けたる建物をいふ、中門の外に在り、車にて來る客人あれば、牛をはづして、車を引き入れ置く所なり、又自らの車をも、常にひきいれおく所なりと云ふ、海人藻芥に、大臣家には車宿あり、丸柱なるべし、親王家同じ、名家以下月卿雲客の亭の車宿は四方なるべし」と見ゆ（家屋雜考、倭訓栞）

クルマヨセ　車寄　殿舍に牛車を蓋て（サシヨセ）昇降するもの〻爲めに廂の屋根を張出だして、其下を敷石にて疊みたる所を云ふ、今云ふ玄關の敷瀝の無きもの〻類なり、高貴の人の車をよせらる〻爲めに、設け置くものとす、上古は天皇の外曾てあらざりしが、中古は公卿等の家にも設け、尋で武家も之に倣へり（家屋雜考、倭訓栞）

クルマリンダウ　車龍膽　紋所の名、りんどうの葉五枚に花五箇を其間に挾みて、車輪の狀に作りたるものを云ふ、久我氏及び筑後久留米の有馬氏、下野吹山の有馬氏等之を用ふ（華族諸家傳、諸家紋鑑）

クルミイロ　胡桃色　襲の色目の名、表は香色にて、裏の青なるものをいふ（四季色目）○胡桃染といへば胡桃の殼の色なるべしと眞丈はいへり、

クルメジヤウ　久留米城　所在　筑後國御井郡久留米の北、筑後河畔　起原沿革　天正十五年、毛利秀包創めて之を築きて居る、慶長五年關ヶ原の亂、川氏、秀包の封を除き、田中吉政を三十二萬石に封じて治せしむ、元和六年其子忠政死して嗣絶ゆ、有馬豐氏二十一萬石を以て之に代り來る、子孫相繼ぎて明治維新に至る（筑後地鑑・土國合戰記・徳川加除封錄、久留米小志）

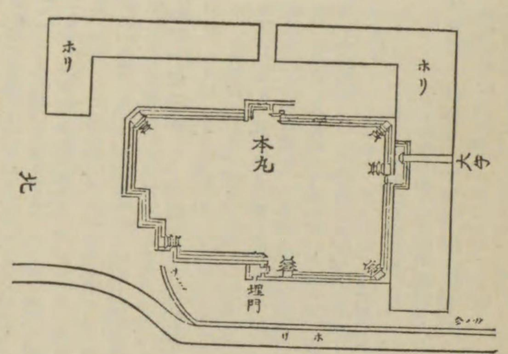

クルモトノコホリ　栗本郡　所在　近江國

起原　始めて雄略紀十一年夏五月の條に見えたり

沿革　延喜式栗太に作り、「クリモト」と唱ふ、和名抄に、物部（モノベ）治田（ハタ）木川（キノカハ）勢多（セタ）梨原（ナシハラ）等の郷あり、古圖又栗太に作り、寛知集栗本に復せしを元祿帳に至りて栗太となし、留來栗太に從ふ、郡名考、「クリモト」と稱し以後之に仍る（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クルリジヤウ　久留里城　所在　上總國君津郡久留里町　起原沿革　創築の年代詳かならず、文安中安房代武田氏之を築きて居るといふ、後ち里見實堯更に築き移り住す、永正中稲村に移り綱義蟄居住し、天正の初め北條氏に屬し、大須賀康高之に居る、十八年德川氏の領するや、松平忠政之を治す、慶長五年番城と爲り、七年土屋忠直封ぜられて子孫相繼ぎしも、頼重の時に至りて廢城となる、延寶八年酒井忠擧加封ぜられてより代々之を領す、寛保二年黑田直純代つて封ぜられ、再び其城を修築して以來、子孫相繼ぎて明治維新に至る（上總國誌）

クルリヤ　矧矢　水鳥を射る矢、木にて「ジンドウ」の形の如く作り、輕く水に浮く樣にし、其先に小き雁股をすげたる矢を云ふ、

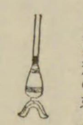

クルリの樣は裏目の如く、内をうつぼにくりて輕くなる樣に正の歌に、我戀はくるりながす川のせにたちゐる鳥のあとはかもなし、と見えたり（眞丈雜記）

クルワ　曲輪（郭）　城の周圍に繞らし築ける境堺の土石をいふ、凡そ城に丸といひ、曲輪といふは近世のことにて、古書に所見なし、續紀寶龜五年七月の條に、陸奥國言、海道蝦夷忽發二徒衆一、焚レ橋塞レ道、既絶二往來一、鎮守將生城、敗二其西郭一云々と見えたれども、字義集に、壘岩、壘、ホリキ、ツヒヂ云々」とあり、且つ庭訓下學節用等の書にも載せざれば、「クルワ」とは訓まざりしなり、戰國時代、城を丸くめぐりくゝたる形に築きたるより、丸といひ曲輪といふ名稱出でしものなるべし、甲陽軍鑑越後軍記などに、多く曲輪の文字見えたり、又二曲輪、三曲輪、内曲輪、外曲輪、外張曲輪、横曲輪、腰曲輪、帶曲輪、斗曲輪、出曲輪、捻曲輪、水曲輪、的場曲輪、町曲輪等の名稱あり、執もその構造の形狀及び位置に依て名づく（武家名目抄、古今城制考）

クレガク　呉樂　名稱沿革　雅樂の一、呉國より傳はりたる樂なるを以て、此名あり、伎樂とも書き、「ゴガク」ともよめり　起原沿革　推古天皇二十年百濟人味摩之歸化す、呉に學びて伎樂舞に通ず、朝廷地を櫻井に賜ひ、少年を集め習はしむ、嶋野首弟子、新漢齋文の二人就て之を習ひ、其舞を傳ふ、是れ史に見えたる始めなるべし、其後天武天皇朱鳥元年三月、新羅の客を饗せんが爲め、川原寺の伎樂を筑紫に運ぶことあり、令制定の時、雅樂寮に伎樂師一人ありて伎樂生を教ゆることを學る、延喜雅樂式に、四月八日、七月十五日齋會に、伎樂人を東西二寺に分ち充て、會の三日前大和國城下郡杜屋村の樂戸につきて其人を選び充つること見えたり、爾後南部の狛氏に此樂傳はりたれども、現今之を用ひず○歌曲に獅子舞、呉公、迦陵羅、波羅門、崑崙、力士、大孤、醉胡、武德樂等あり、雅樂（ガガク）參看（樂家錄、歌舞品目、歌舞音樂略史、芝蘭盛氏說）

クレタケノダイ　呉竹臺　大内裡仁壽殿四向の右方に、呉竹を植ゑたる處をいふ、是れ鳥を宿せしめ夜の明るを待つがため、朝政の設なりといへり（大内裡圖考證、倭訓栞）

クレナ井　紅　染色の名、赤き色なり、裝束色彙は、韓紅、中紅、退紅の三色を通稱しての名なりといへり、袍、狩衣、直垂、下襲、袙、單衣、大帷、袴、大口、狩袴、裙、袈等なれば此色にて染め、袍は、五位以上着用（衣服令に見ゆ、然れども、延喜十八年以後は深紅を禁ず）狩衣は、室町時代足利義政大納言の時に着用せしことあり、直衣は、近衛家着用し、下襲は、晴の時に宿老の人用ひ、袙は、天皇四季通じて着御、單は、成長の人常用し、大帷は、赤と同一物にして、正月最勝講の時講讀師着用、衣は、天皇及び中宮の着御、また女房夏時に用ひ、袴は、中宮着御（深紅の小口袴）は、主上冬時に着御）狩袴は、臨身着用、裙は、四孟及び尋常の時無位の官人用といふ（裝束色彙）

クレナ井ギク　紅菊　襲の色目の名、表紅にて、裏青なるもの、秋季に著用す（藻鹽草）

クレナ井ザクラ　紅櫻　襲の色目の名、表紅にて裏紫なるもの、紅梅に同じ（胡曹抄）

クレナ井スリゴノヨロヒ　紅裳濃鎧　胴は薄紅（モ・イロ）、袖草摺は最上は白、次薄紅、次は中紅、下は本紅に威したるを云ふ、平治物語頼朝擧義兵條に「秀衡こん地の錦の直垂にくれなゐすそごの鎧云々」、とあり、なほ吾妻鏡太平記にも見えたり、

クレナ井スチ　紅筋　織物の名、地色は何にても紅の横筋を織りたるものを云ふ（眞丈雜記）○御供故實に、紅筋の事、男は十四五歲までにて候、是も織筋の内なり」と見えたり、

クレナ井ツツジ　紅躑躅　襲の色目の名、藻鹽草には、表紅にて、裏は薄紅なりといひ、女官飾抄には表は蘇芳にて、裏は薄紅なりといへり、

クレナ井ニホヒ　紅匂　襲の色目の名、女官飾抄には、表紅にて、裏の薄紅なるものといひ、雅亮裝束抄には、女房の衣は、上は紅にて、下は薄くにほはしてかさねといへり、四時共に祝賀の時に着用す、匂とは、今云ふぼかしなり、何の匂ひと云ふも凡て上の方を濃くして次第に薄くぼかすを云ふ、服色にては、上の方を濃き紅とし、下の方を次第に薄くして重ねるを云ふ、崩黄の狩衣着る時に用ふるをいふ、

クレナ井ノウスヤウ　紅薄樣　襲の色目の名、表紅にて、裏白なるものをいふ、四時共に祝賀の時に着用す（女官飾抄）

クレナ井ノウツリク　紅裝束　此年以後の常の束帶の色目、表袴の裏及び大口赤く、袙、單紅なるに依てかく名づくるか、後柏原院裝束抄に、中臂、下襲、濃裝束曉櫛に相違、紅打袴、萠木袙二（若々一ッ或薄色）紅單衣、表袴裏赤、赤大口、檜扇云々」と見えたり（裝束色彙）

クレナ井ノハカマ　紅袴　女官の服、晴襲の別なく着用する紅色の袴を云ふ、俗に緋の袴ともいふ、此の袴をコハク張りたるを紅張袴と云ふ、女官飾抄に袴は紅のほり袴、祝の時は濃きほり袴、冬夏同じ、襲の時、生の紅の袴、冬は御衣八領、或は六領、あるは五領以下、此上に袴をきるなり、夏はひとへかきれの上に袴を着す、近代は小袖を着用す云々」と見えたり（女官裝束圖式、安齋隨筆）

クレノツヅミ　細腰鼓（腰鼓）　名稱沿革　樂器の一種、もと呉國の樂器なり、一鼓、二鼓、三鼓の三あり、只其節に應じて其名を附するのみ、一鼓は古樂の鼓にて胡國の樂器、胡國の天子神祉に奏謂の時、伶人此曲を奏して一曲を打ち天下の和平を詠ふといふ、我邦大變の時、左右に一鼓を懸け此鼓を用ふ、二鼓は一鼓より小にして舞人の袖も、儀行法も、一鼓の如し、一鼓の次に列立して打つ、一鼓一曲打ち終りて其次此鼓一曲を打つなり、興福寺常樂會に之を用ふ、三鼓は和名「クレツヅミ」俗に「サンノツヅミ」と稱し、呉樂の鼓なり、此鼓は有樂の拍子の鼓となす、手にて之を打つ（今は槌にて打なり）和名抄に、腰鼓、唐令云、高麗伎一部、横笛、腰鼓各一（腰鼓俗云三乃豆々美）と見えたり、然れども談なる事は樂家錄に、盛按新唐書禮樂志曰、革有二枝鼓、第二鼓、第三鼓、腰鼓、大鼓、然和名類聚抄以二腰鼓一爲二第三鼓一、源順博古、定有二其據一也、今不能考二其說一也」と云ひ、箋注

に亦辨ぜられたり（樂器）一鼓は、面徑八寸、胴長さ一尺二寸、口徑五寸三分、朱漆にて花卓を繪がき、紅絲繩を以て革を約む、木桴の長さ一尺許、黑漆なり、三鼓は、徑一尺四寸、胴の長さ一尺五寸、口徑七寸二分、黃絲繩を以て革を約む、桴は白木にて、餘は一鼓に同じ、文獻通考に、腰鼓之制、大者瓦、小者木、皆廣首纖腹、と見えたり、雅樂（ガガク）の掃圖、及び鼓（ツヅミ）の條參看すべし（教訓抄、體源抄、歌舞品目、禮樂志）

クレノツヅミノシ　腰鼓師　雅樂寮の役人、腰鼓生を教授す、「ガガクレウ」を見よ、

クレハトリ　呉織　呉國より來りし織工、及び其法によりて織り出せる布帛を云ふ、「クレハタオリ」の約言、本居宣長は、漢織に同じと云へり、書紀に、應神天皇の三十七年春二月、阿知使主をして縫工女を求めしむ、呉王呉織穴織等の四女を貢す、四十一年二月、阿知使主等婦女を率ゐ攝津武庫港に着す、時に天皇崩御の後なりければ、之を大鷦鷯尊に獻ず、此女の後は呉の衣縫蚊屋衣縫なり、漢織（アヤハトリ）參看（書紀、書紀集解、古事記傳）

クロアシゲ　黑葦毛（烏驄）　馬の毛色の名、葦毛に黑みあるを云ふ、明月記吾妻鏡安土日記等に黑葦毛馬と見えたり、韻會小補曰、鵠、補抱切、爾雅曰、驪白雜毛、郭璞云、今烏驄、疏云、毛色黑白而復有二雜毛相錯一者、名鵠云々」、「アシゲ」、「ウマ」參看、

クロイトラドシ　黑絲威　黑絲にて威したる鎧を云ふ、保元物語白河殿攻落の條に、大將は赤地の錦の直垂に黑糸威の鎧に鍬形打たる兜を着云々と見え、此他平治、平家物語、源平盛衰記、吾妻鏡等にも散見す、又是を黑絲鎧とも云ふ、太平記山門攻條に、杉本の山神大天狗鎧と云ける惡僧、黑絲の鎧に鳳頭の甲の緒を縮め云々」と見えたり○又鎧の總體を黑絲にて威し、袖草摺を上の方を黑絲に威し、下二段を濃紅にして端を匂はせたるを黑糸威褄紅端匂鎧と云ふ、長門本平家物語水島合戰條に、船軍はやうあるものなれとて、唐卷染の小袖に精好の大口に、黑絲威の鎧のすそ紅に端匂はしたるを着て云々」と見えたり、「チドシ」參看、

クロエヌリ　黑江塗　名義　紀伊國名草郡黑江村に於て製する漆器をいふ　起原沿革　寛永年間漆工某（按するに、天正十三年同國根來寺廢滅し、僧徒等四方に解散せし中に、漆樑に巧なるものこの地に來て起業せしならん）といふ者、始めて渡地椀を製し、續て折敷及び日用の家什を造り販賣す、其土人も亦これに倣ひてこれを造る、歲月を經て漸く盛なり、天保十年紀伊國主德川齊順、其臣仁井田好古等をして黑江村戶口の概略を撿せしめしに、戶數千三百餘、人口四千五百餘なりと云ふ、寛永年間この地の戶口を檢せしに甚だ鮮少なりしに、漆工の業起りてより以來、歲月に增殖して、人口殆ど七千の多きに至る、安政五年德川家定、海外各國に通商を許す、爾來黑江の漆工等從來製出する所の器物の外に、時に適する蒔繪の漆器を製す、其業益盛なり（工藝志料）

クロカゲ　黑鹿毛（烏驄）　馬の毛色の名、鹿毛の黑みあるものを云ふ、篇海類編に、馬の赤く黑き毛ないふと見えたり、源平盛衰記都波山戰條に、三河守知度は赤地の錦の直垂に、紫すそごの胄に黑鹿毛なる馬に乘て、西の山の麓を北に向て、五十騎を相具して云々、吾妻鏡、文治元年正月一日乙酉卯姑、武衛（頼朝）御水干（御參詣用の名）波多三神馬二疋（黑鹿毛）云々と見えたり、「ウマ」參看、

クロカスゲ　黑糟毛　馬の毛色の名、糟毛の黑みあるを云ふ、小右記長和二年九月二十七日の條に、黑糟毛と見え、源平盛衰記高綱渡宇治川條に黑油馬の太く逞に金覆輪の鞍置て乘りたりけるが云々」、吾妻鏡建保元年九月十二日條にも見えたり、「カスゲ」、「ウマ」參看、

クロガネモン　鐵門　江戶時代門扉へ鐵の筋鐵を渡し、角鐵具などして造りたるものをいふ（家屋雜考）

クロカハ　黑川　所在　越後國蒲原郡黑川村　起原沿革　鎌倉時代、和田義盛の六男義信の子雙前守義治、黑川郷の地頭に補せられ、此地に住す、子孫黑川と稱す、爾後相繼きて鄕士たり、降りて江戶幕府享保八年柳澤吉保の二男時經、甲斐より轉じ、一萬石を領す、此に陣屋を置きて治す、子孫相繼ぎて明治に至る（越後國略風土記、北越軍記、武鑑）

クロカハヲドシ　黑革威　黑革にて威したる鎧を云ふ、保元物語白河殿攻落條に、黑革威の鎧に角打たる兜を着云々」と見え、其他平家物語、吾妻鏡、承久記、室町殿日記等にも見ゆ、又黑革鎧とも云ふ、梅松論に、饗庭が子黑皮の鎧着て云々」、太平記山門攻條に、長八尺許なる男一荒々たるが鎧の上、黑皮の鎧を着云々」、胴丸、腹卷、具足にもあり、

クロカハジヤウ　黑川城　若松城（ワカマツジヤウ）を見よ、

クロカハノクツ　烏皮舄　舄の一種、和名抄に烏皮舄、胡履也と見え、箋注に、釋名履、其下曰舄、舄、腊也、行履久立、地或泥濕、故履其下使乾腊也云々」といへり、表皮を赤く朱塗とし、裏に赤地の錦を張り重ねたる履にて、結紐は赤の組紐なり、

天皇以下親王諸王諸臣の五位已上、禮服着用の時、これを用ふ、其服令に、謂二烏皮一者色皮也、御即位大嘗會等大祀朝賀之時用レ之」とあり（雅亮裝束抄、裝束抾要抄）

クロカハノコホリ　黑川郡　所在　陸前國　起原沿革　天平十四年正月に見えたり、蓋し建國の初之を置きしものなるべし　沿革　日本後紀黑河に作り、延喜式黑川に作る、和名抄に、新田（ニフタ）白川（シラカハ）驛家等の郷あり、爾後變遷なし（郡名異同一覽、國郡沿革考）

クロカハラゲ　黑河原毛（沙駱）　馬の毛色の名、河原毛の黑みあるを云ふ、太平記京軍條に、紺糸の鎧に紫の母衣懸て黑瓦毛なる馬に厚總懸て乘たる武者云々」と見えたり、

クロキ　黑酒　神前に供する酒の名、常山の根を黑燒にして酒にまぜたる物なり、中古黑胡麻の粉を用ひられしこともありしが、本義にあらず、大嘗會或は新嘗會の時、白酒と此品と二つを神酒に奉る、延喜造酒式に、新嘗會、白黑二酒料云々、又云、造酒者米一石、以二二斗八升六合一、爲レ糜、七斗一升四合爲レ飯、合二水五斗一、各等分爲二二甕一、甕得二酒一斗七升八合五勺一、熟後以久佐木灰三升、和二合一甕口、方稱二黑貴一、其一甕不レ和、是稱二白貴一、と見えたり、其製造法を知るべし（延喜式、眞丈雜記）

クロキノゴシヨ　黑木御所　黑木屋（クロギノヤ）を見よ、

クロキノヤ　黑木屋　丸木即ち皮を削らぬ木材にて作りし屋を云ふ、黑木とは皮を削らぬ木を云ふなり、仁德天皇の宮殿を黑木御所と稱ぜるは、飾らず黑木のまゝにて作れる故にしか云ふならん、又萬葉集に、はたすゝき尾花遂穿黑木もて、造れる家はよろづよまでに、とあり、新千載集に後深草院御即位の始め、黑木の屋へむかひ侍るとも見え、小島の すさびに、黑木御所とあるも皆同じ、

クロクゼニ　九六錢　名義　明治維新前、鐚錢を通用するとき、九十六文を以て百文とすること、奥羽等三數國を除き一般の定となせしが、其を九六錢といふ、また省錢、省百ともいふ　起原沿革　建武式目追加永正五年の條に、百文の三分一を三十二文とせることあれば、既に當時九十六文を百文とせしことありしなるべし、然れども、其由來に就き敬說ありて定まらず（一）上杉憲政の家士等後閑くして代官を勤むるもの永樂錢を、百姓より長百文にとり收め、其内三文を省き九十七文を百文にして識に納めしに始まるといひ（二）和事始には、省百文は上杉の老臣長尾意玄に始るといひ「ゆたかなる世には盈虧あること、長久の政なれば、代物を九十六文にして四文づゝかけみち然るべし、其上三十二文づゝ三に分け、又三十二文を四に分れば八文になる也、かくては錢の使用もよしとて、九十六文を百文とし、九百六十文を一貫文と定めたり」、と見えたり（三）奥州會津四家合考に、「白河は奥州の大關なれば、往還の旅商より役錢をとる、百文を四文省き九十六文を以て百文の數に用ゐる、中頃永樂錢の異朝より渡り帝都へ駄上する時、門司赤間の關にて百文の内四錢を役義に押取り、九十六文を以て帝都の百文に用ひたる例にて、斯の如し」と見え（四）田園類說に、九十六文を以て百文とすることを始めしは、鎌倉上杉の家臣領分へ他國の商人入込みて、領分の錢を他國へ持行とて百文の所へ四文づゝ省いて渡せしより始りたりとあり、又或書に、甲州信玄の家臣不算の人の爲めに始めしなどいへど、元は世俗にいふ、仕かけ相場といふ類にて、百文に減段せし物なり、九十六文にて拂より出來たるものなり、尤諸國一統の事にてもなし、東國北國筋の内今以調百錢を通用す云々」といひ（五）貨幣通考に、寛永十三年六月に始めて寛永通寶を行はる、その錢は今所謂耳白の内背に文字なきものなり、此の頃は金一兩に四貫文なり、省百も此時より始ると云、鑄錢局より賣渡すとき百文につき四文づゝ局費を去て渡しつる故、その儘通用せしといへり（九六錢考）

クロクハモノ　黑鍬者　江戶幕府の職名、將軍の遊獵に駈使し、平常は諸觸達に使役せらるゝことを務む、其數四百七十人あり、其を支配する者を、黑鍬頭といふ、三人あり、高百俵を食む、御譜第席にて、御臺所前廊下に詰め、目附の所管たり○武田上杉の頃よりありしと見え、見聞雜錄に、武田上杉之弓矢は古今無類と□□する事、軍果て猶以て揭焉は、雙方より郡村奉行夫あらじ、こを支配する小人頭、道造のクロ鍬の頭組を引連云々」又、御陣中御供の大工七十人を以て不レ限二晝夜一御尊請、此人足には黑鍬の本組千人、道造の新組五百人云々」とあり（明良帶錄、武家名目抄、官制沿革略史）

クロクリゲ　黑栗毛（紫騮）　馬の毛色の名、栗毛に黑みあるものを云ふ、和名抄に、紫騮、黑栗毛也」とあり、箋注に、紫騮は赤栗毛、烏騮は黑栗毛と訓むべしといへり、平家物語宇治川先陣條に、佐佐木四郎の給はれたりける御馬は、黑栗毛なる馬の極めて太くたくましきが云々」、吾妻鏡文治五年五月十九日鶴岡塔供養の條に、源藏人大夫進一疋（黑栗毛）云々」、竹崎五郎繪詞に、「黑栗毛なるむまにこともしのくらをきて云々」と見えたり、「クリゲ」參看、

クロクルマ　黑車　黑蕉車（クロムシロノク

ルマ)を見よ、

クロゲ　黒毛(驪)　馬の毛色の名、純黑なるを云ふ、又、「スミノクロゲ」ともいふ、和名抄に、驪馬、毛詩注云、驪(音離、漢語抄云、驪馬、黑毛馬也)純黑馬也」とあり、續紀天平寶字七年五月奉幣して丹生河上社に黑毛馬を獻じ、寶龜二年六月同く黑毛馬を同社に獻ず、保元物語義朝出陣の條に、くろ馬のふとくたくましきに、いかけ地のきんふくりんのくらをひて云々」、平家物語富士川條に、副將軍薩摩守忠度は、緋地錦の直垂に、黑糸威の鎧着て、黑き馬の太くたくましきに、鏡懸地の鞍を置て乘給へり」と見え、此外香妻鏡、源平盛衰記、著聞集、義貞記等にも多く見えたり、「カマ」參看、

クロサウゾク　黑裝束　凶服の一、凶服の樣に同じ、素服勘物に、「是は心喪の由なり、(園太曆)商廂の凶服に於ては、五旬以後、宣下にて除くと雖も、御ヤ同中懇志の舊臣、尙黑染を着て、是心喪通用の義の由など記ぜり、又(心記)素服は宣下によりて素服を除けども、一周の間舊院に參の時、黑裝束を着くるの由記ぜり、之を舊院の御服など、稱し、又は服衣など、申候、是も公卿は直衣、非參議は黑の布衣、殿上人も黑の布衣など、注し申し候」、と見えたり、

クロジヨ井ン　黑書院　江戸城居間の名、江戸城表の西隅に在り、北は大奥に接す、上段下段の二間あり、また黑木書院ともいふ、

クロズミケウ　黑住敎　神道(シンダカ)を見よ、

クロズミシンダウ　黑住神道　神道(シンダカ)を見よ、

クロセドノ　黑瀨殿　西園寺實光をいふ、伊

クロダウチ　黑田氏(筑前福岡)　姓は宇多源氏、佐々木源三秀義の五代京極佐渡守滿信二男四郎左衛門尉宗清、近江國伊香郡黑田邑に住す、因て氏となす、六世黑田右近大夫高政、近江の守護佐々木大膳大夫高賴及び其子近江守氏綱に屬す、永正八年山城舟岡山の戰に當り軍令を犯して、將軍足利義稙の怒を得たりしが、佐々木氏の保護によりてその罪を免る、是に於て備前國邑久郡の內を賜ひ福岡に移住す、其孫美濃守職隆初めて小寺氏を稱す、男小寺官兵衛孝高初め織田信長に屬し、後に羽柴秀吉に從ふ、天正十年明智光秀を討て功あり、十二年攝津大阪城を預り、十四年小寺氏を改め黑田氏に復す、十五年筑紫の陣に功あり、豐前國六郡を賜ふ、十六年五月勘解由次官に任ず、其四男黑田松千代、後に吉兵衛長政と號す、十七年封を襲ぎ、同年六月從五位下に叙し、甲斐守に任じ、秀吉薨去の後德川家康に仕へ大功あり、家康女婿とす、關ヶ原の役勳功あり、慶長五年十月筑前國を賜ひ、五十二萬三千百石餘を領し、福岡城に住す、八年三月從四位下筑前守となる、十七年十二月嫡子萬德に偏諱を賜ほり忠之と改む、寵後子孫偏諱を賜はるを恒式となす、十八年正月家號松平を賜ほり叙爵せられ、右衛門佐と稱す、子孫相繼ぎて明治に至り侯爵を授けらる(系圖、藩翰譜、德川加除封錄、華族譜)

○重隆——職隆——孝高——長政——忠之——光之

綱政——宣政——繼高——治之——治高——齊隆

クロダウチ　黑田氏(筑前秋月)　黑田筑前守長政三男黑田大膳元和九年十月父の遺領筑前國秋月須下座嘉麻三郡の內に於て五萬石を分知す、初め孝政と名づけ、後ち長興と云ふ、寛永三年八月從五位下に叙し甲斐守に任ず、秋月を本居とす、子孫世々相繼ぎ、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系圖、華族譜)

○長興——長重——長軌——長貞——長邦——長慕

長堅——長舒——長韶——長元——長義——長德

長敬(アツ)

クロダウチ　黑田氏(上總久留里)　武藏七黨、丹治の族頭加治刑部左衛門季仲より出づ、季仲の男勘解由左衛門家勝、武藏高麗郡中山に住し、中山を家號とす、其子家範北條氏輝に仕ふ、其子照守北條氏亡びしを以て德川家康に仕ふ、其子直治關ヶ原の功を以て慶長七年二月百石を賜はる、元和元年七年大阪の役の功を以て目付に補せられ、六百石加賜、十年四月七日鎗奉行に補せられ貳千石加賜、寛永十一年正月邑百石墾田四百石併せて五百石を次子帶刀直道に分封す、元祿十三年十二月朔日豐前守直邦七千石加賜、館林右馬頭の傅相に補せらる、十六年正月五千石を常陸國に加賜せられ下館城を治む、寶永四年正月五千石加賜、享保十七年三月朔日五千石加賜、上野國に移封沼田城を治む、七月老中職たるの累勳を以て五千石加賜、前封を併せて三萬石、直邦黑田直相の女婿なるを以て姓を冒して始めて黑田と稱す、寛保二年七月大和守直純封を上總國久留里に移され、城を築きて之を治む、子孫相繼ぎて明治除封錄、華族譜に列して子爵を授けらる(系圖、德川加除封錄、華族譜)

○丹治家勝——家範——隱守——直定——直治

直邦——直純——直亨——直英——直溫——直方

直候——直靜——直和——直養——和志(ヨシユキ)

クロダ・ジヨス井　黑田如水　黑田孝高(クロダシタカ)を見よ、

クロダナ　黑棚　厨子の類をいふ、クリヤダナの轉ぜしなるべし、室町時代以後諸家の婚禮に用ふるものなり(倭訓栞)○嫁入記に、くろだなとは、ちがへだなのことなり、以上三重なり、上下は板をひきわたしにあるべし、中は高く低くちがへてこしらへ候ふ、何にてもてぐさの物をおく也」と見えたり、

クロダナガマサ　黑田長政　名義　幼字松壽丸、後ち吉兵衛と稱す、法名興運院古心道卜　系統　孝高の子　事蹟　二十歳の時、賞として京師に往く、織田信長、豐臣秀吉を以て監護せしめ、之を近江長濱に置く、天正五年十三歳にして三木の役に從ひ、始めて首級を得たり、十二年父に從ひて中村一氏を岸和田城に援ひ、雜賀根來の兵と戰ひて首を獲る事二級、十五年筑紫の役に當り、財部、日隈、切山、觀音寺の諸戰皆與からざるはなく、更にまた賀來、福島、犬山等の城を拔く、秀吉馬を贈りて之を賞す、十七年父の封を承け、豐前中津城を領し、六月從五位下甲斐守に叙任す、文祿元年征韓の役起るに及び、小西行長、加藤清正等と共に先發して海を航し、金海昌原を破り、王城平安に戰ひ、白川の城を守る、前後凡そ七年の間各地に轉戰して頗る功あり、既にして秀吉薨じたるを以て、諸將と共に兵を收めて歸りしが、小西行長、寺澤廣高等と軍功を爭ひて訴訟を起し、軍監等罪に服す、慶長四年豐臣家の奉行等私に德川家康を圖り、伏見大阪の附近騷擾を極む、長政父と共に欵を家康に通じ、且つ列侯を諭して之が備を爲す、家康其志を諒みし、保科正直の女を娶ひて長政に配す、翌年東西雌を構へて兵起るに及び、また東軍に與みして海道より西上し、道すがら諸城を拔き、遂に關ヶ原の戰に會し、大に三成等を破る、功により筑前國五十二萬石を賜ひ、福岡城に治す、八年從四位下に叙し、筑前守と改む、大阪冬陣の時長政關東に在りて軍に從はず、夏陣に當りては、德川秀忠に從ひて師に陪し亦功あり、元和九年八月卒す、年五十六、長政幼にして雄偉常ならず、少壯の時好で馬を馳せ劍を試み射を習ひ銃を放ち、皆その術に達す、常に士を撫し民を惠み、諫を納る、聞あれば友と會し花卉を愛す、豐臣秀吉に從ひて長政の書寫し坐右に置く、長政また勇を好み毎に後藤正次と功を爭ふ(野史)

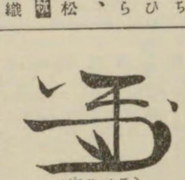
(押花政長)

クロダニダウ　黑谷堂　金戒光明寺(キンカイクワウミヤウジ)を見よ、

クロダノイホトノミヤ　黑田廬戶宮　名義　孝寧天皇の皇居　所在　大和國城下郡宮古黑田　沿革　天皇の元年十二月、都を此地に建つ、孝元天皇の四年に至て廢す、其二村の間○今は郡杜と稱す、

クロダヨシタカ　黑田孝高　名義　幼字萬吉、後ち官兵衛と稱す、名は祐隆、後ちまた孝隆、孝高と改め、致仕入道して如水と號す、法名龍光院圓清、父の時より一時小寺氏を冒せしが、後ち黑田氏に復す　系統　識隆の子　事蹟　播磨姬路の城主たり、もと赤松家の被官なりしが、識隆の時織田信長に欵を通じ、爾來其幕下に歸す、天正五年中國の役に際し、毒矢を額に受け、翌年東西雌を構へて兵起るに及び、豐臣秀吉に從ひて作用城を攻め、同十一月また竹中重治と共に備前國福岡城を攻め、翌六年毛利氏の軍上月城を圍むや、其後卷として高倉山に屯す、此年荒木村重叛せしかば、孝高之を訪うて諫むる所ありしと雖も聽かず、却て孝高を捕ふ、既にして孝高間を得て脫し、村重亦遂で亡ぶ、八年秀吉三木城を陷るゝに當り之に住せんとする意あり、孝高說いて曰く、我住せる姬路城は當國第一の要衝にして、且つ海運の便あり、請ふ足下に呈せんと、秀吉大に喜びて姬路に徙り、宍粟郡山崎城を以て孝高に與ふ、これより後ち深く秀吉の信任を蒙り、其腹臣たり、山陰山陽の諸戰をはじめとして、山崎、賤ヶ嶽、小牧、筑紫の役に至るまで、常に其帷幕に參與して籌筴の功頗る多く、世人今張良と稱す、十五年七月豐前國六郡を賜ひて、十二萬石を領し、中津城に居る、十七年家を子長政に讓り、致仕入道して如水と號す、時に年四十四、蓋し秀吉心竊かに其宏度を猜忌し、建て、巨藩と爲すを欲せず、孝高之を揣り、禍を取るを恐れて玆に及べるなり、然れども秀吉深く其才を惜み、致仕の後も左右に付せしめて顧問に當つる事元の如くなりしといへり、十八年小田原征討の師起るや、孝高また之に從ひて軍議に與る、文祿征韓役に際しては、淺野長政と共に、命を奉じて海に航し、慶長再征の軍には、元帥小早川秀秋を佐けて再び渡海し、蔚山の急を救へる等其功尠なからず、慶長五年石田三成等德川家康と雌を構へて兵を起すに及び、孝高時に中津に在り、志を家康に通じ、長政をして軍に從はしめ、自ら西國に於て三成の與黨竹中重信、大友義統等を降し、頻に諸城を

(如水自署)

拔き、又加藤清正と謀を通じて島津氏に備へ、進んで宇土城を陷いる、既にして關ヶ原戰爭り、長政功により大封を受くるや、東上して捷を賀し、且つ爵を進め、湯沐邑を上國におき大政を咨詢せんとす、辭して受けず、卽ち本國に歸りて靜に老を養ひ、慶長九年三月卒す、年五十九（藩翰譜、野史）

クロツキゲ　黑月毛　月毛（ツキゲ）を見よ、

クロヅクリノタチ　烏裝横刀（黑裝、黑作、黑造）　柄は鮫皮にて黑くし、目貫は家の紋を燒付、鞘は黑塗、鍔金具、皆赤銅にて作りたるを云ふ、故に赤銅作太刀とも云ふ、又黑太刀とも云ふ（禮葬考、貞丈雜記）御供故實に、黑作と申は、鍔も塗り、鍔金具は赤銅にて候、又塗金具にても鞘も塗鞘、柄は常の如く鮫にて候、帶取は菖蒲章をたゝみ候て、什候、糸にても皮にても卷申て候、是を黑太刀と云ふ也云々」と見ゆ、大寶令の制衞府の志以上之を帶せしも、又神社にも收めしと見え、木工寮式に、供神料烏裝太刀とあり、室町幕府の時、將軍出御の折、中間に黑太刀を持たしめ、又進物等にも用ひたり、

クロトクサ　黑木賊　鹿の色目の名、雁衣抄には表青のくろばみたるにて、裏は白なりといひ、雜事抄には裏白にて、表黃色のくろばみたるなりといへり、

クロヌリノタチ　黑漆劒　諒闇の時用ふる劒をいふ、柄鞘の金物を各々黑く塗りたるものなり、飾抄に、黑漆、諒闇帶之、金具等、拔書吉服劒具也、裝束無文紫、或藍革云々、劒柄白佐女如常、重服同黑鞘、金物黑漆、白革裝束、柄黑佐女云々とあり、但し六位以下は平日黑漆劒を帶て、金物常の如し、諒闇の劒は全く別物なり、まかう可らず（飾抄、裝束圖式）

クロノハウ　黑袍　黑染の袍を云ふ、四位以上之を着す、もと一位は深紫、四位は深緋の袍を着す、紫も緋も深く染むれば黑となる、一條天皇正曆の頃より延喜縫殿式の染式廢れ、深紫深緋をも本式に染めず、鐵漿に五倍子を交ぜて、似せ色を染初めしより、深紫も深緋も差別なく、一位四位の袍の色同じく黑染になりしなり、其後何の時よりか四位も一位の袍を着るが如くなりしより、二位も三位も共に黑袍を服する事となれり、續世繼ほら〳〵の御子の卷に「或る人申されけるはつるばみの衣は王の四位の色にてたゞの四位と王五位とは、くろあけなき、唯の五位あけの衣にて、うるはしく有るべきを、今の人心をよすけて四位は王の衣になり、五位は四位の衣をきるなるべし、撿非違使上官などは猶あけなあらためざるべしとぞはべりける」と見えたり（安齋隨筆）

クロブチ　黑駮　馬の毛色の名、黑にて斑あるを云ふ、源平盛衰記東使戰木曾條に、黑駮馬に金伏輪の鞍置て乘たりける、吾妻鏡文治五年八月十日の條に、金剛別當子息下須房太郎秀方（年十三）殘留防戰、駕黑駮馬額白髦、陣、其氣色揚揚也」と見え、此外梅松論等にも屢々見えたり、〈ウマ〉參看、

クロブネ　黑船　名義　伊達正宗の作りし船の名、江戸時代の三大船の一と稱せらる　構造　詳かならず、船材は仙臺封內に伐り十四間一尺五寸、帆柱松十六間三尺、彌帆柱松九間一尺五寸なりといへり、以て其大さを察すべし　沿革　慶長十八年伊達正宗江戸に在り、三月南蠻國へ船を渡さんと欲し、向井將監忠勝と議して船を造る、將監より幕府の大工與十郎及び水手頭蔵之助、城之助を下し其事に與からしめて作らしむ、同九月支倉常長等之に艤して南蠻に向ふ、八年を經て支倉等歸朝す（洋々社談）

クロブネ　黑船　江戸時代歐式の船をいふ、船體多く黑く塗れるを以て名づく、太閤記に、南蠻國云々、好み侍るやうに黑船を修理しとらせよと仰せつけられしかば」と見えたり、

クロマス　黑桝　伊勢外宮子良館にて用ふる桝の名、古今要覽稿に、子良館に黑桝といふもの二あり、その大さ長五寸二分半、廣さもおなじ、深三寸、この積八十二寸六分八厘七五あり、今の京桝にて一升二合八勺零九有奇にあたる、一は長五寸一分半、廣さもおなじ、深二寸六分、この積六十七寸九分一八五あり、今の京桝にて、一升零五勺二一八有奇なりと」とあり、

クロミドリノウマ　青驪馬　青毛（アチゲ）を見よ、

クロムシロノクルマ　黑莚車　車の一種、公卿裝束中に用ふるもの、黑車ともいふ、莚とは、張莚として兩降る時、車を覆ふ莚なり、其莚を墨にて黑く塗りたるものなり、又塗らざるも宜しとす、重服の時は、兩降らぬ時も之を覆ふといふ、西宮記に、或記云、天祿四年十一月八日、女御懷子於二東河一有二除服一、其儀御二檳榔毛車一、其上張二莚懸一、鈍色簾垂下簾歟等一、御祓之後、取二張莚一懸二簪簾等一、卽以歸御云々」と見えたり（小右記、裝束色彙）

クロンバウ　黑坊　印度、亞弗利加等の黑色人種をいふ語、倭訓栞に、蠻人に云ふは、カフリ國產卽眞崙奴也、朱瑛が可談に、廣中富人多畜二鬼奴一云云、有二一種近二海者一、入二水眼不一眨、謂之眞崙奴、と見えたり、眞崙國の產、色至て黑しといへり、又骨董記に李大后形、長面色黑、宮人皆謂之眞崙、とも見えた

り、和蘭人コロンボと呼べり、云々」と見えたり、

クロメ　黑目　物をはかる目方の名、地方新書に、今量（一升は十合なり）三勺の重を十二錢とす、其の十二分の一を一分とす、（一錢）十分を大一兩とす、（十錢）十六兩を大一斤とす（百六十錢なり）俗に唐目又黑目と稱す、今普通に用ひる所のもの是なり、是一種の衡法なり」といへり、

クワ　窠　窠紋（クワノモン）を見よ、

クワ　火　王朝時代、軍團の兵士十人の團隊をいふ、屯營の中十人一房に居て炊爨を共にするを以て其名あり、其頭領を火長といふ、火と夥と音通じて夥長とも書けり、猶軍團（グンダン）を見よ（倭訓栞）

クワアフスウ　花押藪　卷數　七卷　內容　上天皇より下連歌師に至る迄七百四十名の花押を集載す、類を分ち、部を立て、各年代を以て次第し、或は一家同部の者は年代に係らず疊次して之を出し、姓名の上に家號を注し、下に其文の名、官位卒年を示し、觀覽に便ず、花押は眞跡に臨摸し、徵據ある者によりて取りしも、其原本に既に疑はしき者ありて、全然信據するを得ざる者あり　著者　常陸人丸山可澄、雲平と號す、系圖の學に精し、此の外繪花押藪、諸家系圖纂、本朝姓氏類纂等の著あり（花押藪、水戸人物傳）

グワイ井　外位　「ゲキ」を見よ、

グワイイン　外印　ゲインとよむ、太政官印をいふ、印章（インシヤウ）を見よ、

グワイ井ン　外院　齋宮寮（サイグウレウ）を見よ、

グワイ井ンシユ　廨院主　禪宗にて院門收糴買賣の事を掌るものをいふ（禪林象器箋）

グワイエイ　外衞　左右兵衞、左右衞門の四府を云ふ、一に四衞とも稱す、近衞は內衞と稱するに對しての名、兵衞府（ヒヤウエフ）、衞門府（エモンフ）參看、

グワイエフ　外衞府　時代　王朝時代の官衞、禁裡護衞の事を掌る　職員　大將一人從五位上、將監四人從中將一人正五位上、少將一人從五位上、將曹四人從六位上、將曹四人從七位下　起源　沿革　天平神護景雲元年二月外衞府の官員を定む、光仁天皇寶龜三年二月之を廢し、所屬の舍人を、近衞、中衞、在右兵衞府に分配す（中古職官考、職官志）

繪畫　卷數　【上代】に於ける繪畫は極めて幼稚にして見るに足るものなかりしが、三韓の我國に內附するに及びて、其文物を傳へしのみならず、更に吳國とも交通するに至りしかば、繪畫の上にも尠なからざる影響を加へたり、雄略天皇の朝には、百濟より畫部四斯羅我を貢し、直接に彼國の法を我國に傳授し、其子孫は世々朝廷に仕へて倭畫師、河內畫師となれり、下りて欽明天皇以來佛法大に行はれしかば、從ひて朝鮮より、佛畫並に佛寺の裝飾を施すもの來朝せしと、推古天皇の朝遣隋使ありしより引きつゞきて、遣唐使の派遣ありしとによりて、我繪畫もまた面目を新めたること甚だ多かりき、崇峻天皇の元年には百濟王子阿佐來朝し、聖德太子の肖像を畫きしものなほ今日に存せり、此時また黃文畫師、養秦畫師、河內畫師、檜畫師等を定め、諸寺を經營する爲め、畫工を定むるの必要ありしものなるべし、同二十九年聖德太子の薨ずるや、其妃橘太郎女哀悼の念に堪へず、諸の采女に命じて天壽國曼陀羅の圖二張を作らしむ、其下繪を畫きたるは、吏漢末賀、高麗加西溢、漢貴加巳利の三人にして、いづれも歸化人なりき、爰で文武天皇の大寶元年新令を布くや、中務省中に、畫工司をおき、正一人を定めしも、皆裝飾を施すが爲めに人、畫部六十人を定めしも、華文を畫きしに過ぎず、【奈良朝時代】に至りては佛法一層の隆運に向ひしを以て、東大寺、興福寺、法隆寺、大安寺、藥師寺、唐招提寺等の巨刹には、後世の繪所のごときものなおき、彩色畫師、堺畫師、木畫師、白土繪師などいへる分業法さへ行はれたりき、【平安朝時代】に入りては、華文を作るの法一般に進歩し、畫工司と漆部司とを內匠寮に合併したり、これより畫工司を繪所と稱し建築修理の事を掌り、殿內を裝飾する華文を作り、又屏風障子に貼付する繪畫をも作る事となれり、玆に於て、繪所の畫は、從來の如く、華文を作る而已ならず、美術畫をも作ることいなりたり、また此頃よりして殿宅の裝飾一變し、屏風障子等に畫く事行はれ、山水花鳥人物等か、其主要なる題目なりき、かく繪畫の進步發展すること著しかりしを以て、名手もまた漸く輩出し、仁明文德の際には百濟河成あり、屢々召されて、古人の像、山川草木等を寫し、皆生けるが如しと稱せられき、之に次ぎて巨勢金岡あり、其繪は似繪卽ち寫眞繪にして、廣く世に行はれ、子公忠、公茂また父に肖て畫を能くせり、世に巨勢派といふ、爾來繪畫を世業とし、多く佛畫を描きたり、藤原氏專權の世に際しては更に宅磨派起る、其はじめ詳かならざれども、承保中宅磨爲成といふものあり、繪所の長者たり、佛畫に工なるもの其派中に出づるもの多し、更にまた此時代の末年に及びては、土佐

（繪所）（長者）（宅磨派）（藤原氏）（土佐派）

派の始祖とする所の、藤原基光、藤原隆能出づ、隆能は繪所預にして、佛畫の外、別に一種纖麗なる倭繪をはじめ、所謂歴史畫と稱するものゝ起因を作れり、此外僧覺猷あり、鳥羽僧正と世に稱するものにして、偶意の繪に得意なりき、【鎌倉時代】には、なほ前時代の餘風を受けて佛法盛んなりしかば、春日の繪所をはじめ、有名なる巨刹には皆それ〴〵の繪所ありて、佛像佛畫を寫し、繪佛師の業盛んなりき、然れども繪畫の進歩は佛像佛畫の外、或は神佛の靈驗を示し、或は高僧の偉蹟を顯し、或は當時の風俗を寫生するものを生じたり、現に村上一條兩天皇の際より、繪合、物語繪、日記繪等行はれしが、殊に僧覺猷藤原隆能の如き名人いでゝ、其端を開きしを以て、鎌倉時代に至り、この風の繪畫一層盛に行はるゝことゝなれり、これらの繪卷物類ほ、大むね土佐派の人々により大成せられたり、土佐派の人々ほ世々朝廷の繪所預となりて、名人多かりしが故なり、土佐と稱することは、隆能の孫經隆が、從五位下土佐權守なりしかば、これまで春日と稱せしを土佐と改め稱せしより、土佐と稱する一派いで來れりといひ傳ふ、隆能の一門のみほ、子隆親に傳へ、それより其子經隆、邦隆に傳へしが、其他土佐と稱する人々は、更に其系統分明ならず、思ふに土佐と稱するものは數流ありしなるべく、また土佐の中絶せし折々、繪所を預りし人々もありしならん、而して土佐派より、此外葉原信實、住吉慶恩等も出でたり、慶恩ほ實に住吉派の始祖なれども、其傳ほ詳かならず、なほまた此時代には、宋との交通盛にして、彼國より歸化せし高僧も、少なからざれば、多少宋畫を齎し來りしならんも、一般に土佐、住吉の繪畫行はれしを以て、いまだ宋繪を容るゝの餘地なかりしため、純然たる日本畫ほ發達し、曾て支那畫の風を受けざりしほ、此時代の特色なりといふべし、【室町時代】の繪畫ほ、全く禪僧の徒が宗教の餘暇翰墨を弄せし結果たりしを以て、其宗とする所ほ、大概宋元名家の淡墨瀟洒たる筆法の繪畫なりき、蓋し前代の時、既に蘭溪禪師以下諸名僧投化して宋風の繪畫を傳へしも、時運いまだ到らずして、只僅に、禪僧間に行はるゝに過ぎず、其後僧可翁文保のはじめ、入宋して彼地に留まる事十年、歸朝して建仁寺に住し、牧溪風の繪を描きたれども、なほ世に用ひらるゝに至らざりしが、兆殿司の出づるに及びてはじめて一勢力を得たり、兆殿司專ら李龍眠の跡を慕ひ淺色の佛畫多かりき、これに次ぎて如拙、周文出で、周文の門より小栗宗丹、狩野正信の徒を出だし、宗丹の門より更に狩野元信を出したり、元信ほ正信の子にして世に古法眼と稱す、實に狩野派の始祖なり、而してまた別に、啓書記、雪舟あり、共に當代の名手として知られ、殊に雪舟の如きほ、大家として世に許さる、雪舟ほじめ入明して繪畫を學ばんと欲したりしが、意に適する師なかりしを以て、明國名勝の地、山川草木をもて、我師となし、激勵怠らず、圖畫大に進むことを得たり、これを雲谷派の始祖と爲す、其門より秋月、宗淵、周耕、揚門、雪洞の徒出づ、皆榮門に志して俗人にあらざりき、土佐派ほ是より先南北朝の際よりして衰頽しつゝありしが、光信の出づるに及びて、朝廷の繪所となり、狩野父子、雪舟啓書記等の間に介して、能く其面目を保ちたり、【桃山時代】には狩野派獨り、豐太閤の用ひらる所となりて其盛大を專らにし、永徳、山樂等の名手出づ、さればこの時代一門の畫風天下を風靡したりしが、只長谷川等伯ありて、別に一幟を立てゝ之と席を爭へり、然れども其遂に敵すべからざるを知り、故らに雪舟の風を學びて雪舟五世と稱し狩野派に抗したり、後世これを長谷川派といふ、【江戸時代】に入りては、幕府の繪所ほ狩野派の司る所なりしかば、諸大名の繪師等も多くほ其流を汲みたりしが、獨り山樂の一派のみほ京師に留りて幕府に仕へざりき、之を京狩野と稱す、また此時代のはじめに當り、後西院天皇の叡旨によりて家を起したる住吉如慶の如きも、最初ほ京師に在りて禁裡に仕へしが、後ちには江戸に召されて柳營の繪師となれり、茲に於て、天下の畫局ほ分れて二つとなり、一ほ土佐派にして禁裡の繪所を勤め、一ほ狩野住吉の兩派にして柳營の畫局を司ることゝなりたりしが、以上三派の如きも、其業を世世にするに至りては、名工出づるもの漸く少くく、技術また衰へたり、故に當代にありて名手と稱せらるゝものほ皆町繪師の中より出でたるものなりき、其重なるものを擧ぐれば、光琳派をはじめたる尾形光琳あり、一蝶派をはじめたる英一蝶あり、圓山派をはじめたる圓山應擧あり、岸派をはじめたる岸駒あり、四條派をはじめたる吳春あり、文晁派をはじめたる谷文晁あり、また別に南蘋派あり、享保中清人沈南蘋來朝して之を傳へ、其門に熊代熊斐出づ、また南蘋と共に來朝したる清人伊孚九ほ南畫を導き、柳澤里恭、池大雅、謝蕪村等其風を傳へたり、而して當代にありてなほ注意すべきほ、社會の時勢粧を寫すを目的としたる浮世繪の興起これなり、岩佐又兵衛ほ其始祖と稱せらる、爾來益々世に行はれ、殊に庶民間における勢力ほ非常に大なるものあり、從うて其流派もまた多く、菱川師宣の創めたる菱川派、宮川長春の創めたる宮川派、鳥居清信の創めたる鳥居

(仕吉慶)

(狩野)

(雪舟)

(雲谷)

(長谷川等伯)

(江戸時代ニ起リタル諸流)

(浮世繪ノ流派)

派、勝川春章の創めたる勝川派、葛飾北齋の創めたる北齋派、喜多川歌麿の創めたる歌麿派、歌川豐春の創めたる歌川派、歌川廣重の創めたる廣重派等ほ其重なるものなり、西洋畫ほ元亀天正の際、葡四兩國人の傳來と共に其法を傳へたれども、其後鎖國の令あるに及びて一時跡を絶ちたれども、文化文政の際司馬江漢出でゝ再び之を興したりしが、猶明治維新後に至るまでほ極めて微々たるものなり、以上を我國における繪畫變遷の大要と爲す、詳しくほ各流派、並に各名手の傳を參看すべし(日本繪畫史)

(西洋畫)

クワイケイクワン 會計官 [職掌] 明治初年の職名、行政官の中に在りて、戶口、賦稅、金穀、用度、貢獻、倉庫、營繕、秩祿、商法等の事を掌る [起原沿革] 明治元年一月會計事務科を置き、二月改めて事務局と爲し、閏四月廿一日局を廢し始めて之を置く、出納、用度、驛遞、營繕、稅銀、貢獻、民政の七局を管す(稅銀、民政の二司開局せず)、同月商法及び租稅の司を置く、二年三月商法司を廢し、四月造幣局及び租稅、出納、用度、營繕、鑛山の五司を管す、五月通商司を管す、七月會計官を廢して更に大藏省を置く、(ガホクラシヤウ)の條參看(明治史要、法令全書)

クワイケン 懷劍 [職掌] 明治初年に入る、故に名づく、書紀景行天皇二十七年十二月の條に、於是日本武尊抽二裙中之劍一刺二川上梟帥之胸一云々、古事記に、故密二其酣時一自懷出劍取二熊曾之衣袴一以劍自二其胸一刺通之時云々、とあるは、後世懷劍の起なり、脇差(ワキザシ)參看、

クワイコククワン 外國官 [職掌] 明治初年の職名、行政官の中に在りて、萬國交際條約、貿易等の事を掌る [起原沿革] 明治元年正月外國事務科を置く、二月改めて事務局と爲す、閏四月二十一日、局を廢して之を創置す、二年七月廢して外務省を置く、(アワイムシヤウ)參看(明治史要、法令全書)

クワイコク・ジユンレイ 「ジユンレイ」を見よ、

クワイコクリウブギヤウ [職掌] 江戸幕府の職名、通商貿易に關する一切の事務を總理する事を掌る、營中の一局に於て事務を行ふ、其下に組頭(高三百俵、職祿二百俵)、調役(高百五十俵、役祿二十人扶持)、調役並(高百俵、役祿七人扶持)等之に隸屬す [起原沿革] 慶應三年四月、始めて之を置く、若年寄平山圖書頭敬忠之を兼ね、蓋し是より先各國公使等大阪に往き、將軍慶喜に謁るに兵庫開港の事を以てす、慶喜之を允許を受け、遂に之を開港す、依りて總奉行の設あり(嘉永明治年間錄、外交志稿)

クワイコクブギヤウ 外國奉行 [職掌] 江戸幕府の職名、專ら海外各國と應接交待することを掌る、殿中に於て一局を設け、奉行以下屬官出仕して事務を執る、勘定奉行等の如く、別に官邸官廨あり、高千石、金三百兩を給し、老中の所管たり、席次ほ芙蓉間詰遠國奉行の上にて、諸大夫之に任ぜらる、其下に組頭、(三百俵高、役祿二百俵、燒火間詰)調役、(百五十俵高、三十人扶持、燒火間詰)、調役並、(百俵扶持、役料七人扶持)御用出役(外國人の會同)等之に屬す [起原沿革] 安政五年七月始めて置く、田安家老水野筑後守忠德、勘定奉行永井玄蕃頭尚志、目付岩瀨肥後守忠震、箱館奉行堀織部正利熙、下田奉行井上信濃守清直等なして兼掌せしむ、嘉永六年、亞米利加合衆國の使渡來してより、安政五年、遂に五國と條約を結び、依りて此職の設あり、安政六年六月、神奈川奉行より兼掌せしむ、萬延元年九月、神奈川奉行の兼職を解きて、濱口讃岐守義精、堀織部正利熙、竹本圖書頭正雅、鳥居甚蔵前守忠善等、外國奉行に專補す、後十人となる(嘉永明治年間錄、外交志稿、德川禁令考、官制沿革略史)

クワイシ 懷紙 [名義] 和歌、詩、又ほ連歌を正式に詠進するに用ふる紙を云ふ、初めフドコロ紙を用ひし故に名づく、之を納るゝ具を懷紙箱といふ、凡長七寸五分、幅六寸七分、深二寸五分といふ [法式] 檀紙又ほ杉原紙を用ふ、天皇ほ大高檀紙全紙にて一尺四寸餘、攝關大臣公卿ほ一尺三寸餘、殿上人ほ一尺二寸餘を用ひ、公卿等の普通には小高檀紙一尺二寸を用ひ、武士ほ一尺三四分を用ふ、歌の書樣ほ八雲御抄に、一首歌ほ三行三字墨黑に可〻書、但二三行も吉程歟、五首以下ほ一枚、及十首ほ可〻續、皆可〻高檀紙、女歌薄樣若檀紙一重五首以上ほ、面の方へ引返て可〻書〻之、二水記に高檀紙二枚を重て書〻之、高一尺三寸二分、端作のほし三寸五分許也、高檀紙駟廣き間、一寸餘端也云々、と見えたり(下學集、作歌故實、和歌深秘抄、懷紙夜鶴抄、俵訓栞)

クワイシ 外史 禪宗にて書記を云ふ(禪林象器箋)

クワイシヤウ 懷弊 [名義] 孤雲と號す [系統] 姓ほ藤原、九條爲通の裔孫 [事蹟] 幼にして台山圓能法師に依りて落飾す、二十一にして菩薩大戒を受け、顯密の教を學び、兼ねて淨土の法門を修す、又多武峰覺晏禪師に參す、後ち道元禪師宋より歸りて建仁に寓するを聞き、特に往きて參扣す、元、永平寺を開くや弊又從ふ、建長五年七月、元、疾を以て退き、非に命じ代て住持せしむ、文永四年東堂に退き、弟子義介を立て、其位を紹がしむ、弘安四年八月二十四日寂す、世壽八十三、法臘六十三(本朝高僧傳、

扶桑略林曾寶抄）

クワイジヤウ 廻狀 廻文（クワイブン）を見よ、

クワイシヤウモン 會昌門 名義 大內裡八省院二十五門の一、南內門ともいふ、延喜式に、大門、西宮記に南門に作る 所在 南面の門にて應天門と相對す、左右に興禮章德の二門あり 起原沿革 桓武天皇延曆十三年創建す、二間にて五間戶三間、其結構は、伴大納言繪卷に、會昌門五間三戶、門樓五間、正中爲三額間、其左右各戶兩扉、東西兩端上欞子、下粉壁、閣板四面、有三軒檻、瓦屋東西桒四柱、屋背兩端有三鴟尾、と見えたり、貞觀儀式元日朝賀の條に、左右兵衛督佐、率三尉已下、隊三於龍尾道東西階下、自三階南一去、各東四一丈、とあり、延長六年五月火あり將に燒失せんとせしが、飛驒工等之を防ぎ止む、永祿元年八月大風の爲め會昌門東西廊三十七間顚倒す、長元七年八月また破損す、（拾芥抄、大內裡圖考證）

クワイシヨ 會所 衆人の寄合に用ふる場所をいふ、王朝時代貴族の邸宅にては、主殿對屋等をはなれて、別に設く、三內口訣に、會所は押板書院（この書院は明る床をいふ）等、常のごとし、庭あり、或は池あり、座敷の便りに隨ふべし、又云ふ、主殿、會所、山莊等は、皆角木をかけ、狐戶を入る、（この狐戶は、狐格子を云ふ）とあり、吾妻鏡、愚管抄等にもまゝ見えたり、また諸大名衆御成申入記（室町頃の記）に、會所への入御の事、御馬御覽ぜられ、則會所へ御成なり、御着座なり、云々」とあり、貞丈雜記に「御會所之事右の主殿とは別なり、條々間書に云く、式の御成の時は、先公卿の間へ御成候、御座を敷かるべし、但御座の上には御座なし、それにて式三獻參る、又云く、式三獻あかり候て、式の御成の時は、主殿へ御成候云々、宗五一册拔書に云く、御馬は御盃過候て會所へ御成候時、御目にかけ云々、右の如く御主殿と云ふと御會所と云ふは別の所なり、御座敷飾之記に、御會所九間（嵯峨之間）とあり、公方の御會所は九間四面ありて（三光院殿の記には會所之事間數不見、嵯峨野の景を繪かゝれしなり、云々」と見えたるにて其大要を知るべし、

クワイセキ 外戚 名義 母方の親類を云ふ、所在 天皇の外戚「ゲサク」又は「ゲシヤク」とも云ふ、天皇の外戚は、上古より特待せる跡見ゆるも、未だ其制度の見るべきものあらず、大寶の制より以後、其制攷ふべし、凡そ天皇の外戚は、每に其官位を進め、三宮に準じて封戶を給ひ、直衣を著するを聽し、齋盤所に入るを得しむるのみならず、其病むに及びては度者を給ひ、諸寺に布施し、神祇に奉幣し、或は天下に大赦し、賑給の令を發し、以て之を救濟することあり、其犯罪ある、皇太后の四等以上の親、皇后の三等以上の親も、皆六議の恩典に霑へり、是れ其生前に於ける待遇なりとす、其歿するや、天皇爲めに錫紵を服し、或は帛衣を除き、廢朝の事を行ひ、或は賻物葬儀を賜ひ、贈位贈官の使を發し給ふ等の事あり、而して其尤も貴顯なるものに至りては、警固固闕し、爲めに節會を停廢し、其墓は山陵に準じて墓戶を置き、荷前を進め、天下事ある時には必ず之に告ぐるを以て例とせり、是れ其死後に於て享ける所の待遇なりとす、○垂仁天皇の朝、外甥葉穗彥反す、蘇我稻目二女を欽明天皇に納れ、用明推古崇峻三天皇の外祖となる、其子馬子崇峻天皇を弑し、其子蝦夷叛逆を謀る、中大兄皇子之を討伐して國家を安す、其密議に參せしは藤原鎌足なり、是を以て、其子不比等榮進し、其女を文武天皇に入れ、聖武天皇は實に外孫たり、天皇の卽位するや、其女安宿媛を立て皇后とす、是時に當り不比等の子武智麻呂房前宇合麻呂等顯要に列り、皇后の異父兄橘諸兄の如きも大に登用せられ、大臣の位に昇り、外戚の權重し、是より、藤氏世々外戚となり、政を執れり（古事類苑帝王部）

クワイセン 快川 紹喜（セウキ）を見よ、

クワイテイラク 廻庭樂 蘇志摩利（ソシマリ）を見よ、

クワイトクシヨ井ン 懷德書院 中井甃庵の私塾 所在 大阪府儀坡北偏尼崎 起原沿革 中井甃庵、享保十一年幕府の許可を得、社友五人と議して之を設く、三宅正名を以て教授に、五井純禎を助教に任ず、正名の歿後、純禎之に代りしが、既にして江戶に赴く、甃庵其後を繼ぐ、後ち數年を經て純禎又來り教授す、尋で甃庵純禎歿するや、甃庵の子積善之に代る、寬政四年五月火災に罹り、七年八月に至り更に新築す、爾後子孫相繼ぎて教授に從ふ（懷德堂記）

クワイバイラク 廻杯樂 名義 唐樂壹越調、二十五曲中の一、新樂にて中曲なり 起原沿革 仁明天皇の時、殿上多く此樂を用ふ、初め序ありしも後ち絕え、舞も亦ほろぶ（禮樂志）

クワイバウケシユ 街坊化主 化主（ケシユ）を見よ、

クワイバンツウシヨ 外蕃通書 性質 本邦と諸外國との通信書を纂輯辨註したるもの、慶長六年以後寶曆中に及ぶ、江戶時代の中葉以前外交史研究には唯一の史料たり、一より五迄朝鮮、六七阿蘭陀、八九十明國、十一より十四迄安南國、十五十六

十七暹羅國、十八十九東埔寨國、二十占城國、第太泥國、田彈國、二十一二十二二十三呂宋國、二十四二十五阿媽港、二十六新伊西把爾亞國、二十七溪又利亞の書を收む 所在 德川幕府書物奉行 近藤守重（コンドウモリシゲ）著香（外蕃通書）

クワイフウマル 快風丸 名義 水戶家にて作りし軍艦の名、江戶時代三大船の一と稱せらる 性質 總長三十七間、橫九間（兩の欄干一間宛九間）、總四十挺、帆柱長十八間（柱基太さ三尺角）、帆木綿五百端、紫天幕（御紋付）、纜小旗、下幕（丸の內水の字）、提燈十六、大ぼんぼり十二、黑鳥毛九尺槍二本、船中に傳馬二艘を置く（大は長九間梶八挺、小は長六間櫓六挺）、あんじん箱とて、屋形の上に方なる矢倉の如きものあり、磯石海島の圖を備ふ、額の大さ一間餘に心感の筆にて快風丸と書したるものを掲ぐ 沿革 德川光圀、寬文十一年、長さ十八間幅五間の船を造らしめ、之を東海諸國に乘り試みしが、竟に滿たざるを以て天和二年之を毀たしめ、其後更に造船し、貞享二年に至て工竣る、同年十一月雜風の爲めに其行衞を失ふ、尋で又造船す、是れ快風丸なり、製造の年月詳かならず、貞享三年の頃に造りたるものの如し、元祿元年二月三年間の食糧を積み、緞夷に赴かしむ、光圀歿後三年を經て、十六年其船を毀ち土人に賣却せしといふ（快風船記）

クワイブン 廻文 多數の人に對し、各人間順次に廻送して披見すべく作りたる文書をいふ、宛名は有る場合も、なき場合もあり、又廻狀・散狀とも云ふ、吾妻鏡、太平記、鎌倉大草紙等に屢々見ゆ、文殿廻狀、記錄所廻狀等は最も著し、吾妻鏡建長五年七月九日乙酉、隨兵事今日被廻散狀、書樣、右來八月放生會可有御社參、各帶布衣、可致供奉之狀、（狀散）依御所廻知件、と見えたり、廻狀の謂書には、主君の御なる時は、我名の下に奉の字を書き、然らざる時は、我名に點をかけて遣すこと故實たり（貞丈雜記）今左に一例を示す、

文殿廻 紀伊國高家庄內西庄原村池田事

宣旨局雜掌

義亨上人雜掌

右來廿四日可有其沙汰 兩方帶文書正文、已一點可令參對、文殿之狀所廻如件、

康永三年二月十二日 外辨 「ゲベン」とよむ、同條を見よ、

クワイベン

クワイマイカタ 廻米方 江戶幕府の職名、下勘定所の分科にて米穀の增減出入に關することを掌る、卽ち諸國百姓より收納したる米穀を、諸方の倉廩に委積運輸する時、多少增減あるを以て、專ら諸地の豐凶、物の登耗を考量して、これを盈縮することを掌る、これを割賦（ワリフ）とも云ふ、其他二條、大阪、駿府、甲府、佐渡、長崎、大津、今市、諸國、城々置米、諸國相場書、三分一石代、願石代勘定組、川岸帳、海上運賃渡、諸湊、川岸場の運送積蓄に關すること、夫食種貸、拜借米、農具代拜借等、人民の恤救の爲めに出納する米金の會計をも併せ掌る○廻米廻送の運賃は、總て勘定所より給す、若難破船に罹るときは、次の步合によりて官損とす、卽ち積所へ廻漕に際し、空船にて、破損せし時は運賃の三分の一、米穀積込出帆以後にかゝる破船は、運賃の三分の二を官損とす（地方凡例錄、德川官制、鴻幕府縣治要略）

クワイムシヤウ 外務省 名義 明治政府、外國に關する政務、外國に於ける帝國商事の保護、及び外國在留帝國臣民に關する事務を管理する官衙 起原沿革 明治二年七月始めて之を置き、澤宣嘉を長官と爲す、爾後屢々變更あり、十八年官制改革ありて長官を大臣と爲す、現今省中を總務、政務通商の三局に分ち、總務局中に、人事、文書、記錄、會計、翻譯、電信、取調の七課あり、尙ほ外國官（グワイコククワン）の條參看（明治史要、法令全書）

クワイモン 槐門 大臣の異名、三公を三槐と云ふ故事による、源平盛衰記小松殿敎訓父事條に、去とも御身は既に先祖にも未だ拜任の例を聞さりし、太政大臣を極めさせおはします上、御末又大臣の大將に至れり、所謂重盛など暗愚無才の身を以て、蓮府槐門の位に至る云々」と見えたり、

クワイライシ 傀儡子 人形遣ひをいふ、傀儡は「クヮツ」とよみて人形なり、平安朝時代に行はる、その男は人形を獻に合はせて舞はし、又は手品を遣ひ、女は朱粉を施して淫を賣る、後には人形を仕ふ伎は專ら婦女のする所となり、轉じて遊妓となり、終に遊女となれり、或は「クヮツマハツ」又は「クヮツメ」とも云ふ（貞丈雜記）○傀儡の昔時の有樣は傀儡子記（群書類從に收む）に詳かなれば就きて見るべし、

クワイラク井ンニフダウ・ジユンダイ・ジン 快樂院入道准大臣 日野資敎（ヒノスケノリ）をいふ、

クワウウンクワン 廣運館 翰林館（カンリンカン）を見よ、

クワウエツリウ 光悅流 本阿彌光悅が創めたる入木道の流派○光悅は京師の人、姓詳かならず、本氏松田、德友齋、自德齋の號あり、又鷹峯大虛庵に退隱するを以て大虛庵の號あり、片岡治郎大夫の三男、本阿彌光心の養子となる、幼より手蹟を善く

し、遂に一家を爲す、當時近衛龍山公、猩々翁と共に三筆の一と稱せらる、又畫を善くし狩野永德に學び、後ち新意をあらはして一家の畫格を立つ、その風逸氣ありて清雅なり、且つ古田織部正に就て茶道を學ぶ、幷に茶器を好む、又刀劍の鑑定を能くし、之を家業と爲す、寛永十四年二月三日歿す、年八十二（或は八十、八十一、八十六と云ふ）、法號了寂院（書畫便覽、鑒定便覽、扶桑名畫傳）

クワウオン井ンジユンダイジン　光恩院准大臣　中山孝親（ナカヤマタカチカ）をいふ、

クワウカウテンワウ　光孝天皇　名稱　系統　仁明天皇の第三皇子、母は藤原總繼の女澤子、第五十八代の天皇　事蹟　天長七年御降誕、承和の初め親王となる、十三年四品に叙し、嘉祥元年正月常陸太守となり、累進して一品式部卿に至る、元慶八年二月陽成天皇の位を避れ給ふや、太政大臣藤原基經策を定めて天皇を迎へ、同二十三日大極殿に即位す、六月詔して曰く、百官の事を奏する、先づ太政大臣基經に諮稟して而して後ち奏聞せよと、我國に關白の生じたる、實に茲に原因せり、在位三年、仁和三年八月二十六日崩ず、壽五十八、葛野郡花園村大字字多野に葬る、是を後田邑陵と稱す、一に小松山陵といふ、天皇幼にして聰明、經史を好讀し、容止閑雅、謙恭寛仁、最人事に長じ給ふ、また頗る廢儀墜典を復興するの志あり、即位後屢々事を外廷に親給ひ、御體卜、及び芹川野遊獵、郡司銓擬の典儀を復し給へり（皇胤紹運錄、大日本史）

クワウカウヘイシ　光孝平氏　皇別、光孝天皇の長皇子是忠親王より出づ、親王貞觀十二年源氏の姓を賜はり、寛平三年中納言檢非違使別當となり、尋で親王三品を授らる、尋で式部卿一品に叙す、皇子數多あり、第二皇子式瞻王の子平明、天曆二年中平姓を賜はり、第三皇子興我王の子篤行、階行、光、方正幷に平姓を授らる、篤行の子兼盛歌を以て著はる（皇胤紹運錄）

- 是忠親王
  - 式瞻王
    - 平季明
  - 興我王
    - 平篤行
    - 平階行
    - 平光
    - 平方正

○光孝天皇——

クワウカクテンワウ　御名は兼仁、祐宮と稱す　系統　東山天皇の曾孫、閑院宮典仁親王の第六王子、母は成子内親王、第百十九代の天皇　事蹟　明和八年三月十五日降誕、安永八年十一月後桃園天皇大漸に際し、儲位いまだ定まらず、或は命を壞めて擁立する所あらんとす、崩ずるに及びて關白九條尚實遺詔を奉じて天皇を迎へ立て、超えて二十五日踐祚、明年十二月四日即位し給ふ、時に年十歲、天明八年正月内裡火あり、天皇聖護院に遷御し、以て假皇居と爲す、寛政二年新内裡の造營成り、十一月二十二日還幸し給へり、時に將軍德川家齊、尊王の志あり、老中松平定信を以て造營の總督となし、殿堂門廡の制悉く古式に據る、叡慮斜ならず、宸筆の御製を家齊に賜うて之を賞す曰く、遙意周文圃、不ゝ羨漢武臺、舊章一是率、新樂本非ゝ催、百工忽告竣、整駕自ゝ東回、拭ゝ目九重裏、九橋挾ゝ陰裁、豈其爲ゝ逸豫、諸禮共徘徊、委ゝ佩羣僚會、將ゝ贈九州來、素心既已足、起臥樂ゝ稻荻、欣然歌思齊、乙未孟春吉辰、在位三十七年、年號を立つる事五、文化十四年三月位を仁孝天皇に讓り、櫻町殿に遷御あり、天保十一年十一月崩ず、聖壽七十、泉涌寺に葬る、後月輪陵と稱す（皇胤紹運錄、野史、續德川實紀）

クワウカモン　皇嘉門　名義　大内裡外郭十二門の一、雅樂寮門とも號す　所在　宮城南面の門にて二條大路に通ずる西端第一門となす、朱雀門の西に位す　起原沿革　桓武天皇延曆十三年、宮城を經營せられし時、若犬甘氏之を造る、大さ五間、戶三間、二階なり、嵯峨天皇弘仁九年、額を新にし、弘法大師の筆額を掲ぐ、門衛には、右衛門府之を衛る、永祥元年八月、長元七年八月執も大風に因て顚倒す、（紀略、拾芥抄、大内裡圖考證）

クワウカモン井ン　皇嘉門院　名稱　藤原聖子、法名清淨臺　系統　法性寺關白の一女、母は大納言宗通の女藤原宗子　事蹟　崇德天皇の皇后、近衛天皇の准母なり、大治三年十一月九日從三位に叙せられ、翌年正月女御と爲り、同五年二月二十一日中宮と爲り、永治元年十二月二十七日皇太后と爲り、久安六年二月二十七日院號、長寛元年十二月二十六日尼と爲り、養和元年十二月五日薨す、御年六十（女院小傳）

クワウギモン　廣義門　宮城八省院二十五門の一、拾芥抄に、「謂ゝ之光範門西南通門、白虎樓四、北面」と見ゆ、北面の門にて、西廊を以て白虎樓に接す、

クワウギモン井ン　廣義門院　名稱　藤原寧子　系統　閑院　事蹟　後伏見天皇の女御、花園天皇の准母、嘉元四年四月十五日上皇宮に入り、延慶二年正月九日從三位に叙せられ、同十三日准三宮、同日院號、建武三

年二月二十五日尼と爲る、年四十五（女院小傳）

クワウキヨ　皇居　名義　天皇の住し給ふ御邸宅をいふ、宮城、内裡、皇宮、禁裏、禁中、禁廷、九禁、王城、帝城、鳳闕、北闕、龍闕、紫廷、大内、内、九重、雲上、百敷（モヽシキ）、御垣（ミカキ）、玉階、宸居等の稱あり　起原沿革　天孫瓊々杵尊の西陲の地に降臨し給ふや、始めて笠沙の御崎に宮居し、尋で高千穗宮に在ます事七年、神武天皇の時に至り、東征恢興の業を成就して、倭の橿原宮に移り給へり、爾來御宇の代る毎に、皇居も是に從うて移轉し、一定の皇居あらざりき、これ當時の習俗として、父子別居せるが故に、歷代の天皇もまた、從來住居せる場所を以て、其まゝ皇居に充て給へるによるなり、然れども斯くの如きは、一面にありては、都府の住民が僅少にして、政府の組織もまた頗る簡易なりしかば、皇宮の移轉、即ち首府の移轉が輙く行はれたるものにして、世運の進歩するに及びて、また之を許さゞるの事情を生じ、遂に都を一定すると共に、大規模の皇居を經營するに至れり、孝德天皇、中央集權の制を布くや、夙に這般の叡慮ありて、難波長柄の都は、數年を經て定りし趣なれど、天智天皇近江に遷り、天武天皇飛鳥に遷り、持統天皇に至りて藤原宮に在し、文武天皇も同じく此に住し給へり、されど其地不便の事ありしと見え、他に遷らんの御意志ありしも、未だ果たさずして崩御あり（平城宮）しかば、元明天皇、其志を紹ぎ、始めて平城宮を營みて之に遷り給ふ、即ち今の奈良の地なり（ナラ」參看）之より光仁天皇まで、七代の間、平城の皇居に居給ひしが、其地猶未だ列聖の意に適せざりしが如く、聖武天皇は難波宮を修め、山背に恭仁宮を造り、近江に紫香樂宮を造り、稱德天皇は又河内に由義宮を造られし等の事ありしと雖も、遷宮の決行はなかりしが、桓武天皇の時新京を平安に經營し、壯大なる皇居始めて成る（キヤウト）參看）所謂大内裡と稱し、宮城と稱するもの即ち是なり、官省衆司を始め、大極殿、豐樂院、中和院、武德殿、眞言院等皆其内に在り、今其の大要を擧ぐれば左の如し（按ずるに平安城の皇居は、廣き意味に於て指す場合と、狹き意味に於て指す場合との二つあり、廣き意味に於ては、大内裡全體即ち大極殿、豐樂院以下の諸殿舍及び官省衆司の總べてと、天皇御住居の御殿とを併せ含みたる一廓をいひ、狹き場合には、諸殿舍と諸官省を除き、單に天皇の御住所のみをいふ、便宜上古來の學者は、大内裡若くは宮城の稱呼を以て前者に、内裏若くは皇居の稱呼を以て後者に充てたり、（大内裡圖考證の如き）然れども上述の廣狹の二意義を生じたるは、皇城壯大を極むるが故に、獨立して天皇御住居のみの名を唱ふる必要あるに起因したるものにして、元より制度上の稱呼にあらず、而して之が爲めに、却て大内裡及び宮城と、内裏及び皇居とは、全く別物なりと考ふる者あるに至りたれども謬誤に過ぎず、皇居の中に便宜上諸官衙と諸殿舍を建設せられしものなり、猶大内裡と云ふも、内裏といふも意義を異にせるにあらず、只美稱として大字を附したるものなり、然れども、中古以後里内裡に御住居なさるゝに及びては、大内裡は大内と稱し、單に内と云へば、現在御住居なさる里内裏を指すの區別を生じたり）北は一條より起り、南は二條に至り、東は東大宮より、西は西大宮に至る、南北四百六十丈、東西三百八十四丈、凡そ今の四十九萬六百二十餘坪に及べり、繞すに瓦垣を以てし、濠水其外に流る、四方に朱雀、美福、皇嘉、陽明、待賢、郁芳、殿富、藻壁、談天、偉鑒、達智、安嘉の十二門を開く、之を宮門といふ（此外陽明門の北に上東門あり、又土御門と稱す、殷富門の北に上西門あり、又西土御門とも稱す、並に正門と爲さず）其構内に官省衆司を始め東宮坊、梨本院、職御曹子、朝堂院、昌福堂、含章堂、承光堂、明禮堂、延休堂、含嘉堂、顯章堂、延祿堂、暉章堂、棲樂堂、修式堂、永寧堂、朝集堂、龍尾道、豐樂院、武德殿等あり、御住居は其中央よりやゝ東北に位す、拾芥抄に所謂内裏なり、南北百丈、東西七十丈にして、中和院を通ずれば百十丈に及ぶ、内外二重の廓あり、外廓の諸門は、南面に建禮、春華、脩明の三門あり、東面に建春門あり、西面に宣秋門あり、北面に朔平、式乾の二門あり、内廓の諸門は、南面に承明、長樂、永安の三門あり、東面に宣陽、嘉陽、延政の三門あり、西面に遊義、陰明、武德の三門あり、北面に安喜、玄暉、徽安の三門あり（以上の諸門を皇門といふ）内に紫宸殿、仁壽殿、承香殿、清涼殿、後涼殿、綾綺殿、溫明殿、安福殿、校書殿、春興殿、宜陽殿、貞觀殿、常寧殿、弘徽殿、麗景殿、宣耀殿、登華殿、昭陽舍、淑景舍、飛香舍、凝香舍、襲芳舍、進物所、閑林坊、桂芳坊等數多の殿舍あり、願る莊嚴を極む、爾來安德天皇が一時福原に宮居し給ひしを除き、三十六天皇四百三十四年間の皇居たり、其間十數回の火災に罹り、度々再營の事あり、然れども概ね舊によりて造營し變更する所尠し、故に概して省略に從ひ、表を作りて其大要を示す、

皇居燒亡の年月日

天德四年九月二十三日	同	五年十一月二十日	
貞元元年五月十一日	同	二年七月二十九日	
天元三年十一月二十二日	同	四年十月二十七日	
天元五年十一月十七日	永觀二年八月二十七日		
長保元年六月十四日	同	二年十月十一日	
長保三年十一月十八日	同	五年十月八日	

寛弘二年十一月十五日　同　八年六月十一日
長和三年二月九日　同　四年九月二十日
長和四年十一月十七日　寛仁二年四月二十八日
長暦三年六月二十七日　長久二年十二月十九日
長久三年十二月八日　永承元年十月八日
永承三年十一月三日　天喜二年造營始、數年後成る未遷幸に及ばず
康平元年二月二十六日　延久三年八月二十八日
永保二年七月二十九日　康和二年六月十九日

此時の建築たる粗造にして完全ならざりしかば、天皇は多く里内裏に住し、皇居漸次破壞に歸す、因りて保元の造營あり、

保元二年十月八日
文治五年十二月　同二年造宮始、尋で承久の亂あり工事中絶す
安貞元年四月廿三日　以後造營なく尋で荒廢

右を以て其大要を知るべし、而して白河天皇以後、皇居は概れ里内裡（サトダイリ）（參看）又は其他に在りて、事ある時は大内に臨幸ありし事多し、尋で安德天皇の時平清盛の政策により、治承四年六月都を攝津福原に移し、假に皇居を造營して里内裏と稱す、幾干もなくして、天下の輿論是を喜ばざるにより、六月に至りてまた閑院内裏に遷幸あり、而して繼ぐに兵亂を以てし、大内益々荒廢せりと雖も、時々臨御の事は絶えず行はれたり、鎌倉時代に及び、源頼朝文治五年三月三日奏して大内を修造す、これ武家にて皇居造進のはじめなるべし、十二月功成り、閑院内裏より大内新宮に遷御ありたれども、而も其常の皇居は大概閑院にして、時々大内に臨御あるに過ぎず、順德天皇の承久元年七月火あり、造營いまだ半にして、所謂承久の大亂あり、造營の事また中止の勢となりしが、後堀河天皇安貞元年造營中なる宮殿再び烏有に歸し、爾來久しく造營のことなかりしが、建武中興の時、後醍醐天皇其事を計畫し給ひしも、工を載しむるに及ばずして延元の亂に會し、其功を果さず、平安宮遂に荒廢に歸せり、上述し來れるがごとく、平安宮次第に廢頽し、里内裏卽ち假皇居を以て御住居に宛てらるゝ事となり、土御門殿、閑院殿、大炊殿、富小路殿等の殿舍御在所となりて、間々平安宮に擬し、紫宸清涼の諸殿を造營ありて、公事儀式もこゝにて行はるゝ事となれり、而して以上の里内裏たる決して一所に一定せるにあらず、時々移轉したりしが、南北朝の初め、東洞院土御門の内裏を以て、皇居に宛てられしより後ち、自から内裏の場所茲に定まりて江戸時代に及べり、これ蓋し假皇居たる内裏たるには相違なきも、積年の皇居たるに至りて、やゝ正皇居たる姿を呈したり、此地は、もと藤原氏の傳領にして大納言邦綱の家たり、高倉天皇讓位の後、暫く此に遷幸の事あり、其後年を經て里内裏となり、元弘元年後醍醐天皇笠置へ潛幸の時に當り、北條高時光嚴院を此に奉じ、また幾年ならずして光嚴院は廢せられ、延元元年足利尊氏が北朝を立てしより、遂に皇居と定まり、南朝は京都を出でて吉野、賀名生等の行宮を營みて、これに移りしが、南北合一し、後小松天皇、後龜山天皇の禪讓を受くるに及び、はじめて正統天皇の皇居となる、然るに幕府の覇業振はず、權豪跋扈し、遂に歴仁の大亂となり、皇居また敗頽に歸し、天文大永の際に至りて、皇室幕府共に衰へ、悲慘の狀況殆ど語るべからず、三條橋上より内侍所の火を認めたりといへるは實に此時の事に係る、正親町天皇の御宇、立入宗繼の議により、永禄七年、密勅を織田信長に賜ひ、中興の大計を托せられしかば、信長感激して上洛の策を講へ、十一年遂に足利義昭を奉じて入京し、首として皇居を修理し、供御を附し、轉退の公卿を復し、稍々再造の運に會ひ、豐臣秀吉、信長に代るに及び、地域を廣め皇居を造營し、殿舍を增し、宮闕の體を備ふるを得たり、尋で江戸時代に入りては、慶長十七年に、皇居造營の事あり、豐臣氏の規模を廣め、舊殿を撤して更に之を經營す、其後皇居の火災に罹りし事數回なれども、常に幕府より造進せり、光格天皇の御宇天明八年正月京都大火あり、延いて皇居に及ぶ、時に將軍德川家齊尊王の志厚かりしかば、其造營に當りては、多く古制に則り、老中松平定信をして其役を董せしめ、また柴野栗山等に命じ、有職家と故實舊例を考證し、紫宸殿、清涼殿、宜陽殿等より、南廷、承明、日華、月華の諸門、陣座、軒廊など、平安宮の規制に基きて造營し、なほ皇居の外廷に關する部分は、古代の正式に復し、寛政中に至りて成る、尋で孝明天皇の御宇嘉永七年四月、大宮御所より出火し、皇居また災上す、時に外患はじめて萌し、國家多事の時なりしを以て、再營の擧も從うて規摸を大にするに能はず、唯西南の角を取廣げて正方形を爲したるのみにて、其他は大凡寛政造營の舊式により、安政三年新造の内裏に遷幸し給へり、これ今日なほ存する所の京都皇居にして、其地域は南面東西百三十七間半、東面南北二百四十六間餘、北面東西百三十三間、初めは方四十丈の區域なりしが、豐臣氏の時、更に之を廣め、德川氏三百年の間漸々擴張し、今日の形を爲す、其正門は、南を建禮門、東を建春門、西を宜秋門、北を朔平門といふ、南部を皇居とし、北部を皇后宮御所とす、建禮門内に承明門あり、同鄰ありて之に屬し、其東に日華門、西に月華門あり、其東に日

乾に清涼殿、其坤位に公卿の間あり、諸大夫間の南に神嘉殿、また北に御車寄あり、此より宜秋門に出づ、宜陽殿は紫宸殿の東に在り、其間に軒廊左近衛陣、東北廊あり、御叢舍内侍所は宜陽殿の東に在り、小御所は紫宸殿の艮位に、御學問所は小御所の北に、三ノ間御殿は御學問所の北に、御獻ノ間之に隣し、常御殿は三ノ間御殿の艮位に在り、其他理髮殿、花御殿、姿内殿、長橋局、麝香間、錦雞間、議奏詰所、傳奏部屋等相屬し櫓軒連亘す、皆通ずるに長廊を以てす、既にして德川氏亡び、王政復古するに及び、明治二年明治天皇都を江戸に移して東京と改稱し、江戸城を以て皇居と定めらる、而して京都の舊皇居は、不用の建物は悉く取毀たれしが、紫宸清涼の諸殿、常御殿、小御所等は皆修繕せられたり、六年皇居災上す、因りて赤坂離宮を假皇居となし、更に築造ありて、同二十二年一月功竣りて遷幸あり、宮城とす、是より先明治十年京都御駐蹕の時、千年の舊京を重んじ給ひて、卽位の禮、大嘗の式は、京都の皇居にて行ふべき勅定あらせ給ひしより、同二十二年皇室典範を定めらるゝに及び、其第二章第十條に於て、同じく此事を規定せられたり、（有職紬中抄、平安通志、京華要誌、大日本通史、猶ほ平安城以前の皇居は、都の條及び各條を看るべし、此外各殿舍宮門、及び官省寮司等は各其條あり、參看すべし、

クワウキヨクテンワウ　皇極天皇

名義　御名は寶皇女、天豐財重日足姫天皇とも稱す、重祚して齊明天皇といふ　系統　敏達天皇の曾孫にして、茅渟王の王女、母は吉備女王、第三十五代の天皇　事績　はじめ用明天皇の孫高向王に適き、漢皇子を生む、後ち舒明天皇の皇后となる、天皇崩ずるに及び、中大兄（天智）大海人（天武）の二皇子なほ幼なるを以て卽位し給ひ、小墾田宮にましまし、後ち飛鳥板蓋宮に遷り給へり、時に大臣蘇我蝦夷及び其子入鹿政柄を專にし、威權朝野を傾く、中臣鎌足之を憤し、三年六月十二日中大兄皇子と共に、殿中に於て入鹿を殺し、蝦夷亦尋で誅に伏す、四年六月十四日位を孝德天皇に讓る、我國讓位の事あるは實に之を以てはじめと爲す、孝德天皇の崩御の後再び卽位し給ふ、此時に際し、三韓の地は、百濟高麗共に衰々として振はず、新羅獨り盛んなりしが、遂に唐と連合して百濟を滅さん事を圖る、卽ち百濟を援ひ、且つ新羅の不逞を討たんが爲め、七年正月天皇自ら舟師を率ゐて西征し、三月筑前國朽大津に至り、磐瀬行宮に在し、改めて長津と號す、五月同國上座郡朝倉の檀廣庭宮に遷り給ひしが、幾干もなくして病を得、七月二十四日崩ず、壽六十八、飛鳥川原に殯し、翌年大和國高市郡越智岡村宇車木越智岡上陵に葬る、後ち前朝に進謚して皇極天皇といひ、後朝を齊明天皇といふ（大日本史、陵墓一覽）

クワウキヨノロクモン　皇居六門　内裏

の建春門、建禮門、宜秋門、朔平門（以上四方の正門）、清所御門、皇后宮御門の六門を云ふ、

クワウゲフクワン　廣業館　舊三日月藩の

學校　沿革　播磨國佐用郡乃井野村　起原沿革　本校創立は寛政七年の頃、舊藩主森快溫、地を藩邸内舊大夫可兒正喜の坊間に卜し、匠作監久保昭信等をして本校建築に從事せしめ、九年四月に至り、祠堂講堂射的場練武場學寮書庫に至るまで全く落成す、明治維新後に至り廢す　沿革　起原沿革　學校地坪、歩四百五十坪、建物總坪數百三十二坪、内聖廟一棟三坪、復道一棟五坪、講道一棟三十八坪、練武場一棟三十六坪、正門一棟四坪、小門六棟、總て六坪、文庫一棟六坪、學寮三棟總て二十五坪、物置一棟三坪、溝廻旁廻三棟、總て六坪、右構造都皆平屋にて、木造の日本教育史資料）

クワウゲン　光元　私年號、推古天皇十三年

に相當し、凡六年間繼續す（逸年號考）

クワウゲン并ン　光源院　足利義輝（アシカガヨシテル）を見よ、

クワウゲンジ　廣嚴寺　豐浦寺（トユラデラ）を見よ、

クワウゴウ　皇后　名義　天皇の嫡妻をいふ、キサキとも訓す、また秋宮（アキノミヤ）（參看）

長秋宮、椒房、掖庭、椒庭、椒掖、椒風等の稱あり、中宮とも稱す、職員令の義解に、中宮卽皇后也とあり、委しくは「チユウグウ」を見よ、皇太后、太皇太后と合せて、三宮、又は三后といふ、後には皇后と中宮と別となり、皇后は一の資格の如くなりて准母を皇后と稱するに至る　起原沿革　上古は天皇の御寢に侍するものを汎くキサキと稱し、其中にて嫡妻一人のみを大后卽ちオホキサキと唱へしが、漢土の制を摸するに及び、專ら皇后の稱を用ふること、なれり、皇后は皇族より册立する事、太古よりの慣例にして、大資令にもまたこれを規定せりと雖も、聖武天皇か、藤原不比等の女安宿媛を納れて皇后となし給ふに及び此制遂に壞れ、爾來は人臣よりも册立することゝなれり、然れども多くは大臣の女にして、納言以下の女なるは異例なり、また執柄の人が他人の女を養ひて入内せしめ、或は天皇讓位の後に册立し、或は十歳未滿のものを册立するがごときまた異例に屬す、其甚しきは、夫婦關係なくしてなほ皇后と稱せるものにして、堀河天皇が寛治元年に、皇姉媞子内親王を以て准母となし、同五年正月に及びて皇后と稱せしを初見とす、これ實に嫡妻ならざるに皇后と稱して一

の資格となすの起因にして、正確なる意味に於ての皇后とは、非常の相違あるものとす、爾來嬪妻にあらず准母として皇后となりしもの少からず（第二表を見よ）而して皇后は同時に二人以上並び立つを得ざるの制なりしが、一條天皇の時に至り、藤原道長の女彰子を立てゝ中宮とし、中宮藤原定子を改めて皇后と爲すに及び、一帝に兩后あるの奇觀を呈し、爾來此例を逐ひし事まゝありて、中宮の勢力は却て、皇后の上に出づるに至る、中宮は蓋し事實に於て皇后と同じかりしなり、然れども、皇后もしくは中宮なる同一名目の下に、二人以上並び立ちたる事

【皇后略譜表第一】

御名	天皇	御父	御母	立后（中宮）の時日	崩御の時日
媛蹈鞴五十鈴媛命	神武	三輪大物主神	勢夜陀多良比賣	神武天皇元、正、朔、皇后	
五十鈴依媛命	綏靖	事代主神	玉櫛媛命	綏靖天皇二、正、皇后	
渟名底仲媛命	安寧	鴨玉命		安寧天皇三、正、五、皇后	
天豐津姫命	懿德	息石耳命		懿德天皇二、二、十一、皇后	
世襲足媛命	孝昭	天忍男命		孝昭天皇二十九、正、三、皇后	
押媛命	孝安	天足彦國押人命		孝安天皇二十六、二、十四、皇后	
細媛命	孝靈	磯城縣主大目		孝靈天皇二、二、十一、皇后	
蔭色謎命	孝元	大水口宿禰命		孝元天皇七、二、二、皇后	
伊香色謎命	開化	大綜麻杵命		開化天皇六、正、十四、皇后	
御間城姫命	崇神	大彦命		崇神天皇元、二、十六、皇后	
狹穗姫命	垂仁	彦坐命	沙本之大闇見戸賣	垂仁天皇二、二、九、皇后	
日葉酢媛命	垂仁	丹波道主王	丹波之河上之摩須郎女	垂仁天皇十五、八、朔、皇后	景行天皇五十二、七、六、四、皇后
稚日本根子彥大日日尊	景行	稚武彦命		景行天皇五十二、七、七、皇后	

（皇后略譜表第一は故勢多章甫氏の編したるものに田邊勝哉氏增補訂正を加へ第二表及び贈皇后表は田邊勝哉氏新に之を編成す）

、はあらざりき、なほ立后には必ず冊命を以てし、その儀極めて嚴なりしが、南北朝の時よりして、立后の儀を擧げ給ふこと殆ど廢絶し、唯後水尾天皇が德川秀忠の女和子を、光格天皇が欣子内親王を立てゝ皇后と爲し給へるを除きては、歷代の天皇皆皇后を冊立し給へることなく、中宮、女御、准三宮等が後宮に備はる而已なりき、明治元年に至り、ゆゞ天皇が一條美子を皇后に定め給ふに及び立后の儀再び興れり、按ずるに、皇后は内政を處理し給ふものにして、中宮職ありてこれに屬し、元日等の朝儀には、天皇と共に、皇太子以下の賀を受け、其禮遇殆ど天皇と等しきこと多く、又山陵國忌を設くる等のことあり、上代は其物故を薨といひしが、後には崩と稱せり、而して他所に行き給ふを行啓といひ、臣庶より皇后に白すを啓といひ、敬稱には殿下と稱するが如き、一に皇太子の例に同じ、明治に至り、皇后は、皇族若くは特に定むる華族の女子滿十五歲以上の者に限り、大婚は賢所の前に於て行ふことに定め、且其敬稱を改めて陛下と稱し、又別に宮内省の内に皇后宮職を置きて一切の事を處理する事となれり（皇室典範、皇室婚嫁令、古事類苑帝王部）

八坂入媛命	崇神	八坂入彦命		景行天皇五十二、七、七、皇后	攝政六十九、四、十七
慈長足姫尊（神功皇后）	仲哀	氣長宿禰王		仲哀天皇二、正、十一、皇后	
仲姫命	應神	品陀眞若王	葛城襲津彦	應神天皇二、四、三、皇后	金田屋野媛命
磐之媛命	仁德	葛城襲津彦		仁德天皇二、三、八、皇后	
八田皇女	仁德	應神天皇		仁德天皇三十八、正、六、皇后	
草香幡梭皇女	履中	應神天皇		履中天皇六、正、六、皇后	
忍坂大中姫命	允恭	稚渟毛二派皇子		允恭天皇二、二、十四、皇后	
中蒂姫命	安康	履中天皇		安康天皇二、正、十七、皇后	
草香幡梭姫皇女	雄略	仁德天皇		雄略天皇元、三、三、皇后	
雄波小野女王	顯宗	磐城皇子		顯宗天皇元、正、皇后	仁賢天皇二、九、
春日大娘皇女	仁賢	雄略天皇		仁賢天皇元、二、二、皇后	
春日娘子	武烈			武烈天皇元、三、二、皇后	
手白香皇女	繼體	仁賢天皇		繼體天皇元、三、五、皇后	
春日山田皇女	安閑	仁賢天皇		安閑天皇元、三、六、皇后	
橘仲姫皇女	宣化	仁賢天皇		宣化天皇元、三、八、皇后	
石姫皇女	欽明	宣化天皇		欽明天皇元、正、十五、皇后	
磐姫	敏達	息長眞手王		敏達天皇四、正、九、皇后	敏達天皇四、十一、
豐御食炊屋姫尊	敏達	欽明天皇		敏達天皇五、三、十、皇后	推古天皇三十六、三、七、
額田部皇女（推古）	欽明	欽明天皇		用明天皇元、正、朔、皇后	推古天皇二十九、十二、二十一、
穴穗部間人皇女	用明	欽明天皇		舒明天皇二、正、十二、皇后	齊明天皇七、七、二十四、
天豐財重日足姫尊（皇極、齊明）	舒明	茅渟王		大化元、七、二、皇后	天智天皇四、二、廿五、
間人皇女	孝德	舒明天皇第一皇女		天智天皇七、二、二十三、皇后	
倭姫王	天智	古人大兄皇子		天智天皇第二皇女	大寶二、十二、二十二、
高天原廣野姫尊（持統天皇）	天武	天智天皇第二皇女		天武天皇元、二、二十七、皇后	
藤原安宿媛（光明皇后）	聖武	贈太政大臣正一位藤原不比等		天平元、八、十、皇后	贈正一位縣犬養橘三千代

御名	天皇	御父	御母	立后（中宮）の時日	崩御の時日
井上内親王	光仁	聖武天皇	縣犬養廣刀自	寶龜元、十一、六、皇后	寶龜六、四、二十七、
天之高藤廣宗照顯尊 藤原乙牟漏	桓武	贈太政大臣從一位藤原良繼第二女	贈從一位阿倍古美奈	延曆二、四、十八、皇后	延曆九、閏三、十、
橘嘉智子（檀林皇后）	嵯峨	贈太政大臣正一位橘清友第一女	贈正一位田口氏	弘仁六、七、十三、皇后	嘉祥三、五、四、
正子內親王	淳和	嵯峨天皇	皇后橘嘉智子	天長四、二、二十七、皇后	元慶三、三、二十三、
藤原穆子	醍醐	太政大臣贈正一位藤原基經第四女	藤原盛子	延長元、四、二十六、中宮	天曆八、正、四、
藤原安子	村上	右大臣正二位藤原師輔第一女	贈正一位藤原盛子	天德二、十、二十七、中宮	康保元、四、二十九、
昌子內親王	冷泉	朱雀天皇第一女	女御從三位熙子女王	康保四、九、四、皇后	長保元、十二、一、
藤原媓子	圓融	太政大臣贈正一位藤原兼通第一女	從二位昭子女王	天延元、七、一、中宮	天元二、六、三、
藤原遵子	圓融	太政大臣從一位藤原頼忠第一女	正三位厳子女王	天元五、三、十一、中宮 正暦元、十、五、皇后	寶仁元、六、一、
藤原定子	一條	內大臣正二位藤原道隆	高階貴子	正暦元、十、五、中宮 長保二、二、二十五、皇后	長保二、十二、十六、
上東門院藤原彰子	一條	攝政太政大臣贈正一位藤原道長第一女	准三后從一位源倫子	長保二、二、二十五、中宮	承保元、十、三、
藤原妍子	三條	攝政太政大臣贈正一位藤原道長第二女	准三后從一位源倫子	長和元、二、十四、中宮	萬壽四、九、十四、
藤原威子	後一條	贈右大臣正二位藤原濟時	源氏（大納言正三位源延光女）	長和九、四、二十七、中宮	萬壽二、三、二十五、
陽明門院禎子內親王	後朱雀	攝政太政大臣贈正一位藤原道長第三女	准三后從一位源倫子	寛仁二、十、十六、皇后	長元九、九、六、
藤原嬉子	後朱雀	三條天皇第四皇女	中宮藤原妍子	長暦元、二、十三、中宮 長暦元、三、一、皇后	嘉保元、正、十六、
二條院章子內親王	後冷泉	後一條天皇第一皇女	中宮藤原威子	長暦元、三、一、中宮	長暦三、八、二十八、
藤原寛子	後冷泉	關白太政大臣從一位藤原頼通第二女	贈從二位藤原祇子	永承元、七、十、中宮	長治二、九、十六、
藤原歓子	後冷泉	關白贈正一位藤原教通第三女	贈從二位藤原祇子	永承六、二、十三、皇后 治暦四、四、十六、中宮	大治二、八、十四、
馨子內親王	後三條	後一條天皇第二皇女	藤原氏（大納言正二位藤原公任女）	治暦四、四、十六、皇后	康和四、八、十七、
藤原賢子	白河	關白太政大臣從一位藤原師實（贈右大臣正二位源顯房第一女）	中宮藤原威子 源隆子	延久元、七、三、中宮 承保元、六、二十二、皇后	寶治七、九、四、
篤子內親王	堀河	後三條天皇第五皇女	關白太政大臣從一位藤原師實（贈太政大臣正一位源顯房第一女）	承保元、六、二十二、中宮	應德元、九、二十二、

待賢門院藤原璋子	鳥羽	權大納言正二位藤原公實（白河天皇猶子）	從二位藤原光子	元永元、正、二十六、中宮	久安元、八、二十二、
高陽院藤原泰子	鳥羽	太政大臣從一位藤原忠實第一女	准三后從一位源師子	長承三、三、十九、皇后	久壽二、十二、十六、
美福門院藤原得子	鳥羽	贈太政大臣正一位藤原長實第二女	贈正一位源方子	永治元、十二、二十七、皇后	永暦元、十一、二十三、
皇嘉門院藤原聖子	崇德	太政大臣從一位藤原忠通	從一位藤原宗子	大治五、二、二十一、中宮	養和元、十二、五、
藤原多子	近衛	贈太政大臣正一位藤原頼長（實右大臣正二位德大寺公能第二女）	從三位藤原家子	久安六、三、十四、皇后	建仁元、十二、二十四、
九條院藤原呈子	近衛	前攝政關白太政大臣從一位藤原忠通（實太政大臣正二位藤原伊通）	藤原氏（中納言正三位藤原顯隆女）	久安六、六、二十二、中宮 保元元、十、二十七、皇后	安元二、九、十九、
藤原忻子	後白河	右大臣正二位德大寺公能第一女	從三位藤原榮子	保元元、十、二十七、中宮 平治元、二、二十一、皇后	承元三、八、十二、
高松院姝子內親王	二條	鳥羽天皇第六皇女	皇后藤原得子	平治元、二、二十一、中宮	安元二、六、十三、
藤原育子	二條	關白太政大臣從一位藤原忠通（實左大臣從一位藤原實能）	從三位源俊子	應保二、二、十九、中宮 承安二、二、十、皇后	承安三、八、十五、
建禮門院平德子	高倉	太政大臣從一位准三后平清盛第二女（後白河天皇猶子）	從二位准三后平時子	承安二、二、十、中宮	建保元、十二、十三、
宣秋門院藤原任子	後鳥羽	關白太政大臣從一位九條兼實第一女	從二位藤原兼子	建久元、四、二十六、中宮	曆仁元、十二、二十八、
陰明門院藤原麗子	土御門	太政大臣從一位大炊御門頼實第一女	從二位藤原隆子	元久二、七、十一、中宮	寛元元、九、十八、
東一條院藤原立子	順德	攝政太政大臣從一位九條良經第一女	藤原氏（樣中納言從二位藤原能保女）	建暦元、正、二十二、中宮	寶治元、十二、二十一、
安喜門院藤原有子	後堀河	太政大臣從一位三條公房第一女	從二位藤原修子	貞應二、二、二十五、中宮 嘉祿二、七、二十九、皇后	弘安九、二、六、
鷹司院藤原長子	後堀河	關白左大臣從一位近衛家實第一女	藤原氏（修理大夫正四位下季信女、後宣陽門院猶子）	嘉祿二、七、二十九、中宮	建治元、二、十一、
藻璧門院藤原孝子	後堀河	關白太政大臣從一位九條道家第一女	准三后藤原綸子	寛喜二、二、十六、中宮	天福元、九、十八、
大宮院藤原姞子	後嵯峨	太政大臣從一位西園寺實氏第一女	准三后藤原貞子	仁治三、八、九、中宮	正應五、九、九、
東二條院藤原公子	後深草	太政大臣從一位西園寺實氏第二女（後嵯峨天皇猶子）	准三后藤原真子	正嘉元、正、二十九、中宮	嘉元二、正、二十、
京極院藤原信子	龜山	左大臣從一位洞院實雄第一女	從二位藤原榮子	弘長元、二、八、中宮 弘長元、八、二十、皇后	文永九、八、九、
今出川院藤原嬉子	龜山	太政大臣從一位西園寺公相第一女（後深草天皇猶子）	養母從二位藤原敦子（大外記師朝女）	弘長元、八、二十、中宮	文保二、四、二十五、
遊義門院姈子內親王	後宇多	後深草天皇第三皇女	中宮東二條院藤原公子	弘安八、八、十九、皇后	德治二、七、二十四、
永福門院藤原鐘子	伏見	太政大臣從一位西園寺實兼第一女（後深草天皇猶子）	從一位源顯子	正應元、八、二十、中宮	興國三（康永元）五、七、
長樂門院藤原忻子	後二條	太政大臣從一位德大寺公孝第一女（後宇多天皇猶子）	從三位藤原喜子	嘉元元、九、二十四、中宮	正平七（文和元）二、一、
後京極院藤原禧子	後醍醐	太政大臣從一位西園寺實兼第三女	從二位藤原孝子	元應元、八、七、中宮	元弘三、十、十二、

御名	天皇	御父	御母	立后（中宮）の時日	崩御の時日
新室町院殖子内親王	後醍醐	後伏見天皇第一皇女，	女御廣義門院藤原寧子	元弘三、十二、七、中宮	延元二、五、十二、
某　氏（或云源信子）	後龜山	未詳（或云右大臣從一位北畠顯信）		中宮	
東福門院源和子	後水尾	太政大臣贈正一位德川秀忠第五女	贈從一位淺井德子	寛永元、十一、二十八、中宮	延寶六、六、十五、
新上西門院藤原房子	靈　元	前左大臣從一位鷹司教平第二女	藤原氏（權大納信正三位冷泉爲滿女）	天和三、二、十四、中宮	正德二、四、十四、
承秋門院幸子女王	東　山	一品式部卿有栖川幸仁親王第一王女	家女房某	寶永五、二、二十七、中宮	享保五、二、十、
新清和院欣子内親王	光　格	後桃園天皇第一皇女	女御盛化門院藤原維子	寛政六、三、七、中宮	弘化三、六、二十、
昭慶皇太后（美　子）	明　治	左大臣從一位一條忠香第三女	御母御息所順子女王、（御所生家女房新畑民子）	明治元、十二、二十八、皇后	大正三、四、十一、
皇太后（御名節子）	大　正	從一位大勳位公爵九條道孝第四女	御生母女房野間幾子	大正元、七、三十、皇后	

【贈皇后略譜表第二】

御名	御父	御母	薨去の時日	贈皇后の時日
藤原帶子	御賞格	御母		
高志内親王	平城天皇妃	贈正一位藤原百川第二女	延暦十三、五、四、	大同元、六、九、
新皇嘉門院藤原聚子	淳和天皇妃	皇后藤原乙牟漏	大同四、五、五、	弘仁十四、六、六、
	仁孝天皇女御	藤原斐子	文政六、四、三、	文政七、七、十、

【皇后略譜表第二】

御名	御父	御母	立后の時日	崩御の時日
郁芳門院媞子内親王	白河天皇第一皇女	皇后藤原賢子	寛治五、正、二十二、	永長元、八、七、
令子内親王	白河天皇第三皇女	皇后藤原賢子	嘉承二、十二、一、	天永元、四、二十一、
上西門院統子内親王	鳥羽天皇第二皇女	中宮待賢門院藤原璋子	保元三、二、三、	文治五、七、二十、
殷富門院亮子内親王	後白河天皇第一皇女	從三位藤原成子	壽永元、八、十四、	建保四、四、二、
坊門院範子内親王	高倉天皇第二皇女	藤原氏（權中納言正二位成範一女）	建久九、三、三、土御門天皇准母	承元四、四、十二、
式乾門院利子内親王	後高倉太上天皇第一王女	准三后北白河院藤原陳子	天福元、六、二十、四條天皇准母	建長三、正、二、
安嘉門院邦子内親王	後高倉太上天皇第四王女	准三后北白河院藤原陳子	承久三、十二、一、後堀河天皇准母	弘安、六、九、四、
修德門院邦子内親王	後鳥羽天皇第一皇女	中宮冨小路門院藤原任子	順德天皇准母	建暦元、十一、八、

御名	御父	御母	立后の時日	崩御の時日
修德門院曦子内親王	土御門天皇第四皇女	源氏（權中納言正二位有雅女）	後嵯峨天皇准母	寶治元、二、八、
遊義門院斐子内親王	後宇多天皇第一皇女	談天門院藤原忠子		元應元、三、二十七、

クワウゴウグウシキ（チユウゲウシキ）を見よ、

クワウゴンテンワウ　皇后宮職　中宮職

光嚴天皇　名號

御名は量仁、法名勝光智、無諱と號す（系統）後伏見天皇の第三皇子、母は廣義門院、北朝初代の天皇（事蹟）後醍醐天皇の太子となる、元弘二年後醍醐天皇南狩し給ふや、北條高時天皇を立つ、在位二年、三年五月後醍醐天皇京に入り給ふに及びて、皇位を辭りて、太上天皇と號す、後ち薙髮し、禪學を修め丹波の山中に入りて常勝寺を創め、僧侶と共に修行し給ふ、貞治三年（南朝正平十九年）七月七日崩ず、壽五十二、丹波國北桑田郡山國村大字井戸山國陵に葬る（大日本史、陵墓一覽）

クワウサ　光佐　顯如（ケンニヨ）を見よ、

クワウシツゴリヤウ　皇室御領　【上代】

太古天祖高天原に在るや、天狹田を以て御田となし、天邑君をして治めしむ、これ皇室御領の書に見えたる始めなり、尋で垂仁天皇の時屯田を置き、屯田司、屯倉首を置きて御領の事を司らしめ（ミヤケ參看）景行天皇の時には磐鹿六雁命を以て膳職長とし、膳大伴部を諸國に置き、山海珍羞の物を進めしむ、子孫世々高橋氏を稱し内膳の事を掌る、成務天皇の時小長田命を以て御田職とし、大炊の政を掌らしむ、又御名代・御子代あり、並に御領なり、御子代は垂仁天皇の景行天皇の朝、日本武尊の爲めに、武部を置きしを始めとす（然れども其起りは遠く神代に在り、委しくは「ミナシロ」「ミコシロ」を見るべし）爾來代々御名代（御名代御子代）御子代を置きしを以て皇室御領極めて多し、中大兄皇子の有したる御子代入部等五百廿四、屯倉百八十一箇所あり、しを以て其一般を知るべし、從て皇子皇女等にも分配せしを以て皇族の勢盛大なりき、然るに此等御領並に臣連伴造國造等皆己が民を置き、互に田園池澤を割き自領とし、己が財となし、爭戰已まず、弊害多かりしを以て、大化改革の時第一に此等子代の民處々の屯倉、別、臣、連、伴造、國造、村首所有の部曲の民、處々の田庄を罷めて、皇室御領は、先に別に大和國高市、葛木、十市、志貴、山邊、曾布六縣を公邑と定めたりしものを、並に至りて其田畝戶口を撿校し官田となし、田領を置て、之を掌らしめたり、大寶令制定の時、官田、園池、御厨を置き、宮内省の被官園池司にて管す、後ち内膳司に合併す、其官田は減じて、大和攝津兩國に在るもの各三十町、河内山背に在るもの各二十町とし、田領を停めて、管内雜任を差發して田司とし、每二町に牛一頭を配し、中中戶以上をして、各一頭を養はしむ、志願は上代より大賞を賞せしが、大寶以後は、高橋氏管す、之を御食國と稱す、又別に二千戶を寄せて、中宮湯沐邑となし、神護景雲二年官田を營種せしめ、町別に五百束を出さしむ【平安朝時代】桓武天皇の時御厨を山城國に置き、平城天皇の時勅旨田を置き、嵯峨天皇の時又始めて後院を置き、之に後院領を設けたり、淳和天皇天長八年河内供御所堤外赤江、堤内赤江二處を停め、竹門江、賀沼絕間江、大治江三處を定め、攝津供御江四廳を停む、天皇赤勅旨田を諸國に置き、書物に見えしもの、みにても三千三百餘町の多きに及び又官稻を（御食國）廢して、攝津備前等の田を開墾せしめ、又太上皇に一千五百戶、皇太后に二千戶の封戶を奉獻したりき、仁明天皇の時天長の故事によりて、封二千戶を後太上皇（淳和）に、一千戶を皇太后に奉る、若し損田あらば公租にて補進せしむ、又勅旨田を諸國に置くこと一千七十四町、後院領一百七十四町を置く（後院領勅旨田は共に、後世皇室御領の重なるものとなれり、「ゴ井ン」「チヨクシデン」參看）、別に荒廢田空閑田地を先後太上皇（嵯峨、淳和）及び太皇大后、皇太后に一千五十二町を奉る、然るに地方の制亂るに及びて、御領の年貢を納めざる者漸く多し、故を以て文德天皇齊衡二年制して、志願國司をして、御贄を撿校せしめ、若し積緩するものは罪科に處せしむ、天安元年御稻期に後るゝを以て、一月を期して貢上せしめ、若し闕怠する者あらば之を罪したり、貞觀二年重ねて制し、官田の長官等常に御稻貢進を怠り、供御を闕くを以て、長官を勸責すれば、長官郡司百姓を責め、私稻を收む、御供は最も清潔を要すべきに、疎略此の如し、法禁輕からずと雖も、特に前過を宥して、長官自ら撿察し、清潔にし期内に進納せしむ、四年更に御稻貢進の期限稻數を定む、此の御代山田三十八町七段餘を淳和院に、荒田一百八町六段を冷泉院に、三十七町五段を中宮職に寄せ給へり、陽成光孝宇多天皇共に勅旨田御厨を置くこと愈々多きを以て、隨て院宮王臣每國に御厨を立て、民業を侵し奪ふを以て、醍醐天皇二年勅して内膳司所管の御厨、禁河、池沼を除く外、公私を論ぜず停止し、當代以後勅旨開田を禁じ、後院を停めたり、尋で式を撰し、官田は山城二十町、

大和十六町、河内十八町、和泉二町、攝津三十町とし、園地地山城大和に七箇所を置き、其他供御貢進の條規を定む、此の後ち後院は復せられたれども、これより皇室御領は增加すること少くして、減退するに至れり、加ふるに藤原氏清和天皇以來外戚を以て勢を得て、天下の權を左右し、諸國諸庄園を兼併し、諸人皆庄園を攝關に寄せ、其勢を賴みたり、故に權力に於て、財力に於ても、皇室を凌ぐに至れり、英邁なる後三條天皇位に即くに及び、藤原氏の專權を惡み、兼れて諸庄園の弊害多きを認め、大に改革する所あらんとし給へり、されば即位の日には關白賴通宇治に屏居し、其弟左大臣敎通は關白たりしと雖も、唯員に備はるのみ、延久元年二月勅して寬德二年以後の庄園を停め、二年以前と雖も、券契不明なるもの、國務を妨ぐるものは停止せしめ、且つ記錄庄園券契所を置き、上卿辨寄人を定め、親ら政を聽斷し給ふ、かく庄園を停め、記錄所を置き、券契を糺さしめて私領を減じ、公領を增加せしむと共に、皇室御領を增加する事に務められ、醍醐天皇以來廢れし勅旨田を再興し給へり、之を新勅旨田と云ふ、蓋し當時所領は土地民人を併有するを以て御領の廣大なるは、皇室の勢の旺盛なる所以を悟らしめ給へるものなるべし、備前備中攝磨近江等に後世に至る迄、新勅旨田、又は後三條院勅旨田とあるもの即ち是なり、既にして藤氏の勢衰へしより、諸人又庄園を皇室に寄するもの多くなれり、良峯季高は、其庄を陽明門院に獻じて後三條院に行ひ、廣く庄園を置きて自ら奉す、

（源氏人）

皇女八條門院に傳へ給へり、之を八條院領とす、其數二百三十餘箇庄園の多きに及べり（委しくは八條院領の項を見よ）是より院宮亦競て庄園を置き、或は傳領して自ら賣し、朝廷も亦庄園を點定し、御領となし給へり、後白河天皇の立つに及び、後三條天皇に倣ひ、記錄所を置きて、諸庄園を減じて公領とし、兼れて皇室御領を增し給ふ、即位の始め、左大臣賴長等の沒收地四十餘箇庄園を後院御領とし、此の外新熊野、新日吉社領、熱田社領、城興寺領、長講堂領等を併有し、數百箇所を有し給へり【鎌倉時代】後白河法皇建久三年三月崩ずるに臨み、後院領以下城興寺領迄後鳥羽天皇に、長講堂領を宣陽門院に讓り給へり、後鳥羽天皇は春華門院崩御の後ち八條院御領を傳領し給ひしが、承久の役により此等總ての御領は沒收せられ、幕府より堀河天皇に獻じ、八條院御領は、後高倉院（堀河天皇御父）に獻じ給へり、後嵯峨天皇の後ち後深草龜山兩天皇兄弟相繼ぐ、蓋し龜山の後ちをして永く皇統を繼がしめんが爲めなり、然るに文永十一年後嵯峨崩御の後ち、後深草龜山五に反目し、皇位を爭うに至れり、此時に當り、諸院宮皆御領を多く所有し、後深草院は熱田社領播磨國衙等、龜山院は後院領等、四辻親王は七條院領を脩明門院より傳領し、安嘉門院は八條院御領を北白河領し、正親町院、室町院、大宮院、神仙門院等皆多くの庄園を有し給へり、故を以て互に此等御領を傳承せんと欲し、互に女院の歡心を得んとすることに務め、諸臣等亦此等の所領の領家又は預所となりて、家を富ますことに務め、利により自ら兩派に分れたり、蓋し兩統迭立は表面は皇位の爭即ち政治的爭ひなるも、裏面より觀察せば、財産の爭奪に過ぎざるなり、故を以て後深草院は、鷹司院より長講堂領を傳領し、

（領家職長）

又神仙門院領を併有し、龜山院は八條院御領及び大宮院室町院領等を傳領したりき、これより後深草院の統持明院流は長講堂領、熱田社領、播磨國衙、龜山院の統大覺寺流は八條院御領、大宮院領、室町院領等を傳領して、互に皇位を爭ひたりき（此の後ち後宇多天皇七條院領の半を四辻親王より傳領せしも、東寺に寄せしを以て、皇位に關係ぜざりき）而して持明院は後伏見花園の二派に、大覺寺は後二條後醍醐兩派に分れしが、後醍醐天皇英邁の資を以て、終に關東を亡ぼし、天下を親らし給ふ、南北兩統に分れしより、南朝御領は多く武人の領有する所となれり、然れども猶乃貢を納るゝもの少からず、北朝は後伏見天皇より光嚴天皇、光明天皇より崇光天皇に傳へしが、崇光天皇の皇弟後光嚴天皇立つに及びて所領兩派に分れ、其大半は崇光天皇の子榮仁親王に傳はり、故を以て兩派互に相惡みしが、崇光天皇崩御の後ち、後小松天皇悉く其所領を併せ、更に之を稱光天皇に傳ふ、稱光天皇嗣なきを以て、榮仁親王の孫なる後花園天皇を立てたり、茲に於て、長講堂領、熱田社領、播磨國衙皆皇室の御邑となる、委しくは長講堂（チヤウカウダウ）參看【室町時代】には、禁裏御料所と稱し、廣狹の二義に用ひられ、廣く諸司領をも含み、狹義には皇室御領のみを云ひたりき、而して其多くは武人に押領せられしと雖も、猶皇室の據りて以て賴む所は、此の三所領の一部分、即ち山城の山科、播磨の揖保庄、越前の坂北庄、尾張の井戸田庄、美濃の一色、多賀庄等を重なるものとし、新熊野領、上總國畔蒜、及び丹波の山國庄、備前鳥取庄、及び居都上村庄、伊勢の粟真庄、若狹の小濱、稻積庄、近江の舟木庄、丹後の上村庄、出雲橫田庄、加賀櫟海等のみなりき、然かも此等年貢も滯

りなく納むるものは稀なりき、故を以て皇室の衰頽甚しく、朝廷の諸儀式頽廢し、宮門築垣破れ、三條橋上より御境火を認められし程なりき、織田信長起るに及びて、正親町天皇元龜二年、金銀を洛中商人に委託し、毎月の利子を收めて供御の御料となす、天正三年舊御領山國庄（先是土豪の爲めに押領せられたりき）を以て先規の如く御料所と定む、十一年豐臣秀吉舊御領十二箇郷吉祥院北條二瀨等を以て先規の如く御領と定め、また下白川伏見郷中西方寺分宗喜分を以て、伏見宮御領と定め、十二年山階郷千石を以て院の御領と定む、同十六年洛中の銀地子五千五百三十兩、米地子八百石、外に諸門跡公家衆領八千石と爲し、御領を七千石と定めたり【江戸時代】慶長六年德川家康、所々に散在する御領を便宜の地に集め、凡一萬石の御領を充つ、十六年四月後陽成上皇へ御領の公田三千石を附す、元和七年東福門院入內の節、化粧料として一萬石を持參し、九年八月、洛外の田園一萬石を禁裏に附し三萬石と爲す、門院崩御の後、二萬石に復せられしも、寶曆二年に一萬石增して爾後三萬石と定まる、然れど僅少なる御領は、未だ皇室の供御に不足するあるを以て、金銀若干を補足す、仙洞御料はもと三千石なりしが、寬永十一年に七千石を加へて一萬石とせられし事あれども、後には七千石の時もあり、享保二十年より、院御料一萬石、御二の院は七千石と定められたり、其餘復金銀若干を補足す、女院、東宮、中宮、女御等、其時々に應じ、別々に御料幷に補足金あり、御料地は、關東より代官を附け置き、其他の事務は、禁裏附、仙洞附等の職及び其屬員を置き、洛中は町奉行之を治め、其全權は、所司代之を總括す、是等の費途は、御料の外なり、皇族攝家以下公家衆の家祿女中の俸祿も此外なり、種々のものを合算せば、數百萬石に及ぶべし、御大嘗井に御造營の如き臨時の用度亦一切別途に屬するなり、家茂の時に至り、文久三年より四斗俵十五萬俵を貢獻し、其翌年より、又十五萬俵を增獻し、合せて三十萬俵となす、慶應三年より、是等を停め、山城全國の德川領地及び武家の領分知行を悉く貢獻す、其高二十餘萬石なりといふ、明治二十二年憲法制定の時、「世傳御料、土地物件の世傳御料と定めたるものは、分割讓與することを得ず、世傳御料に編入する土地物件は、樞密顧問に諮詢し、勅書を以て之を定め、宮內大臣之を公告す」と定めたり（吹塵錄、御領考、帝國憲法、皇室御領考）

クワウシツテンパン　皇室典範　明治二十二年二月十一日、憲法と共に欽定發布せられたる、

皇室の制度にして、十二章よりなる、即ち左の如し、

第一章　皇位繼承

第一條、大日本國皇位は、祖宗の皇統にして男系の男子之を繼承す、」第二條、皇位は皇長子に傳ふ、」第三條、皇長子在らざる時は、皇次子及び其子孫に傳ふ、皇長子及び其子孫皆在らざるときは皇長孫に傳ふ、皇長子及び其子孫皆在らざるときは、皇次子及び其子孫に傳ふ、」第四條、皇子孫の皇位繼承するは、次下皆之に例す、」第五條、皇庶子孫の皇位繼承するは、嫡出を先にす、皇庶子孫の皇位繼承するは皇嫡子孫皆在らざるときに限る、」第六條、皇伯叔父及び其子孫皆在らざるときは、皇兄弟及び其子孫在らざるときは、皇伯叔父及び其子孫皆在らざるときは、其以上に於て最近親の皇族に傳ふ、」第八條、皇兄弟以上は同等內に於て嫡を先にし、庶を後にし、長を先にし、幼を後にす、」第九條、皇嗣精神若しくは、身體の不治の重患あり、又は重大の事故あるときは、皇族會議及び樞密顧問に諮詢し、前數條に依り繼承の順位を換ふることを得、

第二章　踐祚即位

第十條、天皇崩ずるときは、皇嗣即ち踐祚し祖宗の神器を承く、」第十一條、即位の禮及び大嘗祭は京都に於て之を行ふ、」第十二條、踐祚の後元號を建て、一世の間に再び改めざること、明治元年の定制に從ふ、

第三章　成年、立后、立太子

第十三條、天皇及び皇太子、皇太孫は滿十八年を以て成年とす、」第十四條、前條の外の皇族は滿二十年を以て成年とす、」第十五條、儲嗣たる皇子を皇太子とす、皇太子在らざるときは儲嗣たる皇孫を皇太孫とす、」第十六條、皇后、皇太子、皇太孫を立つるときは、詔書を以て之を公布す、

第四章　敬稱

第十七條、天皇、太皇太后、皇太后、皇后の敬稱は陛下とす、」第十八條、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王の敬稱は殿下とす、

第五章　攝政

第十九條、天皇未だ成年に達せざるときは、攝政を置く、」天皇久しきに亘るの故障に由り、大政を親らすること能ざるときは、皇族會議及び樞密顧問の議を經て、攝政を置く、」第二十條、攝政は成年に達したる皇太子又は皇太孫之に任ず、」第二十一條、皇太子、皇太孫在らざるか、又は未だ成年に達せざるときは、左の順序に依り攝政に任ず、第一、親王、及び王、第二、皇后、第三、皇太后、第四太皇太后、第五、內親王、及び女王、」第二十二條、皇族男子の攝政に任ずるは、皇位繼承の順序に從ふ、其女子に於けるも亦之に準ず、」第二十三條、皇族女子の攝政に任ずるは、其配偶者あらざる者に限る、」第二十四條、最近親の皇

族未だ成年に達せざるか、又は其他の事故に由り、他の皇族攝政に任じたるときは、後來最近親の皇族成年に達し、又は其事故既に除くと雖も、皇太子及び皇太孫に對するの外、其任を讓ることなし」第二十五條、攝政又は攝政たるべき者、精神若しくは、身體の重患あり、又は重大の事故あるときは、皇族會議及び樞密顧問の議を經て、其順序を換ふることを得、

第六章　太傅

第二十六條、天皇未だ成年に達せざるときは、太傅を置き保育を掌らしむ、第二十七條、先帝遺命を以て太傅を任ぜざりし時は、攝政より皇族會議及び樞密顧問に諮詢し、之を選任す、」第二十八條、太傅は攝政及び其子孫之に任ずることを得ず、」第二十九條、攝政は皇族會議及び樞密顧問に諮詢したる後に非ざれば、太傅を退職せしむることを得ず、

第七章　皇族

第三十條、皇族と稱ふるは、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王を謂ふ、」第三十一條、皇子より皇玄孫に至るまでは、男を親王、女を內親王とし、五世以下は男を王、女を女王とす、」第三十二條、天皇支系より入て大統を承くるときは、皇兄弟姉妹の王、女王たる者に、特に親王內親王の號を宣賜す、」第三十三條、皇族の誕生、命名、婚嫁、薨去は宮內大臣之を公告す、」第三十四條、皇統譜及前條に關る記錄は圖書寮に於て尙藏す、」第三十五條、攝政在任の時は前條の事を攝行す、」第三十六條、攝政在任の時は前條の事を攝行す、」第三十七條、皇族男女幼年にして父なき者は、宮內の官寮に命じ、保育を掌らしむ、事宜に依り、天皇其の父母の選擧せる後見人を認可し、又は之を勅選すべし」第三十八條、皇族の後見人は成年以上の皇族に限る」第三十九條、皇族の婚嫁は、同族又は勅旨に依り特に認許せられたる華族に限る」第四十條、皇族の婚嫁は勅許に由る」第四十一條、皇族の婚嫁を許可するの勅書は宮內大臣之れに副署す、」第四十二條、皇族は養子を爲すことを得ず、」第四十三條、皇族國籍の外に旅行せむとするときは、勅許を請ふべし、」第四十四條、皇族女子の臣籍に嫁したる者は、皇族の列に在らず、但し特旨に依り仍內親王、女王の稱を有せしむることあるべし、

第八章　世傳御料

第四十五條、土地物件の世傳御料と定めたるものは、分割讓與することを得ず、」第四十六條、世傳御料に編入する土地物件は、樞密顧問に諮詢し、勅書を以て之れを定め、宮內大臣之を公告す、

第九章　皇室經費

第四十七條　皇室諸般の經費は特に常額を定め、國庫より支出せしむ、」第四十八條、皇室經費の豫算決算檢査及其他の規則は皇室會計法の定むる所に依る、

第十章　皇族訴訟及懲戒

第四十九條　皇族相互の民事の訴訟は、勅旨に依り、宮內省に於て裁判員を命じ裁判せしめ、勅裁を經て之を執行す、」第五十條、人民より皇族に對する民事の訴訟は、東京控訴院に於て之を裁判す、但し皇族は代人を以て訴訟に當らしめ、自ら訟廷に出るを要せず、」第五十一條、皇族は勅許を得ろに非ざれば拘引し、又は裁判所に召喚することを得ず、」第五十二條、皇族其品位を辱むるの所行あり、又は皇室に對し忠順を缺くときは、勅旨を以て之を懲戒し、其重き者は皇族特權の一部、又は全部を停止し、若しくは剝奪すべし」第五十三條、皇族落度の所行あるときは、勅旨を以て治產の禁を宣告し、其の管財者を任ずべし」第五十四條、前二條は、皇族會議に諮詢したる後之を勅裁す、

第十一章　皇族會議

第五十五條、皇族會議は成年以上の皇族男子を以て組織し、內大臣、樞密院議長、宮內大臣、司法大臣、大審院長を以て參列せしむ、」第五十六條、天皇は皇族會議に親臨し、又は皇族中の一員に命じて議長たらしむ、

第十二章　補則

第五十七條、現在の皇族、五世以下親王の號を宣賜したるものは舊による、」第五十八條、皇位繼承の順序は總て實系による、現在皇養子皇猶子又は他の繼嗣たるの故を以て之を混ずることなし、」第五十九條、親王、內親王、王、女王の品位は之を廢す、」第六十條、親王の家格及其他此典範に抵觸する例規は總て之を廢す、」第六十一條、皇族の財產歲費及諸規則は別に之を定むべし、」第六十二條、將來此典範の條項を改正し、又は增補すべき必要あるに當ては、皇族會議及び樞密顧問に諮詢して、之を勅定すべし、

クワウシン　皇親　名義　天皇の親屬をいふ、親王、王、內親王、女王等これなり、現今にては皇族と云ふ　起原沿革　書紀を按ずるに、上古は、皇親の男子に、皆某尊又は某命と書し、女子は、某姬又は某媛と記せり、某皇子某皇女の稱は、始めて垂仁紀、景行紀に見え、某王の稱は推古紀に見えたり、爾來天皇の御子は、多くは某皇子某皇女といひ、或は某王某女王とも稱せり、降りて天武天皇の時に至り、親王諸王の別あり、又文武天皇の大寶令に於て、始めて其制を規定し、皇親を親王と諸王とに別ち、皇兄弟姉妹及び皇子皇女の一世にを親王とし、皇孫（二

世）皇曾孫（三世）皇玄孫（四世）までを諸王とす、玄孫の子卽ち五世王以下は、王と稱する を得れども、皇親の限にあらずとせり、古事記、日本書紀には、皇子を稱するに、某王を以てしたれども、續日本紀以後の國史には、皇孫以下諸王にあらざれば、某王と記さず、從うて之を訓するにも、親王は「ミコ」、王は「オホキミ」と差別せり、後ち皇親繁榮するに及び、費用多端なるを以て、姓を賜ひて人臣に列することを起れり、聖武天皇天平八年に、敏達天皇の玄孫葛城王等に、橘宿禰の姓を賜ふ、これを皇親賜姓の始めとす、下りて桓武天皇延曆六年、諸勝、岡成の二皇子に廣根朝臣、長岡朝臣の姓を賜ひしより、皇子賜姓のこと起る、爾來親王諸王にして、臣籍に列せるもの頗る多く、彼の源平の如き大氏族も亦皇胤より出でたり、明治に及び、皇親の稱を更めて皇族とし、且つ其範圍を廣くし、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子、皇太子妃、皇太孫、皇太孫妃、親王、親王妃、內親王、王、王妃、女王を以て皇族とし、皇子より皇玄孫に至るまでは、男を親王、女を內親王とし、六世以下は男を王、女を女王とす、且つ皇族女子の臣籍に嫁したるものは、皇族の列を除き、且つ訴訟に關しては、皇族相互の民事訴訟は、勅旨により、宮內省に於て裁判員を命じ裁判せしめ、勅裁を經て之を執行し、人民より皇室に對する民事訴訟は、東京控訴院に於て裁判し、勅許を得るにあらざれば、拘引し、又は裁判所に召喚するを得ずと規定し、懲戒に關しては、皇族其品位を辱め、又は皇室に對し忠順を缺くる所行ある時は、勅旨を以て之を懲戒し、其重きものは、皇族特權の一部、又は全部を停止し、若しくは剝奪すべしと規定せり、猶親王（ソンワウ）王（ワウ）の條を參看すべし（古事類苑帝王部、皇室典範）

クワウジン　荒神（クワウジン）を見よ、

クワウジュ　光壽　敎如（ケウニヨ）を見よ、

クワウジュ　光充　私年號、推古天皇十三年に相當し、凡三年間繼續す、合運圖光亥に作る（運歩色葉集、逸年號考）

クワウジュ井ンサキノウダイジン　廣壽院前右大臣　西園寺實氷（サイチンヨサネナガ）をいふ、

クワウジュ井ンゾウサダイジン　廣壽院附左大臣　日野重光（ヒノシゲミツ）をいふ、

クワウショウ　光勝　名義　少より遊歷を好み、天下の名山足跡殆んど遍歷し、過ぐる所の道途、高きものは之を低くし、窪き者は之を平げ、橋梁を架し、廢寺を修め、水なき地には井を穿つ、俗之を彌陀井と呼ぶ、弱冠にして尾張國分寺に於て薙髮し、沙彌となる、天慶元年、京師に入り、常に闤市の中に入り、之を勸めて、彌陀號を唱へしむ、時人市の上人と號す、天曆二年、叡山に登り大僧正となる、五年、會々京師大に疫して死者無數、勝惻然として自ら高さ十一尺の十一面觀音の像を刻んで之を祈る、遂に洛東に寺を建て之を安置し六波羅蜜寺と號す、奧羽二州の佛化未だ至らざる地を聞き、經像を負ひ、往きて誘導す、化に從ふ者多し、晚年西光寺に住す、天祿三年九月十一日寂す、壽七十、法臘二十五（元亨釋書）

クワウゾク　皇族　皇親（クワウシン）を見よ、

クワウソンデン　荒損田　名義　天災地變等により荒廢して耕す能はざる田地を云ふ、不墾佃田、不熟田、損田、荒廢田皆是なり　沿革　文武天皇大寶令に、凡公私の田荒廢して三年以上なるを他人借て佃る者あらば、官司の例を經て之を借さしむ、又田に水旱蟲霜不熟の處あらば、國司實を檢し具に錄して官に申さしむと云、爾後屢水旱蟲霜あらば官に具申すべき由の勅あり、文德天皇齊衡元年十月、損田荒田言上の期承前の程限事促近となす、宜く不堪佃は、八月の內に申し、損田は損狀を十月の內に申すべし、其遠國は、九月風水の損行程を通計して一に前格に依れとの宣符を發す、醍醐天皇延喜の制、水旱災蝗に遭ふて熟せざるの田、一處に五十戶以上は驛驛して申上し、諸國損田を申すに、縱へば、國內の田一萬町あり、稻五十萬束を出擧すれば、使を遣はして損田を勘定し、千町に雜稻米納五萬束已下を申さしめ、自外は此數に準して定准とす、鎌倉幕府以來海內騷擾、民其堵に安んぜず、田園の荒廢所在往々これあり、後醍醐天皇再祚の時に至て、不堪佃田奏するの典を再興す、未だ幾ならずして、足利氏國柄を執り、此法遂に廢す、爾後騷亂打續き田園の荒蕪此に極る、德川氏に至り、起返の法を設け、享保以來、其法大に備はり、年々農吏を督促して田園の荒損を勘査し、其回復を期せしめ、壓之を告諭すること甚だ多し（田制篇、大日本租稅志）

クワウタイゴウ　皇太后　名義　天皇の御母の尊稱なり、長樂宮とも云ふ、「オホミヤ」と訓じ、また皇后を「キサキ」といふに對して「オホキサキ」ともいふ　起原沿革　皇太后といふ稱號は、日本書紀（安寧天皇の條）に、母五十鈴依媛命（綏靖天皇紀）を尊びて、皇太后といふとあるを初見とす、然れどもこれは、書紀編纂の時、支那風を學びて書したるものにして、當時決して此の稱ありしにはあらず、其

起原は遙か後世にあるべしと雖も詳かならず、大寶令撰定の時に及び、始めて明文に載せられたり、抑も皇太后は、天皇の御母にして、后位に上り給ひしを稱すること正式なれども、中には女御より進み、准后より進み、剃髪後女院となりて進み給ひしもありて、必ずしも一定せず、平城天皇大同元年桓武天皇皇后(平城母后)を尊びて皇太后となし、は令制以後皇后を皇太后となし給ひし始めとす、中宮を尊びしは三條天皇長和元年二月中宮(一條后)を、皇太夫人は女德天皇齊衡元年皇太夫人藤原順子を、女御は一條天皇寛和二年七月母儀女御藤原詮子を、准后は櫻町天皇延享四年准后二條舍子を、剃髪後は後冷泉天皇永承六年二月禎子内親王(後朱雀の后後三條母儀寛德二年尼)を、院號の後は元弘三年七月後京極院嬉子(後醍醐の后正慶元年院號)を皇太后と爲し給ひしを始めとす、然して中宮職ありてこれに屬し、他に行き給ふを行啓といひ、臣庶より皇太后に白すを啓といひ、皇太皇宮職を置き、且つ敬稱を改めて陛下と唱ふるごとゝなれり、國母(コクボ)參看(古事類苑帝王部、皇室典範)

クワウタイゴウグウシキ　皇太后宮職

天子の御母后、皇太后宮の宮中一切の事を執行する役所なり、中宮職(チユウグウシキ)を見よ、

クワウタイシ　皇太子　名義

皇位を繼承し給ふべき皇子、若くは皇女の稱號、略稱して太子ともいふ、又「ヒツギノミコト」「ヒツギノミヤ」と稱し、春宮、東宮、儲君と書し、マウケノキミとも云ふ、又「ハルノミヤ」、青宮(アオミヤ)、「ミコノミヤ」坊(バウ)、恭閤、青闈、昭陽、儲貳、參事、龍樓、鮑榮、前星とも云ふ　起原沿革　上古は、太子を「ヒツギノミコト」と稱し、必ずしも一人に限らず、多きは三人に及べり、神武天皇の太子は、綏靖天皇と神八井耳尊、崇神天皇の太子は、垂仁天皇と豐城命、應神天皇の太子は、仁德天皇、太山守命、宇遲稚郎子の三人なりしが如し、然れども是が爲め往々相續權に關して、紛擾爭亂を生ずること亦尠からず、後に定めて一人と爲せり、通常皇子を立つるを例としたれども、皇子なき場合には、皇女を太子とす、孝謙天皇が聖武天皇の太子たりしが如き是なり、皇弟にして太子となれる時は、同じく皇太子と稱し、又皇太弟とも併稱せしが、後には皇弟にても皇太子と皇太弟の稱と區別して用ふるに至れり、此外皇兄、從兄弟、再從兄弟、三從兄弟、皇姪、三從兄弟の子を皇太子とせるもの、叔父、叔祖父、伯祖父を皇太子とせるの異例あるに至れり、太子又通稱して儲君ともいふ、近世に至り、まづ皇嗣を定めて之を儲君と稱し、然る後立太子の禮あるを例とするに及び、儲君と太子とは、意義を異にすること、なれり、立太子の詔は、早く繼體天皇の朝に見え、爾來其儀式漸く整頓せしが、南北朝以後、後西院天皇の朝に至る十五代二百餘年間は全く中絶し、靈元天皇の天和三年に再興せられたり、又立太子の時、山陵に告げらるゝことは、後世廢たれて、寺社の祈禱と變じたれども、霊切御劍の相傳、及び拜謁、節會等の儀式は、曾て絶えたることなし、然して東宮に關する一切のことは、春宮坊ありて之を司り、大夫以下の職員あり、又別に傅、學士を附して輔導の任に當る、其命は令といひ、群臣の上白には啓といひ、敬稱は殿下と稱し、他に赴き給ふを行啓といひ、後世これ等の制悉く行はれざりしと雖も、なほ其待遇は自餘の親王皇子に超出し、而して其紀は中世以後、多くは女御又は御息所と稱したり、明治に至り、宮內省に東宮職を置きて萬事を處理し、大夫以下の職員之に屬す、又別に東宮武官、東宮侍講を置きて輔導せしめ、且皇位は必ず男子に限ること、なりしを以て、太子も亦皇子より立て、配偶は妃と稱し、皇族又は特に勅許を得たる華族より撰び、敬稱は舊に從うて殿下と唱ふること、なれり(皇室典範、皇室婚嫁令、古事類苑帝王部)

クワウタイジングウ　皇大神宮　名義

伊勢國度會郡宇治(今宇治山田市)五十鈴河上○古へ度會宮、磯宮、宇治宮など稱す、また拆鈴五十鈴宮(サクシロ)とも號し、また伊勢大神宮とも單に大神宮ともいふ、後世は、專受大神宮を外宮と稱するに對して、專ら內宮と呼ぶ、朝廷にては宗廟と稱せらる、豐受神宮と併せて二所大神宮と稱す　名義　天照大神(御靈代號)、八咫鏡(、相殿神二座、左方を天兒屋根命(御靈代号)、右方を天太玉命(御靈代劍)　起原沿革　皇孫瓊々杵尊降臨の時、大神親ら八咫鏡を授け給ひしより後、世世同殿共殿に奉安せしめ給ふ、崇神天皇の六年に至り、皇女豐鍬入媛命に命じて、始めて倭笠縫邑に移し奉り、更に八十餘年を經て、垂仁天皇二十五年、皇女倭姫命に命じて鎭座の地を求めしむ、因て神宮を此地に定めて建つ、是を創めとなす、初め定めらるる時、八尋機殿を建て大神の神衣を織奉り、又有閭(ウニトカ)鳥墓村に神庫を造り神政を行はしむ、孝德天皇の御宇、神庫を改めて御厨とし、神郡を置きて度會山田原と竹村に屯倉を置く、天智天皇の御宇、また屯倉を置く、凡神界の四至、東は石井朝熊尾垂峯寺を山界とし、北は比奈多島、志摩崎、阿婆良岐島、都久毛島小島等を海界とし、南は志摩の鵜原高、錦山坂を界とし、西は飯高、下樋小河を神の境界とし、飯野郡機郡河を神の近境とす、文武天皇大寶八年祈日の

(令三郡)

調を大神宮服料に充しめ、元正天皇養老五年九月、天皇內安殿に御して使を遣し幣帛を奉ちしむ、九月奉幣拔に始る、此後十一日を例日とす、光仁天皇寶龜十一年五月、神封一千二十三戸を舊に復し、桓武天皇延暦十年八月、神宮正殿及び財殿等盛の爲めに燒るゝを以て、奉幣其事を謝さしめ、神宮を修造せしむ、十八年五月、正殿を改作す、平城天皇大同元年大和伊賀等の地、一千百三十戸を神封に充つ、仁明天皇嘉祥二年、二十年一度の神寶を奉る、卽ち定例なり、光孝天皇仁和元年大神宮を造らしめ、醍醐天皇延喜の制、大神宮及び相殿神二座並に大社に列り、祈年月次新嘗の案上官幣に預り、度會多氣飯野を神三郡とし、其他諸國に於て神封三百五十餘戸、神田四十餘町を充奉り、其後朝廷屢々神封奉幣等のこと絶えず、凡歷世天皇大神宮を齋み祭り給ふ時は、敬誠を盡し給ひ、踐祚、大嘗、卽位及び國の大事、旱疫ある毎に、必ず大極殿に御して幣使を發遣し、其神宮に至るまで日毎に御拜を行ひ給ふ、其幣神宮には錦綾、豐受宮には緋綵黃帛を用ふ、王臣以下輙く幣を供ふる事を得ず、皇太子と雖も、朝廷に奏して後ち之を獻る、往時は皇女を以て齋宮(サイグウ)(參看)と爲し、祭祀に奉侍せしむ、而して古來品位の階なく、一宮の稱なく、名神の祭に預り給はず、是尊くして加ふべくなく、諸神と位し給はざるが故なり、凡神宮に入るもの、兵仗を帶ぶる事を許さず、また僧徒は神境に入る事を得ず○遷宮　預め宮地二處を定め置き、二十年毎に正殿寶殿及び外幣殿皆新材を採て造替し、更に遷し奉る、之を式年と云ふ、九月十五日を以て正遷宮の式日と定む、後世に至るまで之を改むることなし、猶委しくは古事類苑神祇部を見るべし○祭祀は、二月十二日を祈年といひ、四月九月の十四日を神衣といひ、六月十七日を月次といひ、九月十七日を神嘗といひ之を行ふ、其他正月元日、十五日、三月三日、五月五日も、また祭を行ふ○神職に、祭主、宮司、大神主、禰宜、大內人、大物忌、父、小內人等あり、各條に就て見るべし○別宮に荒祭宮、伊佐奈岐宮、月讀宮、瀧原宮、瀧原並宮、伊雜宮、風日祈宮等あり、各條に述べたり、就て見るべし、攝社四十箇所あり(神宮雜例集、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)增補の部參看、

クワウタイテイ　皇太弟　天皇の皇弟に

て、皇太子と爲り給ひしをいふ、「クワウタイシ」參看、

クワウタイフジン　皇太夫人　名義

天皇の生母たる夫人、女御の尊稱　起原沿革　清寧天皇元年、妃葛城韓媛を尊びて皇太夫人と稱せるを初とす、後世皇太后の尊稱を用ふること行はるるに及び、其稱亡びて卽えざるに至れり、待遇殆ど皇太后と同じ、「クワウタイゴウ」、國母(コクボ)參看(令義解、續紀、三代實錄、古事類苑帝王部)

妃葛城韓媛(清寧母)　清寧天皇　元年　正月
妃振媛命(繼體母)　繼體天皇　元年　二月
夫人藤原宮子娘(聖武母)　聖武天皇神龜二年三月
夫人高野新笠(桓武母)　桓武天皇天應元年四月
女御藤原順子(文德母)　文德天皇嘉祥三年四月
女御藤原明子(清和母)　清和天皇天安二年十一月
女御藤原高子(陽成母)　陽成天皇元慶元年正月
女御班子女王(宇多母)　光孝天皇仁和三年十一月
女御藤原溫子(醍醐裘母)　宇多天皇寛平九年七月

クワウテイ　皇帝　天皇の稱號

夷所ノ稱、義解に謂華、華夏也、夷、夷狄也、言王者詔諸於華夷、稱ニ皇帝一、卽華夷之所稱亦彼之也、唐六典凡華夷之通稱、天子曰ニ皇帝一、こと見えた、續紀天平寶字元年十八年十二月の勅に、皇帝皇太后如ニ日月之照臨一、并治ニ萬國一と見えたり○秦始皇天下を併呑し、自ら以らく德は三皇五帝を兼ねたりとし、皇帝と稱すと史記本紀に見えたり、これより此の稱起る、

クワウトククワン　廣德館　舊富山藩の學校　名義

越中國富山城三ノ丸四ノ升形內　起原沿革　安永二年前田利興學館を創立し、三浦衛眞を學頭とし子弟を教育す、寛政三年利幹の時學則を改む、天保六年利保學事を興起し、博物場を設け產物方と稱す、慶應元年利同學則を更正し、文武の業を振興せしめ、師範家には家塾を設けしむ、明治元年九月火災に罹り、更に民舍を假り塾舍を設く、二年十月變則學校を設け英學を教ふ、此時藩學校と改め、富山二番町に移し漢學を專修せしむ、又其支校を同總曲輪の民舍に設け德聚堂と稱し皇漢洋數學の四課を教ふ、又別に演武場を同山王町民舍に移し擊劍を專修せしむ、廢に於て廣德館の學規及び院內の武伎悉く廢棄し、四年七月廢藩に據り全く廢絶す、五年有志者共立義塾を富山餌指町に興す、是より先き變則中學を同梅澤町に設置す、後ち同校合併す、同年七月學制頒布に際し閉鎖す(日本教育史資料)

クワウトククワン　廣德館　舊龜岡藩の學校　名義

丹波國桑田郡龜岡城內　起原沿革　創立の年代詳ならねど、藩主五代松平信庸の時代なるべしといふ、其後盛衰ありと雖も廢絶に至らず、始め文學のみなりしが、十一代信豪の時文武を合して諸生を教育す、維新後に至り廢す(日本教育史資料)

クワウニンテンワウ　光仁天皇　名義

(寶龜元)

御名は白壁、天宗高紹天皇とも稱す 系統 天智天皇の孫にして施基皇子の第六王子、母は紀諸人の女橡姫、第四十九代の天皇 事蹟 和銅二年十月十三日御降誕、天平九年從四位下に叙し、天平寶字三年六月從三位に陞り、六年十二月中納言に任ず、翌年正三位に叙し、天平神護二年正月大納言と爲る、神護景雲四年八月稱德天皇崩じ、儲嗣いまだ定まらず、藤原永手藤原百川策を定め、遺詔と稱して天皇を擁立し、十月朔卽位し給ふ、寶龜三年巫蠱の故を以て皇后井上內親王及び皇太子他戸親王を廢す、天皇より酒人內親王を太子と爲さんの意志ありしも、權臣藤原百川之を非とし、奏請して山部親王(桓武天皇)を立つ、而して這般の事情たる、舊史の遮ぶる所詳かならざれども、要するに藤氏の一族等が、其權勢を維持し、また發展せんことを目的として、特にかかる活劇を演出したるものにして、井上內親王、他戸親王の如きは、不幸にして其犧牲に供せられたるに過ぎざるがごとし、在位十二年、改元する事二、天應元年四月位を皇武天皇に讓り、同十二月二十三日崩す、壽七十三、大和國添上郡田原村大字日笠田原東陵に葬る(皇胤紹運錄、水鏡、大日本史、陵墓一覽)

クワウハイデン　荒廢田　天災地變に因り、荒れ廢てたる田地、荒損田(クワウソンデン)參看、

クワウハンモン　光範門　省院二十五門の一、延喜式に、西廊門に作る 所在 大極殿の西、壽門西南方西向門、白虎樓の北廊十一間を隔てゝ位す(大內裡圖考證)

クワウハンモン井ン　光範門院　名稱 藤原實子 系統 贈左大臣實國の女 事蹟 後小松天皇の後宮、叔父信同三司實教の養女となりて宮中に入る、勝光天皇及び慈照寺宮を生む、二位に叙す、應永三十二年七月三宮に准じ、光範門院の號を受く、永享五年十月薨、年五十(尊卑分脈、歷代皇紀、大日本史、陵墓一覽)

クワウフクジドノ　光福寺殿　藤原冬氏

クワウベツ　(フヂハラノフユウヂ)をいふ、

クワウベツ　皇別　天皇及び皇子より出でたる氏族、卽ち神武天皇以來皇統より岐れて臣下の列に入りたる氏族をいふ、蓋し吾國に於ける氏族は神別皇別蕃別の三大別に劃するものにして、姓氏錄のごときも、また之に從ひて類別したり、新撰姓氏錄の序に、本三其元生、則有三三體、別三其群分、則有三三例、天神地祇之胄、謂三之神別、天皇々子之派、謂三之皇別、大漢三韓之族、謂三之諸蕃、所レ以別三異同一序レ前後、是爲三三體一也」と見えたり、

クワウミヤウクワウゴウ　光明皇后　名稱 名は安宿媛(ヤスカヒメノ)仁正皇后と稱す 系統 藤原不比等の第二女 事蹟 聖武天皇の皇后、幼にして聰慧、帝儲武の時妃となる、年十六、帝卽位に及び從三位を授け夫人と爲す、孝謙天皇及び皇太子を生む、尋で正三位に叙せらる、天平元年八月立て皇后と爲る、孝謙天皇受禪後皇太后と爲る、天平寶字四年六月七日崩す、年六十、大和國添上郡佐保村大字法蓮佐保山東陵に葬る、光明后體貌殊麗、光耀あるに似たるを以て名づくといふ、天資慈仁、雅閑禮訓あり、敬く佛道を崇信し、天皇に勸めて東大寺を建て、且つ諸國國分寺を創め、悲田施藥兩院を置きて天下の飢病を療養す、又先妣の供養として山階寺に西金堂を造り、或は金字一切經律論を手寫して納む、皇后書を善く叉文を屬す、僧支昕庶より選り寵を蒙るや頗る隆榮ありとの批評を得られたれども、近時田口佐藤兩博士及び久米邦武氏等考證して其誤謬なるを論じ、いまや定說として史家に許るさるゝに至れり、史論は載せて當年の史海にあり、就さて見るべし(大日本史、陵墓一覽)

クワウミヤウジ　光明寺　所在 山城國乙訓郡乙訓村字粟生○念佛三昧院ともいふ 宗旨 淨土宗西山派の總本山○本尊法然自作の張貫(ハリヌキ)の像 起原 沿革 安貞元年、延曆寺の衆徒、念佛宗を憎み、洛東大谷に在りし圓光大師(法然)の墓所を破壞す、因て佛勢觀及び隆寬之を葛野郡來迎院に移し、同二年再び今の地に移して一宇を建て、念佛三昧院と號す、仁治四年四條天皇光明寺の勅願を賜ひ寺號と爲す、永祿六年正親町天皇淨土門根元地の綸旨を賜ひ、貞享二年江戸幕府寺祿三十石を附す、塔頭五院、今源心院、安樂院、圓地院の三寺を存し、諸國末寺五百箇寺あり(平安通志)

クワウミヤウジ　光明寺　所在 伊勢國度會郡山田岩淵町前田○金波山と號す 宗旨 臨濟宗、京都東福寺の末寺 起原沿革 天平十四年聖武天皇の勅によりて前山に創建す、後、後深草天皇及び後醍醐天皇の勅願所となる、當寺、何時頃よりか山田吹上村に移りてより、寺運漸く衰へたり、元慈元年に至り、結城宗廣堂宇を再建し、其子月波を中興の祖とし、禪宗に改む、是より道風大に振ひ、寬文中本支院ともに火災にかゝり今の地に再築す○南朝の忠臣結城宗廣の自筆もの多し、卽ち軍中日記、同夫人の消息、院宣、北畠親房の文書等十數通あり、殊に光明寺殘簡は尤も世に著はれ、南朝に關する史料の價値あるもの〜一たり(名所圖會、五畿遺響、神都名勝志)

クワウミヤウジ　光明寺　所在 近江國甲賀郡光明寺村大字山東 宗旨 臨濟宗、もと高野宗○本

尊建立寺號著薩 起原沿革 養老元年三月僧行基の創建なりといひ傳ふ、天平九年九月笠峰の靈驗に因て、聖武天皇勅して勅願所と爲し給ふ、降りて醍醐天皇深く崇敬せられ、金泥紺紙の大藥妙典を納め給ふ、天正三年德川家康、濱松城に在るや、武田氏此山に陣し竊かに濱松を攻めんとす、寺僧高繼之を知り、家康に告ぐ、家康來りて此に陣を布き武田氏の兵を破る、赤豆坂合戰是なり、是時百姓搗栗を獻ず、家康大に喜び、高名勝栗之祥を褒め名字を賜ふ、家康大に此寺を德とし、摩利支天の像一體、陣刀二口、二俣郷一圓の地を與ふ、是より累代德川氏の祈願所となる(遠江風土記傳、名勝地誌)

クワウミヤウジ　光明寺　所在 相模國鎌倉郡材木座村○天照山蓮華院と號す 宗旨 淨土宗、關東總本山と稱し、十八檀林の第一位、京都の一條、三條、小轉、關東の白旗、大澤、藤田六派の本寺なり 起原 仁治元年武藏守北條經時佐介谷に淨刹を創立し、蓮華寺と號し、記主禪師良忠を導師として供養し、寺領を寄す 沿革 寬元元年今の地に移轉して堂宇を修造す、經時靈夢に感じて光明寺と改め、方丈を蓮華院と號す、時頼相繼で崇信し地を賜ふ、建武二年足利尊氏常寺造營修理田一町を賜ふ、管領基氏崇信して上總國湯井郷を賜ふ、其後襲領せしが、祐崇住職となり大に寺觀を添ふ、明應四年禁中に入て彌陀經を講じて旨に協ふ、勅して慈覺大師傳來の明聲を諷せしむ、崇衆僧を率ゐて彌陀經及び念佛を誦せしむ、終に香衣並に上人號の勅許あり、崇奏して殿修の式を永世光明寺に行ふ、今に十夜念佛と唱ふるもの茲に濫觴すと云ふ、終に勅願寺となる、是を中興の祖とす、後花園、後土御門天皇の御信仰あり勅額を賜ふ、後ち足利氏の信仰を受け、享祿五年七月三浦郡岡北の內、一向宗門徒は悉く當寺相傳たるべきの下知あり、天正十九年德川氏門前永十貫文の地を賜ひ、延寶三年六月三浦郡柏原百石の朱印を賜ふ○寺寶に後宇多、後花園、後土門天皇の勅願、記主禪師畫像、古文書等多し(鎌倉勝覽考、相模國風土記稿)

クワウミヤウゴンゴンホフ　光明眞言法　名稱 陀羅尼を本尊として、滅罪除病息災の爲めに行ふ修法、光明眞言は陀羅尼の名なり、三十卷不空羂索經に、大日爲レ令不空羂索兒王授三灌頂說一此光明眞言云々」とあり 起原 大原僧都長宴上東門院御所に之を修せしを始めとす、其後頼昭宇治殿に修す、美福門院遜修の爲め東寺の最朝、醍醐の源運等之を修す(諸法要略記)

クワウミヤウセウ井ンノニフダウサキノ　光明照院入道前關白　(フヂハラノミチイヘ)をいふ、

クワウミヤウテンワウ　光明天皇　事蹟 後伏見天皇の第二皇子、光嚴天皇の同母弟、北朝二代の天皇 事蹟 御名は豐仁、法名眞常惡 系統 後伏見天皇の延元元年後醍醐天皇南遷し給ふや、八月に足利尊氏天皇を位に卽かしむ、在位十二年、改元するもの四、貞和四年(南朝正平三年)十月位を太子興仁に讓り、薙髮して僧となる、康曆二年(南朝天授六年)六月二十四日勝尾寺に崩す、壽六十、山城國紀伊郡堀內村大光明寺陵に葬る(大日本史、陵墓一覽)

クワウミヤウブジノニフダウサキノセツシャウ　光明峯寺入道前攝政　藤原道家(フヂハラノミチイヘ)を見よ、

クワウモクテンワウ　廣目天王　佛教に於て四天王の一、梵語に毘留博叉(ビルバシヤ)、又は毗流波叉と云ふ、廣目と譯す、其目廣大なるが故に名づくと云ふ、又

クワウモン　黃門　中納言の唐名、漢百官志に、黃門侍郎六百石、董巴曰黃門曰二黃闥一、以二中人一主之、故號曰二黃門一、今云々」とあり、

クワウリン　光琳派　尾形光琳の創めたる繪畫の流派をいふ、「チガタクワウリン」の條を見よ、

クワウリユウジ　廣隆寺　所在 山城國葛野郡太秦村○蜂岡山と號す、世に秦公寺、桂林寺、香楓寺、蜂岡寺、葛野寺等の名あり 宗旨 眞言宗、別格本山 起原沿革 推古天皇十二年秦川勝、上宮太子の命を受け經營する所にて、山城第一の古刹なり、同帝三十二年七月、新羅任那二國使臣を使はし佛像を貢す、之を葛野秦寺に安置すと、舊史にあるは此寺なり、(今隋の煬帝より贈りし阿彌陀と稱して桂宮院に安置するは是なり)弘仁九年火災に罹り、堂塔、步廊、緣起、公文等悉く燒失す、承和年間當寺別當道昌僧正再興し、久安中にまた回祿し、保元年間藤原信頼勅を奉して之を再興せり、爾後許多の沿革あれど雜誌と譯す、他く種々の語を爲す故なり、又非妙福とも惡眼とも譯す、西方の主にて西州を守護す、故に西方天と云ふ、須彌山の半第四層西白銀埵に住す、毘舍闍鬼宮樓多那等光景百千の諸龍を領すと云ふ、身赤色、甲冑を著く、右手に三股の戟、左手を股の上に安す(雜譯名義集、佛祖圖彙、佛教いろは辭典、佛語解釋)

も其詳細を知るに由なし、開基以降殆ど一千三百年の星霜を閲し、今尚ほ微妙莊嚴の諸佛と、高雅雄偉の堂宇とを存するは、世に稀なる古名刹といふべし、蜂岡ほ今猶ほ地名に存し、八角堂の邊に在り○樓門、當寺の總門にして、嵯峨街道の北側に在り、南面す、左右金剛力士は鳥佛師の作なりと傳ふ○講堂、樓門の北に在り、南面す、本尊丈六の阿彌陀、保元中藤原信頼勅命により起工し、永萬元年竣功す、爾後大に修繕を加へたれども、其構造一種の規制を存し、猶ほ舊觀を更めず、今特別保護に屬す○太秦殿、講堂の北に在り、秦川勝（ハタノ）、漢織女、吳織女を合祀す、○太子堂、太秦殿の北に在り、南面、一に上宮王院といふ、聖德太子手刻の官像を安七、當初太子在世の時用ひ給ひし古製の冠、黄袍、單衣、下襲、袴を著すといふ、○石燈籠、太子堂の前に立つ、世にこれを太秦形と稱し、石工等の摸倣する所なり○假金堂、樓門の西北に在り、東面、元は祖師堂なりしが、天正中金堂燒失の後再建して、藥師佛を移し假金堂と稱す、文明中の建築なり○地藏堂、同所の北に在り、假金堂と同時の再建にして、地藏尊を安す、世に埋木の地藏と稱し、空海の作と傳ふ○桂宮院、太子堂より一町許西に在り、東面、八稜形なるを以て世に八角堂と稱し、又典の院ともよぶ、推古天皇十二年、太子此勝地を相し宮舍を起し、楓野別宮と命け、其後革めて精舍となす、此堂は當初の建築にして、今に千二百九十餘年の久しきを經て平安第一の古堂なり、中央に上宮太子（十六歳の官像自作と傳ふ）、左右に如意輪觀音（太子自作）、阿彌陀（隋の煬帝の獻するところといふ）を安す、正面の額間に桂宮院三字の扁を掲ぐ、前に禮殿一字あり○什寶は、十二天像（宅磨等）聖德太子繪像（秦致貞筆）厩戸明王、愛染像、準胝佛母像、能惡法師繪卷（土佐行長畫、寂蓮法師詞）南山大師畫像、其他古文記錄も多し、寶財帳の如きは最も重要の物といふべし、就中如意輪觀音（木造、傳百濟貢獻）能惡法師繪卷物、廣隆等緣起寶財帳（貞觀十五年記）寶財物交替實錄（寛平二年記）彌勒菩薩座像（塑像）十二神將立像（木造）藥師如來立像、阿彌陀如來座像、地藏菩薩不空絹索觀音、增長廣目持國三天王、阿彌陀如來、毘沙門天、吉祥天（以上木造立像）等は皆優秀のものにして國寶に屬す○當寺の太秦の牛祭は古來京都の一名物なりしが、維新後一時中絶し、後ち再興し、毎年十月十二日夜（霜九月十二日）行ふと云ふ、「ウシマツリ」參看（平安通志、京華要誌、京都名勝志）

クワウリヨウジ　荒陵寺（ワウジ）を見よ、

クワウレイサイ　皇靈祭　名義　明治時代、歴代天皇の皇靈を祭らるゝを云、春秋二季（春分秋分の時にあたれる日）に之を行はる、故に祭日一定せず、而して春季に行ふを春季皇靈祭・秋季に行ふを秋季皇靈祭といふ、此二季に祭を行はるは、春分秋分は一年の中にて晝夜平分の時なればなり、この皇靈祭は二の禮典を含有す、一は卽ち皇靈祭にして、一は神殿祭なり、神殿祭は八神と天神地祇との二祭典を行ふ者なりとす　起源沿革　明治二年六月二十八日、聖上御親ら百官群臣を率ゐて神祇官に行幸ありて、天神地祇及び歴朝祖宗の皇靈を御親祭在せられ、遂に神祇官中に神殿を建させ給ひ、同年十二月八神及び天神地祇と共に歴朝の皇靈を此神殿に鎮祭し給ふ、三年正月三日神殿の前に於て祭典を行はせられ、備祭の詔を下し、四年九月皇靈を賢所に移し奉る、十年一月更に歴朝皇后皇妃皇親の靈を賢殿に合祭す（十八年後に尊號を上れる天皇の靈を合祭せしめ給ふ）十一年六月綏靖天皇以下後櫻町天皇迄御式年御正辰祭を廢止し、春分秋分の日に皇靈祭を行ふことと定め、九月秋季皇靈祭に至り始めて嚴重なる式を以て御親祭在らせられ、十二年の秋季より皇靈殿神殿共に御親祭と定められ、此より始めて現行の大典となれり（法令全書、官報、親祭日講義）

クワウロゼン　黄櫨染　染色の名、海松茶（みるまちゃ）のはげたるごとき色なり、延喜縫殿式に綾一匹に櫨十四斤と蘇芳十一斤、酢二升、灰三石、薪八荷とにてそめる由見えたり、天皇著御の御袍の染色なり、次の條參看すべし、

クワウロゼンノゴハウ　黄櫨染御袍　御儀式の時、天皇常に著御の御袍、黄櫨染に染めたる袍なり、因て名づく、紋は桐、竹、鳳凰、麒麟、縫樣は縫腋に同じ、夏は生、裏なし、冬は練、裏は平絹、色は表に同じ、もと天皇は帛の御袍なりしが、弘仁十一年二月詔して服色は朔日受朝賀日聽政及び蕃國使表を受る時、泰幣大小諸會には黄櫨染を用ひらる、其後代々用ひ給ふ、鎌倉時代には常に著御し給はざりしと見え、禁秘抄に、主上尋常著御、近代、無二其沙汰一と云へり（延喜式、北山抄、裝束集成）

クワエイサンダイキ　花營三代記　著者　寫本三冊、刊本一卷、群書類從四百五十九、經濟雜誌社本十九輯に收む　内容　足利義詮將軍の眞治六年より、義量將軍の應永三十二年迄三代の日次記なり、又武家日記とも云ふ、書體粗略なる上に、缺けたる年多ければ、恐くは抄略したる本を傳へたる者なるべし　著者　未詳、政所の右筆の記錄したるものならん（花營三代記、國史學叢）

クワエキ

クワエフイロノシタガサネ　襲　下襲の經黄色、檜欜冬色の表に、青打の裏を附けたるものを云ふ、三月の頃之を用ふ（餘抄、四三條裝束抄）

グワエン　臥烟（臥筵、瓦烟）　江戸幕府の時（一）火消の中間鳶ノ者及び（二）江戸城見附の警固に附屬せる奴僕の稱、其名の起り臥烟の音にて、火消の稱に起るといひ、また寒暑とも筵席に起臥する故に臥筵と名づくとも云ふ、江戸職人歌合臥烟の條に「ふり廻す纏の露にかげみえて、ひのこまじりに月ぞちりかふ」と見えたり（官中要錄）

クワカイ井ン　華開院　所在　山城國京都上京區行衛町　宗旨　淨土宗、清淨華院末に屬す○本尊阿彌陀如來　起源沿革　康元元年後深草天皇勅して創建す、法進親王を開基とす、禁裏内道場に准じ、別に山號寺號を附せず、兵部卿守良親王遷御により、五辻宮と稱し、又後醍醐天皇儲位の時、此に御せしことありしにより、華開院御所と稱せりと云ふ、後醍醐、光明、後光嚴、村上四帝の勅願寺たり、當時創建の地を詳かにせず、延文二年于本歡喜寺の西頰に移り、其後屢々轉じ寛文八年今の地に重修す（山城名勝志、山州名跡志、平安通志）

クワクカウ　荏香　藁香の一種、和漢通名、類聚雜要抄に藿香云々、已上香藁衣香用ゐ之、香壺莒乙莒納銀壺四口、一口藿香、大内問答に、老若ともに、くわくかう丁子をば四季共に用ひらるべきなり」、華夷草木考に、須遜國出三藿香一、掃ゝ枝便生、葉如三都樊一、其花燥更芬馥、亦木爲ゝ粉以傅ゝ身焉」と見えたり、

クワクネン井ンニフダウサキノナイダイジン　廓然院入道前内大臣　正親町三條公兄（キミエダ）を見よ、

クワクヨク　鶴翼　軍陣の備へ立の一、鶴が翼を左右に張りたる如くに立てたる備にして、敵勢を中に取籠めんとする形勢なるものなり、魚鱗と反する保つものとす、

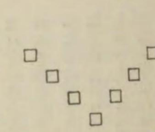

備立なり、太平記楠出張天王寺出軍の條に、一手は住吉の松の陰より懸出鶴翼に立て聞き合す、六波羅の勢を見合すれば、對揚すべき迄もなき大勢なりけれ共、陣の張樣しどろにて、却て小勢に圍れぬべくぞ見へたりけると見えたり、其形は右圖の如し、

クワクワンブ　火浣布　石綿を以て織れる布を云ふ、和闐語「アミヤントンス」といふ、石綿ば鄰石、角閃石、蛇紋石等の纖維狀となりて多少屈曲し得べきもの、稱、紋白くして綿の如き故に名づく、武藏上野信濃越後等に産す、明和元年二月、平賀鳩溪創めて火浣布を製し香敷に作る、銀葉雲母に勝り、質和かにして火氣漸く通る、故に香氣穏かなりしかば、外人之を見て賞讃せりといへり、後ち其香敷を幕府に奉りたりと傳ふ、然れども大抵三四寸に限りしと云ふ、倭訓栞には、火鼠の毛にて織りたる物と云へり、また支那にては、書隧叢說、述異記に、南方災火山の木皮にて織るとし、又火雜毛或は火光獸毛或は火浣草にて織ると云へり（和名抄、傍廂、續昆陽漫錄、武江年表、倭訓栞）

クワケイ　火刑　火燒（ヒアブリ）を見よ、

クワコ　課戸　戸内に調庸を輸す男、卽ち課口一人以上ある戸を云ふ（令義解）

クワコウ　課口　大寶令の制、課役に服すべき義務ある者を云ふ、また課丁とも云ふ、丁とは壯丁の丁にて、ヨボロと訓す、脚力の强健なるを以て名とす、卽ち一人前の男なり、正丁、次丁、中男、老丁、殘疾を以て課口となす、次丁は二人を以て正丁一人に、中男は四人を以て正丁一人に准ず、老丁殘疾は次丁に同じ、其服役に全輸、半輸、見輸、見不輸の別あり、全輸とは調庸雜徭を盡く輸すものにて、通常の正丁次丁を云ひ、半輸とは調を輸して徭役を免ぜらるゝを云ふ、健兒、兵士、鄉長、侍人、遣喪、殘疾（中男老丁の殘疾は全免）等の類を云ひ、見輸とは全輸半輸を論ぜず、現在に之を輸すものにて、見不輸に對して云ふ、見不輸とは或る期限中、課役を免ぜらるゝにて衛士、仕丁、事力、徒人、在役中の如き類を云ふ（令義解、延喜式）

グワコウシ　畫工司　名稱　「エダクミノツカサ」と訓ず　職掌　中務省の被官、繪事彩色等のことを掌る　職員　正一人正六位、佑一人從七位下、令史一人大初位上、畫師四人、畫部六十人、使部十六人、直丁一人　起源沿革　推古天皇十四年黄書畫師、山背畫師を定め諸寺佛像を繪かしむ、天武天皇六年には倭畫師音檮あり、文武天皇大寶の制始めて畫工司を置き、右の如く職掌職員を定む、大同三年正月畫工司を廢して、内匠寮に併せたり（書紀、令義解、三代格、職官志）

クワサ　過差　分限に過ぎたる義にて、奢靡のさまをいへる時代語、過誤の意にあらず、大鏡に、左大臣時平延喜の世間の作法したゝめさせ給ひしかど、くわさをもえしづめさせ給はざりしに」明月記に、嘉祿二年四月六日入ノ夜中將來云、殿下仰云、入内御屏風和歌事云々、古今過差、必然不ゝ被ゝ用ゝ舊物」歟、云々」と見えたり、

クワザ　冠者「クワンジヤ」を見よ、

クワザイ　火罪　火焙（ヒアブリ）を見よ、

クワサウ　火葬　名義 佛葬の一、死體を火して、其遺骨を葬るをいふ、また荼毘とも稱す、釋氏要覽に、闍維、或云荼毘、或耶維闍吠、正梵云闍臭多毘、此云二焚燒一と見ゆ 儀式 時代または其人の身分により相違あるはいふまでもなし、今其一例を擧ぐれば、類聚雜例に後一條天皇の御葬禮の事を述べて「長元九年五月十五日丙申、山作所行事等供二筵道一、（長莚）次御輿長等昇二御棺一（中略）簾房朝臣、經輔朝臣、章任朝臣、定經朝臣、義通朝臣等、以二生絹一結二冠額一、擧二御棺蓋一、挿レ薪、次經輔朝臣取二合賞一、通、經長朝臣等所レ持之火、挿二付御棺一、奉二荼毘一、（中略）事畢先破二却貴所板敷壁等一、以酒滅レ火、廢命、尋光、延尋、良圓、濟祇等兄二土砂一、散二御葬所上一、其後權大納言、新大納言、前大僧正廢命、權少僧都濟祇等給二御骨一、經輔、兼房朝臣等、採二折數一、祇候、以二御骨一（一升許）奉レ納二茶埦壺一、加二納兄砂一、以二眞言書一卷一（梵本）結二付壺上一（中略）左中辨經輔朝臣奉レ懸之、奉レ渡二淨土寺一、（中略）次式部大輔資業朝臣、美作守定經朝臣等向二御葬所一、採二鋤鍬一、土、其後人夫等從二此役一、御墓上立二石卒都婆一、藏二陀羅尼一、其廻立二釘貫一、又右衞門尉季任、令二人夫掘一二塘其廻一、令レ殖二樹云々（下略）」と見え、また後光殿院崩御記に、東山泉涌寺御葬禮、（中略）火屋には、まはりに假いがきを立て、其中に幔を引く、火屋はうす檜皮なり、御前に鳥居を立、御櫚あり、御位牌を立、兩の臍に大香爐に沈をたく、すぐに御棺を入奉て、御輿をばとりのけ、長老よりて又燒香し て、薪に火をたい松にてつけられ給、又其間稱讃咒一卷をよりて、光明眞言、まて供奉の人々、火のもゆる程に、なくく〳〵かへられけるにや」と見えたるにて其火概を伺ふに足るべし、尙又鎌倉時代には、燃料に薪を見てせずして墓を用ひし事、玉葉、吾妻鏡等に見えたり 起原沿革 起原詳かならず、續紀文武天皇の四年三月の條に、道昭和尙物化（中略）弟子等奉二遺敎一、火二葬於粟原一、天下火葬從レ此而始也」と見ゆ、火葬の事實の史に見えたるは蓋しこれを以てはじめとを爲す、而して異本鎌足傳には、鎌足を火葬せしこと見え、多武峯縁起鎌足改葬の條に掘二取遺骨一、とも奉レ瘞二御骨一、ともあり、いまだ其是非を詳かにせず、暫く記して疑を存す、今按ずるに、賦役令に、凡丁匠、役に赴いて其身死すれば棺を賜ひ、道に在りて死すれば、所在の國司官物を以て作給し、並びに路次に埋殯し、碑を立てゝ本貫に告げ、もし家人の來り取る者なくばこれを燒くと見え、軍防令にも、凡行軍、兵士以上、病にて死する者あらば、其屍は當所に燒埋すと見えたり、是により て考ふれば、令撰定の時、既に火葬の風が、社會の一部に行はれしなるべく、然らざれば突如として此新例を開かるべくもおもはれず、令の發布は、大寶元年にして道昭逝去の翌年なれば、撰定は其已前たるや論なく、なほ近江令にも此規定存せしやも圖られざるなり、もし近江令にはこれなくして大寶の新令撰定の時、はじめて此規定ありしとせんにも、道昭火葬の迹に鑒みてこれを設けたりと考ふるは、頗る不合理なれば、道昭以前、既に早く火葬の風吾國に行はれたりと認めらるべし、なほ佛敎一度渡來して忽ち上下の信仰を得たる事蹟に徵しても、道昭の時に及ぶまで、火葬の風を傳へざりしとするは疑ふべきなり、蓋し道昭以前は社會の下層のみに行はれ、貴族間には行はれざりしなを、昭の時に至り始めて上流にも其風み及ぼしたるより、續紀の著者に、天下火葬從レ此而始也」と記したるものなるべし、要するに六國史をはじめとして吾國の歷史は悉く貴族間の出來事蹟を記したるに過ぎざるが故に、下民の習俗の如きは措て問はざりしならん、また續後紀承和五年五月、藤原吉野奏言の條に、菟道稚郎子、遺敎して散骨せしめ給ひしこと見ゆ、もし信なりとせば、或はこれ火葬なりしにあらざるか、天皇の火葬は、持統天皇に始まる（大寶二年）爾來火葬の風上下を通じて行はれ、平安朝以後に及びては佛敎の隆盛と共に益々其流行を來し、殊に上流社會にありては、殆ど火葬ならざるはなきの有樣を呈したり、降りて江戸時代に及びてもまた一般の國俗は火葬を營みしも、將軍並に諸大名の如きは、多くは土葬なりき、而してまた一面にありては儒學の勃興に伴ひて、火葬を非とする說漸く行はれ、土佐の野中兼山、會津の保科正之の如き、皆火葬の禁を藩中に布き、水戸藩また儒葬の式上下に行はれ、土葬の風漸く勢を得たれども、こは只或地方または或階級の人に留りて一般は多く火葬なりき、天皇の火葬は持統天皇以來積習となりたりしが、後光明天皇深くこれを厭はせ給ひしかば、其崩御に當り土葬の儀を行はんとしたれども、積年の餘習改め難く、遂に其式を火葬に藉りて、其實を土葬にするの折衷策を採り、其後も數代此例によられしが、孝明天皇の葬に際しては、全く土葬の式に復されたり、葬式（サウシキ）參看（古事類苑禮式部）

クワザン井　花山院　山城國京都近衞の南、東洞院の東一町、今の下立賣の北高倉の西に當る所に在り○貞保式部卿の宮家にて、藤原忠平之を傳領す、時人、東宮と號す、師輔また傳領す、冷泉天皇皇太子の時、東宮御在所と爲る、一名東一條と云、師實の時、大內春宮則に復して遷るといふ、花山院と稱

せしは、四面の築垣の上に、瑞雲を植ふたるなりて、花の時色々の樣にて、錦を山におほへるに似たり、因て名づく吉部祕訓抄に、元是後法皇御所、爲二板檢門一、四角植二榊、築垣土檢上植二瑞雲一、四條宮令レ傳給、京極大殿康平之比令レ作二此舍屋一、給、常爲二在所一、稱二近衞殿一云々、屋大殿御領也、地四條宮御領也、仍予彼宮造進、宇治法定院爲二其替一給二件地一畢、當世無二同樣之難一、所只此亭也」と見え、又南方紀傳に、延元元年二月二日山門より還御、花山院に入せたまひ、此より夜にまぎれて吉野へ御幸ありし」と見えたり（平安通志）

クワザン井インヘサダ　花山院家定　名義 金光院入道と號す、法名理圓 事蹟 文保二年八月右大臣に累進し、元應元年四月辭す、元亨三年八月出家、康永元年四月二十八日薨す、年六十（公卿補任、大臣補任）

クワザン井インヘスケ　花山院家輔　名義 法雲院と號す 事蹟 弘治三年三月內大臣と爲り、同年九月右大臣に轉ず、天正二年二月辭し、六年三月出家、八年十月二十七日薨す、年六十二（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンウヂ　花山院氏　「クワザノキン」ともいふ、姓は藤原、御堂關白道長の孫、宇治關白師實の二男從一位左大臣家忠、始めて花山院と號す、當家は昭宣公基經の居第にして、其殿後世まで存せりと云ふ、世々大臣大將を先途とし、笙を家の業とす、七清華の一、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、侯爵を授けらる、家忠の一族に大炊御門、中山、雜波、飛鳥井、野宮、今城諸氏あり、是を花山院家と稱す（尊卑分脈、家譜、有職補中抄）

○家忠——忠宗——忠雅——兼雅——忠經——定雅（藤田口）

（上道雅——家敎　家定——長定　兼定——通定）
忠定（長忠）　持忠——政長——忠輔——家輔——定熙
定好——定誠——持實——常雅——長熙（長諦）愛德
家厚——家威（元長）忠道——親家

クワザン井ンカネマサ　花山院定好　名義 後花山院と號す 系統 忠雅の子 事蹟 文治五年七月內大臣に進み、建久元年七月右大臣に轉ず、九年十一月左大臣と爲る、正治元年六月辭す、二年七月出家、同月十八日薨す、年五十三（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンサキノウダイジン　花山院忠雅　花山院忠經（クワザンキンタダツネ）を見よ、

クワザン井ンサキノダイジン　花山院前右大臣　花山院忠經（クワザンキンタダツネ）を見よ、

クワザン井ンサキノダイジヤウタイジン　花山院前太政大臣　花山院忠雅（クワザンキンタダマサ）を見よ、

クワザン井ンサキノナイダイジン　花山院前內大臣　花山院愛德（クワザンキンヨシノリ）を見よ、

クワザン井ンサダトモ　花山院定誠　名義 文恭院入道と號す 事蹟 貞享元年內大臣と爲り、三年三月辭す、元祿五年二月剃髮、寶永元年十月二十一日薨す、年六十五（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンサダヒロ　花山院定熙　名義 霜松院と號す 事蹟 元和五年二月內大臣と爲り、同年十二月辭す、七年正月右大臣に轉じ、同月罷む、寬永九年十二月左大臣に任じ、また直に罷む、十一年十月十二日薨す、年七十七（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンタダマサ　花山院定雅　名義 粟田口入道、また後花山院と號す 事蹟 建長四年七月內大臣に任じ、同年十一月右大臣に轉ず、六年十一月辭す、康元元年十二月出家、永仁二年二月三十日薨す、年七十七（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンサダヨシ　花山院定好　名義 淨眞院と號す 事蹟 慶安二年二月內大臣と爲り、翌年辭す、承應二年十一月右大臣に轉ず、三年六月罷む、四年五月左大臣に任ず、寬文三年正月また辭す、十三年七月四日薨す、年七十五（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンタダツネ　花山院忠經　名義 花山院前右大臣と稱す 事蹟 建永元年三月內大臣と爲り、承元元年二月右大臣に轉じ、二年五月辭す、建保元年十二月出家、寬喜元年八月五日薨す、年五十七（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンタダナガ　花山院忠長　名義 削髮して淨屋と號す、法名紅雲院了淵 系統 官左近衞少將左大臣定熙の二男、野宮家の祖 事蹟 官左近衞少將に至り、從四位上に叙す、忠長年少にして容貌美麗なり、慶長十三年の春、飛鳥井雅賢、烏丸光廣、大炊御門經國、難波宗勝、松木宗信、德大寺實久等と伴を結びて遊蕩し、又宮女と醜聲あり、事覺はれ、翌年十一月遐夷に流竄せらる、寬永十三年赦に遇うて武藏に居り、髮を削りて淨屋と號す、慶安五年京師に歸り、寬文二年九月二十六日卒す、年七十五（諸宗知譜拙記、野史）

クワザン井ンタダマサ　花山院忠雅　名義 花山院前太政大臣と號す 事蹟 仁安二年二月內大臣に任じ、三年八月太政大臣に轉ず、嘉應二年六月太政大臣を辭す、元暦二年二月出家、建久四年

八月二十六日薨ず、年七十（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンツネマサ　花山院常雅

名稱 順正院と號す　事績 享保二十一年正月内大臣と爲り、元文二年六月辭す、三年八月再任、翌年また辭す、寛延二年二月右大臣に任ず、尋で辭す、明和八年二月十六日薨ず、年七十二（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンナガサダ　花山院長定

名稱 護法院と號す　事績 寛應二年六月内大臣と爲る、同年九月出家、年三十五（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンノサダイジン　花山院左大臣　藤原家忠（フヂハラノイヘタダ）を見よ、

クワザン井ンマサナガ　花山院政長

名稱 後鳳栖院と號す、法名覺圓　事績 文明十七年閏三月内大臣に累進し、十八年辭す、長享元年八月右大臣と爲り、延德二年罷む、明應二年四月左大臣に任じ、五年に辭す、永正十五年五月太政大臣と爲る、大永元年三月罷め、五年二月出家す、同年三月十八日薨ず、年七十五（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンミチサダ　花山院通定

名稱 如住院入道と號す　事績 應永元年十二月内大臣と爲り、二年三月右大臣に轉じ、同年六月出家、七年四月十四日薨ず（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンモチタダ　花山院持忠

名稱 鳳栖院と號す　事績 嘉吉元年十二月内大臣に任じ、三年辭す、文安五年四月出家、文正二年正月七日薨ず、年六十三、同日太政大臣を贈らる（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンモロカタ　花山院師賢

名稱 出家の後素眞と號す、從して文眞といふ　系統 内大臣師信の子　事績 花園天皇に仕へて參議となり、左大辨を兼ね、超えて權中納言に拜す、後醍醐天皇の御代に及びては中宮權大夫、右衛門督、彈正尹等を兼任し、正二位大納言に陞る、天皇の北條高時を誅して、皇政の復古を圖るや、師賢實に其主謀者の一人たり、既にして謀洩る、師賢遁げて北山に屏居す、尋で高時天皇を捕へて配流せんことを謀るに及び、藤原藤房等と共に夜陰私に天皇を奉じて禁中を出でゝ三條河原に到り、天皇は變裝して笠置に行幸し、師賢は袞龍の御衣を賜はりて御輿に乘り、詐りて天皇と稱す、即ち公卿等を隨へて延暦寺に適く、僧徒之を知らず、喜んで奉迎し西塔に居きて衛護する事甚だ殷なり、會々北條氏の兵來り攻めしも僧徒等防戰して之を破り、更に議して本院を以て行宮に宛んとし駕を促す、時に一陣の風あり、吹き來りて輿簾を揚れば、師賢袞衣を著し、端然として坐せり、衆皆愕然、相率ゐて去る、師賢即ち遁れて笠置に如きしが、笠置また陷れるを以て、源具行等と天皇を扶けて出奔し、路に於て相失し、遂に虜となる、因りて薩摩に流し、千葉貞胤の家に囚ふ、其冬病んで薨ず、年三十二、太政大臣を贈る、後に、下總小御門村に之を祀り、明治十五年別格官幣社に進列す、「コミカドノジンジャ」參看（大日本史、法令全書）

クワザン井ンモロツグ　花山院師繼

名稱 妙光寺と號す　系統 花山院定雅の弟　事績 文永八年三月内大臣と爲り、建治元年十二月辭す、弘安四年四月九日薨ず、年六十（公卿補任、大臣補任）

クワザン井ンヨシノリ　花山院愛德

名稱 法名溫恭院　系統 中山榮親の二子、花山院長熙の後を繼ぐ　事績 文化十二年九月内大臣に任じ、十三年二月之を辭す、文政三年六月再び右大臣に任ず、尋で辭し、十二年三月十六日薨ず、年七十五（公卿補任、大臣補任）

クワザンゲンジ　華山源氏　華山天皇の皇子清仁親王より出づ、清仁、延信を生む、後一條天皇萬壽二年源姓を賜はる、神祇伯となる、子康資王を生む、親父清仁の養子となる、安藝權守顯康を生む、顯康の子顯廣王神祇伯となる、是より子孫相承けて神祇伯に任ず、伯となるに及びて皆王氏に復す、後世白川氏と稱す、明治に至り、華族に列せられ、伯爵を授けらる（皇胤紹運錄、帝王編年錄、尊卑分脈、華族譜）

○花山天皇――清仁親王――延信――康資――顯康
　顯廣――仲資――業資――資光――資邦――業顯
　資清――資英――顯邦――資忠――雅兼――資益
　資氏――忠富――雅業――雅朝――顯成――雅陳
　雅裔――雅光――雅冬――雅富――資顯――資延
　雅壽――資敬――資訓

クワザンジ　花山寺　元慶寺（ゲンギヤウジ）を見よ、

クワザンテンワウ　華山天皇

名稱 冷泉天皇の皇子、母は藤原伊尹の女懐子、第六十五代の天皇　事績 安和元年十月二十六日御降誕、二年八月圓融天皇の皇太子となる、永觀二年八月受禪、十月即位し給ふ、これより先七月、女御藤原懐子卒す、實に天皇の特寵し給ふ所なり、故を以て追慕の情禁ずる能はず、密に其爲に冥福を修せんとす、時に藤原兼家、政柄を弄せんとするの若あり、而して天皇が伊尹の女の生む

所なるを以て、伊尹の子義懐外戚として天皇の信任を蒙り、漸く權勢を得るを見、天皇を殺害せしめて太子を擁立せんことを企てしが、今や懐子卒して悲哀に沈み給へるに乘じ、于道兼及び僧慶久等に意を含め、人生の無常なるを說き、出家して懐子の冥福を祈るべきを勸め奉る、天皇之が爲めに愈々出家入道の念を發し、旨を道兼に傳ふ、道兼贊して曰く、陛下の志太だ佳なり、臣不肖と雖も幸に厚恩を辱うす、願くは隨從して共に道に入らんと、即夜天皇を勸めて、密に禁門を出でゝ花山寺に向ふ、道にして道兼を顧みて曰く、讓位は大事なり、なほ思慮を致さん、道兼曰く、銀璽既に太子に渡る、再び宮中に還幸あるも、また如何ともなしがたし、玆に於て天皇遂に意を決して花山寺に入り出家し給ふ、道兼奏して曰く、臣頃日兼家を見ざること久し、願くはいまだ形を變ぜざる前に家に歸り、父の意を安ぜんとす、願くは暫くの暇を賜へと、即ち坐を起ちて去る、天皇はじめて道兼に欺かれたるを知りて、悔び給ひしも、身已に出家入道の後なりしを以て策の施すべきなし、時に年僅に十九、在位二年、年號を立つること一、花山法皇と稱し奉る、出家の後常に律を持する事精嚴なり、また常に名山古刹を遍歷し、其熊野に幸するや、徒步抖藪備さに艱苦を嘗め、病て海濱に臥するに至る、數年の後入京し外祖母の家に居り稍々婦女を近け志操遂に變ず、性好思あり、宮室器翫の類創所にかゝるもの多し、また和歌を好み給ひ、其親撰する處拾遺集あり、寛弘五年二月八日崩ず、壽四十一、山城國葛野郡衣笠村紙屋上陵に葬る（本朝通鑑、大日本史、陵墓一覽）

クワザンドノ　花山殿　「ハナヤマドノ」を見よ、

クワシ　課試　王朝時代に於ける官吏登庸試驗なり、大寶令に於ては初めて其規定あり、一は所謂貢舉（コウコ）の條參者）にて今日の高等文官試驗に相當す、一は國司の推擧によるものにして、今日の普通文官試驗に相當す、而して前者は其資格、大學國學の出身者を限ると雖も、後者は白丁即ち庶人よりも出づるを得、京官にしては資人、坊令、里長、外官にては郡司、國博士、醫師等に任ぜらるゝ、又算生、算得業生にも課試あり、算道（サンダウ）の條を見るべし（令義解、古事類苑文學部）

クワシシヤウゾク　火事裝束　江戸時代に於て出火の際武門にて用ふる裝束を云ふ、火事の防備は、獨り火を消すの用にあらず、陰に非常の變に備ふる者なり、故に時によりては武具を備へ鉢鐵（クサリ）、小手、鎖帷子など、用ひしことあり、然れども今ほたゞ火事の防ぎにあづかる裝具に就きていはば【頭巾】鉢は筋兜の如く、吹返、眉庇、八幡座、總角の鈬など眞に鐵鎧に異ならず、ただ張貫、又は木製なるのみ、中には軍陣のかぶとを用ひたるもあり、昔は素機なりしが、次第に華美となりて、龍頭、白星など金銀を以て打て付けたるもあり、鍬は羅紗を用ひ、長さ凡三尺餘あり、紋所或は龍虎、鳳凰、又は水車など種々の繡物をなす【羽織】羅紗又は革あり、明暦の比より士以上の者は必ず羅紗を用ひ、下賤の者のみ革を用ふ、革羽織にも種々の紋模樣等あり、白羅紗、紫羅紗、黄羅紗は、陪臣の用ふることを許さず【袴】野袴蹈込を用ふ、地は純子の繻子類、常の野袴の如くなれども、スリピロード又は繻子など、黑色多し、厚さ一寸五六分、又は二寸位、下賤はせまく貴人はひろきを例とす、蹈込を用ふる人は、地は紗綾琥珀又は縠留などを用ひ、緣は一寸より一寸五分位、立附は下賤の人の用として、後留水絵の類、又は鄙守の制にしたるもあり、ボタン掛けす、紐帶は緣を付けず、褶を五すばかりに括り、又股引をも用ふ、是等の品一定の規則あるにあらず、古へ伊賀袴とて、地を革にて作り、褶に脚半を立付けたるもあり、是立付と云ふものゝ起りなりと云ふ、小袖、帶下、帶等常の如し、又は火事の羽織の下に上下を着ることもありしと云ふ、足袋は革足袋を用ふる可なるべしと云へり、紺足袋を用ふるもあり、大小刀を用ふるは常の如し、頭巾を用ふるは物頭、又は騎馬の士に限れり、其他の士卒にいたりては塗傘を用ひ、裏を金にすることは、陪臣之を憚れり（武家服制、江戸の花）

クワジシバミマハリヤク　火事場見廻役

制度 江戸幕府の職名、火事燒亡の跡を見廻りて具申する事を掌り、或は消防を指揮す、寄合より出役し、又は使番より兼任し、若年寄の下に屬す、持高なり、御役といはず、御奉公と云ふ　起原沿革 享保七年三月始めて置き後ち十人と爲る、享保九年より別に本所深川火事場見廻二人を置く（官制沿革略史）

クワシヤ　火舍　葬送の際、棺の後邊に持參する香爐を云ふ、絕えず之に香を燒く、之れ死人の臭氣を混ぜん爲めなり、吉事略儀に、侍一人持日者火舍（生火在御前邊火舍也燒名香等在御車邊）（香等包紙入生絹袋懸頸、雖爲高野侍候火舍儀不可相違云々吉事次第に、火舍の火をけさめ事、香をひねり付て、御そさの折までけさず云云）と見えたり、

クワシヤウ　和尚

クワジヤウ　官掌　「オシヤウ」の條を見よ、

名稱 「クワンジヤウ」と　よまぬを故實なりと云ふ、店名は左は掌固、右は尙固

制度 太政官辨官の下に在りて、訴人を通傳す、使

部を檢校し、官府に守當し、廳幷に禁中の鋪設を掌る（職員）左右官掌各二人、大辨以下之を判補す、（職原抄に、太政官長官行三節會一任レ之、納言以下主典以上者除目任レ之、史生官掌者判授之官、而太政官者、其寄異レ他、仍史生官掌尙爲三重職一とあり 職原文武天皇の大寶元年制定す、後ち世襲となり、左は小野氏岩崎氏（共に紀氏）右は庭田氏、峰氏掌り、江戸時代には左は家領三石、右は家領二石を授けられたり（令義解、職原抄、地下職官志）

クワンショ　過所（過書）　關所路次の煩なきため、朝廷及び幕府より出したる證狀をいふ、其所を過るは官の處分なる故にまか云ふ、王朝時代の制、凡そ關を通過せんとする者は、各本部（本貫）本司（譬ば大舍人にて右京の人、關を越えんとする時先づ大舍寮に申し、寮より右京職に送り、職、判して給ひ、地方にては本部なる郡を經て、郡亦國に申すの類なり）を經て官省に請うて過所を得て證となす、有功期限は三十日なり、船舶も長門攝津等を過ぐる者、同じく過所を得ざれば通行を許されず、過所を得し船を過所船と云ふ、過所式左の如し、

其事云々度二其關一往二其國一

其官位姓（三位以上稱レ卿）資人位姓名、年若干、（年若干庶人稱二本屬一）從人其國其郡其里人姓名年若干（年、奴名年婢名年）其物若干、其毛牡牝馬牛若干疋頭

年　月　日　　主典位　姓　名

次官位姓名　　（關市令）

（關手形）後世關所にのみ限りて過書を用ひ、關所手形とも云ふに至る、路次過者は否妻員文治元年三月十三日に源頼朝の發したる過書に

下　四海山陽道諸國御家人

可レ令早無二事煩一勘過對馬前司上道一事

右彼對馬前司自二任國一所二上道一也、諸國路次之間、無二事煩一、無二狼藉一可レ令二勘過一之狀、所レ仰如レ件以下、

元暦二年三月十三日

前右兵衛佐源朝臣

と見えたり、後世のは、秤木文書に、

佐々木秤木彌五郎被官人五百人（荷物有之）馬五拾疋（荷駄有之）毎年自二江州一連々可二上洛一、諸關渡上下無二其煩一、以二彼印一可二勘過一、候由、所レ被二仰下一也、仍下知如レ件、

延德二年十月五日　　散位三善朝臣（花押）

備前守源朝臣（花押）

クワンショクノシタガサネ　火色下襲　赤色の下襲、臨時客、賭弓、試樂等の晴の日、貴人之を著用す、火色とは赤色なり、表裏共に赤色の打物にて中陪を入たるもの、皆練（カイネリ）と其制同じ、只皆練には紅の張裏をつけ、中陪を省きたるものなり、火色皆練に就ては、古來諸説ありて、其區別判然せず、此下襲を著する時は必ず、黑半臂、緋地の平緒を用ふる由なり、（飾抄頭書に、嘉祿三年正月三日、臨時客、左大臣、被レ著二火色下襲一、後日、案内人曰、面裏可二共打一、中陪強張、文面浮線綾圓、裏遠菱如レ常云々、黑半臂、緋地孔雀唐草平緒云々）と見えたり（飾抄、四三條裝束抄、助無智祕抄、世俗淺深祕抄）

クワンショヅカ　過所座　江戸時代淀川過所船の事を司る座をいふ、慶長八年十月河村與三兵衛、木村總左衛門を知行代として之を司らしむ、

クワンショブギヤウ　過書奉行　宿次過書奉行（シクツギクワショブギヤウ）を見よ、

クワンショブネ　過所船　過所（關の切手）を持ちたる船をいふ、また江戸時代平田船に似たる大船にて、山城の淀川を通航するものをいふ、太平策に、過書船なるものは、居恒過書を以て、其過越する所の關津に出し、自在に之を度越する船をいふ、後世終に一種の船名となる云々」と見え、和漢三才圖會に「按、過書船、從二西國一京師運送之貨、通二淀川一似レ艢而大、凡可レ載二三百斛一者、名レ艇者卽過書船之類乎」といへり、

クワセンノクラオホヒ　火琵鞍覆　赤き毛氈の鞍覆を云ふ、足利將軍專らこれを用ふ、貞丈雜記に「赤き毛氈の鞍覆の事、又火氈の鞍覆とも云ふ、京都將軍の御物なる故、其の時代禁制なり、赤からず外の色なも猥に不レ用なり、此の毛氈と云ふは今世のもうせんにあらず、今世羅紗と云ふ物なり、異國より渡る物ゆゑ平人は用ふる事をゆるされず、御免あれば用レ之となり、御内書引付に云く、

就二白傘袋赤氈毛鞍覆御免之儀一、太刀一腰（家助）馬一疋（葉毛印雀目結）書銅五千疋到來目出候也

八月十一日（大永二年ナリ）

三雲源内左衛門どのへ

爲二白傘袋毛氈鞍覆敎免之禮一、太刀一腰（眞守）馬一疋（河原毛印兩目結）鷲眼五千疋到來目出候也

六月十三日　　浦上掃部助どのへ

と見えたり、「クラオホヒ」を看、

クワリウ
クワリック　族　貴族　華族　（ソクキ）（ソクハン）を見よ、

いふ、大臣大將を兼ねて太政大臣に進む家格なる云ふ、文選任彥章の王文憲集序に、公生レ自二華宗一と見え、李善の注に、魏志曹植上疏曰、華宗貴族又應二此舉一とあるより出ず、源平盛衰記に、德大寺左大將實定は一の大納言にて才學人に勝れ、華族の家に傳はり給へり云々、（猶「セイクワ」の條を見よ、

クワリック　華族　明治時代に於ける臣民の階級の一、皇族の次、士族の上に位す、明治二年六月、公卿及び諸侯の稱を廢して華族と改稱す、蓋し華族の稱は、公卿の家格なりし清華の別稱なりしを此時之に準據して、其號を踏襲したるものなり、四年華族（武家）の輩、總て東京府の貫屬となさしめ、十年一月、東西京に華族部長局を置き、十五年十一月之を廢し、宮內省中に華族局を置く、十七年七月華族令を制定せられ、爵を分ちて公、侯、伯、子、男の五等に分ち、華族一般其經歷勳功によりて各叙爵し、又維新前後國家に勳勞ある者、及び其嗣子を錄して之に列せしむ、而して士人にて敍爵せられたる者は、黑田清隆、大木喬任、寺島宗則、山縣有朋、伊藤博文、大山巖、佐々木高行、廣澤金次郎、副島種臣、伊地知正治、吉井友實、井上馨、西鄕從道、川村純義、山田顯義、松方正義（以上伯爵）福岡孝悌、鳥尾小彌太、三浦梧樓、中牟田倉之助、谷干城、伊東祐麿、三好重臣、曾我祐準、高島鞆之助、樺山資紀、野津道貫、仁禮景範、土方久元、品川彌二郎（以上子爵）等となす、當時左の詔勅あり、

朕惟フニ華族勳胄ハ國ノ瞻望ナリ宜シク授クルニ榮爵ヲ以テシ用テ寵光ヲ示スベシ文武諸臣中興ノ偉業ヲ翼賛シ國ニ大勞アル者宜シク均シク優列ニ陞シ用テ殊典ヲ昭ニスベシ拔ニ五爵ヲ敍テ其有禮ヲ秩ス卿等益ス爾ノ忠眞ヲ篤クシ爾ノ子孫ヲシテ世々其美ヲ濟サシメヨ

明治十七年七月七日

同時に華族令を發布す、今に、第一條、凡そ爵を授くるは、勅旨を以てし宮內卿之を奉行す、第二條、爵を分て公侯伯子男の五等とす、第三條、爵は男子嫡長の順序に依り、之を襲かしむ、女子は爵を襲ぐことを得ず、但現在女戶主の華族は將來相續の男子を定むるときに於て親戚中同族の者の連署を以て宮內卿を經由し、授爵を請願すべし、第四條、爾今有爵者又は戶主死亡の後男子の相續すべき者なきときは華族の榮典を失ふべし、第五條、有爵者の婦は其の夫に均しき禮遇及び名稱を享く、第六條、華族戶主の戶籍に屬する祖父母父母及妻及嫡長子孫及其妻は俱に華族の禮遇を享く、第七條、本人生存中相續人をして爵を襲がしむることを得ず、但刑法又は懲戒の處分に依り爵を奪ひ又は族籍を削られ、更に特旨を以て相續人に授くる者に此の例に在らず、第八條、華族及華族の子弟婚姻し、又は養子せんとする者は先づ宮內卿の許可を受くべし、第十條、華族は其子弟をして相當の教育を受けしむるの義務を負ふべし」と見えたり（法令全書）

クワタイ　過怠　名義　鎌倉室町兩時代における刑名、錢財を收めて罪を償はしむるをいふ、本義は過失の意にして、轉じて刑名となれるなり、而して辨償する錢財なれば、過怠錢、過料、過料錢、過錢、贖銅、贖財、辨償等と稱したり、贖銅は律令の制度の名をとりたるものなれど、其他に兵器、布帛、馬匹等を徵することもあり、又其錢貨を以て簀屋の用途に充て、神社、佛寺、橋梁、道路の修繕の用に充つるあり、此他貨宮の差に由りて、錢數を異にするあり、例令ば、名主より村役人に錢貨を收むるを本義とす　方言　錢貨を收むるを本義とすれば、其分限に隨ひ、橫を修せしむるが如き、これなり、又日數に由りて差を立つるあり、大番に遲參し、及び告げずして休暇するがごとき是なり、又所領を召し放つべきに、之に代ふるに過怠を以てし、或は詐僞を以て人の田畠を爭ふ者に、贖銅を科するがごとき、其多寡並に地の大小に從ふ、又別に官より令して私人に納れしむるあり、辨償ともいふ、刈田の罪により、多く田地を加へて被害者に入れしめ、竊盜の僅に百文二百文に止まれる者をして、一害の錢を以て被盜者に納れしめ、借貸返辨の期を愆つものをして、過怠分を加へて還さしむるがごときこれなり

○王朝時代には贖銅（ゾウトウ）江戶時代には過料（クワレウ）あり、就きて見るべし（古事類苑法律部）

クワタイテチヤウ　過怠手鎖　江戶幕府の刑名、手鎖の一、「テヂヤウ」の條を見よ、

クワタイラウ　過怠牢　牢屋（ラウヤ）を見よ

クワチヤウ　火長　火（クワ）を見よ、

クワチヤウノミヤ　華頂宮　伏見宮邦家親王の第十二王子博經親王より出づ、初め親王知恩院に入りて法親王たりしが、明治元年正月復飾を仰付けられて華頂宮と稱せしむ、其御殿の名によられしなり、十六年伏見宮貞愛親王の第一王子博恭王入りて御相續となりしが、三十七年伏見宮に復歸し、第二子博忠王繼承し給へり（法令全書、親王系圖）

○博經親王——博厚親王——博恭王——博忠王

クワツクワウボサツ　月光菩薩　佛敎にて菩薩の一、藥師如來の右の脇大師、此界月輪三德等の德義超勝したる所を、此薩埵具足し給ふが故に名づく（佛像圖彙）

クワツジ　活字　活版（クワツパン）を見よ、

明治十七年七月七日

同時に華族令を發布す、今に、第一條、凡そ爵を授くるは、勅旨を以てし宮內卿之を奉行す、第二條、爵を分て公侯伯子男の五等とす、第三條、爵は男子嫡長の順序に依り、之を襲かしむ、女子は爵を襲ぐことを得ず、但現在女戶主の華族は將來相續の男子を定むるときに於て親戚中同族の者の連署を以て宮內卿を經由し、授爵を請願すべし、第四條、爾今有爵者又は戶主死亡の後男子の相續すべき者なきときは華族の榮典を失ふべし、第五條、有爵者の婦は其の夫に均しき禮遇及び名稱を享く、第六條、華族戶主の戶籍に屬する祖父母父母及妻及嫡長子孫及其妻は俱に華族の禮遇を享く、第七條、本人生存中相續人をして爵を襲がしむることを得ず、但刑法又は懲戒の處分に依り爵を奪ひ又は族籍を削られ、更に特旨を以て相續人に授くる者に此の例に在らず、第八條、華族及華族の子弟婚姻し、又は養子せんとする者は先づ宮內卿の許可を受くべし、第十條、華族は其子弟をして相當の教育を受けしむるの義務を負ふべし」と見えたり（法令全書）

クワタイ　過怠　名義　鎌倉室町兩時代における刑名、錢財を收めて罪を償はしむるをいふ、本義は過失の意にして、轉じて刑名となれるなり、而して辨償する錢財なれば、過怠錢、過料、過料錢、過錢、贖銅、贖財、辨償等と稱したり、贖銅は律令の制度の名をとりたるものなれど、其他に兵器、布帛、馬匹等を徵することもあり、又其錢貨を以て簀屋の用途に充て、神社、佛寺、橋梁、道路の修繕の用に充つるあり、此他貨宮の差に由りて、錢數を異にするあり、例令ば、名主より村役人に錢貨を收むるを本義とす　方言　錢貨を收むるを本義とすれば、其分限に隨ひ、橫を修せしむるが如き、これなり、又日數に由りて差を立つるあり、大番に遲參し、及び告げずして休暇するがごとき是なり、又所領を召し放つべきに、之に代ふるに過怠を以てし、或は詐僞を以て人の田畠を爭ふ者に、贖銅を科するがごとき、其多寡並に地の大小に從ふ、又別に官より令して私人に納れしむるあり、辨償ともいふ、刈田の罪により、多く田地を加へて被害者に入れしめ、竊盜の僅に百文二百文に止まれる者をして、一害の錢を以て被盜者に納れしめ、借貸返辨の期を愆つものをして、過怠分を加へて還さしむるがごときこれなり

○王朝時代には贖銅（ゾウトウ）江戶時代には過料（クワレウ）あり、就きて見るべし（古事類苑法律部）

クワタイテチヤウ　過怠手鎖　江戶幕府の刑名、手鎖の一、「テヂヤウ」の條を見よ、

クワタイラウ　過怠牢　牢屋（ラウヤ）を見よ

クワチヤウ　火長　火（クワ）を見よ、

クワチヤウノミヤ　華頂宮　伏見宮邦家親王の第十二王子博經親王より出づ、初め親王知恩院に入りて法親王たりしが、明治元年正月復飾を仰付けられて華頂宮と稱せしむ、其御殿の名によられしなり、十六年伏見宮貞愛親王の第一王子博恭王入りて御相續となりしが、三十七年伏見宮に復歸し、第二子博忠王繼承し給へり（法令全書、親王系圖）

○博經親王——博厚親王——博恭王——博忠王

クワツクワウボサツ　月光菩薩　佛敎にて菩薩の一、藥師如來の右の脇大師、此界月輪三德等の德義超勝したる所を、此薩埵具足し給ふが故に名づく（佛像圖彙）

クワツジ　活字　活版（クワツパン）を見よ、

クワツジバン 活字版 活版（クワツバン）を見よ、

クワツジボン 活字本 活版（クワツバン）を見よ、

グワツテンシ 月天子 佛教にて天部の一、梵語蘇摩と云ふ、月神と譯す、即ち月天なり、波坭は玉と譯す、月宮天子、名月天子、寶吉祥天子と云ふ、四天王に屬し、天下を照曜し、萬物を養ふこと日天子に亞げり、珠林に、月天子有二五百光一向下照、有二五百光一傍行而照、是故月天名二千光明一、亦復名爲二涼冷光明一と見えたり（譯名義集、佛像圖彙、佛教いろは辭典）

クワツバン 活版 名義 一字版または植字版ともいふ 起原沿革 我國にて活字を製し、これにて印刷せる事の起因詳かならず、東大寺に寛治中の活字今に存せりといへば、これら蓋し其最も古きものなるべく、また以て當時此術が極めて狹き範圍には相違なきも、既に行はれたる事を知るべし、また時慶卿記によるに、文祿二年に活字を選擇して古文孝經を出版せること見えたれど共に傳はらず、今考ふるに、活字の製は古く支那もしくは朝鮮邊より傳はりしなるべく、而していまだ發達せずして中絶の姿に至りしを、豐太閤征韓の時、再び彼の國よりこれを傳へて、活版の術更に興りしものゝ如し、右に述べたる時慶卿記中の活字版も、恐らく朝鮮製のものか、然らざれば之を學びて作りしものなるべし、紀伊藩川家には、今なほ、文祿二年に、加藤清正の朝鮮より持ち來れりと傳ふる眞餘製の活字を藏ぜりと云ふ、然らば當時朝鮮には、木製活字の外、眞餘製のものをも用ひしと見えたり、而して今日に存する活字版の書籍は、文祿五年の版なる蒙求を以て最も古しと爲す、其後慶長二年勅板活字の錦繡段あり、これ當時朝鮮の法を傳へて摸造せしものなりといへり、尋で德川家康も亦この法に倣ひて關ヶ原役後足利學校の都講三要に三十餘萬の活字を與へて、遺書を多く印行せしめたり、其活字足利學校に存せり、又三要比叡山の龍に圓光寺を創立せしが、この寺にも當時の活字を存す、皆かうらい入木製の活字なりき、家康慶長十九年はじめて銅字二十萬をつくり、林道春に命じ大藏一覽を印行せしめたり、この後幕府においては、銅字をもて、元祿中四書直解、四書集註、周易本義などを印行せしめしが、又享保中六論衍義六論衍義大意、東醫寶鑑、普救類方、增廣太平和劑局方、度量衡考などをも印行せしめたりき、此頃一時民間に於ても、活字をもて印行するものありしが、いづれも木製の活字のみなりしといふ、西洋の製にならひて、鉛製の活字をつくり出しゝは、長崎の人本木昌造（實名を永久といひ號を梧窩、笑三、點林堂などいふ）にはじまる、昌造は和蘭通詞にして、蘭書により或は蘭人に聞き、嘉永四五年の頃はじめて流し込活字を作り、自著の和蘭通辯の事を記したる一書を印行して、これを、和蘭に送りしに、蘭人大に其技術を稱賛せしといへり、昌造曾て萬延の初めより、明治維新にわたりて、長崎製鐵所に仕へしが、明治二年同志者と謀り、長崎新町に私塾を開き、新衙私塾と名づけ、讀書、習字、漢學、洋學の四科を授けしが、其入費莫大にして支へ難きより、活字製造をはじめしも、其成績充分ならず、偶々米國の宣教師ヘボンの來朝に、長崎出張所をおき、六年七月を建て、自在に活字を鑄造する由を聞き、人を上海に遣して視察せしめしも、美華書院は深く祕して教へざりしかば、空しく歸朝せしといふ、此頃また薩藩の儒者重野厚之丞（今の文學博士重野安繹氏）上海より活字をとりよせ、印刷を試みたれども、技術未熟の爲め用をなさゞりしかば、空しく庫中に藏するのみなるを聞き、池原香穑を介して、其機械並に活字を購求せしと雖も、成績未だ充分ならざりき、因りて米國宣教師フルベッキに就いて種々質疑し、この人の紹介にて、上海美華書院活版技師米國人ガンブルの滿期歸國の便を以て、長崎に滯在を乞ひ、長崎製鐵所附屬の活版傳習所を、興善町元唐通詞會所跡に置き、活字鑄造及び電氣版のことを研究せしめたり、この傳習生の一部は、本木昌造の設立せし長崎新町活版製造所に入り、一部は製鐵所と共に工部省に屬し、明治五年東京に移され、勸工寮活版所となり、後ち左院中に在りし活版課に合して、太政官印書局となり、其後更に大藏省紙幣寮と合して印刷局となれり、明治三年本木昌造製鐵所を辭し、工場を自宅に設け、專ら活版製造に從事し、舊士族の授産に供するを目的とし、まづ小幡正藏を太阪に遣し、五代友厚に謀り、同地の大手町に始めて活版所を開く、（後北久太郎町二丁目に移す）四年門人平野富二に、新町活版製造所の事を一切委任せしが、同年十一月平野富二は活字を携へて上京し、芝神明前の書肆岡田吉兵衛の手を經て、活字數萬箇を左院に納め、（今の印刷局活字の根源）又横濱毎日新聞社、東京藏田活版所、日就社（小安峻、柴田昌吉編纂の英和字彙に用ひたる漢字、これなり）等にも若干箇を賣りて、長崎にかへりしが、翌五年七月平野富二上京して、神田佐久間町講談堂舊跡に、長崎出張所をおき、六年七月

築地二丁目に移す（今の東京築地活版製造所）これより國文社、秀英社をはじめ、各地方に於ても、活版業を營むもの續々起れり、かく活版業の普及するや、紙型鉛版術次第に行はれ、柾紙及び厰皮紙を用ひて大に進歩せしが、未だ書體改良のことなかりしかば、十二年東京築地活版製造所は、社員曲田成を上海に遣し、明朝書體の字母を改良せしめたり、この他廿四年二月佐久間貞一主唱して、印刷雜誌を發行し、二十六年七月曲田成、印刷物見本交換をはじめて、斯道の爲めに少からざる利益を與へたり、印刷機械の如きも、最初は手搖印刷器（ハンドプレス）の一種のみなりしが、後圓筒印刷器（シリンドル）を輸入して用ひしも、二十二年十一月兩議院開會にさきだちて、官報局長高橋健三佛國に赴き、二十三年の夏マリノニーと稱する輪轉印刷機械を携へて歸朝せしより、朝日新聞をはじめ、其他の新聞社印刷會社等にて購求し、今は蒸汽瓦斯を用ひてこの機械を運轉せしむるにいたれり、活版印刷業のかく隆盛に赴けるは、偏に本木昌造の力なりといふべし（明治八年九月三日稿す）（右文故事、日本工業史）

クワトウ 火頭 王朝時代炊爨の事を取扱ふ者をいふ、即ち斷丁に同じ、賦役令義解に、凡役二丁匠一、皆十人外給二一人一、宛二火頭一（謂火頭者、斷丁也、執二炊爨之事一、故曰二火頭一、即給二功直一與二見役一者同也）と見えたり、

クワトウシユウ 裹頭衆 東大、興福、延曆、園城寺の僧徒即ち僧兵を云ふ、袈裟にて頭を裹む故に裹頭の大衆と云ふ、墜眞和尚聖武天皇の召に應じて、本朝に渡らんとしたりしに、弟子等袈裟もて頭を裹み、顏を隱して之を引留めしに起ると云ふ（源平盛衰記）、常に武器を携帶し飢暴狼藉を極めたり、太刀は多く佩かずして腋に挾みたり、衣服（イフク）の樣圖參看、

クワトウラク 裏頭樂 名義 唐樂平調二十九曲中の一、一名散手作物と稱す、新樂にて中曲 起原沿革 唐の李德紬の作とも、又漢明帝の作とも傳ふ、樂譜に、大國法蛾拂之時、以二錦羅絹綾等一裹レ頭拂レ之、此故に裹頭樂と云ふ、と見えたり、天皇廷禮後宴日、及び皇太子加冠節會に奏するを例とせり、されど其傳來に至りては、今日之を知るによしなし（禮樂志、歌舞音樂略史）

クワトクモン 和德門 大內裡の門、拾芥抄及び玉葉に化德、愚昧記及び續教訓抄、續聚雜要抄に花德に作る、內裡の東なる綾綺殿の北に在り、禁腋祕抄に、公卿のまいる道は、つねに化德門より入て、陣の座にもつく、又北山抄に、（上略）大臣、或自二和德門一退出、一大臣參入時、用二敷政門一、彼大臣在二陣座一時、以二次大臣一可レ入レ自二和德門一云々、と見えたり、

クワノクツ 靴 名義 唐の一種、朝廷の儀式に用ふ、和名抄に唐令云、烏皮靴、赤皮靴（音戈字亦作レ鞾、化乃久豆）胡履也、官職浮沈或問に靴は禮の履、飾レ足爲レ禮也、靴は本字作レ鞾、所二以華一足、故字從二革華一と云へり 製作 革にて造る、上に筒あり、薔薇錦にて作り、革製の紐に締む、靴帶と云ふ、兩端に金物あり、裏に詫を附く、是を靴詫（花仙）と云ふ、錦赤地を用ふ 活用 朝賀、小朝拜、節會、內宴等に天皇之を著す、諸臣又同じく著す、諸臣は此外即位、行幸、行啓、列見、定考、駒牽、讓位、立后、立太子、任大臣、釋奠等の公事にも用ふ、延喜式に制して、內外諸司把笏、非把笏を論ぜず、公事公會の所には悉く靴を著せしめ、自餘は履を著せしも、と當代裝束抄に、色は大臣に赤地、大臣以下四位五位までは青地とし、裝束抄に鞾詫赤地は左近衛大中少將、青色は右近衛の大中少將等用ふとす、又一說に赤は壯年、青は老年のもの多く用ふと云ふ 起原沿革 朝廷に靴を用ひられし事の見えたるは、續後紀に、承和三年六月戊戌朔戊午、天皇御二紫宸殿一、賜二侍臣酒一、且令二圍碁一、天皇依二奏熱一、脫二御靴一、勅二侍臣一同亦脫レ之」とあるを初見とす（延喜式、和名抄、飾抄、桃華樂葉、四三條裝束抄、裝束圖式、官職浮沈或問）

クワノモン 窠紋 紋所の名、單に窠ともいふ、木瓜を輪切りにしたる形を寫したるより、瓜（クワ）の紋といふといひ、或は蜂の巢の如き形したるに因り窠紋とかくを正しきともいふ、續紀に、窠子錦みゆ、又綾にもいへり、本朝式に、小窠錦、一窠二窠五窠錦などいへり、裝束の模樣にも之を用ふ、今上に示すものは、女官禮服の下引腰の模樣窠霰といふものなり、後世窠紋をモツカウガタと稱す、木瓜紋（モクカウノモン）參看（倭訓栞、織文圖會）

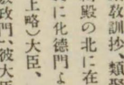

クワハウバウ 華芳坊 大內裡朔平門內の東方桂芳坊の東に接し、內裡の東北隅に位す、春華門と相對して北面に門あり、四宮記に、天曆八年九月二十日、小一條記云、春宮丈夫、於二華芳坊一、定二官廳官考一、年來亮以下著座行之、而今年兩亮有レ障不參、仍可レ點二定之一云々」とあり（拾芥抄、大內裡圖考證）

クワヘイ 貨幣 【上代】太古の世いまだ貨幣の制あらず、各其土宜に從ひて、物品を交換せしに過ぎざりき、紀元八百年代以來韓土諸國より金銀を貢せしことあれども、當時之を以て通貨としたるにあらず、たゞ僅に裝飾に用ひたるに過ぎず、天武天皇三年對馬國より銀を貢す、これ我國に於て銀の出

たる始めなり、(按するに、日本書紀顯宗天皇二年の條に、冬十月、是時天下安平、民無徭役、歲比登稔、稻斛銀錢一文、馬牛被野」と見えたるを以て、當時既に錢貨の行はれし證とするものあり、又これは後漢書によりてかける記者の修飾にて、證とすべからずといふものあり、暫く記して後考を待つ、同十二年詔して自今以後銅錢を用ひて、銀錢を用ふることなからしめ、後また銀錢をも并せ用ふべき旨を諭されたりき、抑々銅は太古より專ら、本邦に産出せるものなれど、之を通貨に用ひたるは、外交稍々起りて、鑄錢の術開けし後の事なるべし、持統天皇の時、直廣肆大宅麻呂等を鑄錢司に拜せしことあれども、いまだ其制整はざりき、文武天皇の三年に至りて、始めて鑄錢司を置き、直大肆中臣朝臣意味麻呂を以て、長官となしたり、しかれどもいかなる錢を鑄たりしかは詳ならず、蓋で【奈良朝時代】元明天皇の時、武藏國より和銅を獻ぜしかば、元を改めて和銅となす、元年催鑄錢司を置き、(催鑄錢司とは、諸方にある、鑄錢を駈催す義なり)銀及び銅錢を鑄る、和同開珍錢是なり、爾來錢面には年號を記し、或は美號を命ずるを例とす、また聖武天皇天平二十一年陸奥國より黃金を獻ず、天皇大に悅びたまひ、元を改めて天平感寶元年とす、即ちその金を以て東大寺盧舍那佛莊飾の料に充つ、淳仁天皇天平寶字四年、勅して開基勝寶、(金錢)太平元寶、(銀錢)萬年通寶、(銅錢)の三錢を鑄、舊錢と並び行はしむ、これ黃金を以て貨幣とし、及び錢文に通寶といへることの始めなり、依て金錢一文を以て、銀錢十文に當て、銀錢一文を以て銅錢十文に當つ、稱德天皇天平神護元年、神功開寶を鑄る、銅錢なり、舊錢と共に世に行はる、光仁天皇寶龜三年、是より先新錢を鑄ることに、都て一を以て舊錢の十に當つ、此に至り官奏によりて、新舊錢の價を同くす、同十一年勅して、私に錢を鑄るものの罪科を定むること差あり【平安朝時代】桓武天皇延曆元年錢價宜しきを得たるを以て、鑄錢司を廢す、同九年復おく、十五年、隆平永寶の銅錢を鑄る、爾來屢々勅して吏民の擅に錢を鑄ふるを禁じ、又錢貨の偏なることを諭して、普及を計られたり、嵯峨天皇弘仁七年、鑄錢司を廢す、凡山城、河內、備中、豐前等、銅を産する處には、屢々採銅使を置く、其鑄錢司の廢置も、また常ならざりき、九年長門の國司を改め鑄造せり、後ち周防國に移す、仁明天皇承和二年、承和昌寶の銅錢を鑄る、嘉祥元年、長年大寶の銅錢を鑄る、共に一を以て舊錢の十に當つ、清和天皇貞觀元年、饒益神寶の銅錢を鑄る、同十二年貞觀永寶の銅錢を鑄る、宇多天皇寬平二年、寬平大寶の銅錢を鑄る、醍醐天皇延喜七年、延喜通寶の銅錢を鑄る、一を以て舊錢の十に當つ、同延長五年、延喜式を撰し、鑄錢司及び私鑄者に關する制を定む、村上天皇天德二年、乾元大寶の銅錢を鑄る、凡、中古錢貨の沿革、大抵右の如し、その私に鑄る者は、八虐と共に大赦にあへども猶敕さゞる制なり、王室衰頹してよりは、鑄錢の事も行はれず、銅貨の質も、また次第に下りたり、【鎌倉時代】に及びて、錢幣貨寶盛に行はれ、凡獻納贈酬等には砂金、南鐐などいふものを用ひ、民の租調を貢するにも、多く錢貨を納む、しかれども終に鑄錢の議に及ばず、而して當時專ら外國錢のみ行はれて其弊多かりしかば、後鳥羽天皇は嚴に之を用ふることを停めたまひしかども、猶やまざりき、後龜山天皇建武中興の初に、乾坤通寶錢を鑄造せりしかども、また捨れく行はるゝに至らざりき、【室町時代】には應永以來國用缺乏し、足利氏明に通じて、專ら彼國の錢を行ふ、之を永樂錢といふ、こは外國のものなれども、其實善良なるがために、大に國內に流布し、遂に永高永勘定などいふこと起り、金銀田賦とも、是を以て準則として、價直を立るに至れり、此他洪武錢、宣德錢等行はれ、又惡錢の流行盛なりしかば、屢々令して、其貨の良否を撰定せしむ、當時これを撰錢といへり、(按するに、此時永樂錢は、關東に專ら行はれ、京には宋元の古錢專に行はるゝ、されば遂に永錢、京錢二樣の相場あるにいたりしなり)【桃山時代】天正十五年豐臣秀吉、銀及び銅を以て天正通寶錢を鑄る、明年大判金、及び小判金を造る、天正十六年判といふもの是なり、茲に至りて始めて兩分、朱の制あり、(按するに是より先、天正十三年に、秀吉金賦とて、大名小名に金銀を與へしことあれば、大判、小判、丁銀等の稱は、この時より以前にありしなり)文祿元年、銀及び銅を以て、文祿通寶錢を鑄る、四年又駿河墨小判金、及び武藏墨判小判を鑄造す、同慶長四年初めて一分判金を造る、これは秀吉薨去の後なり、【江戸時代】の初め慶長六年、大判金、小判金、一分判金等の制を改正し、更に京、江戸、駿河、佐渡等に於て之を鑄造す、同十一年、慶長通寶の銅錢を鑄る、永樂錢と並び行はれしが、十三年にいたりて、永樂錢の通行を停む、元和三年、元和通寶錢を鑄る、銀及び銅なり、是よりさき慶長六年、伏見に銀座を設け、後藤庄右衛門、末吉勘兵衛之を掌る、後京都に移し、又江戸にうつす、かくて鑄錢の事を扱はしめしが、此に至りて始めて諸國金銀本行を設けぬ、又當是座あり、過淺作兵衛の掌るところにして、江戸及び京都にあり、寬永十三年、寬永通寶の銅錢を鑄る、寬文八年又鑄る、所謂文字錢是なり、この後慶

(使開催)

(錢南金銀)

(座銀)

(當是座)

之を鑄る、元文以來は鐵をも雜へ用ふ、元禄八年更に大判、小判、分判、丁銀、豆板銀等を改造す、之を元字金銀といふ、この年令して諸國の鑛山を開かしむ、初め德川家康關八州の大名たりし時、金見役といふものを設け、京師の人、後藤庄三郎光次を召し、金銀の鑒定等を掌らしむ、後江戸及び駿府に金座を設け後藤氏の子孫永く幕府の貨幣を掌ること、なれり、寶永五年、寶永通寶の大錢を鑄る、通用不便なるを以て明年之を停止す、正德四年、是よりさき金銀貨惡質多きを以て、悉く改鑄して慶長の制に復す、享保元年、小判金貨並に壹分判金貨を改鑄す、五年元禄大判金を改鑄す、之を享保判金といふ、元文五年、また金銀貨を改鑄す、之を元文判金といふ、三年銅座を大阪におく、明和五年寬永通寶の眞鍮錢を鑄る、安永九年、南鐐貳朱判を鑄る、九年鐵座眞鍮座を大阪におく、寬政元年丁銀を造る、文政元年二分判金貨を鑄る、後ち屢々改鑄す、天保三年、二朱判金貨を鑄造す、六年當百錢を鑄る、八年五兩判金貨を鑄、又舊小判、一分判金貨、丁銀、豆板等を改鑄す、嘉永六年南鐐上銀を以て一朱銀貨を鑄る、安政萬延年中屢々改鑄せり、文久二年江戸長崎に銅座出張所を設け、各地産出の銅を採集す、三年文久永寶錢を鑄る、凡貨幣制度の複雜なる江戸時代を以て第一とす、これ當時金銀の産出最增加せると、世事の漸く頹弊なりしとに依れるものなるべし、此他、金法馬、甲州金加州金、及び紙幣の制あり、金法馬は慶長中、大阪に於て千枚法馬と稱するものを造りしに始まり、紙幣は後醍醐天皇延武中興の時に始めて造られしが、普く行はれず、慶長元和以來、諸侯皆之をつくり、封內を限りて行ひしものなり、之を藩札といふ、甲州金貨は、甲斐に行はれ、加州金貨は加能越の三國にのみ行はれ

(金見役)

(座金)

(所催出庄銅)

(馬法金)

(座銀)

(札藩)

しものにて、共に天正以後の事なり【明治時代】維新後金銀貨並に銅貨の價を定め、金銀座を廢し、造幣局なおきて、大藏省の被管とし、新貨幣の鑄造を命ず、又貨幣僞造者の罰を定め、續いて新貨條例を頒布し、途に舊貨の通用を停む、此に至りて大に其親を改めたり、紙幣は明治元年太政官金札を發行して、金銀貨と共に通用せしむ、紙幣寮を置き、新紙幣を發行するに至りて、造幣寮及び諸銀行會社等よりも又之を發行す、明治二十九年三月國立銀行紙幣通用期限を三十二年十二月九日迄として發行を停止し、日本銀行のみ兌換券を發行せしむ、而して紙幣は印刷局にて、金銀銅貨は大阪造幣局にて鑄造す(日本制度通、法令全書)金銀貨(キンギンクワ)紙幣(シヘイ)各貨幣の條參看、

クワン　貫　白革の沓の如きもの、繩貫とも稱す、雨雪の日に用ふ、江次第大饗の條、犬飼裝束の事を云へる處に、此名見えたり(江次第、裝束集成)

クワン　貫　物をはかりていふ目方の名、一貫目は千錢目にて、匁の千に當り、其重錢十貫文の如き義なり、活法十百を十貫と爲すといふ、匁(モンメ)の條參看(書言字考、節用集)○また知行高といふ、貫高(クワンダカ)の條參看○又錢一千文をいふ稱、

クワン　官　太政官をいふ、又汎く朝廷をいひ、標註職原抄、官職知要)「クワンキ」、「ダイジヤウクワン」參看、

クワン井　官位　官とは朝廷の諸職をいひ、位は朝廷より親王諸臣に賜ふ位階を云ふ、即ち大臣以下書吏以上を官、一品以下初位以上を位と云ふなり、又位官とも稱す、官は又職とも云ふ、共に「ツカサ」の義なり、故に又之を連續して官職とも云ふ、世に官と稱するは、本義を誤れるなり、又後世は官は公にのみ稱すれども、職は私にも用ひたり、武家諸職の如し(官職維儀、官職知要、令講義)○而して官には必ず之に相當したる位あり、之を官位相當と云ふ、假令ば大臣は正從二位、大納言は正三位を相當とするの類なり、次頁に表示すれば、就て見るべし、猶官制(クワンセイ)職制(シヨクセイ)參看、

クワン井　冠位　冠によりて表章したる位階をいふ、推古天皇の十一年十二月はじめてこれを制定して十二階となし、みな當色の冠を賜ふ、尋で孝德天皇の大化三年改めて十三階となし、同五年再び十九階となし、天智天皇三年二月また二十六階に改めしが、同十年一位以下五位以上の位階を制定して、親王諸王に賜ふに及び、冠位の制遂に廢す、「キカイ」の條參看、

クワンイウチ　官有地　明治時代各所公園地、山林野澤湖沼の類にて、舊來無稅にして官簿に記載せる地をいふ、此地は、政府の部令、或は人民の願により之を賣買する等、總て大藏省の成規に從ふべし、但地券を發するに及ばずと雖も、其坪數地方官の帳簿に書載すべしといふ、明治六年三月之を制定す、翌年十一月更に改正し、第四種とす、皇宮地、神地を第一種とし、地券を發せず、地租を課せず、區入費を賦せざるを法とす、第二種は、皇族賜邸、官用地にて、地券を發し地租を課せず、區入費を賦するを法とす、第三種は山岳林藪河海澁渠道路等(民有地にあらざるもの)鐵道線路敷地、電信架柱敷地、燈明臺敷地、各所の舊跡名區公園等(民有地にあらざるもの)人民所有の權利を失せし土地、民有地にあらざる堂宇敷地及墳墓地、行刑場等にて、地券を發せ

(官職)

(官位)

(冠位)

官位	官		省				職			坊		
	神祇	太政	中務	式部	治部	民部	兵部	宮内	刑部	大蔵	修理宮	摂津	京職	春宮	左右大舎人	内匠寮	図書寮	左右兵庫	木工寮	造酒司	左右馬寮	大学
正一位		太政大臣																				
正二位		左大臣 右大臣 内大臣																				
正三位		大納言																				
従三位		中納言																				
正四位 上			○卿 四位五位											傅								
正四位 下		参議		卿		卿			卿													
従四位 上		大辨												大夫								
従四位 下	伯										大夫											
正五位 上		中辨	大輔									大夫	大夫									
正五位 下		少辨			大輔	大輔	大輔 事		大輔													
従五位 上			少輔															頭				頭
従五位 下	大副	少納言	大監物 侍従		少輔		少輔		少輔	亮	亮	亮	亮	学士 亮								文章博士
正六位 上	少副	大○大外記 ○後五位 大史	大内記 ○後五位																			
正六位 下					大丞	大丞	大丞 中判事		大丞									助				明経博士
従六位 上	大佑		少丞 中監物				少丞		少丞			大進		大進								
従六位 下	少佑						少判事			大主鑰		少進										
正七位 上		少外記 ○後六位 少史	中内記 大錄		大錄	大錄	大錄		大錄				大進 少進	少進								
正七位 下			少監物 大主鈴				大屬							主鑰 主果解				大允				大助教 明経博士
従七位 上			主典															少允				少允 大学博士
従七位 下			大典鑰				大解部			少主鑰												
正八位 上			少内記 少主鈴 少錄		少錄		少錄			少錄												
正八位 下	大史						少屬 中解部				大屬	大屬		大屬								
従八位 上	少史		少典鑰			少屬					少屬	少屬		少屬				大屬				大屬
従八位 下							少解部											少屬				少屬
大初位 上																						
大初位 下																						
少初位 上																						
少初位 下																						

○本表は令、延喜式、職原抄等を基とし傍ら職官志等を参照して編成したるものにして官位相當の明了なるものゝみを掲げ、他は官制の條に譲りたれば同條を併せ見るべし、

| 官位 | 寮 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

官位	府				臺	署			監		司										
	傅守	太傅	左右衛門	近衛	彈正	主馬	主兵	主工	主醫	主書	主殿	主藏	主膳	含人	齋院	內膳	防人	主殿	內染	內掃部	主油	主水	織部	縫殿	采女	內侍
從一位																										
正一位																										
從二位																										
正二位																										
正三位																										
從三位		帥		大將	尹																					
正四位 上																										
正四位 下																										
從四位 上																										
從四位 下			督	中將	大弼																					
正五位 上	將軍	大貳																								
正五位 下				少將	少弼																					
從五位 上			佐																							
從五位 下		少貳													長官											
正六位 上				將監	大忠											奉膳										
正六位 下		大監			少忠																		正	正		
從六位 上		少監	大尉						正						次官				正	正						
從六位 下		大判事					首											正								
正七位 上	軍監	大小判事工大典	少尉		大疏									正												
正七位 下		主神		將曹											判官											
從七位 上																										
從七位 下		博士														典膳										
正八位 上		算醫陰陽師師師	少典		少疏									主船		主殿	佑						佑	佑		
正八位 下			大志						佑										佑	佑						
從八位 上	軍曹		少志															佑								
從八位 下															主典											
大初位 上		大令史														令史										
大初位 下		少令史												令史							令史	令史		令史		
少初位 上									令史										令史 染師	令史						
少初位 下						令史												令史								

| 官位 | 司 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |